



江戸時代における商家の決算報告に関する研究一近 江商人中井家の店卸目録を中心として一

松田, 有加里

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2017-03-25

(Date of Publication)

2019-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6838号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006838>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

江戸時代における商家の決算報告に関する研究
—近江商人中井家の店卸目録を中心として—

神戸大学大学院経営学研究科

清水 泰洋研究室所属

経営学専攻

125B020B

松田 有加里

江戸時代における商家の決算報告に関する研究
—近江商人中井家の店卸目録を中心として—

松田 有加里

目次

序章	1
第1章 帳合法に関する先行研究	6
第1節 帳合法及び帳簿の概要	6
第2節 商家の帳合法	11
第3節 帳合法の比較分析	38
第4節 帳合法の教育	39
第5節 帳簿の発展	40
第2章 近江商人及び中井家の概要	44
第1節 近世近江の経済	44
第2節 近江商人と松前交易	47
第3節 中井家の帳合法	52
第4節 江戸期の質屋業と中井家の質店	63
第5節 中井家仙台店見世方の店卸目録	70
第3章 中井家仙台質店の店卸目録—仙台店見世方との相違点—	77
第1節 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の分析	77
第2節 「享和二年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」の分析	87
第3節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析	93
第4節 「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」の分析	97
第5節 考察	101
第4章 中井家石巻店の店卸目録—記載内容の収斂—	105
第1節 「享和貳年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」の分析	105
第2節 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の分析	115
第3節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析（「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義）	120
第4節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析（「石巻支配人 市兵衛」名義）	126
第5節 享和三年戌質店卸目録の表示方法に関する変化	130

第5章 中井家相馬店の店卸目録	138
第1節 中井家における金種別計算	138
第2節 「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戌店卸目録」の分析	139
第3節 「享和二年戌正月吉日 酉ノ年分店卸目録帳」の分析	148
第4節 考察	153
第6章 仙台質店と石巻店の店卸目録の変化	158
第1節 仙台質店作成「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」の分析	158
第2節 享和年間店卸目録からの変化	162
第3節 石巻店作成「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」の分析	165
第4節 享和年間店卸目録からの変化	180
第7章 近江商人の中小商家の決算報告書	201
第1節 富江屋 「勘定帳」の分析	201
第2節 柴谷家 基礎帳簿の分析	210
第3節 柴谷家 「秋勘定帳」の分析	226
結章	233
参考文献	239
参考史料	249
附録	293

序章

複式簿記導入前の江戸時代において、日本の商家は家ごとに異なる方法で会計記録を行っていた。このような、各家に固有の簿記法は帳合法や和式帳合と呼ばれており、鴻池家、三井家、中井家等の近世を代表する大商家をはじめとした各商家について研究が行われている。

日本の帳簿に関する研究は、大森研造氏によるものが最も早く、古語拾遺、日本紀、続日本紀、三代実録等に基づいて、天平の頃（729-748年）から江戸時代以前の帳簿¹が紹介されている（大森[1921]）。また、商業帳簿が日本の文献に現れた最古の例として、永正17（1520）年の掟に登場する「土倉帳」を挙げている²。土倉とは今の質屋のことで、土倉帳は質屋の債権関係を記録した台帳であった³。また、同氏は現存する最古の商業帳簿として、伊勢国松坂の古長者富山家が用いた元和頃（1615-1623年）の帳簿を挙げている。これは足利帳と名付けられた帳簿で、元和元（1615）年からの取引が記録されている。富山家は伊勢国射和村の豪家で、江戸時代初期から江戸・京・大坂で活躍した伊勢商人として有名な家柄である。元和頃には既に両替商として財をなしており、この資本をもとにして三都で呉服業を営んだ。その後、享保頃（1716-1736年）に最盛期に達し、次第に衰退した⁴。

日本固有の帳合法に関する研究は、平井泰太郎氏、山下勝治氏による田部家の会計帳簿の研究（平井[1936]；山下[1936]）が最初である。両氏は、島根県の旧家である田部長右衛門家の帳簿史料を調査し、「出雲帳合」と名付けて発表した⁵。その後、小倉榮一郎氏による近江商人中井家の帳合法（「江州中井家帳合の法」）の研究（小倉[1960a]）や、作道洋太郎氏による大坂商人鴻池家の帳合法の研究（作道[1966]）、西川登氏、安岡重明氏による三井家の帳合法の研究（安岡[1966]；西川（登）[1981]）等が発表されている。

各商家では、独自の帳合法に基づいて決算報告書を作成していた。決算報告書は作成すること自体が目的ではない。利益の獲得を目的として商いを行う以上、経営者（当主）は経営上の意思決定のためにこれを利用したと考えられる。その際には、店の業績の時系列比較や店舗間比較を可能とする情報が必要とされたはずである。各店の決算報告書はこの要求に応えるものであったのだろうか。また、現代と同じ比較可能性の確保という問題に直面した時、江戸時代の商家はどのように対応したのだろうか。

当時の各商家では独自の帳合法を行っていたため、決算報告書の表示形式は家ごとに

¹ 神帳、駅起稲帳、大計帳、四季帳、見丁帳、青苗帳、輪租帳などであるが、これらは全て戸籍帳もしくは租税帳というべきものであり、商業帳簿ではない（大森[1921] 121-124頁）。

² 永正17（1520）年の掟に「土倉には土倉帳あり、訴訟には之に依て決すべし」とある。

³ 西川（孝）[1971] 106頁；宮本[1957] 88頁。

⁴ 西川（孝）[1971] 106頁。

⁵ 西川（孝）[1971] 106-107頁。

異なっており、各商家の帳合法に共通性は見られないというのが通説である⁶。それでは商家の内部、つまり複数の支店を持つ商家における支店間の統一性についてはどうだろうか。先行研究では、個別の商家の分析にとどまっているのに加えて、1つの商家においても、支店間で比較を行っている研究は見られない。したがって決算報告書の店舗間における統一性について言及した文献はあまり見られないが、西川登氏は三井家について、「記帳方法は組織によってかなり異なり、同じ店でも部署により相違がみられ⁷」と述べている。また、小倉榮一郎氏は中井家について、「各科目についてどの程度まで細目を表示するのか、たとえば人名別明細とするのか、商品別に掲げなくてはならないものか、そのような形式の上では支店毎に相違していて、一定基準はなかったようである⁸」と述べている。しかし、上述のように、どちらも決算報告書に見られる表示形式の統一性に焦点を当てて史料の比較を行った研究ではなく、店ごとの決算報告書、帳簿組織の研究にとどまっており、比較可能性の観点からの研究は行われていないといえる。商家の店舗間における決算報告書の統一性と継続性を明らかにするため、比較分析を行う余地は十分に残されていると思われる。

そこで本研究では、比較分析の対象として近江商人を取り上げ、会計史料を検討し、上述の観点からの考察を行うこととする。近江商人は、伊勢商人や大坂商人と並ぶ日本の近世商人類型の1つであり、「三方よし」や「陰徳善事」をはじめとする家訓とともに、「産物廻し」という特徴的な商法で広く知られている。北関東・東北・北陸・山陰地方等を商業活動の中心地域とし、日本各地で行商あるいは店舗商いを行った。また、異なる業種を兼営することが多かったことも特徴の1つである。近江商人が扱った商品は多種多様であったため、現在の総合商社の原点であるとされている。近年では、長期的視野に立った近江商人の家訓及び経営手法が再評価される向き⁹もあり、「三方よし」や「近江商人」といった言葉をタイトルに含む書籍は多数出版されている。このことから、近江商人への関心の高さ、近世に活躍した商人の中での存在感の大きさを窺い知ることができる。

近江商人について、経営手法・理念、家の沿革に関する研究は行われているが、会計帳簿を検討対象として決算構造や帳簿組織を解明する試みは十分であるとは言い難い¹⁰。また、決算簿を比較して共通点を洗い出す研究は皆無である。先行研究で取り上げられた家だけでなく、近江商人の他家も含めて、研究すべき史料がいまだ多く残されていると考えられる。

店舗間、業種間、時系列での比較分析を行うためには、複数の店舗を持ち、複数の業種

⁶ 西川（登）[1993] 33頁。

⁷ 西川（登）[1993] 33頁。

⁸ 小倉[1962] 63頁。

⁹ 有馬[2010a];[2010b]、末永[2011];[2014]等が挙げられる。

¹⁰ 近江商人の研究として、原田[1956]による中井家、小倉[1960a];[1962];[1983]による中井家、村西家、小嶋家の研究、江頭[1961]による中井家、松居家の研究、宮本[1967]による小野組の研究、宇佐美、賀川[2005]、末永[1997]、鈴木[2008]、松元[2010]らによる山中家の研究等が挙げられる。会計帳簿を検討対象とした研究の中でも、決算構造または記帳方法の解明に主眼を置いた研究は小倉と鈴木のみである。

を手掛けた商家を対象とし、連続した年度の史料を入手する必要がある。史料の制約も考慮し、本研究では近江商人の中井家を中心的に検討することとした。中井家については、江頭、小倉、原田らにより帳合法、経営手法、資本蓄積過程に関する研究¹¹が行われているが、同家の会計帳簿自体を検討しているのは小倉のみである。また、その分析対象は仙台店と香良洲店（醸造業）が中心とされているが、業種ごとの帳簿の特徴については言及されていないため、検討の余地がある。

本研究では、中井家仙台店見世方、仙台質店、石巻店及び相馬店によって作成された店卸目録を検討し、決算構造を解明する。連続した年度の史料を検討し、表示形式の継続性や次年度への繰越の関係も明らかにする。また、その結果に基づいて、時系列の比較と、見世方と質店、質店同士の比較を行い、1つの店で計算構造と記載様式がどのような変化を遂げるのか、店舗間で統一的な決算報告が行われていたのか、行われていたとすれば、それはどの範囲でのことなのかという点について考察する。加えて、店同士の記帳技術にかかわる交流の有無（例えば、帳合法の教授については店内で行われていたらしいことは知られているが、店間で情報共有がなかったのか）にも言及する。以上の検討を行うことにより、限られた範囲ではあるが、店舗間における統一性と継続性、決算報告書の記載様式の収斂過程を明らかにする。

本研究での研究方法の概要を示すと以下の通りである。会計史料として、中井家の仙台店見世方、仙台質店、石巻店及び相馬店によって作成された店卸目録、柴谷家の基礎帳簿及び勘定帳、富江家の勘定帳及び算用帳を用いた。その他、会計帳簿以外の史料も必要に応じて参照している。これらの史料は、滋賀大学経済学部附属史料館、江差町郷土資料館に所蔵されているものであり、分析した史料の一覧は「参考史料」として掲載した。翻刻は、一次史料である古文書に基づいて全て筆者が行い、「附録」に掲載した（一部の翻刻については、各科目に丸括弧付きの記号を付し、本文中の説明との対応を示した）。なお、史料に押されている突合印や店の印は、翻刻資料では記載を省略した。可能な限り一次史料を利用しているが、閲覧することのできなかつた史料については、刊行物に掲載されている翻刻を利用した（その旨は適宜記載している）。本文中の勘定科目名は、史料に記された名称のまま記載することとし、史料中の傍訓や先行研究等により明らかなもののみ、読み方を括弧書きで示した。金額表記について、金建て額の後に銀建て額が続く場合、史料に記載はないが、本文中では「ト銀〇匁」として金種の違いが明確になるよう表記した。

¹¹ 帳合法に関しては小倉[1960a]、経営手法に関しては江頭[1961]；[1964]、原田[1956]、資本蓄積過程に関しては江頭[1956]；[1961]等が挙げられる。

第1章 帳合法に関する先行研究

本章では、江戸時代の商家における帳合法に関する研究を整理し、明らかになっていることと限界を明確にする。帳合法の様式は各商家によって異なるため、まず最初に帳合法及び帳簿に関する通説を示し、その上で個別の商家の事例、それらの比較研究等について見ていく。

第1節 帳合法及び帳簿の概要

1-1. 帳合法

日本固有の帳合法は、西洋からもたらされた複式簿記とは異なるという大きな意味において、「日本式帳合法」、「和式帳合」、「大福帳式簿記法」などと呼ばれるが、研究者によって、また論文内においても場面によって、用いる名称が異なることがある。

(1) 江戸時代の帳合法

江戸時代の商家では、商売上の必要に迫られ、各家独自の多様な帳合法が生み出された。17-19世紀になると、平戸や出島の商館を介して日本人が複式簿記と接する機会があったが、日本国内において実施されるまでには至らなかったようである。最大の問題は数字の書き方で、それには数字自体と、縦書き・横書きの2つの問題が含まれていた。また、日本固有の用紙・筆墨とも関係があると考えられる。和紙に毛筆でアラビア数字を横書きすることは容易ではなく、当時の西洋紙製帳簿やペン、インクは高価であったため、これらを買うことは難しかった。このような事情が複式簿記実施の障害になったと考えられると西川(孝) [1966]は述べている¹²。

日本固有の帳合法は、出雲帳合や中井家帳合の他にもみられるが、これらは本来各家の秘密であって、丁稚・小僧・手代・番頭らがそれぞれ修業の中で習得したものである。帳合の指導書というものがいないため、同一の方法が普及することはなく、各家の帳合は共通性に乏しい。特に一般商家では、さほど精巧な帳合の必要性がなかったことから、各家の考え方に従って異なった方法を採用していた。西洋においても、個々の実際の数値は各商人の秘密であったことには違いないと思われるが、簿記の方法は秘されておらず、早くから印刷本になって公開され、日本とは異なった発展を遂げたのである¹³。

(2) 明治期の帳合法

明治初年に実施される西洋の複式簿記導入は、西洋のお雇い外国人を招いて、彼らに簿

¹² 西川(孝) [1964] 42-43頁; [1966] 53-56, 60頁。

¹³ 西川(孝) [1966] 57頁; [1971] 101-102頁。

記教育を委ねる形で始まった。続いて文献の輸入、その翻訳・出版及び学校教育の段階に至って、いよいよ国内に広く普及するようになる¹⁴。

しかし、日本企業の記帳方法がこの時期を境にして、和式帳合から複式簿記へと一斉に転換したわけではない。複式簿記が実施に移されたのは一部の新興大企業に限られ、在来の土着企業では和式帳合が残った。小倉[1974]はその例として、和式帳合を用いながら、西洋式決算を行おうとして失敗に終わった村西家を挙げている。また、和式帳合が明治30年になっても実践されており、西洋簿記への転換は相当の大商人であっても想像以上に手間取ったという事実も指摘している。日本固有の帳合法は、長い年月を経て次第に西洋簿記に置き換えられていったのである。このように長期にわたり、異種の計算記録法が並存した例は世界の会計史においても珍しいことであるという¹⁵。

ただし、この置き換えは記録についてのみ行われ、計算は以前から引き続きそろばんを用いてなされていた。西洋簿記と和式帳合を比較すると、西洋簿記では記録と計算が帳簿の中で行われているのに対し、和式帳合では両者が分かれていて、記録は帳簿の中でなされ、計算は別にそろばんで行っていることがわかる。つまり、日本の帳合は帳簿とそろばんが揃って初めて機能するのである¹⁶。

1-2. 帳簿

次に、帳合法に基づいて記録が書き込まれる日本固有の帳簿について述べる。

(1) 帳簿の用法と様式

宮本[1957]によると、商業帳簿の初めは債権の備忘記録を主眼とする帳簿が1つあるのみだった。やがて原始記録と整理記録とに分化し、大福帳と金銀出入帳、売帳がある場合には、掛売は売帳と大福帳に記入され、売掛けの回収は金銀出入帳と大福帳に記入されるようになったという¹⁷。

小倉[1978]も記録による管理の必要性がなければ帳簿は設けられないと述べ、同じく債権債務の備忘記録が最初であるとしている¹⁸。また、これだけでは簿記帳簿とはいえないものであるが、「備忘録とまったく同じ帳簿記録であっても、それが体系的計算に組み込まれると簿記になる¹⁹」と述べている。

江戸時代には、「大福帳」と呼ばれる帳簿がほぼ例外なしに用いられた。「大福帳式簿記法」の名称は、この事実から由来したものである。しかし、大福帳がどのようなものであったかについては、地方や業種などによって一様ではなく、異なった性質を持つ帳簿を大

¹⁴ 西川(孝)[1966] 59頁。

¹⁵ 小倉[1974] 14,16頁。

¹⁶ 西川(孝)[1966] 66頁。

¹⁷ 宮本[1957] 88頁。

¹⁸ 小倉[1978] 3頁。

¹⁹ 小倉[1978] 4頁。

福帳と呼んでいたとみられる²⁰。

最も多いのは、売掛金元帳を大福帳と呼ぶ例である。他には、買掛金元帳を指す場合もあり、両者を含むこともある。いずれにしても債権債務の備忘記録として用いられていたと考えられる。稀ではあるが、経費元帳を大福帳と呼ぶ例や、多数の勘定²¹を含む例もある。中井家の大福帳は一般的なものとは異なっており、総勘定元帳に近い機能を持っていた。中井家の帳簿群は単なる備忘記録ではなく、損益計算を行うために組織立てられたものであった²²。

帳簿は一般的に、長帳・袋帳の二種類が広く用いられていた。長帳とは、和紙を縦に二つ折りにして綴り、用紙の増減ができない帳簿を指す。一方、袋帳は和紙を四つ折りにし、用紙が不足すれば更に増やすことが可能な帳簿を指す。普通は 20 枚ほどを一綴りとし、これを数十束ねたものを 1 冊とする。問屋の大福帳の多くはこの袋帳であり、中心的な帳簿は毎年年初に新調することが慣習となっていた²³。

帳簿には漢数字によって記入を行い、上部に金額、下部にその説明を書くことが多かった。商家によっては符牒を用いる場合もある。マイナスの金額には出または入の字を頭に書いて区別していた²⁴。

(2) 商事慣例類集にみる江戸時代の帳簿

西川（孝）[1971]は、「わが国固有帳合法に関する文献中で、最も重要な一つは「商事慣例類集」である²⁵」としている。この書は、明治 14・15 年頃、太政官中の商法編纂委員が商法典編纂²⁶の準備として、「日本各地方に於ける商業習慣を、夫れ夫れ当業者、商業団体及地方官庁等へ諮問した答申書及直接対談の筆記等を纂集したるもの²⁷」である。この中には、商家の中で多数を占めていた中級（及びそれ以下の）商家の帳合の実態と、当時の西洋簿記実施状況を示す資料が含まれている。調査自体は明治初期に行われているが、「我国明治以前より、一般に行はれ居たる商業習慣を一切網羅したる良参考書である²⁸」とされており、報告された帳簿は江戸時代に用いられた帳簿の実態を推測するのに利用し得るものであると考えられる²⁹。

²⁰ 小倉[1960a] 83 頁。

²¹ 記録・計算の単位を指し、形式は問わない。

²² 小倉[1960a] 84 頁。

²³ 宮本[1957] 90 頁。

²⁴ 西川（孝）[1966] 58 頁。

²⁵ 西川（孝）[1971] 102 頁。

²⁶ 商法典の編纂は明治 14 年 4 月、太政官法制部において、ドイツ人ヘルマン・ロエスレルに委嘱したのに始まる。同年 8 月、東京商法会議所に商事慣習を諮問した。同年 10 月には太政官制度改正により参事院法制部がこの事務を継ぎ、明治 15 年 3 月、商法編纂局が設置され、ここに移管された（西川（孝）[1969] 3 頁）。

²⁷ 司法省（編）[1932] 解題 1 頁。

²⁸ 司法省（編）[1932] 解題 1 頁。

²⁹ 西川（孝）[1966] 102 頁;[1969] 3 頁。

内容の信頼性について、日本商事慣例類集には「本書の内容は、答者の想像説多くして、事実の証拠となし難き点少なからずの感なきにあらざるも、中には確かに信拠すべき故老の記憶に出づるものあること疑ひなきが故に、本書を参考とするときは多少の注意を拂って之を選択取捨するの必要あるべきも、此の覚悟を以て之を利用する者には必ず多大の裨益なしと云う可らず³⁰」とある。しかし西川は、商業帳簿の答申に関して、実際の帳簿を調査したものではないが、商人や実務者からの問書が中心となっており、回答者の意見や記憶の部分は僅かであるため、信頼性は高いとしている³¹。

また西川（孝）[1969]は、大阪市参事会（編）『大阪市史 第2巻』（明治44年・大正4年出版）の第4編 徳川時代 第7期（寛政6（1794）年より天保8（1837）年）の「商家の帳簿」の項に大阪商法会議所答申中の商業帳簿の箇所全文が記載されていることを挙げ、これは市史の編者が、明治15年頃の大阪商人の帳合と、徳川時代のものに大差がないことを認めた結果であるとし、「商事慣例類集」にまとめられた商業帳簿は、この調査が行われた明治初期の資料であることにとどまらず、江戸時代における帳合の実態を推定するためにも利用し得るものであると考えられると述べている³²。

この調査は、各地の商法会議所³³と1府8県の地方官庁³⁴を通じて行われた。各商法会議所では業種別に商家帳合の実態調査をし、その中からいくつかの帳簿を選んで答申し、地方官庁では業種別調査の結果をそのまま答申した。西川（孝）[1971]は、調査の結果としてまとめられた「商事慣例類集」には、わが国中級商家の帳合の実態と当時の西洋簿記実施状況を示す資料が含まれているとしている。

東京商法会議所は明治14年9月の会議において6業種の帳簿について報告し、審議の結果「商売柄の何たるを問わず、苟くも問屋の業を営むに於いて、普通欠くべからざる帳簿³⁵」として9種³⁶を挙げた³⁷。

大阪商法会議所は、明治15年初めから5か月を費やして調査し、11業種の帳簿のうち最も多くの業種に共通のもの7種³⁸を答申した。

兵庫商法会議所は「問屋仲買人において普通欠くべからざる緊急の帳簿³⁹」として9種⁴⁰を答申した。他の会議所と異なり、兵庫商法会議所の答申には、本文以外に「記事」と「付

³⁰ 司法省（編）[1932] 解題 3頁。

³¹ 西川（孝）[1969] 4頁。

³² 西川（孝）[1969] 7頁。

³³ 商業会議所の前身で、東京府ほか16カ所に存在した。

³⁴ 東京府、千葉、茨城、神奈川、栃木、三重、愛知、静岡、岐阜をいう。

³⁵ 司法省（編）[1932] 34頁。

³⁶ 当座帳、大福帳、仕入帳、仕切帳、蔵入帳、水揚帳、荷物判取帳、金銭判取帳、金銀出入帳の9種。

³⁷ 司法省（編）[1932] 34頁。

³⁸ 大福帳、買帳、売帳、注文帳、金銀出入帳、金銀受取帳、荷物渡帳の7種。

³⁹ 司法省（編）[1932] 48頁。

⁴⁰ 大福帳、万売帳、仕切帳、水揚帳、金銀出入帳、荷物出入帳、勘定帳、荷物判取帳、金銭判取帳の9種。

録」がついている⁴¹。付録には問屋と仲買商が用いていた、特に精巧な帳簿組織が示されている⁴²。ここに含まれる帳簿の数は一般的な中級商家の3倍ほどもある。西川（孝）[1971]は、この報告を行った北風委員の家は江戸中期から明治初期にかけて、大坂の鴻池家と並び称された大豪商であったため、多くの帳簿を設けた帳簿組織の報告ができたのでであろうと述べている⁴³。

この付録に示された帳簿の中で、共通しているのは「総勘定帳」である。これについては報告の中で「計算期に諸帳簿より合計残高を記入し、年度中の損益且資金の増減等を知得するものにして、商業者欠くべからざるの簿冊なり⁴⁴」と説明されており、一種の決算簿ではないかと推測される⁴⁵。

商事慣例類集の調査目的外の例示ではあるが、これによって当時の商家の帳合が、全国的な中級商家の帳合（大福帳・金銀出入帳を中心とした帳簿組織）と、少数の豪商の帳合（多数の帳簿を含む帳簿組織）とから構成されていることがわかる。西川（孝）[1971]は、これを「和式帳合の二重構造」と呼んでいる⁴⁶。

中級商家の帳合でも、帳簿の冊数は多かった。報告の中には、判取帳のような計算体系に関係のないものも含まれていたが、それを除いても帳簿の数は多いといえる。当時の帳簿は紙面が小さいわりに毛筆の文字は大きく、また罫線を用いなかったため、冊数が増えたのだと考えられる⁴⁷。

中級商家に限っていえば、報告の中に決算簿や決算報告に関する記述が少ない。これは、中級商家の多くは規模の大きい個人商店であり、主人または番頭が帳簿の総括をしてその計算結果を知れば、それで目的を達したことになるからであろう⁴⁸。

報告から、各地・各業種の帳簿の中にほとんど例外なく含まれていたのは大福帳であることが分かった。大福帳は、金銀出入帳や売上帳をもたない小売商にとっても、欠かせない帳簿であった。現金や商品は物自体を直接的に管理したため、帳簿による間接的な管理は省かれることがあった（規模が小さい場合や出し入れが多い場合）が、売掛金の管理には大福帳のような帳簿が不可欠であったと考えられるという⁴⁹。

1-3. 多帳簿制複決算構造簿記

先行研究の中でも比較的著名な帳合である中井家帳合法や出雲帳合、鴻池家帳合などは「多帳簿制複決算構造簿記」とであるとされる。ここでは、その定義について述べる。

⁴¹ 記事は会議所の議事録、付録は調査資料となっている。

⁴² 問屋帳簿は25種の帳簿、仲買商帳簿は29種の帳簿を含んでいる。

⁴³ 西川（孝）[1969] 7-8頁; [1971] 104頁。

⁴⁴ 司法省（編）[1932] 234頁。

⁴⁵ 西川（孝）[1969] 8頁。

⁴⁶ 西川（孝）[1971] 104頁。

⁴⁷ 西川（孝）[1969] 9頁。

⁴⁸ 西川（孝）[1969] 9頁。

⁴⁹ 西川（孝）[1969] 10頁。

「多帳簿制複決算構造簿記（または多帳簿制複決算簿記）」は、小倉の論文中で多く登場する概念であり、帳合法を評価する際の基準として用いられている。

取引現場において、多数の基本帳簿に日常取引を記録し、大福帳と称する総勘定元帳に近い機能を持った帳簿に付け上げる。勘定科目は完全に揃っているため、全ての取引を 2 面的に分類することができる。小倉[1974]は、この記録計算に基づいて複決算構造の決算を行う簿記法を「大福帳式簿記法」とし、「多帳簿制複決算構造簿記」と名付けた⁵⁰。

多帳簿制複決算構造簿記は、以下の 5 つの特徴を持つ⁵¹。

- (a) 日常多数発生する取引は別個の帳簿に記録される（＝多帳簿制）
- (b) 大福帳が総勘定元帳の役割を果たす中心的帳簿である
- (c) 取引複記方式を採っている
- (d) 正負混記すなわち並置減法による記録が行われている
- (e) 貸借対照表・損益計算書の 2 系統に分かれた複式決算である⁵²

(e)について補足して述べる。中井家の店卸目録（決算報告書）の前半は貸借対照表に相当し、期末正味財産額と期首正味財産額を比較して損益を求める「資本計算的成果計算」を行っている。そして後半が損益計算書に相当し、収益と費用の差として損益を求める「損益計算的成果計算」を行っている。小倉[1974]は、これを複式決算（複決算）構造であるとしている⁵³。「複式」は決算が貸借対照表と損益計算書の 2 系統に関して行われることを指すものであり、左右の貸借記入を意味するものではない。

第 2 節 商家の帳合法

帳合法はそれぞれの商家における秘伝であって、各家独自のものとして発展した。そのため表示形式や用語が一様でなく、帳合法研究は商家ごとに行われている。本節では、日本の商家で行われていた帳合法を中心に、先行研究によって明らかになっていることを明確にする。家の概要と帳簿の種類を中心に述べ、判明していれば決算構造のほか記帳関係にも言及した。以下、各商家に関する研究の発表年順に概要を掲げる。

2-1. 田部家の帳合

田部家の帳合は「出雲帳合」と名付けられ、平井[1936]、山下[1936]によって発表された

⁵⁰ 小倉[1974] 2 頁;[1981a] 64 頁。

⁵¹ 小倉[1967b] 70 頁。

⁵² 小倉は多帳簿制複決算構造簿記の特徴の 1 つとして、損益の 2 重計算のみを挙げており、鴻池家で行われていた期末正味身代の 2 重計算に言及していないが、ここでは小倉[1967b]に従って記載した。

⁵³ 小倉[1974] 6 頁。

54。「わが国の帳合法が専門学者により、原始資料に基づいて本格的に研究されたのは「出雲帳合」が最初である⁵⁵」。田部家は、島根県飯石郡吉田村の豪家であり、砂鉄の採集、鉄・鋼の製造・販売を家業としていた⁵⁶。

火災で焼失したものが多いが、寛政 13（享和元・1801）年、嘉永 7（安政元・1854）年、大正 2（1913）年の史料が現存している。寛政 13 年のものには両面勘定の構想が見られないうが、「安政帳簿に至れば、記載の方法は、其の性質上現在の分（大正 2 年の帳簿）と大差はないのであつて、後に述ぶる両面勘定の如きも亦、発見出来る⁵⁷」（括弧内筆者）⁵⁸。

平井[1936]は、まず田部家の沿革・業態・部門関係等について説明し、続いて帳簿の形式や記入方法について述べている。その上で、大正 2 年の「勘定目録」を引用して両面勘定の仕組みを明らかにしている⁵⁹。

山下[1936]の論文は、「同教授（平井氏）が故意に触れなかつた点を明にしたいと言う目的を持つもので、言わば其続篇と言う意味を持つ⁶⁰」（括弧内筆者）。そのため、同家の沿革や帳簿に関する説明が簡略で、勘定目録に設けられた諸勘定について史料を引用しながら解説することを中心としている⁶¹。

出雲帳合の重要な特色は「損益計算と財産計算との勘定尻の一致によって計算を確かめんとする両面勘定の構想⁶²」にあるが、大福帳式帳簿への平素の記録は単式簿記的であり、「両面勘定の構想は其纏め上げ方法に就いての着想に外ならない⁶³」。また山下[1936]は、出雲帳合の計算目的について、「其期間に必要なりし凡ての費用を計上し、以つて其期間の全収入額と比較して箇所⁶⁴全体としての損益を計算せんとする処にある⁶⁵」としている。

具体的な記帳関係については、次の通りである。同家における業務の分担は、営業部・財務部・基本部の 3 部に分かれている。各地の箇所（鑪）は営業部に属しており、1 つの会計単位を構成する。箇所の手代は、毎期末（6 月末と 12 月末）に諸帳簿の記録を勘定座でまとめ、これを「××月切諸勘定目録」という形で報告する。この諸勘定目録は、決算報告書に相当するものであり、1 冊の帳簿となっている。勘定目録に設けられる全ての勘定座は、最終的には出目金座と惣差引座のいずれかに集計されるものである⁶⁶。

54 両氏が用いた史料は全て田部家所蔵のものである。

55 西川（孝）[1969] 13 頁。

56 平井[1936] 1-28 頁;山下[1936] 89-136 頁。

57 平井[1936] 10 頁。

58 平井[1936] 10 頁;山下[1936] 90 頁。

59 平井[1936] 1-28 頁。

60 山下[1936] 89 頁。

61 山下[1936] 89-136 頁。

62 山下[1936] 135 頁。

63 山下[1936] 135 頁。

64 田部家が経営していた精錬所は全盛期には 20 数カ所に及び、それらは「箇所（かしよ）」と呼ばれていた（山下[1936] 91 頁）。

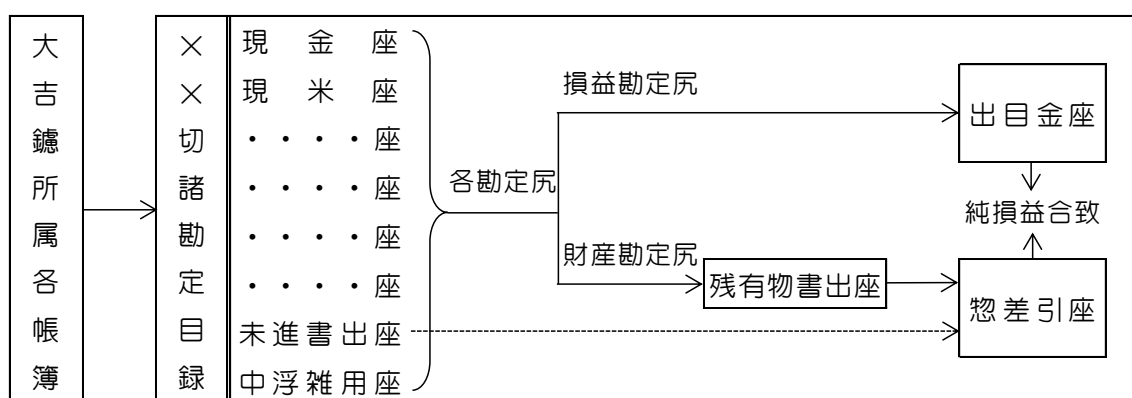
65 山下[1936] 133 頁。

66 平井[1936] 4-5 頁;山下[1936] 92,94-95,128 頁。

箇所の 1 つである大吉鑑（およしたたら）について両面勘定の流れを簡単に示すと次の通りとなる⁶⁷。

- ①諸取引を，その内容に応じてそれぞれの帳簿に記録する。
 - ②期末に諸帳簿を統合し，「××月切諸勘定目録」において各勘定座別に整える。
 - ③各勘定座を損益勘定と財産勘定の 2 系統に分ける。
 - ④損益勘定を出目金座へ集め，財産勘定を惣差引座へ集める。
- ①～④を図で表すと次の通りとなる。

図表 1-1 田部家帳簿組織図



出所：河原[1977] 151 頁をもとに筆者一部修正。

2-2. 長谷川家の帳合

長谷川家は，伊勢松坂の木綿問屋である。延宝 3（1675）年に江戸大伝馬町に店舗を構えて以降，新店，亀屋など，あわせて 5 つの店舗を持ち，商いをしていた⁶⁸。これら江戸の 5 店は明和 3（1766）年から 9 回ほど大火に見舞われており，原始記録簿などその多くを焼失している。このため，江戸店から松坂本家へ決算ごとに報告をした決算簿が，現存史料の大部分となる⁶⁹。同家の研究は，大谷[1937a];[1937b]，北島（編）[1962]，松本[1962a];[1962b]によって行われた。

北島（編）[1962]では第 3 章と第 8 章において商業帳簿史料が引用されているが，記録形式や用語の分析等を行われていない。商業帳簿の検討に関しては，資産・負債額の推移や年度ごとの利益金をまとめた表の作成時等に，必要な数値を得たのみである。

大谷[1937a];[1937b]は日本橋大伝馬町の長谷川木綿店の帳合を考察しており，論文は其の一と其の二に分かれている。其の一では，まず木綿店に残る商業帳簿のうち，大福帳・

⁶⁷ 河原[1977] 150-151 頁;山下[1936] 128-129 頁。

⁶⁸ 松本[1962a] 139-140 頁。

⁶⁹ 松本[1962b] 400-402 頁。

目録帳・金銀出入帳の3種5冊⁷⁰について簡単に紹介し、木綿店より直接教示された帳簿を13種挙げている。また「和式帳簿に於ける最も著しい特色は、大福帳と當座帳との存在である。⁷¹」として、両帳簿の職能の発展をその段階ごとに説明している。其の二では、全体を通して大福帳・目録帳を中心に考察している。金銀出入帳については「問屋仲間の箱元の金銀出入を記録したものと見え、當店の金銀出納には直接関係しないやうであるので略⁷²」されている⁷³。

上記2種の帳簿の分析によると、大福帳は「単なる売掛先或は債権関係のみの記録でなく、債権債務の双方を記入し、損益計算迄行ふ⁷⁴」ものである。そして、目録帳は「今日の財産目録に酷似して居るものであるが實質は寧ろ貸借対照表に近⁷⁵」く、最終的に算定された純利益の処分内訳からは、「今日の退職積立金の如き制度が既に行はれて居た⁷⁶」形跡がみられるという。

両帳簿の考察を経て大谷[1937b]は、「之に依て考へられることは東西商業帳簿に於ける最も大きな差異の一は横書き、縦書きの記帳方法で、若し我が國に早くより横書きの記帳方法が行はれたならば、或は容易に複式簿記が生じたかも知れぬ⁷⁷」と述べている。また「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿が既に相當の程度に整備して居つた⁷⁸」ため、これを基礎として「進歩せる帳簿を採用し得た⁷⁹」としている。

記帳関係の研究は、松本[1962a]；[1962b]、河原[1977]によって行われた。

前述の通り、現存史料の大部分が江戸店から本家に送られた決算簿であるため、記帳関係の研究においても同店の帳簿が検討対象とされている。江戸店では、各店ごとに「店算用目録帳」（貸借対照表に相当）と「大黒」（損益計算書に相当）を作成する。これらの決算書類は、決算ごと（年2回）に、松坂の長谷川本家へ送られた⁸⁰。本家ではこれを大切に保管し、また、これに基づいて大福帳⁸¹を作成した。

店算用目録帳は、期末資産から期末負債を差引いて期末純財産を算定し、期首と比較して損益を計算している⁸²。

大黒は、収益から費用を差引いて損益を算定しているが、今日の損益計算書と異なるの

⁷⁰ 大福帳は文政5年、安政5年の2冊、目録帳は安永8年・寛政3年、天保4年・天保12年の2冊、金銀出入帳は文化12年・文政8年の1冊である。

⁷¹ 大谷[1937a] 103頁。

⁷² 大谷[1937b] 106頁。

⁷³ 大谷[1937a] 101-107頁；[1937b] 99-109頁。

⁷⁴ 大谷[1937b] 106頁。

⁷⁵ 大谷[1937b] 106頁。

⁷⁶ 大谷[1937b] 109頁。

⁷⁷ 大谷[1937b] 109頁。

⁷⁸ 大谷[1937b] 111頁。

⁷⁹ 大谷[1937b] 111頁。

⁸⁰ 小倉[1967a] 41頁；河原[1977] 224,228頁。

⁸¹ 本支店合併貸借対照表に相当するという（河原[1977] 228頁）。

⁸² 河原[1977] 229頁。

は、「売上高・仕入高・商品在高の計上が省略され、売上総利益から出発している点である⁸³」。これは、長谷川家では商品販売の都度、仕分帳において1商品ごとに「売り消し」を行い、売買損益を算出していたため可能となったものである。江戸店の基礎帳簿類は焼失しているため、決算簿に集合されるまでの経緯は明らかでないが、河原[1977]によると、この売り消しの帳合法に焦点を合わせることでその概要を窺知できるという⁸⁴。

売上総利益は「仕入物利 μ 」と「店売帳利 μ 」から構成される。仕入物利 μ は、次のような順序で算出される。まず仕入の際には、産地から木綿が江戸に入ると、水揚帳に記録され、さらに仕分帳に産地別・買次問屋別に記入される⁸⁵。次に売上に関しては、当座帳に控を記入し、地方からの注文は注文帳、大伝馬町内の同業者への販売分は見世帳に記録する⁸⁶。

販売の都度、これらの帳簿から仕分帳に販売反数と販売金額を記し、売り消しを行うことで売買差益額を1つ1つ算定する⁸⁷。決算時にこの額を集計して、「仕入物利 μ 」となるのである。売り消しがなされなかった商品（在庫品）は、店算用目録帳の仕入物残りに計上される⁸⁸。

「店売帳利 μ 」は、仕入物利のほかに染色加工がなされた商品が売れた場合の利益、あるいは町内木綿問屋への販売利益などを合計したものである⁸⁹。木綿を染色して販売する場合、まず、染役（染色担当の手代）が仕入役から白木綿を仕入れ、「万染帳」に記録する。そして白木綿は染屋へ渡し、手ぬぐいなどを作り、その加工賃を記録する。これを販売するときに「前売帳」で加工賃を折り込んで売価を計算し、売買差益額もあわせて記入する。これを集計した額が、「店売帳利 μ 」となるのである⁹⁰。

他に、大黒には営業諸経費（「小遣 μ 」）や買引金割戻額と考えられる項目が列挙されているが、どのような帳簿を用いたものか詳細は不明である⁹¹。

以上の帳簿間の関連を図示すると次のごとくである。売買損益を計算する帳簿を設けず、仕分帳にて売り消しという独自の方法をもって利益を算出している点が特徴的である。どのような手段によって取引の複記が検証されていたのかは不明であるが、複式決算構造を持っていたことは確かである⁹²。

⁸³ 河原[1977] 231 頁。

⁸⁴ 河原[1977] 231 頁。

⁸⁵ 松本[1962a] 190-191 頁。

⁸⁶ 河原[1977] 232 頁;松本[1962a] 193 頁。

⁸⁷ 河原[1977] 232 頁;松本[1962a] 191 頁。

⁸⁸ 河原[1977] 232 頁。

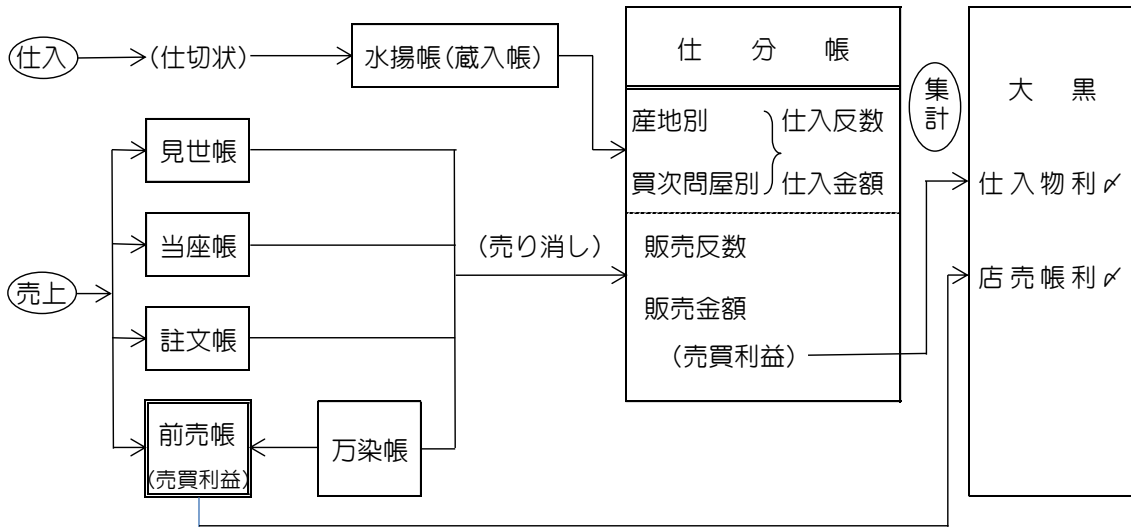
⁸⁹ 河原[1977] 232 頁。

⁹⁰ 河原[1977] 232 頁;松本[1962a] 193-194 頁。

⁹¹ 河原[1977] 230-231 頁。

⁹² 松本[1962a] 190 頁。

図表 1-2 長谷川家帳簿組織図



出所：河原[1977] 233 頁をもとに筆者一部追加。

2-3. 中井家の帳合

本項では、各家の帳合法研究の状況について先行研究が発表された順に概観することを目的としているため、中井家研究の概要をここで紹介するが、同家は本論文において主たる検討対象とする商家であるため、第3節において改めて詳細なレビューを行う。

中井家の帳簿は江頭[1956];[1957];[1961]，小倉[1959a];[1959b];[1959c];[1960];[1962];[1966];[1981b]によって詳細に検討されているが江頭は資本蓄積の過程と利益率を明らかにするために帳簿を利用しており、その用途や用語の説明を行うに止めている。帳合を分析したのは小倉の研究である。

中井家本家は滋賀県の日野町にあり、支店管理の拠点となっていた。史料はこの日野の本家から出たものである。帳簿分析は仙台支店群の財務諸表（主に享和2（1802）年のもの）・帳簿と香良州の支店の帳簿（主に嘉永2（1849）年のもの）を中心に行っており、小倉は中井家帳合全体を創業期、定着期（さらに前期・中期・後期に分かれる）、展開期に区分している⁹³。

中井家の帳合法は最初から完成した形で存在したものではない。初代中井源左衛門の活躍の初期10年ほどの間に構想され、支店開設と同時に支店管理のために実施されたものだという⁹⁴。業種ごとに日付は異なるが、決算は支店ごとに特定の日に行われた。日常の記帳は貸借複記になってはいないが、取引の複記は毎夕の突合せと照合印によって守られており、この内容を「店卸下書」において整頓することによって複式決算が成立するようになっている。店卸下書は、支店保管用の「店卸帳」と本家への報告書である「店卸目録」に

⁹³ 小倉[1960a] 85-87 頁;[1962] 36-45 頁;[1966] 63-64 頁。

⁹⁴ 小倉[1962] 36 頁。

以下、各帳簿について見ていく。

①日記帳

原始記録簿であり、9つの口座に分けられている。これら全てが会計情報であるわけではなく、文章で記述されたものが多い⁹⁹。会計情報は「金銭仮出入」「仮買物」「玄米出納」の3口座である¹⁰⁰。

②金銭出入帳

日記帳の「金銭仮出入」の記録を転記する。大阪店の金銀出入帳では、青と赤とで罫線を引いて、入金・出金・残高の3つの欄を設けている。残高は1つの取引ごとに算定され、「この最終残高は資産勘定帳の当該項目と一致する金額である¹⁰¹」。

③売上当座帳

売上を発生順に記録する原始記録簿である。金額と数量にはそれぞれ、大福帳と物品出納帳との突合せ印が押される¹⁰²。

④大福帳

明治3年までは売上帳と称していた。表紙に大福帳と書くようになってからも見開きには売上帳と明記している。年によって名称に違いがあるが、明治30年の大福帳は「南方」「大阪北」「諸国」の3冊に分割されており、「売上仕切帳」においてまとめる形をとっている¹⁰³。

この帳簿の第1の目的は売上仕切帳に計上すべき販売代金請求額を算出することで、得意先元帳に相当する。第2の目的は損益計算書に記載する売上高を求めることである¹⁰⁴。

⑤買入当座帳

仕入に関する原始記録簿で、記入法は売上当座帳と同じである。買掛金の処理には別に設けられた「貸借差引簿」があり、その口座の半数以上が仕入先口座になっているため、ここに転記されると考えられる。荷造り用具・運搬費等の費用も仕入原価に含めている¹⁰⁵。

⑥貸借差引簿

金銭出入帳と同じ様式の有罫帳簿を用い、多数の口座を設けている。「口座の前半は仕入先の全部に充てられていて、これは仕入勘定兼買掛金勘定の役割を果している。¹⁰⁶」主に負債関係の計算簿であるが、「一部の費用勘定を含み、また一応はこの帳簿に記入された口

⁹⁹ 小倉[1960b] 240 頁。

¹⁰⁰ 「金銭仮出入」：金銭出入帳に記入する前に一時的に覚書される。

「仮買物」：雑物品等の掛買の原始記録である。

「玄米出納」：玄米出納帳が設けられているため、原始記録と考えられる。玄米は現物支払にも用いられており、ここから会計帳簿に転記されることがある。

¹⁰¹ 小倉[1960b] 241 頁。

¹⁰² 小倉[1960b] 241 頁。

¹⁰³ 小倉[1960b] 236-237 頁。

¹⁰⁴ 小倉[1960b] 242 頁。

¹⁰⁵ 小倉[1960b] 243 頁。

¹⁰⁶ 小倉[1960b] 244 頁。

座でも、性質によって別帳に統合されるのも少なくない。¹⁰⁷」多くの勘定は個別に集計された上でここから直接に決算諸表に掲げられ、その際に「記入済」印が押される¹⁰⁸。

2-5. 石本家の帳合

石本家は肥後国天草郡御領村において、海上交通、運輸を中心とした遠隔地商業を行う問屋経営や、島内での小売・銀貸などを行っていた¹⁰⁹。業務は、本家の問屋経営・土地経営・利貸経営と、店の日用品その他の小売経営に大別できる¹¹⁰。

帳簿史料は、享保期（1716-1736年）から明治期まで現存している。享保期の史料は微々たるものであるが、その後明和期に入ると急激にその数量が増加している。取引の増大、ひいては経営の拡大に伴う記帳整理の要求が帳簿に現われたことにより、それまでの帳簿の技術・経験の蓄積が帳簿組織の体系化の方向をとったと考えられる¹¹¹。

藤本[1961]は、帳簿組織の形成期であろうと思われる明和7・8（1770・1771）年の帳簿を検討している¹¹²。石本家の帳簿は覚書もしくは原始記録簿が多く、それに計算簿が加わる程度で、決算簿は存在していない¹¹³。帳簿の多くは長帳であり、本家使用帳簿で12種類、店使用帳簿で8種類が確認されている¹¹⁴。

(a) 本家使用帳簿

まず本家使用帳簿については、12種類のうち萬売買扣帳、諸色寄扣帳、銀貸帳、銀銭請払帳の関係が明らかになっている。

図表 1-4 石本家本家使用帳簿関係図

¹⁰⁷ 小倉[1960b] 244 頁。

¹⁰⁸ 小倉[1960b] 244 頁。

¹⁰⁹ 藤本[1961] 196 頁。

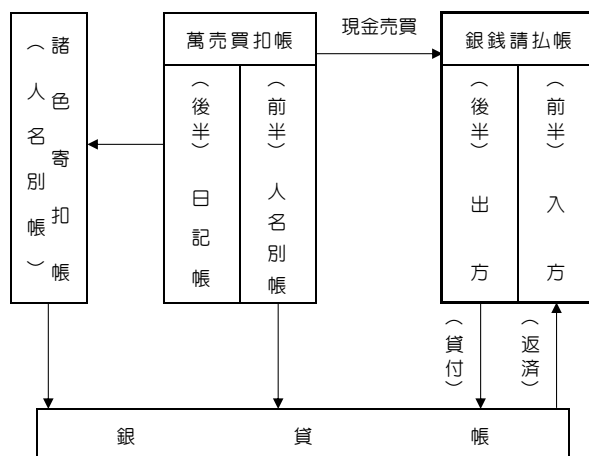
¹¹⁰ 河原[1977] 181 頁。

¹¹¹ 藤本[1961] 196 頁。

¹¹² 藤本[1961] 196 頁。

¹¹³ 河原[1977] 181 頁。

¹¹⁴ 本家：萬売買扣帳、諸色寄扣帳、銀貸帳、銀銭請払帳、船勘定扣帳、船方算用帳、上米作半取立帳、塩請取覚帳、櫛買入覚帳、酒売帳、質貸帳、たいところ覚帳（台所）
店：勘定仕上帳、当座日記帳、細物渡方帳、蠟請取日記、粃米覚日記、石貸山切覚日記、櫛買入控帳、本家渡方帳



出所：河原[1977] 182 頁の図をもとに筆者一部修正。

①萬売買扣帳

この帳簿は商品取引の債権・債務を記録する計算簿で、「前半が人名別形式であり、後半が日記帳形式になっている¹¹⁵」。後半部分の最後に算定される「残り ××欠 貸方長に写ス」は、この金額を「銀貸帳」へ書き移すことを意味しており、銀貸帳との関係が窺える¹¹⁶。

②諸色寄扣帳

萬売買扣帳の後半に記された日記帳部分を人名別に記録する帳簿である。同じような取引を一方では人名別に記録し、一方では一度日記帳形式に記録し、改めて人名別に整理していることになるが、その理由は明らかでない。ただ、この帳簿に記入された売掛金の回収時に、貨幣ではなく品物を受領していることが多いため、決済手段を基準にして区分したものと考えられるという¹¹⁷。

③銀貸帳

売掛金・貸付金・小作料未収金などの債権のうち、未決済分が全て記録される帳簿であり、本家勘定の中核的存在である。この帳簿の中では売掛金と貸付金は同じように扱われており、それぞれ 1 件ごとに計上される。利率や利息の計算も 1 件ごとに行い、貸付残額を算定する¹¹⁸。史料不足により詳細は不明であるが、萬売買扣帳にも売掛金が記録されているため、一部この銀貸帳と重複することになる¹¹⁹。

④銀錢請払帳

在銀・銭の収支全てを記録する帳簿である。明和 2 (1765) 年に請払帳として登場したが、「金銭出納帳の出現が、ほかの諸帳簿に遅れて出現する例は珍しい¹²⁰」。この帳簿もま

¹¹⁵ 藤本[1961] 211 頁。

¹¹⁶ 藤本[1961] 212 頁。

¹¹⁷ 河原[1977] 184 頁;藤本[1961] 214 頁。

¹¹⁸ 藤本[1961] 209-210 頁。

¹¹⁹ 河原[1977] 185 頁。

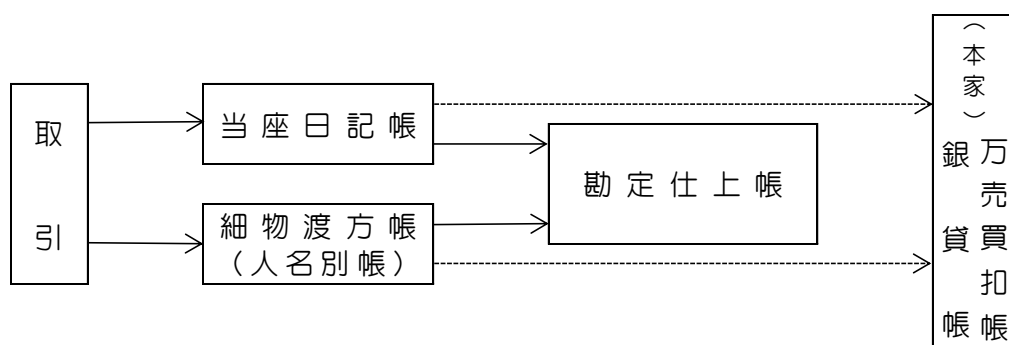
¹²⁰ 河原[1977] 186 頁。

た前半と後半に二分されており、前半には入金、後半には出金が記録される¹²¹。

(b) 店使用帳簿

店使用帳簿については、8種類のうち当座日記帳、細物渡方帳、勘定仕上帳、本家の萬売買扣帳・銀貸帳との関係が明らかになっている。

図表 1-5 石本家店使用帳簿関係図



出所：河原[1977] 191 頁の図をもとに筆者が様式を改めた。

①当座日記帳

店における商品の現金売・掛売を日記帳形式で記録する帳簿である。現金販売の場合は、取引品名の下に「売切」と記入し、掛売りの場合は小字名及び人名で記入する。本家への渡しも記録されており、これは消費のためのもと思われる¹²²。

②細物渡方帳

人名別に口座が設けられており、一つの取引が当座日記帳とこの帳簿に記録される。まず、相手の名前を掲げ、前年の繰越を発生ごとに記入した後に当年の発生及び回収高が記されている¹²³。「当座日記帳と細物渡方帳に記帳した取引の一部は、本家の萬売買扣帳、銀貸帳へ移記される¹²⁴」。本家の商品を店で売買した取引、大口の売掛金などがこれにあたる¹²⁵。

③勘定仕上帳

金銭出納帳兼売買収支帳のような帳簿であり¹²⁶、上記 2 帳簿をもとに、後日まとめて記録する。一定期間の売上を計上し、現金過不足（「かん」または「出目」）を加減したもの

¹²¹ 綿・米・鯨油・鉄・糠などの商品の売上入金や、船が長崎へ出帆した際の仮払い、貸付などが記録されている（藤本[1961] 214-215 頁）。

¹²² 藤本[1961] 202 頁。

¹²³ 藤本[1961] 204-205 頁。

¹²⁴ 河原[1977] 193 頁。

¹²⁵ 河原[1977] 193 頁。

¹²⁶ 河原[1977] 193 頁。

に前日までの残高を加算して「惣メ」を算定している。次に一段下げて「買入」を記録し、その合計額を惣メより差引いた額が手許在高となる¹²⁷。この帳簿の金銀在高が、本家の銀錢請払帳に時折記録されるが、両者の金額は一致しないこともあるという¹²⁸。

2-6. 鴻池家の帳合

鴻池家の研究は川上[1961];[1962a];[1962b];[1966], 作道[1966], 藤田[1961], 宮本[1961], 森[1966], 安岡[1961]によって進められた。「鴻池家は初期の酒造業・海運業を基盤にして利貸資本として発展し¹²⁹」, それ以降は両替屋営業と蔵元・大名貸を主要業務とした。

「現存している鴻池家文書は、大別して、近世初頭の酒造業に関するもの、鴻池両替店に関するもの、鴻池新田に関するものにわけられ¹³⁰」, それぞれ、川上、作道・宮本・森・安岡、藤田によって研究されている。宮本[1961]は大名貸の利子率を分析している。森[1966]は鴻池善右衛門家における大名貸への深化について掛合控を中心に検討しており、どちらも商業帳簿の引用はない。商業帳簿を引用したものとしては川上[1961]・作道[1966]・藤田[1961]・安岡[1961]の論文が挙げられるが、直接に帳合法を扱っているのは作道のみであり、他は鴻池家の経営状態を知るために商業帳簿を用いたものになっている¹³¹。

作道[1966]は、「鴻池両替店の実体を最もよくあらわす帳簿¹³²」である「算用帳¹³³」（寛文9（1669）年から記帳）を分析の対象としている。論文は、算用帳の成立とその構造について略説した後、決算書の項目である「預け銀・有銀覚」、「内負方」、「内払方」のそれぞれについて詳述するという構成になっている¹³⁴。

算用帳の分析からは、主に次のことがわかっている。(1) 決算では、まず資産・負債・純財産が確定され、期末の資産と負債・純財産の差引計算によって「有銀」が算定される。次に、期首純財産、利益（見出しなし）、費用・損失が順に挙げられ、最後に（期首純財産と当期純損益を合計した形で）「有銀」がもう一度確認される仕組みとなっている¹³⁵。(2) 「算用帳の重点は貸借関係の記載におかれ、損益計算の概念は比較的うすい¹³⁶」。(3) 現存の大福帳では、年度の食い違いのために突合せが困難ではあるが、「最重要事項である貸借

¹²⁷ 藤本[1977] 200 頁。

¹²⁸ 藤本[1977] 215 頁。

¹²⁹ 宮本[1961] 2 頁。

¹³⁰ 作道[1966] 27 頁。

¹³¹ 川上[1961] 69-107 頁;作道[1966] 26-53 頁;藤田[1961] 97-137 頁;宮本[1961] 1-25 頁;森[1966] 19-33 頁;安岡[1961] 74-99 頁。

¹³² 作道[1966] 27 頁。

¹³³ 毎年、12 月末あるいは 1 月のはじめに行われた決算の内容を記した帳簿である。

¹³⁴ 作道[1966] 27-30,33-40 頁。

¹³⁵ 作道[1966]は、収益項目が直接に期首資本金に加算されているのに対して、費用項目が別掲されている点をもって「損益計算という概念の未熟さを推しはかることができ」、「鴻池帳合における最大のいわばウィーク・ポイントである」（38 頁）と述べているが、小倉[1967a]は「原理的には複決算構造が意識されていると解すべき」（38 頁）とし、「外形にとらわれて貸借対照表計算のみであると解するのは見解が狭すぎる」（39 頁）と指摘している。

¹³⁶ 作道[1966] 52 頁。

関係の整理には、とくに大福帳が直接の補助帳簿としての役割を果たし、それから算用帳に転記される仕組みとなっていたと考えられる^{137]}。

2-7. 近藤家（伯州）の帳合

近藤家は鳥取県日野郡の素封家として有名な家柄で、安永 8（1779）年より製鉄業を営んでいた。業務の分担は、本店、箇所（製造部門）、大坂出店（販売部門）の 3 部に分かれている。箇所とは鉦のことである¹³⁸。

現存帳簿類は、享和 2（1802）年から、洋式帳簿が導入される頃の大正 10（1921）年までである。この間の帳簿形式や体裁などは一定ではないものの、長帳が用いられることが多く、帳簿には勘定口座が設けられていた¹³⁹。関連が明らかになっているのは一部ではあるが、以下では、帳簿を本店所属と各鉦所属のものに大別し、それぞれについて説明する。

(a) 本店所属帳簿

駄賃算用帳、金銭受払帳、物資ごとの出納帳、大坂出店仕入帳、鉄値段平均帳、見積帳、各箇所ごとの大福帳などが含まれる¹⁴⁰。このうち見積帳は、箇所ごとの製鉄量、総費用の予算を出し、本店の経費予想額を製鉄量 1 駄につき幾何と割り当てるのに用いる¹⁴¹。

各箇所ごとの大福帳は、箇所ごとに 1 冊ずつ設けられ、本店との取引関係一切を記録するものである。この大福帳には「金仕入座」「雑物（ざもの）仕入座」「戻り座」などの口座が開かれている。本店から箇所へ送った資金は金仕入座へ、また仕送りの物資については雑物仕入座へ記帳される¹⁴²。

反対に、箇所から本店へ戻された金銭・物資・製品は、戻り座へ記帳される。このようにして本店と箇所間の全ての取引が記録され、本店の入書きは鉦の一つ書きと、本店の一つ書きは鉦の入書きと一致する。毎月末には本店の鉦大福帳と鉦の本店取引帳は照合される¹⁴³。

(b) 各鉦所属帳簿

製造諸費用に関する帳簿が多く見られる。原料費関係としては、砂鉄買入帳、小炭受取帳、買炭人別帳などがある。月末には各原材料の在庫高を調査するため、「月々残有物取調帳」を作成する。これは、前月末の在庫高に当月の購入高を加算し、当月末の在庫高を差引いて当月の使用量を計算するものである。こうして算定された使用数量は「貫目帳¹⁴⁴」に書

¹³⁷ 作道[1966] 46 頁。

¹³⁸ 木島[1963a] 16-17 頁。

¹³⁹ 木島[1963a] 21 頁。

¹⁴⁰ 木島[1963a] 21-22 頁。

¹⁴¹ 河原[1977] 172 頁。

¹⁴² 木島[1963a] 22 頁。

¹⁴³ 木島[1963a] 22 頁。

¹⁴⁴ 貫目帳には、砂鉄、小炭、元釜土など、原料別の口座が設けられている（木島[1963b] 30

き移される¹⁴⁵。

次に労務費関係の帳簿として、鍛冶屋方算用帳、山方算用帳、鉦内賃銀帳、鉦仕出帳、職人日傭帳などがある。各帳簿は職人別の口座を設け、賃銀の個人別支払高を計算している¹⁴⁶。

最後に経費関係の帳簿として、駄賃算用帳、酒類請取帳、雑用覚帳、味噌醤油受取帳などがある。これら経費についても原材料と同じく「月々残高取調帳」を作成して、月間消費高を算定している¹⁴⁷。

原材料費・労務費・経費の分類や、直接費・間接費の区別はなされていないが、「数字の把握については極めて正確で細大漏らすことなく集計されている¹⁴⁸」。

この他、箇所帳簿としては本店取引帳、諸勘定控帳が現存している。本店取引帳には、前述の通り、本店との全ての取引が記録される。諸勘定控帳は、箇所の決算簿に該当する帳簿である¹⁴⁹。年末になると、「すべての鉦の支配人が決算のため本店に集まり、年中の総収入と総支出を報告したものを本店で番頭が詳細に点検し、誤謬のないことを確認した上で、この帳簿に記入する¹⁵⁰」。

以上のように、近藤家の帳合については、大福帳と本店取引帳、残有物取調帳と貫目帳などの基礎帳簿間の関係が一部明らかになっているのみである。

2-8. 三井家の帳合

三井家の研究は、中井[1966]、西川（登）[1981];[2004]、安岡[1966]の諸氏によって進められた。中井[1966]は三井家の使用人制度とその運営について考察しており、商業帳簿に触れてはいない。西川（登）[1981]では、三井大元方¹⁵¹の簿記法を、取引情報の収集から報告に至るまでの過程について考察することを目的とし、記帳整理技法の形式的・技術的側面の分析に重点を置いている。三井家の決算簿である「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵）については安岡[1966]によって詳細に検討されている。

大元方勘定目録は、三井家が大元方を創設した宝永 7（1710）年から始まっているが、それ以前については知られていない。安岡[1966]は、この宝永 7 年の大元方勘定目録の原文を引用しつつ論考しており、決算構造に関して次の諸点が明らかになっている。（1）第 1 期のみ、最初の部分に「大元方開元目録」が掲げられている。「これは大元方開設時の貸借

頁)。

¹⁴⁵ 木島[1963b] 30 頁。

¹⁴⁶ 木島[1963b] 31 頁。

¹⁴⁷ 木島[1963b] 31 頁。

¹⁴⁸ 木島[1963b] 31 頁。

¹⁴⁹ 木島[1963a] 22 頁。

¹⁵⁰ 木島[1963a] 22 頁。

¹⁵¹ 大元方は、三井家の財産の管理と諸事業の統括を行う本部であり、京都におかれていた。宝永 7（1710）年設置（安岡[1998] 180 頁）。

対照表に相当するもの¹⁵²」であり、ここで期首純財産が算定される。(2)「金銀預り方」で期首純財産と負債を合計する。次に「金銀貸シ方」で債権や現金在高等を合わせて資産合計を算定し、この両者の差引きで純損益が出される。(3) 続いて「入方覚」(収益)と「払方覚」(費用)を比較してもう一度純損益が確認される((2)で算定された額と一致している)。(4)最後に「元建差引」において期首純財産に純損益を加減算し、「次期の資本金を¹⁵³」算出している¹⁵⁴。

安岡[1966]は、(2)以降が「第2期以降の固定的な形であり、これが貸借対照表と損益計算書の形態をとっている¹⁵⁵」ことは明らかであるとして、「三井家の帳合が複式決算構造をもっていたことはほぼたしかである¹⁵⁶」と述べている。

2-9. 小野組の帳合

宮本[1967]は、村井・小野一族の経営に関して、小野組と名付けて研究を進めた。小野組は、南部地方において族縁的同族組織(内和)を形成し、南部・江戸・京・大坂・大溝の広大な商圈において商いを営んだ。一族は、京都に本店を置いていたが、後に南部へ移って繰綿・木綿・古手等の多様な品を販売し、南部からは砂金・生糸・紅花等を江戸・上方に送って利益を得ていた。南部一帯に定住してからは、質屋を営みつつ、酒・味噌・醤油の製造販売も手掛けるようになった¹⁵⁷。

南部領内の各出店は、年一回の決算報告を提出し、それらは南部の主力店である郡印・善印でまとめられて京本店へ送られた。論文中では「井筒屋勘定帳」(享保17年-宝暦4年)、「勘定目録下書」(天保9年)、「勘定目録」(安政元年)を貸借対照表・損益計算書に直したものを掲げ、一部原文を引用している¹⁵⁸。井筒屋勘定帳には、「貸借対照表的な部分しか記帳されていない¹⁵⁹」が、時代が降ると「勘定目録」には損益計算表的な期間営業成績の部分と貸借対照表的な期末の経営状態を示す部分とが含まれるようになる¹⁶⁰」ことがわかる。勘定目録の構成は次の通りである。(1)前半が貸借対照表、後半が損益計算書に似た構成になっている。(2)まず前半では、「拝借、京都旦那様より」など元手金を記載し、「内勘定不足」として同額を掲げている。次に、「拝借」と「勘定過銭」を挙げて、内として累積欠損を差引き、欠損補填後の期末負債・純財産額を算定する。そして「内有物」として在庫や売掛金、土地、現金在高等を並べ、期末負債・純財産額との比較によって「过上」(利

¹⁵² 安岡[1966] 12頁。

¹⁵³ 安岡[1966] 14頁。

¹⁵⁴ 安岡[1966] 2-14頁。

¹⁵⁵ 安岡[1966] 14頁。

¹⁵⁶ 安岡[1966] 14頁。

¹⁵⁷ 宮本[1967] 75-77頁。

¹⁵⁸ 論文中で引用された史料は村谷喜一郎氏筆写本により、表の作成と符牒の換算整理は高橋久一氏の助力によるものである(宮本[1967] 72頁)。

¹⁵⁹ 宮本[1967] 66頁。

¹⁶⁰ 宮本[1967] 68頁。

益金)を出している。(3) 後半では、「出方」(収益)と「引方」(費用)の比較によって「過上」を出しているが、前半の過上と金額が一致しておらず、「寄合 違」を差引くことで金額が一致するようになる¹⁶¹。

2-10. 金屋の帳合

備後尾道金屋の帳簿分析は小松[1970a];[1970b]によって進められている。小松[1970b]は、資本の調達状況、運用形態、収益率、費用構成等を検討するために帳簿を分析しており、商業経営の分析に主眼を置いた研究となっている。小松[1970a]は、享保 6 (1721) 年の時点で 3 家存在する金屋のうち、土堂町・甚右衛門家における帳合法を「金屋帳合法」と名付けて考察している。引用されている史料は「荒米勘定」(天明 8 年)、「毎歳勘定帳」(文政 2 年)、「金銀出入惣勘定控帳」(天保 5 年)であり(全て尾道市立図書館所蔵)、それぞれ原文を引用した後、項目を整理して損益計算書または貸借対照表の形に組み直している。荒米勘定は酒造経営に関する損益勘定を、毎歳勘定帳は金屋全経営に関する損益勘定を記載するものであり、金銀出入惣勘定控は貸借対照表に相当するものである。小松[1970a]は、これらの帳簿の分析を経て、金屋諸帳簿は複式決算の構造を持っていたと結論づけている¹⁶²。

最後に「金屋諸帳簿のうち、営業種目の中心を占める酒造関係帳簿成立の契機について、備後酒造業の近世的展開との関連において考察しておきたい。¹⁶³」と述べ、「酒方勘定控」(安永 9 年)の成立に影響した内部的条件・外部的条件について考察している。

2-11. 吉井家、早田家の帳合

中部[1972]は、安芸国賀茂郡竹原下市村の吉井家と摂津国吹田村の早田家の帳簿を分析している。

「吉井家の祖源兵衛は、農業経営のみならず商業・利貸を行って¹⁶⁴おり、「大福之本帳」が残っている。中部は「寛永 14 年大福之本帳」の一部を引用している。これは、「貸借も販売も同時に記帳されており、今日でいう日記帳で簿記の本来の計算には直接関係のない帳簿¹⁶⁵」である。「決済がすめば朱線で消しており、この消されない分が、次の大福之本帳へ転記されて¹⁶⁶」いった。しかし、源兵衛の子の代になって塩田経営をはじめた後に記帳された明暦元 (1655) 年の「覚」では、「初めて 1 ヶ年を会計年度とし、12 月末で決算をした損益計算が¹⁶⁷」行われている。まず、製塩の額を記し、その中から災害時の備蓄分を

¹⁶¹ 宮本[1967] 66-75 頁。

¹⁶² 小松[1970a] 61-71 頁。

¹⁶³ 小松[1970a] 71 頁。

¹⁶⁴ 中部[1972] 25 頁。

¹⁶⁵ 中部[1972] 26 頁。

¹⁶⁶ 中部[1972] 26 頁。

¹⁶⁷ 中部[1972] 27 頁。

除いた分の販売代銀が挙げられている。そこから製塩に要した費用や雑費、年貢を差引き、純利益を算出する形になっている。「在庫商品の棚卸や売掛債権について考慮されていない¹⁶⁸」が、「この損益計算をするためには日記帳や仕訳帳に類する帳簿のあったことは確実に¹⁶⁹」あり、前述の大福之本帳より数段優れた記帳方法が考えられていることは注目すべきであると中部は述べている¹⁷⁰。

地主・利貸・酒造業を営んでいた早田家からは、全部門の惣勘定にあたる「万之算用覚」（寛文12年・元禄4年）と、地主経営部門の損益計算にあたる「作徳米勘定」（元禄13年）を引用している。「資産・負債・資本・利益・損失の額はそれぞれ「万之算用覚」と「作徳米勘定」などに計上算出されている¹⁷¹」。帳簿の分析から、(1) 期末資産総額から期末負債総額を差引いて期末資本を計上し、この額から期首資本を差引いて「延銀」（当期純利益）を計上する形式になっていること (2) 「前年度と変動ない貸銀は記入されない¹⁷²」こと (3) 先祖伝来の家屋敷・田畑などは計上されないが、年度内に購入した田畑は「商品的に考えられ、資産的に、売却田畑の売却受取銀は預り銀的に負債的に記載されている¹⁷³」ことが明らかになった。農地経営部門の損益計算があるため、他部門も同様に損益計算が行われていると想定されるが、現存史料と万之算用覚の決算年度が異なるため、「比較検討して、「両面勘定」が成立していると立証できない¹⁷⁴」という。以上の分析を経て中部は「17世紀半ば以降、わが国の帳合法はかなり一般的に急速に発達しているようであり、その背景に何らかの「手引書」があったのではないかと¹⁷⁵」と推測している¹⁷⁶。

2-12. 円尾家の帳合

円尾家は、播州龍野（現兵庫県たつの市）の商家である。元禄期（1688-1704年）において、利貸業（質屋）を中心とする経営を行っており、後に酒造・醤油醸造業も営んだ。武士の出身である円尾家がいつ、いかなる事情によって商人活動に従事するようになったのかは明らかになっていない¹⁷⁷。

同家は長谷川[1974];[1985]によって研究されている。その目的は経営構造を明らかにすることにあり、分析の過程で帳簿が用いられている。

検討されている史料は、円尾家所蔵の「有物覚」という年度末決算報告書である。現存が確認されているのは、元禄2（1689）年から天明3（1783）年までと、飛んで天保3（1832）

¹⁶⁸ 中部[1972] 27頁。

¹⁶⁹ 中部[1972] 27頁。

¹⁷⁰ 中部[1972] 21-27頁。

¹⁷¹ 中部[1972] 37頁。

¹⁷² 中部[1972] 37頁。

¹⁷³ 中部[1972] 37頁。

¹⁷⁴ 中部[1972] 36頁。

¹⁷⁵ 中部[1972] 38頁。

¹⁷⁶ 中部[1972] 24-38頁。

¹⁷⁷ 長谷川[1974] 4頁。

年から明治 4 (1871) 年までである。常に「有物覚」という名称が用いられていたわけではなく、年度によって「有物之覚」や「有物」と記載されることもあった。決算は毎年末に行われており、次年度の正月 10 日前後の日付で記入されている¹⁷⁸。

次に具体的な内容について述べる。元禄 2 年から同 14 年までは、各年度末の資産総額のみ記載し、備忘記録的な覚となっている。これに対し、元禄 15 (1702) 年からは、正味財産の期間比較を行い、利益額を算定している。記載内容に大きな変化が見られないのは元禄 15 年から天明 3 年までであるため、長谷川[1974]はこの期間を分析の対象期間とし、元禄 15 年の「有物覚」を検討している。長谷川[1985]では嘉永 6 (1853) 年のものを検討している¹⁷⁹。

まず、元禄 15 年の「有物覚」について述べる。この年は正月 6 日付で記載しており、まず元禄 14 年末の資産総額、続いて負債総額を示し、これらを比較して期末純財産額を確定している。最後に、「内」として期首純財産額を差引いて、当期純利益額（ここでは「のひ」と記載されている）が算出される仕組みとなっている¹⁸⁰。

次に嘉永 6 年のものであるが、これも元禄のときと同様に、資産総額と負債総額を比較して期末純財産額を算出し、期首純財産額を差引いて当期純利益を計算している。この時期にも収益と費用の比較による利益算定は行われていないようである¹⁸¹。

2-13. 近藤家（播州）の帳合

植村[1977]は、播磨国近藤家の史料（近藤家所蔵）を用いて、同家の帳合法についての考察を行っている。まず、南本家の分家である酒屋仁左衛門家に残る史料をもとにした家系図を引用して、近藤家一門の関係や全盛期における商業活動等について詳述している。続いて近藤家による魚問屋運営（魚問屋株を取得し、再び当該株を手放すまでの過程）を説明し、最後に魚問屋の帳合法について考察するという構成になっている¹⁸²。

帳合法の考察においては、文化 6 (1808) 年の「惣勘定立帳」（「損益計算と貸借対照がなされている¹⁸³」）を主として、この他に寛政 13 (享和元・1801) 年度の「魚問屋元手銀通」（「酒屋の魚問屋に対する融資状況が示されている¹⁸⁴」）と文化 5 (1807) 年の「覚」を紹介している。魚問屋元手銀通は、惣勘定立帳内の「酒屋様出銀」項目の詳細を記したものである¹⁸⁵。惣勘定立帳では、損益計算の部の次に貸借対照がなされている¹⁸⁶。損益計算

¹⁷⁸ 長谷川[1974] 4 頁。

¹⁷⁹ 長谷川[1974] 5-6 頁;[1985] 93 頁。

¹⁸⁰ 長谷川[1974] 6-8 頁。

¹⁸¹ 長谷川[1985] 93-95,101 頁。

¹⁸² 植村[1977] 288-301 頁。

¹⁸³ 植村[1977] 295 頁。

¹⁸⁴ 植村[1977] 295 頁。

¹⁸⁵ 惣勘定立帳と魚問屋元手銀通はそれぞれ記帳対象期間が異なっているため、文化 5 年の「覚」という長帳を用いて検証している。

¹⁸⁶ 実際は、収益と費用を表す見出しがあるのみだが、植村[1977]は惣勘定立帳の構成をこのよ

の部では、まず収益項目、次いで費用項目が列挙されており、その差引きの結果として当期純利益が算定されている。その後、資本・負債の部、当期純利益、利銀収入（損益計算終了後に入ったと思われる収益）、資産の部、二重計算部分の控除が続く。資産合計が資本・負債の部に比べて十数匁大きくなっており、「これは計算間違いによって生じたもの¹⁸⁷」と思われる。植村[1977]は、以上の内容を損益計算書と貸借対照表に書き直したものを掲げ、「この「惣勘定立帳」には10数ヵ所の計算間違いが発見され、きわめて粗雑な勘定立となっている¹⁸⁸」が、「この2つの表（植村作成の損益計算書と貸借対照表）から魚問屋の帳合は複式決算構造であったと言える。¹⁸⁹」（括弧内筆者）と結んでいる。

2-14. 富山家の帳合

河原[1977]は伊勢富山家の研究を中心に、各商家の帳合について「江戸時代の帳合法」としてまとめている。第1部では、まず富山家の「足利帳」、「羽書（はがき）仕入帳」、「算用帳」について述べ、続いて大坂・上州・江戸・京都の各出店の帳合法、最後に、本家の「分散渡シ帳」について考察している（史料は全て国文学研究資料館所蔵）。第2部では既存研究に依拠しつつ、各商家（田部家・近藤家・石本家・本間家・長谷川家・小野家・鴻池家・三井家・中井家）の帳合について解説している。付録では「肩のこらない読み物¹⁹⁰」として江戸時代の商業帳簿、大石内蔵助の金銀請払帳、新撰組の金銀出入帳を紹介している。

富山家は、伊勢国射和の地で「金融業者として大をなし、元和10（1624）年には射和羽書¹⁹¹をその名において発行していた¹⁹²」。後に、東北酒田への遠隔地商業取引によって蓄積を増やし、この資本をもとに江戸・大坂・京都に進出して呉服商・両替商を営んだ。足利帳は「富山家の純財産の増減を、元和元（1615）年から寛永17（1640）年までの25年間にわたって記録した大福帳¹⁹³」であり、期首資本総額に当期の純利益を合わせて期末資本総額を算出する形となっている。「この「足利帳」には、財産計算のみが記載されていて、成果計算による損益算定の記録はない¹⁹⁴」。羽書仕入帳は、「富山家が発行した羽書の受払いを記録した大福帳¹⁹⁵」であり、元和10（寛永元・1624）年から明暦元（1655）年までの発行分について記録されている。この帳簿から、32年間のうち寛永7（1630）年までに総発行高の過半数を発行しているが、後年になるにつれて発行高と発行回数が増加している

うに分けている。

¹⁸⁷ 植村[1977] 299頁。

¹⁸⁸ 植村[1977] 299頁。

¹⁸⁹ 植村[1977] 300頁。

¹⁹⁰ 河原[1977] 3頁。

¹⁹¹ 羽書とは「小額紙幣的証券を意味する私札である。」（河原[1977] 13頁）。

¹⁹² 河原[1977] 138頁。

¹⁹³ 河原[1977] 8頁。

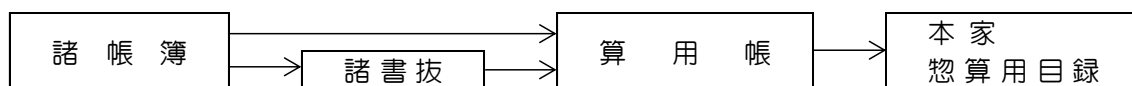
¹⁹⁴ 河原[1977] 10頁。

¹⁹⁵ 河原[1977] 13頁。

ことが分かっている。その他、回収高や羽書の種類・需要等を読み取ることができる。算用帳の記録年は寛永 15 (1638) 年で、「富山家の現存するいちばん古い算用帳¹⁹⁶」であり、「資産合計額から負債合計額を控除して「引残テ」期末資本を算出している¹⁹⁷」。分散渡シ帳は文化 5 (1808) 年、富山家が分散¹⁹⁸に至った際に作成されており、全財産額の各債権者への配分が記載されている¹⁹⁹。

各店で作成された算用帳は「諸帳簿から直接に、又は諸「書抜」を経て作成された²⁰⁰」ものであり、これらを基として、伊勢本家において「惣算用目録」が作成されたと考えられている。図で示すと次の通りである。

図表 1-6 富山家帳簿関係図



出所：河原[1977] 92 頁の図をもとに筆者が様式を改めた。

算用帳の基礎をなす諸帳簿類は残っていないため、詳細な検討は難しいが、基礎帳簿から抜粋したと思われる書抜と算用帳との関連については部分的に解明されている。ここでは、検討可能な諸書抜が残された大坂店について触れる²⁰¹。

富山家は、元禄 12 (1699) 年に高麗橋 1 丁目に呉服店を出し、同 17 年に両替店を兼業した。その後、宝永 6 (1709) 年に呉服店を高麗橋 2 丁目に移したため、店舗が別となった²⁰²。支店の算用帳として、呉服店の元禄 16 (1703) 年・安永 3-7 (1774-1778) 年分と両替店の宝暦 8 (1758) 年分が現存している。書抜については安永 5 年のものが他年度より多く残されているため、河原[1977]はこの年度の算用帳と書抜を検討対象としている²⁰³。

書抜は、算用帳を支える「付属明細書ないしは勘定科目内訳表²⁰⁴」であり、以下の 4 種類が確認されている。

①大坂店申穂売高書抜

¹⁹⁶ 河原[1977] 22 頁。

¹⁹⁷ 河原[1977] 23 頁。

¹⁹⁸ 「破産に最も近いものをいう。これは債務者の全財産をもってしても、競合する多数の債権者に満足を与えることのできない場合に、債権者の同意を得て、債務者の全財産を債権者に委付し、その価をもって各債権者に平等に配当するものである」(河原[1977] 132 頁)。

¹⁹⁹ 河原[1977] 1-42,132-137 頁。

²⁰⁰ 河原[1977] 92 頁。

²⁰¹ 河原[1977] 48 頁。

²⁰² 河原[1977] 43 頁。

²⁰³ 河原[1977] 48 頁。

²⁰⁴ 河原[1977] 49 頁。

従業員の分担別に 15 口の売上高がそれぞれ記録され、最後に「附込」（雑口売上高）が記録されている。これら計 16 口の売上高合計額は、算用帳の売上高項目（前売）に書き移される²⁰⁵。

②大坂店申糶若キ衆取替書抜

大坂店で働く従業員の当期分の人件費が人名別に記録されている。丁稚や小僧などは「無給若キ衆并子供取替」として一括計上された。これらの合計額が算用帳の「若キ衆取替」に記入される²⁰⁶。

③大坂店申糶役附并人別増減書抜

算用帳の数値に関連しないが、前述の売高書抜と取替書抜に関係がある。前半の役附書抜は、大坂店の従業員の業務分担表となっている。25 の分担に分かれており、売上業務に関してはこの分担責任者名でもって前述の売高書抜に記入される²⁰⁷。

後半の人別増減書抜は、期中における従業員の異動を記録したものである²⁰⁸。

④大坂店申糶金銀并貸借書抜

期末の資産及び負債を記したものである。7 項目ほどが挙げられる中で、「在金銀」（期末現金在高）、「申秋残り物」（期末商品在高）、「本帳預り」（期中負債発生高）が算用帳に書き移される²⁰⁹。

最後に河原は、富山家全体の帳合法について「ほかの商家のそれと同様、多帳簿制、又は一帳簿一勘定制による複式決算構造を持つ帳合法であ²¹⁰り、「本支店合併法、特に損益計算書の合併方式は、今日の通常の合併方法と全く軌を一にする方式によっている²¹¹」と結んでいる。

2-15. 作清家の帳合

播州三木町（現兵庫県三木市）の江戸積金物問屋であった作清家は、明和 2（1765）年に分家し、創業した。寛政初年に三木町金物仲買問屋仲間を結成し、文化元年に江戸の炭屋七左衛門との直接取引が開始され、それを切っ掛けに三木町から江戸へ出荷する金物仲買問屋は作清家と道善の 2 軒に定められた。また、炭屋以外の業者とも取引を開始しており、三木金物は特産物としての地位を確立し、作清家の盛業もみられた²¹²。

作清家には寛政 5（1793）年以降、「年々棚卸控」「棚卸帳」と名付けられた棚卸関係の帳簿 17 冊が残されている。そのうち主要なものは、各年度の決算状況を累年記録した「年々棚卸控」であるという。研究は桑田・畠田[1979]によって進められている。論文の前半では、

²⁰⁵ 河原[1977] 50 頁。

²⁰⁶ 河原[1977] 52 頁。

²⁰⁷ 河原[1977] 50 頁。

²⁰⁸ 河原[1977] 50-51 頁。

²⁰⁹ 河原[1977] 53 頁。

²¹⁰ 河原[1977] 138 頁。

²¹¹ 河原[1977] 138 頁。

²¹² 桑田・畠田[1979] 31,33 頁。

作清家の経営を金物仲買業、田畑地・屋敷地などの土地集積、金融活動の 3 つに分け、経営の多角化の状況を分析し、後半で小倉が提唱した和式帳合発達の 4 段階に沿って作清家の帳合を検討している²¹³。

検討された帳簿について簡単にまとめると以下の通りである。

①「寛政五年棚卸帳」

この帳簿は、現在作清家に保存されている最も古い棚卸帳簿である。資産から負債を差引いて正味財産を算定している。成果計算は行われていないが、「一応、前駆第二段階に達した帳合法といえよう²¹⁴」と述べている²¹⁵。

②「自寛政年間棚卸帳扣」

「この帳簿は寛政 11 年（1799）～文化 7 年（1810）までの毎期の棚卸勘定を記録したものであり、帳簿上で「棚卸銀高」と呼ばれている正味身代の推移を記載したものである²¹⁶」。この中の文化 2（1805）年と同 7（1810）年の棚卸勘定について検討されている。

資産から負債を差引いて、正味財産を求めているところまでは寛政 5 年の棚卸帳と同じだが、その後、固定資産への支出が記入されている点と、当期末正味財産から期首正味財産を差引いて当期純利益を算定している点が新しい²¹⁷。

また、文化 7 年に関しては、期首正味財産額に「辰年棚卸」という記述があることから、「ここでは特別の資本金勘定の名称を持っていないが、「辰年棚卸」という記入はその意識の反映であろうから、文化 7 年の棚卸勘定において「第一段階」またはその直前の段階に達していたといえよう²¹⁸」と述べている。

③「自文化十二年棚卸帳扣」

文化 12（1815）年から文政 9（1826）年までの決算を記録したものであるが、「帳合法の進歩はほとんど見受けられず、きわめて停滞的となっている²¹⁹」ため、考察は省略されている。

④「自文政十三年棚卸帳扣」

文政 13（天保元・1830）年から天保 8（1837）年までの棚卸勘定を記録したものである。天保 8 年分を分析しているが、基本的に文化 7 年の棚卸勘定と同じであるため、営業外費用に属すると考えられる項目が増えていることなどを述べて簡単に考察している²²⁰。

⑤「嘉永七年棚卸帳扣」

嘉永 7（安政元・1854）年から安政 5（1858）年までの棚卸勘定が記録されている。嘉永 7 年の 7 月と 12 月分が取り上げられている。7 月分では、期末の財産在高計算が行わ

²¹³ 桑田・畠田[1979] 34,40-41 頁。

²¹⁴ 桑田・畠田[1979] 43 頁。

²¹⁵ 桑田・畠田[1979] 41-43 頁。

²¹⁶ 桑田・畠田[1979] 43 頁。

²¹⁷ 桑田・畠田[1979] 44 頁。

²¹⁸ 桑田・畠田[1979] 46 頁。

²¹⁹ 桑田・畠田[1979] 46 頁。

²²⁰ 桑田・畠田[1979] 46-47 頁。

れているだけで、利益が算定されないことから桑田・畠田[1979]は「帳合法としては大きな後退を示した²²¹」と述べている。

次の12月分でも成果計算は一切行われておらず、期首・期末の商品在高を知るための棚卸も実施されていないという。別紙で行われていたとも考えられなくはないが、「この棚卸勘定に関していえば、損益計算は全く未熟な段階にあったといえよう²²²」と述べている。

2-16. 奥村家、三木家の帳合

天野[1982];[1983];[1988]は阿波藍商の資本蓄積構造を解明するため、奥村家²²³の「年々惣勘定帳」（奥村家所蔵）と三木家²²⁴の「店卸帳」（三木文庫所蔵）を分析した。天野[1988]では、奥村家において新しく発見された決算簿である「嘉永四辛亥正月十五日定年々惣勘定帳」を対象としており、詳しい考察は控え、翻刻を資料として掲げるだけにとどめている。天野[1982];[1983]では、三木家の「店卸帳」のうち「欠年や記載の状態・様式を考慮して、安永4（1775）年から寛政9（1797）年、文政5（1822）年から明治2（1869）年を検討の対象と²²⁵」している。まず、帳簿名、記帳対象期間、歴代当主を示し、7代目と8代目で決算方法がかなり異なっていることを述べたうえで、個々の帳簿の考察に入っている²²⁶。

帳簿の分析から、次のことが明らかになった。(1) 安永期から天明期の決算書は、「主として実地棚卸に基づいて資産・負債を計上し、その両者の差引きによって正味資本額をしめした²²⁷」ものであり、「財産計算の側面からのみ正味資本額を算定する段階にとどまっている²²⁸」が、天明7（1787）年以後、「期末純資産と前期末純資産の比較から当期純損益を確定²²⁹」するようになった。(2) 19世紀に入るとこの様式が大きく変化し、文政6（1823）年正月に作成された店卸帳では「財産計算と損益計算の二つの計算方式が一応成立²³⁰」している。この決算方式は「その後の三木家「店卸帳」の記載様式を大きく規定²³¹」しており、9代目当主による決算書においても踏襲された。(3) このように、文政期以後の店卸帳においては財産計算と損益計算が成立してはいたが、両計算を経て同一の純損益を算定することには成功していなかった。その理由として天野[1982]は「損益計算の一部（「売場利」）で、実現された収益の計測結果を計上するのではなくて、内部利益をそのまま「見込」利

²²¹ 桑田・畠田[1979] 49頁。

²²² 桑田・畠田[1979] 51頁。

²²³ 奥村嘉蔵家。藍作の中心地である板野郡奥野村の後発藍商である。

²²⁴ 板野郡中喜来浦三木与吉郎家。19世紀以後関東での藍販売で急速に成長した藍商である。

²²⁵ 天野[1982] 4頁。

²²⁶ 天野[1982] 1-29頁;[1983] 67-97頁;[1988] 1-23頁。

²²⁷ 天野[1982] 5頁。

²²⁸ 天野[1982] 5頁。

²²⁹ 天野[1982] 5頁。

²³⁰ 天野[1983] 95頁。

²³¹ 天野[1982] 7頁。

益，計画利益として計上して²³²」 いることを挙げている。

以上の帳簿分析から得られたデータをもとに，天野[1982]後半，天野[1983]にわたって19世紀以後の三木家の期末純資産の動向についての考察が行われている。

2-17. 小嶋家の帳合

小嶋家は滋賀県八日市市中野の肥料問屋である。近江商人のなかには松前藩との交易を行っていた者も存在し，彼らが扱う荷の中に，魚肥すなわち干鰯・干鮭・白子・メカす（しめかす）などがあって，肥料として用いられた²³³。

登せ荷として持ち帰った商品は京都や大坂で売られたが，肥料商だけは異なっていた。「北海道から若狭に荷揚げされた肥料は港で取引されるか，あるいはそのまま運ばれてきて，両浜で中郡の問屋に売渡される²³⁴」のである。魚肥のほかに塩や米穀も扱ったが，多くの近江商人と比べて，取扱商品にかなり違いがあった。彼らは肥物問屋（こえものどんや）と呼ばれた²³⁵。

同家に関する研究は小倉[1983]によって行われており，検討されている史料は，決算書に相当する天保8（1837）年の「天保八年丁酉 大晦日勘定記」である。

この決算書は貸借対照表に相当するものであり，酉年の1年間分の決算が記載されている。作成は成年の正月である。まず棚卸商品・売掛金・貸金・期末現金在高を列挙し，次に「内」として負債項目を掲げている。棚卸商品は銀建てで，それ以外は金建てであるため，先に売掛金と貸金合計から負債項目を差引き，その額を銀建てに換算してから棚卸商品の額を加えて期末正味財産を算定している。期首の正味財産と比較することまではしていないようである²³⁶。

2-18. 二宮尊徳・尊親の帳合

二宮尊徳（1787-1856年）は，江戸時代後期に金融を行って，農業振興事業を指導した。具体的には，領主の大名や旗本から資金を借り，私財を加えて用水路の開発や治水を行い，また農民に貸付けて開墾などをさせた。その農業金融の運営に関する帳簿が数多く残されており，富[1990]によって検討されている²³⁷。

「彼の残した帳簿は公的なものでは「御役所内万雑用控帳」（1822）のような役所の金銭出納帳に類するものと，「御金銭貸付書出帳」（1824）のように，藩や旗本家から預かった資金の貸付に関するものが大部分で，その事業は利益目的でないから，各帳簿が利益確認

²³² 天野[1983] 95 頁。

²³³ 小倉[1983] 58 頁。

²³⁴ 小倉[1983] 58 頁。

²³⁵ 小倉[1983] 57-58 頁。

²³⁶ 小倉[1983] 63-64 頁。

²³⁷ 富[1990] 1 頁。

目的にまとまっていない²³⁸」。

引用されている史料は天保元（1830）年，同 15（弘化元・1844）年，弘化 2（1845）年の帳簿などである。会計期間は 1 年で，帳簿は正月朔日に「正月改」と書かれ，年末には締切られた²³⁹。

帳簿に罫線は無いが，書く順番と行などを変えて，分かりやすく配列されている。日付の次に「入」や「出」の記号，そして金額，取引の相手を記入し，最後に行を変えて摘要を書いた。天保 15（弘化元）年の「当座米金請払控帳」では，「入」と「出」を○印で囲んだものを付けて金額を記し，帳簿の最後で両者の合計を算定してから「内」として「入 × × × 両」「出 × × × 両」とそれぞれの合計金額を示している²⁴⁰。

次に，二宮尊親の帳簿について述べる。尊親（1855-1922 年）は尊徳の孫であり，尊徳の弟子富田高慶が相馬地方（現福島県）開墾のために創立した興復社で，副社長として活躍した。彼の活動期は開国後であり，史料として，明治 21（1888）年から明治 40（1907）年の帳簿 40 冊が残っている。富[1990]は，「和式帳合を西洋簿記がしのぐようになったのは 1887 年（明治 20）頃だった²⁴¹」と述べ，西洋簿記の影響を受けた例として明治 21 年の帳簿を検討している。史料の引用はない²⁴²。

この年の帳簿は「尊親一家の家計簿だが，（中略）一家の財産すべての有高確認，増減確認の総合帳簿だった²⁴³」。帳簿組織は「惣勘定元帳」を中心として，金銭出納帳に相当した仕訳帳も兼ねた「金銀日記」，小口現金勘定的な現金出納帳である「賄費仕払帳」の 3 冊で成り立っていた。現金取引以外は直接，惣勘定元帳に記入された。

「金銀日記」の巻末には「1 年間試算表」という見出しがつけられている。そこでは，各勘定名が「元手，金禄公債，起業公債，日本鉄道株，貸金…」の順に並べられている。また，その下には借方貸方欄があり，借方合計・貸方合計が書かれ，さらにその下の借方残高・貸方残高のどちらかに残高記入がある²⁴⁴。

次に，「有物負債勘定」という名称の貸借対照表相当のものがある。「[資産ニ属スル部]（借方）に資産勘定が並び，「負債ニ属スル部」（貸方）には負債勘定は全然なく，資本勘定残高だけが記入されている²⁴⁵」。貸借のそれぞれの合計は一致している。

続いて，「損益勘定」という名称の損益計算書相当のものがある。貸方は「利益之部」と名付けられ，月給・貸地料・雑収入等の勘定名が並んでいる。借方は「損耗之部」と名付けられ，地租・賦課税・雇人給・賄費・雑費等が並ぶ。損耗之部の最後には本年度増金が

²³⁸ 富[1990] 10 頁。

²³⁹ 富[1990] 11 頁。

²⁴⁰ 富[1990] 5-7,11 頁。

²⁴¹ 富[1990] 13 頁。

²⁴² 富[1990] 12-13 頁。

²⁴³ 富[1990] 13 頁。

²⁴⁴ 富[1990] 16 頁。

²⁴⁵ 富[1990] 17 頁。

記され、借方合計と貸方合計が一致している²⁴⁶。

尊親家の帳簿組織は先に述べた 3 冊から成り立っている。貸借複記入となっていることをはじめとして、金銀日記帳の巻末に示されたような試算表や財務諸表に近いものまで作成している点に西洋簿記の影響が見られる。富[1990]は、用語は多少古いものもあるが、1880 年代の日本では、地方の実業家も西洋簿記を吸収していたことが、尊親帳簿から窺えると述べている²⁴⁷。

2-19. 山中兵右衛門家の帳合

山中兵右衛門家は、近世後期、多くの日野商人の中でも、中井源左衛門家に次ぐ経営規模を持っていたといわれる商家である。同家に関する研究は、宇佐美、賀川、佐々木、末永、鈴木[2008]、松元（編）[2010]によって行われている。これらの先行研究では、会計帳簿が史料として用いられることもあるが、その多くは、純資産額の推移や経営動向の解明を目的としたものであり、決算構造や帳簿組織の詳細についてはあまり言及されていない。

近江日野の初代山中兵右衛門万吉は、宝永元（1704）年、日野椀 2 駄を持って、駿河国御殿場地方へ行商に出た。14 年後の享保 3（1718）年、伊勢屋徳兵衛の土地を借り、同地に最初の店舗である御殿場山叶本店を開設し、店名を日野屋兵右衛門とした。延享元（1744）年には土地を買い取っている。その後、この本店を中心として、明和 7（1770）年、二代兵右衛門の二男与兵衛が分家して、沼津に日野屋を開設（この店は、嘉永元（1848）年に山中家の直轄となり、以後、一葉店と称するようになる）、寛政 12（1800）年に御殿場丸山酒造店、文化 9（1812）年に相模国関本村に酒造店（文政 2（1819）年に、小田原池上村に移転され、丸大店となる。小田原店と呼ばれる）、天保 7（1836）年に伊豆国韮山村に醤油醸造店を開設した。このように、嘉永元年の一葉店開設をもって、御殿場本店を中心とした 5 店舗体制が築かれた。

山中家本家は、江州日野に置かれ、ここで各地の出店とは別に商いを行っていた。本家の勘定目録に記載された資産としては、「諸国買置物」と各方面への「貸し金」が主要な項目となっているが、その他、京都の糸絹問屋に対する債権も見られる。京都の糸絹問屋は糸問屋と絹問屋を兼ねていることが多く、糸問屋・絹問屋は関東・東北・中部地域からの糸・生糸を集荷し、それぞれ西陣織屋や呉服問屋に売っていた。日野の本家では、機業が盛んな京都に近いという立地を生かして、関東・東北地方の荷主から糸を買い、糸絹問屋へ売渡していたのである。糸は、武州糸・甲州糸・駿州糸・奥州糸等の名前が見られる。

同家の史料は、滋賀県日野町の山中本家に残された史料と、御殿場・小田原・沼津の各出店に残された史料からなり、両者の総数は 1 万点を超える。このうち会計史料としては、山中家の経営動向を長期にわたって書き残した勘定目録と、各出店の勘定目録細見帳、商品別の勘定帳、運賃勘定帳が挙げられる。それぞれの出店ごとに「勘定目録細見帳」を作

²⁴⁶ 富[1990] 17 頁。

²⁴⁷ 富[1990] 17-18 頁。

成し、山中家全体の会計は「勘定目録」上に記載される²⁴⁸。

勘定目録は年に1回作成され、宝暦7(1757)年から弘化3(1846)年のものが現存している。勘定目録については、賀川[2010]によって宝暦8(1758)年正月の最初の勘定目録が紹介されており、「この勘定目録は複式決算ではなく、資産と負債の差引から期末の純資産を計算している²⁴⁹」と説明されている。この勘定目録が作成された時には、出店は御殿場本店のみであったため、本家と御殿場本店の純資産が記録されている。構造は次の通りである。まず最初に、本家と本店それぞれの資産を掲げ別個に合計額を示し、さらに本家・本店をあわせた資産合計額を算定する。続いて、本家・本店それぞれの負債項目である「払方」を掲げて、この合計額を先の資産合計から差引き、山中家の営業組織全体の純資産額が算定される。期末正味身代の計算が目的であり、当期損益額の計算は行われていない。

一方、出店で作成された「勘定細見帳」については、鈴木[2008]の研究において、小田原店の天保10(1839)年上期の「勘定細見帳」が詳細に検討されている。小田原店では、年2回、秋(上期)と春(下期)に決算を行い²⁵⁰、「勘定細見帳」を作成し、本家へ送付した。「上期が本決算で下期はその途中経過を示す中間決算に相当している」。小田原店の勘定細見帳は、4つの部から構成される。まず、①「覚」と「内」からなる資産負債の部である。酒・米・小麦などの商品在庫と、貸付金、本店への預け金、現金在高などが資産として掲げられる。続いて「内」として元手金、本店との「差引メカリ」、本店からの借入金、買掛金、未払金、普請引当、預り金等が掲げられ、先の資産合計から差引いて、純資産である「過上徳」が算定されるという。この他に、酒の期末在庫高(貨幣評価ではなく、数量で記載)を求める計算と、「覚」に含められていなかった売掛金の計算が附属している。

次に②「訳書」と「諸入用」からなる部である。「訳書」では、期首在庫、仕入高、期末在庫、自家消費高の差引計算から、売上原価を算定し、売上高と比較することで、売上総利益を算定している。「諸入用」には売上原価以外の費用項目が計上される。諸駄ちん、飯米、薪、酒樽・醤油樽、地代、給金引当等が計上されている。天保10年上期では営業利益は算定していないが、他の年度では算定する場合もある。

③「無尽之覚」では、無尽講への掛け金が列挙されている。

④「丸大取遣り覚」では、本店へ支払うべき利息額が計算される。まず、前年9月～当年2月の分について、本店へ支払うべき利息と、本店預り利息の差引き計算を行う。当年2月～8月の分についても、同様の計算が行われ、最終的に本店に支払う利息額が算定される仕組みとなっている。

以上の形式による記録が、明治初期に至るまで続けられている。小田原店の「勘定細見帳」について、鈴木[2008]は、売掛金が資産の部に計上されていないものの、「資産負債勘

²⁴⁸ 松元[2010] 19-22頁。

²⁴⁹ 賀川[2010] 36頁。

²⁵⁰ 「上期が本決算で下期はその途中経過を示す中間決算に相当している」(鈴木[2010] 64頁)。

定と収益費用勘定を備えた複式帳簿の形式を採用している²⁵¹」としている。

第3節 帳合法の比較分析

3-1. 和式帳合法成立の契機と構造

新保[1971]は、鴻池家・三井家・中井家の帳合法に関する既存研究に依拠しつつ、それぞれの帳合法がどのような時期に成立したのか、三家の帳合法の差異はどのようなものであるのかについて検討している²⁵²。

まず時期に関しては「経営の発展過程における重大な画期²⁵³」に帳合法の体系が成立しているとしており、鴻池家については寛文10（1670）年における十人両替への参加、三井家については大元方制度の導入、中井家については最初の定住支店開設を挙げている。また簿記法の発展を促した3つの要因として、ド・ルーヴァーが提唱した信用・パートナーシップ・代理商制を挙げて、「鴻池・三井・中井三家の帳合法の発展においても、この三つの要因が大きく作用している²⁵⁴」と主張する。三家ともパートナーシップのような資本結合を行っている企業ではなかったが、資本関係を明確化する意識が生まれたという意味で、新保はパートナーシップを要因の1つとしている²⁵⁵。

最後に、資本計算・損益計算に焦点を置きながら、三家の帳合法の間に存在する差異を明らかにしている。鴻池家の帳合法において期末純資産の二重計算は行われているが、損益計算が行われていないのは、家計と企業の分離が不十分で「個人企業の域にとどまるかぎり、（中略）期末純資産が期首純資産を上回っているか否かが最も重要であり、当期純損益の計算そのものには大きな関心が払われていない²⁵⁶」ためであるとしている。また「三井帳合法では当期収益・当期費用の内容がたいへん曖昧であったが、中井帳合法ではきわめて正確にとらえられている²⁵⁷」と述べ、「年代がおくられて成立した帳合法ほど体系化され精密化され、形態・形式の上でいっそう進んだものになっていったことは明らか²⁵⁸」であるとしている²⁵⁹。

3-2. 和式帳合法の発達段階

²⁵¹ 鈴木[2008] 64頁。

²⁵² 新保[1971] 1-19頁。

²⁵³ 新保[1971] 9頁。

²⁵⁴ 新保[1971] 9頁。

²⁵⁵ 新保[1971] 7-11,17頁。

²⁵⁶ 新保[1971] 14頁。

²⁵⁷ 新保[1971] 16頁。

²⁵⁸ 新保[1971] 16頁。

²⁵⁹ 新保[1971] 16-19頁。

小倉[1967a];[1967b];[1967c]は、自身の研究対象である中井家の他、鴻池、三井、長谷川、小野組の帳合に関する既存研究をまとめ、引用した史料をもとに独自の分析を行っている。そこでは主に、それぞれの帳合が多帳簿制複式決算簿記に該当するか否かについて述べ、各論者の意見とは異なる新しい解釈を加えている。また小倉[1981a]は、帳合法を研究する上で注意すべき点として、「和式帳合法を洋式簿記法の基準で評価するのは妥当ではない²⁶⁰」ことと、検討対象の商家で用いられている用語の解釈について言及している。

小倉[1978]は以上のような諸商家の帳合における決算構造の研究を総合し、物財管理のための記録から複式決算に至るまでを4つの段階に分けた。その発達段階を「前駆第1段階」「前駆第2段階」「第1段階」「第2段階」と呼び、各段階における条件を検討している。まず、損益計算がある程度組織的に行われているとしても、財産に関しては何ら体系的計算が存在しないのが「前駆第1段階」である。「前駆第2段階」は「資産-負債」の計算による簿記上の資本の確定、「第1段階」は資本勘定の出現で表され、これらが条件となる。そして完成段階に相当する「第2段階」への到達には、損益計算的成果計算との結合が必要であると述べている²⁶¹。

また、この試論を諸家帳合法の発達を測る尺度として用い、既存研究をもとにした実証も行われている²⁶²。

第4節 帳合法の教育

田中[1999];[2001]は、近世と近代²⁶³において和式帳合法がどのように教えられていたのかについて考察している。まず江戸時代については、教育機関（寺子屋や私塾等）において帳合法の教育が行われていなかったかが論点となっている。これについては、当時の主要科目である読書と習字で「商売往来」と「大福帳」が使われていたことから、「商人の準備教育という意味でも間接的ではあるが帳合法の教育は行われていたと言えないだろうか²⁶⁴」と述べている。また田中[2001]では、商家の家訓・店則をもとに近世商家における帳合法教育を考察し、当時の帳合法教育には指導書がなかった理由について、「商人の商売のやり方や帳合法は、職人の技術と同じように知識として学ぶより体で覚えるといった感が強かった²⁶⁵」ため、帳合法は学問ではなく、したがって指導書もなかったのだとしている²⁶⁶。

²⁶⁰ 小倉[1981a] 63頁。

²⁶¹ 小倉[1978] 1,4-5,12,16頁。

²⁶² 小倉[1977] 82-86頁。

²⁶³ 近世は江戸時代、近代は明治維新から第二次世界大戦までとしている（田中[2001] 73頁）。

²⁶⁴ 田中[1999] 100頁。

²⁶⁵ 田中[2001] 75頁。

²⁶⁶ 田中[1999] 96-100,105-107頁;[2001] 75-76頁。

次に、明治期に帳合法の教育がなされたといわれる神戸商業講習所では、どのような帳合法が教育されていたのかが論点となっている。これを明らかにするため、田中[1999]は「この講習所における教育課程を中心とした歴史について考察して²⁶⁷」いる。それは「和式から入り順次、洋式に移っていくというもので²⁶⁸」あり、「和式と洋式、単式と複式を比較しながら教えるということも行われていたようである²⁶⁹」。教科書としては藤井清著の「略式帳合法附録」（慶應義塾出版社 明治 11 年 11 月）と「和欧帳面くらべ」（慶應義塾出版社 明治 11 年 11 月）が用いられていた。田中はこの 2 冊について検討し、「西洋式簿記の発想を取り入れた和洋折衷の簿記書である²⁷⁰」としている。さらに田中[2001]では、なぜ神戸において和式帳合法の教育が始まったのか、ほかの商業学校において和式帳合法の教育はなかったのかについて考察している²⁷¹。

最後に「近世の商人教育と近代の商業学校の教育は無関係であろうか²⁷²」という問いに対して、商業学校の生徒の多くが商人の子弟や丁稚で占められていたこと、商業学校のほとんどが夜間部を設けていたことから、両者の間には連続性が考えられると述べている²⁷³。

第 5 節 帳簿の発展

西洋簿記導入前に用いられていたわが国在来の商業帳簿について、種類や用途、記録内容や名称の変遷を明らかにする研究は、主に大森[1921]、西川(孝)[1969];[1971]、宮本[1957]によって行われている。

大森[1921]は、帳簿記録の必要を感じなかった時代から近世まで、記録方法の変遷を考察している。史料に表れた帳簿として和銅年間（708-714 年）の計帳、籍帳のほか江戸時代以前の帳簿を多数挙げているが、それらは商業帳簿ではない。商業帳簿としては、集古文書に見える永正 17（1520）年の土倉帳を最古のものとしている。質屋以外の商人も各自帳簿を持っていたと思われるが、それがいかなるものであったか明確でないのは、日本が古来より農業を加護奨励し、商業を正業視せずこれを排斥したことで十分な発達を遂げることができなかったためであるとしている。江戸時代以降で現存する最古の商業帳簿として、大森[1921]は伊勢松坂富山家の元和元（1615）年の帳簿を挙げている²⁷⁴。また、江戸時代

²⁶⁷ 田中[1999] 106 頁。

²⁶⁸ 田中[1999] 106 頁。

²⁶⁹ 田中[1999] 106 頁。

²⁷⁰ 田中[2001] 72 頁。

²⁷¹ 田中[1999] 100-106 頁;[2001] 72,77-80 頁。

²⁷² 田中[2001] 80 頁。

²⁷³ 田中[2001] 80-81 頁。

²⁷⁴ 「多くの史家は寛永十一年頃に記録せられたる京都の材木商白木屋の帳簿を推」しているとして一般的な説を示しながらも、大森は元和元年の帳簿を現存する最古のものとして主張している（大森[1921] 125 頁）。

において一般的に用いられた帳簿の種類・用法・記入方法・保存期限・形態等についても解説している。江戸時代における商業帳簿の形式内容は単式簿記に類似し、各家多数の帳簿を備えるも各帳簿は相互に関連していないため、突合せを行うことができないという。また「全ての出来事を一帳簿に纏め、資産・負債・損失・利益を一目瞭然たらしむるものもあるなし²⁷⁵」としている。最後に欧米における商業帳簿の変遷を概説したうえで、日本の商業帳簿は複雑な営業の収支計算を明確にするのに適していないため、欧米各国の商業帳簿についてその組織制度を研究し、各種営業に適応する法式制度を考えるべきだと述べている²⁷⁶。

宮本[1957]も、備忘記録としての帳簿から江戸時代で多くみられる帳簿が用いられるようになるまでの過程を考察しており、最も緊要の帳簿3種についてその用法を説明している。次に、「大阪商業習慣取調書」に挙げられている商業帳簿、大阪道修町の武田長兵衛家の商業帳簿を掲げ、帳簿ごとにその用法を細かく説明している。また、江戸時代の商業帳簿を分析するにあたっては家訓や店則も重要であることを説いており、実際に決算書分析の手がかりとなり得る店則の例として近江商人、外村宇兵衛家の「店改規」「奥改規」「本宅改規」と矢野久左衛門家の「本店法則」に附記された「店勘定雛形」を挙げている。宮本[1957]はこれらの検討をしていないが、小倉（小島[1979] 271-273 頁）は店勘定雛形について独自の分析を行っている²⁷⁷。

西川（孝）[1969];[1971]は、商事慣例類集に挙げられた帳簿を通じて、江戸時代の「一般商家」や「中級商家」の帳合の特徴を明らかにした上で、そのような「全国的な中小商家の帳合と、少数の巨商・富豪の帳合との共存状態²⁷⁸」を「和式帳合の二重構造」と名付けている。大規模な商家ごとの帳合については既存研究の紹介にとどめているが、記帳と計算の観点から和式帳合と西洋簿記の比較、和式帳合が複式簿記であるか否か、和式帳合研究にはどのような視点が必要かについて考察している²⁷⁹。

大谷[1937a]も商業帳簿について言及している。その内容については前に述べたため、ここでは省略する。

ここまで、日本固有の帳簿及び帳合法に関する研究を概観した。近世日本における商家の会計帳簿を対象とした研究は数が少なく、帳合法の研究となるとさらに限られる。中でも、近江商人に関しては、経営理念や独特の商法が既に広く知られており、近年ではそれらが再評価されることがあるにもかかわらず、個別の商家の帳合法に関する研究は進んでいるとは言い難い状況である。加えて、1つの商家の史料分析においても、個別の店の分析にとどまっており、複数の支店によって作成された決算報告書の比較分析は行われていない。商家の中でも帳簿の様式や計算構造については統一がなされていなかったと言われて

²⁷⁵ 大森[1921] 131 頁。

²⁷⁶ 大森[1921] 117-118, 124-133 頁。

²⁷⁷ 宮本[1957] 340-365 頁。

²⁷⁸ 西川（孝）[1971] 107 頁。

²⁷⁹ 西川（孝）[1969] 3-10 頁;[1971] 101-110 頁。

いるが、これはそれぞれの支店の帳簿を個別に分析し、店舗間で比較しなければ明らかにできないことである。このような状況を踏まえ、本研究では、江戸時代の商家の決算報告書を分析し、得られた結果をもとに比較を行い、店舗間での統一性や、同一店舗における表示の継続性が見られるか否かを明らかにする。

第2章 近江商人及び中井家の概要

本章では、次章以降で行う質屋と松前取引に従事した近江商人の会計帳簿の分析に先立ち、必要となる背景的知識を提示する。具体的には、近世近江の経済、近江商人の概要、中井家の沿革、近世の質屋業と松前取引の仕組み等について、先行研究、古文書等の史料に基づき概説する。また、質店との比較を行うため、中井家仙台店の小売部門であった見世方の店卸目録（決算報告書）を、先行研究に基づいて再度検討する。

第1節 近世近江の経済

1-1. 彦根藩の経済体制

彦根藩は、愛知川の線を南端として、北へ近江の半分、湖北を含んでいる。藩は独立経済単位で、自藩内の生産で藩内の需要を満たす商業活動は藩の統制下で行われた。城下町には商人を置き、農村には置かず、城下町への買出しと村への行商で需要を満たしていた。藩の余剰物資は他藩に売られ、不足物資は他藩から購入した。これらは全て藩の指令によ

って進められ、実際の取引は御用商人に任されていた。このような他藩との交易は公的藩際交易とよばれる²⁸⁰。

米生産の担い手である百姓は国の宝といわれ、士に次ぐ身分として尊重されたが、百姓の辻売りや行商等、離農は厳しく禁じられていた。米が基本となる藩経済においては、農業人口の維持が重要であったからである。余業に集中して米作がおろそかになっては困るということから、水の便の悪い農地の百姓に、春から秋にかけて機織りを禁止したように、農業を中心に動くよう、厳重に統制されていた²⁸¹。

時代が進むにつれて、公的藩際交易は私的交易に押されて維持困難になっていき、19世紀初頭、彦根藩は統制経済の解除に踏み切った。まず他所奉公を許可し、年々の夫役に支障が出ない余分の人口ならば他国へ奉公に出してもよいとした²⁸²。

図表 2-1 近江国諸藩の領地



出所：木村（編）[1987] 197頁。

280 小倉[2003] 19-20頁。

281 小倉[2003] 19頁。

282 小倉[2003] 20頁。

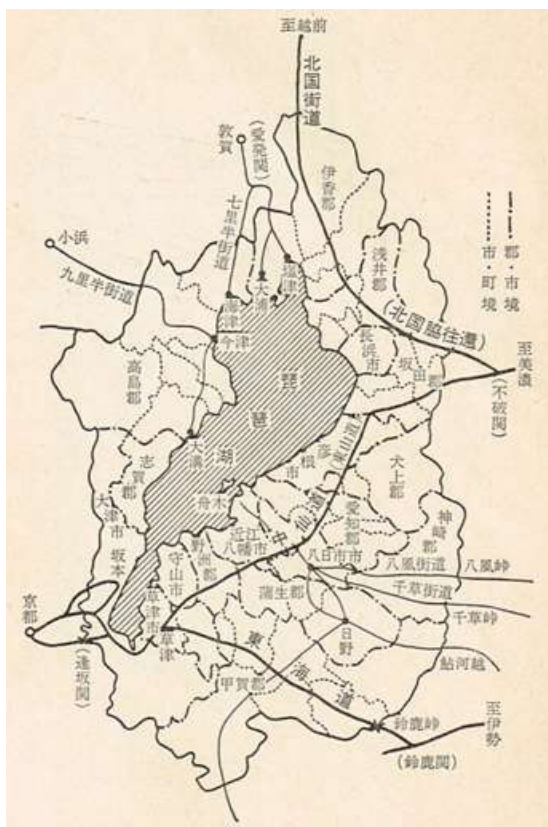
また、領内で売るための内職とその製品の藩内行商は全てを自由とした。他藩向けの製品については、その生産と製品の持ち出し行商を許可制とした。これらの統制緩和によって、藩内からは商人として活動する者が出てきた。その多くは、中山道沿いの出身地に本店を構え、全国に向けて「持下り商い」の形で商売を始めた。彼らは領内では百姓の身分のままであったが、中には藩の御用をつとめて士分に取り立てられ、彦根城下に居を移した者もあった。ただし、城下町商人が持下り商人に転じた例は見られないため、藩の体制下の商人と統制緩和によって出現した他藩への持ち出し行商を行う商人はあくまでも別個の存在だったと考えられるという²⁸³。

1-2. 大津の繁栄と琵琶湖

大津は東海道の宿場があったこと、湖上水運の要であったことから繁栄した。徳川家康は、関ヶ原合戦で勝利した後、東海道と中山道を江戸と京都を結ぶ主要街道とし、各地に宿場を設置した。慶長4（1599）年の大津籠城戦によって荒廃した大津の町であったが、

大津宿として東海道五十三次の宿場の1つとなり、本格的な復興が始まった。また、大津は古くより琵琶湖の湖上水運の要の港町でもあった。奈良時代以降近世にかけて日本海ルート of 終着点であり、東北、北陸、東海道諸国の物資が水揚げされるなど、国内の輸送において重要な役割を果たしてきた²⁸⁴。

図表 2-2 滋賀県地図（1980年）



出所：小倉[1980] 18頁。

大津には代官所に隣接して御蔵20棟が琵琶湖岸沿いに軒を連ねていた。その他諸藩の蔵屋敷も琵琶湖に面して19か所設置されていた。蔵屋敷とは、全国の藩が年貢米や特産物を販売するための倉庫兼邸宅である。蔵屋敷は港町に設けられていたが、特に内陸にある湖の港に設置されたのは大津だけであった。豊臣政権下において、東国・北国の諸藩からの年貢米をはじめとした各物資は敦賀、小浜から塩津、海津、今津などの琵琶湖北部の港へと運ばれ、琵琶湖上を大津へと廻漕され、そこから大坂へと持ち込まれた（各地名のおおよその位置

²⁸³ 小倉[2003] 21頁。

²⁸⁴ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 117頁。

関係は図 2-2 参照²⁸⁵)。17 世紀前半、大津は大坂とともに西日本有数の米市場を形成し、中でも幕府の畑作年貢を決定する基準、つまり全国の米相場の基準となっていた²⁸⁶。

当時、東日本の物資を大坂や京都へ運ぶ場合、敦賀や小浜で陸揚げし、人力や馬力によって峠を越えた。そして、塩津や海津といった琵琶湖北岸の港から湖上を大津へと運ばれ、再び陸揚げされた荷物は人力や馬力によって目的地まで運ばれた。ただし、古代以来行われていたこのような物資の大量輸送には大きな問題があった。敦賀もしくは小浜、塩津もしくは海津、大津で荷物の積み替えを行うためには、問屋への手数料が必要となる。また、峠を越えなければならぬため、一度に大量の荷物は運べなかった。そこで、幕府から河村瑞賢²⁸⁷に一度に大量の物資を運ぶための工夫が求められ、1671 年、西廻り航路が整備された。これは、敦賀や小浜で荷物を陸揚げせず、そのまま西へ進み、関門海峡から瀬戸内海を抜けて大坂へ向かう航路である²⁸⁸。

この西廻り航路が琵琶湖水運に与えた影響は大きいものだった。敦賀での大豆と米の取扱量は、寛文年間（1661-1673 年）の 56 万俵をピークに、元禄年間（1688-1704 年）にはその半分に、享保年間（1716-1736 年）にはその 5 分の 1 にまで激減している。

大津百艘船²⁸⁹については、元禄 6（1693）年には 107 艘であったが、享保 10（1725）年には 47 艘、明和 3（1766）年には 39 艘にまで減少した。ただし、琵琶湖周辺地域や丹後などからの物資は引き続き湖上水運を利用して大津に陸揚げされており、地域内では中核的な役割を担い続けていたといえる²⁹⁰。

1-3. 彦根三湊と大津

次に彦根三湊（ひこねさんみなと）について、大津との関係という視点から述べる。

²⁸⁵ 「現在（1980 年）の行政区画は、八日市市が市制施行の際に蒲生郡と神崎郡の境界上にまたがって位置したので、多少の変更がみられたほかは、大略旧制のままであるので参考になると思う。」（括弧内筆者）と述べ、「江戸期の概要」としてこの地図を用いている（小倉[1980] 18 頁）。

²⁸⁶ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 118-120 頁。

²⁸⁷ 河村瑞賢（1617-1699 年）。江戸前期の商人。材木商として巨富を得て、東廻り・西廻り航路を整備した（三省堂編修所（編）[2008] 207 頁）。

²⁸⁸ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 121 頁。

²⁸⁹ 豊臣秀吉の命により、大津城主浅野長吉は大津を湖上水運の拠点とするため、天正 15（1587）年、大津を中心に堅田・坂本・木浜等の諸浦の船持ちを集めて「大津百艘船」の船仲間を組織した。大津百艘船仲間には諸税免除の特権が与えられ、大津から出る荷物や人は他の港からの船には乗せず、大津では百艘船以外の船への積み出しが禁じられた。このような特権を与えた秀吉の目的には、軍事的側面と経済的側面があった。軍事的な面では、天正 20（1592）年、秀吉は琵琶湖の水主の徴発を命じ、大津の水主を動員した。経済的な面としては、大坂・伏見を拠点としていた秀吉が物資輸送のために地理的に有利な大津を選んだことが挙げられる。秀吉によって整えられた琵琶湖水運の秩序は、江戸幕府になってからも踏襲され、慶長 7（1602）年、幕府の直轄地となった大津は、湖上交通の物資の集散地として繁栄していった。

²⁹⁰ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 122 頁。

慶長 8 (1603) 年に始まる彦根城築城にあたり、年貢や物資を大津蔵屋敷に運ぶため、彦根藩は松原・米原・長浜の彦根三港を整備した。彦根藩は、秀吉以来の保護のもとで繁栄した大津港と大津百艘船に対し、その特権を崩すために寛永 8 (1631) 年から相論 (訴訟) を始めた。当初は大津蔵屋敷に住む問屋、大津の商人荷物の取り扱いに関する問題だった。裁定は大津百艘船の特権を認めたが、荷物の取り扱い量が減少する中、この裁定は両者の争いを激しくした。正徳年間 (1711-1716 年) には大津百艘船が一方的に値上げし、再び相論に発展した。これに対し、彦根藩は彦根三港を御用港として位置づけることで、藩経済の安定化を図ろうとした。最終的に、大津の特権を崩すことは叶わなかったが、調停では三港帰り船は百艘船と相談の上で許可料を払えば船積みできることとなった²⁹¹。

しかし、享保年間 (1716-1736 年) には大津百艘船と彦根三港船の荷物の積込量において、徐々に彦根三港船の割合が減少したため、再び対立が起こった。この相論に対しては京都町奉行の裁許が下されたが、この裁許に対する双方の解釈が違ったことから騒動へ発展した。

その後、改めて下された裁許は彦根藩の敗訴ともいえる内容であったため、彦根藩は藩主自ら幕府へ働きかけた。大津蔵屋敷は治外法権が認められていること、三港は緊急時の軍事動員の役割を任せられていたこと、の 2 点を主張した。この訴えの結果、大津の特権のうち一部が否定され、彦根三港は北国、東国から大坂、京都への物資輸送を担うこととなり、全盛期を迎えた²⁹²。

第 2 節 近江商人と松前交易

近江商人は出身地別に 4 つに大別される。2-1 では 4 つの類型に共通的な特徴について説明し、続く 2-2 で各類型について述べる。2-3 では近江商人と松前交易の関係について概説する。

2-1. 近江商人とは

まず、近江商人という言葉の由来について述べておく。滋賀県の古名「近江」を県民は江州と呼んでいるため、「江州商人」が適切かと思われるが、現在では、他国の人が使う「近江商人」という言葉が一般的となっている²⁹³。

近江商人は近江国出身で、江戸時代に全国を商圏として活躍し、伊勢商人とならんで近世を代表する商人だった。行商形態から始まり、出店を設けて店舗商いへと移行しながら

²⁹¹ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 136-137 頁。

²⁹² 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 138 頁。

²⁹³ 小倉[1980] 12 頁。

も、本家は近江国に置くことが多かった²⁹⁴。

行商に用いた天秤棒は近江商人のシンボルとなっているが、これによる取扱量は限られているため、商業活動開始後のわずかな期間や出店近辺への行商の際にのみ用いられたものと考えられている。

商業活動の中心地域は、北関東・東北・北陸・山陰地方などであり、当時は経済的に後進地域であった諸国に進出していた。近江商人が扱った商品は多種多様であったため、このことが現在の総合商社の原点であるとされている。近江国や上方で生産され、関東や東北など各地へ運ばれた商品は「持ち下り荷」「下し荷」（くだしに）と呼ばれた。一方、これとは逆に販売先の産地品を買い付けて上方で販売したものは「登せ荷」（のぼせに）と呼ばれた。このように、往路でも復路でも儲ける商法は「産物廻し」といわれている²⁹⁵。

以上のことをまとめると、近江商人は①近江出身（その中でも限られた地域の出身）で、②本家は近江に置くが、ここでは営業せず、③他国にわたって産物廻しを行う商人であるといえる。しかし、近江商人であるといわれる小野組や湖東商人、日野の山中家²⁹⁶のような例外もあるため、近江商人についての通説はないと思われる。

小倉[1980]は上記の特徴に加え、近江商人に共通の性格として、特に八幡商人や日野商人にみられる郷党意識の強さを挙げている。それぞれの商人が宿帳を持ち、八幡商人定宿、日野商人定宿と呼ばれる場所に泊まっていたという。小倉は、その宿で商人間の情報交換が行われていたのではないかと述べている²⁹⁷。

江戸時代より前にも近江国内に商人は存在していた。特に湖東地方で活躍した商人として、伊勢との商売の特権を持っていた四本（しほん）商人と、若狭との通商の独占権を持っていた五箇（ごか）商人が挙げられる。その他、小幡商人や保内商人も有名である。これらの商人は、伊勢や若狭の物資を近江に持込んで、国内で卸売や小売を行っていたが、国外へ向けて販売していなかったため、彼らを近江商人と称することはない。また上記商人は、何れもが200人くらいの隊を編成して各地での交流を展開しており、この点においても江戸時代の事例をもとに形成された近江商人の定義に関する通説と大きく異なっている²⁹⁸。

2-2. 近江商人の分類

一口に近江商人といっても、その出身地や輩出した時期は様々であり、出身地の地名を冠して区別できる。発祥時期の順に、高島商人（大溝商人）、八幡商人、日野商人、湖東商人（例えば五箇荘商人、愛知川商人などを含む）に分けられることが多い。これらの商人

²⁹⁴ 滋賀大学経済学部附属史料館[2005] 1頁。

²⁹⁵ 滋賀大学経済学部附属史料館[2001] 2頁。

²⁹⁶ 松元（編）[2010] 34頁。

²⁹⁷ 小倉[1980] 17-18頁。

²⁹⁸ サンライズ出版（編）[2005] 35,37-38頁。

の家は最初、豪農、地場産業の間屋、造り酒屋、醤油屋を営んでいたとされる²⁹⁹。

出身地によって行動様式や取扱商品が異なるため、以下ではこの4類型についてその特徴を順に見ていく。

(1) 高島商人

高島商人（大溝商人とも）は、戦国末期に西江州大溝（現滋賀県高島市）から京都に出て商人化し、南部藩領で活躍した商人である。元来、高島を治めていたのは浅井家で、大溝を城下とした。浅井家滅亡のとき、その家臣であった村井氏、小野氏は逃れて京都に入り商人化した。その後、宮本による研究で有名な「小野組」と呼ばれる同郷商人団を結成。京都の商人と結んで大繁栄し、三井組と組んで国立第一銀行を設立、交替で頭取を務めた豪商となった³⁰⁰。

高島商人の奥州進出はきわめて早く³⁰¹、八幡・日野商人より相当に古いうえに、近江商人の行動パターンの原型をなしたといわれるが、彼らについての研究は空白が多く、あまり知られていない³⁰²。

(2) 八幡商人

八幡商人は、現在の近江八幡市の一部、旧八幡町から江戸時代初期に発生した。安土城が炎上壊滅後、豊臣秀吉はその城下町をこの地へ移し、八幡城には秀次を配した。秀次が自害し、八幡城が廃城になった後、城下町の衰退を感じ取った商人たちが奮起して全国へ行商に出たことが起源であるといわれている³⁰³。

八幡商人は江戸・大坂などの大消費地や商業都市に大型店舗を構えることが多かったため「八幡の大店」といわれた。南は九州・鹿児島、北は越後から天童、福島、仙台などにも進出し、関東で醸造業を営んだものもある。いずれも八幡町内に広大な本宅を構えたが、これは販売店舗ではなかった³⁰⁴。

特徴的な商品は八幡表（畳表）と蚊帳で、いずれも地場産業の産物であるが、やがて秩父・足利・伊勢崎などで産する関東呉服と上方の織物が主力となった³⁰⁵。

八幡商人には2パターンあり、1つは前述のように大消費地を舞台にした商人で、もう1つは、松前交易を行い、場所請負人となった商人である³⁰⁶。場所請負人については後述する。

²⁹⁹ 小倉[1980] 18頁;[2003] 10頁。

³⁰⁰ 小倉[2003] 10-13頁。

³⁰¹ 「盛岡城下へ近江商人第一陣が乗り込んだのは慶長18（1613）年で、湖西高島郡大溝出身の村井新七であった」（小倉[1980] 83頁）。

³⁰² 小倉[1980] 83頁。

³⁰³ 小倉[2003] 13-14頁。

³⁰⁴ 小倉[1980] 22-23頁;[2003] 13-14頁。

³⁰⁵ 小倉[1980] 22頁。

³⁰⁶ 小倉[1983] 58頁。

(3) 日野商人

日野商人は享保の頃（1716-1736年）、蒲生氏の城下である日野町から発生する³⁰⁷。彼らが江戸に出るのはもう少し後のことであり、商人の多くは中山道を経由して北関東に出た。仙台で開店することを目標としていたため、さらに北上して東北地方に入り、商圈が固まると出店を構えた。前述の八幡商人が大消費地に大型店舗を構えたことから、「八幡の本店」といわれたのに対して、日野商人は小さな借家でもよいから多数の支店を置いたため、「日野の千両店³⁰⁸」といわれた。日野商人は、一家で多数の出店・支店を置き、それを前進基地として、さらに奥地へと進出していった。八幡商人とは異なり、当時比較的辺鄙だった土地に出店していた点が特徴的である³⁰⁹。

創業時は行商で、商品は地場産業の日野売薬や日野椀から始まるが、関西の呉服・太物・麻織物・木綿などを扱い（持ち下り荷）、紅花・青苧・生糸などを東北・関東で仕入れて持ち帰る（上せ荷）という交易を行っていたため、取扱品目は多岐にわたっていた³¹⁰。

(4) 湖東商人

湖東商人は日野商人誕生から100年ほど後の幕末近くに彦根藩領から出た商人であり、五箇荘商人、愛知川商人、犬上商人、高宮商人などが含まれる。ただし、他の分類に比して広範な土地の商人が含まれるため、発足年には若干前後するものがある。小倉[1980]によると、郡山藩領、旗本領では18世紀に行商に出た家もあるが、いずれも八幡・日野商人よりは遅いという³¹¹。

湖東商人はほとんど例外なく、地場産業の近江麻布（麻織物）の持ち下り商いから始まった。前身が機屋・染屋・仕立屋などで、代々この仕事に従事した家が多いこと、麻布と同時に京織物も扱ったため、京都・大坂出店が通例であること、出身地そのものに営業用店舗を構えたことなどが特徴的である³¹²。

商法は他の商人と類似しており、東海道に沿って三河・駿河に、中山道を経て信州・甲州に麻布や京呉服、繰綿などを持ち下り、登せ荷として青苧や関東呉服を扱った。例外ではあるが、松前交易をしていた家もあるという³¹³。

³⁰⁷ 最も古いものには寛永3（1627）年開店があるが、本格的活動が始まるのはもう少し後である（小倉[1980] 23頁）。

³⁰⁸ 日野商人は、行商で利益を得ると、東北・北関東を中心とした地域に小規模な店を多数開設して支店網を形成した。このことを「千両たまと店を出す」として、日野商人とは対照的に大都市に本店を持った八幡商人が「日野の千両店」と名付けたという（サンライズ出版（編）[2005] 77-78頁）。

³⁰⁹ 小倉[2003] 17頁；サンライズ出版（編）[2005] 77頁。

³¹⁰ 小倉[1980] 23頁。

³¹¹ 小倉[1980] 24頁。

³¹² 小倉[1980] 24頁。

³¹³ 小倉[1980] 24頁。

2-3. 松前に渡った近江商人

近江商人の概要とその分類について述べたところで、次に近江商人と松前との関係について説明する。第1節で述べたように、西廻り航路が広く利用されるにつれて、琵琶湖を經由して運ばれる日本海側の物資は激減したが、北海道の物産の多くは琵琶湖を經由して京都や大坂へ持ち込まれた。その背景には近江商人の存在があった³¹⁴。

天正16(1588)年、柳川村(現滋賀県彦根市柳川町)出身の近江商人2人³¹⁵が北海道に渡り、蔬菜種子の行商をした。これが松前交易の最初といわれる。その後、彼らに続いて寛永年間(1624-1643年)には近江八幡や柳川、薩摩(現滋賀県彦根市薩摩町)から北海道の松前や江差へと集中して渡っていった³¹⁶。

新天地として選ばれた場所が、なぜ北海道だったのかについては分かっていない。「三方よし」の精神を受継ぐ彼らにとって、不毛の地に生きる人こそ利すべき「売り手」であり、そこに商機を見出したのだろうか。

当時の北海道では米の生産が困難だったため、移民した人はそのほとんどが漁業に従事していた。自分たちが収穫した海産物を売り、米や生活必需品を内地から購入するためにも、商人の介在を必要としていた。蝦夷に渡った近江商人は、呉服や荒物などの日用品、米などを上方で仕入れ、蝦夷の物資を上方に売るという商いを展開していた。内地同様の物資を地元で得られなかった松前藩にとって、近江商人は得がたい存在だったといえる。松前城下で商いをしていた近江商人の店は、最盛期には30軒以上あったといわれ、藩主との謁見が許される、近江商人が扱った荷物の課税が非常に安い等の優遇措置を受けていた³¹⁷。

松前藩の武士と近江商人の間には「場所請負制度」があった。松前藩の武士たちは、それぞれに与えられた海岸線ごとに漁場を設けて、そこでアイヌの人々が獲った海産物を彼らの日常必需品と交換し、その差益を収入としていた。そこでは良い漁場を開拓することが高収入につながるが、武士たちにとって漁場経営に携わることは難しい仕事であった。そのため、近江商人に権利を貸し、その賃料を受け取ることで収入を得ていたのである。賃料は運上金とよばれ、商人たちは知行地の場所を借りて漁場の経営をすることとなった。これが「場所請負制度」である³¹⁸。

当初、場所請負人は東北を主体に北陸その他の商人が担当したが、何かと問題を起こしがちで、特に現地のアイヌの人々を搾取したり、犯罪もあったため、結局は信用できる近江商人がほとんどの場所を請負うことになったという³¹⁹。

漁場を任された商人たちは、ここで獲れた海産物を日持ちのするように加工した。そし

³¹⁴ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 123頁。

³¹⁵ 田付新助と建部七郎右衛門であるといわれる(サンライズ出版(編)[2005] 108頁)。

³¹⁶ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 123頁。

³¹⁷ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁;サンライズ出版(編)[2005] 105,110頁。

³¹⁸ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁。

³¹⁹ 小倉[1983] 58頁。

て、近江を経由して京都や大坂へと送り、帰りの船で日用品や米などを北海道へ運んだのである³²⁰。

松前城下の近江商人は、小浜方面と松前を結ぶ「荷所船仲間」と密接に連携することによって、松前藩への安定的な物資供給を可能にした。さらには、近江商人全体が「両浜組」という仲間組織を結成し、共同歩調をとることによってさらにその安定度は増した。この「両浜組」は数ある組の中で最大の勢力であった。両浜組の成員が共同でチャーターした船を「荷所船」といい、行き先を決めて積み荷を指定して送り届ける方法を採用していた³²¹。

ところが、寛政4（1792）年のラクスマンの根室来航や、寛政8（1796）年のプロートンの内浦湾探検を機に、幕府は北海道の太平洋一帯を取り上げて直轄領とし、函館に奉行所を置いた。この頃から、松前藩と密接な関係にあった一部の近江商人の繁栄に陰りが見え始め、代わって台頭してくるのが、淡路出身の商人たちであった³²²。

第3節 中井家の帳合法

本節では、中井家質店の店卸目録分析への導入として、中井家の沿革や店舗組織、香良洲店で用いられた帳簿組織について述べる。

3-1. 中井家の沿革と帳合法の時代区分

(1) 中井家について

中井源左衛門家の研究は、主に江頭[1956];[1957];[1961]、小倉[1962]、原田[1956];[1958]によって進められた。初代源左衛門光武は享保元（1716）年に生まれ、晩年は良祐と号し、文化2（1805）年に没した。遠祖は文禄年間（1592-1596年）に日野町（滋賀県）に移住し、日野椀の製造販売を手広く営んでいた。祖父光親、父光治の代には売り子を派遣しつつ自らも行商に出向き、販路は関東地方から中国地方に及んだという。享保11（1726）年に父が世を去り、義理の兄が跡を継いだ。広島取引先破産による貸倒損失を被ったため、遂に祖業を廃するに至った。光武は塗椀絵付けの仕事に励んでいたが、19歳のとき、売薬行商を思い立ち、伯父の井田玄泉の後援を受けて関東地方に旅立った。店卸記³²³の口書には、光武が井田から借入れた日野合薬代銭60貫（約13両）と金3両に、塗椀絵付け

³²⁰ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁。

³²¹ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 125頁;サンライズ出版（編）[2005] 110頁。

³²² 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 125頁。

³²³ 店卸記は光武自筆の決算累年記録で、その口書には創業時の状況が記されている。前年度の資本金に延金（当期純利益）を加え、期末資本金を算出する形のもものは12年分が記録されている。「これだけの数字を示すからには何らかの取引記録や債権債務の計算が行われていたと思われるが現存しない」（小倉[1962] 21頁）。

で得た金銭等 2 両を加えた 18 両を元手に行商を始めたことが記されている³²⁴。

延享 2 (1745) 年、中井家最初の店舗となる越堀店 (栃木県) を開設した。この店については店舗の存在が知られているのみであり、取扱商品や店名、閉店年等の詳細は不明である。2 年後には借入金 が 136 両になり、それをもとに寛延 2 (1749) 年に太田原店 (栃木県) を開設。太田原は太田原氏の城下町であり、奥羽地方に出入する要衝にあった。以後、越堀・太田原店をもとに、中井家の商圈は北方に向かって拡大していくことになる³²⁵。

太田原店開設と同じ頃、現地の塩屋勘右衛門との合資で質店を開き、さらに宝暦 7 (1757) 年には太田原に近い上野国小泉 (群馬県) に酒蔵を建築して枝店とし、酒造業を営んだ。この他には磐城国白河 (福島県) に枝店が開設されたが、年代は明らかでない。中井家出店中で最も多くの枝店を持つ太田原店はその後、主力店舗として扱われることになる³²⁶。

出店・枝店を設けてすぐに行商をやめたわけではなく、この時期にはまだ出店を拠点として周辺各地に行商しており、太田原店開店からの 20 年間は、従来の行商中心形態から店舗中心形態に移行する過渡期とされる³²⁷。酒屋・質屋の兼営という新たな形態をとり、この間に資産が 10 倍以上に増加していることから、商売形態・資金の両面において、後の中井家繁栄の基盤となった時代であると思われる。

明和元 (1764) 年には方面を転じて岩代国本宮 (福島県) に支店を開いた。これと同時に共同企業や他店への投資も行われている。その後も徐々に店舗数は増えていった³²⁸。

初代は寛政 8 (1796) 年に財産の生前分配を行い、2 代目光昌に実権が移った。文化 2 (1805) 年には全ての相続を終えたが、財産分配後も初代が整備した帳合法が継続して用いられた。中井源左衛門家のその後については、4 代目光基の代まで明らかになっている (参考として、初代源左衛門から 4 代源左衛門までの家系図を附録に掲げた)。彼もまた京都店と仙台店に特に力を入れていた。仙台店は仙台藩に対する貸付の焦げ付きが主な原因で明治 17 (1884) 年に閉鎖に追い込まれるが、京都の日野屋源左衛門店はその後も健在で、昭和 14 (1939) 年まで続いていたという³²⁹。

(2) 中井家帳合法の時代区分

中井家本家に保存されていた史料群のうち、会計史料にあたるものは、①本家作成の帳簿類、②支店から本家に送付された帳簿類、③閉鎖された支店から回収された帳簿類から構成される。小倉[1962]は①の決算記録を分析し、中井家帳合を創業期、定着期、展開期の 3 つに区分している。以下でその概略を述べる。

³²⁴ 江頭[1956] 275-277 頁;小倉[1957] 55 頁;[1962] 20 頁。

³²⁵ 江頭[1965] 148-149 頁。

³²⁶ 江頭[1965] 149 頁;小倉[1962] 22 頁。

³²⁷ 江頭[1965] 149 頁。

³²⁸ 江頭[1956] 277,279-281 頁;[1961] 2 頁; [1965] 37-38 頁;小倉[1962] 22-24,29 頁;原田[1956] 54 頁;[1959] 358 頁。

³²⁹ 江頭[1961] 2-3 頁;[1956] 287-288 頁;小倉[1962] 35 頁;原田[1956] 68 頁;[1959] 362 頁。

まず、創業期は享保 19～延享 2 (1734-1745) 年とされ、前期正味身代+当期利益=期末正味身代の形での記録が行われている。享保 19 年にこの記録を考案して継続しているのではなく、12 年後の延享 3 (1746) 年になって既往を記したものと考えられている。具体的には、享保 19 年の元手金から始まり、毎年「延金」(当期利益)を掲げ、前年の元手金(または合而)との合計額を出すという仕組みである。この合計額が次期の期首正味身代となるわけであるが、各年度において前期からの繰越という形で示されていない³³⁰。

第二期である定着期は延享 3～寛政 8 (1746-1796) 年である。中井家初の支店である越堀店を開設したことが本家店卸記を書き始めた切っ掛けになったと思われる³³¹。小倉は店卸記上で支店の存在が確認できるか否かに着目して、定着期をさらに前期(延享 3 (1746) 年～宝暦 4 (1754) 年)・中期(宝暦 5 (1755) 年～明和 2 (1765) 年)・後期(明和 3 (1766) 年～寛政 8 (1796) 年)の 3 期に分けている。前期・中期ともに期末資産-期末負債=期末正味身代、期末正味身代-期首正味身代=当期純損益という形で計算が行われているが、前期では既に支店が開設されているにもかかわらずその存在が記録上で明らかではない。これに対して、中期では支店と分けて決算を行っている様子が見られる。特に宝暦 7 (1757) 年の小泉店開店の頃から資産負債の表示が詳細なものとなり、用語も大方定まってくる³³²。

支店が独自で決算を行い、その結果を本家に報告するという流れが確立されるのが後期である。本家ではその正味身代を資産の部に掲げており、決算上で支店の存在が明確になっているといえるだろう³³³。公式で表すと、(本家資産+支店正味身代+支店利益)-本家負債=中井家全体の期末正味身代、中井家全体の期末正味身代-中井家全体の期首正味身代=当期純損益となる。仙台進出に加えて各地での支店開設が相次ぐ時期であるため、管理の必要から本支店会計に似た計算を行うようになったと考えられる。当初は本家でも合薬販売を行っていたが、「仙台店開設後安永年間からは次第に現業を縮小し、出資と貸付を専一とする³³⁴」ようになる。

初代中井源左衛門光武の代に開設された店舗を以下に示す。明和 3 年の仙台進出以後、25 年ほどの間の出店が目立っており、本支店会計への移行と重なっていることが確認される。

³³⁰ 小倉[1962] 36-38 頁。

³³¹ 新保[1971] 9 頁。

³³² 小倉[1962] 39 頁。

³³³ 小倉[1960a] 86 頁;[1966] 69 頁。

³³⁴ 小倉[1962] 43 頁。

図表 2-3 中井家の主な出店・枝店

開店年	店舗名称
延享 2 (1745) 年	越堀店
寛延 2 (1749) 年	下野国太田原店
宝暦 7 (1757) 年	上野國小泉店 (太田原店に所属する枝店)
明和 2 (1765) 年	岩代国本宮店
明和 3 (1766) 年	陸前国仙台進出
明和 6 (1769) 年	仙台店, 山城国伏見店, 丹後国後野店, 大坂店
天明 3 (1783) 年	磐城国中村店
天明 8 (1788) 年	山城国京都柳馬場, 武蔵国押立店
寛政元～寛政 3 (1789-1791) 年	陸前国今市店, 備後国尾之道店, 備後国川面店, 武蔵国江戸小綱町店

出所：小倉[1962] 43 頁；原田[1956] 68-69 頁をもとに筆者作成。

展開期は、初代の跡を継いだ 2 代目光昌による記録が開始される寛政 9 (1797) 年から明治 4 (1871) 年 (記録が明治 4 年までであるため) とされる。初代が一線を退いた後、中井家の財産は光昌を含む 4 名に分配された。光昌は本家と仙台店、相馬店を相続したため、店卸記では以前のような中井家全体の決算ではなく、2 代目が受け継いだこれらの店についてのみの計算が行われるのであるが、「純粹に計算形式的側面についてみれば、帳合法は何ら変わっていない³³⁵」という³³⁶。

以上、中井家帳合の時代区分を概説したが、本論文で分析するのは中井家本支店会計が定着した展開期に、支店によって作成されて本家へ送られた決算簿である (前述の②に相当する)。この期は現存史料が多いため、連続した年度間での比較が可能であり、本家への報告にあたって支店においてどのような決算が行われていたのかについて検討するのに適した史料であると思われる。

3-2. 中井家の店舗組織と支店管理

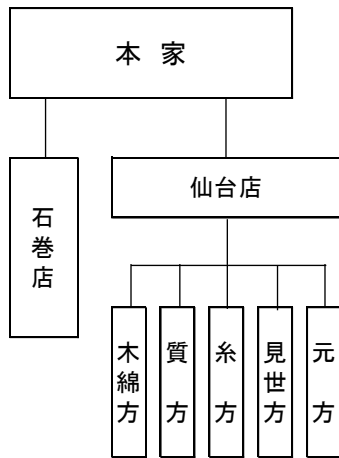
(1) 店舗組織

江戸時代を通じて中井家の本家は江州日野にあり、これは明治以降に至っても変わることがなかった。初代源左衛門が行商していたころの本家では商品を扱っていたが、各地に出店が開設される中で、次第に小売り店舗としての機能は後退し、各出店への融資を行う財務部門となっていった。本家にも支配人以下、数人の従業員が存在したが、店に比べて

³³⁵ 小倉[1962] 45 頁。

³³⁶ 小倉[1962] 44-45 頁。

図表 2-4 仙台店・石巻店組織図



出所：筆者作成。

ごく少数であったようである。財務部門となった後も、経営の根本方針や人事等は全て本家の裁量によって決定され、通達された³³⁷。

業種により多少変動はあるものの、複数の事業を展開する店ではその内容に従って店の内部がいくつかの部門に分けられていた。例えば、大坂店では元方、質方、見世方（小売方）の3方が存在していた。元方は財務部門にあたるものであり、各方や枝店の統制や融資、人事管理等を行う。質方は質屋業務、見世方は古着・太物・油などの小売りを担当した³³⁸。

本家・支店・支店内部部門の関係を表したものが図表 2-4 である。本家は他にも店舗を有しているが、ここでは本稿で言及する仙台店と石巻店についてのみ示した。

各地に設けた出店の中でも主力店とされていたのが、仙台店・太田原店・大坂店・京都店である。このうち仙台店・太田原店は周辺の土地に枝店を開設したため、これらの店からは仙台北店・太田原本店と呼ばれた。枝店内部は本店のように管理部門や営業部門に分化しておらず、支配人 1 人が両方の業務を担当した。枝店は本店の統制下に置かれたため、融資も原則として本家からではなく、本店から行われる形となる³³⁹。

(2) 支店管理手段

中井家が多数の出店・枝店を擁していたことは既に述べたところであるが、各地に散在する店をどのようにして統括していたのだろうか。管理手段としては主に 3 つ考えられている。まず 1 つめは毎月の営業報告書「月々書」と年 1 回の決算報告書「店卸目録」の査閲である。「月々書」は遅れることがあったが、「店卸目録」の提出は厳守されており、本家はこれらの資料によって各店の営業状態を把握するとともに放漫な経営を抑止していたと思われる³⁴⁰。

2 つめは、中井家当主の「店廻り」である。当主は基本的には日野の本家で生活しているが、出店の経営状態を見るために各地にある店を訪問して回っていた。これを「店廻り」といい、数年おきに行う場合や毎年行う場合など、様々であった。出店に到着すると、店卸目録などの諸帳簿を検査し、店員を集めて業務上の注意や家憲・店則を説くとともに、改革の必要性があるときには新たな掟目を作成してこれに従わせた。また、人事異動の通

³³⁷ 江頭[1965] 805 頁。

³³⁸ 江頭[1965] 806-807 頁。

³³⁹ 江頭[1965] 806-807 頁。

³⁴⁰ 江頭[1965] 814-815 頁；小倉[1962] 141 頁。

達や賞罰も行うことが多かった³⁴¹。

3 つめは、和合寿福講である。これは中井家一統の懇親機関であると同時に最高の管理・統制機関であり、本家と三分家、別家から構成される。文政 12 (1829) 年に創設されたものであり、年 1 回正月の特定の日「特に重要な家法の条項を読み上げ、綱紀の振肅と一門一家の和合を誓い、祖先創業の労苦をしのんで、家業精励の自覚を新たにする³⁴²」といった趣の定例総会を開いている。具体的には、本家をはじめ各店の経営状態や従業員の勤務状態に関する情報・意見交換を行い、講の構成員が相互に家憲の遵守を誓い、行いを正す場であった。さらに、本家当主の品行が悪い場合には、評議の上で諫言することもあり、当主の暴走によって中井家グループが被害を被ることを防ぐものである。前述の 2 つの管理手段のみでは為し得ない、当主の身持を規制するものであることから、この講が最高の管理機関であったとされる³⁴³。

(3) 店卸目録の作成

以上のように、各店で作成された店卸目録の査閲は、本家が出店の経営状態を把握し統制するために必要な方法の 1 つであったが、月ごとの「月々書」と年 1 回の決算報告書である「店卸目録」を本家へ提出すべきこと、その日の取引に関する帳簿への記入は就寝前に行わなければならなかったことが定められていたのみであり、報告書の体裁や書き方の詳細については全店共通の規定が設けられていたわけではなかった³⁴⁴。

店卸目録は毎年 1 冊に綴られて本家へ送られたが、同時に決算の累年記録簿である「店卸帳」にも同じ内容が記され、これを出店で保管していた。本家では送られてきた各店からの店卸目録を検査し、それらを合併して店卸帳を作成した³⁴⁵。

中井家各支店の決算は「店卸下書」上で行われ、さらに項目の配列を正しつつ「店卸目録」の形に整えられた。日常的な取引記録は売立帳・仕入帳（現存せず）・問屋仕切帳・金銭出納帳などの帳簿に記されたが、特に決算に際しての基礎となった主要簿は大福帳であり、多数の口座が設けられ、諸帳簿を統制していた。例えば「仕限帳口」や「給金帳口」などの他に借入金・買掛金・諸営業経費の口座が開かれ、また別冊の帳簿に記すまでもない小口

の取引などが直接この大福帳に記録された³⁴⁶。大福帳はそこに記された内容が決算報告書に直接的に影響する重要な帳簿であるため、大坂店では各帳簿から大福帳への転記の際に

³⁴¹ 江頭[1965] 815-817 頁。

³⁴² 江頭[1965] 823 頁。

³⁴³ 江頭[1965] 78,823 頁。

³⁴⁴ 江頭[1965] 814,839 頁。

³⁴⁵ 小倉[1962] 61,63 頁。

³⁴⁶ 江戸時代の商家の大福帳が債権勘定として用いられることが多かった中で、中井家のような総勘定元帳的位置づけの大福帳は珍しいが、店卸目録上に現れる「大福帳口々」は売掛金・貸金・給料前貸金を集計したものであり、決算時には債権勘定として計上されている（小倉[1962] 119 頁）。

支配人と次役が立ち会うことが定められている³⁴⁷。

3-3. 帳簿の概要

(1) 帳簿の様式

用紙は西の内紙，美濃紙，半紙を用い，長帳・袋帳の2種とした。長帳は紙を縦2つ折りにして短辺を綴ったものである。袋帳は紙を4つ折りにし，普通は20枚を一綴りにした上で他に何綴りか連続させて1冊としたものである。さらに1綴りずつ増加させることができる。長帳は一度綴じてしまえば頁の増減が困難であることから，訴訟の際に証拠として用いるべき帳簿とされていた。売立帳，仕入帳として長帳を用い，大福帳，貸借帳として袋帳を用いる場合が多かったようであるが，長帳の大福帳も確認されているため，厳格な決まりはなかったと考えられる³⁴⁸。

全て白紙・罫線なしで，見開きには店主の信条その他が書かれ，帳簿更新の日付を入れて，使用し終わる日付を書き込むための余白を空けておく形³⁴⁹をとっている。

(2) 記帳形式

改ざんの危険を避けるため，「万・千・百・拾などの定位文字を入れて，多劃数字で記数するのが一般であった³⁵⁰」。店内限りで用いられる帳簿の場合は，記帳者の癖によって一定しない³⁵¹。

通貨の種類は多く，金・銀・銭・札が通用していた。金額計算は次の通りである。まず，取引ごとの記帳はその金種の単位のまま記入し，一定の時に金種別に合計を求める。そして「銭・札を銀に，銀に換算された金額を金に換算し，端数だけはもとの単位のまま合計額に添えるという方法をと³⁵²」り，正負並べて混記している³⁵³。

前述の通り帳簿は白紙であるが，記入の位置や順序は帳簿ごとにほぼ定まっている。日付は冒頭右肩に記入し，行を改めて「一金何両」と金額を示す。摘要は金額の下に記すことが多い。取引内容が複雑でこの形で書ききれない場合は，注書きで補っている³⁵⁴。

記帳が終われば，その正否を検討するために，記入金額と原資料を突合せて，「金額の下部に突合済の印を押した。この方法は，中井家に限らず，広く一般に行われたところである³⁵⁵」。日常の記帳については金銭出納帳の記入の各項にそれぞれ相手勘定を意味する検印

³⁴⁷ 江頭[1965] 840頁；小倉[1962] 63,71,119頁。

³⁴⁸ 小倉[1962] 48-49頁；西川（孝）[1966] 58頁；宮本[1957] 90頁。

³⁴⁹ 例えば，「自明和3丙戌年5月至 年 月」のように記される（小倉[1962] 49頁）。

³⁵⁰ 小倉[1962] 49頁。

³⁵¹ 漢数字の字体が異なる場合がある等（小倉[1962] 49頁）。

³⁵² 小倉[1962] 52頁。

³⁵³ 小倉[1962] 50,52頁。

³⁵⁴ 小倉[1962] 52-53頁。

³⁵⁵ 小倉[1962] 58頁。

を押す。例えば、現金での売上については「売立帳」に記入された日付でもって「金銀出入帳」に入金記入する際に、「売上」という印を押すことになる。突合せは中井家帳合を支える技法であり、「この検印関係を辿ることによって、会計計算簿と単独計算簿、覚書の類との区別が可能となり、記帳手続が解明できる³⁵⁶」のである³⁵⁷。

(3) 決算

決算を店卸と呼び、支店は毎年一定の時期にこれを行った。「商業に従う支店は1月初旬の市が終わるのをまって、醸造業の場合には8月下旬といった具合に³⁵⁸」、支店ごとに特定の日に行うことになっていた³⁵⁹。

中井家の会計史料の中で最も多いのは決算報告書たる「店卸目録」で、支店・出店・枝店で作成され、本家に集められた³⁶⁰。そしてそれらの店卸目録をもとに「中井家経営全体を覆う形でその総資本が算出され、これは「本家店卸帳」に書上げられる³⁶¹」。他に、「店卸下書」や「店卸帳」など、決算に関する史料が多数残っている。

3-4. 香良洲店の帳簿組織と記帳法

「中井家の会計史料の中には金銀出入帳が相当数含まれている³⁶²」。そのうち、本家のものは、寛政7年、享和2年、文化1年など、年度はまちまちであるものの数冊現存し、「長い年代に亙っているが、研究においてはあまり関係がない³⁶³」。他帳簿との関連がつくという意味では、仙台店と香良洲（からす）店のものが有用であるが、帳簿種類が比較的良好に揃っていることから、先行研究では香良洲店の帳簿が記帳法研究の中心とされている³⁶⁴。

(1) 香良洲店の概要

伊勢国香良洲（現三重県一志（いちし）郡矢野町川口）にあった太田屋嘉蔵店（かぞうたな）は現地で既に酒造業を営む業者であったが、中井家4代目光基の代になって関係が生じ、天保6（1835）年に中井家が出資することによって、支店化した³⁶⁵。安定した経営ではなかったようで、嘉永3（1850）年には閉鎖されており、「閉鎖直前になると年々欠損

³⁵⁶ 小倉[1962] 60頁。

³⁵⁷ 小倉[1962] 59-60頁;[1977] 75頁;[1978] 16頁。

³⁵⁸ 小倉[1960a] 87頁。

³⁵⁹ 小倉[1960a] 87頁;[1962] 141頁。

³⁶⁰ 小倉[1974] 6頁。

³⁶¹ 小倉[1962] 61頁。

³⁶² 小倉[1962] 80頁。

³⁶³ 小倉[1962] 80頁。

³⁶⁴ 小倉[1962] 80頁。

³⁶⁵ 原田[1956] 54,58,69頁。

366」を出す「問題の多かった支店である³⁶⁷」。

研究の対象となった嘉永2、3年の帳簿は本家において保存されていたものであるが、これは閉鎖の年に相当するため、清算の資料として本家に提出されたものと思われる。同一年度の帳簿はそれぞれ2～3種程度であるが、金銀出入帳が嘉永2、3年に連続しているため、記帳法の参考にできるという³⁶⁸。

香良洲店は造り酒屋で、従業員は酒造労務者・水主を加えて30名を超えたが、中井家支店の中ではかなり小規模な経営であった。販路は伊勢一帯をはじめ、伊勢湾を船で渡って対岸の三河方面、遠くでは江戸にまでも卸売し、店売もした³⁶⁹。

(2) 用いられた帳簿

以下、現存する帳簿4種について見ていく。

i. 金銀出入帳

太田屋の金銀出入帳は天保2(1831)年のものと、嘉永2、3年のもの計2冊が保存されている³⁷⁰。会計年度は9月始まりで、嘉永2年9月1日から記録されている。嘉永3年については9月14日で記帳が終わっており、山村家に引き受けさせて³⁷¹、太田屋は閉鎖され、現金は本家に送られた³⁷²。

「期首現金在高を前期「店卸記録」より受継ぎ「入」「出」の記号を冠しつつ正負並記³⁷³」している。月に2回、15日と月末に入金出金それぞれ別個に金種別に合計し、この入金合計から出金合計を差引いて、帳簿残高を求める³⁷⁴。次に実際在高も同様に金種別、金建・銀建にして求め、両者の差額を「銭勘定過上」または「同不足」として記録する。店卸目録には実際在高が掲げられる³⁷⁵。

ii. 大福帳

大福帳には「本店勘定をはじめとして、債権債務勘定、収益・費用の諸勘定が詳細に設けられ、別帳をもって独立している勘定の場合でも、「給金帳口」や「問屋仕限帳口」など

³⁶⁶ 小倉[1962] 80 頁。

³⁶⁷ 小倉[1962] 81 頁。

³⁶⁸ 小倉[1962] 81 頁。

³⁶⁹ 小倉[1962] 81 頁。

³⁷⁰ 通常、金銀出入帳は年度別に設けられるが、嘉永2年に余白が多く生じたため、翌3年も同じ帳簿を使用している(小倉[1962] 84 頁)。

³⁷¹ 光基は近江水口の山村十郎右衛門の子である。その関係からか、閉鎖後の整理は実家山村家において行い、残余財産を引き受けさせている(小倉[1962] 81 頁)。

³⁷² 小倉[1962] 84 頁。

³⁷³ 小倉[1960a] 91 頁。

³⁷⁴ 香良洲店では金、銀、札、銭の順に記載し(小倉[1962] 51 頁)、「山札・銭は銀に、銀は両に順次換算して、合計を金建と銀建(端数のみ)にまとめる」(小倉[1960a] 91 頁)。

³⁷⁵ 小倉[1960a] 91-92 頁。

を大福帳内に設けて、「総合転記³⁷⁶」を行っている³⁷⁷。

用法は様々であるが、日本固有の帳合法の大多数が大福帳と名のつく帳簿を含んでいる。最も一般的といえる用法は、売掛金の相手方別残高記録であり、帳簿全体で見れば一勘定科目にすぎない。その中において、中井家大福帳の用法はおよそ例外に属する³⁷⁸ものである³⁷⁹。

iii. 給金帳

嘉永 2 (1849) 年酉 9 月吉日付の給金帳と、虫食いで判読困難となった 2 冊の計 3 冊が現存している³⁸⁰。

給金帳は、「店・下男・台所・舟方・蔵・樽職人・大工・日雇・出入の順に区分し、その中に該当する個人別の口座を開いている³⁸¹」。個人口座の冒頭には本人の氏名・身分・職種が記載されており、給金の記入は符牒による³⁸²。

日勤の別家³⁸³を除いて全員が住み込みで働いていたため、衣食住は店から支給されていた。加えて、日用品の購入時には店が立替払いして本人が直接支払うことはなく、給金の現金支給は必要なかったと思われる³⁸⁴。立替えた金額は本人の口座に記録しておき、給金と相殺して不足すれば「前貸」とし、余りがあれば「給金預り」として運用した³⁸⁵。そして「別家の際に退職金として相当額を支給するが、その際この給金預りも一括支払った³⁸⁶」。

立替え額が支給高を上回ることが多く、給金帳は前貸給金の債権記録として用いられていた。前年より残高を繰越し、金銀出入帳から立替え高が転記される。奉公人不始末のときに発生した損失は、店の損とせずに本人への債権として処理し、給金帳に関係なく大福帳に開設された債権の口座に計上した³⁸⁷。

大福帳には「給金帳口」が設けられ、ここに給金帳で算定された債権債務の合計額が計上されている。決算の際、繰越前貸高は他の債権と合算され、店卸目録内の「有物之部」（資

³⁷⁶ 小倉[1960a] 92 頁。

³⁷⁷ 現金勘定・売上勘定については金銀出入帳・売立帳に分かれたままであり、大福帳内に個別の口は設けられていない（小倉[1960a] 92 頁）。

³⁷⁸ この用法は中井家独自のものではなく、似た機能をもった帳簿は他の商家でも用いられていたようである（小倉[1962] 113,119 頁）。

³⁷⁹ 小倉[1962] 110,113,119 頁。

³⁸⁰ 小倉[1959c] 48 頁;[1962] 93-94 頁。

³⁸¹ 小倉[1962] 100 頁。

³⁸² 小倉[1962] 100 頁。

³⁸³ 日勤の別家とは、「別家して家庭をもつ（宿這入り）身となってからも、そのまま主家に勤務するもので、通勤者である。開店の別家よりも出勤の別家の方が格が上で、この別家が「後見役」（後見支配人）まで進んだものは終生主家から年金が給せられた」（小倉[1962] 94 頁）。

³⁸⁴ 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 95-96 頁。

³⁸⁵ 小倉[1962] 99 頁。

³⁸⁶ 小倉[1962] 96 頁。

³⁸⁷ 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 99,102 頁。

産)に、給金は「損之部」(費用)に掲げられる³⁸⁸。

iv. 問屋仕限帳

「仕限」とは「仕切」であって、期末請求のための残高計算、ひいては請求書または掛取り集金の意味をもっている³⁸⁹。

中井家の問屋仕限帳は、得意先別口座が開設された売掛金の計算簿である。「酒売場控帳」や「売上当座帳」といった庭帳³⁹⁰に逐一記入された記録に基づいて、掛売高は問屋仕限帳内の該当する得意先の口座に記入される。そしてこの帳簿から「売立帳」³⁹¹の「問屋出し口」に転記して、掛売高を売上収益に含めていた。多くの勘定は得意先たる個人ごとに設けられた人名勘定で、小さな売口については地域別の口座を設けてまとめて記入している³⁹²。

限月が来ると、問屋仕限帳の各口座の残高を「月別書出帳」に写し、請求書を作成する。これを持って担当者が集金を行い、集金額は金銀出入帳に入金記入される。そうして売掛金が回収されれば、その該当口座に帳消記入がなされた。決算では大福帳の「仕限帳口」に、問屋仕限帳の残高を一括して計上する³⁹³。

上で述べた 4 種の帳簿に売立帳・仕入帳・借貸帳等(現存せず)を加えた基礎帳簿群をもとに、支店は決算報告書たる「店卸目録」を作成する。前述の帳簿を中心にして店卸下書・店卸目録等を補い、記帳関係を図で表すと図 2-5 のようになる。

³⁸⁸ 小倉[1962] 103 頁。

³⁸⁹ 小倉[1962] 104 頁。

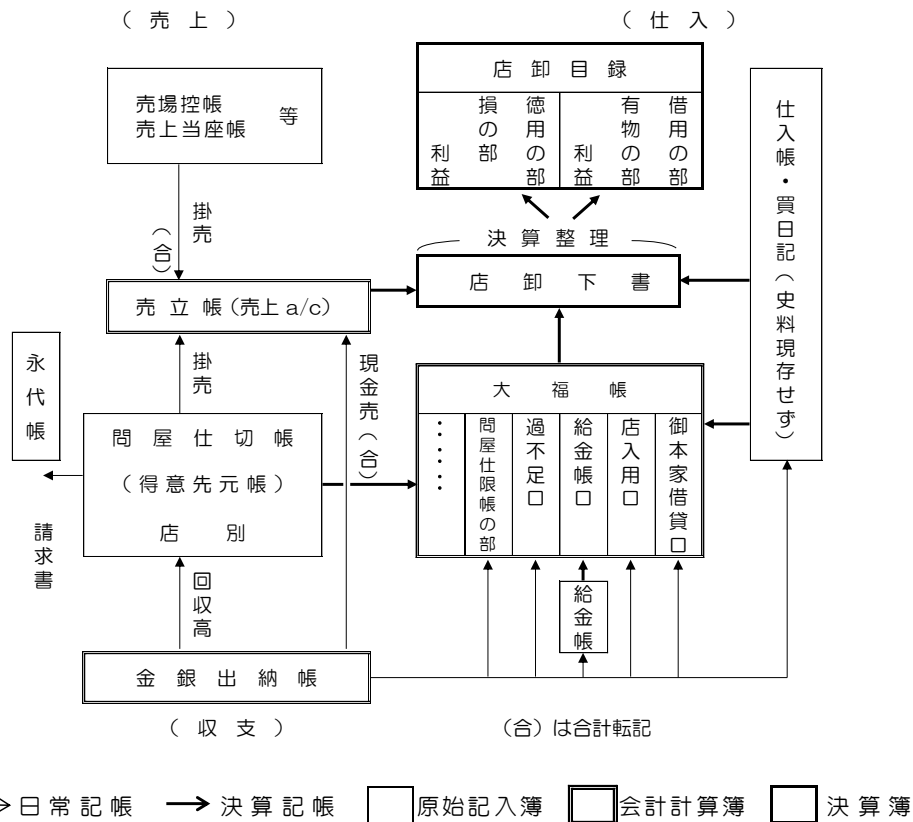
³⁹⁰ 売上に関する原始記録簿である。

³⁹¹ 帳簿は現存していないが、「関連帳簿・決算精算表の記載から推定すると「売立帳」があったことは確か」とされる。売立帳は、「店売場口」「小場貸売口」「酒切手売口」「番酒売立口」「問屋出し口」に区分されていた。1日の売上高は、掛・現金の区別なく総計して、売立帳に計上される(小倉[1962] 105 頁)。

³⁹² 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 105-106 頁。

³⁹³ 小倉[1960a] 93-94 頁;[1962] 91,105 頁。

図表 2-5 中井家帳簿組織図



出所：小倉[1962] 71 頁。

「中井家全般についてみると、業種業態の差により異名同内容の帳簿もあれば全く別種の帳簿も存するが、特異点は別として原理的には同断である。³⁹⁴」

各勘定科目は独立の帳簿または大福帳に設けられ、取引ごとにまず記入される帳簿が原始記入簿となって、ここから該当する相手帳簿に転記（中井家では「出す」という）された。取引が行われた時、どの帳簿に最初に記入し、どの帳簿が後になるかという順序は正確には分からない。したがって、原始記入簿・会計計算簿の区別は決定的なものではなく、取引によっては異なる関係になることもありうるという³⁹⁵。

第 2 節 近江商人と松前交易

近江商人は出身地別に 4 つに大別される。2-1 では 4 つの類型に共通的な特徴について説明し、続く 2-2 で各類型について述べる。2-3 では近江商人と松前交易の関係について概説

³⁹⁴ 小倉[1962] 72 頁。

³⁹⁵ 小倉[1960a] 91 頁;[1962] 134-135 頁。

する。

2-1. 近江商人とは

まず、近江商人という言葉の由来について述べておく。滋賀県の古名「近江」を県民は江州と呼んでいるため、「江州商人」が適切かと思われるが、現在では、他国の人が使う「近江商人」という言葉が一般的となっている³⁹⁶。

近江商人は近江国出身で、江戸時代に全国を商圈として活躍し、伊勢商人とならんで近世を代表する商人だった。行商形態から始まり、出店を設けて店舗商いへと移行しながらも、本家は近江国に置くことが多かった³⁹⁷。

行商に用いた天秤棒は近江商人のシンボルとなっているが、これによる取扱量は限られているため、商業活動開始後のわずかな期間や出店近辺への行商の際にのみ用いられたものと考えられている。

商業活動の中心地域は、北関東・東北・北陸・山陰地方などであり、当時は経済的に後進地域であった諸国に進出していた。近江商人が扱った商品は多種多様であったため、このことが現在の総合商社の原点であるとされている。近江国や上方で生産され、関東や東北など各地へ運ばれた商品は「持ち下り荷」「下し荷」(くだしに)と呼ばれた。一方、これとは逆に販売先の産地品を買い付けて上方で販売したものは「登せ荷」(のぼせに)と呼ばれた。このように、往路でも復路でも儲ける商法は「産物廻し」といわれている³⁹⁸。

以上のことをまとめると、近江商人は①近江出身(その中でも限られた地域の出身)で、②本家は近江に置くが、ここでは営業せず、③他国にわたって産物廻しを行う商人であるといえる。しかし、近江商人であるといわれる小野組や湖東商人、日野の山中家³⁹⁹のような例外もあるため、近江商人についての通説はないと思われる。

小倉[1980]は上記の特徴に加え、近江商人に共通の性格として、特に八幡商人や日野商人にみられる郷党意識の強さを挙げている。それぞれの商人が宿帳を持ち、八幡商人定宿、日野商人定宿と呼ばれる場所に泊まっていたという。小倉は、その宿で商人間の情報交換が行われていたのではないかと述べている⁴⁰⁰。

江戸時代より前にも近江国内に商人は存在していた。特に湖東地方で活躍した商人として、伊勢との商売の特権を持っていた四本(しほん)商人と、若狭との通商の独占権を持っていた五箇(ごか)商人が挙げられる。その他、小幡商人や保内商人も有名である。これらの商人は、伊勢や若狭の物資を近江に持込んで、国内で卸売や小売を行っていたが、国外へ向けて販売していなかったため、彼らを近江商人と称することはない。また上記商人は、何れもが200人くらいの隊を編成して各地での交流を展開しており、この点におい

³⁹⁶ 小倉[1980] 12 頁。

³⁹⁷ 滋賀大学経済学部附属史料館[2005] 1 頁。

³⁹⁸ 滋賀大学経済学部附属史料館[2001] 2 頁。

³⁹⁹ 松元(編)[2010] 34 頁。

⁴⁰⁰ 小倉[1980] 17-18 頁。

ても江戸時代の事例をもとに形成された近江商人の定義に関する通説と大きく異なっている⁴⁰¹。

2-2. 近江商人の分類

一口に近江商人といっても、その出身地や輩出した時期は様々であり、出身地の地名を冠して区別できる。発祥時期の順に、高島商人（大溝商人）、八幡商人、日野商人、湖東商人（例えば五箇荘商人、愛知川商人などを含む）に分けられることが多い。これらの商人の家は最初、豪農、地場産業の間屋、造り酒屋、醤油屋を営んでいたとされる⁴⁰²。

出身地によって行動様式や取扱商品が異なるため、以下ではこの4類型についてその特徴を順に見ていく。

(1) 高島商人

高島商人（大溝商人とも）は、戦国末期に西江州大溝（現滋賀県高島市）から京都に出て商人化し、南部藩領で活躍した商人である。元来、高島を治めていたのは浅井家で、大溝を城下とした。浅井家滅亡のとき、その家臣であった村井氏、小野氏は逃れて京都に入り商人化した。その後、宮本による研究で有名な「小野組」と呼ばれる同郷商人団を結成。京都の商人と結んで大繁栄し、三井組と組んで国立第一銀行を設立、交替で頭取を務めた豪商となった⁴⁰³。

高島商人の奥州進出はきわめて早く⁴⁰⁴、八幡・日野商人より相当に古いうえに、近江商人の行動パターンの原型をなしたといわれるが、彼らについての研究は空白が多く、あまり知られていない⁴⁰⁵。

(2) 八幡商人

八幡商人は、現在の近江八幡市の一部、旧八幡町から江戸時代初期に発生した。安土城が炎上壊滅後、豊臣秀吉はその城下町をこの地へ移し、八幡城には秀次を配した。秀次が自害し、八幡城が廃城になった後、城下町の衰退を感じ取った商人たちが奮起して全国へ行商に出たことが起源であるといわれている⁴⁰⁶。

八幡商人は江戸・大坂などの大消費地や商業都市に大型店舗を構えることが多かったため「八幡の本店」といわれた。南は九州・鹿児島、北は越後から天童、福島、仙台などにも進出し、関東で醸造業を営んだものもある。いずれも八幡町内に広大な本宅を構えたが、

⁴⁰¹ サンライズ出版（編）[2005] 35,37-38 頁。

⁴⁰² 小倉[1980] 18 頁;[2003] 10 頁。

⁴⁰³ 小倉[2003] 10-13 頁。

⁴⁰⁴ 「盛岡城下へ近江商人第一陣が乗り込んだのは慶長 18（1613）年で、湖西高島郡大溝出身の村井新七であった」（小倉[1980] 83 頁）。

⁴⁰⁵ 小倉[1980] 83 頁。

⁴⁰⁶ 小倉[2003] 13-14 頁。

これは販売店舗ではなかった⁴⁰⁷。

特徴的な商品は八幡表（畳表）と蚊帳で、いずれも地場産業の産物であるが、やがて秩父・足利・伊勢崎などで産する関東呉服と上方の織物が主力となった⁴⁰⁸。

八幡商人には2パターンあり、1つは前述のように大消費地を舞台にした商人で、もう1つは、松前交易を行い、場所請負人となった商人である⁴⁰⁹。場所請負人については後述する。

(3) 日野商人

日野商人は享保の頃（1716-1736年）、蒲生氏の城下である日野町から発生する⁴¹⁰。彼らが江戸に出るのはもう少し後のことであり、商人の多くは中山道を経由して北関東に出た。仙台で開店することを目標としていたため、さらに北上して東北地方に入り、商圏が固まると出店を構えた。前述の八幡商人が大消費地に大型店舗を構えたことから、「八幡の本店」といわれたのに対して、日野商人は小さな借家でもよいから多数の支店を置いたため、「日野の千両店⁴¹¹」といわれた。日野商人は、一家で多数の出店・枝店を置き、それを前進基地として、さらに奥地へと進出していった。八幡商人とは異なり、当時比較的辺鄙だった土地に出店していた点が特徴的である⁴¹²。

創業時は行商で、商品は地場産業の日野売薬や日野椀から始まるが、関西の呉服・太物・麻織物・木綿などを扱い（持ち下り荷）、紅花・青苧・生糸などを東北・関東で仕入れて持ち帰る（上せ荷）という交易を行っていたため、取扱品目は多岐にわたっていた⁴¹³。

(4) 湖東商人

湖東商人は日野商人誕生から100年ほど後の幕末近くに彦根藩領から出た商人であり、五個荘商人、愛知川商人、犬上商人、高宮商人などが含まれる。ただし、他の分類に比して広範な土地の商人が含まれるため、発足年には若干前後するものがある。小倉[1980]によると、郡山藩領、旗本領では18世紀に行商に出た家もあるが、いずれも八幡・日野商人よりは遅いという⁴¹⁴。

湖東商人はほとんど例外なく、地場産業の近江麻布（麻織物）の持ち下り商いから始まった。前身が機屋・染屋・仕立屋などで、代々この仕事に従事した家が多いこと、麻布と

⁴⁰⁷ 小倉[1980] 22-23頁;[2003] 13-14頁。

⁴⁰⁸ 小倉[1980] 22頁。

⁴⁰⁹ 小倉[1983] 58頁。

⁴¹⁰ 最も古いものには寛永3（1627）年開店があるが、本格的活動が始まるのはもう少し後である（小倉[1980] 23頁）。

⁴¹¹ 日野商人は、行商で利益を得ると、東北・北関東を中心とした地域に小規模な店を多数開設して支店網を形成した。このことを「千両たまと店を出す」として、日野商人とは対照的に大都市に本店を持った八幡商人が「日野の千両店」と名付けたという（サンライズ出版（編）[2005] 77-78頁）。

⁴¹² 小倉[2003] 17頁;サンライズ出版（編）[2005] 77頁。

⁴¹³ 小倉[1980] 23頁。

⁴¹⁴ 小倉[1980] 24頁。

同時に京織物も扱ったため、京都・大坂出店が通例であること、出身地そのものに営業用店舗を構えたことなどが特徴的である⁴¹⁵。

商法は他の商人と類似しており、東海道に沿って三河・駿河に、中山道を経て信州・甲州に麻布や京呉服、繰綿などを持ち下り、登せ荷として青苧や関東呉服を扱った。例外ではあるが、松前交易をしていた家もあるという⁴¹⁶。

2-3. 松前に渡った近江商人

近江商人の概要とその分類について述べたところで、次に近江商人と松前との関係について説明する。第1節で述べたように、西廻り航路が広く利用されるにつれて、琵琶湖を經由して運ばれる日本海側の物資は激減したが、北海道の物産の多くは琵琶湖を經由して京都や大坂へ持ち込まれた。その背景には近江商人の存在があった⁴¹⁷。

天正16(1588)年、柳川村(現滋賀県彦根市柳川町)出身の近江商人2人⁴¹⁸が北海道に渡り、蔬菜種子の行商をした。これが松前交易の最初といわれる。その後、彼らに続いて寛永年間(1624-1643年)には近江八幡や柳川、薩摩(現滋賀県彦根市薩摩町)から北海道の松前や江差へと集中して渡っていった⁴¹⁹。

新天地として選ばれた場所が、なぜ北海道だったのかについては分かっていない。「三方よし」の精神を受継ぐ彼らにとって、不毛の地に生きる人こそ利すべき「売り手」であり、そこに商機を見出したのだろうか。

当時の北海道では米の生産が困難だったため、移民した人はそのほとんどが漁業に従事していた。自分たちが収穫した海産物を売り、米や生活必需品を内地から購入するためにも、商人の介在を必要としていた。蝦夷に渡った近江商人は、呉服や荒物などの日用品、米などを上方で仕入れ、蝦夷の物資を上方に売るといった商いを展開していた。内地同様の物資を地元で得られなかった松前藩にとって、近江商人は得がたい存在だったといえる。松前城下で商いをしていた近江商人の店は、最盛期には30軒以上あったといわれ、藩主との謁見が許される、近江商人が扱った荷物の課税が非常に安い等の優遇措置を受けていた⁴²⁰。

松前藩の武士と近江商人の間には「場所請負制度」があった。松前藩の武士たちは、それぞれに与えられた海岸線ごとに漁場を設けて、そこでアイヌの人々が獲った海産物を彼らの日常必需品と交換し、その差益を収入としていた。そこでは良い漁場を開拓することが高収入につながるが、武士たちにとって漁場経営に携わることは難しい仕事であった。

⁴¹⁵ 小倉[1980] 24頁。

⁴¹⁶ 小倉[1980] 24頁。

⁴¹⁷ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 123頁。

⁴¹⁸ 田村新助と建部七郎右衛門であるといわれる(サンライズ出版(編)[2005] 108頁)。

⁴¹⁹ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 123頁。

⁴²⁰ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁;サンライズ出版(編)[2005] 105,110頁。

そのため、近江商人に権利を貸し、その賃料を受け取ることで収入を得ていたのである。賃料は運上金とよばれ、商人たちは知行地の場所を借りて漁場の経営をすることとなった。これが「場所請負制度」である⁴²¹。

当初、場所請負人は東北を主体に北陸その他の商人が担当したが、何かと問題を起こしがちで、特に現地のアイヌの人々を搾取したり、犯罪もあったため、結局は信用できる近江商人がほとんどの場所を請負うことになったという⁴²²。

漁場を任された商人たちは、ここで獲れた海産物を日持ちのするように加工した。そして、近江を経由して京都や大坂へと送り、帰りの船で日用品や米などを北海道へ運んだのである⁴²³。

松前城下の近江商人は、小浜方面と松前を結ぶ「荷所船仲間」と密接に連携することによって、松前藩への安定的な物資供給を可能にした。さらには、近江商人全体が「両浜組」という仲間組織を結成し、共同歩調をとることによってさらにその安定度は増した。この「両浜組」は数ある組の中で最大の勢力であった。両浜組の成員が共同でチャーターした船を「荷所船」といい、行き先を決めて積み荷を指定して送り届ける方法を採用していた⁴²⁴。

ところが、寛政4（1792）年のラクスマンの根室来航や、寛政8（1796）年のプロトンの内浦湾探検を機に、幕府は北海道の太平洋一帯を取り上げて直轄領とし、函館に奉行所を置いた。この頃から、松前藩と密接な関係にあった一部の近江商人の繁栄に陰りが見え始め、代わって台頭してくるのが、淡路出身の商人たちであった⁴²⁵。

第3節 中井家の帳合法

本節では、中井家質店の店卸目録分析への導入として、中井家の沿革や店舗組織、香良洲店で用いられた帳簿組織について述べる。

3-1. 中井家の沿革と帳合法の時代区分

(1) 中井家について

中井源左衛門家の研究は、主に江頭[1956];[1957];[1961]、小倉[1962]、原田[1956];[1958]によって進められた。初代源左衛門光武は享保元（1716）年に生まれ、晩年は良祐と号し、文化2（1805）年に没した。遠祖は文禄年間（1592-1596年）に日野町（滋賀県）に移住し、日野椀の製造販売を手広く営んでいた。祖父光親、父光治の代には売り子を派遣しつ

⁴²¹ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁。

⁴²² 小倉[1983] 58頁。

⁴²³ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 124頁。

⁴²⁴ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 125頁;サンライズ出版（編）[2005] 110頁。

⁴²⁵ 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009] 125頁。

つ自らも行商に出向き、販路は関東地方から中国地方に及んだという。享保 11 (1726) 年に父が世を去り、義理の兄が跡を継いだ。但馬の取引先破産による貸倒損失を被ったため、遂に祖業を廃するに至った。光武は塗椀絵付けの仕事に励んでいたが、19 歳のとき、売薬行商を思い立ち、伯父の井田玄泉の後援を受けて関東地方に旅立った。店卸記⁴²⁶の口書には、光武が井田から借入れた日野合薬代銭 60 貫 (約 13 両) と金 3 両に、塗椀絵付けで得た金銭等 2 両を加えた 18 両を元手に行商を始めたことが記されている⁴²⁷。

延享 2 (1745) 年、中井家最初の店舗となる越堀店 (栃木県) を開設した。この店については店舗の存在が知られているのみであり、取扱商品や店名、閉店年等の詳細は不明である。2 年後には借入金 が 136 両になり、それをもとに寛延 2 (1749) 年に太田原店 (栃木県) を開設。太田原は太田原氏の城下町であり、奥羽地方に出入する要衝にあった。以後、越堀・太田原店をもとに、中井家の商圏は北方に向かって拡大していくことになる⁴²⁸。

太田原店開設と同じ頃、現地の塩屋勘右衛門との合資で質店を開き、さらに宝暦 7 (1757) 年には太田原に近い上野国小泉 (群馬県) に酒蔵を建築して枝店とし、酒造業を営んだ。この他には磐城国白河 (福島県) に枝店が開設されたが、年代は明らかでない。中井家出店中で最も多くの枝店を持つ太田原店はその後、主力店舗として扱われることになる⁴²⁹。

出店・枝店を設けてすぐに行商をやめたわけではなく、この時期にはまだ出店を拠点として周辺各地に行商しており、太田原店開店からの 20 年間は、従来の行商中心形態から店舗中心形態に移行する過渡期とされる⁴³⁰。酒屋・質屋の兼営という新たな形態をとり、この間に資産が 10 倍以上に増加していることから、商売形態・資金の両面において、後の中井家繁栄の基盤となった時代であると思われる。

明和元 (1764) 年には方面を転じて岩代国本宮 (福島県) に支店を開いた。これと同時に共同企業や他店への投資も行われている。その後も徐々に店舗数は増えていった⁴³¹。

初代は寛政 8 (1796) 年に財産の生前分配を行い、2 代目光昌に実権が移った。文化 2 (1805) 年には全ての相続を終えたが、財産分配後も初代が整備した帳合法が継続して用いられた。中井源左衛門家のその後については、4 代目光基の代まで明らかになっている (参考として、初代源左衛門から 4 代源左衛門までの家系図を附録に掲げた)。彼もまた京都店と仙台店に特に力を入れていた。仙台店は仙台藩に対する貸付の焦げ付きが主な原因で明治 17 (1884) 年に閉鎖に追い込まれるが、京都の日野屋源左衛門店はその後も健在で、昭和 14 (1939)

⁴²⁶ 店卸記は光武自筆の決算累年記録で、その口書には創業時の状況が記されている。前年度の資本金に延金 (当期純利益) を加え、期末資本金を算出する形のものは 12 年分が記録されている。「これだけの数字を示すからには何らかの取引記録や債権債務の計算が行われていたと思われるが現存しない」 (小倉 [1962] 21 頁)。

⁴²⁷ 江頭 [1956] 275-277 頁; 小倉 [1957] 55 頁; [1962] 20 頁。

⁴²⁸ 江頭 [1965] 148-149 頁。

⁴²⁹ 江頭 [1965] 149 頁; 小倉 [1962] 22 頁。

⁴³⁰ 江頭 [1965] 149 頁。

⁴³¹ 江頭 [1956] 277, 279-281 頁; [1961] 2 頁; [1965] 37-38 頁; 小倉 [1962] 22-24, 29 頁; 原田 [1956] 54 頁; [1959] 358 頁。

年まで続いていたという⁴³²。

(2) 中井家帳合法の時代区分

中井家本家に保存されていた史料群のうち、会計史料にあたるものは、①本家作成の帳簿類、②支店から本家に送付された帳簿類、③閉鎖された支店から回収された帳簿類から構成される。小倉[1962]は①の決算記録を分析し、中井家帳合を創業期、定着期、展開期の3つに区分している。以下でその概略を述べる。

まず、創業期は享保 19～延享 2 (1734-1745) 年とされ、前期正味身代+当期利益=期末正味身代の形での記録が行われている。享保 19 年にこの記録を考案して継続しているのではなく、12 年後の延享 3 (1746) 年になって既往を記したものと考えられている。具体的には、享保 19 年の元手金から始まり、毎年「延金」(当期利益)を掲げ、前年の元手金(または合而)との合計額を出すという仕組みである。この合計額が次期の期首正味身代となるわけであるが、各年度において前期からの繰越という形で示されてはいない⁴³³。

第二期である定着期は延享 3～寛政 8 (1746-1796) 年である。中井家初の支店である越堀店を開設したことが本家店卸記を書き始めた切っ掛けになったと思われる⁴³⁴。小倉は店卸記上で支店の存在が確認できるか否かに着目して、定着期をさらに前期(延享 3 (1746) 年～宝暦 4 (1754) 年)・中期(宝暦 5 (1755) 年～明和 2 (1765) 年)・後期(明和 3 (1766) 年～寛政 8 (1796) 年)の3期に分けている。前期・中期ともに期末資産-期末負債=期末正味身代、期末正味身代-期首正味身代=当期純損益という形で計算が行われているが、前期では既に支店が開設されているにもかかわらずその存在が記録上で明らかではない。これに対して、中期では支店と分けて決算を行っている様子が見られる。特に宝暦 7 (1757) 年の小泉店開店の頃から資産負債の表示が詳細なものとなり、用語も大方定まってくる⁴³⁵。

支店が独自で決算を行い、その結果を本家に報告するという流れが確立されるのが後期である。本家ではその正味身代を資産の部に掲げており、決算上で支店の存在が明確になっているといえるだろう⁴³⁶。公式で表すと、(本家資産+支店正味身代+支店利益)-本家負債=中井家全体の期末正味身代、中井家全体の期末正味身代-中井家全体の期首正味身代=当期純損益となる。仙台進出に加えて各地での支店開設が相次ぐ時期であるため、管理の必要から本支店会計に似た計算を行うようになったと考えられる。当初は本家でも合薬販売を行っていたが、「仙台店開設後安永年間からは次第に現業を縮小し、出資と貸付を専一とする⁴³⁷」ようになる。

初代中井源左衛門光武の代に開設された店舗を以下に示す。明和 3 年の仙台進出以後、

⁴³² 江頭[1961] 2-3 頁;[1956] 287-288 頁;小倉[1962] 35 頁;原田[1956] 68 頁;[1959] 362 頁。

⁴³³ 小倉[1962] 36-38 頁。

⁴³⁴ 新保[1971] 9 頁。

⁴³⁵ 小倉[1962] 39 頁。

⁴³⁶ 小倉[1960a] 86 頁;[1966] 69 頁。

⁴³⁷ 小倉[1962] 43 頁。

25 年ほどの間の出店が目立っており、本支店会計への移行と重なっていることが確認される。

図表 2-3 中井家の主な出店・枝店

開店年	店舗名称
延享 2 (1745) 年	越堀店
寛延 2 (1749) 年	下野国太田原店
宝暦 7 (1757) 年	上野国小泉店 (太田原店に所属する枝店)
明和 2 (1765) 年	岩代国本宮店
明和 3 (1766) 年	陸前国仙台進出
明和 6 (1769) 年	仙台店, 山城国伏見店, 丹後国後野店, 大坂店
天明 3 (1783) 年	磐城国中村店
天明 8 (1788) 年	山城国京都柳馬場, 武蔵国押立店
寛政元～寛政 3 (1789-1791) 年	陸前国今市店, 備後国尾之道店, 備後国川面店, 武蔵国江戸小綱町店

出所：小倉[1962] 43 頁；原田[1956] 68-69 頁をもとに筆者作成。

展開期は、初代の跡を継いだ 2 代目光昌による記録が開始される寛政 9 (1797) 年から明治 4 (1871) 年 (記録が明治 4 年までであるため) とされる。初代が一線を退いた後、中井家の財産は光昌を含む 4 名に分配された。光昌は本家と仙台店、相馬店を相続したため、店卸記では以前のような中井家全体の決算ではなく、2 代目が受け継いだこれらの店についてのみの計算が行われるのであるが、「純粹に計算形式的側面についてみれば、帳合法は何ら変わっていない⁴³⁸」という⁴³⁹。

以上、中井家帳合の時代区分を概説したが、本論文で分析するのは中井家本支店会計が定着した展開期に、支店によって作成されて本家へ送られた決算簿である (前述の②に相当する)。この期は現存史料が多いため、連続した年度間での比較が可能であり、本家への報告にあたって支店においてどのような決算が行われていたのかについて検討するのに適した史料であると思われる。

3-2. 中井家の店舗組織と支店管理

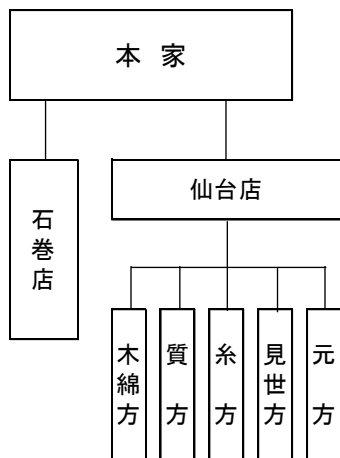
(1) 店舗組織

江戸時代を通じて中井家の本家は江州日野にあり、これは明治以降に至っても変わることがなかった。初代源左衛門が行商していたころの本家では商品を扱っていたが、各地に

⁴³⁸ 小倉[1962] 45 頁。

⁴³⁹ 小倉[1962] 44-45 頁。

図表 2-4 仙台店・石巻店組織図



出所：筆者作成。

出店が開設される中で、次第に小売り店舗としての機能は後退し、各出店への融資を行う財務部門となっていた。本家にも支配人以下、数人の従業員が存在したが、店に比べてごく少数であったようである。財務部門となった後も、経営の根本方針や人事等は全て本家の裁量によって決定され、通達された⁴⁴⁰。

業種により多少変動はあるものの、複数の事業を展開する店ではその内容に従って店の内部がいくつかの部門に分けられていた。例えば、大坂店では元方、質方、見世方（小売方）の3方が存在していた。元方は財務部門にあたるものであり、各方や枝店の統制や融資、人事管理等を行う。質方は質屋業務、見世方は古着・太物・油などの小売りを担当した⁴⁴¹。

本家・支店・支店内部部門の関係を表したものが図表 2-4 である。本家は他にも店舗を有しているが、ここでは本稿で言及する仙台店と石巻店についてのみ示した。

各地に設けた出店の中でも主力店とされていたのが、仙台店・太田原店・大坂店・京都店である。このうち仙台店・太田原店は周辺の土地に枝店を開設したため、これらの店からは仙台北店・太田原本店と呼ばれた。枝店内部は本店のように管理部門や営業部門に分化しておらず、支配人1人が両方の業務を担当した。枝店は本店の統制下に置かれたため、融資も原則として本家からではなく、本店から行われる形となる⁴⁴²。

(2) 支店管理手段

中井家が多数の出店・枝店を擁していたことは既に述べたところであるが、各地に散在する店をどのようにして統括していたのだろうか。管理手段としては主に3つ考えられている。まず1つめは毎月の営業報告書「月々書」と年1回の決算報告書「店卸目録」の査閲である。「月々書」は遅れることがあったが、「店卸目録」の提出は厳守されており、本家はこれらの資料によって各店の営業状態を把握するとともに放漫な経営を抑止していたと思われる⁴⁴³。

2つめは、中井家当主の「店廻り」である。当主は基本的には日野の本家で生活しているが、出店の経営状態を見るために各地にある店を訪問して回っていた。これを「店廻り」といい、数年おきに行う場合や毎年行う場合など、様々であった。出店に到着すると、店卸目録などの諸帳簿を検査し、店員を集めて業務上の注意や家憲・店則を説くとともに、

⁴⁴⁰ 江頭[1965] 805 頁。

⁴⁴¹ 江頭[1965] 806-807 頁。

⁴⁴² 江頭[1965] 806-807 頁。

⁴⁴³ 江頭[1965] 814-815 頁；小倉[1962] 141 頁。

改革の必要性があるときには新たな掟目を作成してこれに従わせた。また、人事異動の通達や賞罰も行うことが多かった⁴⁴⁴。

3つめは、和合寿福講である。これは中井家一統の懇親機関であると同時に最高の管理・統制機関であり、本家と三分家、別家から構成される。文政12(1829)年に創設されたものであり、年1回正月の特定の日「特に重要な家法の条項を読み上げ、綱紀の振肅と一門一家の和合を誓い、祖先創業の労苦をしのいで、家業精励の自覚を新たにする⁴⁴⁵」といった趣の定例総会を開いている。具体的には、本家をはじめ各店の経営状態や従業員の勤務状態に関する情報・意見交換を行い、講の構成員が相互に家憲の遵守を誓い、行いを正す場であった。さらに、本家当主の品行が悪い場合には、評議の上で諫言することもあり、当主の暴走によって中井家グループが被害を被ることを防ぐものである。前述の2つの管理手段のみでは為し得ない、当主の身持を規制するものであることから、この講が最高の管理機関であったとされる⁴⁴⁶。

(3) 店卸目録の作成

以上のように、各店で作成された店卸目録の査閲は、本家が出店の経営状態を把握し統制するために必要な方法の1つであったが、月ごとの「月々書」と年1回の決算報告書である「店卸目録」を本家へ提出すべきこと、その日の取引に関する帳簿への記入は就寝前に行わなければならないことが定められていたのみであり、報告書の体裁や書き方の詳細については全店共通の規定が設けられていたわけではなかった⁴⁴⁷。

店卸目録は毎年1冊に綴られて本家へ送られたが、同時に決算の累年記録簿である「店卸帳」にも同じ内容が記され、これを出店で保管していた。本家では送られてきた各店からの店卸目録を検査し、それらを合併して店卸帳を作成した⁴⁴⁸。

中井家各支店の決算は「店卸下書」上で行われ、さらに項目の配列を正しつつ「店卸目録」の形に整えられた。日常的な取引記録は売立帳・仕入帳(現存せず)・問屋仕切帳・金銭出納帳などの帳簿に記されたが、特に決算に際しての基礎となった主要簿は大福帳であり、多数の口座が設けられ、諸帳簿を統制していた。例えば「仕限帳口」や「給金帳口」などの他に借入金・買掛金・諸営業経費の口座が開かれ、また別冊の帳簿に記すまでもない小口

の取引などが直接この大福帳に記録された⁴⁴⁹。大福帳はそこに記された内容が決算報告書

⁴⁴⁴ 江頭[1965] 815-817頁。

⁴⁴⁵ 江頭[1965] 823頁。

⁴⁴⁶ 江頭[1965] 78,823頁。

⁴⁴⁷ 江頭[1965] 814,839頁。

⁴⁴⁸ 小倉[1962] 61,63頁。

⁴⁴⁹ 江戸時代の商家の大福帳が債権勘定として用いられることが多かった中で、中井家のような総勘定元帳的位置づけの大福帳は珍しいが、店卸目録上に現れる「大福帳口々」は売掛金・貸金・給料前貸金を集計したものであり、決算時には債権勘定として計上されている(小倉[1962] 119頁)。

に直接的に影響する重要な帳簿であるため、大坂店では各帳簿から大福帳への転記の際に支配人と次役が立ち会うことが定められている⁴⁵⁰。

3-3. 帳簿の概要

(1) 帳簿の様式

用紙は西の内紙、美濃紙、半紙を用い、長帳・袋帳の2種とした。長帳は紙を縦2つ折りにして短辺を綴ったものである。袋帳は紙を4つ折りにし、普通は20枚を一綴りにした上で他に何綴りか連続させて1冊としたものである。さらに1綴りずつ増加させることができる。長帳は一度綴じてしまえば頁の増減が困難であることから、訴訟の際に証拠として用いるべき帳簿とされていた。売立帳、仕入帳として長帳を用い、大福帳、貸借帳として袋帳を用いる場合が多かったようであるが、長帳の大福帳も確認されているため、厳格な決まりはなかったと考えられる⁴⁵¹。

全て白紙・罫線なしで、見開きには店主の信条その他が書かれ、帳簿更新の日付を入れて、使用し終わる日付を書き込むための余白を空けておく形⁴⁵²をとっている。

(2) 記帳形式

改ざんの危険を避けるため、「万・千・百・拾などの定位文字を入れて、多劃数字で記数するのが一般であった⁴⁵³」。店内限りで用いられる帳簿の場合は、記帳者の癖によって一定しない⁴⁵⁴。

通貨の種類は多く、金・銀・銭・札が通用していた。金額計算は次の通りである。まず、取引ごとの記帳はその金種の単位のまま記入し、一定の時に金種別に合計を求める。そして「銭・札を銀に、銀に換算された金額を金に換算し、端数だけはもとの単位のまま合計額に添えるという方法をと⁴⁵⁵」り、正負並べて混記している⁴⁵⁶。

前述の通り帳簿は白紙であるが、記入の位置や順序は帳簿ごとにほぼ定まっている。日付は冒頭右肩に記入し、行を改めて「一金何両」と金額を示す。摘要は金額の下に記すことが多い。取引内容が複雑でこの形で書ききれない場合は、注書きで補っている⁴⁵⁷。

記帳が終われば、その正否を検討するために、記入金額と原資料を突合せて、「金額の下部に突合済の印を押した。この方法は、中井家に限らず、広く一般に行われたところであ

⁴⁵⁰ 江頭[1965] 840頁；小倉[1962] 63,71,119頁。

⁴⁵¹ 小倉[1962] 48-49頁；西川（孝）[1966] 58頁；宮本[1957] 90頁。

⁴⁵² 例えば、「自明和3丙戌年5月至 年 月」のように記される（小倉[1962] 49頁）。

⁴⁵³ 小倉[1962] 49頁。

⁴⁵⁴ 漢数字の字体が異なる場合がある等（小倉[1962] 49頁）。

⁴⁵⁵ 小倉[1962] 52頁。

⁴⁵⁶ 小倉[1962] 50,52頁。

⁴⁵⁷ 小倉[1962] 52-53頁。

る⁴⁵⁸。日常の記帳については金銭出納帳の記入の各項にそれぞれ相手勘定を意味する検印を押す。例えば、現金での売上については「売立帳」に記入された日付でもって「金銀出入帳」に入金記入する際に、「売上」という印を押すことになる。突合せは中井家帳合を支える技法であり、「この検印関係を辿ることによって、会計計算簿と単独計算簿、覚書の類との区別が可能となり、記帳手続が解明できる⁴⁵⁹」のである⁴⁶⁰。

(3) 決算

決算を店卸と呼び、支店は毎年一定の時期にこれを行った。「商業に従う支店は1月初旬の市が終わるのをまって、醸造業の場合には8月下旬といった具合に⁴⁶¹」、支店ごとに特定の日に行くことになっていた⁴⁶²。

中井家の会計史料の中で最も多いのは決算報告書たる「店卸目録」で、支店・出店・枝店で作成され、本家に集められた⁴⁶³。そしてそれらの店卸目録をもとに「中井家経営全体を覆う形でその総資本が算出され、これは「本家店卸帳」に書上げられる⁴⁶⁴」。他に、「店卸下書」や「店卸帳」など、決算に関する史料が多数残っている。

3-4. 香良洲店の帳簿組織と記帳法

「中井家の会計史料の中には金銀出入帳が相当数含まれている⁴⁶⁵」。そのうち、本家のものは、寛政7年、享和2年、文化1年など、年度はまちまちであるものの数冊現存し、「長い年代に亘っているが、研究においてはあまり関係がない⁴⁶⁶」。他帳簿との関連がつくという意味では、仙台店と香良洲（からす）店のものが有用であるが、帳簿種類が比較的よく揃っていることから、先行研究では香良洲店の帳簿が記帳法研究の中心とされている⁴⁶⁷。

(1) 香良洲店の概要

伊勢国香良洲（現三重県一志（いちし）郡矢野町川口）にあった太田屋嘉蔵店（かぞうたな）は現地で既に酒造業を営む業者であったが、中井家4代目光基の代になって関係が生じ、天保6（1835）年に中井家が出資することによって、支店化した⁴⁶⁸。安定した経営ではなかったようで、嘉永3（1850）年には閉鎖されており、「閉鎖直前になると年々欠損

⁴⁵⁸ 小倉[1962] 58頁。

⁴⁵⁹ 小倉[1962] 60頁。

⁴⁶⁰ 小倉[1962] 59-60頁;[1977] 75頁;[1978] 16頁。

⁴⁶¹ 小倉[1960a] 87頁。

⁴⁶² 小倉[1960a] 87頁;[1962] 141頁。

⁴⁶³ 小倉[1974] 6頁。

⁴⁶⁴ 小倉[1962] 61頁。

⁴⁶⁵ 小倉[1962] 80頁。

⁴⁶⁶ 小倉[1962] 80頁。

⁴⁶⁷ 小倉[1962] 80頁。

⁴⁶⁸ 原田[1956] 54,58,69頁。

469」を出す「問題の多かった支店である⁴⁷⁰」。

研究の対象となった嘉永2、3年の帳簿は本家において保存されていたものであるが、これは閉鎖の年に相当するため、清算の資料として本家に提出されたものと思われる。同一年度の帳簿はそれぞれ2～3種程度であるが、金銀出入帳が嘉永2、3年に連続しているため、記帳法の参考にできるという⁴⁷¹。

香良洲店は造り酒屋で、従業員は酒造労務者・水主を加えて30名を超えたが、中井家支店の中ではかなり小規模な経営であった。販路は伊勢一帯をはじめ、伊勢湾を船で渡って対岸の三河方面、遠くでは江戸にまでも卸売し、店売もした⁴⁷²。

(2) 用いられた帳簿

以下、現存する帳簿4種について見ていく。

i. 金銀出入帳

太田屋の金銀出入帳は天保2(1831)年のものと、嘉永2、3年のもの計2冊が保存されている⁴⁷³。会計年度は9月始まりで、嘉永2年9月1日から記録されている。嘉永3年については9月14日で記帳が終わっており、山村家に引き受けさせて⁴⁷⁴、太田屋は閉鎖され、現金は本家に送られた⁴⁷⁵。

「期首現金在高を前期「店卸記録」より受継ぎ「入」「出」の記号を冠しつつ正負並記⁴⁷⁶」している。月に2回、15日と月末に入金出金それぞれ別個に金種別に合計し、この入金合計から出金合計を差引いて、帳簿残高を求める⁴⁷⁷。次に実際在高も同様に金種別、金建・銀建にして求め、両者の差額を「銭勘定過上」または「同不足」として記録する。店卸目録には実際在高が掲げられる⁴⁷⁸。

ii. 大福帳

大福帳には「本店勘定をはじめとして、債権債務勘定、収益・費用の諸勘定が詳細に設けられ、別帳をもって独立している勘定の場合でも、「給金帳口」や「問屋仕限帳口」など

⁴⁶⁹ 小倉[1962] 80 頁。

⁴⁷⁰ 小倉[1962] 81 頁。

⁴⁷¹ 小倉[1962] 81 頁。

⁴⁷² 小倉[1962] 81 頁。

⁴⁷³ 通常、金銀出入帳は年度別に設けられるが、嘉永2年に余白が多く生じたため、翌3年も同じ帳簿を使用している(小倉[1962] 84 頁)。

⁴⁷⁴ 光基は近江水口の山村十郎右衛門の子である。その関係からか、閉鎖後の整理は実家山村家において行い、残余財産を引き受けさせている(小倉[1962] 81 頁)。

⁴⁷⁵ 小倉[1962] 84 頁。

⁴⁷⁶ 小倉[1960a] 91 頁。

⁴⁷⁷ 香良洲店では金、銀、札、銭の順に記載し(小倉[1962] 51 頁)、「山札・銭は銀に、銀は両に順次換算して、合計を金建と銀建(端数のみ)にまとめる」(小倉[1960a] 91 頁)。

⁴⁷⁸ 小倉[1960a] 91-92 頁。

を大福帳内に設けて、総合転記⁴⁷⁹⁾を行っている⁴⁸⁰⁾。

用法は様々であるが、日本固有の帳合法の大多数が大福帳と名のつく帳簿を含んでいる。最も一般的といえる用法は、売掛金の相手方別残高記録であり、帳簿全体で見れば一勘定科目にすぎない。その中において、中井家大福帳の用法はおよそ例外に属する⁴⁸¹⁾ものである⁴⁸²⁾。

iii. 給金帳

嘉永2(1849)年酉9月吉日付の給金帳と、虫食いで判読困難となった2冊の計3冊が現存している⁴⁸³⁾。

給金帳は、「店・下男・台所・舟方・蔵・樽職人・大工・日雇・出入の順に区分し、その中に該当する個人別の口座を開いている⁴⁸⁴⁾」。個人口座の冒頭には本人の氏名・身分・職種が記載されており、給金の記入は符牒による⁴⁸⁵⁾。

日勤の別家⁴⁸⁶⁾を除いて全員が住み込みで働いていたため、衣食住は店から支給されていた。加えて、日用品の購入時には店が立替払いして本人が直接支払うことはなく、給金の現金支給は必要なかったと思われる⁴⁸⁷⁾。立替えた金額は本人の口座に記録しておき、給金と相殺して不足すれば「前貸」とし、余りがあれば「給金預り」として運用した⁴⁸⁸⁾。そして「別家の際に退職金として相当額を支給するが、その際この給金預りも一括支払った⁴⁸⁹⁾」。

立替え額が支給高を上回ることが多く、給金帳は前貸給金の債権記録として用いられていた。前年より残高を繰越し、金銀出入帳から立替え高が転記される。奉公人不始末のときに発生した損失は、店の損とせずに本人への債権として処理し、給金帳に関係なく大福帳に開設された債権の口座に計上した⁴⁹⁰⁾。

大福帳には「給金帳口」が設けられ、ここに給金帳で算定された債権債務の合計額が計上されている。決算の際、繰越前貸高は他の債権と合算され、店卸目録内の「有物之部」(資

⁴⁷⁹⁾ 小倉[1960a] 92 頁。

⁴⁸⁰⁾ 現金勘定・売上勘定については金銀出入帳・売立帳に分かれたままであり、大福帳内に個別の口は設けられていない(小倉[1960a] 92 頁)。

⁴⁸¹⁾ この用法は中井家独自のものではなく、似た機能をもった帳簿は他の商家でも用いられていたようである(小倉[1962] 113,119 頁)。

⁴⁸²⁾ 小倉[1962] 110,113,119 頁。

⁴⁸³⁾ 小倉[1959c] 48 頁;[1962] 93-94 頁。

⁴⁸⁴⁾ 小倉[1962] 100 頁。

⁴⁸⁵⁾ 小倉[1962] 100 頁。

⁴⁸⁶⁾ 日勤の別家とは、「別家して家庭をもつ(宿這入り)身となってからも、そのまま主家に勤務するもので、通勤者である。開店の別家よりも出勤の別家の方が格が上で、この別家が「後見役」(後見支配人)まで進んだものは終生主家から年金が給せられた」(小倉[1962] 94 頁)。

⁴⁸⁷⁾ 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 95-96 頁。

⁴⁸⁸⁾ 小倉[1962] 99 頁。

⁴⁸⁹⁾ 小倉[1962] 96 頁。

⁴⁹⁰⁾ 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 99,102 頁。

産)に、給金は「損之部」(費用)に掲げられる⁴⁹¹。

iv. 問屋仕限帳

「仕限」とは「仕切」であって、期末請求のための残高計算、ひいては請求書または掛取り集金の意味をもっている⁴⁹²。

中井家の問屋仕限帳は、得意先別口座が開設された売掛金の計算簿である。「酒売場控帳」や「売上当座帳」といった庭帳⁴⁹³に逐一記入された記録に基づいて、掛売高は問屋仕限帳内の該当する得意先の口座に記入される。そしてこの帳簿から「売立帳」⁴⁹⁴の「問屋出し口」に転記して、掛売高を売上収益に含めていた。多くの勘定は得意先たる個人ごとに設けられた人名勘定で、小さな売口については地域別の口座を設けてまとめて記入している⁴⁹⁵。

限月が来ると、問屋仕限帳の各口座の残高を「月別書出帳」に写し、請求書を作成する。これを持って担当者が集金を行い、集金額は金銀出入帳に入金記入される。そうして売掛金が回収されれば、その該当口座に帳消記入がなされた。決算では大福帳の「仕限帳口」に、問屋仕限帳の残高を一括して計上する⁴⁹⁶。

上で述べた 4 種の帳簿に売立帳・仕入帳・借貸帳等(現存せず)を加えた基礎帳簿群をもとに、支店は決算報告書たる「店卸目録」を作成する。前述の帳簿を中心にして店卸下書・店卸目録等を補い、記帳関係を図で表すと図 2-5 のようになる。

⁴⁹¹ 小倉[1962] 103 頁。

⁴⁹² 小倉[1962] 104 頁。

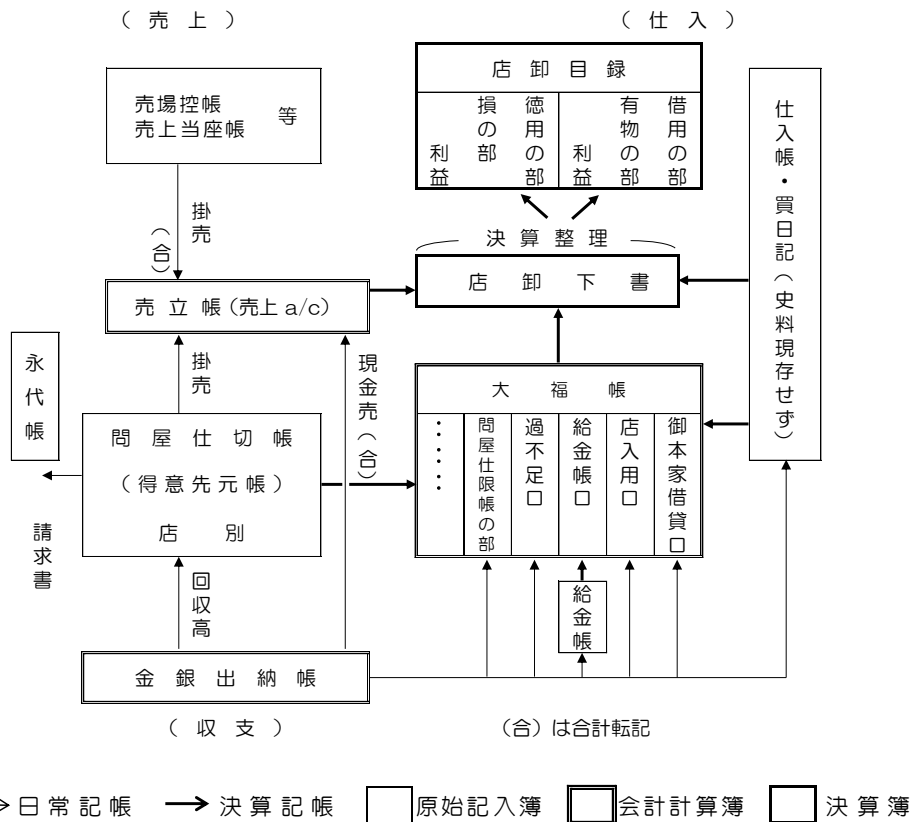
⁴⁹³ 売上に関する原始記録簿である。

⁴⁹⁴ 帳簿は現存していないが、「関連帳簿・決算精算表の記載から推定すると「売立帳」があったことは確か」とされる。売立帳は、「店売場口」「小場貸売口」「酒切手売口」「番酒売立口」「問屋出し口」に区分されていた。1 日の売上高は、掛・現金の区別なく総計して、売立帳に計上される(小倉[1962] 105 頁)。

⁴⁹⁵ 小倉[1960a] 93 頁;[1962] 105-106 頁。

⁴⁹⁶ 小倉[1960a] 93-94 頁;[1962] 91,105 頁。

図表 2-5 中井家帳簿組織図



出所：小倉[1962] 71 頁。

「中井家全般についてみると、業種業態の差により異名同内容の帳簿もあれば全く別種の帳簿も存するが、特異点は別として原理的には同断である。⁴⁹⁷」

各勘定科目は独立の帳簿または大福帳に設けられ、取引ごとにまず記入される帳簿が原始記入簿となって、ここから該当する相手帳簿に転記（中井家では「出す」という）された。取引が行われた時、どの帳簿に最初に記入し、どの帳簿が後になるかという順序は正確には分からない。したがって、原始記入簿・会計計算簿の区別は決定的なものではなく、取引によっては異なる関係になることもありうるという⁴⁹⁸。

第 4 節 江戸期の質屋業と中井家の質店

本章では、次章以降において中井家質店の店卸目録を中心的に検討するのに先立ち、江戸時代の質屋業について概説する。まず、質屋の歴史及び江戸の質屋について概観する。

⁴⁹⁷ 小倉[1962] 72 頁。

⁴⁹⁸ 小倉[1960a] 91 頁;[1962] 134-135 頁。

江戸時代になって庶民金融として広く普及する質屋であったが、業務を規定する全国統一的な規則等はなく、地域ごとに異なった形で営業していた。中井家が経営した質店についても営業形態の全容は解明されていないため、まず最初に、政治経済の中心地であった江戸における質屋業に関する規定や慣習を参考にする。続いて、本論文の主たる検討対象である仙台店、石巻店及び相馬店の概要と、中井家における質屋業に関して同家に現存する規定などから明らかになっていることを記述する。

4-1. 質屋の成立

質屋とは、質物（動産）を担保として質置主に金銭を貸付けることを生業とする者をいう。八品商の一つとして古着屋と並んで重要視されていた業種であり、貨幣が民衆にも浸透していた江戸時代において、庶民の金融機関として重宝された⁴⁹⁹。

金融業は何を担保とするかによって、不動産担保金融か動産担保金融に大きく分けることができ、質屋は質物金融、つまり動産担保金融にあたる。不動産担保金融では、流れた場合に土地や家屋が取り上げられることになるが、動産担保金融では、質物を取り上げられることによってその後の生活が立ち行かなくなるということもなく、「それ以上に根本的なところまでいかないという意味がある⁵⁰⁰」点で、利用しやすい金融であったと考えられる⁵⁰¹。

動産・不動産を問わず質物をとって金銭・稲粟を貸付けることは古来から行われており、大宝元（701）年の大宝令の中に既に出挙及び質物に関する規定が存在する。質物の種類としては田地・家屋・布・奴婢などがあり、中でも田地・家屋を質入れすることが多かった。ここでは金銭の貸借には必ずしも質物が必要とされていなかったのであるが、鎌倉時代に入ると建長 7（1255）年の御教書に、質物を動産に限り、質物を持参しなければ貸付けを行わない者が存在する旨の記述が見られるようになるため、これが後の質屋の起源であるといわれる。この頃の記録では「庫倉」として表現されている。これはクラと呼ばれたものと考えられており、さらに時代が下って室町時代になると、土の字を加えて「土倉」（どそう）または「土蔵」（どぞう）と書くようになった⁵⁰²。

江戸時代に入ると、土倉は質屋と呼ばれるようになる。質屋の 2 文字は元和 8（1622）年に京都で公布された条文の中に見られるのが最初である。質屋の専業率は低く、両替商や古着屋と兼業することが多かった⁵⁰³。

4-2. 江戸の質屋

質屋仲間の成立は大坂の寛永 19（1642）年が最初とされる。江戸ではそれから 50 年後

⁴⁹⁹ 齊藤[2002] 358,360-361,369 頁；戸沢[1982] 82 頁。

⁵⁰⁰ 齊藤[2002] 375 頁。

⁵⁰¹ 齊藤[2002] 375-377 頁。

⁵⁰² 幸田[1971] 132,144-146 頁。

⁵⁰³ 幸田[1971] 149 頁。

の元禄 5（1692）年に質屋惣代と会所が設置され、質屋仲間が結成された。江戸の質仲間結成には質物の改めを通じた市中防犯警備の強化という幕府の意図が存在していた。質屋は各町に散在して営業していたため、質物をとって金銭を貸付けるという商売柄とあわせて、幕府は重要な盗品捜索網として質屋仲間を利用しようと考えたのである⁵⁰⁴。

質屋仲間には惣代を置き、江戸の全ての質屋は仲間帳に捺印することとし、それぞれに質屋の看板と定書を交付した。仲間帳には惣代に宛てた五箇条の手形があるが、その中でも盗難品らしき質物を受け取った場合の対応について記載した第 2 条と、質を取る際に質置主と請人（証人）両方の印が必要であること、利息は定書の通りに受取り、安くすることはあっても高くすることはならないという旨を記した第 5 条が重視されていた。看板については、これを掲げずに営業する者がいた場合は処罰の対象となった。定書には質物の期限と利足が示されていた。元禄 14（1701）年 11 月に改正された定書の期限及び利足は、享保 14（1729）年まで改正されることがなく、またその後も江戸時代を通じた標準となったものであるため、ここに紹介しておく。実際には、期限を延長したり、相対貸しもあったようである。期限については、刀脇差諸道具諸品等は 12 ヶ月、衣類等は 8 ヶ月とされた。利足は以下の通りである⁵⁰⁵。

図表 2-6 質店の利足

貸付額	1 ヶ月の利足額（年利換算）
銭質	銭 100 文につき 4 文（48%）
金 2 両以下	金 1 歩につき銀 4 分（32%）
金 10 両以下	金 1 歩につき銀 3 分（24%）
金 100 両以下	金 1 両につき銀 1 匁（20%）
金 100 両以上	上に準じて下直に相対

注：金銀銭は相場で変動するため、年利はおおよその目安である。

出所：近世史料研究会（編）[1964] 350 頁；幸田[1971] 152 頁をもとに筆者作成。

質物吟味については幕府の意図するような効果は得られず、また、質屋の惣代に対する反発も強まったため、元禄 16（1703）年には、惣代を廃止し、以前の通り町名主の管下に戻した。質物期限及び利率については以前のままである。しかし、やはり盗難品の取締りに対する成果が上がらなかったため、享保 8（1723）年 4 月、後に八品商と呼ばれる商人たちの中で業種ごとに組合を結成することとなった。1 つの町につき 10 人程度で小組を作り、さらにこの組を地域ごとに合体させて、例えば室町組、小伝馬町組、浅草組というように大組を作った。享保 8 年時点では、小組で 996 組、大組で 17 組ができており、寛政元

⁵⁰⁴ 幸田[1971] 150 頁；鈴木[1984] 177 頁；戸沢[1982] 84 頁。

⁵⁰⁵ 近世史料研究会（編）[1964] 350 頁；幸田[1971] 150-153 頁。

(1789) 年頃で 23 組となった⁵⁰⁶。

各組には、数名の名主が存在するため、そのうち 1 名が当番となり、失物盗品の触書が来れば写して組に回し、各町では各組の月行事がその町の月行事とともにこの触書を携えて同業者を回った。各店の帳面を吟味して、該当する品がなければ両行事でその帳面に捺印してこれを名主に渡し、名主はさらにこれをもう一度取り調べて当番名主に返答書を届けた。そして、当番名主は各名主から寄せられる返答書を集めて月番の町奉行所へ差し出すという順序で、失物盗品の警戒・捜索に当たっていた。その後、盗品捜索だけを仕事とする月行事が 1 名（後には 2 名）立てられることにもなり、盗品の取締りにどれほど力を入れていたのかが窺える⁵⁰⁷。

田沼時代には、質屋にも株立が命じられ、運上金を納めるようになった（明和 7（1770）年）。株仲間として営業の独占権を幕府に保障してもらう代わりに、運上金を納める仕組みである。新規に加入したい者は、明株を購入しなくてはならない。しかし、これは田沼時代の終焉までの 19 年間のことであり、寛政元（1789）年には免除となった。その後、再び株仲間を復活させようという動きが起こったが、却下され、天保 12（1841）年には仲間組合自体が廃止される。仲間組合の廃止は物価引下げを目的として行われたものであったが、商売上の問題が次々と発生したため、嘉永 6（1853）年には組合が再興され、明治に至る⁵⁰⁸。

利率は、享保 14 年 10 月に出示された利率引き下げの令まで、元禄 14 年の定書のものが適用されていた。享保 14 年の改正以後も、寛政期・文政期や天保 13（1842）年・同 14（1843）年などに度々利率は変更されるが、慶応 2（1866）年に定められた利率は最終的に元禄 14 年のものと同率となるため、これが江戸時代の標準であったと思われる。質物の期限については、当初品物によって 8 ヶ月と 12 ヶ月の 2 種類があったが、享保年間には区別がなくなり、一律 8 ヶ月とされていたようである⁵⁰⁹。

質屋の中でも資金の少ない者は、「下質」（したじち）という方法をとった。これは、預かった質物を資金の豊富な質屋に再度預けて、資金の融通を受けるというものである。その利息は、質物が良ければ年 8 分、悪ければ 1 割 2 分くらいであったため、資金に乏しい質屋であってもこの下質に出せば営業を続けられたのである⁵¹⁰。

江戸での質屋営業に関する諸制度や利率は元禄期から幕末にかけて幾度となく変更された。惣代の設置や仲間組合の結成、質入れの際の手続き等は、元来、盗品捜索のために定められたものであり、背後には市中の防犯警備の一翼を担わせたいという幕府の思惑があった。盗品捜索網として質屋のネットワークを利用していたということはすなわち、質屋が各地に広がっており、庶民の金融機関として定着していたということを意味している。また、当時資金繰りに難渋し、すでに上得意となっていた旗本・御家人等の下級武士層を

⁵⁰⁶ 近世史料研究会（編）[1964] 363 頁；幸田[1971] 153-154 頁；戸沢[1982] 85-87,91 頁。

⁵⁰⁷ 幸田[1971] 154-155 頁。

⁵⁰⁸ 戸沢[1982] 103,105-106 頁。

⁵⁰⁹ 幸田[1971] 157,170 頁；鈴木[1984] 98 頁。

⁵¹⁰ 幸田[1971] 164 頁；齊藤[2002] 378 頁。

抱える幕府は、質屋との関係に慎重にならざるを得なかった⁵¹¹。質物に関する審査は厳密にさせても、惣代の復活や株仲間結成を望む外部の訴願を認めない、運上金上納を求めない等はこの理由によるものと思われる。

4-3. 中井家の質店

ここまで、中井家の沿革や店舗組織、江戸の質屋について見てきた。次章以降では、仙台質店、石巻店、相馬店の店卸目録を検討するため、ここで3つの店の概要を述べる。また、中井家質屋業についても言及する。

(1) 仙台店について

既に述べたように、中井家の商売は、享保19(1734)年の関東地方へ向けた日野合薬の行商から始まった。延享・寛延(1744-1751)年間に至ると、合薬のほかに太物や小間物の販売も行うようになり、取扱商品や行商地域の拡大、使用人の増加によって、行商の拠点となる越堀店を開設した。その後、太田原店やその出店である小泉店を開設して、商圈を北へ広げていった。江頭[1965]によると、行商形態から店舗商い形態への転機は、陸前国仙台店、山城国伏見店(後に京都柳馬場押小路に移転し、「京都店」とされる)、丹後国後野店が開設された明和6(1769)年であったとされる。中井家は、これら3つの出店に摂津国大坂の取次店(正式な開店は文化3(1806)年)を加えた店舗網を上方一関東・東北間の大規模な産物廻しの拠点として、店舗商いを開始した⁵¹²。

仙台店は明和6(1769)年、仙台大町一丁目に開設され、店名を日野屋新三郎店または中井新三郎店とした。抱える枝店の数は太田原店に次いで多く、京都店と並んで主力店舗の1つとされていた。仙台店は本家からすると出店であるが、枝店から見ると本店にあたるため、「仙台北店」とも称される⁵¹³。

開設当初は小規模な組織であったが、時とともに複雑かつ大規模となり、4代目光基の頃には担当業務別に元方・見世方・糸方・質方・木綿方の5つに分かれていた。通常、元方は財務部門に相当し、各方や枝店の統制や融資、人事管理等を行う部署である。仙台店の元方は、財務・人事管理のほか、見世方以下の業務内容と重複しない領域である古手・繰綿の卸売りも引き受けていた。見世方は古着・太物・油などの小売り、糸方は生糸の仕入れ、質方は質屋業務、木綿方は木綿織物類の卸売りを担当した。このうち質方と木綿方はそれぞれ大町一丁目と二丁目に個別の店舗を構えていたため、質店・木綿店と称していた。

初代源左衛門光武が基礎を築いた仙台店グループは、寛政8(1796)年に2代源左衛門光昌に引き継がれた。その後3代・4代が相続し、途中で一部事業を廃止しながらも明治17(1884)年まで存続した。

⁵¹¹ 戸沢[1982] 90頁。

⁵¹² 江頭[1965] 42,148-149,158頁。

⁵¹³ 江頭[1965] 190,972頁。

仙台質店は、日野屋源四郎店または中井源四郎店と名乗った。安永 9 (1780) 年の記録上でその存在が確認されるため、仙台店開設後あまり間を置かずに質屋を兼営したものとみられる。別の史料からは寛政 8 (1796) 年に再発足したことが窺えるため、どこかの時点で一度閉店していたようである。その後、天保 13 (1842) 年に人員整理を行い、店舗を引き払って本店内での営業を始めたが、天保 15 (弘化元・1844) 年には新規の質貸しを行わない請一方の営業となった。これらは、質店が天保 4 (1833) 年以來の不作と藩札の乱発による経済混乱の影響を受け、多額の損失を出したことによるものである。嘉永 2 (1849) 年からは本店の裏に店舗を新築して、そこに移転した⁵¹⁴。

図表 2-7 (附録に掲載) は安政元 (1854) 年頃の仙台店の店舗見取図である。本店内での営業を開始してしばらく経った頃であり、敷地の北側に質店、その周辺に質蔵が見られる。

(2) 石巻店について

石巻店は文化 3 (1806) 年開設とされる出店である⁵¹⁵。石巻は船で仙台へ出入する際の玄関口であったとともに、北上川の河口に位置し、奥羽一帯におよぶ商品の集散地でもあった。各種商品の卸売り、仙台店への仲継業務の他、質屋を営んでおり、対岸には港店 (文化 10 (1813) 年開設、石巻・仙台への船荷積卸と質屋営業) が付設されていた。卸売りの取扱商品は、米・大豆・油・醤油・味噌・塩・古手・綿・薬・蠟燭等であった⁵¹⁶。

同店は本家直轄の店とされるが⁵¹⁷、店卸目録を見ると本家ではなく仙台店から融通を受けている。また、仙台店元方による決算 (享和 2 (1802) 年) の計上項目の中に石巻店の正味身代が含まれている⁵¹⁸ことから、仙台店グループの 1 つとして元方に統括されていたと考えられる。図表 2-8 (附録に掲載) は石巻店の平面図である。

(3) 相馬店について

中井家は店舗商い形態に転換した後、仙台店、京都店、伏見店を中心とした店舗網を基盤として商圈を広げていった。このうち京都店及び仙台店は、近江日野にある本家に対してそれぞれ「糸方」、「古手方」と呼ばれ、中井家全出店中でも主力店舗とされた。特に仙台店は、東北各地から産品を集荷する際の基点となったため、抱える出店の数も多かった。後には磐城の相馬店、羽前の天童店、陸前の石巻店が設けられ、各出店は各種商品の取次ぎ・集荷・輸送を担った⁵¹⁹。

相馬店は、初代源左衛門光武が磐城国 (現福島県) 相馬郡中村大町に開設した出店であり、店名前を近江屋源左衛門として、天明 3 (1783) 年に開店した。仙台店の出店として

⁵¹⁴ 江頭[1964a] 1-2 頁。

⁵¹⁵ 江頭[1965] 75,190 頁。

⁵¹⁶ 江頭[1965] 74-75,190 頁。

⁵¹⁷ 江頭[1965] 794,799 頁。

⁵¹⁸ 小倉[1962] 164,168 頁。

⁵¹⁹ 江頭[1965] 43,190 頁。

開設された店の中では最も古いものである。業務内容は、上方・江戸から集められた古手・繰綿の販売及び質屋業務である。中井家が主に上方・江戸・中部地方で仕入れ、東北・北関東へ送った下し荷として、古手・繰綿・綿織物・薬種・油等が挙げられるが、中でも特に需要が高く、取引量の多かった商品が、古手と繰綿であった。仙台店は既にこれらの販売を行っていたため、相馬店は仙台店以南の商圈を引き継ぎ、古手・繰綿の販売を手掛けることとなった。天保 10 (1839) 年、4 代目中井源左衛門光基が次々に各地の出店を畳む中で、相馬店も湊店に続いて閉鎖された⁵²⁰。

4-4. 中井家の質屋業

質店では質物を担保に金銭を融通するが、質物には制限が設けられており、一般的には、盗品や寺社の所有する什器を質にとることが禁止された。中井家ではこれに加えて、評価が難しいという理由から古手・夜具・蒲団以外を質物にとることも禁じていたが、化政期 (1804-1830 年) には撤廃されたようである⁵²¹。

利率と期限は店や地域ごとに様々であった。例えば相馬店では、4-2 で述べた元禄期の半分ほどの利率が設定されており、質流期限には 8 ヶ月に加えて 2 ヶ月の猶予期間が設けられていた。また、請出しの際、通常であれば月を越すと 1 ヶ月分の利足が取られるが、月初めの 3 日間はこれを容赦することになっており、一般的なものと比べて著しく寛容な規定となっている⁵²²。

仙台では藩が 10 両以下・年 3 割、20 両以下・年 2 割、100 両以下・年 1 割 5 分の利息を定めていたが、実際にこの利率で質取する者はなく、内々に 5 両に月 1 歩または 7 両 2 歩に月 1 歩というような高利の取引が行われたという⁵²³。

質流期限を過ぎても請出されない場合は、置主に断りを入れたのち、一定期間を置いて売却された⁵²⁴。

仙台質店では「繰質」という貸出方法をとっていた。これは、質置主から質物を取って金銭を融通するという通常の貸付とは異なり、「取次衆」とよばれる仲介者が集めた質物を預かって融資を行い、利息を得るという方法である。江戸の「下質」(4-2 参照) と似た仕組みであり、石之巻店 (日野屋万兵衛店) や京都店の質方でも行われていたと考えられている。取次衆を介して質貸しを行う場合、27 両 2 歩に月 1 歩の利率で、期限は 15 ヶ月とされており、通常の質貸しと比べて利率は低く、期間は長めに設定されていた⁵²⁵。

仙台質店では、天保 13 年頃に取次衆の存在が確認されており、第 6 章で検討する店卸目録にもその名前が見られる。京都店の場合、仲介者の多くが質屋であったことが知られて

⁵²⁰ 江頭[1965] 42,215,329 頁。

⁵²¹ 江頭[1965] 628-629 頁。

⁵²² 江頭[1965] 631 頁。

⁵²³ 江頭[1965] 633 頁。

⁵²⁴ 江頭[1965] 635 頁；幸田[1971] 165 頁。

⁵²⁵ 江頭[1965] 634 頁。

いるが、仙台質店の取次衆については何者であったか不明である。また、取次質の形態のみとっていたのか、通常の質も同時に行っていたのかについても明らかでない⁵²⁶。

質屋は庶民の金融機関として重宝されていたため、商機を見出した商人たちは次々と参入していた。質屋業務のみを行う店は少なく、中井家では小売業や卸売業と、それ以外の商家では両替屋と兼業することが多かったという。中井家質店が業績不振により閉店の運びとなった際には、地元の名主達によって営業継続を求める嘆願書が提出されており⁵²⁷、当時の質屋が人々にとっていかに必要不可欠な存在であったかが窺える。

第4節 江戸期の質屋業と中井家の質店

本章では、次章以降において中井家質店の店卸目録を中心的に検討するのに先立ち、江戸時代の質屋業について概説する。まず、質屋の歴史及び江戸の質屋について概観する。江戸時代になって庶民金融として広く普及する質屋であったが、業務を規定する全国統一的な規則等はなく、地域ごとに異なった形で営業していた。中井家が経営した質店についても営業形態の全容は解明されていないため、まず最初に、政治経済の中心地であった江戸における質屋業に関する規定や慣習を参考にする。続いて、本論文の主たる検討対象である仙台店、石巻店及び相馬店の概要と、中井家における質屋業に関して同家に現存する規定などから明らかになっていることを記述する。

4-1. 質屋の成立

質屋とは、質物（動産）を担保として質置主に金銭を貸付けることを生業とする者をいう。八品商の一つとして古着屋と並んで重要視されていた業種であり、貨幣が民衆にも浸透していた江戸時代において、庶民の金融機関として重宝された⁵²⁸。

金融業は何を担保とするかによって、不動産担保金融か動産担保金融に大きく分けることができ、質屋は質物金融、つまり動産担保金融にあたる。不動産担保金融では、流れた場合に土地や家屋が取り上げられることになるが、動産担保金融では、質物を取り上げられることによってその後の生活が立ち行かなくなるということもなく、「それ以上に根本的なところまでいかないという意味がある⁵²⁹」点で、利用しやすい金融であったと考えられる⁵³⁰。

動産・不動産を問わず質物をとって金銭・稻粟を貸付けることは古来から行われており、大宝元（701）年の大宝令の中に既に出挙及び質物に関する規定が存在する。質物の種類と

⁵²⁶ 江頭[1964a] 3頁。

⁵²⁷ 江頭[1965] 644-645頁。

⁵²⁸ 齊藤[2002] 358,360-361,369頁；戸沢[1982] 82頁。

⁵²⁹ 齊藤[2002] 375頁。

⁵³⁰ 齊藤[2002] 375-377頁。

しては田地・家屋・布・奴婢などがあり、中でも田地・家屋を質入れすることが多かった。ここでは金銭の貸借には必ずしも質物が必要とされていなかったのであるが、鎌倉時代に入ると建長 7 (1255) 年の御教書に、質物を動産に限り、質物を持参しなければ貸付けを行わない者が存在する旨の記述が見られるようになるため、これが後の質屋の起源であるといわれる。この頃の記録では「庫倉」として表現されている。これはクラと呼ばれたものと考えられており、さらに時代が下って室町時代になると、土の字を加えて「土倉」(どそう) または「土蔵」(どぞう) と書くようになった⁵³¹。

江戸時代に入ると、土倉は質屋と呼ばれるようになる。質屋の 2 文字は元和 8 (1622) 年に京都で公布された条文の中に見られるのが最初である。質屋の專業率は低く、両替商や古着屋と兼業することが多かった⁵³²。

4-2. 江戸の質屋

質屋仲間の成立は大坂の寛永 19 (1642) 年が最初とされる。江戸ではそれから 50 年後の元禄 5 (1692) 年に質屋惣代と会所が設置され、質屋仲間が結成された。江戸の質仲間結成には質物の改めを通じた市中防犯警備の強化という幕府の意図が存在していた。質屋は各町に散在して営業していたため、質物をとって金銭を貸付けるという商売柄とあわせて、幕府は重要な盗品搜索網として質屋仲間を利用しようと考えたのである⁵³³。

質屋仲間には惣代を置き、江戸の全ての質屋は仲間帳に捺印することとし、それぞれに質屋の看板と定書を交付した。仲間帳には惣代に宛てた五箇条の手形があるが、その中でも盗難品らしき質物を受け取った場合の対応について記載した第 2 条と、質を取る際に質置主と請人(証人) 両方の印が必要であること、利息は定書の通りに受取り、安くすることはあっても高くすることはならないという旨を記した第 5 条が重視されていた。看板については、これを掲げずに営業する者がいた場合は処罰の対象となった。定書には質物の期限と利足が示されていた。元禄 14 (1701) 年 11 月に改正された定書の期限及び利足は、享保 14 (1729) 年まで改正されることがなく、またその後も江戸時代を通じた標準となったものであるため、ここに紹介しておく。実際には、期限を延長したり、相対貸しもあったようである。期限については、刀脇差諸道具諸品等は 12 ヶ月、衣類等は 8 ヶ月とされた。利足は以下の通りである⁵³⁴。

⁵³¹ 幸田[1971] 132,144-146 頁。

⁵³² 幸田[1971] 149 頁。

⁵³³ 幸田[1971] 150 頁；鈴木[1984] 177 頁；戸沢[1982] 84 頁。

⁵³⁴ 近世史料研究会(編) [1964] 350 頁；幸田[1971] 150-153 頁。

図表 2-6 質店の利足

貸付額	1ヶ月の利足額（年利換算）
銭質	銭 100 文につき 4 文（48%）
金 2 両以下	金 1 歩につき銀 4 分（32%）
金 10 両以下	金 1 歩につき銀 3 分（24%）
金 100 両以下	金 1 両につき銀 1 匁（20%）
金 100 両以上	上に準じて下直に相對

注：金銀銭は相場で変動するため、年利はおおよそその目安である。

出所：近世史料研究会（編）[1964] 350 頁；幸田[1971] 152 頁をもとに筆者作成。

質物吟味については幕府の意図するような効果は得られず、また、質屋の惣代に対する反発も強まったため、元禄 16（1703）年には、惣代を廃止し、以前の通り町名主の管下に戻した。質物期限及び利率については以前のままである。しかし、やはり盗難品の取締りに対する成果が上がらなかったため、享保 8（1723）年 4 月、後に八品商と呼ばれる商人たちの中で業種ごとに組合を結成することとなった。1つの町につき 10 人程度で小組を作り、さらにこの組を地域ごとに合体させて、例えば室町組、小伝馬町組、浅草組というように大組を作った。享保 8 年時点では、小組で 996 組、大組で 17 組ができており、寛政元（1789）年頃で 23 組となった⁵³⁵。

各組には、数名の名主が存在するため、そのうち 1 名が当番となり、失物盗品の触書が来れば写して組に回し、各町では各組の月行事がその町の月行事とともにこの触書を携えて同業者を回った。各店の帳面を吟味して、該当する品がなければ両行事でその帳面に捺印してこれを名主に渡し、名主はさらにこれをもう一度取り調べて当番名主に返答書を届けた。そして、当番名主は各名主から寄せられる返答書を集めて月番の町奉行所へ差し出すという順序で、失物盗品の警戒・捜索に当たっていた。その後、盗品捜索だけを仕事とする月行事が 1 名（後には 2 名）立てられることにもなり、盗品の取締りにどれほど力を入れていたのかが窺える⁵³⁶。

田沼時代には、質屋にも株立が命じられ、運上金を納めるようになった（明和 7（1770）年）。株仲間として営業の独占権を幕府に保障してもらう代わりに、運上金を納める仕組みである。新規に加入したい者は、明株を購入しなくてはならない。しかし、これは田沼時代の終焉までの 19 年間のことであり、寛政元（1789）年には免除となった。その後、再び株仲間を復活させようという動きが起こったが、却下され、天保 12（1841）年には仲間組合自体が廃止される。仲間組合の廃止は物価引下げを目的として行われたものであったが、商売上の問題が次々と発生したため、嘉永 6（1853）年には組合が再興され、明治に至る⁵³⁷。

⁵³⁵ 近世史料研究会（編）[1964] 363 頁；幸田[1971] 153-154 頁；戸沢[1982] 85-87,91 頁。

⁵³⁶ 幸田[1971] 154-155 頁。

⁵³⁷ 戸沢[1982] 103,105-106 頁。

利率は、享保 14 年 10 月に出された利率引き下げの令まで、元禄 14 年の定書のものが適用されていた。享保 14 年の改正以後も、寛政期・文政期や天保 13 (1842) 年・同 14 (1843) 年などに度々利率は変更されるが、慶応 2 (1866) 年に定められた利率は最終的に元禄 14 年のものと同率となるため、これが江戸時代の標準であったと思われる。質物の期限については、当初品物によって 8 ヶ月と 12 ヶ月の 2 種類があったが、享保年間には区別がなくなり、一律 8 ヶ月とされていたようである⁵³⁸。

質屋の中でも資金の少ない者は、「下質」(したじち) という方法をとった。これは、預かった質物を資金の豊富な質屋に再度預けて、資金の融通を受けるというものである。その利息は、質物が良ければ年 8 分、悪ければ 1 割 2 分くらいであったため、資金に乏しい質屋であってもこの下質に出せば営業を続けられたのである⁵³⁹。

江戸での質屋営業に関する諸制度や利率は元禄期から幕末にかけて幾度となく変更された。惣代の設置や仲間組合の結成、質入れの際の手続き等は、元来、盗品捜索のために定められたものであり、背後には市中の防犯警備の一翼を担わせたいという幕府の思惑があった。盗品捜索網として質屋のネットワークを利用していたということはすなわち、質屋が各地に広がっており、庶民の金融機関として定着していたということを意味している。また、当時資金繰りに難渋し、すでに上得意となっていた旗本・御家人等の下級武士層を抱える幕府は、質屋との関係に慎重にならざるを得なかった⁵⁴⁰。質物に関する審査は厳密にさせても、惣代の復活や株仲間結成を望む外部の訴願を認めない、運上金上納を求めない等はこの理由によるものと思われる。

4-3. 中井家の質店

ここまで、中井家の沿革や店舗組織、江戸の質屋について見てきた。次章以降では、仙台質店、石巻店、相馬店の店卸目録を検討するため、ここで 3 つの店の概要を述べる。また、中井家質屋業についても言及する。

(1) 仙台店について

既に述べたように、中井家の商売は、享保 19 (1734) 年の関東地方へ向けた日野合薬の行商から始まった。延享・寛延 (1744-1751) 年間に至ると、合薬のほかに太物や小間物の販売も行うようになり、取扱商品や行商地域の拡大、使用人の増加によって、行商の拠点となる越堀店を開設した。その後、太田原店やその出店である小泉店を開設して、商圈を北へ広げていった。江頭[1965]によると、行商形態から店舗商い形態への転機は、陸前国仙台店、山城国伏見店(後に京都柳馬場押小路に移転し、「京都店」とされる)、丹後国後野店が開設された明和 6 (1769) 年であったとされる。中井家は、これら 3 つの出店に撰津

⁵³⁸ 幸田[1971] 157,170 頁；鈴木[1984] 98 頁。

⁵³⁹ 幸田[1971] 164 頁；齊藤[2002] 378 頁。

⁵⁴⁰ 戸沢[1982] 90 頁。

国大坂の取次店（正式な開店は文化 3（1806）年）を加えた店舗網を上方一関東・東北間の大規模な産物廻しの拠点として、店舗商いを開始した⁵⁴¹。

仙台店は明和 6（1769）年、仙台大町一丁目に開設され、店名を日野屋新三郎店または中井新三郎店とした。抱える枝店の数は太田原店に次いで多く、京都店と並んで主力店舗の 1 つとされていた。仙台店は本家からすると出店であるが、枝店から見ると本店にあたるため、「仙台本店」とも称される⁵⁴²。

開設当初は小規模な組織であったが、時とともに複雑かつ大規模となり、4 代目光基の頃には担当業務別に元方・見世方・糸方・質方・木綿方の 5 つに分かれていた。通常、元方は財務部門に相当し、各方や枝店の統制や融資、人事管理等を行う部署である。仙台店の元方は、財務・人事管理のほか、見世方以下の業務内容と重複しない領域である古手・繰綿の卸売りも引き受けていた。見世方は古着・太物・油などの小売り、糸方は生糸の仕入れ、質方は質屋業務、木綿方は木綿織物類の卸売りを担当した。このうち質方と木綿方はそれぞれ大町一丁目と二丁目に個別の店舗を構えていたため、質店・木綿店と称していた。

初代源左衛門光武が基礎を築いた仙台店グループは、寛政 8（1796）年に 2 代源左衛門光昌に引き継がれた。その後 3 代・4 代が相続し、途中で一部事業を廃止しながらも明治 17（1884）年まで存続した。

仙台質店は、日野屋源四郎店または中井源四郎店と名乗った。安永 9（1780）年の記録上でその存在が確認されるため、仙台店開設後あまり間を置かずに質屋を兼営したものとみられる。別の史料からは寛政 8（1796）年に再発足したことが窺えるため、どこかの時点で一度閉店していたようである。その後、天保 13（1842）年に人員整理を行い、店舗を引き払って本店内での営業を始めたが、天保 15（弘化元・1844）年には新規の質貸しを行わない請一方の営業となった。これらは、質店が天保 4（1833）年以來の不作と藩札の乱発による経済混乱の影響を受け、多額の損失を出したことによるものである。嘉永 2（1849）年からは本店の裏に店舗を新築して、そこに移転した⁵⁴³。

図表 2-7（附録に掲載）は安政元（1854）年頃の仙台店の店舗見取図である。本店内での営業を開始してしばらく経った頃であり、敷地の北側に質店、その周辺に質蔵が見られる。

（2）石巻店について

石巻店は文化 3（1806）年開設とされる出店である⁵⁴⁴。石巻は船で仙台へ出入する際の玄関口であったとともに、北上川の河口に位置し、奥羽一帯におよぶ商品の集散地でもあった。各種商品の卸売り、仙台店への仲継業務の他、質屋を営んでおり、対岸には港店（文化 10（1813）年開店、石巻・仙台への船荷積卸と質屋営業）が付設されていた。卸売りの

⁵⁴¹ 江頭[1965] 42,148-149,158 頁。

⁵⁴² 江頭[1965] 190,972 頁。

⁵⁴³ 江頭[1964a] 1-2 頁。

⁵⁴⁴ 江頭[1965] 75,190 頁。

取扱商品は、米・大豆・油・醤油・味噌・塩・古手・綿・薬・蠟燭等であった⁵⁴⁵。

同店は本家直轄の店とされるが⁵⁴⁶、店卸目録を見ると本家ではなく仙台店から融通を受けている。また、仙台店元方による決算（享和 2（1802）年）の計上項目の中に石巻店の正味身代が含まれている⁵⁴⁷ことから、仙台店グループの 1 つとして元方に統括されていたと考えられる。図表 2-8（附録に掲載）は石巻店の平面図である。

(3) 相馬店について

中井家は店舗買い形態に転換した後、仙台店、京都店、伏見店を中心とした店舗網を基盤として商圈を広げていった。このうち京都店及び仙台店は、近江日野にある本家に対してそれぞれ「糸方」、「古手方」と呼ばれ、中井家全出店中でも主力店舗とされた。特に仙台店は、東北各地から産品を集荷する際の基点となったため、抱える出店の数も多かった。後には磐城の相馬店、羽前の天童店、陸前の石巻店が設けられ、各出店は各種商品の取次ぎ・集荷・輸送を担った⁵⁴⁸。

相馬店は、初代源左衛門光武が磐城国（現福島県）相馬郡中村大町に開設した出店であり、店名前を近江屋源左衛門として、天明 3（1783）年に開店した。仙台店の出店として開設された店の中では最も古いものである。業務内容は、上方・江戸から集められた古手・繰綿の販売及び質屋業務である。中井家が主に上方・江戸・中部地方で仕入れ、東北・北関東へ送った下し荷として、古手・繰綿・綿織物・薬種・油等が挙げられるが、中でも特に需要が高く、取引量の多かった商品が、古手と繰綿であった。仙台店は既にこれらの販売を行っていたため、相馬店は仙台店以南の商圈を引き継ぎ、古手・繰綿の販売を手掛けることとなった。天保 10（1839）年、4 代目中井源左衛門光基が次々に各地の出店を畳む中で、相馬店も湊店に続いて閉鎖された⁵⁴⁹。

4-4. 中井家の質屋業

質店では質物を担保に金銭を融通するが、質物には制限が設けられており、一般的には、盗品や寺社の所有する什器を質にとることが禁止された。中井家ではこれに加えて、評価が難しいという理由から古手・夜具・蒲団以外を質物にとることも禁じていたが、化政期（1804-1830 年）には撤廃されたようである⁵⁵⁰。

利率と期限は店や地域ごとに様々であった。例えば相馬店では、4-2 で述べた元禄期の半分ほどの利子率が設定されており、質流期限には 8 ヶ月に加えて 2 ヶ月の猶予期間が設けられていた。また、請出しの際、通常であれば月を越すと 1 ヶ月分の利足が取られるが、

⁵⁴⁵ 江頭[1965] 74-75,190 頁。

⁵⁴⁶ 江頭[1965] 794,799 頁。

⁵⁴⁷ 小倉[1962] 164,168 頁。

⁵⁴⁸ 江頭[1965] 43,190 頁。

⁵⁴⁹ 江頭[1965] 42,215,329 頁。

⁵⁵⁰ 江頭[1965] 628-629 頁。

月初めの 3 日間はこれを容赦することになっており、一般的なものと比べて著しく寛容な規定となっている⁵⁵¹。

仙台では藩が 10 両以下・年 3 割, 20 両以下・年 2 割, 100 両以下・年 1 割 5 分の利息を定めていたが, 実際にこの利率で質取する者はなく, 内々に 5 両に月 1 歩または 7 両 2 歩に月 1 歩というような高利の取引が行われたという⁵⁵²。

質流期限を過ぎても請出されない場合は, 置主に断りを入れたのち, 一定期間を置いて売却された⁵⁵³。

仙台質店では「繰質」という貸出方法をとっていた。これは, 質置主から質物を取って金銭を融通するという通常の貸付とは異なり, 「取次衆」とよばれる仲介者が集めた質物を預かって融資を行い, 利息を得るという方法である。江戸の「下質」(4・2 参照) と似た仕組みであり, 石之巻店(日野屋万兵衛店)や京都店の質方でも行われていたと考えられている。取次衆を介して質貸しを行う場合, 27 両 2 歩に月 1 歩の利率で, 期限は 15 ヶ月とされており, 通常の質貸しと比べて利率は低く, 期間は長めに設定されていた⁵⁵⁴。

仙台質店では, 天保 13 年頃に取次衆の存在が確認されており, 第 6 章で検討する店卸目録にもその名前が見られる。京都店の場合, 仲介者の多くが質屋であったことが知られているが, 仙台質店の取次衆については何者であったか不明である。また, 取次質の形態のみとっていたのか, 通常の質も同時に行っていたのかについても明らかでない⁵⁵⁵。

質屋は庶民の金融機関として重宝されていたため, 商機を見出した商人たちは次々と参入していた。質屋業務のみを行う店は少なく, 中井家では小売業や卸売業と, それ以外の商家では両替屋と兼業することが多かったという。中井家質店が業績不振により閉店の運びとなった際には, 地元の名主達によって営業継続を求める嘆願書が提出されており⁵⁵⁶, 当時の質屋が人々にとっていかに必要不可欠な存在であったかが窺える。

⁵⁵¹ 江頭[1965] 631 頁。

⁵⁵² 江頭[1965] 633 頁。

⁵⁵³ 江頭[1965] 635 頁; 幸田[1971] 165 頁。

⁵⁵⁴ 江頭[1965] 634 頁。

⁵⁵⁵ 江頭[1964a] 3 頁。

⁵⁵⁶ 江頭[1965] 644-645 頁。

第 5 節 中井家仙台店見世方の店卸目録

本節では、中井家質店の店卸目録との比較のために、仙台店見世方によって作成された滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」（附録の翻刻 1）の構造を、小倉[1962]に基づき検討する。

仙台店見世方の決算報告書である「店卸目録」は寛政から文化（1789-1818 年頃）にかけて 20 冊ほど現存している⁵⁵⁷。史料のうち、そのほとんどに共通しているのは、貸借対照表と損益計算書に相当する区分が設けられていたことである。計算ミスもあったが、両計算の結果として算定される損益額は、一致することが多かった⁵⁵⁸。

本節で検討する店卸目録の表紙には「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」、裏表紙には「中井良祐様 中井新三郎見世」と記載されている。このことから、当該店卸目録が酉年、すなわち寛政 13（享和元・1801）年分の仙台店見世方に関する決算報告書であり、享和 2（1802）年 2 月に作成され、日野の本家に宛てて送られたものであることが読み取れる。店卸目録に記載されている決算の年度は、表題の干支によって示される。これは、江戸期の商家の決算報告書において一般的に見られる表記であり、次章以降で検討する中井家その他店舗の店卸目録にもあてはまることである。

当該店卸目録は表紙・裏表紙を含めて 20 頁ほどであり、表紙裏面を余白として、2 頁目から記入されている。内容は全て縦書きで、金額は漢数字で表記される。

内容は次の 4 つの部に分けられる⁵⁵⁹。

⁵⁵⁷ 小倉[1962] 149 頁。

⁵⁵⁸ 小倉[1966] 57 頁。

⁵⁵⁹ 小倉[1962] 150-151 頁。

5-1. 金差引之部・・・(a)

図表 2-9 「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」の「金差引之部」

金差引之部		(a)
一金三千百七拾九兩壹分ト壹匁九分五厘	年中賣高	一同三百八兩貳分ト十式匁
一同六百七拾八兩也	元方より正金にてかり高	江戸松藤殿仕入
一同貳兩貳分ト十式匁五分	申年より過入高	一同貳拾五兩三分ト十匁壹分
一金三百五拾兩也	正金にて入高	油や平四郎殿仕入高
但し仲間売徳なしに付賣帳へ出し不申事		一金貳兩壹分ト六匁五分
金四千貳百九兩三分ト十四匁四分五厘		一同二百九十六兩貳分ト十匁壹分四厘
右之内		一同七拾八兩ト壹匁六分七厘
一金貳千百四拾貳兩也	年中元方へ渡し高	一同拾壹兩壹分ト十三匁四分八厘
一同七百九拾八兩貳分ト貳匁五分	地古手仕入高	一同三兩三分ト三匁四分四厘
一同四百九拾壹兩ト五匁七分	江戸夏もの仕入高	一同十七兩貳分ト十匁三分六厘
一同拾八兩ト拾匁壹分	江戸松小殿仕入高	同四千百九拾四兩壹分ト拾匁九分九厘
		大晦日勘定尻有金
		店小遣筆紙代
		諸駄賃拂
		染仕立ちん拂
		諸仕入高
		差引
		金拾五兩貳分ト三匁四分六厘
		不足

ここでは、「金差引之部」の記載内容を見ていく。この区分は、金銀出入帳の内容を要約した形になっており、「金差引之部」、「右之内」、「差引」を通して、前期繰越高及び期中の入金高と期中の出金高及び期末在高を比較することによって現金過不足額を算定する区分である。この金額と日常の過不足額の合計が一致すれば、それぞれの金額は正しく計算されていることになる。計算にあたり、期首と期末の現金在高を金銀出入帳から求め、他はそれぞれの帳簿から計算結果を集めたものと考えられる。同区分は、金銭差引帳または差引帳という別冊の報告書となる場合が多いため⁵⁶⁰、このように店卸目録内に編入されるこ

⁵⁶⁰ 小倉[1959b] 57頁;[1962] 151,153頁。

とは珍しい。

「金差引之部」1行目の「年中賣高」は売上高に相当する。期末売掛金残高が見られないことから、現金による入金高であることがわかる。「元方より正金にてかり高」は、仙台店の財務部にあたる元方から現金で融通を受けた額である。「申年より過入金」は、前期の繰越現金高であり、「正金にて入高」は、仲間取引にて原価のまま譲渡された額である。以上の合計が入金総額となる⁵⁶¹。

これに対し、「右之内」で出金総額を求めることになる。「年中元方へ渡し高」は、元方から融通を受けた金銭の返済高で、「地古手仕入高」以下7項目は仕入に伴う出金高、「染仕立ちん拂」以下3項目は諸経費の現金支払高である⁵⁶²。

出金合計に「大晦日勘定尻有金」（期末現金在高）を加え、 $\text{¥}4,194$ 両 1 歩ト銀 10 匁 9 分 9 厘が算定される。記入ミスがなければ、期首現金在高＋当期入金総額と当期出金総額＋期末現金在高が一致するはずであるが、ここでは 15 両 2 歩ト銀 3 匁 4 分 6 厘の「不足」（帳簿在高の実際在高に対する超過）が出ており、後の「損徳之部」において「金差引不足」として計上される額と同じである。

⁵⁶¹ 小倉[1962] 151-152 頁。

⁵⁶² 小倉[1962] 152 頁。

5-2. 仕入之部・・・(b)

図表 2-10 「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」の「仕入之部」

<p>一 同三百八両貳分ト十貳匁 江戸松小殿仕入</p> <p>一 同三百八両貳分ト十貳匁 江戸松藤殿仕入</p> <p>一 同貳拾五両三分ト拾匁老分 油屋平四郎殿仕入</p> <p>一 同貳両壹分ト六匁五分 金山儀兵衛殿仕入</p> <p>一 同貳百九拾六両貳分ト十匁老分四厘 諸仕入ノ高</p> <p>一 同七拾八両ト老匁六分七厘 染仕立ちん拂</p> <p>一 同拾老両壹分ト十三匁四分八厘 諸駄賃拂</p> <p>一 同三両三分ト三匁四分四厘 店小遣筆代</p> <p>一 同三百五拾八両貳分ト八匁七分五厘</p>	<p>仕入之部</p> <p>(b)</p>	<p>一 金七百九拾八両貳分ト貳匁五分 地古手仕入</p> <p>一 同四百九拾老両ト五匁七分 江戸夏もの仕入</p> <p>一 同十八両ト拾匁老分 江戸松小殿仕入</p> <p>一 同七百四十四両貳分ト七匁四分三厘 京中正殿仕入高</p> <p>元方より下り古手仕入高</p> <p>一 同貳千六百三拾貳両貳分ト六匁七分九厘 申年残り古手引請</p> <p>一 同五千七百七拾両貳分ト八匁六分 右之内</p> <p>一 金貳千六百六拾六両ト拾匁老分 残り古手志ろ物ノ高</p> <p>一 同三百五拾両也 正金にて入</p> <p>一 金三千拾六両ト十匁老分</p> <p>引残テ</p> <p>一 金貳千七百五拾四両老分ト十三匁五分 此賣立</p> <p>一 金三千百七拾九両老分ト老匁九分九厘 年中賣立</p> <p>引残テ</p> <p>金四百貳拾四両三分ト三匁四分五厘 賣出し徳用</p> <p>此廻り 老割五分四厘貳毛</p>
---	------------------------	--

「仕入之部」では、売上原価と売上高を比較することによって、売上総利益が計算される。最初に当期仕入高及び前期繰越高を合計し、期末在庫高を差引いて売上原価が算定される。「仕入之部」に続いて2行目に記載される「地古手仕入」以下7項目は、年間仕入高を仕入先別に掲げたもので、仕入帳の各口座の合計額である。いずれも「金差引之部」の該当項目と同額であり、年度末には全て現金で決済を終えていることが分かる⁵⁶³。

「染仕立ちん拂」以下3項目は、仕入に付随する支出と考えられる。こちらも前の7項

⁵⁶³ 小倉[1962]153頁。

目同様、「金差引之部」に同額が掲げられており、現金での支払いを終えている⁵⁶⁴。

「京中正殿仕入高」と「元方より下り古手仕入高」はどちらも商品仕入であるが、これらの額は「金差引之部」に出ていない。これに関して小倉[1962]は、「元方より正金にてかり高」、「年中元方へ渡し高」とは別に、元方との間には交互計算が行われており、申年店卸目録の惣勘定之部の「元方より差引残りかり」と酉年店卸目録のそれとの差額がこの交互計算に相当する⁵⁶⁵と述べている。

一方、京中正殿とは中井家支店の1つである京都の中井屋正治右衛門店のことであるため、「京中正殿仕入高」は「元方より下り古手仕入高」と同様の性質を持つ項目であると考えられる。

最後の「申年残り古手引請」は、期首商品棚卸高である⁵⁶⁶。以上の13項目を合計して、5,770両2歩ト銀8匁6分が算定される。

次に、「右之内」として、「残り古手志ろ物メ高」（期末商品棚卸高）と「正金にて入」が掲げられる。「正金にて入」は、「金差引之部」に挙げられた「正金にて入高」と同じ額であり、「利益をつけないで原価で売られた仲間売の金額である。（中略）経営能率の批判が売買総益率たる「此廻り」によって行なわれるが、原価譲渡額を売上高に含めると率が低下するので、これを売上高に合算せず、仕入勘定からの控除とした⁵⁶⁷」ものである。

前の13項目から、「右之内」の2項目を差引き、「引残テ」として売上商品原価が算定される。「此賣立」で掲げられているのは当期売上高であり、売上帳の合計が移記されている⁵⁶⁸。

最後に、売上高から売上原価を差引き、「引残テ」において「賣出し徳用」（売上総利益に相当）が算定される。「年中賣立」は「金差引之部」冒頭でも「年中賣高」として掲げられるが、ここでは銀建て額が1匁9分9厘となっているのに対して「年中賣高」は1匁9分5厘である。「賣出し徳用」の算定には後者を用いているため、1匁9分9厘は書き誤ったものと考えられる。

⁵⁶⁴ 小倉[1962]154頁。

⁵⁶⁵ 小倉[1962]154頁。

⁵⁶⁶ 小倉[1962]154頁。

⁵⁶⁷ 小倉[1962]154頁。

⁵⁶⁸ 小倉[1962]154頁。

5-3. 損徳之部・・・(c)

図表 2-11 「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」の「損徳之部」

<p>一金拾七兩三分ト五分式厘 引残テ 徳用</p>	<p>同四百六拾兩ト式匁三分老厘</p> <p>同三十老厘也 番付帳志ろもの不足</p> <p>同三拾六兩三分也 代呂物直引そん</p>	<p>同八兩老分ト十老匁五分 京中正殿日合拂</p> <p>同三兩三分ト三匁四分四厘 店小遣筆代</p>	<p>同拾五兩式分ト三匁四分六厘 金差引不足</p> <p>一金百兩也 雑用</p> <p>同三兩三分ト三匁四分四厘 元方へ日合拂</p>	<p>同四百七拾七兩三分ト式匁八分三厘 元方より返り日合徳用</p> <p>同五拾式兩三分ト十四匁三分八厘 賣出し徳用</p> <p>同四拾六兩三分ト三匁四分五厘 賣出し徳用</p>	<p>損徳之部 (c)</p>
------------------------------------	--	--	---	---	---------------------

「損徳之部」は、収益と費用に相当する項目を比較することによって当期損益額を算定する区分である。まず初めに「賣出し徳用」が掲げられるが、これは前述の「賣出し徳用」の再表示で、「元方より返り日合徳用」は、元方に対して行った融通（商品や金銭）に付けられる受取利息である⁵⁶⁹。「金差引之部」の「年中元方へ渡し高」に対する利息であると思われる。これら 2 口を合わせて、当期収益総額となる。

次に、「右之内」として 7 項目が列挙される。「元方へ日合拂」は、返り日合とは逆に元方から受けた融通に対して付けられる支払利息である。「京中正殿日合拂」も同じく利息であると考えられる。「雑用」（ぞうよう）は、元方経費の配賦額である⁵⁷⁰。

「金差引不足」は、月 2 回ほど実施する金銀實際在高調査の結果、算定された現金過不足の年間合計である⁵⁷¹。「金差引之部」で記された額と一致しており、これによって記帳が正しく行われていたことが証明される。

「店小遣筆代」は営業費と消耗品費の類であると考えられる。「代呂物直引そん」はその名の通り、値引き額を損失として扱った項目である。「番付帳志ろもの不足」は番付帳⁵⁷²の残高と期末の实地棚卸との照合によって発見された損耗・紛失などの合計額である⁵⁷³。

これら「右之内」7 項目を「賣出し徳用」と「元方より返り日合徳用」の合計から差引き、「引残テ」として「徳用」（当期利益）が算出される。これは、損益法による利益額に相当

⁵⁶⁹ 小倉[1962]155 頁。

⁵⁷⁰ 小倉[1960a] 102 頁;[1962] 155 頁。

⁵⁷¹ 小倉[1962] 155 頁。

⁵⁷² 商品在庫を記録する補助簿。呉服・太物は 1 品ずつ番付帳に記録し、売却のつど、記録を消していたため、店卸減耗の算定が可能だった（小倉[1962] 155 頁）。

⁵⁷³ 小倉[1962] 155 頁。

する。小倉[1962]は言及していないが、「店小遣筆代」については「仕入之部」と「損徳之部」で2度差引かれているため、算定された利益額は3両3歩余り少なくなっていると考えられる。

5-4. 惣勘定之部・・・(d)

図表 2-12 「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」の「惣勘定之部」

<p>一金拾七両三分ト十三匁四分三厘 正味徳用</p>	<p>惣て引残テ</p>	<p>二口 同式千六百八拾三両三分ト五匁四分六厘</p>	<p>一同拾七両貳分ト拾匁三分六厘 正金にて在高</p>	<p>一金貳千六百六拾六両ト十匁壹分 残り代呂物在高</p>	<p>右へ</p>	<p>惣勘定之部 (d)</p> <p>一金貳千六百六拾五両三分ト七匁三厘 元方より差引残りかり</p>
---------------------------------	--------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-----------	--

「惣勘定之部」は、今日の貸借対照表に相当する区分であり、ここでは資産と負債・資本合計の比較により当期利益が算定される。まず最初に掲げられた「元方より差引残りかり」は、前期より繰越した正味身代の額である⁵⁷⁴。「右へ」の2項目、「残り代呂物在高」と「正金にて在高」は、それぞれ期末商品棚卸高と期末現金在高で⁵⁷⁵、「仕入之部」の右之内と「金差引之部」に見られる項目と同じである。

この2項目の合計が資産合計であるが、負債は存在していないため、これがそのまま期末の正味身代となる。元方から預かった金銭は出資として扱っており、借入金は出てこない。また、売掛金・買掛金も発生していないため、計算項目が少ないのである⁵⁷⁶。

期首と期末の正味身代を比較することで、財産法のように損益が算定できる仕組みとなっている。こうして、「惣て引残テ」17両3分ト銀13匁4分3厘「正味徳用」が計算されるのである。

このように、損益法と財産法によって算定された利益額は一致するはずであるが⁵⁷⁷、享和2年の店卸目録では両者の間に12匁9分1厘の差額が発生している。このような差が生じる原因として、決算までの店卸の管理・貨幣評価のミスと、決算における店卸目録作成

⁵⁷⁴ 小倉[1962] 155-156 頁。

⁵⁷⁵ 小倉[1962] 156 頁。

⁵⁷⁶ 小倉[1962] 156 頁。

⁵⁷⁷ 小倉[1962] 156-157 頁。

時のミス等が考えられるが、ここでは後者であった。期首の「元方より差引残りかり」算定のため、大福帳「御本家口」に前年度である申年の利益を加算する際、申年利益 128 両ト銀 12 匁 9 分 1 厘のうち、12 匁 9 分 1 厘を抜いて計算してしまったために生じたものと推測される⁵⁷⁸。

実際にこの金額を「元方より差引残りかり」に加えて計算を進めると、惣て引残テの「正味徳用」は 17 両 3 分ト銀 5 分 2 厘となり、損徳之部の「徳用」と一致する。

この誤算について小倉[1962]は、単なる記入ミスによるものであり、中井家帳合法に構造上の問題があったわけではないとしながらも、「このような不注意な誤謬を犯しても容易に判明しないことは、中井家帳合法に自検手段が欠けているからであって、欠点であることは疑いない⁵⁷⁹」と述べている。

⁵⁷⁸ 小倉[1959a] 49 頁;[1962] 157 頁。

⁵⁷⁹ 小倉[1962] 157 頁。

第3章 中井家仙台質店の店卸目録—仙台店見世方との相違点—

中井家仙台店見世方の「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」では、①金銀出入帳の要約（「金差引之部」）、②店卸目録内で売上原価を求め、売上総利益を算定（「仕入之部」）、③損益法による損益計算（「損徳之部」）、最後に④財産法による損益計算（「惣勘定之部」）を行い、2方面から利益額を算定していた。このことは、第2章第5節において確認した。これは仙台店の小売部門に相当する見世方の店卸目録であるが、別の業種の店であればその内容も異なるのではないだろうか。

そこで本章では、日野屋源四郎を名乗る質店において作成された寛政13（享和元・1801）年から享和4（文化元・1804）年まで4年分の店卸目録（全て滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）を検討することとした。享和2年の店卸目録のみ小倉[1962]による研究が存在するが、質屋の特徴がよく現れる質物内訳明細についての詳細な分析は行われていないため、この区分の解明に重点を置いた。

第1節 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の分析

「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」（翻刻2）は28頁からなる冊子である。見返しと最後の2頁は白紙で表紙と裏表紙のみ簿冊を縦に用いており、表紙には、「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」、裏表紙には差出人の名前「仙臺 日野屋源四郎」と、宛先「江州日野 御本家様」が記されている。表紙と裏表紙の記述から、当該店卸目録は、申年すなわち寛政12（1800）年度分の決算報告書であり、翌年の正月に石巻店によって作成され、近江国日野の中井家本家へ送られたものであると分かる。表紙には内容の改ざんを防ぐ目的からか、綴じ代にかかるようにして「仙臺 大町一丁目 日野屋」の印が押されている。裏表紙にも表紙と同様の印がある。

金額は金建て銀建て合わせた貨幣額で表示され、金額の下に摘要を記す形がとられている。全ての金額には突合印（○の中に「合」と書いたもの）が押され、写し間違いや記入漏れを防いでいるものと思われる。

本章で検討する店卸目録は、小倉[1966]による中井家帳合の時代区分⁵⁸⁰のうち、「展開期」にあたる時期に書かれたものであり、そこには利益の処分に関して中井家独自の考え方が見られる。

内容は以下の3つの部⁵⁸¹に分けられる。

⁵⁸⁰ 中井家店卸記の記載状況から、小倉は帳合の時代区分を、創業期（享保19（1734）年～延享2（1745）年）、定着期（延享3（1746）年～寛政8（1796）年）、展開期（寛政9（1797）年以降）とした（第2章第3節参照）。

⁵⁸¹ 小倉[1962] 157-158頁。

1-1. 金指引之部・・・(a)

図表 3-1 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の「金指引之部」

金指引之部		(a)
一 金五千四百七拾式両老歩八匁九分七リ	元方方指引残かり	内 金九兩三歩ト五匁老分八リ
一 同拾六両老歩ト式匁三分八リ	出精金預り	引 金八拾八兩式歩ト老匁六分五リ
一 同老兩式歩ト老匁四分八リ	右り足預り	此 金八兩三歩ト六匁老分六リ
一 同百三拾五両老歩九匁式分六リ	甚兵衛預り	一 同七拾九兩式歩ト拾匁四分九リ
一 同拾式兩式歩ト拾匁四分式リ	右り足預り	實方とく
一 同老兩式歩	同人方残金預り	
一 金五千六百三拾九兩三歩ト式匁五分老リ		
一 金五千五百四拾七両老歩九匁五分	有質	
一 同百九拾兩式歩ト拾四匁八分四リ	出入尻	
一 金五千七百三拾八兩ト九匁三分四リ		
指引残テ		
一 金九拾八両老歩ト六匁八分三リ	とく	

「金指引之部⁵⁸²」, 「指引残テ」からなるこの区分では, 期末の資産と負債・資本合計を比較することによって当期損益額が算定される。

「金指引之部」(a)の最初に計上される「元方方指引残かり」は前期から繰越した正味身代であり, 「出精金預り」は毎年利益の一部を留保した分の累計額である⁵⁸³。「右り足預り」(「り足」は利息のこと)は「出精金預り」に対する利足で, 「出精金預り」に対して約9.2%が計上されている。

この店では, 甚兵衛という者が経営にあっていた様子で, 科目名にもその名前が見られる。「甚兵衛預り」は, その名の通り支配人甚兵衛からの預り金である。「その源泉は多くは給金及び利益分配金であった。支配人別家のときまで内部積立として店で資本として

⁵⁸² 小倉は「金指引之部」と称しているがこれはこの店のみの用例(小倉[1962] 157頁)と述べている。他の店では「差」が使われる場面でも, 当質店では「指」を用いている。金指引之部以外では, 「元方より指引残かり」や「指引残テ」がそうである。

⁵⁸³ 小倉[1960a] 102頁; [1962] 158頁。

利用したもの⁵⁸⁴」である。この預りについて、店は「出精金預り」と同様に一定の利息を定め、元金に加えていた。「右り足預り」がその利息にあたり、利率は約9.2%で「出精金預り」に対する利息とほぼ同率である。原田[1956]は、「僅少なながらこのような形での被雇用者の経営参加が見られるのは注目すべき事である⁵⁸⁵」と述べている。これらのことから、店は当座不要な金銭をただ預かっていただけでなく、資金として活用し、預り金に利息を支払っていたことが分かる。また別の史料では、3人分の預り⁵⁸⁶が計上されている場合もある。

「同人方残金預り」は、他の年に見られない項目であり詳細は不明であるが、甚兵衛の給金のうちから当座不要な分を店に預けた額であると考えられる。

以上の6項目は、「メ」において合計額が算定される。「元方方指引残かり」は前年度から継続的に記録されており、当期首において繰越された額に追加元入・引出を加減している⁵⁸⁷。そこに今年分の「り足」を加えた額が、ここまで計算されることになる。

次の2項目は資産である。次年度以降の店卸目録、または後述する石巻店の店卸目録の分析を見ても分かるように、資産項目の前には「右へ」や「右引当之部」など、何らかの名称を付すことによって、今まで列挙したものとは違う性質の項目が始まることを示すのが常であるが、寛政13年は珍しく名称を付けずに合計額の後にそのまま続けている。「有質メ」は期末における貸付金残高である（質流れ分も含む）。「出入尻」は、期末現金在高である。

「指引残テ」は、これら資産合計から「元方方指引残かり」以下6項目の合計を差引いた額98両1歩ト銀6匁8分3厘であり、ここではこの額が「とく」と呼ばれている。

続いて、「とく」98両1歩ト銀6匁8分3厘から、出精金積立額である9両3歩ト銀5匁1分8厘が「出精金ニ引」の行で差引かれ、残額が出精金積立後の利益額とされる。この利益額は、「此訳」以下でさらに甚兵衛と店に分配される。計算すると、甚兵衛1割（「甚兵衛壺分」）、店9割（「質方とく」）で分配されていることが分かった。このことは、「甚兵衛壺分」という項目名とも一致する。中井家の一部の店では、稼得した利益から「り足」（「利足」とも書く）を差引き、その残額を「徳用」または「損毛」とする慣習が見られる。「徳用」が出た場合、その額の約1割を出精金（しゅっせいきん）として留保し、残りを店の利益「質方とく」と支配役に分配したというが⁵⁸⁸、仙台質店でも同様の利益処分を行っていることが分かる。

甚兵衛分は翌年の「甚兵衛預り」に合算されるものと考えられる⁵⁸⁹。これについては、次年度の店卸目録に計上されている「出精金預り」や「甚兵衛預り」の分析を行うことに

⁵⁸⁴ 小倉[1962] 158-159頁。

⁵⁸⁵ 原田[1956] 53頁。

⁵⁸⁶ 原田[1956] 53頁。

⁵⁸⁷ 小倉[1962] 159頁。

⁵⁸⁸ 小倉[1981b] 2-3頁。

⁵⁸⁹ 小倉[1962] 160頁。

よって、繰越関係を確認したい。

1-2. 徳用之部・損し之部・・・(b)

図表 3-2 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の「徳用之部」「損し之部」

徳用之部		(b)	
一 金五百九拾四両三步拾貳分六分六厘	利足	一 金五百五拾九両ト拾貳分三分四厘	損徳指引
一 同五拾五両三步ト五匁七分	流売出とく	一 金九拾八両老歩ト六分貳厘	前後指引
一 同六両貳歩ト九匁六分	別口物り足取	一 六匁貳分老り	行違イ
一 金六百五拾七両老歩ト拾貳分九分六厘			
損し之部			
一 金四百拾三両老歩ト拾老匁四厘	元方へ日合拂そん		
一 同拾両三步ト拾四匁八分	紙墨筆并ニ小遣イ		
一 同五拾両なり	元方へ造用		
一 同六拾両なり	同式口分 蔵鋪		
一 同式歩ト四匁六分	銭不足		
一 同老両貳歩ト老匁四分八厘	出精金り足		
一 同拾貳両貳歩ト拾匁四分貳厘	甚兵衛へり足		
一 同拾両なり	同人へ世話料		

「徳用之部」、「損し之部」、「損徳指引」、「前後指引」からなるこの区分では、収益の部及び費用の部に相当する部である「徳用之部」と「損し之部」を比較することによって、当期損益額が算定される。

まず、「徳用之部」を見ていく。「利足」は質物を取って貸付けた額に対する利息の受取額で、「流売出とく」は質流れ品の売却代金から貸付額を差引いた売却益⁵⁹⁰である。このように、「徳用之部」は収入項目を集めた区分となっており、質流れ品の売却益と、貸付に対する利息額を区別して把握していることが分かる。また、「別口物り足取」を見ると、質預りに関連する業務以外からも利息収入を得ていたことが窺える。

続く「損し之部」は「徳用之部」から差引く項目を集めた区分である。「元方へ日合拂そ

⁵⁹⁰ 小倉[1962] 160 頁。

ん」は、元方から受けた融通に対して支払う利息であり、第2章第5節で検討した仙台の中井新三郎見世の「損徳之部」においても、「元方へ日合拂」として同じ項目が計上されていた。「紙墨筆并ニ小遣イ」は、消耗品費と少額の支払いをまとめたものであると思われる。「元方へ造用」と「同式口分 蔵舗」について、前者は元方との共通費の質店負担分⁵⁹¹、後者は建物賃借料・質物保管料と考えられる。「銭不足」は金銀出入帳などの基礎帳簿上で計算された期末在高と、実際在高との差額で、雑損である。「出精金り足」と「甚兵衛へり足」は、「金指引之部」で計上された2つの「右り足預り」とそれぞれ同額であり、利足を損として扱っている。「同人へ世話料」は、甚兵衛への給金である。各項目名を見ても分かる通り、店にとってマイナスとなる項目を集めた部であるが、「り足」のように実際に貨幣でもって支払った様子のないものも計上されていることから、現金支出のみに基づいた区分ではないと考えられる。

以上の8項目を合わせた額が、「損し之部」合計となり、先の「徳用之部」から差引いて「とく」98両1歩ト銀6分2厘が算定される。この「とく」は、「金指引之部」の「とく」と等しくなるはずであるが、実際は6匁2分1厘少ないため、これを「行違イ」として計上している。行違イが出ているものの、「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の区分を通して、財産法と損益法の2つの面から利益を計算しようとしていたことが窺える。

両面計算した損益額のどちらを信頼し、次期に繰越しているのだろうか。これについては、「金指引之部」で算定された、財産法による損益に相当するものであるといえる。次期に繰越すと思われる出精金や甚兵衛の取り分をこの数値に基づいて算定しているからである。以上で述べた店卸目録の構造を図で示すと次の通りとなる。

図表 3-3 仙台質店 申質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損し之部	
5,738両9匁3分4厘 有質 5,547両1歩9匁5分 出入尻 190両2歩14匁8分4厘	5,639両3歩2匁5分1厘 元方へ日合拂残り 5,472両1歩8匁9分7厘 出情金預り 16両1歩2匁3分8厘 右り足預り 1両2歩1匁4分8厘 甚兵衛預り 135両1歩9匁2分6厘 右り足預り 12両2歩10匁4分2厘 同人へ残金預り 1両2歩	損し之部 559両12匁3分4厘 元方へ日合拂そん 413両1歩11匁4厘 紙墨筆并ニ小遣イ 10両3歩14匁8分 元方へ造用 50両 同式口分 蔵舗 60両 銭不足 2歩4匁6分 出情金り足 1両2歩1匁4分8厘 甚兵衛へり足 12両2歩10匁4分2厘 同人へ世話料 10両	徳用之部 657両1歩12匁9分6厘 利足 594両3歩12匁6分6厘 流売出とく 55両3歩5匁7分 別口物り足取 6両2歩9匁6分
	指引残とく 98両1歩6匁8分3厘 内 出情金二引 9両3歩5匁1分8厘 引 88両2歩1匁6分5厘 此訳 甚兵衛差分 8両3歩6匁1分6厘 買方とく 79両2歩10匁4分9厘	損徳指引とく 98両1歩6分2厘	

↑ 行違イ 6匁2分1厘 ↓

出所：「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」をもとに筆者作成。

⁵⁹¹ 小倉[1962] 161頁；[1981] 1頁。

八月式千六百六十三口
 四拾壹兩三歩ト拾四匁六分七リ
 同千四百拾貳兩三歩五分
 九月式千七百三口
 八拾兩貳歩ト九匁四分
 同五百九拾壹兩貳歩三匁壹分
 十月千四百七十八口
 五拾三兩壹歩ト三匁壹分壹リ
 同五百廿貳兩壹歩九匁六分
 十一月千五百五十口
 四拾五兩壹歩ト貳匁六分
 同八百拾八兩貳歩ト九匁八分
 十二月式千五百十一口
 五拾七兩壹歩ト拾壹匁六分
 金七千七百四拾四兩貳歩ト六分六リ
 口数
 貳万九百廿五口
 又
 千三百三十一口
 金三百八拾壹兩貳歩七匁
 流質物売
 貳口

金八千百廿六兩ト七匁六分六リ
 口数
 貳万貳千貳百五十六口
 利益
 金五百九拾四兩三歩ト拾貳匁六分六リ
 又
 金五拾五兩三歩ト五匁七分
 流質売出し
 利益貳口
 金六百五拾兩三歩ト三匁三分六リ
 元利合テ
 金八千七百七拾六兩三歩拾壹匁貳リ
 口数
 万式千三百六十三口
 指引残テ
 金四千八百九拾七兩貳歩七匁九分四リ
 不足
 改有質物之部
 (e)
 金六拾七兩壹歩ト四匁

午残質百四十八口
 未正月式拾四口
 同八兩貳歩ト九匁
 同二月三十六口
 同拾貳兩壹歩ト五分
 同三月七十六口
 同廿兩貳歩ト壹匁五分
 同四月百三十口
 同四拾四兩貳歩ト五匁
 同五月百六十七口
 同五拾三兩貳歩ト拾三匁五分
 同六月式百卅六口
 同七拾六兩貳歩ト三匁五分
 同七月式百五十七口
 同八拾三兩壹歩ト四匁
 同八月三百五拾口
 同八拾七兩ト拾貳匁五分
 同九月三百五十四口
 同七拾三兩貳歩ト七匁五分
 同十月式百四十口
 同五拾九兩三歩ト五匁五分
 同十一月式百三十口
 同九拾貳兩ト拾四匁五分
 同十二月百五拾五口
 同五拾壹兩壹歩ト三匁五分

申正月百六拾九口
 一同六拾九兩三步ト拾壹匁
 同二月貳百五十六口
 一同七拾九兩貳歩ト五匁
 申三月貳百八十貳口
 一同百廿兩貳歩ト八匁
 同四月三百六十八口
 一同百四拾壹兩貳歩九匁五分
 壬四月四百四十口
 一同貳百兩貳歩ト貳匁
 申五月六百四十五口
 一同百卅八兩三步ト拾匁
 同六月五百卅七口
 一同貳百廿五兩三步拾匁
 同七月八百七拾口
 一同七百九拾壹兩壹歩四匁
 同八月千六百三十三口
 一同八百六拾八兩ト五分
 同九月千八百四十八口
 一同七百五拾七兩三步七匁
 同十月千百廿六口
 一同七百九拾四兩三步九匁五分
 同十一月千六口

一同五百五拾八兩貳歩ト壹匁
 同十二月七百七十六口
 〆金五千五百四拾七兩壹歩九匁五分
 口数
 〆万貳千三百六十三口
 指引残テ
 〆金六百四拾九兩三步ト壹匁五分六リ
 此訳
 一金五百九拾四兩三步拾貳匁六分六リ
 利足
 一同五拾五兩三步ト五匁七分
 流売とく
 〆金六百五拾兩三步ト三匁三分六リ
 引
 〆金壹兩ト壹匁八分
 行違イ不足

ここでは、「行違イ」が算定された後から最後までをまとめて1つの区分として見ていく。この区分は、質物在庫の過不足額を算定し、質物に係る記録の正否を確かめる仕組みとなっており、「質貸方之部」(c)、「受質物之部」(d)、「改有質物之部」(e)、「指引残テ」、「此訳」から構成される。また、上記計算を行うと同時に、「金指引之部」と「徳用之部」に掲げられた一部項目の内訳明細としての役割も担っており、当期の貸付高及びそれに対応する口数や、資産たる「有質〆」、受取利息たる「利足〆」について、年度別・月別に詳細な情報が示されている。

まず、「質貸方之部」(c)において、当期の正月から12月までの13ヶ月について(閏月が入るため一月多い)、各月で新たに行った質貸しの貸付額と口数を月別に掲げ、それぞれの合計9,205兩1歩ト銀13匁8分(23,989口)を出している。さらに、前年度からの繰越⁵⁹²である「未残質引受」を加えて合計額13,674兩2歩ト銀3匁9分6厘を算定している。

⁵⁹² 中井家の店卸目録内では、「引受」(または「引請」)という言葉が前期繰越の意をもって用いられることが多い。質店の「残質引受」(前期から繰越した質物)や仙台店見世方の「残

次に右之内として「受質物之部」(d)では、13ヶ月分の返済額と口数・利息額を月ごとに掲げている。ここで記載される額については、その合計が最後に貸付額合計から差引かれており、また、「受質物之部」という名称から考えても、月ごとの返済額であると推測できる。1口ごとに貸付先や貸付額、利息、期限などを記録しておき、返済されれば別帳簿へ月ごとに抜書きする。そして、月末になって元金と利息をそれぞれ集計したものと考えられる。月別の元金・利息ごとに突合印を押しているため、別帳簿において月ごとの集計を行っていたと考えられる。

続いて、「流質物売 μ 」381両2歩ト銀7匁とその口数を記載し、返済額合計に加えて8,126両ト銀7匁6分6厘となる。売上利益が別に計上されるため、「流質物売 μ 」は質流れ品の売却による入金額の原価部分(貸付額)と考えられる。次に各月の「り」(利足)の合計を出し、そこに質流れ品の売却益である「流質売出し」55両3歩ト銀5匁7分を加えている。利足594両3歩ト銀12匁6分6厘は、「徳用之部」の「利足 μ 」と同じであり、この区分で月ごとの内訳を確認できるようになっている。ここで、質屋の営業に関する収入がまとめられる(650両3歩ト銀3匁3分6厘)。

次に「元利合テ」として「受質物之部」全体の合計額を求め、「質貸方之部」から差引いて、「指引残テ」として4,897両2歩ト銀7匁9分4厘の「不足」が算定される。貸付けによって出て行った現金の方が多いという意味で「不足」とされていると思われる。後で同じ名称の計算結果が出てくるため、こちらを「指引残テ」①とする。

最後の「改有質物之部」(e)では、午年から申年までの過去3年分の金額及び口数を表示している。ここには期限が到来していない品と、質流れになったが売れ残っている品の両方が含まれているため、貸付金残高合計ではなく期末質物在高となっている。

午年の繰越分は金額・口数を一括して載せているが、未年と申年の繰越分は月ごとに記載している。全てを合計すると、5,547両1歩ト銀9匁5分である。この額は「金指引之部」の「有質 μ 」と等しく、期末時点で残存する質物を貸付額で評価したものである。質期限が到来した貸し倒れ分も含むため、一概に期末債権残高とは言えない。しかし質屋の場合、貸し倒れがすなわち損失を意味するものではないため、商品の原価として資産的な性質を帯びて「有質 μ 」に含めたまま計上されるものと考えられる。最後に「改有質物之部」合計と「指引残テ」①を比較して、「指引残テ」②649両3歩ト銀1匁5分6厘が算定される。「指引残テ」②の金額は、現在の会計的には積極的な意味を持たないが、計算構造上は、「利足 μ 」と「流売とく」の合計額と同額となるものである。

続く「此訳」では、「利足 μ 」及び「流売とく」(それぞれ「受質物之部」の「利足 μ 」, 「流質売出し」と同じ)を合計し、650両3歩ト銀3匁3分6厘となる。この金額は、本来ならば「指引残テ」②と等しくなるものであるが、「指引残テ」②の方が少ないため、これを1両ト銀1匁8分の「行違イ不足」としている。口数に行違いは出ていない。

3つの部と行違いの関係について、金額と口数それぞれを基礎として図に表すと次の通

り古手引請(繰越商品)がその一例である。

りである。

図表 3-5 仙台質店 申質店卸目録の質物内訳明細区分の構造
キャッシュ・フロー 質物内訳明細

IN	OUT	IN	OUT
受質元利合テ 〆 8,776兩3歩11匁2厘 正月～12月 〆 7,744兩2歩6分6厘 流質物売 381兩2歩7匁 利足 〆 594兩3歩12匁6分6厘 流質物出し 55兩3歩5匁7分	質貸方 〆 13,674兩2歩3匁9分6厘 未残質引受 4,469兩5匁1分6厘 正月～12月 〆 9,205兩1歩13匁8分	質貸方之部 13,674兩2歩3匁9分6厘 未残質引受 4,469兩5匁1分6厘 正月～12月 〆 9,205兩1歩13匁8分	受質物之部 8,126兩7匁6分6厘 正月～12月 〆 7,744兩2歩6分6厘 流質物売 〆 381兩2歩7匁 改有質物之部 5,547兩1歩9匁5分 午残質 67兩1歩4匁 未年分 680兩3歩14匁5分 正月～12月分 4,799兩6匁 行違イ 1兩1匁8分

口数

質貸方之部 34,619口 未残質引受 10,630口 正月～12月 〆 23,989口	受質之部 22,256口 正月～12月 〆 20,925口 流質物売 〆 1,331口 改有質之部 12,363口 午残質 148口 未年分 2,259口 正月～12月分 9,956口
---	---

出所：「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」をもとに筆者作成。

以上のことから質物内訳明細部分は、単なる在庫計算や内訳明細の表示にとどまらず、貸付を行った分、請け出された分、期末質物在高などの記録の正確さを確認する検算部分

であったことが分かる。特に期末質物在高は「有質メ」として別に登場し、他の 2 つについては現金勘定に影響するため、重要な区分であったといえる。期末質物在高については、最終的に実地数量の方を資産として掲げており、こちらの数値を信用していたようである。

小倉[1962]は、仙台質店の享和 2 年の店卸目録を分析し、質物在庫の計算に伴って算定される行違いは、「金指引之部」と「損之部」を通して算定される「行違イ」の金額が不正によるものではないことの証明でもある⁵⁹³と述べているが、2 つの行違いには 12 匁 9 分 9 厘の差がある上に、それぞれの行違いが算定される区分の計算対象が異なることから、質物明細での「行違イ不足」が、「金指引之部」と「徳用之部」「損シ之部」で計算される「行違イ」の説明・裏付けであると結論付けることは難しいと思われる。

第 2 節 「享和二年壬戌正月吉日 西質店卸目録」の分析

「享和二年壬戌正月吉日 西質店卸目録」(翻刻 3) は全部で 32 頁、うち見返しと最後の 2 頁は白紙となっており、表紙と裏表紙のみ簿冊を縦に用いて記入されている。表紙には、「享和二年壬戌正月吉日 西質店卸目録」とある。これは、享和 2 (1802) 年に作成された、酉年すなわち享和元 (1801) 年度の決算報告書であることを意味している。内容の改ざんを防ぐため、綴じ代にかかるようにして「仙臺 大町一丁目 日野屋」の印が押されている。また、裏表紙には差出人の名前「仙臺 日野屋源四郎」と、宛先「江州日野 御本家様」が記され、仙台質店から日野の本家へ宛てたものであることが示されるとともに、表紙と同様の印が押されている。金額は金・銀合わせた額で表示されており、原則として金額の下に摘要を記す形をとっている。「申質店卸目録」と同様に全ての金額に突合印を押して、写し間違いや記入漏れを防いでいる。

内容は以下の 3 つの部⁵⁹⁴に分けられる。西質店卸目録については、先行研究でも一部が翻刻されているが、筆者のものと違う箇所がいくつか見られたため、重要なもののみ、その都度述べる。

2-1. 金指引之部・・・(a)

最初に、「金指引之部」を見ていく。これは、期首と期末の正味身代を比較することで当期損益額を計算する区分であり、「金指引之部」、「右へ」、「指引残テ」から構成される。

まず「金指引之部」(a) の最初に計上される「元方より指引残かり」は石巻店の正味身代であり、「出精金預り」は前述の通り、毎年利益の一部約 1 割を留保した累計の期首の金額である⁵⁹⁵。次の「酉ノり足」はこの「出精金預り」に対して約 8.2%の利率で付けられた

⁵⁹³ 小倉[1962] 162 頁。

⁵⁹⁴ 小倉[1962] 157-158 頁。

⁵⁹⁵ 小倉[1960a] 102 頁 ; [1962] 158 頁。

利息である。前年度の利率は 9.2%であったので、毎年同率というわけではないようである。

「甚兵衛預り」は、支配人甚兵衛の給金と利益分配額を積立てておき、店で利用していたものである。この金額に対して、店は約 8.5%の利足「酉ノり足」を計上していた。前年度は約 9.2%であった。

「出精金預り」と「甚兵衛預り」について、前年度店卸目録との比較をすることで繰越の関係が分かる。まず、出精金についてであるが、前年度期首の「出精金預り」は、16 両 1 歩ト銀 2 匁 3 分 8 厘であり、これに対する利足 1 両 2 歩ト銀 1 匁 4 分 8 厘と前年度新たに「とく」から控除した「出精金ニ引」9 両 3 歩ト銀 5 匁 1 分 8 厘を合計すると、当期首「出精金預り」となっている。

「甚兵衛預り」についても同様であり、前年度期首の「甚兵衛預り」に「右り足預り」と「甚兵衛壱分」、「同人ノ残金預り」を加えた額が繰越されて、当期首の「甚兵衛預り」となっている。通常の「甚兵衛預り」の増加要因は利足と利益分配金であるが、当期中にそれ以外の金額（主に給金の残りであると思われる）を加える際には「同人ノ残金預り」の名称が用いられるのであろう。

以上の 5 項目は、「メ」において合計額が算定される。「元方より指引残かり」、「出精金預り」、「甚兵衛預り」は前年度から継続的に記録されており、前年度期首の残高にその期の発生額を加えて繰越されたものである。今年度も、例えば出精金であれば当期首預りに利足、当期出精金を加えた額が来期に繰越されるのである。

「右へ」では、資産項目を 2 つ挙げている。「有質メ」は貸付額で評価した質物の期末在高である。「大晦日改メ正入尻」は、期末現金在高である。

「指引残テ」は、資産合計と「元方より指引残かり」以下 5 項目の合計を比較して算定されたもので 174 両 2 歩ト銀 7 匁 5 分 7 厘となり、筆者の検算結果とも一致する。これに関して、小倉[1962]は原本誤算であると指摘しており、「原本では七分七厘となっているがこれは七匁五分七厘が正しいのである。⁵⁹⁶」と述べ、算盤を入れ損じたものとしている。しかし、史料には 7 匁 5 分 7 厘と書かれているため、特に問題はないように思われる。この店卸目録の中の銀「五分」は比較的特殊な字形となっている。「五分」として計算を進めると、結果はどれも史料にあるものと一致するが、先行研究ではそれを全て「忒分」として翻刻していた。

中井家の店では、稼得した利益から一定の利足を差引き、その残額を徳用または損毛とする慣習が見られる。ただし、この店では利益を算定した後に利足分を控除するのではなく「金指引之部」の冒頭で計上するため、利益は既に利足を差引いた形となっている。それが「指引残テ」で計算される 174 両 2 歩ト銀 7 匁 5 分 7 厘である。「指引残テ」から今年度の利益留保分である「出精金引」を差引き、出精金積立後の利益額「とく」が算定される。出精金としては 1 割ほどを取っている。

ここで算定される「とく」は、前年度の「金指引之部」で計算された「とく」とは内容

⁵⁹⁶ 小倉[1962] 159 頁。

が異なっている。前年度のものは、出精金控除前の利益を「とく」と呼んでいたが、今年度は控除後の金額に「とく」という名称をつけている。特別な意図はなかったのかもしれないが、損益計算にあたるこの後の区分で算定される利益（出精金の控除なし）との関係を考慮すると、前者の方がつり合いがとれるように思われる。

控除された「出精金引」は「酉ノり足」とともに「出精金預り」に加算され、次年度の店卸目録に掲げられる。積立後の利益額「とく」は、「此訳」以下でさらに甚兵衛1割と店9割に分配され、甚兵衛分は「甚兵衛預り」に合算される。

2-2. 徳用之部・損シ之部・・・(b)

ここでは、「徳用之部」、「損シ之部」、「指引残テ」、「前後指引テ」からなる区分を見ていく。当該区分は、大きな流れとして、収益の部に相当する「徳用之部」から、費用の部に相当する「損シ之部」を差引いて当期損益額である「とく」を計算する構造となっている。

最初の「徳用之部」は現金収入を集めた部である。「利足 \times 高」は貸付に対する利息の受取額で、「流売とく」は質流れ品の売却代金から貸付額を差引いた額である。「別口物り足取」は、質屋営業に関係のないところから得た利足であると思われる。「利足 \times 高」「流売とく」が前期よりも多少増加しているのに対して、「別口物り足取」は3分の1ほどに減少している。

続く「損シ之部」は「徳用之部」から差引く項目を集めた区分である。「元方へ日合拂そん」は元方からの融資に対する利息相当額であり、「紙墨筆并ニ小遣イ」は消耗品及び少額の支払いである。「元方へ造用」は元方との共通費の質店負担分であり、小倉[1962]に「本店で支払った種々の費用については、毎年相当額づつ支店に振替え、支店の費用に属せしめた⁵⁹⁷」とあるように、前年から引き続き同額が計上されている。「同式口分蔵敷」は、建物賃借料・質物保管料である。中井家では、本家または本店の建物・設備等を支店が借用するという考え方であるため、賃借料という形で支払っている⁵⁹⁸。「銭不足」は現金過不足である。「出精金り足」と「甚兵衛り足」は、「金指引之部」で計上された額（「酉ノり足」）と等しく、「り足」を損として扱ったものである。「同人へ世話料」は、支配人甚兵衛への給金と思われる。以上を合計して、570両1歩ト銀12匁1分9厘となる。計上された項目を見ると、金額以外の項目数・名称・計上順については前年度と変わりがなく、経常的な支出と思われる。

以上の8項目を合わせた額が、「損シ之部」合計となり、先の「徳用之部」から差引いて「とく」を出している。前にも述べたように、ここでいう「とく」は、「金指引之部」の「とく」とは異なり、出精金を差引く前の金額である。この部で計算される利益額は「金指引之部」の「指引残テ」よりも多くなっているため、その差額1両1歩ト銀7分1厘を「行違イ」としている。

⁵⁹⁷ 小倉[1962] 78頁。

⁵⁹⁸ 小倉[1962] 77頁。

前年に引き続き、当年においても 2 つの損益のうちでは、先に計算された方、つまり財産法による損益額に基づいて「出精金引」や「甚兵衛壱分」等の次期繰越額を算定していることから、こちらの数値を重視していたと考えられる。

毎年行違いを出しているが、(a) と (b) の分析によって、2 つの面から利益額を算定する構想を持っていたことが確認できる。

図表 3-6 は、「金指引之部」と「徳用之部」「損シ之部」の計算構造を図で示したものである。

図表 3-6 仙台質店 西質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損シ之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損シ之部	
<p>右へ</p> <p>5,870兩1歩9匁2分</p> <p>有質 〆</p> <p>5,696兩3歩7匁</p> <p>出入尻</p> <p>173兩2歩2匁2分</p>	<p>〆</p> <p>5,695兩3歩1匁6分3厘</p> <p>元方より指引残り</p> <p>5,493兩2歩7匁1分2厘</p> <p>出情金預り</p> <p>27兩2歩9匁4厘</p> <p>西ノり足</p> <p>2兩1歩8匁3分3厘</p> <p>甚兵衛預り</p> <p>158兩1歩10匁8分4厘</p> <p>西ノり足</p> <p>13兩2歩11匁3分</p>	<p>損シ之部</p> <p>570兩1歩12匁1分9厘</p> <p>元方へ日合拂そん</p> <p>420兩2歩2匁6分6厘</p> <p>紙墨筆并ニ小遣イ</p> <p>10兩3歩2匁2分</p> <p>元方へ造用</p> <p>50兩</p> <p>同式口分 蔵舗</p> <p>60兩</p> <p>錢不足</p> <p>3兩2匁7分</p> <p>出情金り足</p> <p>2兩1歩8匁3分3厘</p> <p>甚兵衛り足</p> <p>13兩2歩11匁3分</p> <p>同人へ世話料</p> <p>10兩</p>	<p>徳用之部</p> <p>746兩1歩5匁4分7厘</p> <p>利足 〆高</p> <p>687兩1歩2匁8厘</p> <p>流売とく</p> <p>56兩3歩10匁3分</p> <p>別口物り足取</p> <p>2兩8匁9厘</p>
	<p>指引残テ 〆 とく</p> <p>174兩2歩7匁5分7厘</p> <p>内 出情金ニ引</p> <p>17兩1歩12匁7分5厘</p> <p>引 〆157兩9匁8分2厘</p> <p>此訳 甚兵衛壱分</p> <p>15兩2歩12匁9分8厘</p> <p>質方とく</p> <p>141兩1歩11匁8分4厘</p>	<p>指引残テ 〆 とく</p> <p>175兩3歩8匁2分8厘</p>	

↑ 行違イ 1兩1歩7分1厘 ↓

出所：「享和二年壬戌正月吉日 西質店卸目録」をもとに筆者作成。

2-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

質物内訳明細の区分として、前述の「行違イ」が算定された後から最後までの部分を見ていく。この区分では、前期繰越も含めた質貸しの貸付額、請出し額等の明細が表示されるとともに、質物過不足額の算定を通して質物在庫に関する記録の正否検証が行われている。「質方貸之部」(c)、「受質物之部」(d)、「改有質物之部」(e)、「指引残テ」、「此訳」から構成される同区分には、期末の質物在高である「有質 〆」や質物に関する受取利息であ

る「利足 \searrow 高」等の年度別・月別の詳細が掲げられており、その記載内容は店卸目録の総頁数の7割以上を占めている。

まず、「質方貸之部」(c)において、当期の1月から12月までの額と口数を月別に掲げ、それぞれの合計9,816両ト銀13匁7分を出している。

続いて、前年度からの繰越と思われる「残質引受」を加えて合計額15,363両2歩ト銀8匁2分を算定している。この「残質引受」は5,547両1歩ト銀9匁5分であるが、これは前年度の「有質 \searrow 」の額であり、期末に算定された質物在高が翌年に引き継がれていることが分かる。

次に右ノ内として「受質物之部」(d)では、12ヶ月分の金額と口数・利息額を月ごとに掲げ、最後に合計額を記している。ここで記載される金額は、申質店卸目録の検討の際にも述べた通り、月ごとの返済額である。続いて「流質売高」とその口数を記載し、先の合計額に加えて9,665両1歩ト銀2匁2分を算定している。「流質売高」は質流れ品の売上に対する原価部分であるため、手元からなくなった質物として請出された分の合計に加えている。ここまでの計算で、記録上の期末質物在高が算定される。次の「利足」は、貸付けに対する利息の合計であり、「徳用之部」の「利足 \searrow 高」と一致している。この額と「流質売とく」(「徳用之部」の「流売とく」に等しい)をあわせて、「り足式口」744両ト銀12匁3分8厘となる。次に「元利合テ」として「受質物之部」全体の合計額を求め、「質方貸之部」から差し引いて、「指引残テ」として4,954両ト銀8匁3分2厘の「不足」を算定している(これを「指引残テ」①とする)。今年度も貸付額が返済額と利息額を上回っているため、「不足」とされる。

最後の「改有質物之部」(e)には、質物在高について午年(寛政10年)から酉年(享和元年)までの4年分が記録されている。ここには期限が到来していない品と、質流れにならなかったが売れ残っている品の両方が含まれている。

午と未の年に関しては各年度の残高・口数を一括して載せているが、申と酉の年は月ごとに記載している。それらを合計すると、5,696両3歩ト銀7匁となる。この額は「金指引之部」の「右へ」以下「有質 \searrow 」と等しいものであり、翌年度の店卸目録において「残質引受」として計上される。最後に「有質 \searrow 」の額から先の「指引残テ」①を差し引いて、「指引残テ」②742両2歩ト銀13匁6分8厘が算定される。

続く「此訳」では、「り足 \searrow 」及び「流売とく」(「受質物之部」の「利足」,「流質売とく」と同額)を合計し、744両ト銀12匁3分8厘としている。この額は、本来ならば「指引残テ」②と等しくなるのであるが、「指引残テ」②の方が1両1歩ト銀13匁7分少ないため、これを「行違イ不足」とし、口数については「口数九口行違イ過上ニ候」と記している。間に利足をはさんではいるが、「改有質物之部」の合計と、「質方貸之部」から返済額と売上原価を差し引いた額との比較となっている。「改有質物之部」合計額は、当期の資産として計上される「有質 \searrow 」であり、次期の「残質引受」に引き継がれる数値でもあることから、こちらの額を信頼し、実地棚卸に相当するものとして扱っていると見られる。したがって、

今回の行違いは何らかの理由によって紛失した質物を示しており、この意味で「不足」という言葉を付けていると思われる。

今回は口数を見ると「改有質物之部」の方が多いが、金額は少ない。関係する要素が多いため、どの段階の記録にミスがあったのかについて明らかにすることは難しい。

3つの部と行違いの関係について、金額と口数それぞれを基礎として図に表すと次の通りである。

図表 3-7 仙台質店 酉質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー		質物内訳明細	
IN	OUT		
受質元利合テ 〆 10,409両1歩14匁8分8厘 正月～12月 〆 9,163両2歩2匁 流質物売 〆 501両3歩5分 利足 〆 687両1歩2匁8厘 流質売とく 56両3歩10匁3分	質貸方 〆 15,363両2歩8匁2分 残質引受 5,547両1歩9匁5分 正月～12月 〆 9,816両13匁7分	質方貸之部 15,363両2歩8匁2分 残質引受 5,547両1歩9匁5分 正月～12月 〆 9,816両13匁7分	受質物之部 9,665両1歩2匁5分 正月～12月 〆 9,163両2歩2匁 流質売高 501両3歩5分
指引残テ 不足 4,954両8匁3分2厘			改有質物之部 5,696両3歩7匁 午残質 11両3歩10匁 未残質 94両2歩4匁 申年分 735両1歩6匁3分 正月～12月分 4,855両1匁7分
			行違イ 1両1歩13匁7分

口数

質方貸之部 36,974口	受質物之部 25,095口
残質引受 12,363口 正月～12月々 24,611口	正月～12月々 23,254口 流質売高 1,841口
	改有質之部 11,888口
	午残質 2口 未残質 322口 申年分 2,120口 正月～12月分 9,444口
行違イ 9口	

出所：「享和二年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」をもとに筆者作成。

以上で見たように、質物内訳明細の区分では、質貸しの総貸付高、請出し高等の明細が表示されるのに加えて、質物過不足額の算定を通して質物在庫に関する記録の正否検証が行われていた。前年度と同様、期末質物在高として実際在高を掲げており、こちらの数値を信用していたことが窺える。質物内訳明細の区分で算定される行違いは質物過不足額に相当するものであり、前節で述べた通り、質物内訳明細の目的が、従来いわれていたような「行違イ」（損益計算で算定される行違イ）の説明・裏付けではないことが明らかとなった。

第3節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析

「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（翻刻4）は32頁からなる冊子であり、見返しと最後の4頁は白紙となっている。表紙には、「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」、裏表紙には差出人の名前「仙臺 日野屋源四郎」と、宛先「江州日野 御本家様」が記されている。これらの記述から、当該店卸目録は、石巻店における享和2年度（戌年）の決算に関する記録であり、翌享和3年の正月に作成され、近江国日野の本家に宛てて送られたものであることが分かる。表紙と裏表紙には「仙臺 大町一丁目 日野屋」の印が押されており、前節までにおいて検討した「申質店卸目録」「酉質店卸目録」と同様の体裁となっている。

金額は金建て・銀建て合わせた貨幣額での表示であり、金額の下に摘要を記す形をとっている。全ての金額に突合印（○の中に「合」と書いた印）が押されている。

3-1. 金指引之部・・・(a)

「金指引之部」は、期首と期末の正味身代を比較することによって、財産法的に当期損益額を算定する区分であり、今日の貸借対照表に相当する。

まず、「金指引之部」(a)の最初に掲げられる「元方方指引残かり」は前期から繰越された正味身代である。「出精金預り」は、毎年利益の1割を留保した累計額に前年分の出精金と利足を加えたものであり、前年度である酉年の「出精金預り」27両2歩ト銀9匁4厘に利足2両1歩ト銀8匁3分3厘と酉年利益の約1割に当たる17両1歩ト銀12匁7分5厘を加えた額47両2歩ト銀1分2厘である。

「甚兵衛預り」は、支配人甚兵衛に対する利益分配額（出精金控除後の利益額の約1割）の累計とそれに対する利足を足したものであり、前年度である酉年の「甚兵衛預り」158両1歩ト銀10匁8分4厘に利足13両2歩ト銀11匁3分と「甚兵衛老分」15両2歩ト銀12匁9分8厘を加えた187両3歩ト銀5匁1分2厘である。

「出精金預り」と「甚兵衛預り」の算定方法は前年度と同じであることが分かる。また、それぞれに対する当期分の利足は、「出精金預り」8.4%、「甚兵衛預り」8.5%くらいであり、前年度とほぼ同じ利率が設定されている。

以上の5項目を合計すると、6,518両ト銀2匁となる。

次に「右へ」として「有質ヅ」6,351両1歩ト銀2匁2分と「出入尻」250両ト銀11匁5分が計上される。「有質ヅ」は期末質物在高であり、「改有質物之部」の合計と同じ金額が記載されている。

最初の5項目と「右へ」を比較して、「指引残テ」83両1歩ト銀11匁7分が算定される。これが当期の利益額となるが、さらにここから出精金8両1歩ト銀5匁6分7厘を差引き、その残額を「とく」としている。この「とく」は、甚兵衛1割と店9割に分配される。

3-2. 徳用之部・損し之部・・・(b)

続いて、「徳用之部」と「損し之部」を見ていく。収益に相当する項目を集めた「徳用之部」と、費用に相当する項目を集めた「損し之部」の差引計算によって当期損益額が算出される。

最初の「徳用之部」では、「利足ヅ高」「流売とく」「別口物り足取」すなわち、利息収入と売上利益を掲げ、合計額684両2歩ト銀3匁4分8厘を算定している。

続く「損し之部」では、元方への支払利息、消耗品その他雑費、元方への造用と店舗建物賃借料、現金不足額等が計上されている。「出精金り足」と「甚兵衛り足」は「金指引之部」の「戍り足」と「戍り足預り」であり、利足を損として扱ったものであるが、これらは利益留保額や預り金に対する利足として毎年記録上で蓄えられるものであることから、

「損し之部」に現れる項目が必ずしも現金支払い分のみではないことを示していると考えられる。

「同人へ世話料」は、甚兵衛への給料である。「甚兵衛預り」の源泉は基本的には利益分配額とその期の利足であったが、給料からも預け入れることがあるようで、その場合は「金指引之部」に「同人へ残金預り」という項目を別途計上して区別していた。

「損し之部」合計は601両1歩ト銀10匁4分5厘となり、「徳用之部」合計から差引いて83両ト銀8匁3厘の利益が算定される。また、「金指引之部」で計算された利益と比較して1歩ト銀3匁6分7厘の「行違イ」を計上している。

以上の内容を、貸借対照表・損益計算書のような形の図で表すと次の通りである。

図表 3-8 仙台質店 戌質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損し之部	
右へ 6,601両1歩13匁7分 有質 6,351両1歩2匁2分 出入尻 250両11匁5分	6,518両2匁 元方へ指引残かり 6,262両1歩6匁7分9厘 出情金預り 47両2歩1分2厘 成り足 4両6匁2分4厘 甚兵衛預り 187両3歩5匁1分2厘 成り足預り 16両13匁7分3厘	損し之部 601両1歩10匁4分5厘 元方へ日合拂そん 448両1歩2匁8分3厘 紙墨筆并二小遣イ 11両4匁5分7厘 元方へ造用 50両 同貳口分 蔵舗 60両 錢不足 1両2歩13匁8厘 出情金り足 4両6匁2分4厘 甚兵衛り足 16両13匁7分3厘 同人へ世話料 10両	徳用之部 684両2歩3匁4分8厘 利足へ高 656両2歩13匁2分5厘 流売とく 25両3歩14匁8分 別口物り足取 1両3歩5匁4分3厘
	指引残テとく 83両1歩11匁7分 内 出情金二引 8両1歩5匁6分7厘 引 75両6匁3厘 此訳 甚兵衛寄分 7両2歩6分 買方とく 67両2歩5匁4分3厘	指引残テとく 83両8匁3厘	

↑ 行違イ 1歩3匁6分7厘 ↓

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」をもとに筆者作成。

3-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

質物内訳明細の区分は、本編たる「金指引之部」と「徳用之部」に計上される一部項目の月別あるいは年別の内訳を示すとともに、帳簿残高と実際在高の比較によって質物過不足額を算定する構造になっている。計算方法及び記載様式ともに、前年度から変化は見られない。同区分には、「質貸方之部」「受質物之部」「改有質物之部」の3つの部が設けられているので、以下で順番に見ていく。

まず最初の「質貸方之部」(c)に、質貸しの前期繰越額と期中の新規貸付額が記載される。期中の新規貸付額については、金額と口数が1月～12月まで1ヶ月ごとに示され、前期繰越額については「残質引受」として過年度の金額と口数が一括して示される。

続く「受質物之部」(d)では、当期に請出された質物と利足を月ごとに掲げている。請出された質物額は売却した質流れ品に関する貸付額と合計し、これに利足合計額と質流れ

品の売却益を加えて入金総額を算定している。「指引残テ」は、この額と「質貸方之部」合計額との差額であり、出金総額が上回る分 5,668 両 2 歩ト銀 13 匁 4 分 5 厘が「不足」とされている。

最後の「改有質物之部」(e) では、期末質物在高が月ごとに示されており、この合計額は「金指引之部」において「有質メ」として計上されている。6,351 両 1 歩ト銀 2 匁 2 分から 5,668 両 2 歩ト銀 13 匁 4 分 5 厘を差引くと、「受質物之部」の「り足式口」と同額となるはずであるが、ここでは 9 匁 3 分の「行違イ」が出ている。その一方で、口数については「改有質物之部」の方が 11 口多いという結果となっている。

次の図は、「質貸方之部」以下 3 つの部と行違いの関係について、金額と口数それぞれを基礎として作成したものである。

図表 3-9 仙台質店 戊質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

IN	OUT
受賞元利合テ ㄨ 10,363両6匁7分5厘 正月～12月 ㄨ 9,346両7匁7分 流質物売 ㄨ 334両1歩1匁 利足 ㄨ 656両2歩13匁2分5厘 流質売とく 25両3歩14匁8分	質貸方 ㄨ 16,031両3歩5匁2分 残質引受 5,696両3歩7匁 正月～12月 ㄨ 10,334両3歩13匁2分
指引残テ 不足 5,668両2歩13匁4分5厘	

質物内訳明細

質貸方之部 16,031両3歩5匁2分 残質引受 5,696両3歩7匁 正月～12月 ㄨ 10,334両3歩13匁2分	受質物之部 9,680両1歩8匁7分 正月～12月 ㄨ 9,346両7匁7分 流質売 ㄨ 334両1歩1匁
	改有質物之部 6,351両1歩2匁2分 申残質 169両2歩12匁 酉年分 825両5匁 正月～12月分 5,356両2歩2分
行違イ 9匁3分	

口数

質貸方之部 36,639口	受質之部 22,421口
残質引受 11,888口	正月～12月 〆 21,127口
正月～12月 〆 24,751口	流質売 〆 1,294口
	改有質之部 14,229口
	申残質 495口
	酉年分 2,742口
	正月～12月分 10,992口
行違イ 11口	

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」をもとに筆者作成。

第3節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析

「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（翻刻4）は32頁からなる冊子であり、見返しと最後の4頁は白紙となっている。表紙には、「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」、裏表紙には差出人の名前「仙臺 日野屋源四郎」と、宛先「江州日野 御本家様」が記されている。これらの記述から、当該店卸目録は、石巻店における享和2年度（戌年）の決算に関する記録であり、翌享和3年の正月に作成され、近江国日野の本家に宛てて送られたものであることが分かる。表紙と裏表紙には「仙臺 大町一丁目 日野屋」の印が押されており、前節までにおいて検討した「申質店卸目録」「酉質店卸目録」と同様の体裁となっている。

金額は金建て・銀建て合わせた貨幣額での表示であり、金額の下に摘要を記す形をとっている。全ての金額に突合印（○の中に「合」と書いた印）が押されている。

3-1. 金指引之部・・・(a)

「金指引之部」は、期首と期末の正味身代を比較することによって、財産法的に当期損益額を算定する区分であり、今日の貸借対照表に相当する。

まず、「金指引之部」(a)の最初に掲げられる「元方方指引残かり」は前期から繰越された正味身代である。「出精金預り」は、毎年利益の1割を留保した累計額に前年分の出精金と利足を加えたものであり、前年度である酉年の「出精金預り」27両2歩ト銀9匁4厘に

利足 2 両 1 歩ト銀 8 匁 3 分 3 厘と酉年利益の約 1 割に当たる 17 両 1 歩ト銀 12 匁 7 分 5 厘を加えた額 47 両 2 歩ト銀 1 分 2 厘である。

「甚兵衛預り」は、支配人甚兵衛に対する利益分配額（出精金控除後の利益額の約 1 割）の累計とそれに対する利足を足したものであり、前年度である酉年の「甚兵衛預り」158 両 1 歩ト銀 10 匁 8 分 4 厘に利足 13 両 2 歩ト銀 11 匁 3 分と「甚兵衛老分」15 両 2 歩ト銀 12 匁 9 分 8 厘を加えた 187 両 3 歩ト銀 5 匁 1 分 2 厘である。

「出精金預り」と「甚兵衛預り」の算定方法は前年度と同じであることが分かる。また、それぞれに対する当期分の利足は、「出精金預り」8.4%、「甚兵衛預り」8.5%くらいであり、前年度とほぼ同じ利率が設定されている。

以上の 5 項目を合計すると、6,518 両ト銀 2 匁となる。

次に「右へ」として「有質ヅ」6,351 両 1 歩ト銀 2 匁 2 分と「出入尻」250 両ト銀 11 匁 5 分が計上される。「有質ヅ」は期末質物在高であり、「改有質物之部」の合計と同じ金額が記載されている。

最初の 5 項目と「右へ」を比較して、「指引残テ」83 両 1 歩ト銀 11 匁 7 分が算定される。これが当期の利益額となるが、さらにここから出精金 8 両 1 歩ト銀 5 匁 6 分 7 厘を差引き、その残額を「とく」としている。この「とく」は、甚兵衛 1 割と店 9 割に分配される。

3-2. 徳用之部・損し之部・・・(b)

続いて、「徳用之部」と「損し之部」を見ていく。収益に相当する項目を集めた「徳用之部」と、費用に相当する項目を集めた「損し之部」の差引計算によって当期損益額が算出される。

最初の「徳用之部」では、「利足ヅ高」「流売とく」「別口物り足取」すなわち、利息収入と売上利益を掲げ、合計額 684 両 2 歩ト銀 3 匁 4 分 8 厘を算定している。

続く「損し之部」では、元方への支払利息、消耗品その他雑費、元方への造用と店舗建物賃借料、現金不足額等が計上されている。「出精金り足」と「甚兵衛り足」は「金指引之部」の「戌り足」と「戌り足預り」であり、利足を損として扱ったものであるが、これらは利益留保額や預り金に対する利足として毎年記録上で蓄えられるものであることから、「損し之部」に現れる項目が必ずしも現金支払い分のみではないことを示していると考えられる。

「同人へ世話料」は、甚兵衛への給料である。「甚兵衛預り」の源泉は基本的には利益分配額とその期の利足であったが、給料からも預け入れることがあるようで、その場合は「金指引之部」に「同人々残金預り」という項目を別途計上して区別していた。

「損し之部」合計は 601 両 1 歩ト銀 10 匁 4 分 5 厘となり、「徳用之部」合計から差引いて 83 両ト銀 8 匁 3 厘の利益が算定される。また、「金指引之部」で計算された利益と比較して 1 歩ト銀 3 匁 6 分 7 厘の「行違イ」を計上している。

以上の内容を、貸借対照表・損益計算書のような形の図で表すと次の通りである。

図表 3-8 仙台質店 戌質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損し之部	
右へゞ 6,601両1歩13匁7分 有質ゞ 6,351両1歩2匁2分 出入尻 250両11匁5分	ゞ 6,518両2匁 元方ゞ指引残り 6,262両1歩6匁7分9厘 出情金預り 47両2歩1分2厘 成り足 4両6匁2分4厘 基兵衛預り 187両3歩5匁1分2厘 成り足預り 16両13匁7分3厘	損し之部 601両1歩10匁4分5厘 元方へ日合拂そん 448両1歩2匁8分3厘 紙墨筆并二小遣イ 11両4匁5分7厘 元方へ造用 50両 同式口分 蔵舗 60両 錢不足 1両2歩13匁8厘 出情金り足 4両6匁2分4厘 基兵衛り足 16両13匁7分3厘 同人へ世話料 10両	徳用之部 684両2歩3匁4分8厘 利足ゞ高 656両2歩13匁2分5厘 流売とく 25両3歩14匁8分 別口物り足取 1両3歩5匁4分3厘
	指引残テゞ とく 83両1歩11匁7分 内 出情金二引 8両1歩5匁6分7厘 引ゞ 75両6匁3厘 此訳 基兵衛巻分 7両2歩6分 質方とく 67両2歩5匁4分3厘	指引残テゞ とく 83両8匁3厘	

↑ 行違イ 1歩3匁6分7厘 ↓

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」をもとに筆者作成。

3-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

質物内訳明細の区分は、本編たる「金指引之部」と「徳用之部」に計上される一部項目の月別あるいは年別の内訳を示すとともに、帳簿残高と実際在 High の比較によって質物過不足額を算定する構造になっている。計算方法及び記載様式ともに、前年度から変化は見られない。同区分には、「質貸方之部」「受質物之部」「改有質物之部」の3つの部が設けられているので、以下で順番に見ていく。

まず最初の「質貸方之部」(c)に、質貸しの前期繰越額と期中の新規貸付額が記載される。期中の新規貸付額については、金額と口数が1月～12月まで1ヶ月ごとに示され、前期繰越額については「残質引受」として過年度の金額と口数が一括して示される。

続く「受質物之部」(d)では、当期に請出された質物と利足を月ごとに掲げている。請出された質物額は売却した質流れ品に関する貸付額と合計し、これに利足合計額と質流れ品の売却益を加えて入金総額を算定している。「指引残テ」は、この額と「質貸方之部」合計額との差額であり、入金総額が上回る分5,668両2歩ト銀13匁4分5厘が「不足」とされている。

最後の「改有質物之部」(e)では、期末質物在高が月ごとに示されており、この合計額は「金指引之部」において「有質ゞ」として計上されている。6,351両1歩ト銀2匁2分から5,668両2歩ト銀13匁4分5厘を差引くと、「受質物之部」の「り足式口」と同額となるはずであるが、ここでは9匁3分の「行違イ」が出ている。その一方で、口数については「改有質物之部」の方が11口多いという結果となっている。

次の図は、「質貸方之部」以下3つの部と行違いの関係について、金額と口数それぞれを基礎として作成したものである。

図表 3-9 仙台質店 戌質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

質物内訳明細

I N	O U T		
<p>受質元利合テ ㄨ 10,363兩6匁7分5厘</p> <p>正月～12月 ㄨ 9,346兩7匁7分 流質物売 ㄨ 334兩1歩1匁 利足 ㄨ 656兩2歩13匁2分5厘 流質売とく 25兩3歩14匁8分</p>	<p>質貸方 ㄨ 16,031兩3歩5匁2分</p> <p>残質引受 5,696兩3歩7匁 正月～12月 ㄨ 10,334兩3歩13匁2分</p>	<p>質貸方之部 16,031兩3歩5匁2分</p> <p>残質引受 5,696兩3歩7匁 正月～12月 ㄨ 10,334兩3歩13匁2分</p>	<p>受質物之部 9,680兩1歩8匁7分</p> <p>正月～12月 ㄨ 9,346兩7匁7分 流質売 ㄨ 334兩1歩1匁</p>
<p>指引残テ 不足 5,668兩2歩13匁4分5厘</p>			<p>改有質物之部 6,351兩1歩2匁2分</p> <p>申残質 169兩2歩12匁 酉年分 825兩5匁 正月～12月分 5,356兩2歩2分</p>
			<p>行違イ 9匁3分</p>

口数

<p>質貸方之部 36,639口</p> <p>残質引受 11,888口 正月～12月 ㄨ 24,751口</p>	<p>受質之部 22,421口</p> <p>正月～12月 ㄨ 21,127口 流質売 ㄨ 1,294口</p>
	<p>改有質之部 14,229口</p> <p>申残質 495口 酉年分 2,742口 正月～12月分 10,992口</p>
<p>行違イ 11口</p>	

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」をもとに筆者作成。

第4節 「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」の分析

「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」（翻刻5）は32頁からなり、見返しと最後の2頁は白紙となっている。表紙に「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録 江州ひの御本家様 仙臺質店」と書かれているため、裏表紙には宛先と差出人の記載はない。「仙臺 大町一丁目 日野屋」という印は表紙と裏表紙に押されている。表紙の記載内容から、当該店卸目録は、亥年である享和3年度の石巻店の決算をまとめたものであり、享和4年の正月に中井家本家に宛てて作成されたものであることが読み取れる。

金額は金建て銀建てあわせた貨幣額での表示であり、金額の下に摘要を記している。全ての金額に突合印が押されており、表紙の書き方以外の記載様式については、寛政13年作成の「申質店卸目録」から変化が見られない。

4-1. 金指引之部・・・(a)

「金指引之部」では、負債・資本合計である「元方々指引残かり」から「亥り足」までの5項目と、資産として「右へ」に計上される「有質メ」及び「出入尻」の比較によって、当期損益額が算定される。

「金指引之部」(a)の最初に計上されている「元方々指引残かり」は前年度と同じく石巻店の正味身代である。「出精金預り」は利益の留保額であり、毎年利足をつけている。この金額は、前年度の「出精金預り」47両2歩ト銀1分2厘に「亥り足」4両ト銀6匁2分4厘と「出精金引」8両1歩ト銀5匁6分7厘を加えて算出しており、申年から同じ処理を行っていたことが分かる。また、「出精金引」の額も利益額の約1割であり、これも毎年同じである。

次の「甚兵衛預り」も「出精金預り」と同様の方法で計算される項目である。戌年の「甚兵衛預り」187両3歩ト銀5匁1分2厘に「亥り足預り」16両ト銀13匁7分3厘と甚兵衛に対する利益分配額である「甚兵衛壹分」7両2歩ト銀6分を加えて当期の「甚兵衛預り」211両2歩ト銀4匁4分5厘が計上される。これも申年から同じ処理である。

「出精金預り」への利足、「甚兵衛預り」への利足をそれぞれ計算すると、申年で9.23%と9.24%、酉年で8.2%と8.5%、戌年で8.4%と8.5%、亥年で9.2%と9.3%となっている。預り金に対して付けられる利足は毎年同率ではなかったようであるが、どの年も「甚兵衛預り」に付けられる利足の利率の方が若干高くなっている。

「元方々指引残かり」から「亥り足」までの5項目を合計して、7,925両2歩ト銀4匁1分1厘が掲げられる。

次の「右へ」では、資産項目が計上されている。「有質メ」7,809両2歩ト銀5匁9分4厘は「改メ有質物之部」で算定される期末質物在高と同じである。「出入尻」は期末現金在高で、「右へ」に計上されるのは毎年この2項目であった。

最初の5項目の合計7,925両2歩ト銀4匁1分1厘と「右へ」の合計8,006両3歩ト銀

6 匁 1 分 9 厘を比較して、「指引残テ」81 両 1 歩ト銀 2 匁 8 厘の利益が算定される。この利益額は「徳用之部」から「損し之部」を差引いて計算される利益額と比較されるものであり、申年では「とく」と名付けられているが、酉年から亥年では出精金控除後の金額を「とく」としている。「とく」はさらに 1 割を甚兵衛、残りを店に分配される。出精金、「とく」の甚兵衛分、店分についても申年からほぼ同じ割合で計上されていることが分かる。

4-2. 徳用之部・損し之部・・・(b)

続いて、「徳用之部」と「損し之部」の記載内容を検討する。これは、受取利息・売却益といった収益に相当する項目が計上される「徳用之部」と、支払利息、店舗賃借料等の費用に相当する項目が計上される「損し之部」の差引計算によって当期損益額が算定される区分である。

「徳用之部」「損し之部」ともに計上項目に 4 年の間で変化が見られない。「元方へ日合拂そん」は元方から受けた融通に対する利足であるが、平均で年 7.5%の利率となっている。

「元方へ造用」と「同式口分 蔵敷」は元方との共通経費の質店負担分と店舗の賃借料であり、本章で分析した申年から亥年の 4 年間では毎年それぞれ 50 両と 60 両というように一定の額を支払っている。見世方では、「雑用」（ぞうよう）として 100 両を計上していた。見世方は本店で営業しているため、店舗賃借料は発生していないが、造用については質店負担分の 2 倍もの額を支払っている。仙台店内の一組織であることに変わりないが、部門によって異なる負担額が設定されていたことが分かる。

甚兵衛への給料である「同人へ世話料」も、申年から続いて 10 両を計上している。3 代目光瀬の頃（文化 5（1808）年・天保 4（1833）年）の元方支配人の給料が 10 両とされているが⁵⁹⁹、質店でも同じ待遇となっていたようである。

「徳用之部」から「損し之部」を差引いて算定された「とく」は、「金指引之部」の「指引残テ」と比較される。ここでは当期利益額を「とく」しているが、「金指引之部」における「とく」は出精金控除後の金額であり、「とく」が指し示す内容が異なっている。

2 つの利益額には 1 両ト銀 4 匁 3 分 2 厘の差があるため、これを「行違イ不足」としている。

「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の関係を図で示すと図表 3-10 の通りである。

図表 3-10 仙台質店 亥質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損し之部」の構造

⁵⁹⁹ 江頭[1965] 860 頁。

金指引之部

<p>右へ</p> <p>8,006兩3歩6匁1分9厘</p> <p>有質</p> <p>7,809兩2歩5匁9分4厘</p> <p>出入尻</p> <p>197兩1歩2分5厘</p>	<p>7,925兩2歩4匁1分1厘</p> <p>元方 指引残り</p> <p>7,628兩2歩7匁7分6厘</p> <p>出情金預り</p> <p>59兩3歩12匁3厘</p> <p>亥り足</p> <p>5兩2歩6匁6分7厘</p> <p>甚兵衛預り</p> <p>211兩2歩4匁4分5厘</p> <p>亥り足預り</p> <p>19兩3歩3匁2分</p>
	<p>指引残テ とく</p> <p>81兩1歩2匁8厘</p> <p>内 出情金二引</p> <p>8兩7匁7分</p> <p>引 73兩9匁3分8厘</p> <p>此 甚兵衛忒分</p> <p>7兩1歩3匁9分3厘</p> <p>質方とく</p> <p>65兩3歩5匁4分5厘</p>

徳用之部・損し之部

<p>損し之部</p> <p>759兩13匁5分5厘</p> <p>元方へ日合拂そん</p> <p>595兩2歩10匁5分4厘</p> <p>紙墨筆并二小遣イ</p> <p>16兩1歩2匁5分4厘</p> <p>元方へ造用</p> <p>50兩</p> <p>同式口分 蔵舗</p> <p>60兩</p> <p>錢不足</p> <p>1兩3歩5匁6分</p> <p>出情金り足</p> <p>5兩2歩6匁6分7厘</p> <p>甚兵衛り足</p> <p>19兩3歩3匁2分</p> <p>同人へ世話料</p> <p>10兩</p>	<p>徳用之部</p> <p>841兩2歩4匁9分5厘</p> <p>利足</p> <p>771兩2歩2匁1分3厘</p> <p>流売とく</p> <p>54兩2歩11匁9分</p> <p>別口物り足取</p> <p>15兩1歩5匁9分2厘</p>
<p>指引残テ とく</p> <p>82兩1歩6匁4分</p>	

行違イ不足 1兩4匁3分2厘

出所：「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」をもとに筆者作成。

4-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

質物内訳明細の区分は、「質貸方之部」(c)「受質物之部」(d)「改メ有質物之部」(e)の3つの部を通して、質屋営業に関する収益を2面的に計算する形で質物の過不足額を算定する構造になっている。加えて、同区分は、期中の新規質貸し額、「金指引之部」に計上される期末質物在高、「徳用之部」に計上される受取利息等の内訳を示す役割も担っている。

まず最初の「質貸方之部」(c)では、当期の貸付額と前期繰越額が合計される。「残質引受」は前期繰越額である。これは、前年度の店卸目録である戌質店卸目録において期末質物在庫として計上されていた「有質」6,351兩1歩ト銀2匁2分と同額である。享和2年の店卸目録から、前年の「有質」の金額が翌年の「残質引受」として引き継がれていることが確認されており、途中で変更されることなく処理が行われている。この部の合計は19,531兩2歩ト銀13匁8分4厘で、口数は48,419口である。

続く「受質物之部」(d)では、まず月ごとに当期の返済額と口数、利足額を示している。返済額には売却した質流れ品の原価を加え、利足の合計額には質流れ品の売却益を加えている。これらの総計である「元利合テ」12,548兩1歩ト銀5匁7分3厘と「質貸方之部」の合計額を比較して「指引残テ」6,983兩1歩ト銀8匁1分1厘が算定される。この計算によって現金の出入が把握できるわけであるが、通常は貸付額が返済額を上回っており、利

足 2 口もその差額を埋めるほどの金額ではないため、毎年「不足」が出ている。同時に算定される口数 17,045 口は、前期繰越分を含めた質物受入数から請出しや売却で出て行った質物数を差引いたものであり、期末在庫数に相当するものである。

最後の「改メ有質物之部」(e) では、期末質物在高が示されている。当期分と前年分、つまり成年分は月ごとに記載しているが、それ以前の残質については「酉残質」として一まとめで計上している。これらを合計すると 7,809 両 2 歩ト銀 5 匁 9 分 4 厘 (口数 17,059 口) となり、「金指引之部」の「有質メ」と一致する。そして、この額から「指引残テ」6,983 両 1 歩ト銀 8 匁 1 分 1 厘を差引いて、「指引残」826 両ト銀 12 匁 8 分 3 厘が算定される。

「此訳」では「り足メ」771 両 2 歩ト銀 2 匁 1 分 3 厘と「流売とく」54 両 2 歩ト銀 11 匁 9 分が示されるが、これはそれぞれ「受質物之部」の利足合計額と売却益を再掲したものである。最後に、「指引残」と「此訳」の差額が当期の「行違イ」1 匁 2 分として計上される。つまり質物受入数から請出し・売却数を差引いた数値と、期末残存質物を集計した数値を比較しているのである。後者の方が少なかったことから、この「行違イ」は何らかの理由によって紛失した質物であると考えられ、実際に申年・酉年では「行違イ不足」として認識されている。口数については 14 口 (17,059 口-17,045 口) 多くなっており、その旨を但書で示している。

「質貸方之部」以下、3つの部の計算構造を図に示すと次の通りである。

図表 3-11 仙台質店 亥質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

IN	OUT
受質元利合テ ㄥ 12,548兩1歩5匁7分3厘 正月～12月 ㄥ 10,751兩1歩2分 流質売 ㄥ 970兩3歩6匁5分 利足 ㄥ 771兩2歩2匁1分3厘 流質売とく 54兩2歩11匁9分	質貸方 ㄥ 19,531兩2歩13匁8分4厘 残質引受 6,351兩1歩2匁2分 正月～12月 ㄥ 3,180兩1歩11匁6分4厘
指引残テ 不足 6,983兩1歩8匁1分1厘	

質物内訳明細

質貸方之部 19,531兩2歩13匁8分4厘 残質引受 6,351兩1歩2匁2分 正月～12月 ㄥ 3,180兩1歩11匁6分4厘	受質物之部 11,722兩6匁7分 正月～12月 ㄥ 10,751兩1歩2分 流質売 ㄥ 970兩3歩6匁5分
	改メ有質物之部 7,809兩2歩5匁9分4厘 酉残質 47兩2歩10匁 成年分 1,010兩1歩4匁5分 正月～12月分 6,751兩2歩6匁4分4厘
	行違イ 1匁2分

口数

質貸方之部 48,419口 残質引受 14,229口 正月～12月 ㄥ 34,190口	受質之部 31,374口 正月～12月 ㄥ 28,067口 流質売 ㄥ 3,307口
	改有質之部 17,059口 酉残質 141口 成年分 2,841口 正月～12月分 14,077口
行違イ 14口	

出所：「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」をもとに筆者作成。

第5節 考察

前節まで、仙台質店作成の寛政12年度決算の申質店卸目録から亥質店卸目録までを検討した。次に、これらを小括し、計算構造に関して見せ方との比較を行う。

仙台質店作成の店卸目録は、その内容から3つに区分できる。最初の2つである「金指引之部」と「徳用之部」「損之部（損シ之部）」では、それぞれ「とく」を計算する構造と

なっており、2つの面から利益を算定していることが分かった。この点については第2章第5節で述べた中井家仙台店見世方の店卸目録と同じであるが、各区分が組み込まれる位置や計算の順序に違いがあった。

「金指（差）引之部」の計算内容や役割に関しても両店で違いが見られた。質店の「金指引之部」と見世方の「金差引之部」は名称が非常に似ている。また、ともに店卸目録の最初の部となっているという点で共通しているが、前者は貸借対照表に相当する区分であるのに対し、後者は現金の増減のみを記録した区分であり、それぞれ内容が大きく異なっていた。

見世方では見られない仙台質店の特徴的な会計処理として、預り金が挙げられる。「出精金預り」と「甚兵衛預り」がそうであり、これらの預り金には毎年繰越した額に対して8.2～9.3%の「り足」が付けられていた。この2つの利足を上回って算定されたものが当期利益となる。さらにその利益額の1割が出精金積立額として控除され、積立後の残額の1割が支配人甚兵衛の取り分とされる。これらの金額は、当期の利足と合わせて前年から繰越された「出精金預り」と「甚兵衛預り」にそれぞれ加算され、支配人別家の時まで店の資金として運用される⁶⁰⁰。「甚兵衛預り」には場合によって給金残余も算入される。これに対して、見世方には預り金や負債に該当する項目が見られなかった。見世方も質店も仙台店の部門の1つであるが、質店は支配人を置いて別店舗での営業であり、見世方と比べて独立した存在となっていることから、幅広い資金の運用を意図した制度が設けられていたようである。

「金指引之部」で算定された出精金控除前の利益は、次の「徳用之部」「損之部」で算定される利益である「とく」と比較され、行違いが計上される。申質店卸目録では出精金控除前の利益が「とく」と呼ばれ、損益法による「とく」と内容が一致していたが、その後の店卸目録では出精金控除後の利益が「とく」と名付けられるようになり、特に酉・亥質店卸目録では2つの「とく」が異なる数値を指すようになっていた。

同一時点において、店舗間の表示形式を横断的に見ると、見世方と質店で相違点が確認できた。

損益法によって損益を計算する区分は、見世方では「損徳之部」という見出しが付けられており、内容は「右之内」という差引関係を表す言葉によって徳用と損が区切られている。一方、質店では「徳用之部」「損之部」というように各項目を別々の部に分けて記載し、これらを含む名称を付していない。

「徳用之部」（見世方では「損徳之部」の2項目）や「損之部」（見世方では「損徳之部」の右之内）に計上される項目には、それぞれ業種や店舗形態による違いが現れている。「損之部」に関しては、おおまかにいうと利息・雑費・元方共通経費・店舗賃借料・現金不足・世話料が掲げられる。見世方は本店内部での営業であったため、店舗賃借料を支払っていないが、元方共通経費の負担額が2倍になっている。質店と異なり、世話料や給料の類を

⁶⁰⁰ 小倉[1962] 158-159頁。

支払っていないことから、支配人や店員も元方と共通であったと思われる。見世方では商品減耗損（「番付帳志ろもの不足」）が計上されている。質店では、行違い不足の金額がこれに相当すると考えられるが、損として算入されていない。

最後の区分である質物内訳明細の分析からは、その目的が従来いわれていたような「行違い」の説明・裏付けではない可能性を指摘した。内訳明細部分は別冊の報告書となることが多く、他家の例を見ても決算簿上でこういった明細が示されることは稀であるが、中井家では見世方・質店ともに店卸目録内に組み込まれており、この家独特の構造であるといえる。

しかし、見世方と質店の内訳明細部分において、それぞれ同じ内容の内訳が示されているわけではなかった。見世方では金銀出入帳の要約（「損徳之部」に出てくる「金差引不足」の説明）と、売上原価の計算を行っていた一方で、質店の明細部分は当期に受け入れた質物と請け出された質物の数量を把握できる仕組みとなっており、検算とともに在庫状況の説明を行っていた。

同じ内訳明細に相当する区分であっても、その役割には差が見られる。見世方の「金差引之部」では金銭の出入に關係する取引をもとに金銭不足を算定していた。実地調査に基づいた不足分合計額とあわせて 2 つの面から「金差引不足」を確認し、現金取引に関する記帳の正否を検証するためのものである。「仕入之部」では売上総利益を計算しており、この金額は「損徳之部」に表示される。質店では、「改有質物之部」の合計額は資産として計上されるが、「質貸方之部」の合計額と「受質物之部」の合計額及び差引計算結果は損益計算に影響を与えない⁶⁰¹。また、見世方では 1 つの部が 1 つの計算を担い、それぞれが関連することはないが、質店では各部で貸付額や返済額などの合計額を算出することはもちろん、3 つの部を通して行違いを算定することも可能となっている。

売上利益については、見世方では店卸目録内で売上原価の計算を行ってから算定していた。これに対して質店では、質流れ品の売却益（売価から貸付額を差引いた額）のみを直接記載していた。

これは、業種によって重視する科目や、正確性が求められる項目が異なるために生じる違いであると思われる。見世方との違いとして他に、「元方より指引残かり」「金指引之部」「指引残テ」に見られるように「差」ではなく「指」を用いている点や、「り足」という考え方を導入している点が挙げられる。「り足」は従業員からの預り金や出精金に対して付けられており、一定期間に元金に対して生じる利息を意識したものと考えられる。

また、単なる順序の問題ではあるが、明細の配置が利益の両面計算を行う前か後かという点も両店の違いとして挙げられる。

表示形式については、同じ内容を示す項目であっても異なる場所では異なる科目名が用いられていた点（「流質売とく」や「流売とく」、「出精金り足」と「酉ノり足」など）は、

⁶⁰¹ ただし、「受質物之部」では「徳用之部」の一部項目の内訳が示されている。質流れ品の貸付額と売上利益は、年間額が一括計上される。

見世方と同様であった。しかしこれとは反対に、同じ科目名であってもその内容が異なるものも存在していた。店卸目録の各科目には、期間内の支出合計や期末残高を示すものがあり、これらを計算するための基礎となる帳簿が別に存在していたと推測できる。重要と思われる科目や事柄について細かく記載し、本来同額となるはずの計算結果に差異があれば、その旨を注記していた。一方、史料に記載された数値を追う限り計算間違いはなかった。

「質貸方之部」と「受質物之部」の差引の結果として算定される「指引残テ」の「不足」は、貸付による出金額と請出しによる返済及び受取利息としての入金額の差であり、前者の方が大きいことから「不足」とされている。

「質貸方之部」・「受質物之部」と「改有質物之部」の比較によって算定される「行違イ」には申年と酉年分のみ「不足」という言葉が追加されていた。記録上の差引計算による有質と改有質の合計とを比較し、後者が少ないのであるから、質蔵に存在するはずの質物が失われたという意味で「不足」とされているものである。戌年・亥年も同じ大小関係であるが、こちらは「行違イ」と記されるのみであるため、用語にこだわりはなかったとも考えられる。

口数で見ると酉年から9口、11口、14口と行違いが発生しているが、この事実を示すだけとなっており、許容範囲内であったようである。最終的に算定された行違いが意味するものや、どのようなミスがあったのかについては解明できなかったが、行違いの発生原因としては、貸付け・請出しに関する記録ミスや、有質集計時のミスなど様々考えられ、特定は困難であると思われる。

次章では、店卸目録の構造が店によって異なるのか、あるいは共通の部分があるのかという点について明らかにするため、石巻店の質店卸目録を分析する。

第4章 中井家石巻店の店卸目録

第3章では、仙台質店作成の4年分の店卸目録をそれぞれ3つの部に分けて検討し、損益に関する両面計算と、質物についての詳細な計算が行われていたことを明らかにした。また、計算構造や各項目の名称などについて、小売部門たる見世方（中井新三郎名義見世）との違いにも言及した。質店と小売店という業種の差は、それぞれの決算報告書に相違点として表れていたわけであるが、同じ業種の店の間ではどうだったのだろうか。

本章では、仙台店の店卸目録における様式や計上項目、科目名、部の名称などと比較するため、石巻の日野屋源左衛門を名乗る質店において作成された店卸目録を検討する。検討対象とする期間は、第3章で取り扱った仙台質店の史料と重なるよう寛政13（享和元・1801）年から享和3（1803）年とし、「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」「享和元年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録（石ノ巻 日野屋源左衛門）」「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録（石巻支配人 市兵衛）」（全て滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）の構造を分析することとした。

石巻店については明らかになっていることが少ない。店の概略については第2章第4節にて述べたが、ここでもう一度まとめておく。江戸時代、石巻は船で仙台へ出入する際の玄関口であるとともに、北上川の河口に位置したことから奥羽一帯におよぶ商品の集散地でもあった。そのような中で、中井家石巻店は各種商品の卸売り（米・大豆・油・醤油・味噌・塩・古手・綿・薬・蠟燭等¹）、仙台店への仲継業務の他、質屋を営んでおり、対岸には石巻・仙台への船荷積卸と質貸しを行う湊店を有していた。

同店は文化3（1806）年開設とされる出店である²が、店卸目録は寛政12（1800）年度決算の申質店卸目録が最も古いものとして現存しており、その内容を考慮すると、文化3年以前には既に存在していた可能性が高いと筆者は考えている。

寛政13（享和元）年作成の申質店卸目録から検討すべきところであるが、石巻店は寛政12年の8月から営業を開始または再開した模様で、多少イレギュラーな内容となっていると思われる。そのため、年が前後してしまうが、享和2年作成の酉質店卸目録を中心に分析し、その後金額の年度間のつながりを見るために申質店卸目録を分析、さらに会計処理の変化を見るために享和3年作成の戌質店卸目録という順番で検討することとする。

第1節 「享和元年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」の分析

決算は毎年1回正月に行われ、前年分の内容が1冊の店卸目録にまとめられる。「享和元年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」（翻刻6）は、享和2（1802）年の正月吉日作成で、酉年

¹ 江頭[1965] 74-75,190頁。

² 江頭[1965] 75,190頁。

すなわち寛政 13（享和元・1801）年分の決算であることを意味する。各地の枝店は出店に店卸目録を送ったが、石巻店は中井家本家直営の店であったため、同店の店卸目録は本家に送られた。

享和 2 年の店卸目録は、美濃紙四つ折り 27 頁の冊子で、うち 2 頁は白紙となっており、表紙と裏表紙のみ簿冊を縦に用いて記入している。表紙には、「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」と記されており、内容の改ざんを防ぐため、綴じ代にかかるとして「仙臺 石巻本町 日野屋」の印を押している。仙台質店と相違するのは年数の漢数字と印の地名のみで、文字の配置や印の向き・角度はほぼ同じである。

裏表紙には「石ノ巻日野屋源左衛門 江州日野御本家様」というように、差出人と宛名を記し、表紙と同じ印を用いている。金額を金・銀あわせた額で表示する点、原則として金額の下に摘要を記す形をとっている点は仙台質店と同様である。また、○の中に「合」と書いた突合印を全ての金額に押している点も同じであるが、仙台質店の店卸目録は、かなり上方の数字にかからない位置であるのに対し、石巻では「一金」の下の数字（口数の数字も）に押している点が大きく異なっていた。計算結果については、数値が分かる限り全て検算した。1 ヶ所のみ僅かに合わないところがあったが、それ以外に計算間違いは見当たらなかった。

各項目の計上額や取引口数から考えて、店の規模は仙台よりも小さいと考えられる。内容は、金指引之部、徳用・損之部、質物内訳明細の 3 つに大別できる。以下、各区分について詳細を述べる。

1-1. 金指引之部・・・(a)

図表 4-1 「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」の「金指引之部」

<p>指引残テ 金百五拾三兩三步五匁老分六厘 損し</p>	<p>金三千九百五拾九兩老步五匁五分</p>	<p>又同百五拾九兩式步三匁 有質 出入尻</p>	<p>右へ 一金三千七百九拾九兩三步式匁五分</p>	<p>金四千百拾三兩拾匁六分六厘</p>	<p>同式兩三步七匁七分三厘 仁兵衛預り</p>	<p>同三兩式步老分八厘 傳兵衛預り</p>	<p>同拾貳兩老步拾匁三分九厘 市兵衛預り</p>	<p>金四千九拾四兩老步六匁三分六厘 仙台中井氏指引かり</p>	<p>金指引之部 (a)</p>
---------------------------------------	------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	----------------------	------------------------------	----------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	----------------------

ここでは、「金指引之部」について見ていく。この区分は、元金、預り金とこれらに対する「右へ」(資産)、「指引残テ」の項目からなり、正味身代の増減によって当期損益額を算出する区分である。「金指引之部」という名称は仙台質店だけが用いていたものとされているが(第3章第1節参照)、石巻店でも用いられていたことが分かる。仙台質店と同じく、「差」の代わりに「指」をあてており、例えば「指引残テ」や「前後指引」という名称をつけている。「金指引之部」(a)1行目の「仙台中井氏指引かり」もその1つである。これは中井家の2代目当主光昌が統括する仙台元方店からの正味引請高であり、石巻店の正味身代に相当する。これには、利息と思われる日合が付けられている。

続く「市兵衛預り」「傳兵衛預り」「仁兵衛預り」は、各人からの預り金であり、別家の時まで給金を預かって店で利用していたものと思われる。この3名は従業員であるが、市兵衛が支配役を務めていた。預り金の金額を見ても、「市兵衛預り」は他2名の4倍ほどあり、別格であったことが窺える。仙台質店では支配人からの預り金だけであったが、この店では「損之部」に計上される給金の比較的多い2名からも預かっていることが分かる。

以上の項目を合計して、4,113両ト銀10匁6分6厘が算定される。仙台質店では、同じ「金指引之部」において、毎年の利益留保額である「出精金預り」とそれに対する「酉ノり足」、従業員からの預り金に対する「酉ノり足」を計上していたが、この店卸目録ではそれらは見られなかった。

「右へ」では、最初に掲げられた資金の調達源泉を示す4項目に引き当てる資産の内訳が示されている。「有質ヰ」は貸付額で表した質物の期末在高、「出入尻」は金銀出入帳の差引残高(期末現金在高)であると考えられる。これらを合計して、ヰ金3,959両1歩ト銀5匁5分が算定される。

続く「指引残テ」では、最初の4項目と期末資産を比較して、徳または損が算出される。今年度は資産合計の方が少なかったため、153両3歩ト銀5匁1分6厘の「損し」(損失)が出ている。

1-2. 徳用之部・損之部・・・(b)

図表 4-2 「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」の「徳用之部」「損之部」

徳用之部		(b)	
一金貳百八拾七兩老歩下拾四匁三分八厘	利足	同九兩貳歩拾貳匁五分	諸道具代
同八拾貳兩三歩下八匁七分老厘	元方へ日合拂	同拾貳兩老歩三匁	材木代
同貳兩貳歩下八匁九分	申年損金	同八兩三歩老匁七分	大工作料
同三歩下老匁	紙墨筆代	同拾老兩老歩	宿賃
同九兩三歩四分	麻木の代	同拾兩	市兵衛支配料
同三兩貳歩三匁九分	飯米代	同五兩	傳兵衛給金
同貳歩三匁七分	醬油代	同五兩	仁兵衛給金
同老兩老歩五分	薪木代	同老歩四匁六分	惣兵衛遣
同三歩三匁貳分	片炭代	同三兩貳歩八匁六分	卯藏遣
同老兩老歩拾老匁貳分	油蠟燭	同老兩貳歩五匁老分	松藏遣
同拾四兩貳歩老匁老分	諸入用代	同貳歩老分	吉藏遣
同三兩下二匁老分	盆進物代	同三兩老歩	唐吉
同老兩老歩五匁老分	たは粉代	乙八申拾月より酉拾月迄	給金拂
同老兩三匁	酒代	同金百拾四兩四匁六分貳厘	造用分
同貳兩	さかな代	同金四百四拾老兩八匁五分六厘	
		損徳指引	
		同金百五拾三兩貳歩九匁老分八厘	そん
		前後指引	
		同拾匁九分八厘	行違

続いて、「徳用之部」と「損之部」について見ていく。この区分は、「徳用之部」、「損之部」、「損徳指引」、「前後指引」の項目からなり、収益と費用に相当する項目の比較によって当期損益額を算定し、さらに「金指引之部」において算定された当期損益額と比較することで、行違いを算定する区分である。

まず「徳用之部」において「利足」が計上される。これは、後に出てくる「受質之部」の利足合計額と同じ額で、毎月受取った利足を合計したものである。質店であるため、この区分には質流れ品売却による利益も現れてしかるべきであるが、当期は売上がなかったのか、計上されたのは「利足」のみである。仙台質店では、売却益に加えて質屋営業以外の利息収入も存在していた。

次の「損之部」には「徳用之部」から差引く科目が計上されている。「元方へ日合拂」は、

仙台質店と同じく、元方からの預りに対して支払った利息相当額で、「申年損金」は前年度である申年の損失である。中井家では年々の損毛は資産として繰越し、翌事業年度に徳用があれば、その年度の損益計算で利益から差引く処理をするといわれる³。享和2年の店卸目録では損失を出しているが、徳用を出した場合と同様に、前年度の損失を今年度の損失として計上しているようである。

「紙墨筆代」以下10項目は、消耗品代、食料品代、燃料代、盆の進物代などである。続いて嗜好品「たは粉代」「酒代」「さかな代」であるが、これらが計上される位置を考慮すると、得意先との交際費とも考えられる。その他、普請代と思われる「諸道具代」「材木代」「大工作料」と「宿賃」が計上されている。

残りの項目は従業員8名に支払った給金と遣いであり、1名ずつ記載している。基本的には身分順・金額順に並んでいるが、一部不同である。各人の名前はもちろん、科目名にも身分の区別が見られ、高額な方から「支配料」「給金」「遣」の順となっている。「金指引之部」にも登場した市兵衛、傳兵衛、仁兵衛は他の5名よりも金額が大きい、その中でも支配役であった市兵衛は傳兵衛、仁兵衛の2倍の額を与えられている。「唐吉」は他と名前が異なり、「給金」や「遣」といった説明はなされていない。また、最後に掲げられているが、金額は比較的多い。この者への支払いについては申10月より酉10月までの給金である旨の注記があり、変則的な扱いとなっていること、また、次年度決算である戌質店卸目録には「唐吉」は登場しないことを考慮すると、期限付きで雇い入れた従業員であると思われる。今年度の発生額は酉年正月から10月の分、すなわち2両2歩であるが、前年度に属する分もあわせて計上している。給金を支払った期の費用とするものであり、給金の発生をその期に対応付ける計算はしていない。

続いて「造用分」として「メ」が算定されているが、どの範囲の項目を合計したものか判然としない。その次の「メ」は、「元方へ日合拂」から「一同」で表示される金額の合計であって、「造用分」は含まれていない。造用というと、仙台質店でも同じ「損之部」において「元方へ造用」が計上されており、これは元方諸経費の配賦額であった。しかし、この店では最終的に差引計算に含まれないため、科目の1つと考えることは正しくないように思われる。そこで金額を分析すると、「紙墨筆代」から「唐吉」までの25項目の合計に近似していることが分かる。8厘の差があるため断定はできないが、「造用分」の位置や金額の書き方からしても、この25項目の合計であると考えられる。

次に「造用分」の意味についてであるが、中井家店卸目録における造用とは、既に述べたように元方との共通経費の支店負担分であった。しかし、石巻の「造用分」には、「元方へ」の記述がない⁴。また、これを元方経費と考えると、当該店では賃金や消耗品費などが一切発生していないことになるため、「元方へ日合拂」と「申年損金」以外に存在する比較

³ 小倉[1981b] 7-8頁。

⁴ 中井家店卸目録の科目名は「元方へ日合拂」や「元方へ造用」「年中元方へ渡し」「〇〇殿仕入」などのように、支払先を明記しているものが多い。

的少額の項目を雑費としてまとめたものと解釈する方が自然であり、造用を雑用の意味で用いたものと考えられる。このように、いくつかの項目を括るために用いられる「造用分」は申年、戌年には見られないものである。

「 ズ 」において、前述の通り「造用分」以外の項目が合計され、「損徳指引」において「徳用之部」から「損之部」を差引いて153両2歩ト銀9匁1分8厘の「 そん 」が算定される。これは前年度である申年の損失を含んだ額であり、年ごとの損失の分解は行われていない。酉年分の損失は店卸目録上に掲げられないが、計算すると70両3歩ト銀4分7厘であった。申年よりも損失を抑えている。

この「 そん 」と「金指引之部」の「 損し 」は同額となるはずであるが、この区分で計算される「 そん 」は「 損し 」よりも少ないため、その差額を「前後指引」において10匁9分8厘の「 行違 」としている。「 行違 」は、1つの事柄について2つの面から計算し、当然一致するはずの各計算結果が一致しなかった場合、その差額を表すときに用いられる名称であるとされる。

「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の関係をまとめたものが図表4-3である。

図表4-3 石巻店 西質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損之部	
右へズ 3,959両1歩5匁5分	ズ 4,113両10匁6分6厘	損之部 441両8匁5分6厘	徳用之部 287両1歩14匁3分8厘
有質 ズ 3,799両3歩2匁5分 出入尻 159両2歩3匁	仙台中井氏指引かり 4,094両1歩6匁3分6厘 市兵衛預り 12両1歩11匁3分9厘 傳兵衛預り 3両2歩1分8厘 仁兵衛預り 2両3歩7匁7分3厘	元方へ日合拂 244両10匁1分5厘 申年損金 82両3歩8匁7分1厘 紙墨筆～宿賃合計 84両3歩1匁3分 市兵衛支配料 10両 傳兵衛・仁兵衛給金 各5両 他雇い人遣合計 9両1歩3匁4分	利足 287両1歩14匁3分8厘
指引残テズ 損し 153両3歩5匁1分6厘			損徳指引ズ そん 153両2歩9匁1分8厘
		行違 10匁9分8厘	

出所：「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」をもとに筆者作成。

1-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

図表 4-4 「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」の質物管理計算部分

質貸方之部		(c)	
一金貳百四拾七兩三歩九匁八分六厘	西正月 五百四拾六匁	同十一月 千四拾貳匁	同二月 三百八拾八匁
一同三百貳兩三歩五匁六分貳厘	同二月 七百貳拾壹匁	同十二月 千三百七拾八匁	同三月 七百拾七匁
一同四百拾壹兩五匁六分	同三月 千貳拾三匁	又	同四月 七百六拾八匁
一同四百五十五兩三歩四匁壹分六厘	同四月 千拾七匁	又	同五月 千五百拾五匁
一同五百三拾九兩壹歩六匁	同五月 千六百拾五匁	又	同六月 七百六拾七匁
一同五百三拾九兩三歩四匁八分	同六月 千百拾五匁	又	同七月 九百三拾壹匁
一同六百壹兩拾壹匁六分	同七月 千四百七拾壹匁	又	同八月 九百六拾壹匁
一同六百四拾三兩貳歩壹匁五分	同八月 千六百七拾六匁	又	同九月 九百六拾壹匁
一同七百五兩貳歩六匁	同九月 千八百三匁	又	同十月 千三百三拾八匁
一同六百拾九兩貳匁	同十月 千三百三拾八匁	又	同十一月 千四拾貳匁
一同七百四兩三歩拾貳匁		又	同十二月 千三百七拾八匁
		又	口数
		又	万四千貳百九拾五匁
		又	貳千七百六拾六匁
		又	残質引受
		又	貳口
		又	金八千九百七拾七兩貳歩七匁貳分
		又	口数
		又	万七千六拾壹匁
		又	右之内
		又	受質之部
		又	西正月 三百九拾九匁
		又	金三百七拾三兩三歩五匁七分五厘
		又	拾壹兩三歩貳朱六匁六分三厘
		又	同二月 三百八拾八匁
		又	同三月 七百拾七匁
		又	同四月 七百六拾八匁
		又	同五月 千五百拾五匁
		又	同六月 七百六拾七匁
		又	同七月 九百三拾壹匁
		又	同八月 九百六拾壹匁
		又	同九月 九百六拾壹匁
		又	同十月 千三百三拾八匁
		又	同十一月 千四拾貳匁
		又	同十二月 千三百七拾八匁
		又	口数
		又	万四千貳百九拾五匁
		又	貳千七百六拾六匁
		又	残質引受
		又	貳口
		又	金八千九百七拾七兩貳歩七匁貳分
		又	口数
		又	万七千六拾壹匁
		又	右之内
		又	受質之部
		又	西正月 三百九拾九匁
		又	金三百七拾三兩三歩五匁七分五厘
		又	拾壹兩三歩貳朱六匁六分三厘
		又	同二月 三百八拾八匁
		又	同三月 七百拾七匁
		又	同四月 七百六拾八匁
		又	同五月 千五百拾五匁
		又	同六月 七百六拾七匁
		又	同七月 九百三拾壹匁
		又	同八月 九百六拾壹匁
		又	同九月 九百六拾壹匁
		又	同十月 千三百三拾八匁
		又	同十一月 千四拾貳匁
		又	同十二月 千三百七拾八匁
		又	口数
		又	万四千貳百九拾五匁
		又	貳千七百六拾六匁
		又	残質引受
		又	貳口
		又	金八千九百七拾七兩貳歩七匁貳分
		又	口数
		又	万七千六拾壹匁
		又	右之内
		又	受質之部
		又	西正月 三百九拾九匁
		又	金三百七拾三兩三歩五匁七分五厘
		又	拾壹兩三歩貳朱六匁六分三厘

り 式拾九兩貳朱ト七匁壹分
 同十月 九百八拾六口
 一同三百貳拾四兩三歩九匁八分
 り 拾八兩ト拾三匁
 同十一月 八百九拾壹口
 一同五百貳拾六兩壹歩八匁七分
 り 三拾三兩壹歩貳匁八分
 同十二月 千三百六拾壹口
 一同七百三拾五兩貳歩六匁壹分
 り 四拾壹兩ト六匁
 金五千百七拾七兩三歩四匁七分
 口数
 万六百七拾三口
 利息
 金貳百八拾七兩壹歩拾四匁三分八厘
 元利
 金五千四百六拾五兩拾九匁八厘
 指引残テ
 金三千五百拾貳兩壹歩三匁壹分貳厘

改有質物之部
 不足
 (e)
 申八月 六口
 一金四兩壹歩ト七匁八分
 同九月 拾八口
 一同八兩壹歩ト六分
 同十月 三拾九口
 一同拾七兩壹歩四匁八分
 同十一月 四拾五口
 一同四拾貳兩貳歩七匁五分
 同十二月 百壹口
 一同九拾四兩ト八分
 酉正月 七拾六口
 一同貳拾七兩七匁八分
 同二月 九拾九口
 一同八拾八兩三歩壹匁三分
 同三月 百八拾口
 一同八拾九兩貳歩拾壹匁八分
 同四月 百七拾口
 一同八拾八兩拾貳匁五分
 同五月 貳百五拾四口

一同百貳拾貳兩三歩ト壹匁
 同六月 二百五拾四口
 一同百拾八兩壹歩拾壹匁八分
 同七月 四百六拾三口
 一同百七拾貳兩貳歩貳匁八分
 同八月 八百五拾貳口
 一同三百四拾兩ト壹匁
 同九月 千四拾七口
 一同四百七拾貳兩貳歩ト五匁
 同十月 八百貳口
 一同四百貳拾六兩壹歩七匁八分
 同十一月 七百八拾口
 一同五百貳兩貳歩六匁
 同十二月 千貳百貳口
 一同千百八拾四兩貳匁貳分
 金三千七百九拾九兩三歩ト貳匁五分
 口数
 六千三百八拾八口
 指引残テ
 金貳百八拾七兩壹歩ト拾四匁三分八厘
 とく

最後に、前述の「前後指引」において「行違」を算出した後から店卸目録の最後まででの区分を見ていく。この区分は「質貸方之部」(c)、「受質之部」(d)、「改有質物之部」(e)からなり、各部の最後で示される合計金額を比較することで質物在庫に関する記録ミスの有無を確かめる仕組みとなっている。また同区分は、質物に係る一部項目の内訳明細を示す役割も担っており、期中に新しく行った質貸しの貸付額や「金指引之部」の「有質ヅ」、
「徳用之部」の「利足」等が、年度・月別に記載されている。

まず、「質貸方之部」(c)において、期中の新規質貸し額と口数を月別に掲げ、それぞれの合計額を算定している。これらは月ごとの箇条書きとなっており、金額の下に「酉正月」等と書いて口数を併記している。そして、12ヶ月分の合計が示されるが、検算すると、記載されている額より銀1分多かった。これに前年度からの繰越である「残質引受」を加え、最後に8,977両2歩ト銀7匁2分と17,061口が算定される。記載様式や名称は仙台質店と同じであった。

次の「受質之部」(d)では、当期に請け出された質物の貸付額・利足・口数について、前の部と同様、月別に記載している。そして3つの項目それぞれについての合計を出し、「元利」として貸付額と利足額の合計を示す形となっている。これが現金入金額である。利足に関しては、金単位の1つである朱も表記されており、その通りに計算すると合計は287両1歩2朱ト銀6匁8分8厘となる。しかし、利足の合計額である「利足」として記された額は287両1歩ト銀14匁3分8厘となり、1朱=銀3.75匁として2朱分を銀建て額に含めていることから、朱を出さないようにして計算していることが分かる。

様式は「質貸方之部」とほぼ同じであるが、貸付額の横に利足額を付記する点のみ異なっている。仙台質店と同じく、この店でも1口ごとに貸付先や貸付額、利足、期限などの情報を記載した帳簿を用意していたようである。返済されれば該当項目を月ごとに別帳簿へ書き移し、月末に元金と利足をそれぞれ集計した。元金・利足ごとに押された突合印が仙台質店と同じであるため、このように推測できる。質流れ品の売上があれば、その分の貸付額と売却益もそれぞれ加算するが、当期はこの店での売上がなかったため、これらは計上されていない。

「受質之部」の最後では、「質貸方之部」の合計と「元利」を比較して3,512両1歩ト銀3匁1分2厘の「不足」を算定している。ここでは、貸付額から返済額と利息額を差引いており、現金の出入に着目した計算が行われている。今回は前者の方が多かったため、まだ店に戻っていない金額という意味で、これを「不足」としているものと思われる。

最後の「改有質物之部」(e)では、申年8月から酉年1年分の質物在高と口数が月ごとに示されている。質物在高は、帳簿の記録のうち期末に残存しているものを集計したか、月末ごとに実地調査を行い、それを集計したものであると考えられる。17ヶ月分を累計すると3,799両3歩ト銀2匁5分となり、「金指引之部」の「有質ヅ」と一致する。これは、期末の質物在高であるから、翌年の「質貸方之部」において「残質引受」として繰越される金額である。

続く「指引残テ」において、この部の合計額から先ほどの「不足」を差引き、「とく」を算定している。この金額は「利足」と同じであり、3つの部の計算において行違いが出ていないことが確認されたため、これで計算は終了する。「質貸方之部」「受質之部」「改有質物之部」の関係について、金額と口数をもとにして図で示すと以下の通りとなる。

図表 4-5 石巻店 西質店卸目録の質物内訳明細区分の構造
キャッシュ・フロー 質物内訳明細

IN	OUT	質物内訳明細	
受質元利 ㄥ 5,465両19匁8厘 正月～12月 ㄥ 5,177両3歩4匁7分 利足 ㄥ 287両1歩14匁3分8厘	質貸方 ㄥ 8,977両2歩7匁2分 残質引受 1,907両2歩11匁6分6厘 正月～12月 ㄥ 7,069両3歩10匁5分4厘	質貸方之部 8,977両2歩7匁2分 残質引受 1,907両2歩11匁6分6厘 正月～12月 ㄥ 7,069両3歩10匁5分4厘	受質之部 5,177両3歩4匁7分 正月～12月 ㄥ 5,177両3歩4匁7分
指引残テ 不足 3,512両1歩3匁1分2厘			改有質之部 3,799両3歩2匁5分 前年分 166両2歩6匁5分 正月～12月分 3,633両11匁

口数

質貸方之部 17,061口 残質引受 2,766口 正月～12月 ㄥ 14,295口	受質之部 10,673口 正月～12月 ㄥ 10,673口
	改有質之部 6,388口 前年分 209口 正月～12月分 6,179口

出所：「享和貳年壬戌正月吉日 西質店卸目録」をもとに筆者作成。

以上のことから、この区分では質物出入の月別明細を示すとともに、その期末在高の検算を通して、記録ミスの有無を確かめていたと考えることができる。これは、仙台質店と同じ計算方法で行われており、表示の仕方も酷似している。また、「行違」についても新たに分かることがあった。従来は、仙台質店作成の西質店卸目録における質物内訳明細の「行

「行違イ不足」の金額は、「徳用之部」「損之部」で算定される「行違イ」が不正によるものではないことの証明でもある⁵とされていた。これに対して筆者は、両者が算定される区分の計算対象が異なることなどから、「行違イ不足」が「行違イ」の説明であるという考え方に疑問を提示したが、今回の分析によって、石巻店の店卸目録においても両「行違イ」は別の内容のものであったことが明らかとなった。

第2節 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」の分析

「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」(翻刻7)は18頁からなる冊子で、見返しを含む4頁は白紙となっている。当該店卸目録は8月からの営業に関する決算であるため、例年よりも頁数が少ない。表紙と裏表紙のみ簿冊を縦に用いて記入しており、表紙には「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」と記されている。表紙の記載から、当該店卸目録は寛政13(享和元・1801)年の正月吉日に作成された、申年すなわち寛政12(1800)年分の決算に関する報告書であることが読み取れる。裏表紙には「石ノ巻日野屋源左衛門 江州日野御本家様」というように、差出人と宛名が記されており、当該店卸目録は石巻店によって作成され、近江国日野の本家に宛てて送られたものであることが分かる。

表紙には綴じ代にかかるようにして「仙臺 石巻本町 日野屋」の印が押され、裏表紙の差出人の箇所にも同じ印が押されている。表紙の記載様式について、石巻店の酉質店卸目録が仙台質店の店卸目録と相違するのは年数の漢数字と印の地名のみで、押す位置はほぼ同じであったことは前に述べた通りであるが、申年については違う印を用いている。

金額は他の年と同じように金・銀あわせた額で表示し、原則として金額の下に摘要を記す形をとっている。全ての金額には、○の中に「合」と書いた突合印を文字にかからない位置に押しているが、口数に対しては押していない。前節において、仙台質店ではかなり上方の数字にかからない位置に押しているのに対し、酉質店卸目録では「一金」の下の数字(口数の数字も)に押している点が大きく異なっていると述べたが、申年分はまた若干異なっていることが分かった。

内容を金指引之部、徳用・損之部、質物内訳明細の3つの区分に分け、各区分について詳細を述べていく。

2-1. 金指引之部・・・(a)

ここでは、「金指引之部」(a)について見ていく。この区分は、「金指引之部」「指引残テ」の項目からなり、期首と期末の正味身代の比較によって当期損益額を算定する構造になっている。

「金指引之部」の最初に計上されている「仙台中井氏指引かり」は、前期から繰越され

⁵ 小倉[1962] 162頁。

た正味身代であり、利息として「同利足かり」34両1歩ト銀14匁5分が付けられている。これは、「損し之部」の「中井氏り足拂」と同額である。酉質店卸目録では、利足がそれと分かる形で「金指引之部」に計上されていなかったが、申質店卸目録において利足を別途計上していたところを見ると酉質店卸目録の「仙台中井氏指引かり」には利足が含まれていたのではないだろうか。さらに、酉質店卸目録の分析では、「損之部」に計上された「元方へ日合拂」について、既に支払った項目であるとしていたが、「同利足かり」という名称が未払金としての債務を表しているとすれば、「損之部」に見られる日合拂は単なる現金収支のみに基づいて計上されたものではない可能性が考えられる。もちろん、申年のみ利足未払いのため、仙台中井氏勘定に計上したもので、他の年は現金等によって支払いを済ませているのかもしれないが、上のようにも推測できる。

次に「市兵衛預り」「仁兵衛預り」「傳兵衛預り」が計上される。市兵衛、仁兵衛、傳兵衛の3名は従業員であり、給料と項目名からして市兵衛が支配役を務めていたものと思われる。各人からの預り金は、仙台質店と同様に別家の時まで積立てて店で利用していたものであるが、この店では従業員に対する利益の分配を行っていないため、その源泉は給金であると考えられる。「仁兵衛預り」と「傳兵衛預り」が計上される順番であるが、今年度は仁兵衛1両2歩ト銀6匁2分、傳兵衛2両1歩ト銀2分で仁兵衛分が先に挙げられ、翌酉年は仁兵衛2両3歩ト銀7匁7分3厘、傳兵衛3両2歩ト銀1分8厘で傳兵衛から先に計上されていたため、金額の大きい方から載せるなど、順番に気を使っていないように感じられる。

以上5項目を合計して、2,181両1歩ト銀4匁7分6厘が算出される。

次の2項目は、資産である。「有質メ高」は質物の期末在高である。「出入尻有物」は期末現金在高であると考えられる。通常、「右へ」や「右へ引当」等の名称で資産項目を挙げた後は一度合計額を算定するが、ここでは「内」として最初の5項目から差引いているため、「指引残テ」において82両3歩ト銀8匁7分1厘の「損し」が直接算定される。

2-2. 徳用之部・損し之部・・・(b)

ここでは、「徳用之部」と「損し之部」からなる区分を見ていく。これは、「徳用之部」、「損し之部」、「損徳指引」、「前後指引」を通して収益及び費用に相当する項目を比較することによって、当期損益額を算定する区分である。

まず「徳用之部」において「利足メ」が計上される。これは、後に出てくる「受質之部」の「り足」と同じ額（7毛の差があるが、計算上無視されている）で、毎月受け取った利足を合計したものである。仙台質店であれば質流れ品の売却益も計上される。この店では記されていないのであるが、これについては、8月からの営業であるため、まだどの質物にも期限が到来しておらず、したがって質流れ品が存在しないことが理由であると考えられる。

続く「損し之部」には「徳用之部」から差引く科目が計上されている。「中井氏り足拂」は、先にも述べたように、元方からの預りに対して支払った利息相当額で、「金指引之部」

の「同利足かり」と同じものを指す。

「紙墨筆」以下 17 項目は、1 項目のみ見慣れないものが計上されているが、他は西質店卸目録と同じく消耗品代、食料品代、燃料代その他諸経費である。全てほぼ同じ名称、順番で記載されている。宿賃については 5 ヶ月分（8 月～12 月）を計上している点が興味深い。当期の発生を意識していたのかどうかは不明である。

残りの項目は従業員 5 名に支払った給金と遣いである。金額の多い項目から順に並んでいる。支配人は給金を受け取っている者の 2 倍の支配料を得ている。仁兵衛、傳兵衛については同額である。西質店卸目録では「唐吉」という項目が見られた。他と名前が異なり、「給金」や「遣」といった説明はなされていないこと、最後に掲げられていたが、金額は比較的多いこと、この者への支払いについては申 10 月より酉 10 月までの給金である旨の注記があり、変則的な扱いを受けていることから、期限付きで雇い入れた従業員であると述べた。

「 \yen 」として合計額が示され、「損徳指引」において「徳用之部」から「損し之部」を差引いて 82 両 1 歩ト銀 10 匁 4 厘の「 \yen 」が算定される。さらに、「前後指引」において財産法による損益と損益法による損益の差である 1 歩ト銀 13 匁 6 分 7 厘の「行違イ」を出している。

このように財産法による損失額と損益法による損失額が一致しない場合、次期に繰越す額は財産法によって算定された方を採用している。このことは、前節で検討した西質店卸目録において「損之部」に計上された「申年損金」の金額が、前年度の決算報告書である申質店卸目録の「金指引之部」で算定される損失額と同じであることから明らかであり、財産法による損益計算の数値に信頼を置いていることが分かる。

ここまでの計算を図で表すと次の通りである。

図表 4-6 石巻店 申質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損之部	
内 2,098両1歩11匁5厘	\yen 2,181両1歩4匁7分5厘	損之部 106両1歩11匁6分9厘	徳用之部 24両1匁6分5厘
有質 \yen 高 1,907両2歩11匁5厘 出入尻有物 190両3歩	仙台中井氏指引かり 2,137両5匁8分9厘 同利足かり 34両1歩14匁5分 市兵衛預り 5両3歩7匁9分7厘 傳兵衛預り 2両1歩2分 仁兵衛預り 1両2歩6匁2分	中井氏り足拂 34両1歩14匁5分 紙墨筆～宿賃合計 56両3分9厘 市兵衛支配料 7両2歩 傳兵衛・仁兵衛給金 各3両1歩5匁 他雇い人遣合計 1両3歩1匁8分	利足 \yen 24両1匁6分5厘 損徳指引\yen \yen 82両1歩10匁4厘
指引残\yen \yen 損し 82両3歩8匁7分1厘			
↑		↑	
行違イ 1歩13匁6分7厘			

出所：「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」をもとに筆者作成。

2-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

ここでは、「質貸方之部」、「受質之部」、「改有質之部」から構成される質物内訳明細の区分について見ていく。この区分では、質貸しの総貸付額から返済額、質流れ品の売上利益等を差引いた金額と、月ごとの質物在高を集計した金額の比較が行われている一方で、質物在庫の過不足額は算定されていない。したがって、ここでは期中の新規貸付額、請出し額、次期へ繰越す質物在庫額等の内訳を表示するとともに、本編たる「金指引之部」と「徳用之部」に計上する金額を計算することが目的とされていたと考えられる。

上述のように、同区分は「質貸方之部」、「受質之部」、「改有質之部」の3つの部からなり、年中の新規質貸し額や「金指引之部」の「有質メ」、「徳用之部」の「利足メ」等について、年度・月別に内訳が示されている。まず最初の「質貸方之部」(c)では、月別に申年(当期)分の貸付額と口数を掲げ、5ヶ月分を合計して2,666両1歩ト銀6匁1分8厘を算定している。前年度は営業していなかったため、前期繰越額である「残質引受」が計上されることはなく、「質貸方之部」が終了する。

次の「受質之部」(d)では、現金入金額が「元り」として示される。具体的には、当期に請け出された質物の貸付額・利足・口数について、「質貸方之部」と同様月別に記載し、最後にそれぞれを合計する形式となっている。質流れ品を売却していれば、その分の貸付額と売却益も加算するのであるが、前述の通り当期においては質流れ品が出なかったと見られる。「受質之部」の最後では、「質貸方之部」の合計と「元り」を比較して1,883両2歩ト銀9匁6分2厘(計算上無視されている7毛を加味すると、1,883両2歩ト銀9匁6分2厘3毛)の「不足」を算定している。

「改有質之部」(e)では、申年8月から12月まで5ヶ月分の質物在高と口数を月ごとに示している。合計すると1,907両2歩ト銀11匁5厘となり、「金指引之部」の「有質メ」と同じであることが分かる。これは期末の質物在高であるから、翌年の店卸目録の「質貸方之部」において「残質引受」として掲げられる金額である。今回は、翌酉年の店卸目録において前期繰越として計上される「残質引受」よりも6分1厘少ないが、この「改有質之部」の合計が繰越されているものと見て間違いはないだろう。繰越額の差の発生原因については不明である。

この部の数値については、帳簿の記録のうち期末に残存しているものをピックアップして集計したか、または月末ごとに実地調査を行い、それを集計したものであると考えられる。

最後の「指引残テ」において、この部の合計額から先ほどの「不足」を差引き、「とく」24両ト銀1匁4分3厘(24両ト銀1匁4分2厘7毛)を算定している。これは「り足」と同じ金額24両ト銀1匁6分5厘7毛になるはずであるが、2分3厘の差が生じている。他年度の店卸目録の最後で、毎年「行違い」として記載されるのがこの額である。

行違いが生じているが、誤差の範囲内として許容されるものであるからか、そのことには触れずにこれで計算が終了する。「質貸方之部」「受質之部」「改有質之部」の関係について、金額と口数をもとにして図に表すと以下の通りとなる。

図表 4-7 石巻店 申質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

IN	OUT
受質元り 欠 782両2歩 11匁5分5厘7毛 8月～12月 欠 758両2歩9匁9分 り足 欠 24両1匁6分5厘7毛	質貸方 欠 2,666両1歩6匁1分8厘 8月～12月 欠 2,666両1歩6匁1分8厘
指引テ 不足 1,883両2歩9匁6分2厘 (1,883両2歩9匁6分2厘3毛)	

質物内訳明細

質貸方之部 2,666両1歩6匁1分8厘 8月～12月 欠 2,666両1歩6匁1分8厘	受質之部 758両2歩9匁9分 8月～12月 欠 758両2歩9匁9分
	改有質之部 1,907両2歩11匁5厘 8月～12月分 1,907両2歩11匁5厘
	行違い 2分3厘

口数

質貸方之部 4,631口 8月～12月 欠 4,631口	受質之部 1,865口 8月～12月 欠 1,865口
	改有質之部 2,766口 8月～12月分 2,766口

出所：「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」をもとに筆者作成。

申質店卸目録の分析によって、一部の項目の繰越関係が判明した。また、店卸目録は寛政12年分決算の申質店卸目録が最も古いものとして現存している。その内容は、同年8月から営業していたことを示すものであるため、この月から営業を開始または再開したと考えられる。第2章第4節で述べた通り、従来石巻店は文化3年開設とされていたが、これより6年前の寛政12年に開かれたか、もしくはそれ以前に開かれていた可能性を指摘でき

る。

第3節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析（「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義）

戌質店卸目録のみ、「石ノ巻 日野屋源左衛門」と、「石巻支配人 市兵衛」という異なる名義で2冊作成されている。以下では前者を①、後者を②として分析を進める。店卸目録は「日野屋源左衛門」名義で作成されることが多い。支配人名義の店卸目録もごく少数存在するが、同じ年度のものが2冊同時に作成されるのはこの年だけである。表題は両者とも「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」となっており、戌年の決算の記録であることに間違いはないが、内容についていくつかの相違が見られる。

計上項目を見ると、①の方が前年までの店卸目録と近いため、まず本節において①を検討し、②の分析及び両店卸目録の相違点に関する考察は次節に譲ることとする。しかしながら、帳簿体裁や記入様式は共通する部分が多いため、以下で一括して記述する。

3-1. 戌質店卸目録の概要

「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」は、享和3（1803）年の正月吉日に作成されたもので、戌年である享和2（1802）年度の石巻店の決算に関する記録である。差出人の名義は店名前と支配人の2種類が見られるが、宛先は他年度の店卸目録と同様、中井家本家とされている。

金額は2冊とも他の年と同じように金・銀両建てで記されており、金額の下に摘要を記載している。全ての金額には、○の中に「合」と書いた突合印を押している点も同じである。このように記載様式については差が見られないが、帳簿の体裁にはそれぞれ特徴がある。

①の帳簿概要（「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義、翻刻8）

戌質店卸目録①は26頁からなる冊子で、見返しを含む2頁が白紙である。表紙と裏表紙の文字は簿冊を縦に用いて記入されており、表紙には「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」、裏表紙には「石ノ巻日野屋源左衛門 江州日野御本家様」と記されている。これはよく見られる形式のものであるといえる。また、印については表紙・裏表紙ともに捺印しており、文字は判別できないが、申質店卸目録で用いられたものと同一であると思われる。

②の帳簿概要（「石巻支配人 市兵衛」名義、翻刻9）

戌質店卸目録②は28頁からなる冊子で、見返しを含む2頁は白紙となっている。表紙には、「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」という標題と宛先・差出人名「江州日野御本家様 石巻支配人市兵衛」が記されている。石巻店の店卸目録では、通常、宛先は裏表紙

に記載されるが、表紙で標題と共に記載されているため、裏表紙は白紙のままである。印については、「仙臺 大町一丁目 日野屋」が裏表紙にのみ押されている。これは石巻店のものではなく、仙台質店の印である。

2冊とも、内容は金指引之部、徳用・損之部、質物明細の3つに分けられる。以下では、この3つの区分にしたがって検討を進める。

3-2. 「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義の戌質店卸目録の分析

3-2-1. 金指引之部・・・(a)

ここでは、「金指引之部」を見ていく。これは、「金指引之部」、「右へ」、「指引」からなり、期首と期末の正味身代を比較することによって当期損益額を算定する区分である。

まず「金指引之部」(a) 1行目に掲げられる「仙台中井氏指引かり」は、前期から繰越された正味身代である。ここには、仙台店への支払利息も含まれている。申年では別に「同利足かり」という項目が存在しており、「損之部」の「中井氏り足拂」の金額と対応していたが、酉年・戌年では「元方へ日合拂」のみ存在するため、利足については酉年から「仙台中井氏指引かり」に含められた可能性がある。

「市兵衛元り預り」「傳兵衛元り預り」「仁兵衛元り預り」は、主要な奉公人3名からの預り金に利足を付けたものである。奉公人からの預り金それ自体は申年から計上されていた項目であるが、戌質店卸目録では「損之部」(c)にも「三人分り足拂」という項目が新たに登場することからも、利足を付けるようになったのはこの年が最初であると思われる。

奉公人からの預り金については申年から3年分を見てきた。給与の支払い先を見る限り、店卸目録に名前の挙がる奉公人が常に7~8名存在したが、預り金制度の適用は支配人を含む上記3名で固定されている。

申年から戌年までの奉公人預り金に着目して、その増加分を調べた。申年・酉年に関しては、科目名から判断して利足額が預り金に含まれていないと考えられるため、店卸目録にあった額をそのまま合計した。一方で、戌年における3人分の預り金には利足が入っている。「損之部」の支払利息は3人分が一括計上されており、各人に対する利率が不明であるため、元り預り額合計から「三人分り足拂」を控除した額を元本として計算した。

図表4-8から、毎年ほぼ同じ額を預り金に入れていたことが分かる。また、増加分の金額からしても給与の範囲内であることから、この源泉は支配料または給金であったと考えられる。

図表 4-8 奉公人預り金の推移

	申質店卸目録	増加分	酉質店卸目録	増加分	戌質店卸目録
市兵衛預り	5両3歩 7匁9分7厘	6両2歩3匁4分2厘	12両1歩11匁3分9厘	△	28両1歩6匁9分3厘
傳兵衛預り	2両1歩 2分	1両 14匁9分8厘	3両2歩 1分8厘		
仁兵衛預り	1両2歩 6匁2分	1両1歩1匁5分3厘	2両3歩 7匁7分3厘		
合計	9両2歩14匁3分7厘	9両 4匁9分3厘	18両3歩 4匁3分	9両2歩2匁6分3厘	28両1歩6匁9分3厘

出所：筆者作成。

以上の4項目を合計して、7,720両1歩ト銀14匁2分9厘が算出される。申年から酉年にかけてはおおよそ1,931両3歩の増加、酉年から当戌年にかけてはおおよそ3,607両1歩の増加である。うち3,596両は元方からの融資に関する増分であるから、毎年損を出していることもあって多額の資金を受け取っていたことが分かる。しかし、無利息というわけではないため、「損之部」においては日合拂の額が嵩んでいる。

続く「右へ」の3項目は、資産項目である。「有質メ高」は質物の期末在庫高、「出入尻」は期末現金在高⁶、「古蔵買金有物」は蔵の普請に要した費用で、固定資産に相当するものである。中井家の多くの店では、固定資産を取得年度のみ資産として計上し、2～3年内には簿外資産とするのが通例であったとされる⁷。石巻店でも、次年度には「古蔵買金有物」が掲げられなくなっており、他店と同様の処理を行っていたものと思われる。

最後に、「指引」において101両1歩ト銀4匁1分9厘の「不足」が算定される。これが正味身代の増減によって算定された損益額である。

3-2-2. 徳用之部・損之部・・・(b)・(c)

これは、収益及び費用に相当する項目を比較することによって当期損益額を算定する区分であり、収益の部に相当する「徳用之部」、費用の部に相当する「損之部」、「損徳指引」、「前後指引」から構成される。

まず「徳用之部」(b)において「利足」と「流とく」が計上される。これは、後述する「受質之部」(e)で計上される利足の合計額（「利メ」）と、質流れ品の売却益である「流とく」と同じ額である。石巻店では、この年になって初めて質流れ品の売却益が計上されている。申年はともかく、酉年には期限が到来した質物が存在するはずである。下質に出したものとも考えられたが、今年度は「流とく」が計上されていることから、酉年ではやはり質流れ品を売却していなかったものと思われる。

続く「損之部」(c)には全部で27項目が計上されている。「元方へ日合拂」は、元方からの預りに対して支払った利息である。「酉年損金」は、前年度から繰越した損失である。前年度である享和元年（酉年）の損失は申年分の損失を含んだ額であるので、名称としては「酉年損金」となっているが、これは損失の累計額である⁸。毎年、損失額が2種類計算

⁶ 貸付金残高も含まれている可能性がある。

⁷ 小倉[1962] 168頁。

⁸ 毎年、損失額が2種類計算される中で、酉質店卸目録では申質店卸目録の「金指引之部」で

される中で、酉質店卸目録では申質店卸目録の「金指引之部」で算定した損失額を繰越していたが、戌年に関してはそのどちらの金額でもない（酉質店卸目録で算定した「損し」は153両3歩ト銀5匁1分6厘と153両2歩ト銀9匁1分8厘であるが、当期において「酉年損金」とされる額は153両3歩ト銀5匁8分である）。

「三人分り足拂」は、「金指引之部」(a)に計上されていた奉公人からの預り金に対する支払利息である。前にも述べたように、当年度（戌年）から見られる項目であり、仙台質店と同様に預り金に対して利足を支払う仕組みを導入したものと思われる。他に、享和2年の時点で同制度を導入している店として、第5章で検討する相馬店も挙げられる。

「紙墨筆」以下17項目は経常的に発生する基本的な費用である。「肴代」が普段と異なる場所に計上されていること、「諸入用」が「諸造用」になっていることや「代」の有無等の細かな差異を除けば、科目名や計上順が申年からほぼ同じである。各項目の内容は前年度までと同じであるので説明を省くが、「飯米」と「諸造用」については、但書が付されているのでその部分について触れておく。「飯米」については、従業員の賄としての米代だけでなく、当期中に蔵の普請をしたため⁹備蓄米の購入代金も含まれている旨、「諸造用」については手伝人への礼金も加えている旨が記されている。平常より多めの支出があった場合¹⁰にその委細を報告することが本家から要求されていたと思われ、決算報告書に不明な点が残らぬよう、特別の支出があった項目に対して詳細な説明を併記している。

「宿賃」は債権・利足の回収や、本家への登りの際に支払った宿泊費である。計上されている11両1歩は前年と同額である。申年にも宿賃4両2歩ト銀11匁2分5厘が計上されており、これは11両1歩を月割計算した5ヶ月分と一致する。したがって「宿賃」については1年分として11両1歩を毎年支払うことになっていたことが分かる。

残りの項目は従業員7名分の給料である。支配人市兵衛を筆頭に、金額の多い順に並んでいるが、「寅八給金」だけは例外である。「金指引之部」(a)で預り金が計上されていた3名の給金は、市兵衛10両、傳兵衛5両、仁兵衛5両で固定されている。卯蔵、松蔵、吉蔵は酉年から見られるが、「給金」ではなく「遣」であることや名前から判断して給金を受け取っている3名より下位の職格であると考えられる¹¹。市兵衛、傳兵衛、仁兵衛の給金に変

算定した損失額を繰越していたが、戌年に関してはそのどちらの金額でもない（酉質店卸目録で算定した「損し」は153両3歩ト銀5匁1分6厘と153両2歩ト銀9匁1分8厘であるが、当期において「酉年損金」とされる額は153両3歩ト銀5匁8分である）。

⁹ 当期中に蔵の普請を行った旨が記されているが、関係する項目である「材木代」「大工作料」は前年度よりも減少している。申年と酉年の間で比較すると、「材木代」は8両、「大工作料」は6両と大幅に増加しているが、当戌年にかけてはそれぞれ11両、3両の減少となっている。期中に蔵の普請を行ったにしてはその分が計上額に反映されていないが、「損之部」への計上は基本的に現金支出額をその期に計上するものであるため、支払いを前年度中（酉年）に終えていたと推測される。

¹⁰ どちらの項目も前年度より金額が増加しており、「飯米」では26両も増加している。

¹¹ 中井家では、雇い入れた「子供」（一般的な商家という丁稚に相当）の昇進について、いくつかの段階を設けていた。時代によって多少差はあるが、おおよそ、奉公人の初採用（10歳前後）から半元服まで、半元服から16～17歳で挙げる元服まで、元服から21歳頃の名改め

化がないのに対して、遣をもらっている3名はそれぞれ金額が上がっている。卯蔵は13匁3分、松蔵は14匁4分とほぼ同程度の増額であるが、吉蔵は3歩ト銀8分と、最初の2名と比べて大幅に上がっている。何の違いによるものなのかは不明であるが、同じ職格であっても多少の差が付けられていることが分かる。「寅八給金」は「給金」として比較的多い金額を得ているが、一番最後に掲げられている。今回は但書がないが、前年度の店卸目録において、臨時雇いの奉公人「唐吉」への給金が同じ形で計上されていることから、寅八に関しても期限付きで雇い入れた奉公人であると思われる。

「損之部」の項目を合計すると724両1歩ト銀11匁1分となる。「損徳指引」では「徳用之部」から「損之部」を差引いて255両3歩ト銀5匁5分が算定されるが、これは申年から繰越された損失を含んだ金額であるため、さらに「酉年そん」（「損之部」の「酉年損金」と同額）を差引いて当期の正味の損失である「戌年そん」101両3歩ト銀14匁7分を改めて算定している。

最後に「前後指引」において、「金指引之部」で計算された「不足」と「戌年そん」を比較して、差額2歩ト銀10匁5分1厘の「行違」を出している。

以上の内容を図にまとめると次の通りである。

図表 4-9 石巻店 戌質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損之部	
右へ 7,619両10匁1分 有質高 7,438両2歩5匁6分 出入尻 154両1歩4匁5分 古蔵買金有物 26両1歩	7,720両1歩 14匁2分9厘 仙台中井氏指引かり 7,690両1歩14匁7分9厘 市兵衛元り預り 19両2歩6匁1分 傳兵衛元り預り 5両7匁 仁兵衛元り預り 5両1歩1匁4分	損之部 724両1歩11匁1分 元方へ日合拂 432両1歩8分2厘 酉年損金 153両3歩5匁8分 三人分り足拂 1両2歩7匁5分7厘 紙墨筆～宿賃合計 106両2歩14匁6分1厘 市兵衛支配料 10両 傳兵衛・仁兵衛給金 各5両 他雇い人遣合計 9両3歩12匁3分	徳用之部 468両2歩5匁6分 利足 466両1歩13匁1分 流とく 2両7匁5分
指引不足 101両1歩4匁1分9厘		損徳指引 255両3歩5匁5分 酉年そん 153両3分5匁8分 戌年そん 101両3歩14匁7分	
↑ 行違 2歩10匁5分1厘 ↑			

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石ノ巻 日野屋源左衛門）をもとに筆者作成。

（何蔵から何兵衛になる）まで、名改めから5年ほど後の支配人就任まで（30歳前後）である。年月が経てば誰でも支配人になることができたわけではなく、昇進には遅速があり、また途中で解雇される者もいた。半元服までは、年2回の仕着せと、少額の小遣いのほかに給料が支払われることはなかったが、それ以後は給金が支払われるようになった（江頭[1965] 849-851頁）。

3-2-3. 質物内訳明細・・・(d) (e) (f)

「質貸方之部」(d)、「受質之部」(e)、「改有質之部」(f) からなるこの区分では、貸付額から返済額を差引いて算出した質物在高と、実地棚卸によって判明した質物在高を比較することによって質物在庫に関する記録ミスを確認している。また、この計算の過程では、「金指引之部」において資産として計上されていた「有質 \times 高」や、「徳用之部」において受取利息として計上されていた「利足」に関して、月別の内訳が明らかにされる。

まず「質貸方之部」(d) では、前期からの繰越高と当期貸付額の合計額 14,592 両 3 歩ト銀 3 匁 5 分を計算している。前期からの繰越高である「酉年残り質 \times 高」は、前期末に算定された「改有質物之部」の合計額である。

次の「受質之部」(e) では、当期の月ごとの返済額、利足、口数を記載し、それぞれの合計を出している。さらに、売却した質流れ品の原価（貸付額）とそれに対応する売却益も加えて「元利」として 7,622 両 2 歩ト銀 8 匁 4 分を算定している。「指引残り」では、「質貸方之部」合計と「受質之部」合計を比較して、6,970 両ト銀 10 匁 1 分となる。この額は、質貸しによって手許から出た金銭が、請出しや売却によって手許に入った金銭を上回っていることを示しており、多くの場合に「不足」と称される金額である。

最後の「改有質之部」(f) では、期末に残存している質物の金額と口数について、前年度である酉年正月から戌年 12 月まで月ごとに示している。金額を合計すると 7,438 両 2 歩ト銀 5 匁 5 分となる。一方で、同額となるはずの「金指引之部」(a) の「有質 \times 高」は 7,438 両 2 歩ト銀 5 匁 6 分であり、1 分の差が生じている。実際に「改有質之部」の各月の金額を合計すると、7,438 両 2 歩ト銀 5 匁 5 分となるので、各月の情報が正しいとすると「有質 \times 高」として計上されている金額は、書き写した際の実誤差と考えられる。

質物在庫の合計から先の 6,970 両ト銀 10 匁 1 分を差引く。この計算結果である 468 両 1 歩ト銀 10 匁 4 分は、「受質之部」で掲げられた利足の \times 高と「流とく」の合計に等しくなるため、差引いて算定されるその差額を 10 匁 2 分の「行違」としている。

「質貸方之部」「受質之部」「改有質之部」の関係について、金額と口数をもとにして図に表すと以下の通りとなる。

図表 4-10 石巻店 戌質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー		質物内訳明細	
IN	OUT		
受賞元利 〆 7,622兩2歩8匁4分 正月～12月 〆 7,144兩1歩10匁3分 流質 〆 9兩2歩7匁5分 利 〆 466兩1歩13匁1分 此売出し 流とく 2兩7匁5分	質貸方 〆 14,592兩3歩3匁5分 残質引受 3,799兩3歩2匁5分 正月～12月 〆 10,793兩1匁	質貸方之部 14,592兩3歩3匁5分 酉年残り質 〆高 3,799兩3歩2匁5分 正月～12月 〆 10,793兩1匁	受賞之部 7,154兩2匁8分 正月～12月 〆 7,144兩1歩10匁3分 流質 〆 9兩2歩7匁5分 改有質之部 7,438兩2歩5匁5分 前年分 748兩3歩5匁5分 正月～12月分 6,689兩3歩
指引残り 6,970兩10匁1分			行違 10匁2分

口数

質貸方之部 26,671口 酉年残り質 6,388口 正月～12月 〆 20,283口	受賞之部 14,592口 正月～12月 〆 14,566口 流質 〆 26口 改有質之部 12,072口 前年分 1,668口 正月～12月分 10,404口 行違い 7口
--	---

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石ノ巻 日野屋源左衛門）をもとに筆者作成。

第5節 享和三年癸亥 戌質店卸目録の分析（「石巻支配人 市兵衛」名義）

石巻店では、享和3（1803）年の戌質店卸目録のみ、「石ノ巻 日野屋源左衛門」（①）と「石巻支配人 市兵衛」（②）という異なる名義で2冊作成している。①については、第3節で既に分析した。本節では、さらに②である「石巻支配人 市兵衛」名義の「享和三年

癸亥正月吉日 戌質店卸目録」を検討する。

5-1. 金指引之部・・・(a)

この区分は、「金指引之部」、「右へ」、「指引」からなる。

最初の4項目は①と同じであるが、「野村屋吉蔵殿よりかり」150両が追加計上されている。これらを合計して「メ」7,870両1歩14匁2分9厘が算定される。

次に、「右へ」として資産項目が掲げられる。「有質」「出入尻」「古蔵買金有物」は①と変わらないが、「申酉損金」153両3歩5匁1分6厘が新しく加えられている。この金額は①で計上されていた「酉年損金」と異なっており、酉質店卸目録の「金指引之部」で算定されたものである。酉年に引き続き、財産法による損益額を重視していたことが分かる。また、②での名称は申年分の損金も含んだ額であることを示すものとなっている。

資産4項目を合計すると「メ」7,773両2分6厘となり、さらに7,870両1歩14匁2分9厘と比較して97両1歩14匁3厘の「不足」が計算される。次に再び「右へ」として、「徳用之部」と「損之部」の比較によって算定される「そん」との差引計算を行い、その結果を4両2歩6分7厘の「行違過上」として掲げている。

5-2. 徳用之部・損之部・・・(b)

この区分は、「徳用之部」、「損之部」、「指引」からなる。

まず「徳用之部」において現金収入である「利足」と「流とく」が計上され、合計して468両2歩5匁6分が算定される。

「損之部」には26項目が計上されており、合計は570両2歩5匁3分である。①では27項目であったが、②で計上されていない1項目は「酉年損金」である。他に、①では「三人分り足拂」という名称だった項目が②では「三人預り金利足拂」という名称になっている、①で「飯米」と「諸造用」につけられていた但書が②ではなくなっているという違いが見られた。また、「飯米」の金額が①では35両1歩7匁4分1厘であるが、②では35両1歩7匁4分となっていることを除けば、計上金額は全て同じである。

最後に「指引」において、「徳用之部」と「損之部」それぞれの合計を比較して、101両3歩14匁7分の「そん」を算定している。これは①の「成年そん」と同額であり、②では直接成年の損失を計算していることが分かる。

以上の内容を図で表すと次の通りである。

図表 4-11 石巻店 戊質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損之部	
右へ 7,773兩2分6厘	7,870兩1歩 14匁2分9厘	損之部 570兩2歩5匁3分	徳用之部 468兩2歩5匁6分
有質 7,438兩2歩5匁6分 出入尻 154兩1歩4匁5分 古蔵買金有物 26兩1歩 申酉年損金 153兩3歩5匁1分6厘	仙台中井氏指引かり 7,690兩1歩14匁7分9厘 市兵衛元り預り 19兩2歩6匁1分 傳兵衛元り預り 5兩7匁 仁兵衛元り預り 5兩1歩1匁4分 野村屋吉蔵殿よりかり 150兩	元方へ日合拂 432兩1歩8分2厘 三人預り金利足拂 1兩2歩7匁5分7厘 紙墨筆～宿賃合計 106兩2歩14匁6分1厘 市兵衛支配料 10兩 傳兵衛・仁兵衛給金 各5兩 他雇い人遣合計 9兩3歩12匁3分	利足 466兩1歩13匁1分 流とく 2兩7匁5分
指引不足 97兩1歩14匁3厘			指引 101兩3歩14匁7分
		行違過上 4兩2歩6分7厘	

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戊質店卸目録」（石巻支配人 市兵衛）をもとに筆者作成。

5-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

この区分は「質貸之部」, 「受質之部」, 「改有質之部」から構成される。

まず「質貸之部」では、前期からの繰越高である「酉年残質高」3,799 兩 3 歩 2 匁 5 分と月ごとに表示された年中貸付高の合計額 14,592 兩 3 歩 3 匁 5 分を計算している。前期繰越高については、酉質店卸目録の「改有質物之部」で計算された合計額をここに掲げている。

続く「受質之部」では、当期の返済額, 利足, 口数を月ごとに示し, それぞれの合計を計算している。まず, 返済額合計 7,144 兩 1 歩 10 匁 3 分を出し, これに売却した 26 口分の質流れ品に関する貸付額 9 兩 2 歩 7 匁 5 分を加えている。次に, 月ごとの利足を合計して「利」466 兩 1 歩 13 匁 1 分を算定し, これに質流れ品の売却益である「流とく」2 兩 7 匁 5 分を足している。これら全てを合わせると 7,622 兩 2 歩 8 匁 4 分となり, 「質貸之部」の合計と比較して, 6,970 兩 10 匁 1 分が算出される。返済や利足による入金額よりも, 質貸しによって手許から出た金銭の方が多かったことを示す金額であり, 通常であれば, 「不足」と称される金額であるが, ここでは金額を記載しているだけである。

最後の「改有質之部」では, 酉年正月から戌年 12 月までの質物在庫について貸付高による金額と口数を月ごとに記載している。合計額を実際に計算すると, 7,438 兩 2 歩 5 匁 3 分であるが, 店卸目録には 7,438 兩 2 歩 5 匁 6 分と記されている。口数合計についても,

実際に計算すると 11,962 口のところを 12,072 口 (①と同数) と記載している。①の数値と比較してみると、金額については 7 月と 10 月、口数については 9 月と 11 月に相違が見られた。

「改有質之部」合計から「受質之部」で計算された 6,970 両 10 匁 1 分を差引くと、468 両 1 歩 10 匁 5 分が算定される。①では 468 両 1 歩 10 匁 4 分であり、1 分の差があるが、「改有質之部」合計が 1 分違うため、仕方のないところである。これは、「受質之部」の利足合計と「流とく」の合計に等しくなるものであり、468 両 2 歩ト 5 匁 6 分と比較してその差額を 10 匁 2 分の「行違」としている。468 両 1 歩 10 匁 5 分と 468 両 2 歩ト 5 匁 6 分の差引計算であるため、計算結果は 10 匁 1 分となるはずであるが、①と同じ 10 匁 2 分と記されている。「質貸之部」「受質之部」「改有質之部」の関係について、金額と口数をもとにして図に表すと以下の通りとなる。

図表 4-12 石巻店 戌質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

IN	OUT
受質元利 ㄨ 7,622両2歩8匁4分 正月～12月 ㄨ 7,144両1歩10匁3分 流質 ㄨ 9両2歩7匁5分 利 ㄨ 466両1歩13匁1分 此売出し 流とく 2両7匁5分	質貸方 ㄨ 14,592両3歩3匁5分 残質引受 3,799両3歩2匁5分 正月～12月 ㄨ 10,793両1匁
指引残り 6,970両10匁1分	

質物内訳明細

質貸方之部 14,592両3歩3匁5分 酉年残り質 ㄨ高 3,799両3歩2匁5分 正月～12月 ㄨ 10,793両1匁	受質之部 7,154両2匁8分 正月～12月 ㄨ 7,144両1歩10匁3分 流質 ㄨ 9両2歩7匁5分
	改有質之部 7,438両2歩5匁5分 前年分 748両3歩5匁5分 正月～12月分 6,689両3歩
	行違 10匁2分

口数

質貸方之部 26,671口	受質之部 14,592口
酉年残り質 6,388口 正月～12月 20,283口	正月～12月 14,566口 流質 26口
	改有質之部 12,072口
	前年分 1,668口 正月～12月分 10,404口
	行違い 7口

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石巻支配人 市兵衛）をもとに筆者作成。

第4節 考察

第1節から第3節では、石巻店作成の寛政13（享和元）年から享和3年の質店卸目録について、その内容を金指引之部、徳用・損之部、質物内訳明細の3つに区分して説明し、仙台質店との同異について述べた。さらに、連続した3年度分の店卸目録を分析することによって、数値繰越の関係や表示形式の継続性を明らかにすることができた。また、石巻店の店卸目録は寛政12年分決算の申質店卸目録が最も古いものとして現存しており、その内容を考慮しても、従来開設年とされていた文化3年よりも前に存在していた可能性があることを指摘した。石巻店の規模については、取引額・量から見ると仙台質店よりも小さいことが分かった。

「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」では、2つの方面から当期の損益を計算していた。また、最後の区分では貸付額や請出し額を月ごとに示し、前半で掲げた一部の科目の説明を行っていた。計上される個別の項目が店によって異なるのは当然であるが、冒頭で指摘した表紙・裏表紙の体裁や記入形式をはじめとして、科目名・漢字・当て字の使い方・報告内容の構成が仙台質店と非常によく似ている。特に質物内訳明細では、現金変動分の把握と、その計算結果を用いた期末質物在高の検証という特殊な計算を行っているが、その構造はまったく同じものであった。項目間の加減の関係性や、その計算結果の呼称（「行違」や「指引残テ」など）もそうである。質店間において、店卸目録の作成方法に関する知識の共有が行われていたと考えられる。

仙台質店との違いとしては、申年・酉年の「金指引之部」において計上される従業員か

らの預り金に対して利足を付けていない点が挙げられた。成年からは、利足も加えた額が掲げられるようになるが、石巻店初期にはこの仕組みがなかったことは明らかであり、営業開始時点から全ての質店で同じ制度を導入していたわけではないことが分かる。

また、同じ従業員からの預り金であっても、その源泉が仙台質店と石巻店で異なっている。仙台質店では利足を除くと、出精金控除後の利益の約 1 割にあたる「甚兵衛壺分」を加算して「甚兵衛預り」を算定し、別に給金の一部を組み入れる際には「同人方残金預り」という名目で計上していた。一方で、石巻店では給金以外に従業員に属する金銭は見られない。加えて、第 3 節で述べたように、年々の預り金増加額が各人に支給された支配料・給金の範囲内であることから、石巻店における預り金の源泉は給料であったと思われる。中井家では、奉公人は全て住込であり、衣食住は基本的に店から支給され、一部に関しては立て替え払いがなされていたため¹²、本人が現金を持つ必要はなかったのである。

石巻店と仙台質店の間で計上項目を比較すると、「金指引之部」ではあまり顕著な違いが見られないが、損益計算部分、中でも特に「損之部」に大きな差が見られる。

「徳用之部」に関しては、仙台質店では常に「利足」、「流質売高」、「別口物利足」が計上されているのに対し、石巻店では「利足」と「流質売高」であり、「別口物利足」は登場しない。

石巻店の「損之部」において特徴的なのは、その項目数の多さである。支払利息、消耗品費、店舗維持管理費、5～7 名分の給金（遣）など毎年 27 個前後の項目が細かく掲げられており、順番や名称はほとんど変動することがない。これに対して仙台店では 8 項目ほどが記載されるのみであり、個別的なものとして支払利息、消耗品費、世話料が掲げられ、その他は「元方へ造用」「同式口分蔵敷」にまとめられている。これらは石巻店では見られないが、仙台質店では同じ仙台にある元方店と共通経費をそれぞれ分担して支払う形をとっているため、このような科目が現れるのである¹³。また、店舗建物は元方から借りているため、賃借料を計上するだけである。石巻店は全て自店で管理する必要があるため、計上項目数が多くなっている。「損之部」合計金額としては両店の間にあまり差が見られないが、仙台質店では収入が多い分、利益を出すことができている。石巻店では収入の柱となる利足・質流れ品売上が少ないため、毎年元方から多額の融資を受けることになる。申年を除くとその利率は 6%前後であり、「損之部」の中でも金額的に特に大きな割合を占めるのが、元方からの融通に対する支払利息となっている。

「損之部」に計上される項目は「飯米」「味噌塩」「片炭」「油蠟燭」など、営業に直接的に関係のないものが多い。小倉[1962]は、中井家太田屋の大福帳に関する分析の中で、生活費と思われる諸勘定について「住込制であったことに由来する人件費であって、労務費勘定の内容をなすものである¹⁴」と述べている。石巻店でも同様に、労務費として認識され、

¹² 小倉[1962] 95 頁。

¹³ 小倉[1962] 159 頁。

¹⁴ 小倉[1962] 95 頁。

計上されたものであると考えられる。

損毛については、前述の通り中井家では徳用のある年にこれを補填するが、この店の酉年・戌年では徳用が出ていなくても「申年損金」または「酉年損金」として「損之部」に計上していた。

質物内訳明細部分では、「質貸方之部」「受質之部」「改有質物之部」で月ごとの明細を掲げるとともに、記録上の質物在庫と実地調査をした質物在庫を比較して、各部での記録の正確性を確認していた。申質店卸目録では 2 つの金額に差が生じていたが、これが行違いとして掲げられることはなかった。後に戌質店卸目録になると仙台質店と同様に行違いを記載するようになる。このような、記録ミスと考えることのできる違いはあるが、利足を介して帳簿上の残高と実地棚卸による在高を比較する計算方法自体は仙台質店と同じであった。内訳明細において質物在高の正確性を確認している点で、売上原価を求める見世方との大きな違いとなっている。質屋では信用の観点からも、預かった品物の管理が重要であるため、このように期末質物の確認を慎重に行っていたものと思われる。

その他、名称については「質貸方之部」と「質方貸之部」、「受質之部」と「受質物之部」のように若干の相違が認められたが、漢字 1 字の位置や有無の差であるため、石巻・仙台の両店とも、各部に対して同じイメージを持っていたといえるだろう。

前章では、見世方と仙台質店のみを比較したため、両者の差は業態による違いという可能性を残しつつも、単なる店間での違いであると述べるにとどまっていた。しかし、石巻店と仙台質店の店卸目録には、その書き方から計算構造まで共通点が多く見られたことから、ここで検討した店卸目録の構造を中井家質店特有のものであるとするなら、同一業種の店舗間で統一的な決算報告が行われていたということができよう。両店の決算報告書に共通点を生み出す役割を果たしたものとして、本家から派遣された会計担当者や、記録方法を記した規定書の存在が考えられる。江戸時代の商家において、帳合は門外不出の法であり、口伝によって継承されるため、帳合法を記した書物は残されていないという見解が通説となっている。中井家でもいまだそのような書物は発見されていないため、会計担当者の指導によって店から店へと記録方法や記載様式が伝えられたと推測される。

見世方には金銀出入帳の要約たる「金差引之部」があり、2 つの質店には「金指引之部」があった。これらは、名称は同じでも、内容は異なるものであることは前に指摘した通りである。質店の「金指引之部」では、見世方の「惣勘定之部」に相当する計算を行っていた。見世方の「金差引之部」では、現金の前期繰越額・当期入金高と当期出金高・期末在高を比較して、最終的に現金過不足を算定していた。質店ではこれに類似した計算として「質貸之部」と「受質之部」の差引計算が挙げられる。こちらは現金の収支計算に当たるものであるが、見世方の「金差引之部」に相当するものが「受質之部」最後の計算であるともいえる。店卸目録には、このような現金の流れに着目した計算区分が本来の損益計算とは別に組み込まれており、業態に関係なく共通する点となっている。本家は、「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」または「損徳之部」と「惣勘定之部」のみ報告させるのでは

なく、キャッシュ・フローに関心を持ち、これらの情報も同時に検査していたのである。

最後に、質物管理に用いた帳簿について述べる。2つの質店の店卸目録における内訳明細の分析から、基礎帳簿として用いられたものとして少なくとも次の2種類が考えられる。まず、質をとって金銭を貸付けた際にそのつど日付や金額、期限等を記入する帳簿であり、これらの金額や口数は月ごとに合計されて「質貸方之部」に掲げられる。

もう1つは質物が請出された際に、当該質物に対する貸付額と利足を記録する帳簿である。貸付額と口数、利足額は月ごとに「受質物之部」に掲げられる。月別にまとめているが、貸付けた月と請出した月というように意味が異なっているため、2つの部の基礎となる帳簿は別のものであると推測される。

当時、本家へ送るための帳簿などは会計期間毎に1冊が作成されていたが、店で使用するための基礎帳簿の類は期末で一度締切り、また頁を改めて次期の記録を開始することが多かったことから、質物に関する場合も同様に1冊の帳簿上で数年にわたって記録をつけていたと思われる。

「改有質物之部」は、実地数量として蔵の中の質物を調べて集計したものである¹⁵。上記2つの部から計算される記録上の残高と「改有質物之部」の合計額のうち、後者を当期の期末在高として次期に繰越していることから、同部の合計額を実際在高として重視していたことが窺える。「改有質物之部」においては月別に質物が示されているが、これは実地棚卸を行った月ではなく、質物を取った月である。蔵の内部は、質取りをした月別に質物が保管できるようになっていたのではないだろうか。

内訳明細の表示の仕方からの推測にすぎないが、凡そ以上のような仕組みだったと推測される。石巻店が質屋業を開始（または再開）した年の決算である申質店卸目録では、質物過不足の計算こそ行っていなかったものの、上で述べた2種類の帳簿は既に整備されていたようである。

第5節 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析（「石巻支配人 市兵衛」名義）

石巻店では、享和3（1803）年の戌質店卸目録のみ、「石ノ巻 日野屋源左衛門」（①）と「石巻支配人 市兵衛」（②）という異なる名義で2冊作成している。①については、第3節で既に分析した。本節では、さらに②である「石巻支配人 市兵衛」名義の「享和三年

¹⁵ 質取り時につけているものと同じ帳簿を用いて、請出された際に印を付けるなり該当箇所を消すなりして、残っているものを月ごとに集計したという可能性もある。このようにすると、当期へ繰越された質物が期中に請出された場合も前の頁に遡って該当する項目を消すことができ、期中の分だけでなく前年度の有質も月別に示すことが容易となる。小売りを行う見世方では「番付帳」という帳簿を用いて、ここに商品を1つ1つ記載し、売上のつど「品消し」を行うことによって在庫を把握していたことが知られている（小倉[1962] 155頁）。しかし、記録上の残高と比較していること、「改有質物之部」の合計額を次期へ繰越していることからすると実地棚卸による数値であると考えられる。

癸亥正月吉日 戌質店卸目録」を検討する。

5-1. 金指引之部・・・(a)

「金指引之部」,「右へ」,「指引」からなるこの区分では,「右へ」に計上される資産と「仙台中井氏指引かり」から「野村屋吉蔵殿よりかり」までの負債・資本合計の比較によって当期損益額が算定される。

最初の「仙台中井氏指引かり」から「仁兵衛元り預り」までの4項目は①と同じであるが,「野村屋吉蔵殿よりかり」150両が追加計上されている。これらを合計して「メ」7,870両1歩ト銀14匁2分9厘が算定される。

次に,「右へ」として資産項目が掲げられる。「有質」「出入尻」「古蔵買金有物」は①と変わらないが,「申酉損金」153両3歩ト銀5匁1分6厘が新しく加えられている。この金額は①で計上されていた「酉年損金」と異なっており,酉質店卸目録の「金指引之部」で算定されたものである。本節で分析対象としている戌年の店卸目録においても,前年度である酉年に引き続き,財産法による損益額を重視していたことが分かる。また,②での名称は申年分の損失も含んだ額であることを示すものとなっている。

資産4項目を合計すると「メ」7,773両ト銀2分6厘となり,さらに7,870両1歩ト銀14匁2分9厘と比較して97両1歩ト銀14匁3厘の「不足」が計算される。次に再び「右へ」として,「徳用之部」と「損之部」の比較によって算定される「そん」との差引計算を行い,その結果を4両2歩ト銀6分7厘の「行違過上」として掲げている。

5-2. 徳用之部・損之部・・・(b)

「徳用之部」,「損之部」,「指引」からなるこの区分では,収益及び費用に相当する項目の差引計算によって損益法的に当期損益額が算定される。

まず「徳用之部」において現金収入である「利足」と「流とく」が計上され,合計額468両2歩ト銀5匁6分が算定される。

続く「損之部」には26項目が計上されており,合計は570両2歩ト銀5匁3分である。①では27項目であったが,②で計上されていない1項目は「酉年損金」である。他に,①では「三人分り足拂」という名称だった項目が②では「三人預り金利足拂」という名称になっている,①で「飯米」と「諸造用」につけられていた但書が②ではなくなっているという違いが見られた。また,「飯米」の金額が①では35両1歩ト銀7匁4分1厘であるが,②では35両1歩ト銀7匁4分となっていることを除けば,計上金額は全て同じである。

最後に「指引」において,「徳用之部」と「損之部」それぞれの合計を比較して,101両3歩ト銀14匁7分の「そん」を算定している。これは①の「戌年そん」と同額であり,②では直接戌年の損失を計算していることが分かる。

以上の内容を図で表すと次の通りである。

図表 4-11 石巻店 戊質店卸目録の「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」の構造

金指引之部		徳用之部・損之部	
右へ 7,773両2分6厘	へ 7,870両1歩 14匁2分9厘	損之部 570両2歩5匁3分	徳用之部 468両2歩5匁6分
有質 7,438両2歩5匁6分 出入尻 154両1歩4匁5分 古蔵買金有物 26両1歩 申酉年損金 153両3歩5匁1分6厘	仙台中井氏指引かり 7,690両1歩14匁7分9厘 市兵衛元り預り 19両2歩6匁1分 傳兵衛元り預り 5両7匁 仁兵衛元り預り 5両1歩1匁4分 野村屋吉蔵殿よりかり 150両	元方へ日合拂 432両1歩8分2厘 三人預り金利足拂 1両2歩7匁5分7厘 紙墨筆～宿賃合計 106両2歩14匁6分1厘 市兵衛支配料 10両 傳兵衛・仁兵衛給金 各5両 他雇い人遣合計 9両3歩12匁3分	利足 466両1歩13匁1分 流とく 2両7匁5分
指引へ 不足 97両1歩14匁3厘			指引へ 101両3歩14匁7分
		行違上 4両2歩6分7厘	

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戊質店卸目録」（石巻支配人 市兵衛）をもとに筆者作成。

5-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

最後に、質物内訳明細の区分を見ていく。この区分では、前年までと同様、「質貸之部」(c)、「受質之部」(d)、「改有質之部」(e)を通して質物過不足額が算定され、質物在庫に関する記録の正否検証が行われる。同区分は質物内訳明細としても機能しており、上記3つの部において、期中の新規質貸し額、質物の請出し額等が掲げられ、月別（項目によっては年別）の詳細が示されている。

まず「質貸之部」(c)では、前期からの繰越高である「酉年残質へ高」3,799両3歩ト銀2匁5分と月ごとに表示された年中貸付高の合計額14,592両3歩ト銀3匁5分を計算している。前期繰越高については、酉質店卸目録の「改有質物之部」で計算された合計額をここに掲げている。

続く「受質之部」(d)では、当期の返済額、利足、口数を月ごとに示し、それぞれの合計を計算している。まず、返済額合計7,144両1歩ト銀10匁3分を出し、これに売却した26口分の質流れ品に関する貸付額9両2歩ト銀7匁5分を加えている。次に、月ごとの利足を合計して「利へ」466両1歩ト銀13匁1分を算定し、これに質流れ品の売却益である「流とく」2両ト銀7匁5分を足している。これら全てを合わせると7,622両2歩ト銀8匁4分となり、「質貸之部」の合計と比較して、6,970両ト銀10匁1分が算出される。返済や利足による入金額よりも、質貸しによって手許から出た金銭の方が多かったことを示す

金額であり、通常であれば、「不足」と称される金額であるが、ここでは金額を記載しているだけである。

最後の「改有質之部」(e)では、酉年正月から戌年12月までの質物在庫について貸付高による金額と口数を月ごとに記載している。合計額を実際に計算すると、7,438両2歩ト銀5匁3分であるが、店卸目録には7,438両2歩ト銀5匁6分と記されている。口数合計についても、実際に計算すると11,962口のところを12,072口(①と同数)と記載している。①の数値と比較してみると、金額については7月と10月、口数については9月と11月に相違が見られた。

「改有質之部」合計から「受質之部」で計算された6,970両ト銀10匁1分を差引くと、468両1歩ト銀10匁5分が算定される。①では468両1歩ト銀10匁4分であり、1分の差があるが、「改有質之部」合計が1分違うため、仕方のないところである。これは、「受質之部」の利足合計と「流とく」の合計に等しくなるものであり、468両2歩ト銀5匁6分と比較してその差額を10匁2分の「行違」としている。468両1歩ト銀10匁5分と468両2歩ト銀5匁6分の差引計算であるため、計算結果は10匁1分となるはずであるが、①と同じ10匁2分と記されている。「質貸之部」「受質之部」「改有質之部」の関係について、金額と口数をもとにして図に表すと以下の通りとなる。

図表 4-12 石巻店 戌質店卸目録の質物内訳明細区分の構造

キャッシュ・フロー

IN	OUT
受質元利 〆 7,622両2歩8匁4分 正月～12月 〆 7,144両1歩10匁3分 流質 〆 9両2歩7匁5分 利 〆 466両1歩13匁1分 此売出し 流とく 2両7匁5分	質貸方 〆 14,592両3歩3匁5分 残質引受 3,799両3歩2匁5分 正月～12月 〆 10,793両1匁
指引残り 6,970両10匁1分	

質物内訳明細

質貸方之部 14,592両3歩3匁5分 酉年残り質 〆高 3,799両3歩2匁5分 正月～12月 〆 10,793両1匁	受質之部 7,154両2匁8分 正月～12月 〆 7,144両1歩10匁3分 流質 〆 9両2歩7匁5分
	改有質之部 7,438両2歩5匁5分 前年分 748両3歩5匁5分 正月～12月分 6,689両3歩
	行違 10匁2分

口数

質貸方之部 26,671口	受質之部 14,592口
酉年残り質 6,388口 正月～12月 20,283口	正月～12月 14,566口 流質 26口
	改有質之部 12,072口
	前年分 1,668口 正月～12月分 10,404口
	行違い 7口

出所：「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石巻支配人 市兵衛）をもとに筆者作成。

第6節 享和三年戌質店卸目録の表示方法に関する変化

前節まで、享和3（1803）年に作成された2冊の戌質店卸目録、すなわち「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義（①）と「石巻支配人 市兵衛」（②）名義を分析した。以下では、まず戌質店卸目録①と同②の相違点を挙げ、そこから推測される作成順と2冊目の作成の経緯について考察する。

6-1. 記録内容の相違点と作成順

本項では、①と②における記録内容の相違点を挙げる。まず②の「金指引之部」では、負債として「野村屋吉蔵殿よりかり」が計上され、「右へ」の1つとして「申酉損金」が加えられている。例年では、ここで損益を計算した後、続いて「徳用之部」に移るのであるが、②では「不足」を出してから「右へ」として「損徳指引そん」（「徳用之部」と「損之部」の比較によって算定される損失）との差額である「行違過上」を掲げている。

「徳用之部」及び「損之部」に関しては、「損之部」に違いが見られる。①では27項目が計上されていたが、②では26項目となっており、合計額である570両2歩ト銀5匁3分には「損」 という名称がつけられている。②で計上されていない1項目は「酉年損金」である。①においては、「損之部」に繰越損失を加えることによって、当期の損だけでなく前年度までの損を含んだ繰越損失を計算しており、当期発生損と区別するため、繰越損失として算定された額から繰越分を差引いていた。後で比較して行違いを出す相手は、「金指引之部」で計上された当期の損であるから、繰越分を差引く手間を省くため、②においては直接的に当期の損を計算できる方法に改めたものと思われる。

他に、①では「三人分り足拂」という名称だった項目が②では「三人預り金利足拂」という名称になっている、①で「飯米」と「諸造用」に付けられていた但書が②では省略されているというような細かな違いが見られる。計上金額や計上順については、「飯米」が①では35両1歩ト銀7匁4分1厘とされているが、②では35両1歩ト銀7匁4分となっていることを除けば全て同じであった。「飯米」については1厘の差があるため、「損之部」の合計額は①と②で異なるはずであるが、②では570両2歩ト銀5匁3分と記載されており、①の合計額から「酉年損金」を控除した額と同額となっている。

「徳用之部」と「損之部」の比較によって算定される「そん」は、「損徳指引そん」と同額であり、「金指引之部」の「行違過上」は2種類の方法で損益を出した後に計算されるべきものである。計算の構造だけでなく、表示の仕方にも変化が見られた。

「質貸之部」と「受質之部」は金額・口数ともに違いがない。一方で「改有質之部」については、最後の方になると①と②の間に数字の不一致が見られる。具体的には、金額については酉7月と戌10月、口数については戌9月と同11月である。ところが、このように月ごとの数値が異なっているにもかかわらず、 μ 高では最終的に①も②も同じ数値が記される。これは金額・口数の両方にいえることである。金額に関して、実際に②の合計額を計算すると、7,438両2歩ト銀5匁3分となるが、店卸目録には7,438両2歩ト銀5匁6分と記されている。口数に関しては、②に記載された通りの口数を合計すると実際は11,962口となるが、口数合計には12,072口と記入されている。これは①の口数合計と一致する。

「改有質之部」の合計については、銀建額が①は5匁5分、②は5匁6分となっているため、最終的な「行違」の額は①で10匁2分、②で10匁1分となるはずであるが、②には10匁2分と記載されている。5-3で述べた通り、①における「改有質之部」の合計額は銀建部分が5匁5分であるが、「有質 μ 高」においては5匁6分で計上されていた。②では、この「有質 μ 高」の方を書き写したため、こちらの金額が引き継がれたと思われる（②の「右へ」内に計上される「有質」額は「改有質之部」の合計と一致している）。

①と②を比較すると、以上のように同一の項目でも金額の異なる箇所が見られたが、合計額に関しては①と同額となっており、一部の項目を除き、①の内容を書き写して②を作成したと推測される。したがって、支配人名のない①が先に作成され、後に市兵衛名義の②が作成されたと考えられる。上で挙げた諸点の1つ1つは小さな差異に過ぎないが、通常、計算ミスや金額の書き損じ等のほとんど見られない店卸目録においては、注目すべき事項であるといえる。

6-2. 戌質店卸目録②の作成の経緯

前項では2冊の店卸目録の相違点を挙げ、作成順について検討した。結果として、①が先に作成され、②がその後に作成されたことを指摘できた。それではなぜ、石巻店は①を作成して本家へ送付したにもかかわらず、再び②を作成したのだろうか。この点について、②に見られる変更箇所から考察を行う。

計上金額の異同を除くと、①と②の構造上の大きな違いは前年分の損失（「酉年損金」または「申酉損金」）を計上する位置にあるといえる。①では「損之部」に含めて計算し、「金指引之部」には入れていないのに対して、②では「金指引之部」において「右へ」の一項目として計上し、「損之部」には算入していない。開店時から酉年（前年度）の店卸目録までは、①の形式で記載されていたため、①がこの店における通常の形式であったと考えられる。

算定された損益に繰越損失が含まれるか否かという点についてまとめると、以下の通りとなる。

図表 4-13 2年度分の損益と繰越損失の関係

	酉質店卸目録	戌質店卸目録①	戌質店卸目録②
「金指引之部」の損益	含む	含まない	含まない
「徳用之部」「損之部」の損益	含む	含む	含まない

「金指引之部」の「不足」と「徳用之部」「損之部」の「そん」が比較され、差額が「行違」として掲げられるのは、当然、両者が等しくなるはずのものだからである。例えば、前年度の酉質店卸目録では、「徳用之部」と繰越損失を加えた「損之部」の比較によって算定された「そん」は、「金指引之部」の損失と等しいと考えられていた。このように、酉質店卸目録では、2種類の損益額に繰越損失が含まれていたが、翌戌年分の決算では先に作成されたと考えられる①に繰越損失が含まれなくなる。ただし、①では「徳用之部」と「損之部」の比較による損益額に繰越損失が含まれているため、「金指引之部」の損益額と比較する前に、当期の損を算定するという手順を踏んでいる。そして、最終的に②では「損之部」においても繰越損失が計上されなくなる。

直接的に当期の損失を計算して比較を行おうとするならば「損之部」に損失を計上しなければよい。前年度と異なり、既に①の店卸目録では「金指引之部」内で当期の損益を計算していたため、後は「損之部」から過年度の損失を控除するだけとなっていた。続く②では、「損之部」に「酉年損金」が掲げられなくなり、同時に「金指引之部」における損失の表示も見直された。それが、「右へ」における「申酉損金」である。

「右へ」内での繰越損失の表示は、これが含まれている項目から該当する金額を抜き出して振替えることで可能となる。しかし、そのような処理を行わず、借入金を計上することで対応しているのは、損失がどこに含まれているのか判別できなくなったためではないだろうか。戌年から、「金指引之部」の損益額に前年までの損失が含まれなくなっている。現金で損失を補填し、また、その金額を「申酉損金」に振替えることができなかったため、②の店卸目録において「右へ」内に繰越損失を計上し、一方で借入金を示すことにしたと

考えられる。これにより、当期損益額を大きく変えることなく、繰越損失及び債務額を表示することができる。

また同時に、戌質店卸目録に計上する繰越損失額の修正も行われた。①と②では計上される繰越損失の額が異なっている。前年度の店卸目録（酉質店卸目録）において算定された損失は、153両3歩ト銀5匁1分6厘（「金指引之部」の損失）と153両2歩ト銀9匁1分8厘（「徳用之部」及び「損之部」の損失）であるが、①では153両3歩ト銀5匁8分が計上されており、どちらの数値とも一致しない。一方、②では153両3歩ト銀5匁1分6厘を前年度（酉年）の損失として計上している。石巻店では、「金指引之部」の損失を次期店卸目録に繰越している¹⁶ことを考慮すると、②で計上された金額が正しいといえる。

②の作成は、繰越損失を「金指引之部」の「右へ」内に表示し、「損之部」に繰越損失を計上しないことで、中井家の他店舗と同じ表示に切り替えることを意図したものであったと考えられる。次年度の店卸目録の「右へ」には、「申酉戌三ヶ年損金有物」として、251両1歩ト銀4匁1分9厘が計上されており、「損之部」には繰越損失が加えられていないため、変更後の形式はその後の店卸目録にも引き継がれているといえる。

6-1で指摘した①と②の記載内容に関する相違点から、2冊の店卸目録の作成順と2冊目で重視された項目を読み取ることができた。①と②について個別の項目を照らし合わせると、いくつか異なる箇所があるが、合計額だけ①のものと一致することから、一部の項目を除き、②は①を書き写して作成したものであると推測した。両者の間に散見する数字の異同は書き写す際のミスであり、②の作成にあたって、合計に至るまでの各項目の正確さは問題とされていなかったのである。「飯米」及び「諸造用」の但書については写し忘れたのではなく、①も②も本家に送ったものであり、金額が同じである以上、①にあった但書は②では不要であると判断され、省略されたのではないだろうか。本家においても、①と②の間で変更された項目以外の金額については、①の検分を通して既に確認を終えていたと思われる。②で重視されたのは損失の取扱いであり、その他の詳細に関しては①を参照すれば把握できるようになっていたのである。

石巻店の店卸目録として最初に送られてきた①を検分した本家は、適切な修正を施した店卸目録を再度作成するよう石巻店に要請した。ただし、②において初めて変更が加えられたのではない。図表4-13からも分かる通り、①の店卸目録においても「金指引之部」に関する修正は行われていたと思われる。酉質店卸目録を検分した本家は修正を求めていたが、①において本家の意図に沿った修正がなされなかったため、今後の店卸目録作成にあたっての軌道修正として、強制的に作り直しが命じられたのではないだろうか。

では、このような場合、誰が指導を行ったのか。店卸目録に押された印に着目すると、石巻店の店卸目録の修正に仙台質店が係っていたことが窺える。戌質店卸目録①はそれま

¹⁶ 繰越損失として次年度の店卸目録に計上される251両1歩ト銀4匁1分9厘は、累年の損失に戌質店卸目録の「金指引之部」において算定された損失を加えた額である。また、本稿で取り上げた成年以前も、これと同様に、「金指引之部」の損失額を引き継いでいた。

での 2 年度分と同じ構造を持っており、封印に関しても申質店卸目録及び酉質店卸目録と同じ印が用いられていた。しかし、本章第 3 節で述べた通り、決算内容に変化のあった戌質店卸目録②に用いられた印は仙台質店と同じものであり、表紙の記入の仕方とあわせて大きな特徴となっている。このことに関して、仙台質店の印を携えた店員が石巻店を訪れた、もしくは石巻店の店員が仙台質店へ赴いたということが考えられるが、通常、店卸目録の封印として他の店の印を用いることはなく、また、石巻店の印を備えた店で仙台質店の印を押すことはないと考え、後者であった可能性が高い。筆跡を見ると、①と②ともに同じ者の手になることが分かった。以上のことから、石巻店の会計担当者すなわち支配人である市兵衛が仙台質店に出向き、そこで指導を受け、作り直した店卸目録を再び本家に送付したと考えられる。

さて、ここまで、中井家石巻店によって 2 冊作成された「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（「石ノ巻 日野屋源左衛門」名義を①、「石巻支配人 市兵衛」名義を②とした）を分析対象とし、両者の相違点と作成の経緯を検討した。その結果、2 冊目の戌質店卸目録の作成は、繰越損失を「金指引之部」内に表示し、「損之部」に繰越損失を計上しないことで、中井家店舗群において共有される適切な表示に切り替え、店舗間での比較可能性を高めることを意図したものであることが明らかとなった。この修正は仙台質店を介して行われたと考えられる。変更後の形式は、次年度の店卸目録にも引き継がれており、戌質店卸目録②は、新しい表示方法に則って作成した最初の店卸目録であり、石巻店の帳合における 1 つの転換点であったということが出来る。享和 3 年に行われた上記の変更によって、行違いの計算と同様に表示形式もまた仙台質店により近づいたのである。

第 5 章 中井家相馬店の店卸目録

本章では、中井家相馬店によって作成された店卸目録を検討する。まず最初に、現存する相馬店の店卸目録の中で最も古い寛政 3（1791）年の店卸目録を取り上げる。続いて、寛政 3 年からの変化を見るため、また、第 2 章から第 4 章において検討した仙台店見世方、仙台質店及び石巻店との比較を行うために、相馬店についても享和 2（1802）年の店卸目録を取り上げる。これら 2 冊について計上項目を記載順に検討し、計算の目的と構造、特徴等を明らかにする。その上で、店卸目録上に見られる変化と、他店舗との同異について考察を加える。

相馬店については第 2 章第 4 節で概要を示したが、ここでもう一度まとめておく。相馬店（店名前は近江屋源左衛門）は、天明 3（1783）年、初代源左衛門光武が仙台店の出店の 1 つとして磐城国相馬郡中村大町に開設した出店である。主たる業務は、上方・江戸から集められた古手・繰綿の販売及び質屋業務である。中井家を取り扱った主要な下し荷として、古手・繰綿・綿織物・葉種・油等が挙げられるが、中でも特に需要が高く、取引量の多かった商品が、古手と繰綿であった。仙台店は既にこれらの販売を行っていたため、相馬店は仙台店以南の商圈を引き継ぎ、古手・繰綿の販売を手掛けることとなった。天保 10（1839）年、4 代目中井源左衛門光基が次々に各地の出店を畳む中で、相馬店も湊店に続いて閉鎖された¹。

第 1 節 中井家における金種別計算

相馬店の店卸目録について、帳簿体裁の面で最も特徴的なのは、その頁数の多さである。仙台店や石巻店の店卸目録が 20～32 頁ほどであるのに対して、相馬店の店卸目録は毎年 50 頁近くとなっている。寛政期には、相馬店は質屋に加えて古手・繰綿の取扱いをしているため、当然、このような内容の違いによる部分も店卸目録のボリュームに大きく影響している。しかし享和 2 年に関しては質屋営業に一本化されるにもかかわらず、頁数は 46 頁にも上っているのである。内容の違いによる部分に加えて、店によって行間の取り方、文字の大きさ等が異なるが、これが 10 頁以上の差を生み出すとは考えにくい。

上記以外に、相馬店の店卸目録の頁数が多くなる原因の 1 つとして、金額表記方法の違いが挙げられる。これが仙台・石巻両店とは大きく異なる特徴となっている。前章までにおいて取り上げた店卸目録では見られなかったことであるため、詳細な分析に入る前に、以下ではまず金額表記について説明を加えておく。店卸目録に計上される項目は多岐にわたっている。そのような多様な項目を対象として効率的かつ正確に計算を行うためには各項目を共通の測定尺度で表す必要がある。金種別計算は貨幣価値変動の問題とも関連があ

¹ 江頭[1965] 42,215,329 頁。

るが、相馬店ではどのように対応していたのだろうか。

次節以降で検討する寛政3年及び享和2年の店卸目録においては、金・銀・銭の3つの金種が見られた。まず、資産・負債・資本等が列挙される区分では、「有銭」の項目を含め、全て金建てで、端数に銀単位の匁・分・厘を用いて表記される。「徳之部」「損之部」、この内訳を示す「家内入用之部」や「利足拂之部」等も同様である。

一方で、質物に関する計算を行う「質貸之部」「請質之部」「内」（「残り質改」）においては、金と銭が用いられる。質物の価格は金建てと銭建て、利足は全て銭建てであり、各部の最後で銭の合計額を算定して、これを当時のレートを用いて「為金」や「此金」として金換算額を求め、金建て額に加えている。金に換算した際の端数は、匁や分で表される。

古手勘定と繰綿勘定では、仕入先ごとに記載される金種が異なる。古手は、京都・大坂・江戸などで仕入れていたため、京都・大坂の商人との取引に関しては銀建て表記、江戸の商人との取引に関しては金建て表記となっている。銀建て額は、質物の計算の場合と同様に、合計額を金銀のレートで金建てに換算する。

以上のように、各項目の測定尺度として金・銀・銭が見られるが、合計時に換算を行い、全て金建て額と端数の銀単位を用いた表示で統一している。金建て計算時の銀単位による端数の表示は、その時点のレートに関係なく1両=60匁で計算される。これは、相馬店だけでなく石巻店・仙台店見世方・仙台質店においても見られることであり、当時の公定相場²を採用したものと考えられる。本研究で分析対象とした相馬店は、金・銀・銭の表記であったが、これにさらに各種の藩札を加えた取引が他店舗の帳簿に記録されている³。中井家では、取引に複数の金種を用い、それらの価値が常に変動する環境の下で商売を行っていたため、店卸目録の比較可能性を維持するための統一的な財貨の評価が徹底されていたと考えられる。

第2節 「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戌店卸目録」の分析

本節では、現存する相馬店の店卸目録の中で最も古い寛政3（1791）年の「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戌店卸目録」（以下、戌店卸目録）を検討対象とする（翻刻10）。店卸目録上で質屋業務だけでなく古手・繰綿の卸売に関する記録も見ることができるため、この年度を選んだ。

前述の通り、相馬店は天明3年の開設であるが、質屋業務の開始年はいつだろうか。以下で解説する寛政3年の店卸目録の記録内容を見ると、古いもので辰年分の質物から記されているため、寛政3年の直近の辰年、すなわち天明4年から質貸しを開始していたことが分かる。店舗開設とほぼ同時に質屋営業を始めたと考えられる。

² 田谷[1958] 137頁。

³ 小倉[1962] 50頁。

2-1. 帳簿の概要

戌店卸目録は 54 頁からなる横半帳で、表紙の表題等は帳簿を縦に置いて縦書きで記入されている。表紙に記された「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戌店卸目録 近江屋源左衛門 与兵衛 中井源左衛門様」から、戌年（寛政 2（1790）年）分の決算報告を目的として、寛政 3（1791）年の 1 月に中井本家へ宛てて作成されたこと、当時、相馬店の支配人が与兵衛であったことが分かる。通常、店名前と宛先は裏表紙に記されるが、戌店卸目録では表紙に表題とあわせて記されているため、裏表紙は白紙となっている。

記数には漢数字を用い、金・銀・銭を分けて記載している。金額に突合印は押されていない。翌寛政 4（1792）年から、合計額や差引残高といった要所にのみ割印が押されるようになる。石巻店や仙台質店と同様の突合印が見られるのは、享和 4（文化元・1804）年以降である。

戌店卸目録は、資産と負債・資本の比較から損益計算を行う区分（部の名前なし）、「家内入用之部」「質貸之部」「請質之部」「古手仕入之部」「古手勘定之部」「繰綿仕入之部」「繰綿勘定之部」「利足拂之部」「利足取之部」「損之部」「徳之部」から構成される。以下では、これらの部に計上されている項目について順に検討し、戌店卸目録における計算の目的と構造、特徴等を明らかにする。

2-2. 店卸目録の分析

2-2-1. 望性金及び負債の区分

最初に掲げられるのは、期首と期末の正味身代を比較して損益計算を行う区分である。これは、石巻店や仙台質店において「金指引之部」と呼ばれた区分であるが、相馬店においては部として認識されていなかったと考えられる。同区分は、翌年の寛政 4（1792）年～同 9（1797）年には「覚」、寛政 10（1798）年～文化 7（1810）年には「〇正月改」（例えば「寛政九巳年店卸午正月改」と記載される。このように、長年にわたって「〇〇之部」ではなく「覚」や「正月改」とされるのは、資産・負債等の項目に関して「徳用之部」や「損之部」とは異なる性質、すなわち店卸の一時点における記録であることが意識されていたからではないだろうか。

この区分ではまず最初に、望性金（もうしょうきん）、預り金、借入金等が掲げられる。望性金は中井家独特の科目である。中井家の帳簿において「望性」という語が用いられたのは、本家店卸記の中で負債と同じ区分に計上された「秋山望性預り」が最初といわれる。望性金の意味するところは、本家が外部から受け入れた資金、本家から支店への出資、正味身代等、様々であり、本家、本店や支店によって異なっていた⁴。

「中井 望性金」（A 1）は、その名の通り中井本家からの望性金であり、これに関して 288 両の利足である「中井望性の利」（A 4）が付けられている。これは「利足拂之部」に

⁴ 小倉[1966] 64 頁。

も支払利息として計上されており、「中井望性の利」は未払費用項目であると考えられる。その後、望性金は寛政 10（1798）年から 2,500 両、文化 6（1809）年から 2,000 両となるが、どの年度においても利率は 7.2%となっている。

「近正」（A 2）は、近江屋正治店つまり中井正治右衛門店（中井家京都店）を指す。期中における金銭の送受、支払及び受取利息を加減算し、交互計算の結果として算定される金額が「近正」である。近江屋正治店は古手の仕入先でもあったため、「近正」には買掛金も含まれている可能性がある。店卸目録の検討から、相馬店は寛政 9（1797）年をもって古手及び繰綿の取扱いを終えていることが読み取れた。寛政 10（1798）年以降は、古手及び繰綿だけでなく「近正」に関係する項目も計上されなくなることから、京都店との取引は、古手及び繰綿（特に古手）に関して発生していたものと思われる。相馬店の営業が質屋に一本化された後は、京都店に代わり、金銭の融通や利足の授受によって仙台店との関係が深まっていった。

「しち方預」（A 3）及び「なかれしちうり過預」（A 5）は、質屋業務に関連した預り金である。江頭[1965]によると、相馬店の定目には「流物相払候て元利差引売過有之候は、置主方へ余代相戻可申事」という定めがあることから、質流れ品を売却し、その売価が元金及び利足額を超過する場合、超過分を置主に渡すことになっていたとされる⁵。払い戻しがある場合、店は該当する質物の番号を看板に書いて知らせていた。しかし、置主にすれば流れた品物が売却されるタイミングは分からないため、即時受け取りに行くことは難しく、したがって店には期末時点で残された未払額があったと思われる。「なかれしちうり過預」は、期末時点で未だ置主に渡されていない金銭が預り金として計上されたものと考えられる。

「八木屋かり」（A 6）は、八木屋に対する債務である。同項目は、寛政 4（1792）年には「八木傳殿かし」（寛政 5（1793）年にはまた「かり」となる）とされていることから、「八木屋」は八木屋伝兵衛のことであると分かる。八木屋伝兵衛は中井家指定の江戸問屋であり⁶、また繰綿の仕入先でもあるため、「八木屋かり」は買掛金や手数料・蔵敷その他の仕入に付随して発生した債務を含む項目であると思われる。

「店積金」（A 7）は、毎年期首残高に対して 7%ほどの利足を付けてこれを元金に加えて算定される。利足は「利足取之部」に計上される。

「江戸海上預」（A 8）は、難船の際に発生する古手・繰綿等の海上損失に備えた積金⁷である。他の年度においては、多く「海上金」と呼ばれている。毎年若干の金額を積立て、これに利足を加えて計上額を決定した。利足は「江戸海上へ」という科目名で「利足拂之部」に計上される。

⁵ 江頭[1965] 631 頁。

⁶ 上方から仙台に向けた荷物は、江戸問屋の倉庫で一度保管し、海路の場合は他の船に積替えることとされていたため、上方・東北間の産物廻しを主要業務とする中井家では、江戸での中継所となる問屋を指定する必要があった（江頭[1965] 240 頁）。

⁷ 利益留保性の積立金と引当金の中間的な性質を持った項目であると推測される。

上方・東北間の海上輸送を行う中井家では、海難事故による損失が頻繁に発生しており、これに備える必要があった。同家における海上積金の仕法は、仙台店開店後、海路の利用が増加した天明 6～8 (1786-1788) 年頃に創設されたと考えられる。仙台店の史料から、海上金は「積金帳」の「海上積金口」において計算されることが明らかとなっている。店卸目録に記載される期末海上金額は、期首残高に対する利足と、各商品の仕入価額に一定率を乗じた金額を期首残高に加算し、年度内に支出した海難事故による損失補償額を減算して算定される。繰入れた海上金額は、輸送費や諸掛りと共に仕入高に算入された。仕入価額に乗じる比率は、古手・繰綿といった商品の別と仕入れた地域によって異なり、例えば、伊勢古手は仕入価額の 3%、三州綿は 1%、江戸綿は 1 本につき銀 1 匁等と定められていた。利率及び仕入価額に対する比率は、年によって変動する⁸。

相馬店では、海難に関する支出額が海上金額を超過した場合、その差額を「内」(後述する資産等を掲げる区分)において「江戸海上へかし」として表示した(寛政 5～6 (1793-1794) 年)。「かし」になった海上金の清算が行われたのか、寛政 7 年には海上金は見られなくなるが、翌寛政 8 (1796) 年(卯年)に再び「江戸海上積金 卯年初り」として掲げられ、その後寛政 12 (1800) 年まで計上される。

海上金及び利足が計上される寛政 4 (1792) 年～同 12 (1800) 年の店卸目録を検討すると、相馬店の場合、毎年の利足は期首残高に対して 7.2%の割合(寛政 4 (1792) 年～同 9 (1797) 年)で計算され、元金に加えられることが分かった(質屋営業のみとなった寛政 10 (1798) 年～同 12 (1800) 年は若干上がって 7.7%)。7.2%は望性金の利率と等しい。また、開店当初の石巻店において暫定的に定められた望性金の利率(後に 6%となる)や、文化 4 (1807) 年～文政 6 (1823) 年にかけて計上される無利足物金に関する利足の利率とも等しく、中井家店舗群において利率決定の際の標準となっていたのではないかと推測されるが、これについては今後別の店舗の検討が必要である。

最後の「下男惣八給金預」(A 9)は、下男である惣八の給金のうち当座必要でない分を店の資金としているものであるが、利足は付けられていない。惣八からの預りは、この者が退職する前の年である寛政 7 (1795) 年まで見られ、翌寛政 8 (1796) 年からは、次の下男として雇用された幸助からの預りが計上される。これに加えて同 8 年から、儀兵衛、弥兵衛、半兵衛からの預り金も計上されるようになるが、惣八からの預り金と同様に、利足は付けられていない。相馬店では、支配人及び当人(支配人補佐)格だけでなく下男からも広く資金を受け入れてこれを用いていたことが窺える。

「しち方預」及び「なかれしちうり過預」は、質屋業務に関連した預り金である。江頭[1965]によると、相馬店の定目には「流物相払候て元利差引売過有之候は、置主方へ余代相戻可申事」という定めがあることから、質流れ品を売却し、その売価が元金及び利足額を超過する場合、超過分を置主に渡すことになっていたとされる⁹。払い戻しがある場合、

⁸ 江頭[1965] 286-288,292-295 頁。

⁹ 江頭[1965] 631 頁。

店は該当する質物の番号を看板に書いて知らせていた。しかし、置主にすれば流れた品物が売却されるタイミングは分からないため、即時受け取りに行くことは難しく、したがって店には期末時点で残された未払額があったと思われる。「なかれしちうり過預」は、期末時点で未だ置主に渡されていない金銭が預り金として計上されたものと考えられる。

「八木屋かり」は、八木屋に対する債務である。同項目は、寛政4（1792）年には「八木傳殿かし」（寛政5（1793）年にはまた「かり」となる）とされていることから、「八木屋」は八木屋伝兵衛のことであると分かる。八木屋伝兵衛は中井家指定の江戸問屋であり¹⁰、また繰綿の仕入先でもあるため、「八木屋かり」は買掛金や手数料・蔵敷その他の仕入に付随して発生した債務を含む項目であると思われる。

以上の9項目を合計して、5,228両2歩ト銀12匁9分1厘が算定される。

2-2-2. 資産の区分

続いて、「内」として債権や現金在高、商品在庫等の資産項目が列挙される。「日野屋へかし」（A10）「江口屋へかし」（A11）「菊印日野屋前かし」（A16）「小かしゞ高」（A19）は、各方面に対する債権である。「日野屋へかし」は日野屋（中井家仙台店）との金銭の送受額や利足を加減算し、結果相馬店の貸しとなった金額である。江口屋は古手の仕入先であり、「江口屋かし」はその関係から生じた貸付けであると思われる。「小かしゞ高」は複数の相手に対する少額の貸付けを集めた項目である。「日野屋へかし」及び「小かしゞ高」に関しては利足を受け取っている。

「近正 品道中有」（A12）は、京都店に宛てて輸送中の品物である。相馬店では、品物の他に「近正殿へ為登金道中有」（寛政6（1794）年、同8（1796）年等）として、輸送中の金銭を計上する場合もあった。次の400両（A13）に関しては、摘要欄が空白となっており、「近正 品道中有」に関連する項目であるのか否か、詳細は不明である。

「江戸為登」（A14）は、相馬店から江戸店に送った金銭である。相馬店と江戸店の関係は他の年度の店卸目録で確認できる。例えば寛政7（1795）年や同8（1796）年には「中彦殿為登金」「江戸中彦殿差引残り」「中彦殿り足拂」等が見られ、江戸の「中彦殿」すなわち中井屋彦太郎店（中井家江戸店）との間で金銭を融通し合っており、交互計算が行われていたことが分かる。江戸店は米の卸売を主たる営業としながら、その他に上方・奥州間の商品の取次ぎも行っていたとされる店である¹¹。同店では、上方で仕入れた古手や繰綿を江戸において一部陸揚げし、残りは別の船に積替え、また江戸古手をさらに積込んで仙台店へ回漕した。また、東北から北関東にわたる物産（紅花、青苧、生糸等）を上方へ上せる際にも、江戸で下し荷と同様の陸揚げ・積替え作業が行われた。このように、江戸店は上方・奥羽間における産物廻しの中継拠点となっていたことから、古手や繰綿を扱

¹⁰ 上方から仙台に向けた荷物は、江戸問屋の倉庫で一度保管し、海路の場合は他の船に積替えることとされていたため、上方・東北間の産物廻しを主要業務とする中井家では、江戸での中継所となる問屋を指定する必要があった（江頭[1965] 240頁）。

¹¹ 江頭[1965] 982頁。

う相馬店とも取引があったと考えられ、また他の年度の計上科目も考慮すると、「江戸為登」の送り先は江戸の中井彦太郎店であったと推定される。

「上納金」(A 1 5)は、寛政 2 (1790) 年 12 月に藩へ納めた金銭である。寛政 4 (1792) 年の店卸目録には「掛方損」が設けられており、その中には「戌十二月」の「殿様御貸上」として 180 両が計上されている。「掛方損」には「殿様御貸上」の他にも、寛政 3 (1791) 年度中の現金・米での御貸上や古手の売掛金等が見られるが、これらの債権については返済の見込みがないと判断されたため、早々に損失として計上されたと思われる。

「残り古手有物」(A 1 7) 及び「繰綿百廿本半又十八本海上有」(A 1 8) は、それぞれ古手及び繰綿の期末在庫高であり、次年度店卸目録の「古手勘定之部」及び「繰綿勘定之部」において期首繰越高として掲げられる金額である。

「石蔵壺つ」(A 2 0) は、購入した石倉(石蔵)を資産計上したものである。中井家店舗群では、固定資産は取得時の費用とするか、資産計上した場合でも 2~3 年以内に簿外資産とするのが常であった¹²。相馬店も例外ではなく、翌寛政 4 (1792) 年の店卸目録には同項目は記載されていない。

「買置物」(A 2 1) は、家内消費分の諸品の期末在高である。その内訳としては、例えば米や銭等が考えられる。また、「買置物」に「古金色々」と書き加えられる年(文化 2 (1805) 年)があることから、以前に鑄造された小判も含まれていることが分かる。当期においては、「買置物」の売却によって損失を計上している¹³。

次の「米千五百俵」(A 2 2)、「米千四百四十一俵半」(A 2 3) は、米の卸売を行う江戸店と取引のあった相馬店が、管轄地域内で集荷した米を江戸へ運ぶ前に一時店に留め置いたことで計上された項目であると思われる。これらは次期に売り払われており、店卸目録の「徳之部」には「為登米之徳」として 60 両 2 歩余りが計上されている。なお、寛政 4 (1792) 年~文化 7 (1810) 年(寛政 5 (1793) 年、文化 2 (1805) 年を除く)には、「買置物」の他に別途「飯米」が計上されているが、寛政 3 (1791) 年には見られないため、「買置物」、「米千五百俵」、「米千四百四十一俵半」の中に、家内消費分としての飯米その他の消耗品が含まれていると推測される。

「繰ワタ三本破舟損金拂有」(A 2 4) は、繰綿を積んだ船が難破したことに関連する支出を繰り延べたものと思われる。

「しち方かし」(A 2 5) は、期末の質物在高、つまり質貸しに関する債権残高である。これは、次年度店卸目録の「質方勘定之部」において、前期繰越高である「亥正月引請」として計上される金額である。「しち方かし」には、期末時点で未だ請出されていない質物に関する利足が含まれている。詳細な計算方法については、質物内訳明細の区分で検討する。

¹² 小倉[1981b] 12 頁。

¹³ 中井家では、相場及び相場類似の商売が固く禁じられており、これに背いた場合には、主人や支配人であっても厳重な制裁の対象となった。相場類似の行為として、商品の買置も禁じられていたとされる(江頭[1965] 926-927 頁)。

最後の「有金戌ノ大晦日帳尻」(A 2 6)及び「有錢戌ノ大晦日帳尻」(A 2 7)は、それぞれ期末における金と銭の手許在高である。銭については、手許在高と帳簿残高の差額が「せん不足」として「損之部」に計上されている。

以上、18項目の合計額は4,938両ト銀4匁8分8厘となる。最後に、望性金や負債等9項目の合計額5,228両2歩ト銀12匁9分1厘と比較し、当期の損失として290両2歩ト銀8匁3厘が算定される。

2-2-2. 資産の区分

続いて、「内」として債権や現金在高、商品在庫等の資産項目が列挙される。「日野屋へかし」(A 1 0)「江口屋へかし」(A 1 1)「菊印日野屋前かし」(A 1 6)「小かしメ高」(A 1 9)は、各方面に対する債権である。「日野屋へかし」は日野屋(中井家仙台店)との金銭の送受額や利足を加減算し、結果相馬店の貸しとなった金額である。江口屋は古手の仕入先であり、「江口屋かし」はその関係から生じた貸付けであると思われる。「小かしメ高」は複数の相手に対する少額の貸付けを集めた項目である。「日野屋へかし」及び「小かしメ高」に関しては利足を受け取っている。

「近正 品道中有」(A 1 2)は、京都店に宛てて輸送中の品物である。相馬店では、品物の他に「近正殿へ為登金道中有」(寛政6(1794)年、同8(1796)年等)として、輸送中の金銭を計上する場合もあった。次の400両(A 1 3)に関しては、摘要欄が空白となっており、「近正 品道中有」に関連する項目であるのか否か、詳細は不明である。

「江戸為登」(A 1 4)は、相馬店から江戸店に送った金銭である。相馬店と江戸店の関係は他の年度の店卸目録で確認できる。例えば寛政7(1795)年や同8(1796)年には「中彦殿為登金」「江戸中彦殿差引残かり」「中彦殿り足拂」等が見られ、江戸の「中彦殿」すなわち中井屋彦太郎店(中井家江戸店)との間で金銭を融通し合っており、交互計算が行われていたことが分かる。江戸店は米の卸売を主たる営業としながら、その他に上方・奥州間の商品の取次ぎも行っていたとされる店である¹⁴。同店では、上方で仕入れた古手や繰綿を江戸において一部陸揚げし、残りは別の船に積替え、また江戸古手をさらに積込んで仙台店へ回漕した。また、東北から北関東にわたる物産(紅花、青苧、生糸等)を上方へ上せる際にも、江戸で下し荷と同様の陸揚げ・積替え作業が行われた。このように、江戸店は上方・奥羽間における産物廻しの中継拠点となっていたことから、古手や繰綿を扱う相馬店とも取引があったと考えられ、また他の年度の計上科目も考慮すると、「江戸為登」の送り先は江戸の中井彦太郎店であったと推定される。

「上納金」(A 1 5)は、寛政2(1790)年12月に藩へ納めた金銭である。寛政4(1792)年の店卸目録には「掛方損」が設けられており、その中には「戌十二月」の「殿様御貸上」として180両が計上されている。「掛方損」には「殿様御貸上」の他にも、寛政3(1791)年度中の現金・米での御貸上や古手の売掛金等が見られるが、これらの債権については返

¹⁴ 江頭[1965] 982頁。

済の見込みがないと判断されたため、早々に損失として計上されたと思われる。

「残り古手有物」(A 17) 及び「繰綿百廿本半又十八本海上有」(A 18) は、それぞれ古手及び繰綿の期末在庫高であり、次年度店卸目録の「古手勘定之部」及び「繰綿勘定之部」において期首繰越高として掲げられる金額である。

「石蔵壺つ」(A 20) は、購入した石倉(石蔵)を資産計上したものである。中井家店舗群では、固定資産は取得時の費用とするか、資産計上した場合でも2~3年以内に簿外資産とするのが常であった¹⁵。相馬店も例外ではなく、翌寛政4(1792)年の店卸目録には同項目は記載されていない。

「買置物」(A 21) は、家内消費分の諸品の期末在高である。その内訳としては、例えば米や銭等が考えられる。また、「買置物」に「古金色々」と書き加えられる年(文化2(1805)年)があることから、以前に鑄造された小判も含まれていることが分かる。当期においては、「買置物」の売却によって損失を計上している¹⁶。

次の「米千五百俵」(A 22)、「米千四百四十一俵半」(A 23) は、米の卸売を行う江戸店と取引のあった相馬店が、管轄地域内で集荷した米を江戸へ運ぶ前に一時店に留め置いたことで計上された項目であると思われる。これらは次期に売り払われており、店卸目録の「徳之部」には「為登米之徳」として60両2歩余りが計上されている。なお、寛政4(1792)年~文化7(1810)年(寛政5(1793)年、文化2(1805)年を除く)には、「買置物」の他に別途「飯米」が計上されているが、寛政3(1791)年には見られないため、「買置物」、「米千五百俵」、「米千四百四十一俵半」の中に、家内消費分としての飯米その他の消耗品が含まれていると推測される。

「繰ワタ三本破舟損金拂有」(A 24) は、繰綿を積んだ船が難破したことに関連する支出を繰り延べたものである。

「しち方かし」(A 25) は、期末の質物在高、つまり質貸しに関する債権残高である。これは、次年度店卸目録の「質方勘定之部」において、前期繰越高である「亥正月引請」として計上される金額である。「しち方かし」には、期末時点で未だ請出されていない質物に関する利足が含まれている。詳細な計算方法については、質物内訳明細の区分で検討する。

最後の「有金戌ノ大晦日帳尻」(A 26) 及び「有銭戌ノ大晦日帳尻」(A 27) は、それぞれ期末における金と銭の手許在高である。銭については、手許在高と帳簿残高の差額が「せん不足」として「損之部」に計上されている。

以上、18項目の合計額は4,938両ト銀4匁8分8厘となる。最後に、望性金や負債等9項目の合計額5,228両2歩ト銀12匁9分1厘と比較し、当期の損失として290両2歩ト銀8匁3厘が算定される。

¹⁵ 小倉[1981b] 12頁。

¹⁶ 中井家では、相場及び相場類似の商売が固く禁じられており、これに背いた場合には、主人や支配人であっても厳重な制裁の対象となった。相場類似の行為として、商品の買置も禁じられていたとされる(江頭[1965] 926-927頁)。

2-2-3. 「家内入用之部」

資産と望性金・負債等の差引きによる当期損失の算定に続いて、「家内入用之部」(B)が掲げられる。この部は、前半と後半に分けられており、それぞれで小計が計算されている。前半には、食料品代、日用品代、普請代、旅費等の営業に係る支出、後半には、奉公人への給金が計上されている。これらを全て合計すると153両ト銀4匁3分1厘となる。

2-2-4. 質物在庫計算の区分

次に「質貸之部」(C)が掲げられる。ここには、期中の質貸し額及び口数が月別に記載される。各項目において、金建てと銭建てを分けて記し、最後に銭建てを金建てに換算して「合テ」として金建て合計額を算定している。他の部においても、銭建てで記録された項目がある場合、合計額は「質貸之部」と同様の手順で計算される。最後に、期中貸付け額に前期繰越額である「酉ノ年引受」(C1)を加えて、4,742両2歩2朱ト銀2匁2分が算定される。

続く「請質之部」(D)には、期中の請出し額と口数、利足が月ごとに記載される。請出し額及び利足の合計に、さらに質流れ品の原価(質貸し額)と売上利益を加えて、「受流」として3,464両1歩ト銀12匁7分5厘が算定される。最後の「指引而」1,278両2朱ト銀4匁4分5厘は、質貸しによる支出から請出しや質流れ品の売却による収入を差引いた額であり、併記されている口数は帳簿上の期末質物残高である。

質物在庫の計算において最後に記載されるのは「内」(E)と称される区分であるが、これは石巻店や仙台質店における「改有質之部」に相当する。ここには、質物在高と口数、利足が月ごとに計上される。前年度である酉年以前の残質については、年ごとに一括して記載されている。月ごとの質物在高の左に記される「り」は、未だ質物が請出されていないため未収となっている利足額である。これは、保有する債権に関して発生した収益として掲げられていると考えられ、相馬店にのみ見られる項目である。

以上の、期末債権とそれに係る収益を合わせて「元利」が算定される。これは、「しち方かし」(A8)として資産計上され、次年度店卸目録の「質方勘定之部」において「亥正月引請」すなわち前期繰越額とされる金額である¹⁷。口数については、実際在高である6,574口が繰越される。

「元利」(質物在高及び利足の合計額)と、「質貸之部」「請質之部」の比較によって算定された金額を差引きして、458両3歩2朱ト銀5匁4分2厘となる。これは、「質貸之部」「請質之部」を通した計算の際に差引かれた質貸しの利足と質流れ品の売上利益、さらに期末質物在高に併記された利足の合計と等しくなるはずであるが、利足及び徳用の合計額

¹⁷ 「しち方かし」は「元利」より2歩ト銀7匁9分5厘少ないが、この原因は不明である。質貸し額から請出し額及び質流れ品の原価を差引いた金額は「しち方かし」とは大きく異なっているため、「元利」を期末在高にしていると推測される。

は 404 両ト銀 7 匁 7 分 1 厘であるため、差額の 54 両 3 歩ト銀 5 匁 2 分 1 厘が「代有物行違徳」(E 1) とされる。最後に、この行違額を加えて再び質屋業務に関する収益が掲げられる。これは、「徳之部」において「質方」として計上される金額である(後述)。戌店卸目録においては行違徳が出ているため、当該金額は「徳之部」に算入されているが、「行違そん」が出ている場合(例えば寛政 7 (1795) 年, 同 8 (1796) 年等) は、「損之部」に「質方銭切違そん」として計上される。

2-2-5. 商品別損益計算の区分

続いて、「古手仕入之部」及び「古手勘定之部」が掲げられる。この 2 つの部を通して、古手の卸売に係る損益計算が行われる。まず、「古手仕入之部」(F) では、古手の取得原価が決定される。摘要に記されているのは、仕入先及び個数であり、例えば「近正殿四十四箇」(F 2) は、近正すなわち近江屋正治店(中井家京都店) から 44 個(箇) を仕入れたことを示している。他に「近与殿四十式箇」(F 1) 「丸清殿廿壹箇」(F 3) を含む 3 項目は銀建て額で表記されていることから、上方からの仕入であることが分かる。これらを合計すると 36 貫 722 匁 1 分 6 厘となる。この銀建て額の左に記された「五五四八」は、1 両=55.48 匁を意味しており、この交換比率で金建て額に換算される。

次に、江戸の古手問屋である松次殿(松坂屋治兵衛)、松小殿(松坂屋小三郎)、江口殿(恵口屋仁平治)、いせ次(伊勢次) 殿からの仕入が示される。上方及び江戸からの仕入を合わせた購入代価に付随費用¹⁸である「右諸掛物」(F 4) を加えて、1,715 両 2 歩ト銀 5 匁 3 分 6 厘が算定される。

「古手勘定之部」(G) では、売上原価が算定され、さらに売上高との比較によって損益計算が行われる。まず「仕入高」(G 1) であるが、これは「古手仕入之部」で算定された取得原価である。「仕入高」と「酉ノ残り古手引受」(G 2) (期首繰越高) を合計し、2,721 両 1 歩ト銀 4 匁 8 分 6 厘が算定される。この金額から、「内」として期末在庫高 61 両 2 歩ト銀 3 匁 7 分 2 厘を差引いた「引込」が売上原価となる。期末在庫高は当店卸目録において「残り古手有物」(A 5) として資産計上されており、次期に引き継がれる額である。続いて、売上高である「賣立」(G 3) と比較して、183 両 2 歩ト銀 13 匁 2 分 3 厘の損が算定される。これは、「損之部」において「古手うり損」として計上される。

続く「繰綿仕入之部」(H) では、「古手仕入之部」と同様の方法で繰綿の取得原価が計算される。金建て額で計算を行うため、上方からの仕入と江戸からの仕入を分けて記載し、上方からの仕入を列挙した後一度小計を出してこれを金建てに換算している。摘要欄に見られる「本」は繰綿の単位で、これには大入(重量 12 貫目)、小入(重量 6 貫目) の別

¹⁸ 店卸目録から付随費用の内訳を知ることができないが、元治元(1864)年頃の「諸事記」には大坂・仙台間の古手輸送に関する諸経費の記録が残されている(江頭[1965] 248-250 頁)。同史料によると、主な費用として、各地での荷造賃、菱垣運賃、舁賃、入津・水揚賃、諸蔵敷、飛脚代、梱包資材代などが見られる。

があったが、特に記載のない場合は大入を指す¹⁹。次に、「山二」の屋号を持つ店と仙台店から仕入れた 81 本を加え、当期仕入高が 1,075 両 3 歩ト銀 5 匁 6 厘となる。最後に、付随費用である「諸掛り」(H 1) を加算して繰綿の取得原価 1,125 両 1 歩ト銀 2 匁 5 分 8 厘が算定される。

「繰綿勘定之部」(I) では、繰綿の卸売に係る損益計算が行われる。まず「繰綿仕入之部」において算定された取得原価が「戌之仕入高」(I 1) として掲げられ、これに期首繰越高である「酉ノ残綿」(I 2) が加えられる。次に、「内」として「海上有十八本」(I 3), 「着有物百廿本半」(I 4), 「着有物」に関する諸経費(「百廿本半掛り物見詰」), 難船による品物の廃棄分(「大入三本なん舟捨り引」) を 1,878 両 2 歩ト銀 14 匁 6 分 5 厘から差引いて、売上原価 1,227 両 1 歩ト銀 2 匁 7 分 1 厘が算定される。繰綿の期末在庫高である「海上有十八本」, 「着有物百廿本半」, 「百廿本半掛り物見詰」の合計額は、「繰綿百廿本半又十八本海上有」(A 6) として資産計上されている。

「内」に掲げられる項目は全て、期首商品棚卸高及び当期仕入高から差引かれるが、「海上有十八本」, 「着有物百廿本半」, 「百廿本半掛り物見詰」で合計額を出し、その後「大入三本なん舟捨り引」を控除しているのは、前者が当店卸目録において資産計上される期末在庫高であるのに対し、後者は「損之部」に計上される費用であることを区別するためであると思われる。最後に、売上原価と売上高を比較して 82 両 1 歩ト銀 5 匁 2 分 6 厘の損が算定される。これは、「損之部」において「綿うり損」として計上される。以上で、商品別の損益計算が終了する。

2-2-6. 当期損益計算の区分

最後は、相馬店全体の損益計算を行う区分であり、「利足拂之部」「利足取之部」「損之部」「徳之部」から構成される。

まず「利足拂之部」及び「利足取之部」には、それぞれ支払利息及び受取利息が計上される。「利足拂之部」(J) における「日野中井望性金利足」は、望性金・負債等の項目を掲げた区分に「中井望性の利」(A 2) として計上されており、現金で支払われたのではないことが分かる。「近正へ」「江戸海上へ」「積金へ」は、それぞれ「近正」(A 1)「店積金」(A 3)「江戸海上預」(A 4) に対する利足である。日野新すなわち日野屋新三郎店(中井家仙台店)と「近正」については、受取利息も計上されており、利足の付け合いが行われていたことが分かる。「積金へ」については、前稿でも述べた通り、「店積金」の期首残高の約 7%が計上されており、期首残高にこの利足を加えた金額が当期末の「店積金」として掲げられる。「わた代り足拂」は、「繰綿仕入之部」において仙台店からの繰綿の引受けが見られるため、仲間取引による仙台店への支払利息であると考えられる²⁰。

¹⁹ 江頭[1965] 294 頁。

²⁰ 中井家では、支店間の商品融通に伴う利益の偏りを利足の授受によって解消していた(小倉[1962] 77 頁)。

「利足取之部」(K)には、仙台店及び近正からの受取利息等が計上される。「小り足」は「小かしゞ高」(A7)に関する利足であると考えられる。「殿色より」については、関連すると思われる項目が他に2つ計上されているが、詳細は不明である。

上記の「利足拂之部」と「利足取之部」を比較して、355両3歩2朱ト銀4匁5分6厘が算定される。

最後の「損之部」及び「徳之部」では、2つの部の比較によって当期損益額が算定される。「損之部」(L)では、まず「利足拂之部」及び「利足取之部」の差引計算の結果、「利足拂之部」が「利足取之部」を上回った額が「日合損」として掲げられる。続く「家内入用」は「家内入用之部」の合計額²¹、「せん不足」は現金不足額であり、「買置物うりそん」「反ものうり損」はそれぞれ「買置物」「反もの」の売却損である。「金たちん状ちん共」(金駄賃状賃共)は、荷運び代及び飛脚代である。ただし、古手や繰綿に係る輸送費は「諸掛り」に含まれているため、商品の輸送と直接的に関係のない支出であると推測される。駄賃及び状賃が見られるのは寛政9(1797)年までであり、相馬店において古手・繰綿の取扱いが終了する寛政10(1798)年以降は計上されない。したがって、駄賃及び状賃は古手・繰綿の取扱いに伴って発生する経費、例えば古手・繰綿の相場や、積み荷の発送・受取に関する書簡の飛脚代等であった可能性が考えられる。

「古手うり損」「綿うり損」は、各商品の損益計算の区分で算定された損失である。「くりわたなん舟損」は、「繰綿勘定之部」において「大入三本なん舟捨り引」として計上された損失である。以上の9項目を合計すると、「損之部」ゞ高が804両ト銀2匁5分7厘となる。

一方の「徳之部」(M)に計上されるのは「質方」のみとなっている。「質方」は、「質貸之部」及び「請質之部」を通して計算された1,278両2朱ト銀4匁4分5厘と、「内」に計上された期末の残り質及び利足との差額である。つまり「受しち利」「流しち徳」「残りしち徳」の合計額に、「代有物行違徳」を加えた額が質屋業に関する収益として計上されていると考えられる。

最後に、「損之部」から「徳之部」を差引いて算定された損失から、さらに「酉ノ年徳用に相出し間違」を差引き、297両3歩ト銀3匁7分の不足が算定される。これと、期首と期末の正味身代の比較による不足290両2歩ト銀8匁3厘との差額、7両ト銀16匁7厘が「行違」とされる²²。

第3節 「享和二年戊正月吉日 酉ノ年分店卸目録帳」の分析

²¹ 「家内入用之部」合計額と「家内入用」(「損之部」)の間に1両ト銀3匁8分の差が生じているが、原因は不明である。次年度以降は、両者が一致するため、「家内入用」は「家内入用之部」のゞ高を移記したものであると考えて差し支えないだろう。

²² 実際に計算すると7両ト銀10匁6分7厘となる。店卸目録作成時に、10匁6分とすべきところを16匁と記入したものである。15匁で1歩となるため、16匁にはなり得ない。

本節では、享和 2 (1802) 年の酉店卸目録を取り上げ、詳細に検討する (翻刻 11)。この年には寛政 3 年に行われていた古手・繰綿の卸売が中止となっているが、質屋業務は続けられているため、当該店卸目録は質店の決算報告書として分析することができる。

3-1. 帳簿の概要

酉店卸目録は横半帳の形をとる 46 頁からなる冊子である。表紙及び裏表紙の表題・宛先等は帳簿を縦に用いて縦書きで記入されている。表紙には「享和二年戊正月吉日 酉ノ年分店卸目録帳」と記されている。裏表紙には、寛政 3 (1791) 年とは異なり、差出人名たる店名前「近江屋源左衛門」と宛名「中井良祐様」が記されている。「中井良祐」とは、初代源左衛門光武のことである²³。表紙及び裏表紙の記載内容から、当該店卸目録が近江屋源左衛門店における酉年 (享和元 (1801) 年) 分の決算報告を目的として享和 2 (1802) 年の 1 月に作成され、中井家本家に送られたものであることが分かる。

記数には漢数字を用い、金・銀・銭を分けて記載している。ほとんどの項目は金建て・銀建て額で表記されるが、銭の期末在高と質物在庫計算に関する部に計上されている項目 (質貸し額と請出し額、利足額等) は金建てと銭建てで表記される。各部において、銭建て額のみ一度合計され、これを金建て額に換算してから、もともと金建て表記であった額に加えるため、必然的に行数が多くなる。相馬店の店卸目録の頁数は、寛政 3 年は 54 頁であり、古手や繰綿の卸売をやめた享和 2 年には少し減って 46 頁となっているが、仙台店や石巻店が 26~32 頁であることと比べると、相馬店は上記のような金額表記の事情により、頁数が多くなっている。

金額に突合印は押されていない。戌店卸目録の帳簿の概要 (2-1) で述べた通り、石巻店や仙台質店と同じ形の突合印が見られるのは、享和 4 (文化元・1804) 年以降である。享和 2 (1802) 年の店卸目録においては、「メ」や「惣」で示される合計額や、「差引」で示される差引残高等の要所にのみ割印が押されている。割印であるため、印に刻まれた全ての文字を読むことはできないが、「中村大町 近江屋」という店名前の入った印が使用されているようである。

酉店卸目録は、資産と負債・望性金等の比較から損益計算を行う区分 (部の名前なし)、「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」「質貸之部」「受質之部」「有質之部」から構成される。以下では各部の記載内容を 1 行目から順を追って検討を行い、酉店卸目録における計上科目、計算構造等を明らかにする。

3-2. 店卸目録の分析

3-2-1. 財産法による損益計算の区分

²³ 初代源左衛門光武は、晩年に良祐と号した (江頭[1965] 34 頁)。

酉店卸目録の 1 行目から 2 行目にかけて、「享和元年酉年店卸 戊正月改」と記載されている。これは正味身代の比較により当期損益額を算定する区分である。前半部には望性金や預り金、負債等が、後半部には資産項目が掲げられ、両者の差引計算によって当期利益額が算定される構造となっている。

金額と摘要を記した記録は 3 行目から開始される。まず最初に、「店積金」と「右利足」が計上され、「右利足」の左側に合計額が示されている。これは、寛政 3 年にも見られた項目であり、毎年期首残高に約 7%の利足が付けられる。ただし、寛政 3 年の時点では損失を出していたため、計上されることはなかったが、享和 2 年においては、利益を出しているため、このうち約 10%を「店積金引」としている。これは、「店積金」及び「右利足」の合計額に加えられ、次期店卸目録において「店積金」として掲げられる。

続いて、「望性金」2,500 両とその利足である「右利足」180 両が計上される。望性金は、中井家本家からの融資額であり、寛政 3 年～寛政 9 年は 4,000 両、寛政 10 年～文化 5 年は 2,500 両、文化 6 年以降は 2,000 両が計上されている。望性金の額は年々減少している。望性金には毎年 7.2%の利足の支払いが義務付けられており、これは店の経費の中でも大きな負担となっていたため、できる限り早く返納する必要があったと思われる。石巻店では 6%の利足であり、同店においてもこの利足の支払いが大きな負担となっていることに変わりはないが、こちらでは店の思惑に反して望性金は増える一方であった。

「預金」及び「弥兵衛預金」は各方面からの借入である。「預金」については寛政 7 年から見られ、およそ 20 両、11 両、14 両、2 両と増減を繰り返しながら享和 2 年に至るが、寛政 7 年から但書等は付されず、預り金であることが示されるのみであるため源泉は不明である。仙台店元方、同見世方、同質店、石巻店の同年の店卸目録上に相馬店への貸付けは見られなかったため、少なくともこれらの店からの借入ではない。中井家関係者であれば「中正殿かり」や「中新殿かり」等と表記されるため、中井家関係者以外からの預り金であると推測される。「預金」には利足は付けられていない。一方の「弥兵衛預金」は相馬店の奉公人である弥兵衛から預かった金銭を積立て、「右利足」として利足を付けて計上しているものである。「弥兵衛預金」に対する利足の左に記されるものは、この合計額である。

上で述べた「店積金」「望性金」「弥兵衛預金」に関連して計上される各利足は、全て費用に相当する項目を集めた「損之部」に計上されている。以上の項目を全て合計すると、2,861 両 2 歩ト銀 14 匁 8 分 7 厘となる。

続いて「内」として、資産が列挙される。「(仙台店屋号) 印貸」は、仙台店元方への貸付残高である。これは、仙台店元方の店卸目録（享和 2 年）においては、「近源殿預り」として計上されている。この貸付けに対する相馬店の受取利息は「徳用之部」に計上される。

「買置物」「帳紙買置也」「飯米拾六俵買置」「目薬百五拾具買置」は、古金や、店で使用する帳面、飯米、目薬の在庫である。飯米在庫は年によってその数量が異なるが、およそ 12～50 俵の備蓄が計上されている。目薬は同店での販売目的で仕入・保有されているもの

であり、この販売益は「徳用之部」に計上されている。買置物として見られる具体的な品名は、飯米・紙帳面・目薬が主立ったものであるが、他に味噌や材木、炭薪の在庫が計上される年もある。商品だけでなく家内消費分も含めた期末在庫を計上するのは、これらがいざとなれば販売可能な品物であるからではないだろうか。実際に、買置物を売り払っている年も見られ、寛政3年のように損が出てしまう場合もあるが、利益を上げている年もある。

「預金」及び「弥兵衛預金」は各方面からの借入である。「預金」については寛政7年から見られ、およそ20両、11両、14両、2両と増減を繰り返しながら享和2年に至るが、寛政7年から但書等は付されず、預り金であることが示されるのみであるため源泉は不明である。仙台店元方、同見世方、同質店、石巻店の同年の店卸目録上に相馬店への貸付けは見られなかったため、少なくともこれらの店からの借入ではない。中井家関係者であれば「中正殿かり」や「中新殿かり」等と表記されるため、中井家関係者以外からの預り金であると推測される。「預金」には利足は付けられていない。一方の「弥兵衛預金」は相馬店の奉公人である弥兵衛から預かった金銭を積立て、「右利足」として利足を付けて計上しているものである。「弥兵衛預金」に対する利足の左に記される〆は、この合計額である。

「有質〆高」は、期末の質物在高である。ここには、質物在庫の計算を行う区分において、実地棚卸高を示す「有質之部」の合計額が転記されている。

最後の「帳尻金銭」は、期末の現金在高（金と銭）である。金は195両、銭は1,487貫800文ある。このうち銭建て額については、金及び銀建て額に換算し、「〆」において金195両と合計した金額を改めて記載している。金と銭の換算は、店卸目録中にたびたび記載される通り、「六式かへ」つまり6,200文=1両として計算されている。

「惣」では、上記資産項目の合計額3,053両ト銀6匁5分が示される。

続いて、望性金及び負債の合計額2,861両2歩ト銀14匁8分7厘と比較して、191両1歩ト銀6匁6分3厘が算定される。ここからさらに約10%が「店積金」として差引かれ、残りが正味の当期利益額である「酉ノ年徳用」となる。

3-2-2. 「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」

これは、収益と費用に相当する項目を比較することによって損益計算を行う区分であり、「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」からなる。「家内入用之部」は「損之部」に計上される項目の内訳を示した部であるため、この区分の主たる目的である損益計算は、「徳用之部」と「損之部」の比較によって達成される。以下では、各部に計上される内容を詳しく見てみよう。

まず、「徳用之部」である。ここには、収益に相当する項目が計上されている。「質方徳用」は、後述する「受質之部」に掲げられる利足と質流れ品の売却益の合計額に、質物の行違額を加えた金額である。「(仙台店屋号)印より利足取」は、資産として計上されていた「(仙台店屋号)印貸」に関する受取利息である。この額は、仙台店元方の店卸目録（享

和 2 年) においては、「利足拂之部」に「相馬 近源殿利足拂」として計上されている。

「目薬徳用」は、前にも述べた通り、目薬の販売益である。店卸目録の記録を遡ると、寛政 12 年から目薬の取扱いを始めており、毎年利益を出していることが分かった。寛政 9 年に古手及び繰綿の卸売を終えてから、収入の足しに始めたのではないだろうか。収益の柱である質屋営業による収入と比較すると微々たるものではあるが、目薬の売上利益は継続的な収入源になっていたといえる。

以上の項目を合計すると、「徳用之部」合計は 562 両 1 歩 2 朱ト銀 1 匁 8 分 4 厘となる。

続く「損之部」には、支払利息、現金不足、日用品代、旅費、食料品代、給料等の費用項目が計上されている。このうち、同部において個別に掲げられるのは、支払利息と現金不足のみであり、その他は「家内入用」という名称で一括して計上されている。最初から順番に見ていく。まず最初の「酉ノ年分 望性金利足拂」は、享和元年（酉年）の望性金に対する支払利息である。負債として計上されていることから、期中に現金で支払われたのではないことが分かる。「店積金利足」は、店の利益の約 10%を留保した「店積金」に対する利足である。この利足を加えた額が次期に繰越される。「弥兵衛利足」は、「弥兵衛預金」に対する利足である。この 2 つの利足も負債項目として計上されていることは前に述べた通りである。

以上の項目を合計すると、「徳用之部」合計は 562 両 1 歩 2 朱ト銀 1 匁 8 分 4 厘となる。

続く「損之部」には、支払利息、現金不足、日用品代、旅費、食料品代、給料等の費用項目が計上されている。このうち、同部において個別に掲げられるのは、支払利息と現金不足のみであり、その他は「家内入用」という名称で一括して計上されている。最初から順番に見ていく。まず最初の「酉ノ年分 望性金利足拂」は、享和元年（酉年）の望性金に対する支払利息である。負債として計上されていることから、期中に現金で支払われたのではないことが分かる。「店積金利足」は、店の利益の約 10%を留保した「店積金」に対する利足である。この利足を加えた額が次期に繰越される。「弥兵衛利足」は、「弥兵衛預金」に対する利足である。この 2 つの利足も負債項目として計上されていることは前に述べた通りである。

「銭不足」は、現金（銭）の不足額である。「(仙台店屋号) 印へ利足拂」は、仙台店元方に対する負債の支払利息である。仙台店元方の店卸目録を参照すると、相馬店が本家へ支払うべき望性金の利足と酉年の徳用については仙台店元方の立替えとなっており、同店において負債として計上されている。支払利息はこの負債に対してのものであり、仙台店元方への貸付けに関する受取利息と同じ約 11%を支払っている。「家内入用」は、上記以外の支出と給金を合計したものである。

以上の費用項目を合計すると、368 両 2 歩ト銀 1 匁 7 分となる。続いて「差引」において「徳用之部」及び「損之部」の合計額の比較により、193 両 3 歩ト銀 7 匁 6 分 4 厘の当期利益額が算定される。

最後の「家内入用之部」では、「損之部」に計上されていた「家内入用」の内訳が示され

る。ここにはまず、飯米・味噌・醤油・野菜等の食料品代、普請代、近隣店舗や本家への登り・掛け代金回収の旅費、日用品代などが計上されている。ここで一度、合計額が算定される。続いて、奉公人8名への給金が計上され、給金のみの合計額が算定される。最後にこれら2口を足し合わせて、「家内入用之部」の総計として137両2歩ト銀2匁1分4厘が掲げられる。

「損之部」においては、支払利息とそれ以外という区別が明確に見られ、さらに利足以外の支出については「家内入用之部」において諸経費と給与という区別が見られた。相馬店では、享和の時点でこのように多様な項目を系統立てて分類しているが、石巻店では、同様の形で記載が行われるようになるのは、もう少し後になってのことである。

3-2-2. 「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」

これは、収益と費用に相当する項目を比較することによって損益計算を行う区分であり、「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」からなる。「家内入用之部」は「損之部」に計上される項目の内訳を示した部であるため、この区分の主たる目的である損益計算は、「徳用之部」と「損之部」の比較によって達成される。以下では、各部に計上される内容を詳しく見てみよう。

まず、「徳用之部」である。ここには、収益に相当する項目が計上されている。「質方徳用」は、後述する「受質之部」に掲げられる利足と質流れ品の売却益の合計額に、質物の行違額を加えた金額である。「(仙台店屋号) 印より利足取」は、資産として計上されていた「(仙台店屋号) 印貸」に関する受取利息である。この額は、仙台店元方の店卸目録(享和2年)においては、「利足拂之部」に「相馬 近源殿利足拂」として計上されている。

「目薬徳用」は、前にも述べた通り、目薬の販売益である。店卸目録の記録を遡ると、寛政12年から目薬の取扱いを始めており、毎年利益を出していることが分かった。寛政9年に古手及び繰綿の卸売を終えてから、収入の足しに始めたのではないだろうか。収益の柱である質屋営業による収入と比較すると微々たるものではあるが、目薬の売上利益は継続的な収入源になっていたといえる。

以上の項目を合計すると、「徳用之部」合計は562両1歩2朱ト銀1匁8分4厘となる。

続く「損之部」には、支払利息、現金不足、日用品代、旅費、食料品代、給料等の費用項目が計上されている。このうち、同部において個別に掲げられるのは、支払利息と現金不足のみであり、その他は「家内入用」という名称で一括して計上されている。最初から順番に見ていく。まず最初の「酉ノ年分 望性金利足拂」は、享和元年(酉年)の望性金に対する支払利息である。負債として計上されていることから、期中に現金で支払われたのではないことが分かる。「店積金利足」は、店の利益の約10%を留保した「店積金」に対する利足である。この利足を加えた額が次期に繰越される。「弥兵衛利足」は、「弥兵衛預金」に対する利足である。この2つの利足も負債項目として計上されていることは前に述べた通りである。

「銭不足」は、現金（銭）の不足額である。「(仙台店屋号) 印へ利足拂」は、仙台店元方に対する負債の支払利息である。仙台店元方の店卸目録を参照すると、相馬店が本家へ支払うべき望性金の利足と酉年の徳用については仙台店元方の立替えとなっており、同店において負債として計上されている。支払利息はこの負債に対してのものであり、仙台店元方への貸付けに関する受取利息と同じ約 11%を支払っている。「家内入用」は、上記以外の支出と給金を合計したものである。

以上の費用項目を合計すると、368 両 2 歩ト銀 1 匁 7 分となる。続いて「差引」において「徳用之部」及び「損之部」の合計額の比較により、193 両 3 歩ト銀 7 匁 6 分 4 厘の当期利益額が算定される。

最後の「家内入用之部」では、「損之部」に計上されていた「家内入用」の内訳が示される。ここにはまず、飯米・味噌・醤油・野菜等の食料品代、普請代、近隣店舗や本家への登り・掛け代金回収の旅費、日用品代などが計上されている。ここで一度、合計額が算定される。続いて、奉公人 8 名への給金が計上され、給金のみの合計額が算定される。最後にこれら 2 口を足し合わせて、「家内入用之部」の総計として 137 両 2 歩ト銀 2 匁 1 分 4 厘が掲げられる。

「損之部」においては、支払利息とそれ以外という区別が明確に見られ、さらに利足以外の支出については「家内入用之部」において諸経費と給与という区別が見られた。相馬店では、享和の時点でこのように多様な項目を系統立てて分類しているが、石巻店では、同様の形で記載が行われるようになるのは、もう少し後になってのことである。

3-2-3. 質物在庫計算

この区分では、質店における管理が必要な質物在庫の計算が行われる。具体的には、「質貸之部」「受質之部」「有質之部」を通して、記録上の期末質物在高と実地に検分した質物在高の突合せを行い、質物過不足（「行違」）を算定している。これまでの区分とは異なり、金額は金・銭建てとなっており、銭は区切りのいいところで合計して金建てに換算し、表記を金建て（端数は銀建て）に統一している。

まず最初の「質貸之部」には、当期の質貸し額・口数と前期繰越額・口数が掲げられる。当期の質貸し額については、12 ヶ月分が月ごとに示されており、「酉正月分」「同二月分」等としてそれぞれ口数と金額が掲げられる。前期繰越額は「酉正改引受」とされており、口数と金額が一括して掲げられる。これらを合計すると、6,788 両 2 朱ト銀 10 匁 1 分 5 厘となる。

「受質之部」は質物の請出しに関する記録である。「質貸之部」と同様に、「酉正月分」「同二月分」と記載し、月ごとに請出し額・口数・利足額（「り」）が掲げられる。元金と利足は 12 ヶ月分が別々に合計される。加えて、売却した質流れ品の貸付け額とその売上利益も掲げられる。続く「請流元」では、請出し額と売却した質流れ品の貸付け額の合計が示され、「利」では、利足と質流れ品の売上利益の合計額が示される。「元利」はこれら

全ての合計額である。最後に「質貸之部」合計額と「元利」を比較して「差引」1,786 両 3 歩 2 朱ト銀 7 匁 5 厘が算定される。「差引」の右に示されている口数（10,928 口）は、帳簿上の期末在高である。

第 4 節 考察

前節まで、寛政 3(1791)年の「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戊店卸目録」及び享和 2(1802)年の「享和二年戌正月吉日 酉ノ年分店卸目録帳」を個別に分析した。ここで、各店卸目録の概要を示しておく。最初に分析を行った寛政 3 年の戊店卸目録は、資産と負債・望性金等の比較から損益計算を行う区分、「家内入用之部」「質貸之部」「請質之部」「古手仕入之部」「古手勘定之部」「繰綿仕入之部」「繰綿勘定之部」「利足拂之部」「利足取之部」「損之部」「徳之部」から構成されていた。これらの部を通して、商品別の損益計算、質貸しに関する利足・売上利益の計算、質物過不足の計算を行い、最終的には当期損益額が算定される形となっていた。当期損益額の算定が目的ではあるが、その過程で行われる計算も、商品・質物の期末在高や原価（貸付け額）、売上高等の情報を示すという意味で重要な役割を担っている。

享和 2 年の酉店卸目録は、資産と負債・望性金等の比較から損益計算を行う区分、「徳用之部」「損之部」「家内入用之部」「質貸之部」「受質之部」「有質之部」から構成されていた。まず最初の区分から「家内入用之部」において、当期損益額を 2 方面から算定し、また差引計算を行うことによって行違いを算定している。続く「質貸之部」から「有質之部」は質物在庫に関する計算を行う区分となっており、ここでは帳簿上の質物残高と実地棚卸によって判明した在高を比較することによって過不足額を計算している。

石巻店や仙台質店における「改有質之部」に相当する区分は、寛政 3 年では「内」、享和 2 年では「有質之部」と呼ばれている。「内」というのは、「質貸之部」と「請質之部」を比較し、その結果と「改有質之部」を比較するという計算の関係を表した語句であって、「質貸之部」及び「請質之部」のような、計上項目の内容を表現した語句ではない。仙台質店や石巻店においても主に資産を掲げた区分において見られる。相馬店では、寛政 3 年の「内」から始まり、同 4 年～6 年は「内 残り質」「残り質之部」「残り質改」とされる。また寛政 7 年～同 13 年は「内 残り質之部」「内 有質之部」として、「内」が付けられている。そして最終的に、享和 2 年～文化 7 年において「内」がなくなり「有質之部」という名称で定着する。仙台質店及び石巻店においても、享和年間には資産項目を表す「内」の他に、「右之内 受質之部」という名称が用いられていた。「質貸之部」と差引する部であるという意味で「右之内」が付けられていると思われるが、後に両店舗ともにこの名称は見られなくなる。享和年間では、各区分に計上される項目の認識が後の年度と比較してまだ曖昧であったため、計算の関係を表すために「右之内」や「内」という語句が多く用

第6章 仙台質店と石巻店の店卸目録の変化

ここでは、仙台質店と石巻店の店卸目録に見られる変化という視点から分析を行う。仙台質店については、安政7（万延元・1860）年の店卸目録、石巻店については、天保11（1840）年の店卸目録を検討する。両店の店卸目録の記載内容を明らかにし、享和年間からの変化を観察する。また、店同士の比較を行い、その結果をもとに、石巻店と仙台質店の店卸目録に見られる共通性と計算・表示形式の継続性について考察する。

第1節 仙台質店作成「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」の分析

第3章では、仙台質店による寛政13（享和元・1801）年から享和4（1804）年の店卸目録を検討した。本節では安政7（万延元）年の店卸目録を取り上げ、その内容について検討するとともに、享和年間の店卸目録との比較を行う。

「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」（翻刻12）は30頁からなる冊子で、見返しと最後の3頁は白紙となっている。表紙には「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録 御本家様 仙臺質店」と記載されていることから、当該店卸目録は未年である安政6年度分の決算に関する記録であり、安政7年の正月に仙台質店によって作成され、中井家本家に宛てて送られたものであることが分かる。表紙において標題と同時に宛先・差出人を示しているため、裏表紙には何も記載していない。表紙と裏表紙には「出店 仙臺大町一丁目 日野屋」の印が押されており、享和年間とは異なる印が用いられている。

享和年間の店卸目録から50年以上経つため当然であるが、筆跡をはじめ体裁に変化が見られる。金額は金建て銀建てあわせた貨幣額での表示であるが、銀建て額については初めに「銀」と記して区別している点が新しい。全ての金額には突合印を押しているが、□に合と書いた印に変わっており、その色も赤が用いられている。また、「質貸之部」など、口数も記載される箇所になるとその口数にも印を押している点が今までと異なっている。

決算内容については3つの部に大別できるので、以下でそれぞれについて詳細を述べる。

1-1. 金指引之部・右引当之部・・・(a)

この区分は、今日の貸借対照表に相当するものであり、負債及び資本が計上される「金指引之部」と、資産が計上される「右引当之部」の比較によって当期損益額が算定される仕組みとなっている。

「金指引之部」(a)では6項目が計上される。まず最初に、仙台本店からの借入である「本店無利足借用」と「同所新借用」が計上される。次に「巳年〆午年迄店卸徳用積金差引元利」であるが、これは巳年（安政4年）と午年（安政5年）の店卸目録において算定された利益額を積立て、そこに利足をつけたものである。利益額の一部を留保したものな

のか全額であるのかは不明であるが、享和年間の店卸目録で見られた「出精金預り」と「右り足預り」の合計に相当するものと考えられる。

「御本家納預り元利」「御本家 奥方預り元利」は本店ではなく本家からの預り金とその利足である。「別段積金元利」は、従業員預り金その他を源泉とする積立金に利足を加えたものであると思われる。以上の項目を合計すると14,276両2歩ト銀5匁1分9厘となる。以上が、借入金、預り金、利益留保額、未払利足からなる「金指引之部」である。

「右引当之部」には、上の6項目と比較する資産項目が挙げられる。「改有質 μ 」は、後で出てくる「改有質之部」の合計額である。次の「出入尻有」は内訳として「取次中差引残貸 μ 高」と「出入尻正有」を記載している。当時、取次衆と呼ばれる仲介者が存在しており、この店では彼らが集めた質物を預かって金銭を貸付け、一定の利足を取っていた¹。したがって、「取次中差引残貸 μ 高」は取次衆に対する債権の期末残高であると思われる。「出入尻正有」は、正金の期末在高である。

「前年帳貸 μ 高」「大福帳貸差引 μ 高」は、各帳簿の差引尻、借方残高である。「亥正改手形下口損有物」は、何を指す項目であるのか不明であるが、「辰店卸損有物」と同じく損失を資産として計上したものである。中井家では、繰越欠損金は出資者と世話人の追加出資によって補填するべきとしていたため、店の立場から見た請求権として損失を資産計上していた。この年の損有物2項目もそのような意味合いで掲げられたものであると考えられる。また、「御上為替不渡り有物」についても同様に貸倒れに対する店の請求権として解釈できる。

「地古手買入有物」は古着や古物の在庫であり、質流れ品だけでなく古手も仕入れて販売していたものと見られる。

以上9項目を合わせて、14,010両ト銀2分3厘が計上される。

続く「前後差引」において借入金等6項目と「右引当之部」を比較して266両2歩ト銀4匁9分6厘の「不足」が算定される。また、この内訳として「損毛」265両2歩ト銀5匁2分1厘と、「金差引不足」3歩ト銀14匁7分5厘に分けている。「損毛」の額は「徳用之部」と「損之部」の比較によって算定される損失と同額であり、これを掲げたものと思われる。「不足」から「損毛」を差引いた残りは「金差引不足」とされている。

1-2. 徳用之部・損之部・・・(b)

これは、収益に相当する項目が計上される「徳用之部」と、費用に相当する項目が計上される「損之部」の差引計算によって当期損益額を算定する区分である。

最初の「徳用之部」には、利息収入と質流れ品の売却益が計上されている。「利足取揚 μ 」と「別利足取揚 μ 」は、質屋業に関する利足とそれ以外の利足である。「本店返り日合」は、本店への融通に付けられた利足である。「作龍殿貸金利足」「平兵衛 五郎兵衛貸金利足」「鈴又殿貸金利足」は質以外の個人的な貸付けに関する利息収入である。「殿」のついてい

¹ 江頭[1964a] 3頁；[1965] 634頁。

ない平兵衛、五郎兵衛は従業員で、この2名への貸付けはつまり給料前貸金にあたる。これらの貸付に関しては「右引当部」内に明記されていないが、「大福帳貸差引 μ 高」に含まれていると思われる。中井家の大福帳は、日常的用法としては総勘定元帳としての役割を果たすものであるが、決算のときのみ大福帳の差引戻が債権残高として用いられるのである²。

最後に質流れ品の売却益である「流品売出し徳用」を加えて、合計額879両2歩ト銀3匁7厘が算定される。

続く「損部」には、費用に相当する項目が列挙されている。「本店日合拂」は仙台北店から受けた融通に対する利足相当額である。「同所蔵敷雑用拂」は同じく仙台北店に支払う店舗建物賃借料と、共通経費の質店負担分である。享和年間の店卸目録では毎年「元方へ造用」50両と「同式口分 蔵舗」60両と記載していたものであるが、ここでは105両を一括して計上している。

「諸入拂」は、店で支払った消耗品費や小遣いなど、比較的少額の項目を合わせたもので、「日々勘定不足」は現金不足額である。「積金利足拂」以下3項目は、それぞれ「金指引部」に挙げられた「巳年 μ 午年迄店卸徳用積金差引元利」「御本家納預り元利」「御本家 奥方預り元利」に関する利足額である。「五郎兵衛同拂」の元金は示されていないが、従業員からの預り金に付けた利足であると思われる。

「午店卸改質行違不足」と「同金差引不足」は前年度の店卸目録で算定された質物の紛失額と、両面計算によって算定された損失の差額（財産法による損失が損益法による損失を上回る額）を損として計上したものである。「別段積金利足拂」は「金指引部」で計上された「別段積金元利」に対する利足支払額である。

以上、12項目を合計して1,145両ト銀8匁2分8厘を算出し、次の「損徳差引」において「徳用部」合計と比較して、265両2歩ト銀5匁2分1厘の「損毛」を算定している。これは、「金指引部」と「右引当部」の差引計算の結果である「前後差引」の内訳の中で、「損毛」として掲げられる金額である。

ここまでの内容を図に示すと、図表6-1の通りとなる。

² 小倉[1962] 119頁。

図表 6-1 仙台質店 安政七庚申歳店卸目録の決算構造

金指引之部・右引当之部		徳用之部・損し之部	
右引当之部 14,010両2分3厘	金指引之部 4,276両2歩5匁1分9厘	損し之部 1,145両8匁2分8厘	徳用之部 879両2歩3分7厘
改有質 3,568両3歩 出入尻有 1,409両2歩1匁1分2厘 〔 出入尻有内訳 586両3歩 1匁7分3厘 取次中差引残質 高 822両3歩 9匁3分9厘 出入尻正有 963両1歩 10匁8分 前年帳質 高 1,581両 4匁5厘 大福帳質差引 高 5,367両1歩 3匁9分4厘 亥正改手形下 ■ 損有物 1歩 流品有物 405両 1匁 御上為替不渡り有物 118両2歩 4匁4分3厘 辰店卸損有物 595両2歩 4匁8分9厘 地古手質入有物	本店無利足借用 7,550両 同所新借用 849両 9匁1厘 巳年より午年迄店卸徳用 3,173両3歩 5匁8分7厘 御本家納預り元利 2,626両2歩 6匁7分9厘 御本家奥方預り元利 45両 0匁5分2厘 別段積み金元利 31両3歩 3匁	本店日合拂 154両2歩0匁1分5厘 同所蔵敷雑用拂 105両 諸人拂 27両 6匁4分 日々勘定不足 4分8厘 積金利足拂 179両2歩9匁1分1厘 御本家預り利足拂 148両2歩0匁5分7厘 同所奥方同拂 3両1歩5匁7分8厘 五郎兵衛同拂 1歩1匁8分5厘 午店卸改質行違 不足 2歩 同金差引き 不足 1歩2匁1分6厘 手形切替打銀拂 523両2歩8匁7分8厘 〔 此訳 本店納金打銀 272両 正金191両 ■ 歩1匁分打銀 151両2歩8匁7分8厘 別段積金利足拂 1両3歩 3匁	利足取揚 751両3歩9匁5分1厘 本店返り日合 70両2歩12匁1分 別利足取揚 3両3歩3匁9分7厘 作龍殿資金利足 4両3歩6匁7分6厘 平兵衛五郎兵衛資金利足 36両 鈴木殿資金利足 9両3歩4匁9厘 流品売出し徳用 2両1歩11匁6分4厘 損徳指引 損毛 265両2歩5匁2分1厘
前後差引 不足 266両2歩4匁9分6厘	金差引不足 3歩14匁7分5厘		

出所：「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」をもとに筆者作成。

1-3. 質物内訳明細・・・(c) (d) (e)

この区分は「貸質之部」(c)「受質之部」(d)「改有質之部」(e) からなり、これらの部を通して質物の帳簿残高と実際在 high の比較を行い、過不足額を算定する構造になっている。また、各部は期中の新規質貸し額、請出し額、受取利息等の月別あるいは年別の詳細を明らかにする役割も担っている。

まず「貸質之部」(c) には、未年正月から 12 月まで 1 年分の貸付高が月ごとに口数とともに記載されている。これらの合計に前年度からの繰越である「午残質引受 高」を加えると、15,007 両 3 歩となる。口数は 17,838 口である。

次の「受質之部」(d) では、返済額・口数・利足額について月ごとに示している。12 ヶ月分を掲げた後は、「元」として返済額と口数の合計、「利」として利足の合計を求めている。返済額は 11,439 両 (口数 13,720 口) で、利足額は 751 両 3 歩ト銀 9 匁 5 分 1 厘であり、それぞれ分けて記載される。ここでは、「貸質之部」から「受質之部」を差引く計算はしていない。

最後の「改有質之部」(e) では、繰越質物と未年 (当期) 分の残質物を記載している。繰越分については「古質分 高」として一括して載せているが、未年分については、「貸質之部」や「受質之部」と同様に月ごとに示し、口数も併記している。これらを合計すると 3,568 両 3 歩 (口数 4,119 口) となる。

「残質改質差引」は「出入なし」とされている。これは残質、つまり貸付額から返済額を差引いた記録上の質物在高と、改質である「改有質之部」合計額が一致しており、金額上は過不足が発生していないことを意味している。一方で口数には 1 口の行違いが出ており、「改有質之部」で確認された口数の方が多くなっているため、「壱口過上」と記載されている。

この区分での計算を図で示したものが図表 6-2 である。

図表 6-2 仙台質店 安政七庚申歳店卸目録の質物内訳明細区分の構造

質物内訳明細		口数	
質貸方之部 15,007兩3歩	受質之部 11,439兩	質貸方之部 17,838口	受質之部 13,720口
午残質引受 高 6,569兩7匁5分 正月～12月 〆 8,438兩2歩7匁5分	正月～12月 〆 11,439兩	午残質引受 〆 7,158口 正月～12月 〆 10,680口	正月～12月 〆 13,720口
	改有質之部 3,568兩3歩		改有質之部 4,119口
	古質分 568兩7匁5分 未正月～12月分 3,000兩2歩7匁5分		古質分 416口 未正月～12月分 3,703口
		行違い 1口	

出所：「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」をもとに筆者作成。

第2節 享和年間店卸目録からの変化

ここまで、各項目の説明を加えながら「安政六己未年店卸目録」の構造について述べた。次は、享和年間から56年後の店卸目録にどのような変化があるのかについて検討したい。享和年間の店卸目録との違いとしては、まず項目数の多さが挙げられるが、以下では計算構造や名称、計上項目の変化に着目して、各区分ごとに見ていく。

「金指引之部」については、出精金という名称がなくなっている代わりに、「店卸徳用積金差引元利」という名称で、利足とともに利益留保分が計上されている。しかし、出精金のように利益の一部を留保しているのか、あるいは全額を留保しているものなのかについては不明である。また、安政6年度には、仙台本店からだけでなく本家からも融資を受けており、享和年間に比して借入先の範囲が広がっていることが分かる。

次の「右引当之部」は資産項目を集めた部であったが、資産の部が一つの部として名称を与えられて独立しているのは今までにないことであり、注目すべき変化である。第3章で分析した限りでは、資産項目の前に「右へ」という見出しをつける（酉質店卸目録、戌質店卸目録、亥質店卸目録）か、あるいは何も見出しをつけずに負債項目と比較する（申質店卸目録）という形をとっていた。「右へ」として前の項目と区別して、さらに一度合計額を算定していることから、資産項目の集合であることを意識していたと思われるが、「徳

用之部」と「損之部」が項目の多寡にかかわらずそれぞれ独立した部であるのに対して、資産については個別の名称が与えられないままであった。安政6年度では、「金指引之部」が負債等の6項目を指すのか、当期損益額を算定する計算も全て含めての名称なのかは分からないものの、資産項目については「右引当之部」という名称がつけられており、資産としてのまとまりを意識したものであると思われる。

「金指引之部」が負債や積立金と資産との比較によって損益を出すという意味合いで用いられ、「徳用之部」が始まるまでの全ての項目を指しているとする、これは差引計算の関係を指した言葉であって、負債や積立金等を括る名称は存在しないことになる。資産については「右へ」とだけされていたものが、「右引当之部」となり、資産項目を示す言葉を定めたようであるが、これも右に対する引当というものであって、内に含む項目が具体的に何であり、どういう属性であるのかを示すものではない。店卸目録の最初の差引計算の対象となる項目に関する見出しは、「徳用之部」や「損之部」と比べて抽象的であるといえる。

これは、項目の内容による包括の難しさに起因するものと思われる。例えば、「右へ」または「右引当之部」ではいつも「有質メ」と「出入尻」が計上されている。それぞれ債権残高と期末棚卸商品、期末現金在高に相当するものであり、現在では資産と総称されるが、当時はこれらを表す名称が存在しなかったため、前の項目との関係で呼ぶしかなかったのではないだろうか。また、安政6年度では請求権と思われる損も計上しているため、「右引当之部」はより複雑な内容を持ったものであった。負債等の項目も同様で、ここには借入金や預り金、積立金が含まれているため、全ての合計を出してはいるが、これに対する見出しが見つからなかったものと思われる。

「出入尻有」については、2つの項目が内訳として示されている。金額からすると享和年間の店卸目録において「出入尻」と記されていたものが、「出入尻正有」であったと思われる。

「金指引之部」の最後では、財産法によって算定された損益を損益法による損益と比較して「金差引不足」を求めているが、享和年間では同じ計算が「損之部」の後に行われていた。また、両者の差額は通常、「行違」と称されるものである。差引の関係は同じであっても、その書き方や流れ、計算結果の呼び方に変化が見られる。

「徳用之部」では、今まで常に計上されてきた質物に関する利足、それ以外の利足、質流れ品の売却益の他に項目数が増加しており、利足の収入源が多様化している。

「損之部」の「本店日合拂」から「五郎兵衛同拂」までと「別段積金利足拂」は、本店への利足、本店への造用、諸雑費、現金不足額、預り金・積金への利足と、内容的には今までと変わりが無い。「午店卸改質行違不足」は、前年度の店卸目録において計算されたものであり、「貸質之部」から「受質之部」の「元」とされるものを差引いた金額と、「改有質之部」の合計の差額であると思われる。これが不足となっていることから、質屋における棚卸減耗損であるといえる。「同金差引不足」は財産法による損益と損益法による損益の

差額であり、財産法による損益が上回った額をこのように呼んでいる。

この2項目について、享和年間との違いが2点挙げられる。まず1つは、それぞれの差額に、一目で区別可能な項目名が与えられている点である。これまでは、金額の過不足によって「不足」を付けるか否かの違いがあったが、両者ともに「行違イ」とされていた。そのため、最後の行違いを算定する過程が、最初に計算される行違いを裏付けるものであると見る向きもあったが、安政6年度店卸目録では2つの「行違イ」がまったく別の意味をもつ金額であることが明確に示されている。もう1つは、こうして算定された金額が、次年度の店卸目録に記載される点である。第3章で検討した申年から亥年の店卸目録では、行違いが発生してもその期の注として示すだけであり、次期の「損之部」に現れることはなかった³。

これまでは注記で済ませていた行違いの額を損失（または徳）として認識し、それぞれに個別の名称をつけて計上していることから、単なる誤差であった数値に意味を与え、会計的管理の対象としていく様子が窺える。

月ごとの貸付額を示した「貸質之部」については、当期分に前期繰越額を加算しており、書き方等に特に変化は見られないが、「受質之部」では計算に違いがある。通常、「受質之部」では返済額と売却した質流れ品の貸付け額を「式口」、利足と質流れ品の売却益を「利足式口」としてそれぞれ合計を出し、さらにこれらを足し合わせた数値を「貸質之部」合計と比較していた。しかし、安政6年度店卸目録にはこの計算方法は見られない。返済額と利足額それぞれの合計額を算定するだけであり、質貸しに関する現金の出入りを把握するための「貸質之部」との差引計算は行われない。

「改有質之部」では、質物の期末在高が月ごとに計上され、前期繰越額との合計が算定される。前期分と当期分については月ごとに示し、それ以前のは例えば午残質、未残質のように年ごとにまとめて掲載する方法が一般的であった。しかし、安政6年度店卸目録ではスペース節約のためか、前年度以前のは全て「古質分メ」で一括して計上し、月ごとに掲げるのは当期分だけとしている。

「右引当之部」において「改有質メ」とは別に「流品有物」が計上されていること、「受質之部」に「流売メ高」が加えられていないことから、「改有質之部」（「改有質メ」）の内容が以前とは異なるものであることが読み取れる。「改有質メ」の内容が異なっているということは、差引計算によって「改有質メ」と同じ金額が算定される「貸質之部」と「受質之部」にも変化があったということではないだろうか。

また、行違いの算定方法にも違いが見られる。享和年間では質物在高合計を出した後は、「貸質之部」と「受質之部」を比較して算定される「指引残テ」を差引き、さらにその計算結果から「受質之部」で合計された利足額と売上利益を差引いて行違いを算出していた。安政6年度店卸目録ではこれらの計算を省いて、行違いである「残質改質差引」を直接的

³ 他の項目の中に含まれていたという可能性もあるが、科目名を見る限り、該当するものがない。

に算定している。

「残質改質差引」の「残質」とは「貸質之部」から「受質之部」を差引いた額を指し、「改質」は「改有質之部」の合計額を意味する。「残質」も「改質」も、指し示す内容は同じであるが、それぞれ異なる方法によって導き出された数値であることを示す名称が付けられている。

このように、享和年間と安政の店卸目録を比較すると、損益の両面計算と質物在高管理のような計算構造の面では大きな変化が見られなかった。しかし、計上項目数の増加や名称の付与と変更、今まで損益計算に影響を与えなかった項目の組入れなど、全体としては内容が整理され、管理不可能な数値をなくしてより正確な損益計算を行おうとする姿勢を見て取ることができる。安政6年度店卸目録上で見られた細かな変化は、この意識の表れであるといえるのではないだろうか。

第3節 石巻店作成「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」の分析

本節においては、中井家石巻店の帳簿として「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」（以下、「亥年店卸目録」）を検討する（翻刻13）。これは天保11（1840）年正月作成の、天保10（1839）年亥年の決算に関する記録である。石巻店の1年間の決算をまとめた店卸目録の中では最も新しいものであり、享和年間の店卸目録と仙台質店の店卸目録との比較を行うため、以下では記載内容を詳細に検討する。

3-1. 史料の概要

「亥年店卸目録」は40頁からなる冊子であり、見返しと途中の1頁、最後の3頁は白紙となっている。表紙には、「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」と記載されているが、これは、天保11年（子年）1月に作成した、天保10年度（亥年）の決算報告書であることを示している。裏表紙には「御本家様 石之巻 日野屋源左衛門」と宛先・差出人が記載されている。印は裏表紙にのみ押されており、享和年間（1801-1804年）とは異なり「石巻 金銭請取 日野屋」という印が用いられている。

記数は漢数字により、最初に金建て額、次に銀建て額を記載している。金額の下には原則として摘要を記し、必要に応じて項目の左側に但書が加えられる。突合印は以前と同じく○に合と書いたものを使用し、金額にのみ押している。

当該店卸目録には、「借用之部」「右へ引当之部」「大福帳貸之部」「家屋舗有物之部」「雑用之部」「家内雑用之部」「利足取之部」「利足拂之部」「徳用之部」「損之部」「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」「望性金差引勘定」の計14の部が設けられている。

本文中で説明する科目との対応を示すため、翻刻資料の該当科目に丸括弧で記号を付した。

3-2. 店卸目録の分析

3-2-1. 借用之部

まず「借用之部」（翻刻 13 の（A））には、借入金、預り金、積立金、徳用等が計上される。「借用之部」の 1 行目の記入である「望性金元り差引借用」（A 1）は、本家から融通された金銭に利足を加えた額である。「右差引勘定調書後ニ有之候事」と記されている通り、店卸目録の最後に設けられた「望性金差引勘定」（N）において算定された額が掲げられており、ここで内訳を確認することができる。

望性金（もうしょうきん）は中井家特有の項目である。小倉[1966]によれば、中井家の帳簿上で「望性」という語が最初に現れるのは、宝暦 7（1757）年の本家店卸記であり、負債と同じ区分に「秋山望性預り」が計上されているという。秋山望性という語が何に由来するのか、また何を意味するのかについては不明であるが、「中井家以外のいずれかの団体に利益分配を行う出資が制度化されており、その名称であったが、中井家はその集中された資金を利用したのが『秋山望性』⁴」であり、支店への出資をこの制度に模して行ったために用いられたものと推定されている⁵。望性金に関する上記の先行研究の見解は、中井本家の帳簿の検討によるものである。当初は、本家が外部から受け入れた資金を望性と呼んでいたが、次第に、本家から支店への出資もまた望性と呼ばれるようになったものと推測される。

望性金には、主として次の 3 つの意味が考えられる⁶。まず、抽象的企業資本の所有割合である。結果として実現されなかったが、初代は遺産分配の際に望性金で分けることを提案している。2 つめは、正味身代と同じ抽象概念であり、3 つめは利益が出ているいにかかわらず、毎年一定の利足を加えて増殖していく資本維持基準である。支店が望性金と呼ぶ金額を本店では別の名称で呼ぶ場合や、本店が望性金と呼ぶ金額を支店が預りと呼ぶ場合もあり、望性金の呼称は長年一定していなかった。

石巻店の望性金には、次のようないくつかの特徴がある。まず、望性金の呼称が、支店の正味身代である「仙台元方より差引残りかり」⁷と異なっている点である。「差引残りかり」は、その名の通り、相手先との交互計算の結果であることを示しており、金銭の送受や未払いの利足等が加減算される。一方、石巻店の望性金は、文化 13（1816）年～天保 10（1839）年の間において「中井氏望性金かり」「御本家様より預り」「御本家様望性金」と記載されており、差引計算の結果であることや、未払いの利足が存在することは示されていない。「亥年店卸目録」では、望性金の科目名が「望性金元り差引借用」となっている

⁴ 小倉[1966] 64 頁。

⁵ 宝暦 7 年の別帳簿には、「秋山望性預り」と同じ項目が「宮金預り」として記載されており、秋山望性は神社の基金の名称であったという可能性が考えられる（小倉[1966] 64 頁）。

⁶ 小倉[1966] 67 頁。

⁷ これは多くの年度に見られる一般的な呼称である。天保 11（1840）年の店卸目録では「中新殿差引残り借用」と記載されている。

が、これは望性金の一部を本家に返納したことによって付された科目名であり、「差引残りかり」とは異なる科目であることに変わりはない。

また、初めて望性金が計上された時点から天保 10（1839）年作成の店卸目録まで、利足や利益を加えない金額が表示されていた点も、「差引残りかり」や資本維持基準ではないことを示す特徴として挙げられる。望性金は、基本的には仙台店元方で運用されるが、さらに多数に分かたれて他の部門や支店に分配されることもあったという⁸。しかし、石巻店の望性金は、上で述べたように「中井氏望性金かり」「御本家様より預り」「御本家様望性金」とされ、仙台店よりも本家との関係を示す語句が用いられていることが多いため、元方を通さず本家から直接的に運用を委託された資金であった可能性も考えられる。石巻店の望性金の性質をここで断定することはできないが、店卸目録の検討から上記のような特徴が見出された。

「中新殿差引残り借用」（A 2）は中新（中井新三郎）殿、すなわち仙台店元方との貸借差引残高と利足の合計額⁹である。「差引残り」は元方（本店）・支店間における貸借に対する呼称である。「村方備金預り」（A 3）は源泉は不明であるが、村で貯めている金銭を預かる形で資金として動員していたものである。

「村方備金預り」や「赤子方御備金元り預り」（A 1 1）は、中井家以外の組織の貯蓄を借入れ、利足をつけて計上したものであると考えられる¹⁰。

赤子方は、郡方横目が兼務した養育方係を指すと思われる。横目の下には扱人 1 名が配され、赤子方養育仕法の役人として職務に当たっていた。赤子方養育仕法は、生産人口の減少を危惧する藩によって文化 4（1807）年に制度化された仕法である。その内容は、教化、妊婦改め、出産調査、養育料支給に大別される。中井家店卸目録の計上項目と関係するのは、養育料支給の部分である。支給に際しては、藩から金子を借りる場合と、郡方備金や備籾から支給する場合とがあっただが、元金をどのようにして備え、また管理したのか

⁸ 小倉[1962] 255 頁。

⁹ 毎年の損益もこの科目に加減算されていると推測され、本店勘定に相当する科目であると考えられる。

¹⁰ 「備金」について、説明を加えておく。江戸時代、手元にある金銭の剰余分は、地下に設けた蔵に蓄えておく習慣があり、これを「穴蔵金」と呼んでいた。中井家でも屋敷の中に穴蔵が設けられており、本家の「積金帳」の「穴蔵金出入」という附口には「穴蔵在金」という項目が見られる。「穴蔵金」というと、当時一般的には帳簿に記載されず、非常時以外は店で利用することができないという性質を持っていたが、中井家の場合には、店卸帳に記載されていて、必要に応じて店用に出入れしていたことから、比較的自由に利用できる金銭であったと考えられる。「穴蔵金」は後に嘉永頃（1848-1854 年）から「新備金」という名称に変わる。天保 5（1834）年起筆の「積金帳」には「非常手当金」という附口があり、ここに計上される金額を「新備」と名付け、分家への手当であることを記している。また、弘化 4（1847）年から毎年 500 両を積立てており、「備金」は「穴蔵金」に代わるものであり、非常時に備えて毎年積立てておく金銭であることが分かる（江頭[1965] 893-895 頁）。これは中井家の場合の「備金」であるが、「村方備金」や「赤子方備金」についても、当座必要でない金銭を蓄えたものだったのではないだろうか。

については明らかになっていない¹¹。

中井家は「赤子調達金引残り有物」(C 3)や「赤子方御備金」(他年度)として数十両を上納しており、また、「赤子方御備金元り預り」として利足を付けてこれを運用していることから、養育方の資金集めとその管理の一端を担っていたと推測される(「赤子調達金引残り有物」「右赤子方上納後御賞シ諸入用ノ高」「赤子方御備金元り預り」)。

「石蔵屋舗地代積金」(A 4)から「妙見宮積金」(A 8)は、後の出費に備えた積立金あるいは各方面からの借入金である。特に「三峯山積金」(A 5)と「妙見宮積金」は寺社関係の講に類するものと思われ、その貯金額を店に回していたようである。三峯は、仙台本店の敷地内にもその名が見られる。この店では、屋敷神を祀る 2 つの敷地が設けられ、「1つは三峯(みつみね)宮とあり、他は明神社とあって、後者には稲荷大明神・妙見宮・住吉大明神の 3 神が合祀されていた¹²」ことから、信仰対象の名を積立金に冠したと考えられる。もしくは、このように「三峯」及び「妙見宮」には中井家とのつながりが見られることから、店と関係のある講から借入れを行った可能性も考えられる。

「酉年店卸徳預り」(A 9)と「布拾反売拂徳」(A 10)は、酉年すなわち天保 8 (1837) 年度の利益と布の売却益である。「湊店差引残り預り」(A 12)は、湊店との貸借関係を整理した金額である。湊店は、文化 10 (1813) 年頃、石巻店の対岸に設立された出店であり、石巻店の店卸目録を見ると、文政 8 (1825) 年から湊店に対する融資の記録が残っている。これより前には湊店と石巻店の関係を示す記述は見られないため、これまでは双方独立した経営を行っており、物資や資金の融通は行っていなかったが、文政 8 (1825) 年以降は、仙台本店と石巻店と同様の関係が、石巻店と湊店の間にも形成されていたと考えられる。

ただし、文政 8 (1825) 年～天保 9 (1838) 年の間では、「湊店より差引残りかし」という債権を表す科目名で資産として掲げられていたが(天保 2 (1831) 年～9 (1838) 年は「大福帳貸之部」の 1 項目とされる)、天保 10 (1839) 年作成の店卸目録からは「湊店差引残り預り」という科目名で負債として計上されている。湊店は天保 8 (1837) 年～同 9 (1838) 年頃に閉店した。他に閉店した店の例として、中井家太田屋(香良洲店)が挙げられ、太田屋では閉店後に現金を出資者である中井本家へ送っている。このことから、湊店も閉店に際して、金銭の融通元であった石巻店へ現金や品物を送ったと考えられる。その総額が「かし」を超えたことにより、石巻店の「預り」となったのではないだろうか。湊店の詳細を知ることのできる史料が現存していないため推測の域を出ないが、以上のような可能性が考えられる。

「弥兵衛預り」(A 13)は従業員からの預り金であり、別家の時まで給金を預かって店で利用していたものである。衣食住は基本的に店から提供されたため、奉公人はまとまった金銭を持つ必要がなく、本人負担の費用は、店が立替えて給金から差引いて残額を預り

¹¹ 東北大学法学部法制資料調査室(編)[1996] 97-98 頁。

¹² 江頭[1965] 972 頁。

金に加えていた¹³。石巻店では、享和年間（1801-1804 年）の店卸目録においても同一の項目を計上している。当該預りについて、享和 3（1803）年作成の戌質店卸目録では、一定の利息を定めて元金に加えていた。しかし、当年では「元り預り」という表記ではなくなっており、また、「利足拂之部」（H）において弥兵衛に対する利足を計上していないことから、寛政 12（1800）年及び同 13（享和元・1801）年と同じく利足を付けていないものと考えられる。

以上の借入金、預り金、積立金、徳用等を合計して、7,165 両ト銀 4 匁 4 分 1 厘が計算される。

3-2-2. 右江引当之部

続く「右江引当之部」（B）では、「借用之部」に計上された 13 項目に引当てる資産の内訳を示している。

「未年店卸損有物」「申年店卸損有物」「戌年店卸損有物」（B 1～B 3）は、各年度の損失である。小倉[1981b]によれば、中井家では、繰越欠損金は出資者と世話人の出金によって補填するべきとしていたため、店の立場から見た請求権として損失を資産計上していたとされる¹⁴。途中の酉年には利益を出しており、この額は「借用之部」に「酉年店卸徳預り」（A 9）として掲げられている。先ほどの小倉[1981b]の見解に基づくと、「酉年店卸徳預り」は損失の場合とは反対に、徳用を店の預り、すなわち債務として計上したものと解釈できる。

「改有質」（B 4）には、「改有質之部」（M）の合計額が計上されている。これは貸付額で評価した質物の期末在高である。当期に流れた質物のうち売れ残った分は、「流質有物」（B 5）として掲げられる。石巻店では、「当時節柄故売拂候ても御手形之外ニ相成不申候」という事情、すなわち質流れ品を売却しても手形にしかならないため、正金が融通されるまで元方へ預けている¹⁵。他に、凶年により流れ質物が高値で売れないため、天保 11（1840）年の店卸目録と同じく仙台元方へ預けた年や、又質に出した年もあった¹⁶。

「御手形ニて元方へ預ケ置」（B 6）は、本家へ送る予定の金銭である。天保 10（1839）年作成の店卸目録には 500 両が計上されており、但書に「右者御本家望性方へ相納メ候金子ニ候処札ニ而為登方不叶切替次第為相登可申仍而元方ニ預置なり」とあることから、本家の望性方なる部署に 500 両を納める予定であるが、札すなわち藩札のまま送ることができないため、一度元方へ預けておき、正金に切替わり次第本家へ送金することにしたと分

¹³ 小倉[1962] 96 頁。

¹⁴ 小倉[1981b] 8 頁。

¹⁵ 質物明細の「流売出し徳」の但書では、「流質八十両餘相出し候得共この内六両斗物売拂…（中略）…残分ハ代呂物ニて元方ニ預ケ置」とされている。

¹⁶ 流れ質物に関して、天保 5（1834）年には「当凶年に付古手店売立不申仍而流物一切直安故売拂不申仙本方蔵に預ケ置也」、天保 10（1839）年には「質入致し置」といった記載が見られる。

かる。そして、天保 11 (1840) 年には期中において正金に替えられた分を差引いた残額を計上している。仙台店は、石巻店への金銭の融通だけでなく、質流れ品の買取りと預り、本家へ送金する際の取次ぎも行っていただようである。

「巳歳米持配方損金有物」(B 7) は、巳年すなわち天保 4 (1833) 年の凶作時の出費である。天保 4 年は、連年大凶作に見舞われた天保の飢饉の最初の年に当たる。同年、中井家は 750 両を抛出して凶作に苦しむ人々の救済に当たり、功績が認められて扶持を給された。また石巻店では、施米・施大豆に 11 両ほど、打ちこわし対策に 140 両ほどを出費している¹⁷。

「大福帳ノ高」「大福帳書抜」「永代帳ノ高」「留帳ノ高」「出入尻有高ノ」(B 8, B 10 ~ B 13) は、大福帳や永代帳等の残高である。これまでの店卸目録においては各帳簿に計上される項目は明らかにされていないが、石巻店で作成される最後の店卸目録である「仮店卸目録」¹⁸を検討することで、記載内容を知ることができる(本章第 4 節にて後述)。

「抱地有物」(B 9) には、石巻店が所有する土地及び建物が資産として計上されている。「有銭」(B 14) は現金(銭)の期末在高である。以上の項目を足し合わせて、「右江引当部」合計が 6,591 両ト銀 3 匁 7 分 3 厘となる。

「借用部」と「右江引当部」の比較によって、574 両ト銀 6 分 8 厘の不足が計算される。さらに、「此譯ケ」として「損徳差引損」571 両 3 歩ト銀 3 匁 2 分 9 厘を示し、これを差引いて 2 両ト銀 12 匁 3 分 9 厘の「金差引不足」を算出している。「損徳差引損」は、「徳用部」「損部」を通して計算される「損」を掲げたものであるが、「借用部」と「右江引当部」の比較によって算定される損失と、「徳用部」と「損部」の比較によって算定される損失の額が異なるため、このような差が生じている。「金差引不足」の額は、次年度の「仮店卸目録」において「亥年金差引不足」として「損部」に計上される。

3-2-3. 大福帳貸部

続く「大福帳貸部」(C) では、「右江引当部」で計上された「大福帳ノ高」の内訳が示される。この部には、蔵や川普請の立替金、個人への貸付金、売掛金等 18 項目が並ぶ。合計額である 2,154 両 1 歩ト銀 2 分 8 厘は、「右江引当部」の「大福帳ノ高」(B 8) として計上される額である。

江戸時代の商家の大福帳は、売掛金を集めた債権勘定として用いられることが多かったが、中井家の「大福帳」には、債権の他に出資金や借入金、買掛金、営業経費等の諸勘定が収容されていた。このように総勘定元帳的な役割を果す大福帳は珍しいが、店卸目録上に現れる大福帳残高(「大福帳口ノ」)は、大福帳に収容されている諸勘定の中でも売掛金・

¹⁷ 石巻市史編纂委員会(編) [1956] 313-315 頁; 江頭[1965] 359-360 頁。

¹⁸ 天保 11 (1840) 年 8 月に作成される店卸目録であり、その内容は天保 11 年 1 月~8 月の営業に関する決算報告となっている。

貸金・給料前貸金を集計した金額であり、決算時には債権勘定として計上されている¹⁹。

3-2-4. 家屋舗有物之部

「家屋舗有物之部」(D)は、石巻店が所有する土地・建物を掲げた部である。これは、天保2(1831)年の店卸目録から設けられており、「右江引当之部」における「抱地有物」(B9)216両ト銀11匁6分8厘の内訳(金額・高差引人・敷地)を示すものである。

この部の中には、主に石巻本町(高差引人富士蔵)、中町(同民蔵)、横町(同龍蔵)、湊町(同佐助)の4つの土地・建物が掲げられている(天保9(1838)年のみ後町の屋敷が加わる)。計上される金額は、取得価額に毎年の維持管理費を加えた額であると思われる。科目別の金額の推移を図表6-3に示した。

図表6-3 「家屋舗有物之部」科目別推移

	本町吉新地(富士蔵)			中町半新地(五郎作・民蔵)			横町四半地(龍蔵)			湊町四半新地(佐助)			後町屋敷四年諸懸ノ高			合計		
	両	歩	匁	両	歩	匁	両	歩	匁	両	歩	匁	両	歩	匁	両	歩	匁
天保2年	110	2	8.30	98	3	12.90	15	3	7.85	35	0	0				260	1	14.05
天保3年	109	0	10.65	109	0	8.65	16	0	5.81	35	0	0				269	1	10.11
天保4年	107	1	2.60	110	0	11.69	16	0	1.96	35	0	0				268	2	1.16
天保5年	108	1	0.65	111	3	14.83	16	1	4.11	35	1	2.70				271	3	7.29
天保6年	109	3	6.20	112	3	1.26	17	0	5.41	35	3	11.53				275	2	9.40
天保7年	110	1	1.02	113	2	11.58	17	2	2.64	36	1	0.76				277	3	1.00
天保8年	111	2	0.78	114	2	9.65	18	1	7.48	37	0	1.42				281	2	4.33
天保9年	113	3	8.36	116	1	9.46	17	3	14.98	37	2	9.90	1	0	12.82	287	0	10.52
天保10年	115	2	10.94	117	2	13.25	17	3	14.98	38	3	1.25				290	0	10.42
天保11年	116	1	14.12	44	3	11.72	18	0	7.50	36	2	8.34				216	0	11.68
天保11年8月	116	2	13.35													116	2	13.35

これらの土地・建物を所有するに至った経緯は不明であるが、可能性として次の2つが考えられる。まず石巻店が購入した場合である。この場合、固定資産を取得時の費用とするか、遅くとも2~3年以内に簿外資産とすることの多かった²⁰中井家店舗群の中で、石巻店においては珍しい処理方法が採られていたことになる。

一方で、石巻店が質店であるということを考慮すると、4つの土地は流れたことで同店の所有となった質地であった可能性も考えられる。質地では質物を担保に取って金銭を融通するが、一般に、盗品や寺社の什器は引受けが禁止されていた²¹。中井家では、これらに加えて古手・夜具・蒲団以外を質物に取ることを禁じていたが、化政期(1804-1830年)にはこれが撤廃されたため、土地を質に取ることもできたと思われる。「家屋舗有物之部」に計上される土地・建物が質地であるとする、質貸しの担保として入手したものの、文政期末に期限が到来しても返済されなかったため質流れとなり、天保2(1831)年から中井家の資産として計上されるようになったと考えられる。いずれにしても、現段階では石巻店の家屋敷の入手経緯について明確なことはいえないため、今後の史料の検討が必要で

¹⁹ 小倉[1962] 119頁。

²⁰ 小倉[1981b] 12頁。

²¹ 江頭[1965] 628-629頁。

ある。

天保7(1836)年までは通常通り、毎年の諸掛りを加えて「抱地有物」を計上しているが、その後、毎年の維持費が嵩むという理由から、これらの資産を売却しようという動きが出始める。天保9(1838)年には先ほどの4軒とは別に、後町の土地・建物が増えるが、翌年には手放している。この時も「諸懸り過分に相懸り」として、維持費の負担が大きいことを理由に挙げている²²。家屋敷を売却する意思はあるものの、物件の立地条件が悪く、また大飢饉の影響もあり、なかなか買い手がつかなかったようである。

閉店前の通常の決算時(天保11(1840)年の「亥年店卸目録」に記載)までに売却した土地・建物に関しては、当該資産の帳簿価額と売却価額との差額を「家屋舗有物之部」に計上した。例えば、中町の屋敷(D2)は売却時点で117両2歩ト銀13匁2分5厘となっていた。これを表四半斬地(建物込)65両、裏四半斬地3両(「山東屋喜太郎殿」)、川岸の土地6両1歩(「喜惚八殿」)に分割して売りに出し、帳簿価額との差額44両3歩ト銀11匁7分2厘を計上している²³。売却価額が帳簿価額を下回っているが、表四半斬地に家作したこともあってか、比較的高値で売却できている。

横町の屋敷(D3)については、裏地であり買い手がつかないため、「髪結久米吉方」へ1両1歩を以て売却する形にして手放した。湊町の屋敷(D4)も「場所柄悪敷」裏地であるため購入希望者が無く、「湊蔵守与三郎殿」へ3両で売り渡している。

ここまで見てきた中町、横町、湊町の屋敷は、諸費用が嵩むことを回避するため、売却益が見込めないとしても売り払うか、無償で譲り渡すかしてきたが、残り1軒の本町の屋敷については売却していない。当該屋敷のみ1斬地であり²⁴、比較的まとまった大きな土地であったと推測できる。また、本町は石巻店の所在地であるため、在庫管理等の利便性を考慮して、同屋敷を売却せず引き続き管理していくことにしたのではないだろうか。

(D2)～(D4)で計上される金額は、閉店の年である天保11(1840)年8月作成の「仮店卸目録」において、「大福帳貸之部」の1項目として「屋舗三軒売拂損」という名目で一括して掲げられる。本町の屋敷については、前年度末の価額に8ヶ月分の諸費用を加えて「富士蔵 屋敷懸メ」として計上される。(D2)～(D4)の各物件の価額は、前期末の金額に売却日までの諸費用が加算されていると思われ、前年度店卸目録の計上額から売却額を差引いた額と一致していない。

売り払った物件に関しては、売却価額が原価を著しく下回っている上、代金を全て現金で回収できたとは限らない。また、屋敷の中には譲り渡した物件もあることから、現金収入や売却益を期待していたわけではないようである。石巻店にとっては毎年の維持費が大きな負担となっており、これを避けるため、元金を回収できないとしても屋敷を手放そう

²² 「此度後町屋舗所柄ニ申買人も無之諸懸り過分ニ相懸り当分見詰無之相談之上呉遣し仍而如斯」(「天保十年戌店卸目録」)

²³ 計算すると43両1歩余りとなり、店卸目録に記載されている金額と一致しないが、当該家屋敷のうち売れ残っている部分に関して新たに発生した諸掛りが加算されていると思われる。

²⁴ 天保3(1832)年の店卸目録には「本町壺斬地」と記載されている。

としていたと考えられる。

3-2-5. 雑用之部から損之部

「家屋鋪有物之部」の後には、「雑用之部」「家内雑用之部」「利足取之部」「利足拂之部」「徳用之部」「損之部」が設けられており、これらの部を通して損益計算が行われる。

まず「雑用之部」(E)には、「年中飯米」「味噌塩代」「酢醤油代」「酒代」「八百や代」「薪代」「炭代」「茶代」「油蠟燭代」等の21項目が計上される。仙台質店のように共通経費として一定額を負担している場合を除き、各店ではこのような項目が計上されることが多い²⁵。これらは、食費・生活費のように思われるが、住込制であったことによる人件費とも考えられ²⁶、家計との分離がなされていなかったと断じることはできない。

給金は「家内雑用之部」(F)に計上され、短期雇用である「日雇代」(E14)と区別されている。「旅用」(E15)は、奉公人の藪入りの際に渡した旅費、もしくは掛代金の回収時に入用となる路銀であると考えられる。「音進物」(E16)は得意先への進物代である。

次に、2つの手当金が計上される。まず「京中殿手当」(E17)は、京中殿へ支給した金銭である。京中殿とは、京都店の中井正治右衛門(他の店、例えば仙台店見世方や同質店においては、京中正殿と記載される)のことである。中井正治右衛門は、初代源左衛門光武の三男であり、京都店を相続した。京都店は仙台店との取引が多かったため、仙台店の配下にあった石巻店とも係りを持っていたと推測される。京中殿への手当金は、文政13(天保元・1830)年から天保11(1840)年まで毎年見られ、文政13年を除き、金額は7両2歩で固定されている。ここまでの、経常的な支出である²⁷。

もう1つの手当金である「菱儀殿へ手当」(E18)は、水死した奉公人伊蔵の親元へ支払った手当金である。但書を見ると、中井家一統以外の者へ手当を支給する際は本家の指示を仰ぎ、本家からとしてこれを給したことが分かる。「菱儀殿へ手当」に関連する費目として、次の「難舟方諸懸りメ高」と「与兵衛葬式入料メ高」が挙げられる。

「難舟方諸懸りメ高」(E20)は、難船(難舟)に伴って発生した諸費用の合計額である。注記によると、天保10(1839)年3月6日、石巻店奉公人である弥兵衛、伊蔵、仙台日野屋(仙台本店)の弟元吉、同人が派遣した行方屋与兵衛ら4名の乗った船が門ノ脇²⁸の渡しにて難破し、それに関連する遺体の検分や現地視察、連絡等の支出と葬儀費用をまとめたものであるという。

²⁵ 京都店では「家内諸入用」として、飯米代、味噌・醤油・塩代等が計上されている(江頭[1965]844頁)。相馬店では、「家内入用之部」において飯米代、味噌・醤油・塩代、炭薪代、酒代、八百屋代、水油そうろく代等が計上されている。

²⁶ 小倉[1962]95頁。

²⁷ 小倉[1962]33頁。

²⁸ 現・宮城県石巻市門脇(かどのわき)町。石巻湾に注ぐ旧北上川の西河岸に位置する村である(石巻市史編纂委員会(編)[1956]30,63頁)。

「難舟方諸懸りメ高」とは別に、「与兵衛葬式入料メ高」(E 1 9)が計上されているが、こちらは、仙ヒノ殿の弟が世話をした行方屋与兵衛に関する葬儀費用等の合計額である。上述の注記からも分かる通り、与兵衛は中井家外部の人間であるため、このように独立した費目が設けられたと考えられる。最後の「村方諸懸りメ」(E 2 1)は、店舗を置いている村との関係で必要となる経費である。

以上の21項目を合計して、138両3歩ト銀12匁9厘となる。

続く「家内雑用之部」(F)には、主に奉公人への給金と小遣が掲げられる。弥兵衛は文政12(1829)年中に着任し、以後閉店まで、給金として25両(旅用を加えて28両の年もある)を受け取っている。他の奉公人の給金または小遣がおおむね10両以下であることを考えると、弥兵衛への給金は高額である。また、同人への給金は、着任の文政12年と天保4(1833)年を除き、閉店まで常に「家内雑用之部」の最初に計上されており、店卸目録作成者の配慮が窺えるが、弥兵衛とはどのような存在であったのだろうか。

中井家では、勤仕の別家²⁹が顧問格である後見役に任命される場合や、またさらに枝店等に「目代」として派遣される場合があった³⁰。江頭[1965]において、後見役任命の際の申渡書が史料として掲げられており³¹、その史料の中には後見役の給金が25両であったことを示す記述が見られる。このことから、弥兵衛は他店で支配役を勤め上げた後に、石巻店に派遣された「目代」であったと推測できる。

25両、時にはそれ以上にもなる弥兵衛への給金は、毎年、「家内雑用之部」の3~5割近くを占めているが、これは同人の生活費に消えるのではなく、店の預りとして動員されていた。「借用之部」(A)における「弥兵衛預り」(A 1 3)がそれである。この項目は天保6(1835)年の店卸目録から見られ、ほぼ毎年、25両以下の金額が加算されている。この預り金には利足が付けられていないため、店にとっては無利息で運用可能な資金となっていた。

続いて伊蔵の小遣が計上されるが、3月に前述の難船の件があったため、1月、2月分のみとなっている。同じ「蔵」のつく名前であることに加えて、小遣を1年分に換算すると2両2歩であることから、伊蔵は留蔵と同位の職格であったと見られる。

時代や店ごとに多少異なるが、中井家では、召し抱えた奉公人の昇進について、(1)初採用から半元服まで、(2)半元服後から元服(16, 17歳)まで、(3)元服後から名改めまでの3つの段階を設けていた。名改めは21~23歳頃に行われ、「何蔵」という名前が「何兵衛」に改められることとなる。半元服までは少額の小遣のみの支給であったが、それ以後は給金が支払われた。元服、名改めの度に給金が増額された。一般には、丁稚奉公の年季を勤め上げると手代となるが、中井家では手代と呼ばれるのがどの時期であったのか不明であ

²⁹ 店に一定期間勤務して支配人を経験した後、現役を退いたが、独立開業にまで至らなかった者をいう。別家と支配人の関係では、別家が先輩格であることが多いが、支配人と別家と同じ店舗内にいる場合、支配人を上格とした(江頭[1965] 191,922頁)。

³⁰ 江頭[1965] 191,807頁。

³¹ 江頭[1965] 811頁。

る。名改めから 5 年ほど経つと、支配役に任ぜられる。この 5 年の間に、当人を 2, 3 年務めてから支配役に就く者と、これを経ずに直接就任する者とがあった。年数を重ねると誰でも当人や支配役に昇進できるわけではなく、人によって遅速があったといわれている³²。

「三郎兵衛小遣」(F 2) は支配役に次いで高額であるが、小遣とされており、またその他の給金を受け取る者の名前が様々であるため、この店卸目録から給金と小遣の明確な区別を見て取ることはできない。

最後に記載される「薬礼」(F 8) は、薬代・治療費として医師に支払う金銭である。中井家店舗において、病気になった場合の薬代は全て主人の負担であり、奉公人の給与から差引かれることはなかった³³。

以上の 8 項目を合計して、55 両ト銀 14 匁 8 分が算定される。さらに、ここへ「雑用之部」合計額を加えて、2 口 194 両ト銀 11 匁 8 分 9 厘が算定される。

続く「利足取之部」(G) には、質貸しに関する利足や、仙台店と本家への融通に付けられた利足等、各種受取利息が計上されている。「質物利足 μ 高」(G 1) は、質物が請け出された際に受け取った利足の合計であり、「請質之部」(L) の「十二ヶ月分 利足 μ 」(L 2) と同じものである。「別利足受取」(G 2) は、質貸し以外の貸付けに関する利足であると思われる³⁴。「望性金へ戌年千九百廿壹兩為相登候利足御本家方受分」(G 3) 及び「右同断亥年式百兩分り足受取」(G 4) は、戌年と亥年の望性金に関する利足であり、「亥年店卸目録」にのみ計上される項目である。この利足の計算過程は、店卸目録の最後に設けられた「望性金差引勘定」(N) において示されている。最後の「仙元方帰り利足受取」(G 5) は、仙台店から受け取った利足である。

次の「利足拂之部」(H) には、望性金と仙台店、村方への支払利息が計上される。望性金に関する利足である「望性金利足拂」(H 1) は、期首望性金高の 6% に相当する金額であり、この計算も上述の「望性金差引勘定」において示されている。村関係の利足である「村方へ利足拂」(H 3) 7 両は、「借用之部」内に計上されている「村方利足積金」(A 7) に加算される(天保 10 (1839) 年の店卸目録では、「村方利足積金」として 68 両 1 歩が計上されており、亥年中の発生額 7 両を加えて 75 両 1 歩となる)。

以上が、「徳用之部」と「損之部」に計上される金額の内訳を示す部である。続いて、「徳用之部」と「損之部」において、上記各部の合計額とその他の科目が掲げられ、当期損益額が算定される。

まず「徳用之部」(I) には、「利足 μ 高」「流売出し徳」「目薬徳用」「年中蔵ニて行違過上」「戌年金差引過上」が掲げられる。「利足 μ 高」(I 1) は、先ほどの「利足取之部」の合計額 174 両ト銀 14 匁 4 分 8 厘である。「流売出し徳」(I 2) は、質流れ品の売上高か

³² 江頭[1965] 850-851 頁。

³³ 江頭[1965] 871 頁。

³⁴ 3-2-2 でも述べた通り、「右江引当之部」には「大福帳 μ 高」「永代帳 μ 高」「留帳 μ 高」等、質貸し以外の貸付けに関する債権項目が多く見られた。

ら貸付額を差引いた利益額であり、「目薬徳用」(I 3)は目薬の売上利益である。小規模ではあるが、石巻店では天保2(1831)年から質屋業の傍らで目薬の販売を行っていた。

「年中蔵ニて行違過上」(I 4)は、実際に蔵において保管されている質物在高が記録上の質物残高を上回った額である。この科目に関する詳細な計算は、後述する質物内訳明細の区分で見ることができる。続く「戌年金差引過上」(I 5)は、前年度の決算において、「徳用之部」「損之部」の比較による損失が「借用之部」「右江引当之部」の比較による損失を上回った額である。以前に検討した享和年間(1801-1804年)の店卸目録においても、上記2種類の行違(両者とも「行違」とされる)は算定されていたが、次年度の店卸目録に計上されることはなかった。天保年間(1830-1844年)には、これまで単なる計算違いとしていた行違にそれぞれ個別の科目名を与え、損益計算及び質物在庫計算に加えている。

以上の5項目を合計すると、「徳用之部」合計は179両1歩ト銀10匁9分8厘となる。

一方の「損之部」(J)には、営業経費や支払利息、売却損等、「徳用之部」から差引く項目が計上される。「家内雑用ヅ」(J 1)は「雑用之部」と「家内雑用之部」の合計額であり、「利足拂ヅ」(J 2)は、「利足拂之部」の合計額である。「年中勘定不足」(J 3)は現金不足額である。「御手形正金 入替切賃損」(J 4)は手形を現金化する際の手数料であり、「飯米餘り売損」(J 5)及び「買置銭売損」(J 6)は飯米余剰分と銭の売却損である。銭については、1,416貫文の売却に関する損失であることが但書に示されている。「損之部」6項目の合計は751両ト銀14匁2分7厘となる。

最後に、「徳用之部」から「損之部」を差引いて、571両3歩ト銀3匁2分9厘の「損」が算定される。これは、「借用之部」と「右江引当之部」の比較によって算定される「不足」額の「此譯ケ」として掲げられ、「損」と「不足」の差額が「金差引不足」として計上されている。

3-2-6. 質物内訳明細

この区分は「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」から構成される。

「質貸之部」(K)では、まず初めに前期から繰越した債権額である「戌歳残質」(K 1)が示される。さらに亥年の12ヶ月について、月ごとの貸付額・口数を掲げ、これらを「戌歳残質」に加えて1,297両1歩ト銀12匁7分4厘が算定される(口数2,039口)。

続く「請質之部」(L)では、請け出された質物の金額と口数(1,685口)を掲げ、それぞれの合計を算定している。さらに質流れ高(56口)と、前年度の質物在庫計算で明らかになった「戌年蔵ニて行違不足引」(L 1)2口が計上される。「質貸之部」合計額から請出し額、質流れ高、行違を差引き(「前後差引」)、記録上の質物残高223両1歩ト銀9分2厘(口数296口)が算定される。行違については、「質貸之部」において繰越している前期末債権額及び口数(「戌歳残質」)が、前期末に計算された行違を加味していない金額(及び口数)であるため「質貸之部」から減算される。

続いて、「十二ヶ月分 利足ヅ」(L 2)と「流売出し徳」(L 3)が掲げられる。「十二

ヶ月分「利足 μ 」は、「請質之部」において「り」(利)として計上された利足額の合計であり、前述の通り、「利足取之部」において「質物利足 μ 高」(G1)として計上される金額である。「流売出し徳」は、質流れ品の売上利益であり、「徳用之部」において同名の「流売出し徳」(I2)として計上されている。これら2項目は、質物在庫の計算に影響しないが、主たる営業である質屋業務に関係した収益額であり、また損益計算の区分において計上され収益の柱となる項目であるため、その重要性を考慮してここで表示されていると考えられる。

最後の「改有質之部」(M)では、亥年1年分とそれ以前(古質)の質物在高・口数を分けて記載し、合計している。この額と、前の2つの部(「質貸之部」,「請質之部」)で算定された記録上の質物残高を差引きした結果が「年中蔵ニて行違過上」である。本年度は、口数の行違は発生していない。「年中蔵ニて行違過上」は、「右徳用之口へ相出し候」と記されていることから分かる通り、「徳用之部」に加えられる金額である。質物の期末在高に関して、帳簿上の残高と手許在高を比較して、手許在高の方が多かった場合、その差額が雑収入(「行違過上」となる。算定された行違過上/不足は、次年度店卸目録の「請質之部」において質物在高に加算/減算される。口数の行違についても同様の処理が行われる。

享和年間(1801-1804年)の店卸目録では、「質貸之部」と「請質之部」を通して現金収支に基づく計算を行い、その結果を用いて「改有質之部」において利足と流売出しを2方面から計算する形で行違を算定していた。天保年間(1830-1844年)には、同区分における計算の目的が質物に関する記録の正否検証に絞られ、計算が簡略化されたといえることができる。

3-2-7. 望性金差引勘定

「望性金」は「明和6(1769)年にはじめて使用され、安永2・3(1773・1774)年に会計用語として定立せられ、その後は一般的に用いられた用語³⁵⁾(括弧内筆者)である。

「望性金」の意味するところは、本店と支店で異なっており、言葉が定まるまでは「差引残りかし」として正味身代を表す場合や、本家にて持分の割合を表す場合があった。

石巻店の「御本家望性金」は、年度によって「御本家様預り」「望性金かり」等と記載される。これらの名称からも、「御本家望性金」が日野の本家から受け入れた資金を表していることを読み取ることができる。小倉[1962]は、仙台店グループの場合、本家と元方の間では望性金と呼び、元方と支店の間では「差引残り」と呼ぶといった使い分けがなされていたとしている。本家から委託され、仙台店元方で運用された仙台望性はさらにいくつかに分けられて各方・各支店へ配分される。しかし石巻店では、元方との関係を示す「差引残り」の他に「御本家望性金」が計上されており、本家との直接的な関係を窺うことができる。

石巻店において望性金が初めて計上される文化4(1807)年から天保11(1840)年ま

³⁵⁾ 小倉[1962] 248頁。

での期間の「御本家望性金」の推移は、文化4年～文政6（1823）年は5,000両、文政7（1824）年～同13（1830）年は6,000両、天保2（1831）年～天保10（1839）年は8,000両、天保11年は6,167両ト銀9分1厘となっている。

仙台本店との貸借関係を示す勘定科目である「仙元方より差引残かし」（「亥年店卸目録」の「中新殿差引残り借用」（A2））では、追加の借入、返済や利足等によって金額の増減が見られた。これに対し、「御本家望性金」の項目には不定期に行われる本家からの追加送金を除いて常に一定額が計上されている。このことから、「御本家望性金」は「仙元方より差引残かし」とは異なり、期中の返納による減算や、利足の加算を行わない項目であることが分かる。

文化4（1807）年～天保10（1839）年の33年間、望性金に対しては原則として年6%の利足が付けられている。ただし、望性金が計上され始める文化4年及び同6（1809）年は変則的であり、文化4年は7.2%、文化6年は7.8%の利率である（文化5（1808）年は記載なし）。この利足は、「損之部」に計上され、天保11（1840）年を除いて負債項目に含められていないことから、現金で本家へ支払われていたと思われる。

通常は、本家から受け入れた資金を返納していないが、閉店が近くなると一部が本家へと返納される。具体的には、閉店の年の2年前に当たる天保9（1838）年度に1,921両、翌天保10（1839）年度に200両を納めている。送金先は「御本家望性方」とされており、本家内に各地の出店への融資を担当する望性方なる組織があったことが窺える³⁶。返納時は現金や札で送金していた。札の場合は、現金化されるまで仙台本店に留め置いている（3-2-2 参照）。

天保9年度の期中には1,921両が返納されたが、この時、期末までの残り日数に対して納付額100両につき1日1匁の利足が付けられている。これは、石巻店が受け取る利足であるため、「利足取之部」（G）の1項目として掲げられ、また借用高から返済高とともに差引かれる。天保9年度分（戌年）の本家からの受取利息は戌店卸目録に計上されておらず、翌10年度の店卸目録上で前年分の受取利息として計上されている。天保9年度期中には数回に分けて本家へ納付しているが、これに対する利足や望性金残高は、店卸目録には反映されていない。利足については、戌年最後の納付が12月18日であり、本家で全ての送金を待ってから利足の計算を行っていたために、計上が遅れたか、もしくは望性金の差引計算については閉店間際である天保11（1840）年子年の正月（締切は亥年末）に行われる決まりであったと考えられる。

以下では、「望性金差引勘定」（N）の記載内容に基づいて、望性金に関する利足の計算方法を推測する。利足は、返済日から期末までの残り日数に基づいて、100両につき1日1匁で算定される。1年を360日（閏月のある年は390日）、1ヶ月を30日としている。例えば、「右へ相納候分左ニ」に続く最初の項目については、「戌二月十八日 五百両也

³⁶ 天保10（1839）年の店卸目録において、「札ニ而元方へ預ケ置」の注記として「御本家望性方へ納メ候金子」と記載されている。

相納ル 三百四十三日」(N1)と記される。これは、戌年(天保9年)最初の返済が2月18日であり、元金のうち500両を本家へ納めたことを示している。三百四十三日(343日)は1年を390日として期首から返済日前日の日数を差引いて算定され、500両に対して1貫715匁の利足が付けられる。こうして計算された利足の合計額3貫775匁9分3厘(N2)は本家への納付額に加えられており、この利足の額だけ返済が免除される形となっている。店卸目録の本編において、3貫775匁9分3厘は、金建てに換算すると62両3歩ト銀10匁9分3厘となり、受取利息を集めた部である「利足取之部」の「望性金へ戌年千九百廿壹兩為相登候利足御本家へ受分」(G3)に計上されている。

望性金の元本である8,000両から天保9年度の返済高と受取利息を差引いた6,016両ト銀4匁7厘が「亥正元 借用」(N3)とされる。この金額は、計算上の天保10年度期首時点の望性金借用残高である。また、支払うべき利足は360両3歩ト銀12匁8分4厘である(「利足拂之部」(H)の「望性金利足拂」(H1))。

「亥正元 借用」から、天保10年度(亥年)中に2回に分けて納付した200両を差引き、5,816両ト銀4匁7厘が算定される。また、200両の返済に伴う受取利息は、合計10両ト銀1匁であり、期首に残された支払利息から差引いて350両3歩ト銀11匁8分4厘が計算される。10両ト銀1匁は、「右同断亥年式百兩分り足受取」(G4)として計上されている。

最終的に、元本と利足を合計した「元利」6,167両ト銀9分1厘が、天保10年度末における御本家からの借用分「子ノ正元 借用」(N4)として計上される。これは、店卸目録の「借用之部」(A)冒頭に掲げられる「望性金元り差引借用」(A1)の金額となっている。

ここまで、石巻店の決算報告書である「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」を取り上げ、その計算構造と計上科目について詳細に検討した。当該店卸目録は、「借用之部」「右江引当之部」及び「徳用之部」「損之部」を中心とした2方面からの損益計算を行う区分と、「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」からなる質物在庫の計算を行う区分に大別できること、その他の部は店卸目録の中核をなす損益計算区分を補足する役割を担っていたこと等を明らかにした。

店卸目録の表示形式については、「借用之部」から「家屋舗有物之部」及び「望性金差引勘定」と、「雑用之部」から「損之部」で異なっている。前者では、先に各帳簿の残高を示し、詳細の開示が必要な科目に関して別途部を設けてこれを表示していた。これに対して後者では、先に個別の項目を特定のまとまりごとに掲げ、それらの合計額を「徳用之部」「損之部」に集約する形をとっていた。

本編の補足を担う部の中でも「家屋舗有物之部」及び「望性金差引勘定」は「亥年店卸目録」において特徴的な部となっていた。石巻店では閉店に向けて家屋敷の処分や望性金の清算を行っていたが、その詳細がこの「家屋舗有物之部」及び「望性金差引勘定」において示されていたのである。また「家屋舗有物之部」及び「望性金差引勘定」の合計額や

その計算過程で算定される金額は、「借用之部」、「右江引当之部」、「利足取之部」、「利足拂之部」に計上される諸項目と関連していることを指摘した。

中井家特有の科目である望性金に関して、小倉[1962]の引用で見た通り、これまで概念や呼称の変遷が中心的に検討されてきたが、一方で、望性金の計算方法や受取利息については言及されてこなかった。本節では、「望性金差引勘定」の検討から、望性金の返済に際して厳密な計算が行われること、期首望性金と利足の計算方法、店卸目録計上額との関係等の具体的な諸点を明らかにした。これにより、石巻店に関する限りではあるが、先行研究で取り上げられることのなかった望性金の清算に関係する一連の計算を概観することができた。

第4節 享和年間店卸目録からの変化

第3節では、石巻店によって天保11年1月に作成された決算報告書である「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」を取り上げ、その計算構造と計上科目について詳細に検討した。天保11年は、第4章において検討対象とした享和年間から約40年後である。一口に40年といっても、その間には支配人の交代が数回見られ、また奉公人の入れ替わり、取引内容の変化等、実務の場では様々な事象が発生している。このような年月を経た店卸目録に変化は見られるのだろうか。また、見られるとすれば、それはどのような変化なのか。本節では、「亥年店卸目録」の記載内容を整理するとともに、享和年間の店卸目録との比較を行い、計算構造及び表示形式に見られる同異について考察する。加えて、享和年間から歴年の店卸目録を分析し、閉店に向けての動きと店卸目録の記載内容の変遷についても検討する。

5-1. 享和年間からの変化と仙台質店との比較考察

まず、第3節において「亥年店卸目録」を分析した結果を以下に示す。「亥年店卸目録」には「借用之部」「右江引当之部」「大福帳貸之部」「家屋舗有物之部」「雑用之部」「家内雑用之部」「利足取之部」「利足拂之部」「徳用之部」「損之部」「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」「望性金差引勘定」の計14の部が設けられていた。これらは「借用之部」「右江引当之部」及び「徳用之部」「損之部」を中心とした2方面からの損益計算を行う区分と、「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」からなる質物在庫の計算を行う区分に大別できた。その他の部は、店卸目録の中核をなす損益計算区分を補足する役割を担っていた。

一方、享和年間の店卸目録は、主に資産項目が掲げられる「内」を含む「金指引之部」「徳用之部」「損之部」「質貸方之部」「受質之部」「改有質物之部」の6つの部から構成されていた。これらの部を通して損益計算、質物在庫計算を行う構造になっている点で両者に違いはないが、設けられる部の数が天保年間に至って大幅に増加している。まず注目す

べきは、資産の部が「右江引当之部」として独立している点である。これまで資産や損失等については、「金指引之部」の一部といった形で、「内」または「右へ」という見出しのもとに計上されていた。しかし、天保 11 年には同区分が「右江引当之部」と称されるようになっていく。「内」という名称は計算の関係を示す語句であって、「徳用之部」や「損之部」、「利足取之部」等のように計上されている項目を表すものではない。「右江引当之部」というのは、その内容が「右」に掲げられた項目へ「引当」る、つまり望性金や負債等の返納または返済を裏付けるものを意味しており、同部において計上される項目が本家その他から受け入れた資金の投下先であることが示されていると考えられる。

同様の变化は仙台質店の安政 6 年度の店卸目録においても確認できた。仙台質店では享和年間に「右へ」とされていた区分が安政期には「右引当之部」として独立していた。これは石巻店に見られる変化と同じであるといえる。

上記以外で新たに表示された部、すなわち「大福帳貸之部」「家屋舗有物之部」「雑用之部」「家内雑用之部」「利足取之部」「利足拂之部」「望性金差引勘定」は、既存の部に計上された項目の内訳を説明する役割を担っている。「借用之部」から「家屋舗有物之部」及び「望性金差引勘定」では、先に各帳簿の残高を示し、詳細の開示が必要な科目に関して別途部を設けてこれを表示していた。これに対して「雑用之部」から「損之部」では、先に個別の項目を特定のまとまりごとに掲げ、それらの合計額を「徳用之部」「損之部」に集約していた。新しい部によって本編の情報を補完する形がとられている。詳細な内訳が示されるのは、「右江引当之部」や「損之部」等の中心的な部に計上されている中で、金額的または内容的に重要な項目に限定されている。

享和年間では「内」に掲げられていた項目は質物在高と現金在高が主であったため、そもそも「大福帳貸之部」「家屋舗有物之部」は必要がなかった。また「望性金差引勘定」は、閉店にあたり望性金を清算するための区分であり、享和年間において設けられていないのは当然である。しかし、「徳用之部」「損之部」の内容については、享和年間から大きく変化していないにもかかわらず、「雑用之部」「家内雑用之部」「利足取之部」「利足拂之部」のように、「徳用之部」「損之部」の表示内容を細分化する傾向が見られた。「徳用之部」では、受取利息（「利足取之部」）とそれ以外という形で表示されるようになる。費用に相当する項目については、営業に係る経費は「雑用之部」、給料と薬礼は「家内雑用之部」、支払利息は「利足拂之部」に詳細が示され、「損之部」には各部の合計のみ掲げる形がとられていた。享和年間はこれらが全て同じ部に列挙されているため、天保年間には多様な項目を分類し、各グループを表す名称を付けて整理することで秩序立った表示を行うよう工夫されていたことが分かる。

また、天保年間においては各種債権もその種別ごとに分類、表示されるようになっていく。享和から文政にかけては、質貸し以外の債権を「別貸し」または「正金貸し」、「出入尻有物」等として一括して計上していた。これらの債権は、仮店卸目録の分析によって明らかになったように、貸倒れや給料の前貸し、町内での貸付け、藩への貸付け・献上金等

によって異なる科目名で掲げられるようになる。貸付け時に帳簿を分けて記載していたと考えられ、各取引を整理し、より綿密な記録を行っていることが分かる。

計上する項目の内容を明確にする方向での変化は、部の名称以外にも見られる。例えば、行違いの区別や質物計算時に算定される期末在高の区別が挙げられる。行違いは、2つの損益額の比較によって算定される金額と、質物在庫の計算によって算定される金額の2種類が計上されている。享和年間（享和3年）においては、これらはともに「行違イ」とされるだけであり、2つ目の行違いの計算は最初に算定される行違いの説明であるとする向きもあった（仙台質店）。しかし、天保期においては上記2種類のうち前者には「金差引不足」（または「金差引過上」）、後者には「年中蔵にて行違不足」（または「年中蔵にて行違過上」という科目名が付けられており、それぞれが異なる数値であることが示されると同時に、その内容が明確に表されている。

続いて、計算構造についてである。「亥年店卸目録」を通して2方面からの損益計算と質物在庫管理の計算が行われており、これは享和年間と同じであった。ただし、天保期には行違いを含めて損益を算定している点で異なっている。前にも述べたように、行違いは、2つの損益の差額と質物在庫の過不足額の2種類が算定される。これまで、これらの行違いは「行違」として掲記されるだけであり、損益計算に加味されていなかった。しかし天保期から、損益に関する行違いは「徳用之部」または「損之部」に計上され、また質物に関する行違いは「徳用之部」または「損之部」と「請質之部」において計上されており、損益額に影響するようになるのである。科目名の付与を含めた行違いに関するこのような変化は、仙台質店の安政期にも確認されており、質店における損益計算の精度を高める方向で変更が加えられていると考えられる。

質物在庫の計算は、「質貸之部」「請質之部」「改有質之部」を通して行われる。期末質物在高の確認が目的であると考えられるが、享和年間には質屋営業に関する収益項目を介した計算が行われていた。計算結果は同じであるものの、その過程は複雑なものとなっていた。この計算方法は天保期に至って簡略化され、帳簿残高と実際在高を直接的に差引きする方法に変更されている。利足や売上利益も掲げられるが、在庫の計算に影響することはない。また、帳簿残高が「残質」と称され、実際在高である「改有質」と比較する際に両者の違いがよく分かるような工夫が施される。「残質」という表記自体は限られた年度にしか見られないが、天保年間に至って、質貸しと請出しの記録に基づく質物の帳簿残高を「残質」、実際在高を「改有質」として区別するようになったことは確かである。現金収支の計算が省かれ、計算の目的が質物に関する記録の正否検証に絞られたことに伴い、差引計算を行う項目が明確になったことで、名称が付けやすくなったと思われる。

以上のように、計算構造については、行違いを加味した計算が見られ、これまで計算違いとして掲げられるだけであった数値も損益計算に加えられていること、質物内訳明細の区分については、より簡便な計算方法が採用され、質物過不足の算定を目的とした計算が行われていることが明らかとなった。

石巻店の店卸目録を通年で見ると、損益計算に関しては享和年間から変化がなかったが、表示形式がより詳細かつ簡潔になっていた。商いの隆盛とともに取引量や種類が増大し、計上すべき項目もまた多様になる。天保期にはこれらを限られた紙面で明瞭に、過不足なく表示するため、新しい部を設けて特定の項目の内訳を記載する方法がとられている。また、部だけでなく、一部の計上科目についてもその内容を端的に表す名称が付けられていた。享和年間のように、計算結果について誤差であることを述べるだけでなく、その項目自体が何であるかということ積極的に示そうとする姿勢が見られた。損益計算においては、より精密な計算が意識されていた。一方で、質物計算においては必要でない計算は省かれており、記載スペースや計算の手数を考えて効率化が図られている。

享和期から天保期にかけての石巻店で見られた資産の部の独立、行違いの区別と損益計算への組入れや、質物計算の簡略化に関する変化は、享和期から安政期にかけての仙台質店の変化と同じであるということが出来る。このように、石巻店と仙台質店の店卸目録においては、年月の経過とともに、計上科目を整理し、管理不可能な数値をなくしてより精密な計算を行おうとする一方で、事務上の経済性や重要性を考慮して、より簡単な計算、簡潔な表示を行う傾向が認められた。

5-2. 「右江引当之部」について

「亥年店卸目録」と享和年間の店卸目録を比較した際の相違点の1つとして、「右江引当之部」の独立を挙げた。ここでは、同部に計上される項目、区分の仕方や名称の変遷を検討し、「右江引当之部」がどのような部であるかという点に関して考察を行う。

まず、計上される科目について見てみよう。「借用之部」に計上される科目は、差引残りかりや預りといった言葉で表される。この部に計上される科目は、望性金、負債及び正味身代が主であり、受託の意を持つ語や、本家もしくは取引相手との貸借関係を整理した結果を指す語が用いられる。

一方、「右江引当之部」には、差引残りかしや、有物といった言葉を用いた科目が計上されている。店卸目録中の科目名に頻繁に用いられる「有物」という語句は、一見すると、質物在庫や現金在高といった物財自体を表しているように思われる。そうであるとすれば「出入尻有物」は期末現金在高と推測されるが、実際には仮店卸目録の「出入尻有物口」の検討から、現金在高と債権をあわせた項目である可能性を指摘した。

上記以外では、「有物」は何を表す場合に用いられるのだろうか。享和元（1801）年から天保11（1840）年まで40年間の店卸目録を通して見られたのは、店卸損有物、家内諸入用有物、蔵普請入用有物、居掛屋敷買代残り有物、流売残り有物（流代呂物有物）、米差配方損金有物等である。中井家の他店の帳簿でも「有物」という表現が用いられることがあり、小倉[1962];[1966]によると、「有物は正味身代³⁷」や「差引残り」であって、抽象

³⁷ 小倉[1966] 64頁。

概念³⁸」であるとされている。しかし、上に挙げた石巻店の例を見てみると、「有物」が必ずしも正味身代や差引残りを表すわけではないことが分かる。石巻店で見られる有物としては、累積欠損や繰り延べた損失、仙台店または本家に輸送中の金銭及び品物等であり、実体のないものや手許に存在しない物品を指している点で共通している。一方で、現物として手許にある現金や質物は「有金」、「有銭」や「有質物」等のように、「有」の後に具体的な品名を付す形で表記され、厳密に区別されている。

「有物」は、望性金・負債項目への引当として「右江引当之部」に計上される貸付金、現金、商品・質物在庫のいずれにも当てはまらない科目、例えば店（現支配人）から見た前任者への請求権や、繰延資産に類似する項目、累積欠損等を表す言葉として用いられていると考えられる。

計上科目やその名称は定められていなかったため、科目の名称は書き手によって少しずつ異なる。例えば、天保期とは支配人が異なる文政期には、多くの科目が「〇〇ノ高」で表されるといった場合もある。したがってここでは、石巻店の天保期店卸目録において「有物」と記されている科目については、以上の傾向が見られたと述べるにとどめておく。

続いて、部の名称の変遷についてである。損益計算の際に負債項目及び支店の正味身代と比較する部の名称は、寛政 13（享和元）年では「内」、享和 2 年～文化 4 年では「右へ」、文化 5 年～文政 6 年は名称なし、文政 7、8 年では「改有質之部」、文政 9～天保 11 年では「右江引当之部」とされている。この損益計算区分全体は、寛政 13（享和元）年～文政 13（天保元）年では「金指（差）引之部」と呼ばれ、その後天保 2 年以降は負債項目及び支店の正味身代を指して「借用之部」と呼ばれるようになる。

文政 7、8 年については、「残り質」以外にも、「金貸しノ」や「取次貸しノ」、「出入尻ノ」等の質物以外の項目が多数計上されており、また、他の年度と同じく有質物の明細を示す区分として「改有質物之部」が存在するにもかかわらず、資産項目の区分が「改有質之部」とされている。この名称が用いられるのは上記 2 年度のみであることから、これは誤表記として認識されていたと考えられる。

このように部の名称に問題はあったが、文政 7 年は「金指引之部」を負債項目等に限定し、それに対立する部を設けるという点で画期となる年であったといえる。この年を境にして、以後、「損之部」、「徳用之部」と同様に従来の「金指引之部」が「金指引之部」と「右引当之部」の 2 つに分けられ、さらに天保 2 年からは「借用之部」と「右江引当之部」として、負債項目等についてはその内容をより明確に示す名称が付けられるのである。

石巻店では天保 2 年以降、仙台店では安政 6 年の時点において、どちらの店でも「右へ」や計算の関係を示す「内」が 1 つの部へと変化していることは既に述べた通りであるが、変更後であってもその名称は「徳用之部」「利足取之部」「質貸方之部」等に比して抽象的である。計上される項目が、現金と質物の期末在高の他に累積欠損や過年度の支出等多岐にわたるため、これらを包括する名称を付けることが難しかったと思われる。このため、

³⁸ 小倉[1962] 252 頁。

「右江引当之部」のように抽象的な名称にせざるを得なかったのである。

「内」や「右江引当之部」に計上される項目で最も多いのは現金在高や質物在高、債権等の資産であるが、それを理由として同区分または部が資産のみを計上する部であると断じることはいない。累積欠損を店にとっての請求権とする場合もあるが、これは同項目が掲げられる部が資産の部であるという考えに基づいたものと思われる。店では、資産を集めた区分であると考えていなかったからこそ、直接的に「資産」や「財産」を意味する語句を用いず、質物と現金の期末在高のみ計上されている年であっても前の項目との差引計算の関係で呼んだり、独立させた部に抽象的な名称を付けることになった。したがって、「右江引当之部」は現在の貸借対照表における借方に相当する部であると解釈することも可能なのではないだろうか。

5-3. 閉店までの動向

天保 11 年の店卸目録では、家屋敷の処分や望性金の清算及び返納といった動きが見られた。また、仮店卸目録では、通常では見られない、債権の内訳が詳細に記されていた。このように、閉店前になると店卸目録の内容に変化が見られるのであるが、上記以外ではどのようなことが行われていたのだろうか。以下では、ここまでの検討で既に明らかにしたことも含めて、天保 11 年 8 月の閉店までの動向を整理する。

閉店に向けての動きとして、まず、天保 6 年からの奉公人削減が挙げられる³⁹。開店の年である享和元年の 5 人から始まり、翌年から文政 12 年まで、奉公人は 10 人前後で推移している。文政 13 年から天保 5 年の間には 17～18 人と最も多くなり、繁忙を極めたことが窺える。他店を見ると、同じく繁忙期に、大坂店で 12 人（安政 2 年）、京都店で 13 人（明治元年）に達したという⁴⁰。人数の内訳が示されていないため、下男を含まない人数かもしれないが、そうであるとしても石巻店では 14～16 人を数えるのであるから、京・大坂以上に繁盛した時もあったといえることができる。このように文政 13 年から天保 5 年の間に奉公人の総数は増加するが、天保 2 年以降は人員の入れ替わりが激しくなり、1 月から 7 月まで、9 月から 11 月まで等、1 年未満の雇用の者も 5～6 人確認される。天保 2～5 年は質貸し数が大きく増加しており、店の業務も増えたため、通年ではなく必要な時期のみ臨時で雇用した奉公人が存在したと思われる。

天保 6（1835）年には 4 名減らし、天保 7、8 年頃になると、主に「蔵」の字のつく店員と、下男に対して暇を出すようになり⁴¹、以降、奉公人総数は減少傾向にある。天保 11 年の閉店を見据えた人員削減であったと考えられる。最終的に、閉店の年には、寛政 12 年の開店時と同じ人数（店員数）になっており、店の消長を読み取ることができる。

³⁹ ここでは、「兵衛」や「蔵」の字のつく後見役・支配人・手代等をあわせた店の商いに関する業務を行う奉公人に、これを台所面から支える下男を加えた人数を奉公人数とする。

⁴⁰ 江頭[1962] 806 頁。

⁴¹ 天保 7（1836）年には下男が増加しているが、うち 2 名はそれぞれ 4 月と 7 月に解雇されており、また他の 1 名は 1 ヶ月分のみ給与である。

次に、有質の削減である。天保2年の22,985口をピークに、天保9年から急激に減少し、閉店時には、66口となっている。有質とは期末の質物在庫のことであり、これは当期の質貸し数と請出し数、流れ質物の売却数に影響される。質貸し額及び有質額は、天保8年、同9年に特に大きく減少するが、それ以前に注目すべき年として、天保6年が挙げられる。天保2年から減少傾向にあった質貸し数がここで10,578口(3,800両余り)減らされる。請出し数及び売却数は前年よりも減少、またはあまり変化が見られないが(請出し数については、期中質貸しを控えていることにより減少していると考えられる)、新規質貸しを控え、売却数を前年から大きく減らさなかったことにより、期末の有質を天保5年の20,513口(6,700両余り)から12,834口(4,400両余り)に抑えている。

凶年のため売却されなかった流れ質物については、仙台元方へ預ける(天保5年、天保11年)、質入れする(天保10年)といった措置が取られており、閉店に際して減らされた質物は、仙台店元方の他、近隣の店舗へ廻されたと考えられる。

続いて、天保2年から店卸目録上で確認できる家屋敷であるが、これについても、閉店間近になると処分が検討され始める。最終的には、本町の土地建物を除いて、全て売却または譲渡の形で決着がついている。売却や譲渡の詳細及び経緯は、天保11年の「亥年店卸目録」における「家屋舗有物之部」に記載されている(本章第3節参照)。

望性金については、清算のため、天保9(1838)年度から本家へ送金を始めている。何月何日にいくら送ったという詳細な送金状況や利息に関しては、翌天保11年の店卸目録の最後に記載された「望性金差引勘定」内において示されている(本章第3節参照)。「望性金差引勘定」には、天保9年度に数回に分けて本家へ送金したことが記録されているが、同年の決算を記録した店卸目録の望性金の項にその事実は反映されていない。ただし、「札にて元方へ預け置」が資産として計上されているため、送金のための現金は区別して管理されていたと思われる。

そして、閉店時にはその時点までの決算を行い、とりわけ債権に関して、毎年の店卸目録に比して詳細な内訳を記した「仮店卸目録」を作成したのである。

閉店に向けての数年間と閉店時において、店卸目録上に現れる変化を読み解くと、以上のような動向が確認できた。すなわち(1)奉公人の削減、(2)有質の削減、(3)家屋敷の処分、(4)望性金の清算、(5)仮店卸目録の作成である。特に、奉公人の削減、有質の削減が行われた年を考慮すると、天保6、7年頃から数年内の閉店を意識し、それに向けた準備を行っていたと推測できる。天保6年は、前にも述べた通り、仮店卸目録以外で大福帳書抜や留帳等(但し出入尻有物口を除く)の内訳が記載される唯一の年である。この頃に閉店が確定され、その時点において「右江引当之部」に占める割合が大きく、内容が明らかにされていない債権項目の開示が求められたのではないだろうか。

当時、中井家当主であった4代中井源左衛門光基は、天保5(1834)年~7(1836)年、同11(1840)年~12(1841)年、弘化元(1844)年~2(1845)年、嘉永3(1850)年~6(1853)年と、頻繁に「店廻り」を行っている。「店廻り」とは、出店の経営状態を検

査するために、当主が各地の店を巡回することをいう（第 2 章第 3 節参照）。特定の店に至ることを「下店」といい、その際にまず店卸目録をはじめとした諸帳簿の検閲が行われた。石巻店には、天保 5 年の 5 月下旬と 8 月中旬に下店しており、店卸を調査（5 月）した当主は、同店が大きな損失を出しているのを見て「何共可申様無之当惑之事」と述べている⁴²。

石巻店において利益が減少しはじめたのは文政 9（1826）年、そしてついに赤字に転じたのが文政 13（天保元・1830）年である。以降、天保 9（1838）年を除き、多額の損失を計上している。このような状況であったため、文政期末から閉店も視野に入れていたと思われるが、天保 5 年の当主下店の折に閉店が確定的となったことで、同年中に奉公人削減、新規質取りの見合わせといった措置が取られ、直後の店卸目録（天保 6 年正月作成。内容は天保 5 年）において、債権項目の内訳の開示が行われたと考えられる。

⁴² 江頭[1965] 817-819 頁。

結章

本研究では、複式簿記が日本に導入される以前、独自の帳合を実施していた江戸時代の商家において、支店が作成した決算報告書に統一性が見られるか否か、また決算報告に関する様式の発展過程を明らかにすることを目的としている。このため、本論文では、商家の会計史料を繙き、各店の決算構造または記帳方法を解明した上で、店舗間での比較分析から共通点と相違点を洗い出し、統一性の有無とその範囲を明らかにした。また同一の商家の帳簿を通時的に検討することで、決算報告書に見られる変化を追い、計算構造と表示形式の統一性・継続性を踏まえて、江戸期の商家における決算報告の発展について考察を行った。

第1章から第7章の内容を要約すると、以下の通りである。

まず第1章では、先行研究のレビューを行った。帳合法は商家によって異なるため、まず最初に帳簿に関する通説や先行研究で挙げられている各商家に共通する基本的な特徴を示した。その上で決算構造・帳簿組織の解明を含めた帳合法の先行研究を「商家の帳合法」「帳合法の比較分析」「帳合法の教育」「帳簿の発展」に分類してレビューを行い、先行研究の限界を明らかにした。

続いて第2章では、次章以降で行う質屋と松前取引に従事した近江商人の会計帳簿の分析に先立ち、近世近江の経済体制、近江商人の沿革、中井家の概要、近世の質屋業、松前取引と場所請負の仕組み等について先行研究や郷土史、古文書等の史料に基づき概観した。また、質店との比較のために、中井家仙台店見世方（小売り部門）の店卸目録を小倉[1962]に基づいて再度検討した。当該店卸目録では、現金過不足と売上原価の計算に関する明細を示しながら、貸借対照表と損益計算書に相当する区分を通じて当期利益の両面計算を行っていることを確認した。

第3章から第5章では、中井家の支店である仙台質店、石巻店、相馬店の店卸目録を分析対象とした。まず第3章では、仙台質店の店卸目録を検討した。同店では、寛政13年において計算の仕方や書き方が既に定着していたものと考えられる。仙台質店と見世方を比較した結果、損益の両面計算という基本的な構造を定め、それ以外の部分で、各業種の主要項目の明細を示すことが要求されていたと考えられることを指摘した。他家の例を見ると、内訳明細は別冊の報告書となることが多く、決算簿上でこういった明細が示されることは稀であるが、中井家では見世方・質店ともに内訳明細が店卸目録内に組み込まれており、これは業種に関係なく共通するこの家独特の構造であるといえる。

質物計算の有無や売上原価計算の有無といった、業種による差を除く見世方との相違として、例えば次の点が挙げられる。まず最初の区分である「金指（差）引之部」の計算内容や役割に関してである。質店の「金指引之部」と見世方の「金差引之部」は同じ読み方であると考えられる上、どちらも店卸目録の最初の部となっているという点で共通しているが、前者は貸借対照表に相当する区分であるのに対し、後者は現金の増減のみを記録し

た区分であり、それぞれ内容が大きく異なっていた。名称だけで考えると、見世方の方が内容に沿うものであるといえる。また同じ部において、見世方には見られない出精金や支配人からの預り金といった項目が計上されており、質屋に特有の項目であると断定はできないが、同じ仙台店内でも異なる資金運用を行っていたことが明らかとなった。

最後の区分である質物内訳明細の分析からは、その目的が従来いわれていたような「行違い」の説明・裏付けではない可能性を指摘した。「質貸方之部」及び「受質物之部」では、貸付額や返済額、利足額の合計等が示され、結果として現金の不足分が計算される。「改有質物之部」では、質流れ品も含めた質物の合計を示しており、先ほどの計算結果を用いて、行違いを算定している。

続いて第4章では、石巻店によって作成された寛政13年から享和3年の店卸目録を検討した。その結果、「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」を通して損益の両面計算が行われていたこと、質物の引受け・請出しに関する内訳明細も設けられており、他の諸項目よりも詳細に記載されていること等を指摘できた。質物の計算は、複数の帳簿に基づいて行なわれており、特に質物に関する日々の取引記録には、2冊以上の帳簿が用いられていたと考えられる。石巻店では戌質店卸目録から、損益及び質物在庫の計算において2種類の金額が算定されるようになるが、その差額は仙台質店と同じく「行違い」として掲げられていた。

享和3年に2冊作成されていた戌質店卸目録については、まず個別に分析を行い、両者の相違点を挙げた。その上で、作成の順番と経緯について考察を行った。店卸目録の記載内容に誤りがあると判断された場合、その箇所を訂正した新たな店卸目録が作成される。その指導は仙台質店が行っていたと見られ、記帳技術に関する店舗間の交流があったことが窺えた。

石巻店と仙台質店を比較すると、両店はほぼ同様の決算報告を行っていたことが明らかとなった。また、石巻店を通年で見ると、年を追うごとにより詳細な報告を行うようになってきているということが出来る。質店間においては、作成方法に関する知識の共有が行われていた。同一の業種内では統一的な決算報告を行うよう、本家から求められていたと考えられる。

第5章では、中井家相馬店によって作成された寛政3年と享和2年の店卸目録を個別に検討した。この2冊について計算の目的と構造、特徴等を明らかにし、店卸目録上に見られる変化と、他店舗との同異について考察を加えた。

同店の店卸目録では、仙台質店や石巻店とは異なり、金と銀に加えて銭での金額表記も見られたため、まず最初に他店舗の事例も援用して金種別計算に関する考察を行った。その結果として、中井家では取引に用いる貨幣の種類が複数に及んだことにより、店卸目録の比較可能性を維持するための工夫がなされていたことを指摘した。寛政3年と享和2年では、事業内容が異なるため設けられる区分に違いがあるが、当期損益額の算定、取扱商品に関する計算と内訳明細の開示が主たる目的とされている点で共通している。一方、寛

政 3 年から享和 2 年にかけての変化を見ると、店舗間で統一性を持たせるための変更が行われたことが確認できた。また他店舗との比較から、店卸目録の計算構造及び表示形式には見世方と質店の間で明らかな相違が見られたため、業種ごとに統一的な報告が行われていたということができた。さらに、同一業種の店舗間での詳細な分析を進めていくと、店舗間の地理上あるいは業務上の個別的な事情により、特定の店同士で同じ記載様式が共有され、同一業種の店舗間以上に共通性の高い店卸目録が作成されていたことが明らかとなった。

第 6 章では、仙台質店と石巻店の店卸目録上に表れた変化について考察した。仙台質店と石巻店を比較すると、資産の部の独立、部の新設、2 種類の行違いの区別と損益計上、質物残高の明記と質物計算の簡略化等、享和年間から両店において同様の変化が確認された。また、閉店に向けた動きとして、有形固定資産の処分、有質・人員の削減や望性金の清算、仮店卸目録の作成等が行われていることを指摘した。さらに、開店から閉店までの 40 年間の記帳内容の変遷を追い、支配人の交代と記帳内容、望性金増額の関係にも言及した。当主は店卸目録から経営状態を読み取り、経営上の意思決定を行っており、その一環として支配人の異動が行われていたと考えられる。

第 7 章では、近江商人の中小商家の事例として、松前交易に従事した両浜商人である富江屋と柴谷家の帳簿を検討した。その結果、富江屋では正味身代の比較による損益計算が行われていたこと、分析した範囲において損益計算の基本的な構造に変化はなく、元文 3 年には既に富江屋における決算方式が確立されていたと考えられること、複数の帳簿の記録に基づいて決算報告書が作成されていると推測されること等を明らかにした。

柴谷家本家の勘定帳については、史料が現存している嘉永 7(1854)年から明治 11(1878)年まで、安政 2(1855)年を除いた 24 年間の史料を検討した。明治期に入って十数年が経過しても江戸期と変わらない帳簿及び帳簿組織に基づいた記録を行っており、記載様式についても、貨幣の単位を除き、江戸期のものから変化が見られず、時系列での比較が可能な決算報告書が作成されていたことを指摘した。

本研究では、質店、小売業（見世方）、卸売を営む店の分析に留まっているため、今後は他業種の店を分析し、統一性は一部の店舗間にのみ見られるのか、あるいは商家全体での統一が意図されているのかを明らかにする必要があると考えられる。また、本研究の分析対象として中井家、富江屋、柴谷家を扱ったが、ここで明らかにし得たのは、数ある日本の商家の中でもごく一部の事例である。今後は分析範囲を広げて、近江商人以外の商家において行われた決算報告書も検討対象としたい。

結章

本研究では、複式簿記が日本に導入される以前、独自の帳合を実施していた江戸時代の商家において、支店が作成した決算報告書に統一性が見られるか否か、また決算報告に関する様式の発展過程を明らかにすることを目的としている。このため、本論文では、商家の会計史料を繙き、各店の決算構造または記帳方法を解明した上で、店舗間での比較分析から共通点と相違点を洗い出し、統一性の有無とその範囲を明らかにした。また同一の商家の帳簿を通時的に検討することで、決算報告書に見られる変化を追い、計算構造と表示形式の統一性・継続性を踏まえて、江戸期の商家における決算報告の発展について考察を行った。

第1章から第7章の内容を要約すると、以下の通りである。

まず第1章では、先行研究のレビューを行った。帳合法は商家によって異なるため、まず最初に帳簿に関する通説や先行研究で挙げられている各商家に共通する基本的な特徴を示した。その上で決算構造・帳簿組織の解明を含めた帳合法の先行研究を「商家の帳合法」「帳合法の比較分析」「帳合法の教育」「帳簿の発展」に分類してレビューを行い、先行研究の限界を明らかにした。

続いて第2章では、次章以降で行う質屋と松前取引に従事した近江商人の会計帳簿の分析に先立ち、近世近江の経済体制、近江商人の沿革、中井家の概要、近世の質屋業、松前取引と場所請負の仕組み等について先行研究や郷土史、古文書等の史料に基づき概観した。また、質店との比較のために、中井家仙台店見世方（小売り部門）の店卸目録を小倉[1962]に基づいて再度検討した。当該店卸目録では、現金過不足と売上原価の計算に関する明細を示しながら、貸借対照表と損益計算書に相当する区分を通じて当期利益の両面計算を行っていることを確認した。

第3章から第5章では、中井家の支店である仙台質店、石巻店、相馬店の店卸目録を分析対象とした。まず第3章では、仙台質店の店卸目録を検討した。同店では、寛政13年において計算の仕方や書き方が既に定着していたものと考えられる。仙台質店と見世方を比較した結果、損益の両面計算という基本的な構造を定め、それ以外の部分で、各業種の主要項目の明細を示すことが要求されていたと考えられることを指摘した。他家の例を見ると、内訳明細は別冊の報告書となることが多く、決算簿上でこういった明細が示されることは稀であるが、中井家では見世方・質店ともに内訳明細が店卸目録内に組み込まれており、これは業種に関係なく共通するこの家独特の構造であるといえる。

質物計算の有無や売上原価計算の有無といった、業種による差を除く見世方との相違として、例えば次の点が挙げられる。まず最初の区分である「金指（差）引之部」の計算内容や役割に関してである。質店の「金指引之部」と見世方の「金差引之部」は同じ読み方であると考えられる上、どちらも店卸目録の最初の部となっているという点で共通しているが、前者は貸借対照表に相当する区分であるのに対し、後者は現金の増減のみを記録し

た区分であり、それぞれ内容が大きく異なっていた。名称だけで考えると、見世方の方が内容に沿うものであるといえる。また同じ部において、見世方には見られない出精金や支配人からの預り金といった項目が計上されており、質屋に特有の項目であると断定はできないが、同じ仙台店内でも異なる資金運用を行っていたことが明らかとなった。

最後の区分である質物内訳明細の分析からは、その目的が従来いわれていたような「行違い」の説明・裏付けではない可能性を指摘した。「質貸方之部」及び「受質物之部」では、貸付額や返済額、利足額の合計等が示され、結果として現金の不足分が計算される。「改有質物之部」では、質流れ品も含めた質物の合計を示しており、先ほどの計算結果を用いて、行違いを算定している。

続いて第4章では、石巻店によって作成された寛政13年から享和3年の店卸目録を検討した。その結果、「金指引之部」と「徳用之部」「損之部」を通して損益の両面計算が行われていたこと、質物の引受け・請出しに関する内訳明細も設けられており、他の諸項目よりも詳細に記載されていること等を指摘できた。質物の計算は、複数の帳簿に基づいて行なわれており、特に質物に関する日々の取引記録には、2冊以上の帳簿が用いられていたと考えられる。石巻店では戌質店卸目録から、損益及び質物在庫の計算において2種類の金額が算定されるようになるが、その差額は仙台質店と同じく「行違い」として掲げられていた。

享和3年に2冊作成されていた戌質店卸目録については、まず個別に分析を行い、両者の相違点を挙げた。その上で、作成の順番と経緯について考察を行った。店卸目録の記載内容に誤りがあると判断された場合、その箇所を訂正した新たな店卸目録が作成される。その指導は仙台質店が行っていたと見られ、記帳技術に関する店舗間の交流があったことが窺えた。

石巻店と仙台質店を比較すると、両店はほぼ同様の決算報告を行っていたことが明らかとなった。また、石巻店を通年で見ると、年を追うごとにより詳細な報告を行うようになってきているということが出来る。質店間においては、作成方法に関する知識の共有が行われていた。同一の業種内では統一的な決算報告を行うよう、本家から求められていたと考えられる。

第5章では、中井家相馬店によって作成された寛政3年と享和2年の店卸目録を個別に検討した。この2冊について計算の目的と構造、特徴等を明らかにし、店卸目録上に見られる変化と、他店舗との同異について考察を加えた。

同店の店卸目録では、仙台質店や石巻店とは異なり、金と銀に加えて銭での金額表記も見られたため、まず最初に他店舗の事例も援用して金種別計算に関する考察を行った。その結果として、中井家では取引に用いる貨幣の種類が複数に及んだことにより、店卸目録の比較可能性を維持するための工夫がなされていたことを指摘した。寛政3年と享和2年では、事業内容が異なるため設けられる区分に違いがあるが、当期損益額の算定、取扱商品に関する計算と内訳明細の開示が主たる目的とされている点で共通している。一方、寛

政 3 年から享和 2 年にかけての変化を見ると、店舗間で統一性を持たせるための変更が行われたことが確認できた。また他店舗との比較から、店卸目録の計算構造及び表示形式には見世方と質店の間で明らかな相違が見られたため、業種ごとに統一的な報告が行われていたということができた。さらに、同一業種の店舗間での詳細な分析を進めていくと、店舗間の地理上あるいは業務上の個別的な事情により、特定の店同士で同じ記載様式が共有され、同一業種の店舗間以上に共通性の高い店卸目録が作成されていたことが明らかとなった。

第 6 章では、仙台質店と石巻店の店卸目録上に表れた変化について考察した。仙台質店と石巻店を比較すると、資産の部の独立、部の新設、2 種類の行違いの区別と損益計上、質物残高の明記と質物計算の簡略化等、享和年間から両店において同様の変化が確認された。また、閉店に向けた動きとして、有形固定資産の処分、有質・人員の削減や望性金の清算、仮店卸目録の作成等が行われていることを指摘した。さらに、開店から閉店までの 40 年間の記帳内容の変遷を追い、支配人の交代と記帳内容、望性金増額の関係にも言及した。当主は店卸目録から経営状態を読み取り、経営上の意思決定を行っており、その一環として支配人の異動が行われていたと考えられる。

第 7 章では、近江商人の中小商家の事例として、松前交易に従事した両浜商人である富江屋と柴谷家の帳簿を検討した。その結果、富江屋では正味身代の比較による損益計算が行われていたこと、分析した範囲において損益計算の基本的な構造に変化はなく、元文 3 年には既に富江屋における決算方式が確立されていたと考えられること、複数の帳簿の記録に基づいて決算報告書が作成されていると推測されること等を明らかにした。

柴谷家本家の勘定帳については、史料が現存している嘉永 7(1854)年から明治 11(1878)年まで、安政 2(1855)年を除いた 24 年間の史料を検討した。明治期に入って十数年が経過しても江戸期と変わらない帳簿及び帳簿組織に基づいた記録を行っており、記載様式についても、貨幣の単位を除き、江戸期のものから変化が見られず、時系列での比較が可能な決算報告書が作成されていたことを指摘した。

本研究では、質店、小売業（見世方）、卸売を営む店の分析に留まっているため、今後は他業種の店を分析し、統一性は一部の店舗間にのみ見られるのか、あるいは商家全体での統一が意図されているのかを明らかにする必要があると考えられる。また、本研究の分析対象として中井家、富江屋、柴谷家を扱ったが、ここで明らかにし得たのは、数ある日本の商家の中でもごく一部の事例である。今後は分析範囲を広げて、近江商人以外の商家において行われた決算報告書も検討対象としたい。

補論 2 関川家船方の帳簿分析

本研究では、関川家の船方によって作成された帳簿の記載内容と各帳簿の役割や記帳関係を明らかにするため、慶応 3 (1867) 年に多門丸によって作成された帳簿である「差引帳」、「金銀請拂帳」、「売買仕切帳」、「雑用帳」を検討する。また、帳簿の記載内容から読み取ることのできる船と関川家との関係についても考察を行う。史料はいずれも北海道檜山郡の江差町郷土資料館に所蔵されているものである。これらの原史料に基づき筆者が翻刻を行い、末尾に資料として掲げた。

1. 関川家と史料の概要

関川家は、松前国江差（現北海道）において藩から委託された公的な問屋業務に加えて、米穀問屋、海産物問屋、金融業（仕込・質屋）、廻船業、薬種商、醸造業等を営んだ商家である。初代関川与左衛門恒昌は、天和年間（1681-1684 年）に越後国頸貴郡関川郷（現新潟県）から松前福山へ渡り、ほどなくして江差にて関川屋の暖簾で酒造業を営んだ。初代の死後、跡目を継いだ関川平四郎は江差問屋株を獲得し、藩の沖之口業務（出入港船及び出入港商品からの徴税業務）の代行を担うようになる。その後関川家は、明治 30 (1897) 年頃に 9 代与左衛門が江差を離れるまで、江戸期においては藩の御用商人、明治期においては家業を営みながら檜山郡総代人として活躍した¹。

関川家の廻船業は、利宝丸・多門丸・正平丸等の手船 6 艘と雇船 7 艘を以て営まれた。従来の松前交易は、近江の両浜組が経営する荷所船交易によって独占されてきた。しかし寛政期（1789-1801 年）以降、収公²に伴う他国商人の台頭によって近江商人の勢力が衰退したこと、また商品流通が発達する中で、他国からの買積船の来航が増えたこと等により、両浜組の支配を脱して自由な取引を行う機運が高まっていった。この流れにいち早く目をつけた江差の間屋・小宿の多くとその他の大手商人は、手船を新造または古船を購入して北前船経営に乗り出し、巨利を博した³。

関川家文書は、古文書・古新聞・古書籍等 107,852 点が現存しており（古文書は江差町

¹ 江差町史編集室（編）[1981] 23-24 頁。

² 寛政 11 (1799) 年、幕府は東蝦夷地を直轄とする命令を出した。この時は 7 年の期限付きであったが、享和 2 (1802) 年 7 月には無期限の収公とされた。さらに、文化 4 (1807) 年 3 月には西蝦夷地も没収され、松前藩は陸奥国に国替えとなった。蝦夷地を直轄地とした後、幕府は松前藩政下に行われた商人による場所請負制を廃止し、幕府が直接場所を経営する直捌制をとった。これにより、今まで商人の手で行われていた蝦夷地の住民の世話や、松前産物の集荷・流通等は幕府によって統制・運営されるようになった。また幕府は、明和期（1764-1772 年）前後から成長した近江国以外の出身の商人を多く登用し、監督を厳重にすることで、近江商人を排除しようとした（滋賀縣愛智郡教育会[1929] 283 頁；函館市史編さん室[1980] 443-444 頁）。

³ 江差町史編集室（編）[1981] 23-24 頁。

教育委員会が保管)、このうち、北前船関係資料は 36,460 点であるとされる⁴。同資料を主たる検討対象とした研究は宮下[1986]によって行われている。そこでは、江差の在郷商人による北前船経営の実態を明らかにすることを目的として、関川与左衛門家及び岸田三右衛門家の船方の帳簿を中心とした経営関係史料が検討されている。関川家については、船頭から提出される報告書が登り(上り)・下りの「売買仕切帳」、「雑用帳」、「差引勘定帳」からなっていることが指摘されている。史料として、岸田家は栄寿丸、歆寿丸の帳簿、関川家は利宝丸の帳簿が中心的に取り上げられており、多門丸については慶応 3 年の「売買仕切帳」のうち、一部の内容をまとめた表が掲載されている。

宮下[1986]は、船頭による商品売買の顛末を記した仕切書の例として「売買仕切帳」を挙げている。同帳簿の説明として、秋に仕入れた鯉荷物を越中にて売り捌き、またそこで下し荷を買い入れて江差に帰港するまでの決算書⁵であること、船から関川家に対して、仕入れ値以下での販売が行われていることが指摘されるのみであり、上記の帳簿だけでなく船頭から店へ提出される他の書類に関しても、個別の詳細な分析、各帳簿の役割や記帳関係に焦点を当てた研究は行われていない。

そこで本研究では、慶応 3 年に多門丸によって作成された帳簿である「差引帳」、「金銀請拂帳」、「売買仕切帳」、「雑用帳」を検討する。慶応 3 年は、現時点で存在が判明している限りでは、同船の帳簿が最も多く現存している年であるため、この年を検討対象とした。関川家の手船である利宝丸や正平丸でも「下り売買仕切」、「登り売買仕切」、「雑用帳」が現存する年(明治 13 (1880) 年、同 14 (1881) 年)もあることから、船方の帳簿としてどの船にもほぼ同じ内容のものが備えられていたと推測される。

各帳簿に記された項目の一部には帳簿間の関係を確認することができ、上記 4 冊の帳簿を用いて体系的な記録を試みた形跡が見られた。他にも帳簿を作成していた可能性もあるが、今回検討した 4 冊の記述内容には、他の帳簿の存在を示す文言は見られなかった。

2. 多門丸の航路に関して

多門丸がいつどこに寄港し、どのような商いを行っていたかについては、「売買仕切帳」及び「雑用帳」に見られる地名を通して知ることができる。各帳簿の説明に入る前に、以下では慶応 2 (1866) 年の「雑用帳」、慶応 3 年の「雑用帳」「売買仕切帳」、明治 2 (1869) 年の「雑用帳」から明らかになった多門丸の仕入・販売ルートを示す。

上記帳簿に記載された地名から、多門丸の主な航路として次の 2 種類が存在したことが分かった。慶応 3 年、明治 2 年の帳簿で見られる江差から敦賀までの日本海沿岸を往復するルートと、慶応 2 年の帳簿で見られる江差から津軽海峡を経て太平洋を南下し、瀬戸内海、関門海峡を経由して日本海を北上し、本州を一周するルートである。前者については、

⁴ 江差町史編集室(編)[1981] 31,33 頁。

⁵ 宮下[1986] 49 頁。

慶応3年と明治2年で寄港地が若干異なっているため、毎年決まった場所に寄港していたわけではないと分かる。

多門丸は、本稿で分析対象とする慶応3年には、主に江差、越中伏木（現富山県高岡市）、能州小木（現石川県鳳珠郡）で取引を行っていた。同年作成の「差引帳」「雑用帳」「売買仕切帳」から読み取ることのできる多門丸の動向を図表1にまとめた。図表中の日付と寄港地は、主に「雑用帳」に基づいて作成した。どの帳簿も基本的には日付順に記録されているが、徹底されてはおらず、後になって判明した分を書き足したものか、順番が前後する場合も度々見られた。また、しばらく地名が現れないこともあるので、その間は「差引帳」「売買仕切帳」も参照し、取引内容は「売買仕切帳」から抽出した。空白期間も多いため完全に解明することはできなかったが、寄港地と取引内容を合わせて見ることで、多門丸のおおよその動きを知ることができると思われる。

江差で上せ荷を積み込んだ多門丸は、越中伏木と能州小木を主要な寄港地とし、ここで上せ荷の販売と下し荷の仕入を行っていたことが分かる。飛島（山形県沖合の島）や深浦（青森県）では取引を行っておらず、また滞在期間も短い。「雑用帳」には往来銭や宿代、祈祷料、灯明料が計上されていたため、食糧補給や参拝のために立ち寄ったものと考えられる。

明治2年の寄港地としては、慶応3年と同じ飛島、越中伏木、能州小木、佐渡小木の他に、蝦夷地のオタルナイと福島（現北海道松前郡）、酒田、新潟、能登福浦、敦賀といった地名も見られた。多門丸は日本海沿岸地域に寄港し、伏木と小木を中心としながら、毎年様々な土地を訪れて販売活動を行っていたのである。寄港地は若干異なるが、蝦夷地で仕入れた上せ荷を本州へ運び、また同時に下し荷を仕入れて蝦夷地で売るという仕組みは慶応3年と同じであったため、明治2年の航路に関する検討は省略する。

3. 帳簿の分析

3-1. 差引帳

当該帳簿は6頁ほどの薄い冊子で、表紙には「慶應三年卯九月五日 差引帳」として帳簿名と作成年月日が記され、裏表紙には「多門丸常七」として帳簿内容の責任者たる船頭⁶の名前が記されている。帳簿の最終頁には、「右之通御座候以上 卯九月五日 多門丸常七 御印 御店へ」という文言が見られるため、「差引帳」は、多門丸が雇い主たる関川の店へ宛てて作成した正式な計算書であったと分かる。

日付、「一」から始まる行に金額、その下に摘要という形式で、1つの取引内容が記録さ

⁶ 利宝丸の「利宝丸勘定帳」（明治12年）では、「知工 川口與吉」と「利宝丸弥吉」と記されていることから、実際の記帳担当者は船頭に次ぐ役職で、事務長にあたる知工（ちく）であったことが分かる。しかし、このような記載は利宝丸の1年分しか見られない。多門丸については、船内の役職が明らかでないため、ここでは、帳簿の記録内容の責任者として船と船頭の名前が記載されているものとする。

れる。各金額に「引合」の印が押されていることから、別帳簿との突合せが行われていたことがうかがえる。

数字は漢数字であり、金額は主に銭建てであるが、最終的に算定された金額は金建て額に直して、端数を銭で表記している。その他の書き方として、千四拾五ヰ（1,045 貫）の場合、「千〇四拾五ヰ」のように「〇」を書き入れることがある。また、「壹万 六拾ヰ」のように、次の数字との間を空けて見やすくする場合もあり、全項目に同じ書き方が徹底されていたわけではなかった。

ここで、「差引帳」の大まかな構造を述べておく。最初の「覚」という見出しに続いて、一部順番が前後することはあるものの、基本的には日付順に 13 項目が列挙され、合計額が算定される（店に対する債務の増加あるいは債権の減少）。続いて、「右之内」として日付順に 10 項目が列挙され、その合計額（店に対する債権の増加あるいは債務の減少）と前の金額との差引によって、「差引残而」「不足」が算定される。最後に、銭建て額が「此金」として金建てに換算され、計算は終了する。「差引帳」は、このような「覚」と「右之内」の差引計算⁷を通して、多門丸と船主である店との期末時点における貸借関係を整理した報告書であると考えられる。構造は簡単であるが、各区分にはどのような項目が計上されており、ここで行われる計算は何を意味しているのだろうか。これらについて考察を加えるため、以下では記載内容を詳細に見ていく。

まず最初は「覚」である。ここに計上される項目は目録表の金額、現金受領額、取替え物代に大別できる。目録は、売買取引に際して交わされる書類であり、そこには商品ごとに数量、単価、諸経費等の詳細が記されている。「覚」では目録表の金額が筒緋、ヰ粕、笹目と、商品ごとに分けて記載されている。これらは、多門丸が店から購入した商品の代金に、口銭や入津料などの諸経費を加えた仕入額である。目録は現存していないが、「覚」に計上されている金額の内訳（数量・単価・諸経費等）については「売買仕切帳」の「買仕切」で知ることができる。

摘要に「金〇〇両也 受取」とあるのは、店から受取った金銭と、箱館にて蛭子民兵衛と平太郎から受取った金銭である。これらは「金銀請拂帳」の現金収入を集めた区分から転記されたものと思われる⁸。25 両、50 両については「金銀請拂帳」上で、「御店より受取」とあることから、相手の名前が記載されていない項目は店から受取った分であると分かる⁹。

⁷ 「覚」が計算全体を指す可能性もあるが、ここでは便宜上、「覚」が最初の 13 項目を指しているとする。

⁸ 箱館にて蛭子と平太郎から受取った金銭も、他の項目と同じく「金銀請拂帳」からの転記と思われるが、「金銀請拂帳」には合計 100 両として計上されており（「差引帳」では合計すると 101 両となる）、また日付が完全に一致しないため確証はない。

⁹ 「差引帳」は寅 9 月 19 日の取引から記録され、翌年の卯 9 月 5 日に締切られる一方で、「金銀請拂帳」は 8 月朔日に締切られている。したがって、卯 9 月の受取である 35 両については「金銀請拂帳」に記載されていないが、店以外からの受取の場合には細かくその旨を記していることや、「差引帳」自体が店に対して作成されたものであることから考えて、35 両は店から受取ったものであるとして差し支えないと思われる。

店との取引は江差で行われた。

箱館にて蛭子民兵衛と平太郎から受取った金銭は、一時的な預り金として計上されている。蛭子からの受取分には利息も含まれており、その金額が店への債務とされていることから、以下のことが考えられる。箱館の蛭子は店から金銭を借入れていたが、遠隔地であるため江差にある店に直接返済するのではなく、店の影響下にあった多門丸が箱館を訪れた際に金銭を渡した。ただし、期中に当該金銭を店へ渡していないため、多門丸では店の債務者から預かった金銭を、店から直接受取った金銭と同様に資金として利用できることになっていたと推測される。

「小取かへ物代受取」は、寅年分と卯年分としてそれぞれまとめて計上されているが、他の帳簿には記録がなく、「差引帳」からだけでは詳細を明らかにすることは難しい。

以上の項目を合計して、28,462 貫 356 文となる。

続いて、「右之内」である。ここには全部で 10 項目が計上されるが、その内容は目録表の金額、現金引渡し額、囲い（店の貯蔵分）、口銭戻りに大別できる。目録の金額は、加賀米、鯰釜、越中苳といった下し荷に関するものである。鯰釜は越中の釜屋六右衛門から仕入れたもので、鯰粕（メ粕）製造時に必要となる鉄釜である。越中苳は、蝦夷地にて鯰の加工及び製品の梱包に用いられる資材で、米と並んで主要な下し荷となっている。「わらいた」（藁板）も同様の資材であると思われる。これらは、多門丸が店に引渡した商品であり、「売買仕切帳」の「売仕切」の金額が転記されている。

現金の引渡し額は、店への送金額である。この金額は「金銀請拂帳」の支出をまとめた項目である「渡方覚」に掲げられている。笹目・メ粕の囲分は、「差引帳」の「覚」の冒頭に掲げられている笹目・メ粕に関するもので、これらを店から仕入れた際に、笹目 13 本、メ粕 3 本を囲いとして「売買仕切帳」の「買仕切」から控除した額である。「覚」には控除前の金額を計上しているため、ここで差引いている。御口銭モトリ（御口銭戻り）は、多門丸が受取ることになっていた仕入に係る経費（御口銭）の返戻分を店が受取ったため、店に対する債権の増加として計上されているものと考えられる。ただし、当該項目についての詳細は記されていないため推測の域を出ない。

以上を合計すると 18,401 貫 495 文となり、先ほどの「覚」合計額と比較して、10,060 貫 861 文の「不足」が計算される。最後に、この銭建て額を金建てに換算して、金 1,479 両 2 歩と銭 261 文となる。「不足」は、店から受取った金銭や商品等を集めた区分である「覚」と、返済としての商品や現金の差引で、仕込み額（店が融通した金銭や商品の金額）に対する返済が足りていないことを示している。「不足」がその後決済されたか否かについては、史料がないため不明である。

3-2. 金銀請拂帳

「金銀請拂帳」は、現金の収支を記録した帳簿である。当該帳簿は 32 頁からなる長帳で、表紙には作成年月日と帳簿名である「慶應三年丁卯正月吉日 金銀請拂帳」が、裏表紙に

は船頭の名前である「多門丸常七」が記されている。頁総数は 32 頁であるが、実際に記録が行われているのはそのうちの 4 頁だけであり、帳簿の多くが白紙となっている。

内容は、「請拂覚」「渡方覚」と 2 回目の航海に関する収支の 3 つに区分することができる。それぞれの間には空白が 1 頁設けられている。金額は、金・永銀・銭で表記されているが、各区分の合計や、最終的な差引後の金額は金・永銀建てとなっている。全ての金額には「引合」印が押されているため、他帳簿との突合せが行われていることが分かる。

続いて、記載内容を詳細に見ていく。まず最初の「請拂覚」には、関川の店やその関係者から受取った金銭と、売上高が掲げられている。これらは現金収入である。店及びその関係者からの現金の受取りは、店に対する債務として「差引帳」に計上される。「売仕切高々」は、寅 9 月に仕入れた筒鮓・笹目・々粕に関するもので、卯 4 月に伏木で商品を販売した際に受取った現金である。「売買仕切帳」の「売仕切」にて商品ごとに諸税を差引いて計算される売上高を合計した金額が計上されている（詳細は後述）。帆 1 反は、主要な取扱商品ではないため、または本州で買い入れた商品の 1 つではあるが、昨年度の繰越分であるため、「売買仕切帳」に記載されていないと思われる。最後は、5 項目の合計額が算定される。

次に、1 頁空けて「渡方覚」の区分が始まる。収入・支出を帳簿の前後に分けて書く形式をとっているため、「請拂覚」の内容が少ない場合、次の区分との間に白紙の頁を挟むことになる。ここには、卯の 4 月と 5 月に本州で仕入れた下し荷、5 月 10 日に再び江差へ戻った折に店へ渡した金銭とその時点での「雑用帳」の合計額が計上されている。まず仕入額を合計し、店への返済、「雑用帳」の々高を加えて、「渡方覚」の合計額を出している。以上で見てきた「請拂覚」と「渡方覚」の々高を比較して、35 両 1 歩余りの「不足」が算定される。

続いて、また 1 頁空けて 7 月 14 日から記録が始まる。5 月 10 日に江差へ戻った多門丸は、6 月 2 日に店にて上せ荷を掛けで仕入れた後、同じく 6 月中に佐渡、7 月 3 日に伏木を訪れているが、商品の販売は行っていなかった。7 月 14 日には、伏木において 6 月 2 日に仕入れた筒鮓を販売しており、その収入が「売仕切表」として計上されている。続いて「内」（内容としては「渡方覚」と同一）として支出項目が掲げられる。船は伏木での商いの後、すぐに江差へ戻っており、7 月 28 日には再び店へ現金を渡している。その他の支出と、「雑用帳」の々高を合わせて、「売仕切表」と比較することで、10 両余りの「不足」が算定される。

「不足」が 2 度算定されているが、どちらも店からの融資や寄港地での売上高が、店への返済や寄港地での仕入高、諸経費を上回る場合に「不足」とされている。多門丸が受けた融資や寄港地での売上については、その額から下し荷の仕入高及び必要経費を除いた額を店に渡さなければならなかったと思われる。ただし、このような仕組みであれば、仕入高や必要経費を不当に多く計上する恐れがあるため、「売買仕切帳」や「雑用帳」を提出させ、取引や支出の状況を検査していたのである。

3-3. 売買仕切帳

「売買仕切帳」の記載内容は、仕入と販売ごとに「買仕切」と「売仕切」の見出しによって分けられている。各仕切ごとに合計額が算定されており、この金額は「差引帳」や「金銀請拂帳」に計上される額と一致している。また、「差引帳」の仕入・売上項目の摘要には「目録表」という記載があり、目録の存在を知ることができた(3-1 参照)。取引があった場合、そのつど目録の内容を「売買仕切帳」に書き写し、そして期末になって「差引帳」を作成する際に「売買仕切帳」または目録の金額を「差引帳」に転記したと思われる。

「売買仕切帳」には寅 9 月の仕入から卯 7 月の売上までが計上されているが、一連の記録が終わったあと、1 頁空けて同じ内容が再び記載される¹⁰。この 2 種類の記録は「買仕切」と「売仕切」の順番が異なっている。最初は取引のあった日付順に記録していたため、「買仕切」と「売仕切」が交互になっていたが、2 つ目の記録では「買仕切」または「売仕切」の内容をまとめることで配列を正している。その後、明治 2 年には取引日ではなく「買仕切」または「売仕切」ごとに記載されるようになっており、この形式で統一される。

金種は取引場所によって異なっており、江差では金と銭、伏木では金、銀、永銀が主に用いられている。商品ごとの値段や、諸税の記録の段階では、それぞれ実際に取引に用いた金種の価額で記録が行われるが、最終的に合計額を算定した後には、全て金建て額に統一され、端数は永銀もしくは銭で表される。換算比率は、「両替六〆八百文」(1 両=銭 6,800 文)や「六四」(1 両=銀 64 匁)として合計額の右側に併記される場合もある。金額には「引合」の印が押されている。

筒鮓や笹目の場合、各商品名に続いて、梱包形態に従った単位での数量、重量、「直段」、代金、諸関税が掲げられる。税の種類は港によって異なり、例えば蝦夷地での仕入時には御口銭・目銭、伏木での販売時には濱役、荷引、五厘引、口銭が課せられている。苳や米については、諸経費を「諸をこり物」と称して本体価格に含めて計上しているため、内訳は不明である。

上せ荷については、商品本体の代金に諸税を加えた仕入額を「差引帳」に計上し、売上高から諸税を控除した金額を最終的に手許に入った金額として「金銀請拂帳」に計上している。一方、下し荷については、仕入額の算定には「諸をこり物」を含めるが、店への売却時には「諸をこり物」を差引いており、仕入額よりも安い価額で引き渡している。

それでは、上せ荷である筒鮓・笹目・〆粕の売買を例にとって、具体的な記録内容を見ていくこととする。まず、「買仕切」である。慶応 2 年寅 9 月に仕入を行っており、3 種類の商品について個別に代金と諸経費を加えた仕入額を算定し¹¹、その 3 口の合計額から「差引帳」にも掲げられていた困分(笹目 13 本、〆粕 3 本)を差引いている。商品ごとの仕切

¹⁰ 2 つ目のうち、いくつかの項目についてはその合計額のみ示される場合(例えば、5 月 3 日の覚 4 項目等)や、卯 4 月の「買仕切」における蔵米の永銀額のように、金額が反対になっている箇所があることから、最初の記録を書き写したことは明らかである。

¹¹ 「買仕切」では「ふより子」が個別に計上されているが、合計額は笹目と共に出している。また、「差引帳」では「笹目目録表」に含められている。

には、束数（本数）、「目形」（笹目・𦵑粕）、「直段」、「代」、諸税が掲げられる。「直段」は商品ごとに意味が異なっており、筒鮓の場合は、600 文当たりの数量を意味し、笹目と𦵑粕の場合は、20 貫目当たりの価格を意味する。このため、筒鮓には「目形」が併記されていない。

この年は、筒鮓等の仕入は店からのみ行っている。しかし、2 で述べた通り、明治 2 年にはオタルナイという地名が見られる。ここでは、関川家の店以外からも筒鮓と笹目を仕入れている。また、慶応 2 年にはイソヤにも赴いている。オタルナイもイソヤも「場所」（アイヌと交易を行う土地）であるため¹²、多門丸が複数の仕入先を持っていたことが分かる。

続いて「売仕切」である。上記の上せ荷は、慶応 3 年卯 4 月に越中伏木にて全て売払われる¹³。筒鮓を 2,500 束と「同中」2,263 束に分けて、それぞれ異なる単価で計上している。笹目も同じく「上印分」112 本（95 匁かえ）と「同 下印」35 本（73 匁 6 分かえ）に分けて記載しており、等級別の値段を設定していたことが分かる。「買仕切」でもそれぞれ 2 種類の価格があったが、これとは束数が異なっているため、売り主が任意に設定していたと考えられる。

「売仕切」でも「買仕切」と同様に、数量、重量、「直段」、「代銀」、諸税が掲げられているが、「売仕切」での値段は、目方 10 貫目当たりの価格である。商品ごとに、目方に値段を掛けた「代銀」を算定し、これを金と永銀に換算する。ここから、さらに税金を差引いて、売上額が算定される。諸税が主に永銀で支払われるため、先に金と永銀への換算を行ったと思われる。3 口の合計額は、「金銀請拂帳」の「請拂覚」にて「売仕切高𦵑」として計上される。

筒鮓の計算時には、「クサル筒鮓」157 束と「同笹目」1 本、あわせて 24 両が「外に」として売上高に加えられている。これは輸送中に品質が劣化した商品を一括して安値で販売したものである。

𦵑粕は 33 本から罎分 3 本を控除して 30 本となるどころ、32 本が販売されている。帳簿上では「買仕切」で見られた「ふより子」2 本がその後の販売時に計上されていないので、𦵑粕と合わせて 32 本として販売された可能性も考えられる。一方で筒鮓・笹目については、仕入数から罎分を差引いた数量が販売数と一致しており、江差で仕入れた上せ荷から貯蔵分を除いた全商品が本州で売払われたことが分かる。

卯 4 月の上せ荷の売上時には売上利益を算定していないが、7 月の売上時には、売上高から売上原価を差引いて「利分」を求めている。損益計算については每期継続的に行われていたわけではなかった。

¹² 柴谷家文書「文化十二乙亥初秋写之 東西蝦夷地受負控」より。

¹³ 「買仕切」には「ふより子」2 本が計上されていたが、「売仕切」には計上されず、その後も販売された様子がない。また、罎分として差引かれてもいないため、「ふより子」の行方は分からない。

3-4. 雑用帳

「雑用帳」は、仕入及び荷物に係る諸税以外の現金支出を記録する帳簿である。帳簿の形状は「金銀請拂帳」や「売買仕切帳」と同じであり、表紙には縦書きで「慶應三年丁卯正月吉日 雑用帳」として帳簿名と作成年月日が記され、裏表紙には同じく縦書きで「多門丸常七」として船頭の名前が記されている。

雑用帳には、業務上必要となる様々な現金支出について、その1つ1つが記録される。具体的には、食料品（米・大根・味噌・酒・茶等）、日用品（炭・薪・蠟燭・油・木綿・鍋・桶等）や、船員への遣い、寄港地での滞在に必要な宿代、船宿への世話料（「茶代」、「飯代」）、蔵敷、通行料、引き船賃、船の補修のためと思われる大工作料や帆布代等が計上されている。また、寄港地によっては寺社への初穂料や祈祷料のほか、同地の若衆への祝儀等も見られ、土地の慣習に合わせて支払を行っていたものと考えられる。

金額は漢数字により表記され、空位には「○」が記されている。他の帳簿と同じく、金額には「引合」の印が押されている。金種は土地によって異なるが、江差、箱館、飛島、小木では金と銭、伏木では金と銀（永銀）での支払いが多かった。このように個々の取引で複数の金種を用いていたため、合計の際には換算を行う必要があった。例えば、金と銭の両建ての場合、一度合計額を算定した後で銭建ての部分を金と永銀に計算し直している。

合計額の換算について述べたが、この帳簿の大きな特徴は、短期間の締切りと「惣ヅ」をあわせて頻繁に締切りが行われていることである。短期間での締切りは基本的には寄港地ごとに行われており、その地での支出合計額が算定される。これは、他の帳簿に写されない金額である。合計額を算定しない場合も稀に見られるが、その時は「ヅ」と記して、その次の項目からは別の場所での支払であることを明確にしている。摘要に記された費目には似通った名称が多いため、どこで決済を行ったのか明らかにする必要があった。また記録内容は、金額が複数の金種で表記されることに加え、記録対象の性質上、他の帳簿と異なり計上項目数が多いことにより複雑になっていた。このため、多門丸は一定の時期に頻繁に合計額を算定し、換算することで計算ミスを防いでいたと思われる。

一方で、「惣ヅ」は、慶應3年度中に2回行われる。短期間での締切りは寄港地ごとの支出をまとめたものであったのに対して、「惣ヅ」ではそれら全ての合計額を算定している。「惣ヅ」が計上されるのは、「金銀請拂帳」に「御店へ渡し」が計上される時期と同じであることから、江差に戻り、店に立ち寄る時を1つの区切りとして、それまでに掛った費用の計算を行っていたと推測される。この時、「雑用帳」上の最終記録は5月4日となっているが、「外に」として寅9月や卯3月頃の支出も記されており、計上し忘れていた分も追加されることが分かる。また、「惣ヅ」の後に1頁空けて5月27日から佐渡に向かう記録が開始されることも、江差を出て再び当地へ戻り、店にて現金の受渡しを行う日が、多門丸の帳簿の中で画期となっていたことを裏付けている。

最終的に「惣ヅ」の額は、「船玉雑用」として「金銀請拂帳」の「渡方覚」に掲げられる。これによって現金収支が全て「金銀請拂帳」で把握されることとなる。「金銀請拂帳」と「雑

用帳」を用いることで、上せ荷・下し荷の取引に伴う現金の受渡しと、この取引に直接的に関係のない少額の支出の区別が可能となっていた。

帳簿の最後の頁では2回の「惣メ」と「外ニ 寅卯両年分」1,396貫642文の合計額が示されるが、この金額は他の帳簿に転記されておらず、「雑用帳」内でのみ表示されている。1,396貫642文は、「差引帳」に寅年・卯年分として計上されている「小取かへ物代受取」を合計した金額であるが、具体的にどのような処理が行われていたのかは不明である。

4. 記帳関係に関する考察

ここまで、多門丸作成の帳簿4冊を見てきた。上記の検討から明らかになった、同船における取引と記録の関係は次の通りである。まず9月頃に店から筒鮓やメ粕等の上せ荷を受取り、仕入額・数量・単価・諸税を「売買仕切帳」の「買仕切」に記録する。他の年度の帳簿から、関川家の店以外に複数の仕入先を持っていたことが分かった。江差・箱館の地において、店やその関係者から現金を受取った場合は、その額を「金銀請拂帳」に記録する。そして、本州の寄港先でこれらを販売するつど、売上高・数量・単価・諸経費を「売買仕切帳」の「売仕切」に記録し、同時に現金受取額を「金銀請拂帳」に日付・摘要とともに記載した。

反対に、寄港先では下し荷となる蕨、米、茶等を仕入れ、店からの商品受取時と同様に、「売買仕切帳」の「買仕切」に詳細を記す。この時、現金で支払った分は、「金銀請拂帳」の「渡方覚」に記録する。その後、江差に戻ると店に下し荷を引渡した。引渡し価格については、摘要に「諸をこり物引代金」と書かれており、店に対して仕入額以下で引渡していることが分かる。またこの時、店に現金を渡していれば「金銀請拂帳」の「渡方覚」に記載した。

現金支出の詳細が全て「金銀請拂帳」に掲げられるわけではない。航海中に必要となる米・大根・味噌・酒・茶等の食料品代、炭・薪・蠟燭・油・木綿・鍋・桶等の日用品代や、寄港地で必要となる宿代、船宿への世話料などの少額の支出は「雑用帳」に記載された。1回の航海が終わると、「雑用帳」の合計額が算定され、その金額は「金銀請拂帳」の「渡方覚」に「船玉雑用」として計上される。計算上、現金収支が全て「金銀請拂帳」で把握されることになるが、上せ荷と下し荷の取引に伴う現金の受渡しと、それとは直接的に関係のない少額の支出が明確に区別されていた。当時の商家では期末または帳簿の新調時に締切りを行うことが多かったのであるが、「雑用帳」では頻繁に締切りを行って合計額を算定していた。

期末（8月末頃と思われる）になると、店との貸借関係を整理した「差引帳」が9月初旬に作成され、店に提出された。その内容は、主として店に対する債務（上せ荷・現金受取額等）と債権（下し荷・現金引渡額等）の差引計算となっている。「覚」から「右之内」を差引いた額が「不足」とされているのは、期末時点で店に対する債務が残存していること

を意味している。

以上のことから、陸に店を構えた商家だけでなく、船方においても複数の基礎帳簿を用い、一部体系的な記録を行っていたことが明らかとなった。これらの帳簿は、仕入と売上を記録するもの、それに伴う現金の出入りを記録するものというように個別の機能を有していた。また、期中に行われた取引の一部を集約する報告書も作成されていた。「金銀請拂帳」、「売買仕切帳」、「雑用帳」は、記録そのものが目的ではなく、「差引帳」作成を前提として、その内容の詳細及び計上金額の正当性を示すために記録・提出されたと考えられる。なお、損益計算については「売買仕切帳」上で見られたが、1度限りのことであり、多門丸において定期的に行われていたとは言い難い状況であった。

5. 多門丸と店の関係

船と店の関係として、荷主に雇用され、積み荷の輸送のみを担う賃積船と、積み荷の輸送と売買を担う買積船が考えられる。多門丸は買積船であったと推測される。その理由として、同船は「売買仕切帳」を備えており、店との取引も「買仕切」や「売仕切」として記録していること、上せ荷を寄港先で売払っても、その売上金をそのまま店に納めていないこと、船頭の裁量により、寄港地の選択、売買価格の決定等、ある程度自由な取引を行うことができたと思われることが挙げられる。同船は、幅広い裁量権を持ち、荷主である店の代理として各地で商いを行っていたのである。

店は船に対して上せ荷の販売を委託し、あわせて航海に必要な現金を支給した。船は商品を輸送し、寄港先で販売することによって得た売上金をもとに、下し荷を仕入れて江差に帰港した。店への返済は下し荷と現金を以て行われ、期末時点で返済されず手許に残っている金銭は「不足」とされた。「不足」がその後決済されたか否かは史料が現存していないため不明である。

このように、店から現金の融通を受けた多門丸は、寄港地での売上高から下し荷の仕入高及び諸経費を控除した額を店へ渡すことになっていた。船は、店から支給された金銭を食料や日用品の購入、船員への小遣いに充てたが、このような仕組みであれば、仕入高や必要経費を不当に多く計上する恐れがあるため、「差引帳」に加えて「売買仕切帳」や「金銀請拂帳」、「雑用帳」も提出させ、取引と支出の状況を検査していたのである。

図表 1 多門丸の仕入・販売活動（慶応3年）

日付	寄港地	取引内容
寅9月19日～10月28日	江差	9月 筒鮓・笹目・鰯粕の仕入 10月 現金受取
11月4日～卯1月18日	箱館	現金受取
2月26日	飛島	
2月29日, 3月1日	能州小木	
3月17日～4月26日	越中伏木	4月 筒鮓・笹目・鰯粕の販売 4月 蔵米・蕨・鮓釜の仕入
5月3日, 4日	能州小木	5月3日 加賀米の仕入
5月8日	深浦	
5月10日～6月2日	江差	5月10日 現金渡し 6月1日 加賀米・蕨・鮓釜の販売 6月2日 筒鮓の仕入
6月中	佐渡の小木	
7月3日～7月15日	越中伏木	7月14日 筒鮓の販売
7月16日	能州小木	
7月28日～9月中	江差	7月28日 現金渡し 9月 筒鮓・笹目の仕入 9月 現金受取

出所：「雑用帳」「売買仕切帳」「差引帳」（多門丸，慶応3年）から作成。

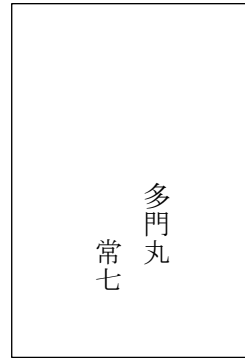
慶應三年
差引帳
卯九月五日

覚

寅九月十九日
一四七拾九〇三百四十七文
筒鯡目録表
同
一貳百六十五〇五百九十七文
粕目録表
同
一千〇四拾五〇貳文
筐目目録表
十月十三日
一七拾〇文
金廿五兩也受取
廿八日
一三百四十四〇文
金五拾兩也受取
十二月四日
一五百四十四〇文
金八拾兩也
平太郎より箱館表にて受取
卯四月五日

一百四十式〇八百文
金廿壹兩也
卯六月二日
蛭子民兵衛より利足共受取
一九千六百九十式〇三百七十六文
ツツ鯡目録表
同九月
一九千八百八拾三〇三百四十九文
同目録表
同
一廿五〇貳百六十三文
筐目目録表
卯九月
一貳百三拾八〇文
金三拾五兩也受取
寅年
一千五〇三百六十三文
小取かへ物代受取
同卯分
一三百九十壹〇貳百七十九文
小取かへ物代受取
〇貳万八千四百六拾式〇三百五十六文
右之内
卯五月一日
一三百四拾〇文
金五十兩也相渡し

同
一六千四十六〇六十壹文
同かが米目録表
同
一千六百廿八〇七百三十五文
同五十五俵目録表
一九千三百五拾〇文
金千三百七十五兩相渡し
一百廿七〇〇文
筐目十三本困分
一廿六〇七百七十五文
粕三本困分
一貳百五十四〇貳百三十八文
鯡釜目録表
一四百廿〇六百十五文
越中蕨目録表
一拾式〇四百八十文
わらいた四十八反
一百九十五〇四百九十壹文
御口銭モトリ
〇壹万八千四百〇〇〇〇〇〇
四百九十五文
差引残而
壹万 六拾〇八百六拾壹文
不足
此金 千四百七拾九兩貳歩下貳百六十壹文
右之通御座候以上
卯九月五日 多門丸常七
今御印 御店へ



慶應三年丁卯正月吉日 金銀請拂帳

請拂覚

寅十月十二日

一金貳拾五兩也

御店より受取

同廿八日

一金五拾兩也

同 受取

寅十一月 卯正月十八日

一金百兩也

箱館にて

蛭子民兵衛より借用分

内平太郎より共

卯正月十四日

一金三兩壹歩ト三百四拾文 同

永五匁

帆八尋八分 老反代

印へ売

卯四月

一千五百八拾兩ト

永百五拾六匁四分五厘

筒鯡也

笹目也

粕也

売仕切高

金千七百五拾八兩壹歩ト

永百六拾壹匁四分五厘

渡方覚

卯四月

一金九百八拾三兩ト

永六十九匁八分四厘

吉久御米

貳百俵買代金

同

一金七拾兩ト永拾四匁七分

蕨四百五拾重

買代金

同

一金三拾壹兩三步貳朱也

鯡釜五枚代金

卯五月三日

一金六兩壹歩三朱也

能州小木にて

米老石代

同

一金三拾兩貳歩貳朱也

同 米五石代

同

一金百貳拾五兩三朱ト五十文

永七分三厘

同 米貳拾石代

同

一金九兩貳歩貳朱也

同 米老石五斗代

金千貳百五拾七兩貳歩ト

永拾匁貳分七厘

外ニ

卯五月十日

一金五拾兩也

御店へ相渡し

同改メ

一金四百拾五兩壹歩貳朱ト

永廿八匁〇壹り

右は船玉雜用也

三口

一金千七百貳拾貳兩三步貳朱ト

永三拾八匁三分八厘

差引而

一金三拾五兩壹歩貳朱ト

永百貳十三匁壹分七厘

不足勘定也

七月十四日

一金千四百六拾貳兩ト
永五十貳匁九分九厘
売仕切表也

内

卯七月廿八日

一金千三百七拾五兩也
御店へ相渡し

同

一金壹兩也
能登石貳拾間
但し七八

同

一金七拾六兩壹歩貳朱ト

永五匁九分壹厘
船玉の雑用

〆金千四百五拾貳兩壹歩貳朱ト

永五匁九分壹厘

差引而

八月朔日

一金拾兩ト

永九匁五分八厘
不足勘定也

慶応三年丁卯正月吉日 売買仕切帳

買仕切

慶應二年寅九月

一筒鮓
三千八百六拾六連

直段六分五厘かへ

代三千五百六拾八〆六百拾五文

一同
千五拾四連

直段七分かへ

代九百〇三〆四百貳拾八文

〆四千四百七拾貳〆〇四拾三文

外二

一百三拾四〆百六十壹文
御口銭

一壹〆三百四十二文
目セシ

一百拾壹〆八百壹文
右口銭

〆貳百四十七〆三百〇四文

合 四千七百拾九〆三百四十七文

此金六百九拾四兩ト百四十七文

寅九月 買仕切

一笹目
百四拾九本

目形貳千八百廿七〆貳百目

直段六〆五百文かへ

代九百拾八〆八百四拾文

一同
拾貳本

目形百九拾七〆六百目

直段五〆五百文かへ

代五拾四〆三百四拾文

一ふろ子
貳本

目形三拾五〆目

直段六匁五分かへ

代拾七〆〇六拾貳文

〆九百九拾〆〇貳百四拾貳文

外二

一貳拾九〆七百〇七文
御口銭

一貳百九十七文
目銭

一貳拾四〆七百五十六文
右口銭

〆五十四〆七百六拾文

合千〇四拾五〆〇〇貳文

此金百五拾三兩貳歩貳朱ト三百五十二文

同

一〆粕
三拾三本

目形七百七拾四〆四百匁

直段六〆五百文かへ

代貳百五拾壹〆六百八拾文

外二

一七〇五百五拾文

御口錢

一七十五文

目セシ

一六〇貳百九十二文

右口錢

〆拾三〆九百拾七文

合貳百六拾五〆五百九十七文

此金三拾九兩卜三百九十七文

三口〆

一金八百八拾壹兩貳歩貳朱卜

八百九十六文

此内

一貳百五十四〆四百匁

笹目拾三本

一七十三〆八百匁

目形にて

〆三百廿八〆貳百目

〆粕三本

直段六〆五百文かへ

目形にて

代百〇六〆六百六拾五かへ

...

(後略)

参考文献

- Gleeson-White, J. [2011] *Double Entry: How the Merchants of Venice Shaped the Modern World, and How Their Invention Could Make or Break Planet*, Allen and Unwin Australia (川添節子訳[2014]『バランスシートで読みとく世界経済史—ヴェニス商人はいかにして資本主義を発明したのか?—』日経 BP 社) .
- Nishikawa, K. [1977] “The Introduction of Western Bookkeeping Into Japan”, *The Accounting Historians Journal*, Vol.4, No.1, pp.25-36.
- Nishikawa, N. [1995] “The Emergence and Transformation of The Divisional Management and Accounting Systems in The House of Mitsui, 1673-1872”, *Japanese Yearbook on Business History*, Vol.12, pp.99-129.
- Noguchi, M. and Edwards, J. R. [2008] “Harmonising Intergroup Relations within a Professional Body: The Case of the ICAEW”, *The British Accounting Review*, Vol.40, Issue 2, pp.123-147.
- Ogura, E. [1982] “The Nakai Family’s Bookkeeping System”, *Accounting and Business Research*, Spring, Vol.12, Issue 46, pp.148-152.
- Soll, J. [2014] *The Reckoning: Financial Accountability and the Rise and Fall of Nations*, Boston (村井章子訳[2015]『帳簿の世界史』文藝春秋) .
- Takatera, S. and Nishikawa, N. [1984] “Genesis of Divisional Management of Accounting Systems in the House of Mitsui, 1710-1730”, *The Accounting Historians Journal*, Vol.11, No.1, pp.141-149.
- Takatera, S. and Sawabe, N. [2000] “Time and Space in Income Accounting”, *Accounting, and Organizations Society*, Vol.25, Issue 8, pp.787-798.
- Walker, S. P. and Shackleton, K. [1995] “Corporatism and Structural Change in the British Accountancy Profession, 1930-1957”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.20, No.6, pp.467-503.
- Willmott, H. [1986] “Organizing The Profession: A Theoretical and Historical Examination of the Development of the Major Accountancy Bodies in the UK”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.11, No.6, pp.555-580.
- 油井宏子[2007]『江戸奉公人の心得帖 呉服商白木屋の日常』新潮社。
- 天野雅敏[1982]「徳川後期における阿波藍商資本の蓄積構造(1)」愛媛経済論集, 第2巻第2号, 1-29頁。
- [1983]「徳川後期における阿波藍商資本の蓄積構造(2)」愛媛経済論集, 第3巻第1号, 67-97頁。
- [1988]「阿波藍商奥村家「嘉永四年辛亥正月十五日定年々惣勘定帳」について」愛媛経済論集, 第8巻第1号, 1-23頁。

- 有馬敏則[2010a]「近江商人」についての一考察」彦根論叢，第 382 号，139-156 頁。
- [2010b]「三方よし」と「陰徳善事」彦根論叢，第 386 号，118-138 頁。
- 飯野幸江[1996]「三井大元方勘定目録の成立過程」会計史年報第 15 号，49-63 頁。
- 五十嵐邦正[2001]「財産目録観の類型」會計，第 160 卷第 3 号，1-14 頁。
- 石巻市史編纂委員会（編）[1956]『石巻市史 第二巻』石巻市役所。
- 夷谷廣政[2001]「原価計算のルーツ」會計，第 159 卷第 5 号，61-71 頁。
- 岩辺晃三[1989]「イタリア式簿記の日本への伝播について」會計，第 135 卷第 6 号，15-29 頁。
- [1992]「会計帳簿と日本史の謎—文化論的アプローチにもとづいて—」會計，第 142 卷第 1 号，103-119 頁。
- [1994]『複式簿記の黙示録』徳間書店。
- [2002]『天海・光秀の謎—会計と文化—』税務経理協会。
- 上田道男[1993]「江戸期小判の品位をめぐる問題と非破壊分析結果について」金融研究，第 12 卷第 2 号，103-125 頁。
- 植村正治[1977]「播州近藤家の魚問屋運営と帳合法」大阪大学経済学，第 26 卷第 3・4 号，288-301 頁。
- 上村雅洋[1987]「近江商人の在村形態—近江国愛知郡柳川村の場合—」滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要，第 20 号，37-80 頁。
- [2000]『近江商人の経営史』清文堂。
- 植村元覚[1966]「富山売薬商人の商業経営—とくに懸場帳を中心にして」社会経済史学，第 31 卷第 6 号，528-549 頁。
- 江頭恒治[1936]「中世の商業と近江」彦根高商論叢，第 19 号，231-254 頁。
- [1956]「封建制下における商業資本の在り方—江州日野の豪商中井源左衛門家の場合—」高村象平（編）『封建制と資本制』有斐閣，1956 年，273-299 頁。
- [1957]「近江の豪商中井家の店則」彦根論叢，第 35 号，1-19 頁。
- [1961]「商業資本の蓄積について」彦根論叢，第 80・81・82 合併号，1-23 頁。
- [1963]「近江商人の研究—中井家文書を中心として—」日本学士院紀要，第 20 卷第 2・3 号，85-100 頁。
- [1964a]「中井家の質屋営業について」彦根論叢，第 105 号，1-19 頁。
- [1964b]「中井家の絞油業経営について」彦根論叢，第 106・107 号，1-15 頁。
- [1965]『近江商人中井家の研究』雄山閣。
- 江差町教育委員会[1995]『江差町古文書資料調査所蔵目録 平成 3 年～6 年度』江差町教育委員会。
- 江差町史編集室（編）[1977]『江差町史 資料編第 1 巻』江差町。
- （編）[1978]『江差町史 資料編第 2 巻』江差町。
- （編）[1981]『江差町史 資料編第 4 巻』江差町。

- 榎森 進[1970]「近世北海道における問屋制度の一考察」歴史, 第 40 輯, 40-58 頁。
- 淡海文化を育てる会(編)[2004]『近江歴史回廊ガイドブック 近江商人の道』サンライズ出版。
- 大谷壽太郎[1937a]「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿 其の一」會計, 第 41 卷第 5 号, 101-108 頁。
- [1937b]「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿 其の二」會計, 第 41 卷第 6 号, 99-111 頁。
- 大塚英樹[1999]「江戸時代における改鑄の歴史とその評価」金融研究, 第 18 卷第 4 号, 73-94 頁。
- 大野瑞男[2002]「日本近世史料学の現状と課題」大野瑞男(編)『史料が語る日本の近世』吉川弘文館, 2002 年, 1-10 頁。
- 大場敏男[1993]「複式簿記の構造について—江州中井家帳合法を基点として—」東海大学短期大学紀要, 第 27 号, 125-132 頁。
- 大場四千男[2010a]「高倉新一郎編『蝦夷地各場所請負人運上金調』(1) 北海道アイヌ民族場所請負制資料監修」北海学園大学学園論集, 第 144 号, 37-65 頁。
- [2010b]「高倉新一郎編『蝦夷地各場所請負人運上金調』(2) 北海道アイヌ民族場所請負制資料監修」北海学園大学学園論集, 第 145 号, 31-109 頁。
- 大森研造[1921]「我国在来の商業帳簿」経済論叢, 第 12 卷第 5 号, 117-133 頁。
- 小倉榮一郎[1957]「江州中井家の決算報告法について—中井家帳合の法—」彦根論叢, 第 37 号, 55-77 頁。
- [1959a]「江州中井家の本支店会計法について」彦根論叢, 第 52 号, 40-60 頁。
- [1959b]「江州中井家帳合法の記帳技術—金銀出入帳と大福帳—」彦根論叢, 第 56 号, 22-40 頁。
- [1959c]「江州中井家帳合法の総括—記帳技術と決算手続—」彦根論叢, 第 58 号, 42-61 頁。
- [1960a]「江州中井家帳合の法について」會計, 第 77 卷第 2 号, 82-108 頁。
- [1960b]「洋式簿記法輸入後の我が国固有簿記法」彦根論叢, 第 70-72 合併号, 235-249 頁。
- [1962]『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房。
- [1966]「経営管理と中井家帳合法」社会経済史学, 第 31 卷第 6 号, 56-72 頁。
- [1967a]「在来簿記法研究の現状と課題」企業会計, 第 19 卷第 2 号, 37-43 頁。
- [1967b]「わが国固有簿記法の展望」彦根論叢, 第 122・123 号, 70-90 頁。
- [1967c]「わが国固有の会計報告の類型」會計, 第 91 卷第 5 号, 32-51 頁。
- [1974]「わが国固有の会計法の発達と西洋式簿記法」會計, 第 105 卷第 3 号, 1-16 頁。
- [1977]「和式帳合法発達の段階的考察」彦根論叢, 第 185・186 号, 67-86 頁。

- [1978]「和式帳合法発達段階の実証」滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要, 第11号, 1-26頁。
- [1979]「わが国固有の簿記会計法」小島男佐夫(編)『体系近代会计学 6 会計史および会計学史』中央経済社, 1979年, 259-283頁。
- [1980]『近江商人の系譜』日本経済新聞社。
- [1981a]「会計史研究の問題点」企業会計, 第33巻第2号, 58-64頁。
- [1981b]「近世日本商家の企業観」會計, 第119巻第5号, 1-14頁。
- [1983]「江州帳合の法(肥物問屋小嶋家)」日本会計史学会年報, 第2号, 57-69頁。
- [2003]『近江商人の理念』サンライズ出版。
- 小沢詠美子[2002]『お江戸の経済事情』東京堂出版。
- 小樽商科大学経済研究所資料部[1986]『樺太・千島関係資料目録—小樽商科大学経済研究所特殊文献目録5—』小樽商科大学経済研究所資料部。
- 賀川隆行[2010]「近世山中家の経営と生糸取引」松元 宏(編)『近江日野商人の研究—山中兵右衛門家の経営と事業—』日本経済評論社, 2010年, 33-88頁。
- 片岡泰彦[2001]「16世紀アントウェルペンの会計実務」會計, 第159巻第5号, 26-42頁。
- 川上 雅[1960]「宮本又次編『藩社会の研究』」大阪大学経済学, 第10巻第1号, 105-110頁。
- [1961]「近世前期大坂商人資本の存在形態」大阪大学経済学, 第11巻第3号, 69-107頁。
- [1962a]「寛文・延宝期鴻池資本の運動形態(一)」ヒストリア, 第32号, 31-44頁。
- [1962b]「寛文・延宝期鴻池資本の運動形態(二)」ヒストリア, 第33号, 25-33頁。
- [1966]「鴻池の商品取引と信用関係」社会経済史学, 第31巻第6号, 5-18頁。
- 河原一夫[1977]『江戸時代の帳合法』ぎょうせい。
- 菅野和太郎[1930a]「近江愛智郡志を讀みて」経済論叢, 第30巻第2号, 425-430頁。
- [1930b]「商人の漁業家化」経済論叢, 第30巻第5号, 751-776頁。
- 木島幹世[1963a]「伯耆製鉄業者の帳合(1)」産業と教育, 3月号, 16-22頁。
- [1963b]「伯耆製鉄業者の帳合(2)」産業と教育, 4月号, 27-33頁。
- 岸 悦三(訳)[1972]「ルーヴァー複式簿記生成史」広島商大論集, 第13巻第1号, 135-175頁。
- (訳)[1973]「ルーヴァー複式簿記生成史(続)」広島商大論集, 第13巻第2号, 125-147頁。
- 岸本勝次[1984]『日本会計史』創成社。
- 北島正元(編)[1962]『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館。
- 木村至宏(編)[1987]『図説 滋賀県の歴史』河出書房新社。
- 木村 礎・林 英夫(編)[2000]『地方史研究の新方法』八木書店。

- 木村和三郎[1933a]「複式簿記と企業簿記（其一）」會計，第32巻第1号，50-60頁。
———[1933b]「複式簿記と企業簿記（其二完）」會計，第32巻第2号，45-61頁。
- 近世史料研究会（編）[1964]『正宝事録 第1巻』日本學術振興會。
- 桑田 優・畠田秀樹[1979]「三木金物仲買問屋の経営と帳合法」大阪大学経済学，第28巻第4号，31-52頁。
- 幸田成友[1971]「質屋」幸田成友『幸田成友著作集第1巻』中央公論社，1971年，132-174頁。
- 小島男佐夫[1965]『複式簿記發生史の研究（改訂版）』森山書店。
———（編）[1979]『体系近代会計学6 会計史および会計学史』中央経済社。
- 小松和生[1970a]「近世後期における商人資本の帳合法—備後尾道・金屋の諸帳簿について—」神戸学院大学経済学論集，第2巻第1号，57-73頁。
———[1970b]「近世後期備後酒造資本の経営形態」神戸学院大学経済学論集，第2巻第2号，67-95頁。
- 齊藤 博[2002]『齊藤博史学集成Ⅱ 地域社会史と庶民金融』藤原書店。
- 財団法人滋賀県文化財保護協会[2009]『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版。
- 作道洋太郎[1966]「鴻池両替店の帳合法」社会経済史学，第32巻第2号，26-53頁。
- 桜井英治・中西 聡（編）[2002]『新 体系日本史12 流通経済史』山川出版社。
- 桜井久勝[2012]『財務会計講義 第13版』中央経済社。
- 三光寺由実子[2011]『中世フランス会計史—13-14世紀会計帳簿の実証的研究』同文館出版。
- 三省堂編修所（編）[2008]『詳解 日本史用語事典』三省堂。
- サンライズ出版（編）[2005]『近江商人と北前船』サンライズ出版。
- 滋賀縣愛智郡教育会（編）[1929]『近江愛智郡志 卷三』滋賀縣愛智郡教育会。
- 滋賀県文化財保護協会（編）[2009]『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版。
- 滋賀大学経済学部附属史料館[1994]『滋賀大学経済学部附属史料館所蔵史料目録 第43集 柴谷家文書について』滋賀大学経済学部附属史料館。
———[2001]『近世近江の商人—その経済活動と商いの特徴—』滋賀大学経済学部附属史料館。
———[2005]『館蔵史料にみる近江の社会—中世から近代へ—』滋賀大学経済学部附属史料館。
———[2012]『滋賀大学経済学部附属史料館収蔵史料目録 第64集 柳川共有文書目録』滋賀大学経済学部附属史料館。
- 司法省（編）[1932]『日本商事慣例類集』白東社。
- 清水泰洋[2005]「会計史を巡るヒストリオグラフィー：レビュー」国民経済雑誌，第192巻第1号，83-97頁。
———・井上真由美[2006]「兼松における従業員持株会の生成と展開—従業員持株制度の機能と資金上の問題点—」国民経済雑誌，第194巻第6号，27-45頁。

- ・藤村 聡[2009]「戦間期兼松における羊毛取引の変革—仲介取引から自己勘定取引へ—」国民経済雑誌, 第 200 巻第 5 号, 17-34 頁。
- [2010]「会計史研究と複式簿記：日本の経験への含意」国民経済雑誌, 第 202 巻第 3 号, 87-97 頁。
- [2013]「歴史から学ぶ貸借対照表の再生」季刊ビジネス・インサイト, 第 21 巻, 18-22 頁。
- 新保 博[1971]「わが国在来帳合法の成立と構造—近世簿記発達史についての一試論—」国民経済雑誌, 第 123 巻第 4 号, 1-19 頁。
- 末永國紀[1997]『近代近江商人経営史論』有斐閣。
- [2011]『近江商人 三方よし経営に学ぶ』ミネルヴァ書房。
- [2014]「基調講演：近江商人の三方よしという生き方」経済学論叢, 第 65 号, 89-111 頁。
- 鈴木敦子[2008]「近江日野商人山中兵右衛門家の出店経営：小田原店を中心に」大阪大学経済学, 第 58 巻第 1 号, 41-79 頁。
- 鈴木亀二[1984]『近世質屋史稿』行人社。
- 鈴木浩三[2011]『江戸のお金の物語』日本経済新聞出版社。
- 芹川博通[1997]『日本の近代化と宗教倫理—近世近江商人論—』多賀出版。
- 仙台市史編纂委員会（編）[1974]『仙台市史 1 本篇 1（復刻版）』萬葉堂書店。
- [1975]『仙台市史 10 年表・書目・索引篇（復刻版）』萬葉堂書店。
- 高寺貞男[1978]「和式簿記法と洋式簿記法の比較会計史」経済論叢, 第 121 巻第 4・5 号, 1-10 頁。
- [1989]「簿記法の設計開発にあらわれたアジア的共通性」経済論叢, 第 143 巻第 6 号, 1-15 頁。
- 高橋 巖[1993]「中国, 四川製塩業の龍門帳」会計史学会年報, 第 12 号, 47-59 頁。
- 高山朋子[1994]「ナポレオンの軍隊の会計帳簿と監察制度」会計史学会年報, 第 12 号, 14-23 頁。
- 瀧田輝己（編）[2007]『複式簿記 根本原則の研究』白桃書房。
- 田中章義[1987]「日本会計学史研究の課題」会計史学会年報, 第 6 号, 22-30 頁。
- 田中孝治[1999]「和式帳合法の教育」會計, 第 156 巻第 3 号, 96-110 頁。
- [2001]「近世商人と近代商業学校における和式帳合法の教育の史的考察」會計, 第 159 巻第 4 号, 72-85 頁。
- [2002]「明治二十三年商法発布と和式帳合法」會計, 第 161 巻第 6 号, 93-105 頁。
- [2003]「江戸商人の監査」會計, 第 164 巻第 3 号, 118-129 頁。
- [2014]『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店。
- 谷岡弘二[2002]「覚書帳の変遷に関する研究」會計, 第 162 巻第 6 号, 110-123 頁。
- 田谷博吉[1958]「江戸時代の幣制」堀江保蔵（編）『近世日本の経済と社会』有斐閣, 1958

- 年, 123-149 頁。
- 丹野 勲[2011]「江戸時代の奉公人制度と日本的雇用慣行」国際経営論集, 第 41 卷, 57-70 頁。
- 千葉準一[1994]「三井家勘定管見」—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究— 會計, 第 145 卷第 1 号, 103-108 頁。
- 津田秀雄[2012]『日本内部監査制度の史的展開』森山書店。
- 寺島良安[1929]『和漢三才圖會 下卷』日本随筆大成刊行會。
- 東北大学法学部法政資料調査室 (編) [1996]『東北大学法学部法政資料調査室研究資料 26 仙台藩法制史料第 4 天保十一年ヨリ赤子方御用留』東北大学法学部法政資料調査室。
- 戸沢行夫[1982]「八品商としての質屋—江戸の“地域と商業”—」史学, 第 51 卷第 4 号, 81-114 頁。
- 戸田義郎[1967]『簿記 (改訂増補版)』評論社。
- 富 耕一[1990]「二宮尊徳・尊親の帳簿」会計史学会年報, 第 9 号, 1-18 頁。
- 友岡 賛[2011]「会計史の論点」三田商学研究, 第 54 卷第 3 号, 117-137 頁。
- 中井信彦[1966]「三井家の経営」社会経済史学, 第 31 卷第 6 号, 88-101 頁。
- 中野 卓[1966]「商業経営の主体—商家とその同族組織—」社会経済史学, 第 31 卷第 6 号, 73-87 頁。
- 中野常男[1999]「複式簿記の機能的発展—財産計算システムとしての複式簿記の誕生と展開—」国民経済雑誌, 第 179 卷第 4 号, 1-18 頁。
- [2000]『複式簿記会計原理 (第 2 版)』中央経済社。
- (編著) [2007]『複式簿記の構造と機能—過去・現在・未来—』同文館出版。
- [2011a]「会計史—会計における歴史研究の現状と課題」企業会計, 第 63 卷第 7 号, 4-10 頁。
- [2011b]「わが国における会計史研究の萌芽—東夷五郎の簿記史研究を中心として—」国民経済雑誌, 第 204 卷第 3 号, 1-20 頁。
- [2013]「トークン: 文字なき世界の会計記録—古代シュメルに見る会計記録の証跡と文字の誕生」季刊ビジネス・インサイト, 第 21 卷, 2-3 頁。
- [2014]「会計史と会計人の「コモンセンス」」税経通信, 第 69 卷第 5 号, 17-23 頁。
- ・清水泰洋 (編) [2014]『近代会計史入門』同文館出版。
- 中部よし子[1972]「江戸時代前期における記帳と帳合」神戸学院大学経済学論集, 第 4 卷第 3 号, 21-38 頁。
- 西川孝治郎[1955]「わが国固有の帳合法について」企業会計, 第 7 卷第 7 号, 111-113 頁。
- [1964]「わが国の簿記発達に及ぼした和蘭の影響」商学集志, 第 34 卷, 38-48 頁。
- [1966]「日本簿記発達史の特徴」會計, 第 89 卷第 1 号, 53-67 頁。
- [1969]「日本固有帳合法の特徴について」商学集志, 第 38 卷第 2-4 号, 1-17 頁。

- [1971]「わが国会計史研究について」會計, 第 100 卷第 6 号, 94-114 頁。
- 西川 登[1981]「文化期における三井大元方の簿記法」経営史学, 第 16 卷第 2 号, 64-76 頁。
- [1983]「寛政期の三井両替店一卷新元方とその勘定目録」佐賀大学経済論集, 第 16 卷第 3 号, 59-83 頁。
- [1984]「三井両替店一卷の会計組織」経営史学, 第 19 卷第 3 号, 28-57 頁。
- [1989]「和式複式決算簿記の起源について」神奈川大学商経論叢, 第 25 卷第 2 号, 59-88 頁。
- [1990]「江戸時代の簿記会計」会計史学会年報, 第 9 号, 19-35 頁。
- [1991]「会計における江戸時代の「遺産」」神奈川大学経済貿易研究所年報, 第 17 号, 35-45 頁。
- [1993]『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』白桃書房。
- [1996]「社史に見る西洋式簿記の導入」神奈川大学商経論叢, 第 31 卷第 3 号, 99-135 頁。
- [2004]『三井家勘定管見 資料編』白桃書房。
- [2013]「明治初期における複合仕訳帳制の簿記実務—先収会社と三井物産会社の事例を中心に—」日本簿記学会年報, 第 28 号, 66-72 頁。
- 朴 玲怜[2014]「事業推進に向けた近江商人の社会活動—近江日野商人中井源左衛門家の事例—」公共経営研究 e, 第 7 号, 1-19 頁。
- 函館市史編さん室(編)[1980]『函館市史 通説編第 1 巻』函館市。
- 橋本寿哉[2009]『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房。
- 長谷川彰[1974]「近世中期における播州竜野・円尾家の経営構造」桃山学院大学経済経営論集, 第 16 卷第 1 号, 1-30 頁。
- [1985]「幕末期における醤油醸造経営—播州龍野・円尾家の場合—」桃山学院大学経済経営論集, 第 27 卷第 2 号, 91-118 頁。
- 林 順子[1997]「享保—宝暦期における名古屋商人神戸家の「有物勘定帳」」南山経済研究, 第 12 卷第 1 号, 79-94 頁。
- 原 征士[1977]「わが国固有の簿記法に関する一考察」経営志林, 第 13 卷第 4 号, 111-140 頁。
- 原田敏丸[1956]「近江商人の経営形態に関する一考察—日野の豪商中井源左衛門家の場合—」彦根論叢, 第 34 号, 51-70 頁。
- [1957]「近世村落の自治と領主の支配—近江国菅浦村について—」彦根論叢, 第 36 号, 9-22 頁。
- [1958]「徳川時代近江商人の店員組織—日野の豪商中井源左衛門家の場合—」堀江保蔵(編)『近世日本の経済と社会』有斐閣, 1958 年, 55-83 頁。

- [1959]「近江商人・中井源左衛門」北島正元（編）『日本人物史大系 第3巻 近世I』朝倉書店，1959年，352-377頁。
- 平井泰太郎[1936]「出雲帳合の性質」国民経済雑誌，第61巻第3号，1-28頁。
- 藤田貞一郎[1961]「町人請負新田の経営的性格—河州鴻池新田について—」大阪大学経済学，第10巻第3号，97-137頁。
- 藤村 聡[2000]『近世中央市場の解体—大坂米市場と諸藩の動向—』清文堂。
- [2008]「戦前期海外駐在員の家族同居問題—兼松豪州支店の事例分析—」国民経済雑誌，第198巻第4号，33-52頁。
- 藤本隆士[1961]「村方商人石本家の帳簿組織—天領天草御領村における—」九州大学九州文化史研究室紀要，第8・9合併号，193-229頁。
- 渕上清二[2005]『近江商人の金融活動と滋賀金融小史』サンライズ出版。
- 北海道大学附属図書館（編）[1990]『日本北辺関係旧記目録：北海道・樺太・千島・ロシア』北海道大学図書刊行会。
- 北海道廳（編）[1918]『北海道史 第1 自第1編至第6編』北海道廳。
- 本城正徳[2002]「近世の商品市場」桜井英治・中西聡（編）『新 体系日本史 12 流通経済史』山川出版社，2002年，235-274頁。
- 曲田浩和[2002]「日本近世史料学の現状と課題」大野瑞男（編）『史料が語る日本の近世』吉川弘文館，2002年，265-284頁。
- 松前町史編集室（編）[1974]『松前町史 史料編第1巻』松前町。
- （編）[1979]『松前町史 史料編第3巻』松前町。
- 松本四郎[1962a]「元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営」北島正元（編）『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館，1962年，139-206頁。
- [1962b]「近世後期における長谷川家の木綿問屋経営」北島正元（編）『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館，1962年，371-442頁。
- 松元 宏（編）[2010]『近江日野商人の研究—山中兵右衛門家の経営と事業—』日本経済評論社。
- 三井高維[1933]「両替屋使用の古天秤の実験的図解」社会経済史学，第3巻第2号，219-221頁。
- 宮下正司[1986]「西廻り海運と江差商人の北前船経営について」柚木 学（編）『日本水上交通史論集第1巻 日本海上交通史』文献出版，1986年，3-73頁。
- 宮本又次[1957]「江戸時代の帳簿と帳合」大阪大学経済学，第6巻第3・4号，340-365頁。
- [1961]「大名貸の利率について（一）—鴻池両替商資本の研究—」大阪大学経済学，第10巻第2号，1-25頁。
- [1967]「南部における小野一族経営の諸相」大阪大学経済学，第16巻第2・3号，56-89頁。
- 茂木虎雄[1976]「和式帳合と洋式簿記—複式簿記法展開の世界史的体系化の問題—」立教経

- 济学研究, 第 29 卷第 4 号, 1-41 頁。
- 本村希代[2003]「近江商人の創業期の軌跡—初代正野玄三の場合—」経済学論叢 (同志社大学), 第 54 卷第 4 号, 27-50 頁。
- [2011]「近江商人藤岡五兵衛家の経営」福岡大学商学論叢, 第 55 卷第 4 号, 467-485 頁。
- 百瀬房徳[2001]「財産目録の位置付け」會計, 第 159 卷第 5 号, 43-60 頁。
- 森嘉兵衛[1936]「陸奥産金の沿革 (一)」社会経済史学, 第 6 卷第 5 号, 71-96 頁。
- 森 泰博[1966]「鴻池善右衛門家の大名貸—掛合控の成立を中心として—」社会経済史学, 第 31 卷第 6 号, 19-33 頁。
- 安岡重明[1961]「両替商別家の経営について—鴻池算用帳の分析—」同志社商学, 第 13 卷第 1 号, 74-99 頁。
- [1966]「三井初期の大元方勘定目録」近世史研究, 第 40 号, 1-14 頁。
- [1998]『財閥形成史の研究 (増補版)』ミネルヴァ書房。
- 彌永芳子[2008]『日本の金』東海大学出版会。
- 山下勝治[1936]「出雲帳合に於ける両面勘定」彦根高商論叢, 第 30 号, 89-136 頁。
- 山田志乃布[1996]「近世後期における港町の機能—松前地江差を事例として—」歴史地理学, 第 38 卷第 1 号, 48-61 頁。
- 山地秀俊・藤村 聡[2005]「戦前期貿易商社兼松の帳簿組織」国民経済雑誌, 第 192 卷第 1 号, 45-66 頁。
- ・———[2014]『複式簿記・会計史と「合理性」言説—兼松史料を中心に—』神戸大学経済経営研究所。
- 柚木 学[1986]「近世日本海海運の発展と北前船」柚木 学 (編)『日本水上交通史論集第 1 卷 日本海水上交通史』文献出版, 1986 年, 581-616 頁。
- 吉田光由・大矢真一 (校注) [1977]『塵劫記』岩波書店。
- 渡邊 泉[2016]『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館出版。

参考史料

中井家文書（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）

仙台質店

- 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」
- 「享和二年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」
- 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」
- 「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」
- 「安政七庚申歳正月 安政六己未年店卸目録」

石巻店

- 「寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録」
- 「享和貳年壬戌正月吉日 酉質店卸目録」
- 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石ノ巻日野屋源左衛門より御本家宛て）
- 「享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録」（石巻支配人市兵衛より御本家宛て）
- 「享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録」
- 「文化二年乙丑正月吉日 子質店卸目録」
- 「文化三年丙寅正月吉日 丑質店卸目録」
- 「文化四年丁卯正月吉日 寅年質店卸目録」
- 「文化五年戊辰正月吉日 卯年質店卸目録」
- 「文化六年己巳正月吉日 辰年質店卸目録」
- 「文化七年午正月吉日 巳年質店卸目録」
- 「文化八年辛未正月吉日 午年質店卸目録」
- 「文化九年壬申正月吉日 未年質店卸目録」
- 「文化十年癸酉正月吉日 申年質店卸目録」
- 「文化十一年甲戌正月吉日 酉年質店卸目録」
- 「文化十二年亥正月吉日 戌年質店卸目録」
- 「文化十三年子正月吉日 亥年質店卸目録」
- 「文化十四年丑正月吉日 子年質店卸目録」
- 「文化十五年寅正月吉日 丑年質店卸目録」
- 「文政二年卯正月吉日 寅年質店卸目録」
- 「文政三年辰正月吉日 卯年質店卸目録」
- 「文政四年巳正月吉日 辰年質店卸目録」
- 「文政五年午正月吉日 巳年質店卸目録」
- 「文政六年未正月吉日 午年質店卸目録」
- 「文政七年申ノ正月吉日 未年質店卸目録」

「文政八歳酉正月吉日 申歳質店卸目録」
「文政九年戌正月吉日 酉年質店卸目録」
「文政十年丁亥正月吉日 戌年質店卸目録」
「文政拾壹年戊子正月吉日 亥年質店卸目録」
「文政拾貳年己丑正月吉日 子年質店卸目録」
「文政十三年庚寅正月吉日 丑歳質店卸目録」
「天保二歳辛卯正月吉日 寅歳質店卸目録」
「天保三壬辰正月吉日 天保二辛卯歳店卸目録書」
「天保四癸巳年正月改メ 天保三辰ノ店卸目録」
「天保五甲午正月吉日 巳店卸目録」
「天保六未年正月吉日 午年店卸目録」
「天保七申正月吉日 天保六乙未歳店卸目録」
「天保八酉ノ正月吉日 天保七丙申歳店卸目録」
「天保九年戌戌正月改 酉歳質店卸目録」
「天保十年亥正月吉日 戌店卸目録」
「天保十一年子正月吉日 亥年店卸目録」
「天保十一年子年 子八月仮店卸目録」

相馬店

「寛政三辛亥年亥ノ正月改 戌店卸目録」
「寛政四歳壬子正月吉日 亥年店卸目録帳」
「寛政五年癸丑正月吉日 子年店卸目録帳」
「寛政六年甲寅正月吉日 丑年店卸目録帳」
「寛政七年乙卯正月吉日 寅年店卸目録帳」
「寛政八年丙辰正月吉日 卯年店卸目録帳」
「寛政九年丁巳正月吉日 辰年店卸目録帳」
「寛政十年戊午正月吉日 巳年分店卸目録帳」
「寛政十一年己未正月吉日 午年分店卸目録帳」
「寛政十二年庚申正月吉日 未年分店卸目録帳」
「寛政十三年辛酉正月吉日 申年分店卸目録帳」
「享和二年戌正月吉日 酉ノ年分店卸目録帳」
「享和三年癸亥正月吉日 戌年分店卸目録帳」

仙台店見世方

「享和二年壬戌二月吉日 酉店卸目録」

仙台店元方

「享和二年壬戌二月改メ 酉店卸目録」

柴谷家文書（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）

「算用帳 富江藤七 元文三年」

「算用帳 富江久太郎 寛延元年」

「勘定帳 富江藤七 宝暦二年」

「勘定帳 富江藤七 宝暦五年」

「勘定帳 富江藤七 宝暦八年」

「勘定帳 宝暦十年」

「ほんしめ勘定帳 宝暦十一年」

「ほんしめ勘定帳 宝暦十三年」

「勘定帳 富江藤七 明和元年」

「ほんしめ勘定帳 明和二年」

「勘定帳 富江藤七 明和三年」

「勘定帳 富江藤七 明和五年」

「勘定帳 富江藤七 明和六年」

「勘定帳 富江藤七 明和七年」

「勘定帳 富江藤七 明和八年」

「勘定帳 富江藤七 明和九年」

「勘定帳 富江藤七 安永二年」

「勘定帳 富江藤七 安永三年」

「勘定帳 富江藤七 安永四年」

「寅秋勘定帳 嘉永七年」

「辰秋勘定帳 安政三年」

「巳秋勘定帳 安政四年」

「午秋勘定帳 安政五年」

「未秋勘定帳 安政六年」

「申秋勘定帳 万延元年」

「酉秋勘定帳 文久元年」

「戌秋勘定帳 文久二年」

「亥秋勘定帳 文久三年」

「子秋勘定帳 元治元年」

「丑秋勘定帳 慶応元年」

「寅秋勘定帳 慶応二年」

「卯秋勘定帳 慶応三年」

「辰秋勘定帳 慶応四年」

「巳秋勘定帳 明治二年」

「午秋勘定帳 明治三年」

関川家文書（江差町教育委員会所蔵）

多門丸帳簿

「慶応二寅年三月吉日 雑用帳」

「慶応三年丁卯正月吉日 金銀請拂帳」

「慶応三年丁卯正月吉日 雑用帳」

「慶応三年卯九月五日 差引帳」

「慶応三年丁卯正月吉日 賣買仕切帳」

「明治二年己巳正月吉日 賣買仕切帳」

「明治二年己巳正月吉日 雑用帳」

附録

【翻刻1】仙台店見世方作成

享和二年壬戌二月吉日 酉店御目録

壬 享和二年 酉店御目録 戌 二月吉日

金差引之部

(a)

- 一金三千百七拾九兩壹分ト壹匁九分五厘 年中賣高
- 一同六百七拾八兩也 元方より正金にてかり高
- 一同式兩式分ト十式匁五分 申年より過入高
- 一金三百五拾兩也 正金にて入高
- 但し仲間売徳なしに付賣帳へ出し不申事

金四千貳百九兩三分ト十四匁四分五厘

右之内

- 一金貳千百四拾貳兩也 年中元方へ渡し高
- 一同七百九拾八兩貳分ト貳匁五分 地古手仕入高
- 一同四百九拾壹兩ト五匁七分 江戸夏もの仕入高
- 一同拾八兩ト拾匁壹分 江戸松小殿仕入高
- 一同三百八兩貳分ト十式匁 江戸松藤殿仕入
- 一同式拾五兩三分ト十匁壹分 油や平四郎殿仕入高
- 一金貳兩壹分ト六匁五分 金山ノ義兵衛殿仕入
- 一同二百九十六兩貳分ト十匁壹分四厘 諸仕入高
- 一同七拾八兩ト壹匁六分七厘 染仕立ちん拂
- 一同拾壹兩壹分ト十三匁四分八厘

諸駄賃拂

一同三兩三分ト三匁四分四厘

店小遣筆紙代

一同十七兩貳分ト十匁三分六厘

大晦日勘定尻有金

同四千百九拾四兩壹分ト拾匁九分九厘

差引

金拾五兩貳分ト三匁四分六厘 不足

仕入之部

(b)

- 一金七百九拾八兩貳分ト貳匁五分 地古手仕入
- 一同四百九拾壹兩ト五匁七分 江戸夏もの仕入
- 一同十八兩ト拾匁壹分 江戸松小殿仕入
- 一同三百八兩貳分ト十式匁 江戸松藤殿仕入
- 一同式拾五兩三分ト拾匁壹分 油屋平四郎殿仕入
- 一同式兩壹分ト六匁五分

金山儀兵衛殿仕入

一同式百九拾六兩式分ト十匁壹分四厘

諸仕入ノ高

一同七拾八兩ト壹匁六分七厘

染仕立ちん拂

一同拾壹兩壹分ト十三匁四分八厘

諸駄賃拂

一同三兩三分ト三匁四分四厘

店小遣筆代

一同三百五拾八兩式分ト八匁七分五厘

京中正殿仕入高

一同七百四十四兩式分ト七匁四分三厘

元方より下り古手仕入高

一同式千六百三拾式兩式分ト六匁七分九厘

申年残り古手引請

同五千七百七拾兩式分ト八匁六分

右之内

一金式千六百六拾六兩ト拾匁壹分

残り古手志る物ノ高

一同三百五拾兩也

正金にて入

金三千拾六兩ト十匁壹分

引残テ

一金式千七百五拾四兩壹分ト十三匁五分

此賣立

一金三千百七拾九兩壹分ト壹匁九分九厘

年中賣立

引残テ

金四百式拾四兩三分ト三匁四分五厘

賣出し徳用

此廻り 壹割五分四厘貳毛

損徳之部

(c)

一金四百式十四兩三分ト三匁四分五厘

賣出し徳用

一同五拾式兩三分ト十四匁三分八厘

元方より返り日合徳用

同四百七拾七兩三分ト貳匁八分三厘

右之内

一金式百六拾四兩壹分ト拾三匁九分壹厘

元方へ日合拂

一金百兩也

雑用

一同拾五兩式分ト三匁四分六厘

金差引不足

一同三兩三分ト三匁四分四厘

店小遣筆代

一同八兩壹分ト十匁五厘

京中正殿日合拂

一同三拾六兩三分也

代呂物直引そん

一同三十壹兩也

番付帳志るもの不足

同四百六拾兩ト貳匁三分壹厘

引残テ

一金拾七兩三分ト五分貳厘

徳用

惣勘定之部

(d)

一金式千六百六拾五兩三分ト七匁三厘

元方より差引残りかり

右へ

一金貳千六百六拾六兩ト十匁壹分

残り代呂物在高

一同拾七兩貳分ト拾匁三分六厘

正金にて在高

二口

同貳千六百八拾三兩三分ト五匁四分六厘

惣て引残テ

一金拾七兩三分ト十三匁四分三厘

正味徳用

<p>中井新三郎 見世</p> <p>中井良祐様</p>

【翻刻2】仙台質店作成

寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録

辛 寛政拾三年

申質店卸目録

酉 正月吉日

金指引之部

(a)

一金五千四百七拾貳兩壹歩八匁九分七厘

元方方指引残かり

一同拾六兩壹歩ト貳匁三分八厘

出精金預り

一同壹兩貳歩ト壹匁四分八厘 右り足預り

一同百三拾五兩壹歩九匁貳分六厘

甚兵衛預り

一同拾貳兩貳歩ト拾匁四分貳厘

右り足預り

一同壹兩貳歩

同人方残金預り

金五千六百三拾九兩三歩ト貳匁五分壹厘

一金五千五百四拾七兩壹歩九匁五分

有質

一同百九拾兩貳歩ト拾四匁八分四厘

出入尻

金五千七百三拾八兩ト九匁三分四厘

指引残テ

金九拾八兩壹歩ト六匁八分三厘 とく

内 金九兩三歩ト五匁壹分八厘

出精金二引

引 金八拾八兩貳歩ト壹匁六分五厘

此訳

一金八兩三歩ト六匁壹分六厘

甚兵衛壹分

一同七拾九兩貳歩ト拾匁四分九厘

質方とく

徳用之部

(b)

一金五百九拾四兩三步拾貳匁六分六厘

利足

一同五拾五兩三步ト五匁七分 流売出とく

一同六兩貳歩ト九匁六分 別口物り足取

金六百五拾七兩壹歩ト拾貳匁九分六厘

損し之部

一金四百拾三兩壹歩ト拾壹匁四厘

元方へ日合拂そん

一同拾兩三步ト拾四匁八分

紙墨筆并二小遣イ

一同五拾兩なり

元方へ造用

一同六拾兩なり

同貳口分 蔵鋪

一同貳歩ト四匁六分

錢不足

一同壹兩貳歩ト壹匁四分八厘 出精金り足

一同拾貳兩貳歩ト拾匁四分貳厘

甚兵衛へり足

一同拾兩なり

同人へ世話料

金五百五拾九兩ト拾貳匁三分四厘

損徳指引

金九拾八兩壹歩ト六分貳厘

とく

前後指引

六匁貳分壹厘

行違イ

質貸方之部

(c)

一金三百廿七兩壹歩ト拾四匁五分

正月八百五拾三口

一同三百卅五兩三步拾匁八分

貳月千百六十八口

一同三百七拾三兩壹歩

三月千貳百六十一口

一同四百六拾六兩壹歩五匁

四月千五百四拾四口

一同六百五拾壹兩壹歩八匁五分

壬四月千六拾貳口

一同八百三拾壹兩壹歩三匁三分

五月千七百五拾九口

一同五百卅貳兩貳歩ト拾四匁五分

六月千百廿九口

一同六百四拾貳兩ト拾貳匁七分

七月千廿貳口

一同千九拾五兩壹歩九匁

八月千五百拾七口

一同千二百廿七兩貳歩貳匁五分

九月千九百三拾九口

一同千三拾五兩三步三匁

十月千九百七拾五口

一同千二拾四兩三步ト貳匁

十一月千七百廿壹口

一同六百六拾壹兩壹歩三匁

十二月千三拾九口

金九千貳百五兩壹歩ト拾三匁八分

口数

貳万三千九百八拾九口

又

万六百三十口

一金四千四百六拾九兩ト五匁壹分六厘

未残質引受

貳口

金万三千六百七拾四兩貳歩三匁九分六厘

口数

三万四千六百拾九口

右之内

受質物之部

(d)

一金六百八拾九兩壹歩拾匁六分六厘
 正月千六百四十四口
 り四拾四兩壹歩ト貳匁七分貳厘
 一同貳百九拾兩貳歩ト七匁三分
 二月九百九拾口
 り貳拾兩ト壹匁七分五厘
 一同三百五拾三兩壹歩壹匁五分
 三月千廿一口
 り廿五兩壹歩ト拾四匁三分三厘
 一同四百七拾兩貳歩ト貳匁五分
 四月千三百五拾五口
 り三拾壹兩ト拾三匁九分貳厘
 一同八百六拾四兩壹歩七分
 壬四月千六百七十一口
 り七拾五兩三歩ト拾匁壹分貳厘
 一同六百八拾貳兩貳歩七匁五分
 五月貳千三百五拾九口
 り七拾貳兩ト五匁六分六厘
 一同三百拾壹兩壹歩貳匁五分
 六月千百三十六口

り廿八兩壹歩ト四匁八分三厘
 一同三百五拾七兩壹歩拾三匁
 七月千五百八十貳口
 り拾八兩三歩ト八匁五厘
 一同六百四拾九兩貳歩七匁
 八月貳千六百六十三口
 り四拾壹兩三歩ト拾四匁六分七厘
 一同千四百四拾貳兩三歩五分
 九月貳千七百三口
 り八拾兩貳歩ト九匁四分
 一同五百九拾壹兩貳歩三匁壹分
 十月千四百七十八口
 り五拾三兩壹歩ト三匁壹分壹厘
 一同五百廿貳兩壹歩九匁六分
 十一月千五百五十貳口
 り四拾五兩壹歩ト貳匁六分
 一同八百拾八兩貳歩ト九匁八分
 十二月貳千五百五十一口
 り五拾七兩壹歩ト拾匁六分
 〆金七千七百四拾四兩貳歩ト六分六厘
 口数
 〆貳万九百廿五口

又

千三百三十一口
 流質物売
 一金三百八拾壹兩貳歩七匁
 〆金八千百廿六兩ト七匁六分六厘
 口数
 〆貳万貳千貳百五十六口
 利足
 〆金五百九拾四兩三歩ト拾貳匁六分六厘
 又
 一金五拾五兩三歩ト五匁七分 流質売出し
 利足
 〆金六百五拾兩三歩ト三匁三分六厘
 元利合テ
 〆金八千七百七拾六兩三歩拾壹匁貳厘
 口数
 〆万貳千三百六十三口
 指引残テ
 〆金四千八百九拾七兩貳歩七匁九分四厘

改有質物之部

不足 (e)

- 一金六拾七兩老歩卜四匁
- 午残質百四十八口
- 一同八兩式歩卜九匁 未正月式拾四口
- 一同拾貳兩老歩卜五分 同二月三十六口
- 一同廿兩式歩卜老匁五分 同三月七十六口
- 一同四拾四兩式歩卜五匁
- 同四月百三十式口
- 一同五拾三兩式歩卜拾三匁五分 未五月百六十七口
- 一同七拾六兩式歩卜三匁五分 同六月式百卅六口
- 一同六拾八兩老歩卜拾貳匁五分 同七月式百五十七口
- 一同八拾三兩老歩卜四匁 同八月三百五拾口
- 一同八拾七兩卜拾貳匁五分 同九月三百五十四口
- 一同七拾三兩式歩卜七匁五分 同十月式百四十式口

- 一同五拾九兩三步卜五匁五分 同十一月式百三十口
- 一同九拾貳兩卜拾四匁五分 同十二月百五拾五口
- 一同五拾老兩老歩卜三匁五分 申正月百六拾九口
- 一同六拾九兩三步卜拾老匁 同二月式百五十六口
- 一同七拾九兩式歩卜五匁 申三月式百八十式口
- 一同百廿兩式歩卜八匁 同四月三百六十八口
- 一同百四拾老兩式歩九匁五分 壬四月四百四十口
- 一同貳百兩式歩卜式匁 申五月六百四十五口
- 一同百卅八兩三步卜拾匁 同六月五百卅七口
- 一同貳百廿五兩三步拾匁 同七月八百七拾口
- 一同七百九拾老兩老歩四匁 同八月千六百三十三口
- 一同八百六拾八兩卜五分

- 同九月千八百四十八口
- 一同七百五拾七兩三步七匁 同十月千百廿六口
- 一同七百九拾四兩三步九匁五分 同十一月千六口
- 一同五百五拾八兩式歩卜老匁 同十二月七百七十六口
- 金五千五百四拾七兩老歩九匁五分
- 口数 万式千三百六十三口
- 指引残テ
- 金六百四拾九兩三步卜老匁五分六り
- 此訳
- 一金五百九拾四兩三步拾式匁六分六り 利足
- 一同五拾五兩三步卜五匁七分 流売とく
- 金六百五拾兩三步卜三匁三分六り
- 引 金老兩卜老匁八分 行違イ不足

仙臺
日野屋源四郎
江州日野
御本家様

【翻刻3】仙台質店作成
享和二年壬戌正月吉日 西質店御目録

壬 享和二年
西質店御目録
戌 正月吉日

金指引之部 (a)

一金五千四百九拾三兩貳歩七匁分貳厘
元方より差引残かり
一同廿七兩貳歩下九匁四厘 出精金預り

一同貳兩壹歩下八匁三分三厘 西ノり足
一同百五拾八兩壹歩拾匁八分四厘

甚兵衛預り
一同拾三兩貳歩下拾匁三分 西ノり足
金五千六百九拾五兩三歩下壹匁六分三厘

右へ

一金五千六百九拾六兩三歩七匁 有質
一同百七拾三兩貳歩下貳匁分

大晦日改メ正入尻
金五千八百七拾兩壹歩下九匁分

指引残テ

金百七拾四兩貳歩下七匁五分七厘
内金拾七兩壹歩下拾貳匁七分五厘

出精金引
引金百五拾七兩下九匁八分貳厘 とく

此訳
一金拾五兩貳歩下拾貳匁九分八厘

甚兵衛壹分

一同百四拾壹兩壹歩拾匁八分四厘 質方とく

徳用之部 (b)

金六百八拾七兩壹歩貳匁八厘 利足
一同五拾六兩三歩下拾匁三分 流売とく
一同貳兩下八匁九厘 別口物り足取
金七百四拾六兩壹歩下五匁四分七厘

損シ之部

金四百廿兩貳歩下貳匁六分六厘 元方へ日合拂そん
一同拾兩三歩下貳匁分

紙墨筆并ニ小遣イ
一同五拾兩なり 元方へ造用
一同六拾兩なり 同式口分藏敷
一同三兩下貳匁七分 錢不足
一同貳兩壹歩下八匁三分三厘 出精金り足
一同拾三兩貳歩下拾匁三分 甚兵衛り足

一同拾兩なり 同人へ世話料

〆金五百七拾兩壹歩ト拾貳匁分九厘

指引残テ

〆金百七拾五兩三歩ト八匁貳分八厘 とく

前後指引テ

〆金壹兩壹歩ト七分壹厘 行違イ

質方貸之部 (c)

一金五百六拾兩ト拾三匁五分 正月千三百八口

一同四百三拾八兩三歩壹匁 二月千三百七十四口

一同五百兩三歩ト拾三匁 三月千四百廿九口

一同六百廿壹兩三歩三匁五分 四月千八百九拾五口

一同千四拾七兩ト拾壹匁五分 五月貳千九百三十一口

一同六百三拾九兩ト拾四匁五分

〆金六百卅四兩貳歩ト五匁五分 六月貳千五百十八口

一同八百壹兩三歩ト貳匁五分 七月貳千貳百八十六口

一同千五百拾八兩三歩ト貳匁九分 八月貳千六百廿四口

一同千九拾貳兩ト四匁四分 九月三千六百五十七口

一同千四拾九兩壹歩ト拾貳匁九分 十月千九百六十九口

一同九百拾壹兩壹歩三匁五分 十一月千五百七十八口

〆金九千八百拾六兩ト拾三匁七分 十二月千四拾貳口

口数

〆貳万四千六百十一口

又

万貳千三百六十三口

一金五千五百四拾七兩壹歩九匁五分

残質引受

貳口

〆金万五千三百六拾三兩貳歩ト八匁貳分

口数

〆三万六千九百七十四口

右ノ内

受質物之部 (d)

一金九百廿八兩三歩ト五分 正月千貳百口

り五拾六兩壹歩ト五匁八分六厘 二月千九百九十四口

一同八百八拾兩ト貳匁 二月千九百九十四口

り五拾兩壹歩ト拾壹匁分六厘 三月千三百六十四口

一同四百八拾五兩ト壹匁五分 四月貳千八百口

り三拾兩三歩ト拾貳匁 五月貳千八百九十七口

り六拾貳兩壹歩ト六分九厘

一同千五兩壹歩ト拾三匁五分

り九拾九兩三步ト三匁三分壹厘
 一同三百卅八兩壹歩ト壹匁五分
 六月千五百五拾五口
 り廿九兩三步ト五匁壹分六厘
 一同三百六拾兩ト貳匁五分
 七月千四百七拾口
 り廿兩三步ト拾貳匁三分
 一同六百八拾四兩三步壹匁五分
 八月貳千三百八拾九口
 り五拾六兩貳歩ト七匁壹分六厘
 一同千四百九拾壹兩壹歩七匁
 九月三千五百八十六口
 り九拾九兩貳歩ト三匁貳分九厘
 一同七百六拾三兩壹歩壹匁
 十月貳千三十三口
 り五拾九兩三步ト拾四匁壹分四厘
 一同五百八拾壹兩三步拾壹匁
 十一月千三百五十四口
 り五拾壹兩三步ト貳匁九分七厘
 一同九百五拾三兩貳歩五匁五分
 十二月貳千五百四口
 り六拾八兩貳歩ト拾四匁四厘

元
 〆金九千六百六拾三兩貳歩貳匁
 口数
 〆貳万三千貳百五十四口
 又
 〆金五百壹兩三步ト五分
 千八百四十一口
 流質売高
 貳口
 〆金九千六百六拾五兩壹歩貳匁五分
 口数
 〆貳万五千九拾五口
 利足
 〆金六百八拾七兩壹歩ト貳匁八厘
 又
 一金五拾六兩三步ト拾匁三分 流質売とく

り足貳口
 〆金七百四拾四兩ト拾貳匁三分八厘
 元利合テ
 〆金万四百九兩壹歩ト拾四匁八分八厘
 口数
 〆万千八百七拾九口
 指引残テ
 〆金四千九百五拾四兩ト八匁三分貳厘
 不足
 改有質物之部 (e)
 一金拾壹兩三步ト拾匁 午残質貳口
 一同九拾四兩貳歩ト四匁
 未残質三百廿貳口
 一同五兩貳歩ト三匁五分 申正月廿貳口
 一同拾兩壹歩ト七匁五分 同二月三拾貳口
 一同拾四兩壹歩ト九匁五分
 同三月五拾八口

一同廿七兩貳步卜拾匁五分
 同四月六拾貳口
 一同廿七兩貳步卜九匁
 同四月八拾五口
 一同五拾壹兩三步也
 五月百六十八口
 一同四拾五兩卜八匁五分
 六月百九十八口
 一同六拾壹兩卜四匁貳分
 七月貳百五十一口
 一同百七拾六兩貳步拾壹匁六分
 八月貳百八十八口
 一同百拾四兩卜六匁
 九月三百六十七口
 一同六拾三兩卜三匁五分
 十月貳百三十口
 一同七拾九兩三步卜六匁
 十一月貳百拾五口
 一同五拾八兩卜壹匁五分
 十二月百四拾四口
 一同六拾九兩卜四匁五分
 酉正月貳百九口
 一同七拾四兩貳步拾匁
 同二月貳百五十七口
 一同百三拾兩貳步拾四匁
 同三月貳百七十四口
 一同百廿六兩壹步貳匁五分
 同四月四百三十口
 一同百九拾貳兩卜七匁五分
 五月六百八口

一同百五拾兩卜貳匁
 六月五百三十一口
 一同百八拾七兩三步卜八匁五分
 七月八百七口
 一同四百五拾四兩貳步七匁
 八月千四百四十八口
 一同千三拾兩貳步卜七匁九分
 九月貳千百九十七口
 一同八百拾五兩卜八匁九分
 十月千四拾九口
 一同八百廿四兩卜壹匁九分
 十一月八百七拾五口
 一同七百九拾九兩三步二匁
 十二月七百五拾九口
 宗
 金五千六百九拾六兩三步七匁
 口数
 万千八百八拾八口
 指引残テ
 金七百四拾貳兩貳步拾三匁六分八厘

此訊
 一金六百八拾七兩壹步貳匁八厘 り足
 一同五拾六兩三步卜拾匁三分 流売とく
 金七百四拾四兩卜拾貳匁三分八厘
 引金壹兩壹步拾三匁七分 行違イ不足
 但し口数九口行違イ過上二候

仙臺
 日野屋源四郎
 江州日野
 御本家様

【翻刻4】仙台質店作成
 享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録

癸 享和三年
 戌 質店卸目録
 亥 正月吉日

金指引之部

(a)

- 一金六千弍百六拾弍兩壹歩六匁七分九り
- 元方方指引残かり
- 一同四拾七兩弍歩ト壹分弍り 出精金預り
- 一同四兩ト六匁弍歩四り 戌り足
- 一同百八拾七兩三歩五匁壹分弍り
- 甚兵衛預り
- 一同拾六兩ト拾三匁七分三り 戌り足預り
- ズ金六千五百拾八兩ト弍匁
- 右へ
- 一金六千三百五拾壹兩壹歩弍匁弍分
- 有質ズ
- 一同弍百五拾兩ト拾壹匁五分 出入尻
- ズ金六千六百壹兩壹歩拾三匁七分
- 指引残テ
- ズ金八拾三兩壹歩ト拾壹匁七分
- 内 金八兩壹歩ト五匁六分七り 出精金引

引ズ 金七拾五兩ト六匁三り

とく

此訳

一金七兩弍歩ト六分

甚兵衛壹分

一同六拾七兩弍歩ト五匁四分三り

質方とく

徳用之部

(b)

- 一金六百五拾六兩弍歩拾三匁弍分五り
- 利足ズ高
- 一同廿五兩三歩ト拾四匁八分 流売とく
- 一同壹兩三歩ト五匁四分三り 別口物り足取
- ズ金六百八拾四兩弍歩ト三匁四分八り
- 損し之部
- 一金四百四拾八兩壹歩弍匁八分三り
- 元方へ日合拂そん

一同拾壹兩ト四匁五分七り

紙墨筆并ニ小遣イ

一同五拾兩なり

元方へ造用

一同六拾兩なり

同弍口分蔵鋪

一同壹兩弍歩ト拾三匁八り

銭不足

一同四兩ト六匁弍分四り

出精金り足

一同拾六兩ト拾三匁七分三り

甚兵衛り足

一同拾兩なり

同人へ世話料

ズ金六百壹兩壹歩ト拾四匁四分五り

指引残テ

ズ金八拾三兩ト八匁三り

前後指引

ズ金壹歩ト三匁六分七り 行違イ

質貸方之部

(c)

- 一月九百三三口
- 二月千二百九口
- 一同四百拾七兩壹歩拾弍匁五分
- 一同四百五拾六兩三歩拾弍匁五分

三月千三百卅七口
 一同五百拾五兩卜拾壹匁 四月千三百六口
 一同千四拾七兩卜拾四匁
 五月貳千九百七十貳口
 一同七百廿三兩卜壹匁五分
 六月貳千五百三口
 一同八百卅四兩壹步拾四匁
 七月貳千六百三口
 一同九百七拾壹兩卜六匁
 八月貳千九百三拾口
 一同千四百九拾兩三步六匁六分
 九月三千四百十口
 一同千二百卅壹兩貳步拾三匁三分
 十月貳千百十七口
 一同千四拾九兩壹步拾四匁八分
 十一月千九百十九口
 一同千百四拾八兩三步拾匁
 十二月千五百四十貳口
 〆金万三百卅四兩三步卜拾三匁貳分
 口数
 〆貳万四千七百五十一口
 万千八百八拾八口

一金五千六百九拾六兩三步七匁 残質引受
 貳口
 〆金万六千卅壹兩三步卜五匁貳分
 口数
 〆三万六千六百卅九口
 右ノ内
 受質物之部 (d)
 一金六百廿八兩貳步五匁
 正月千七百七十八口
 り五拾壹兩貳步卜拾三匁五分三厘
 一同七百五拾七兩貳步 二月千九百十貳口
 り三拾九兩貳步卜四匁九分七厘
 一同七百卅七兩壹步三匁
 三月千貳百七十三口
 り五拾兩卜五匁三分
 一同四百九拾六兩卜八匁
 四月千三百廿六口
 り三拾九兩貳步卜拾匁七厘
 一同千三百四拾五兩卜四匁
 五月貳千八百七十六口

り百拾四兩壹步卜拾三匁五分
 一同五百四拾八兩三步五匁
 六月千六百廿三口
 り四拾三兩卜壹匁八分
 一同三百卅貳兩壹步拾壹匁五分
 七月千八百七十七口
 り廿兩壹步卜貳匁四分四厘
 一同六百卅三兩卜拾壹匁五分
 八月貳千貳百五十四口
 り三拾壹兩卜拾貳匁三分
 一同千九百九兩壹步卜拾壹匁九分
 九月貳千七百七十三口
 り八拾四兩卜拾三匁三分八厘
 一同七百四拾六兩壹步拾三匁四分
 十月千五百八十九口
 り五拾七兩貳步卜八匁壹分七厘
 一同七百卅壹兩貳步拾壹匁四分
 十一月千三百七十七口
 り五拾壹兩貳步卜拾匁三分
 一同千貳百七拾九兩壹步拾三匁
 十二月貳千六百三拾九口
 り七拾三兩卜七匁四分九厘

元

ノ金九千三百四拾六兩ト七匁七分

口数

ノ貳万千百廿七口

又

千貳百九拾四口

一金三百卅四兩壹歩壹匁

流質売ノ

貳口

ノ金九千六百八拾兩壹歩八匁七分

口数

ノ貳万貳千四百廿一口

利足

ノ金六百五拾六兩貳歩ト拾三匁貳分五厘

又

一金廿五兩三步ト拾四匁八分 流質売とく

り足貳口

ノ金六百八拾貳兩貳歩拾三匁五厘

元利合テ

ノ金万三百六拾三兩ト六匁七分五厘

口数

ノ万四千貳百拾八口

指引残テ

ノ金五千六百六拾八兩貳歩拾三匁四分五厘

不足

改有質物之部

(e)

一金百六拾九兩貳歩拾貳匁

申残質四百九拾五口

一同廿四兩貳歩ト六匁 西正月七拾四口

一同三拾貳兩貳歩ト拾貳匁五分

同二月百廿口

一同廿七兩貳歩ト貳匁 同三月九拾九口

一同五拾六兩貳歩六匁 同四月貳百廿一口

一同八拾八兩三步也 同五月貳百七拾口

一同七拾壹兩壹歩壹匁

同六月貳百六拾九口

一同五拾五兩壹歩九匁

同七月貳百九十三口

一同百拾七兩三步ト壹匁五分

同八月三百拾五口

一同百拾四兩三步ト拾壹匁

同九月四百廿九口

一同七拾六兩ト五分 同十月貳百六十三口

一同五拾五兩壹歩九匁五分

同十一月百八拾五口

一同百四兩ト六匁 同十二月貳百四口

一同七拾八兩壹歩五匁 戊正月貳百拾八口

一同九拾壹兩貳歩拾四匁

同二月貳百七拾口

一同百三拾壹兩ト五匁五分

同三月三百七十口

一同百四拾兩壹歩拾三匁五分

同四月四百十一口

一同貳百七拾四兩壹歩拾壹匁五分

同五月七百五十口

一同百九拾九兩貳歩五匁 同六月六百口

一同貳百五拾五兩貳歩拾三匁五分

同七月八百七十六口

一同六百拾四兩壹歩五匁

同八月千七百九十口

一同千八拾壹兩ト拾四匁六分

同九月貳千三百口

一同八百卅兩三步ト八分

同十月千百六十四口

一同六百六拾九兩貳步拾三匁三分

同十一月千百壹口

一同九百八拾九兩ト三匁五分

同十二月千百三十四口

〆金六千三百五拾壹兩壹步貳匁貳分

口数

〆万四千貳百廿九口

指引残テ

〆金六百八拾貳兩貳步ト三匁七分五厘

此訳左ニ

一金六百五拾六兩貳步拾三匁貳分五厘

り足

一同廿五兩三歩ト拾四匁八分 流売とく

〆金六百八拾貳兩貳步ト拾三匁五厘

引

行違イ

但シ十一口行違イ過上ニ候

仙臺
日野屋源四郎
江州日野
御本家様

【翻刻5】仙台質店作成
享和四年甲子正月吉日 亥質店卸目録

江州ひの	仙臺
御本家様	質店
亥質店卸目録	
甲 享和四年	
子 正月吉日	

金指引之部

(a)

一金七千六百廿八兩貳步七匁七分六厘

元方方指引残かり

一同五拾九兩三歩ト拾貳匁三厘

出精金預り

一同五兩貳步ト六匁六分七厘 亥り足

一同貳百拾壹兩貳步四匁四分五厘

甚兵衛預り

一同拾九兩三歩ト三匁貳分 亥り足

〆金七千九百廿五兩貳步ト四匁壹分壹厘

右へ

一金七千八百九兩貳步ト五匁九分四厘

有質

一同百九拾七兩壹步貳分五厘 出入尻

〆金八千六兩三歩ト六匁壹分九厘

指引残テ

〆金八拾壹兩壹步ト貳匁八厘

内 金八兩ト七匁七分 出精金二引

引 金七拾三兩ト九匁三分八厘 とく

此訳

一金七兩壹歩ト三匁九分三厘 甚兵衛壹分
一同六拾五兩三歩ト五匁四分五厘

質方とく

徳用之部

(b)

一金七百七拾壹兩貳歩貳匁壹分三厘

利足 高

一同五拾四兩貳歩ト拾壹匁九分 流売とく

一同拾五兩壹歩ト五匁九分三厘

別口物り足取

金八百四拾壹兩貳歩ト四匁九分五厘

損し之部

一金五百九拾五兩貳歩拾匁五分四厘

元方へ日合拂そん

一同拾六兩壹歩ト貳匁五分四厘

紙墨筆并ニ小遣

一同五拾兩なり

元方へ造用

一同六拾兩なり

同貳口分 蔵敷

一同壹兩三歩ト五匁六分 錢不足

一同五兩貳歩ト六匁六分七厘 出精金り足

一同拾九兩三歩ト三匁貳分 甚兵衛り足

一同拾兩なり 同人へ世話料

金七百五拾九兩ト拾三匁五分五厘

指引残テ

金八拾貳兩壹歩ト六匁四分 とく

前後指引

金壹兩ト四匁三分三厘 行違イ不足

質貸方之部 (c)

一金六百拾九兩三歩五匁

正月千七百四十七口

一同五百四兩三歩拾三匁五分

壬正月千四百拾四口

一同七百七拾八兩貳歩七匁五分

二月千九百三十八口

一同六百八拾八兩貳歩五分

三月千九百九十八口

一同八百八拾七兩貳歩五匁

四月貳千四百六十六口

一同千五百四兩ト拾三匁五分

五月四千四百六十三口

一同六百七拾四兩ト四匁五分

六月貳千五百八十六口

一同七百五拾八兩ト三匁

七月貳千九百廿九口

一同千八百八拾壹兩壹歩

八月三千七百廿八口

一同千六百六拾四兩壹歩五匁七分

九月四千八十七口

一同千七拾三兩貳歩六匁貳分四厘

十月貳千六百九十一口

一同千三百六拾三兩貳歩貳匁貳分

十一月貳千貳百七十六口

一同千四百八拾壹兩三歩五匁

十二月千八百六十七口

金万三千百八拾兩壹歩拾壹匁六分四厘

口数

三万四千百九拾口

万四千貳百廿九口

一金六千三百五拾壹兩壹歩ト弍匁弍分

残質引受

式口合テ

〆金万九千五百卅壹兩弍歩拾三匁八分四り

口数

〆四万八千四百拾九口

右ノ内

受質物之部

(d)

一金八百卅六兩ト六匁 正月千五百拾四口

り五拾六兩弍歩ト拾弍匁三分八り

一同七百廿九兩三步五匁

壬正月千四拾弍口

り三拾四兩弍歩ト三匁四分

一同六百四拾壹兩ト六匁

二月千五百八十四口

り三拾八兩弍歩ト拾匁六分五り

一同五百八拾壹兩ト六匁五分

三月千六百廿六口

り三拾五兩ト八分五り

一同七百七拾三兩三步拾三匁

四月弍千五百五十七口

り五拾五兩弍歩ト拾四匁四分六り

一同千八百八拾三兩弍歩八匁

五月三千四百廿五口

り百拾弍兩三步ト七匁三分四り

一同三百六拾七兩壹歩六匁五分

六月千三百三十拾口

り廿六兩三步ト拾四匁五分八り

一同四百八拾八兩ト三匁

七月弍千六百六十弍口

り弍拾六兩ト三匁七分三り

一同八百廿九兩壹歩三匁

八月弍千八百三十四口

り五拾弍兩三步ト弍匁三分三り

一同千六百九兩三步九匁壹分

九月三千六百三十弍口

り百拾八兩ト拾壹匁壹分五り

一同七百八拾四兩三步三匁三分

十月千九百六十七口

り七拾兩ト拾三匁壹分九り

一同六百七拾弍兩三步八匁三分

十一月千六百三十八口

り五拾九兩壹歩ト五匁弍分六り

一同千弍百五拾三兩ト拾弍匁五分

十二月三千百五十六口

り八拾四兩壹歩ト七匁八分九り

〆金万七百五拾壹兩壹歩ト弍分

口数

〆弍万八千六拾七口

又

三千三百七口

一金九百七拾兩三步六匁五分 流質売〆

式口

〆金万千七百廿弍兩ト六匁七分

口数

〆三万三千三百七十四口

利足

〆金七百七拾壹兩弍歩ト弍匁壹分三り

又

一金五拾四兩弍歩ト拾壹匁九分

流質売とく

り足式口

ズ金八百廿六兩ト拾四匁三リ

元利合テ

ズ金万貳千五百四拾八兩壹歩五匁七分三リ

指引残テ

ズ金六千九百八拾三兩壹歩ト八匁壹分壹リ

不足

口数

ズ万七千四拾五口

改メ有質物之部

(e)

一金四拾七兩貳歩ト拾匁

酉残質百四十一口

一同拾兩壹歩ト九匁五分

戌正月貳拾九口

一同拾九兩ト拾四匁五分

同二月四十一口

一同三拾四兩ト拾三匁

同三月四十七口

一同拾九兩ト四匁

同四月四拾九口

一同八拾七兩貳歩拾匁五分

同五月貳百拾口

一同五拾三兩貳歩ト四匁五分

同六月百八十九口

一同百七兩貳歩ト九匁五分

同七月四百八口

一同百卅五兩三歩五分

同八月五百拾九口

一同百三拾四兩ト五匁五分

同九月四百六十三口

一同百三兩貳歩ト四匁五分

同十月三百廿貳口

一同百廿九兩三歩九匁五分

同十一月貳百八拾四口

一同百七拾五兩ト九匁

同十二月貳百八拾口

一同百廿五兩ト四匁五分

亥正月三百六十一口

一同百四兩三歩ト拾四匁五分

同壬正月貳百八拾口

一同百八拾六兩三歩拾貳匁

同二月四百拾六口

一同百四拾五兩壹歩拾四匁五分

同三月四百卅三口

一同貳百廿兩貳歩九匁

同四月五百五拾口

一同三百九拾七兩貳歩四匁五分

同五月千七十一口

一同百七拾七兩貳歩拾四匁

同六月六百八拾八口

一同三百五拾八兩三歩四匁五分

同七月千四百四拾口

一同八百四兩貳歩八匁

同八月貳千四百拾五口

一同千百五拾五兩三歩九匁七分

同九月貳千貳百八十八口

一同七百四拾七兩三歩七匁七分四リ

同十月千四百八拾口

一同千廿六兩ト六匁五分

同十一月千貳百四拾九口

一同千貳百九拾九兩三歩貳匁

同十二月千四百六口

ズ金七千八百九兩貳歩ト五匁九分四リ

ズ万七千五拾九口

口数

指引残

ズ金八百廿六兩ト拾貳匁八分三リ

此訳

一金七百七拾壹兩貳歩貳匁分三厘

り足

一同五拾四兩貳歩下拾壹匁九分 流売とく

引

引 壹匁分

行違イ

但し拾四口行違イ過上ニ候



【翻刻6】石巻店作成

享和貳年壬戌正月吉日 酉質店卸目録

壬 享和貳年

酉 質店卸目録

戌 正月吉日

金指引之部

(a)

一金四千九拾四兩壹歩六匁三分六厘

仙台中井氏指引かり

一同拾貳兩壹歩拾壹匁三分九厘

市兵衛預り

一同三兩貳歩壹分八厘

傳兵衛預り

一同貳兩三歩七匁七分三厘

仁兵衛預り

金四千百拾三兩拾匁六分六厘

右へ

一金三千七百九拾九兩三歩貳匁五分

有質

又同百五拾九兩貳歩三匁

出入尻

金三千九百五拾九兩壹歩五匁五分

指引残テ

金百五拾三兩三歩五匁壹分六厘

損し

徳用之部

(b)

一金貳百八拾七兩壹歩下拾四匁三分八厘

利足

損之部

一金貳百四拾四兩下拾匁壹分五厘

元方へ日合拂

一同八拾貳兩三歩下八匁七分壹厘

申年損金

一同貳兩貳歩下八匁九分

紙墨筆代

一同三歩下壹匁

麻木の代

一同九兩三歩四分

飯米代

一同三兩貳歩三匁九分

味噌塩代

一同貳歩三匁七分

醬油代

一同壹兩壹歩拾壹匁分

薪木代

一同三歩三匁分

片炭代

一同壹兩壹歩拾壹匁分

油蠟燭

一同拾四兩貳歩壹匁分

諸入用代

一同三兩下二匁分

盆進物代

一同壹兩壹歩五匁分

たは粉代

一同壹兩三匁

酒代

一同貳兩
 一同九兩貳步拾貳分五厘
 一同拾貳兩壹步三厘
 一同八兩三步壹分七厘
 一同拾壹兩壹步
 一同拾兩
 一同五兩
 一同五兩
 一同老步四分六厘
 一同三兩貳步八分六厘
 一同老兩貳步五分壹分
 一同貳步壹分
 一同三兩壹步
 乙ハ申拾月より酉拾月迄 給金拂
 金百拾四兩四分六厘 造用分
 金四百四拾壹兩八分五厘六厘
 損徳指引
 金百五拾三兩貳步九分八厘 せん
 前後指引

拾分九厘八厘 行違
 質貸方之部 (c)
 一金貳百四拾七兩三步九分八厘六厘 酉正月 五百四拾六口
 一同三百貳兩三步五分六厘 同二月 七百貳拾壹口
 一同四百拾壹兩五分六厘 同三月 千貳拾三口
 一同四百五十五兩三步四分六厘 同四月 千拾七口
 一同五百三拾九兩壹步六分 同五月 千六百拾五口
 一同五百三拾九兩三步四分八厘 同六月 千百拾五口
 一同六百壹兩拾壹分六厘 同七月 千四百七拾壹口
 一同六百四拾三兩貳步五分 同八月 千六百七拾六口
 一同七百五兩貳步六分 同九月 千八百三口
 一同六百拾九兩貳分

同十月 千三百三拾八口
 一同七百四兩三步拾貳分 同十一月 千四拾貳口
 一同千貳百九拾八兩三步壹分五厘 同十二月 千三百七拾八口
 金七千六拾九兩三步拾分五分四厘 口数
 万四千貳百九拾五口
 又
 金千九百七兩貳步拾壹分六厘 残質引受
 貳口 千七百六拾六口
 金八千九百七拾七兩貳步七分 口数
 万七千六拾壹口
 右之内
 受質之部 (d)

西正月 三百九拾九口
 一金三百七拾三兩三步五匁七分五厘
 一 拾壹兩三步貳朱六匁六分三厘
 同二月 三百八拾八口
 一 同三百三拾兩貳步九匁五分
 一 拾兩三步五匁壹分八厘
 同三月 七百七拾七口
 一 同三百八兩貳步拾四匁八分貳厘
 一 拾四兩貳步拾匁壹分貳厘
 同四月 七百六拾八口
 一 同三百七拾三兩拾三匁八分壹厘
 一 貳拾兩貳步貳朱七匁壹分五厘
 同五月 千五百五拾貳口
 一 同五百八拾四兩壹步九分貳厘
 一 三拾七兩壹步壹匁五分
 同六月 七百六拾七口
 一 同四百拾兩三步七匁三分
 一 三拾壹兩壹步七匁
 同七月 九百三拾壹口
 一 同三百六拾四兩貳步七匁五分
 一 貳拾三兩三步三匁七分
 同八月 九百六拾壹口

一 同三百四拾六兩壹步貳匁六分
 一 拾四兩三步拾壹匁七分
 同九月 千三百五拾貳口
 一 同四百九拾八兩壹步七匁九分
 一 貳拾九兩貳朱七匁壹分
 同十月 九百八拾六口
 一 同三百貳拾四兩三步九匁八分
 一 拾八兩下拾三匁
 同十一月 八百九拾壹口
 一 同五百貳拾六兩壹步八匁七分
 一 三拾三兩壹步貳匁八分
 同十二月 千三百六拾壹口
 一 同七百三拾五兩貳步六匁壹分
 一 四拾壹兩下六匁
 一 金五千百七拾七兩三步四匁七分
 口数
 一 万六百七拾三口
 利息
 一 金貳百八拾七兩壹步拾四匁三分八厘
 元利

一 金五千四百六拾五兩拾九匁八厘
 指引残テ
 一 金三千五百拾貳兩壹步三匁壹分貳厘
 不足
 改有質物之部
 (e)
 申八月 六口
 一 金四兩壹步下七匁八分
 同九月 拾八口
 一 同八兩壹步下六分
 同十月 三拾九口
 一 同拾七兩壹步四匁八分
 同十一月 四拾五口
 一 同四拾貳兩貳步七匁五分
 同十二月 百壹口
 一 同九拾四兩下八分
 西正月 七拾六口
 一 同貳拾七兩七匁八分
 同二月 九拾九口
 一 同八拾八兩三步壹匁三分
 同三月 百八拾口

- 一 同八拾九兩貳步拾壹匁八分
- 同四月 百七拾口
- 一 同八拾八兩貳步拾伍匁五分
- 同五月 貳百五拾四口
- 一 同百貳拾貳兩三步卜壹匁
- 同六月 二百五拾四口
- 一 同百拾八兩壹步拾壹匁八分
- 同七月 四百六拾三口
- 一 同百七拾貳兩貳步拾伍匁八分
- 同八月 八百五拾貳口
- 一 同三百四拾兩卜壹匁
- 同九月 千四拾七口
- 一 同四百七拾貳兩貳步卜五匁
- 同十月 八百貳口
- 一 同四百貳拾六兩壹步七匁八分
- 同十一月 七百八拾口
- 一 同五百貳兩貳步六匁
- 同十二月 千貳百貳口
- 一 同千八百八拾四兩貳匁貳分
- 一 金三千七百九拾九兩三步卜貳匁五分

口数

指引残テ

一 金貳百八拾七兩壹步卜拾四匁三分八厘

とく

一 六千三百八拾八口

石ノ巻
日野屋源左衛門
江州日野
御本家様

【翻刻7】石巻店作成

寛政拾三年辛酉正月吉日 申質店卸目録

辛 寛政拾三年
申質店卸目録
酉 正月吉日

金指引之部

(a)

一 金貳千百三拾七兩卜五匁八分九厘

仙台中井氏指引かり

一 同三拾四兩壹步卜拾四匁五分

同利足かり

一 同五兩三步卜七匁九分七厘

一 同壹兩貳步卜六匁貳分

一 同貳兩壹步卜貳分

仁兵衛預り
傳兵衛預り

一 金貳千八百八拾壹兩壹步卜四匁七分六厘

一 金千九百七兩貳步拾壹匁五厘

又同百九拾兩三步

有質一高
出入尻有物

指引残テ

一 金八拾貳兩三步卜八匁七分壹厘

損し

徳用之部

(b)

一 金貳拾四兩卜壹匁六分五厘

利足一

損し之部

一金三拾四兩老歩ト拾四匁五分
 中井氏り足拂
 一同式兩ト七匁
 紙墨筆
 一同老兩三歩ト七匁六分
 質札麻
 一金四兩ト六匁五分
 飯米代
 一同老兩式歩
 味噌代
 一同老歩ト六匁七分
 醬油代
 一同三歩ト老匁
 薪木代
 一同老歩ト老匁六分
 炭代
 一同老兩ト七匁五分
 油蠟燭
 一同四兩三歩ト四匁三分
 諸入用
 一同四兩ト六匁四分
 盆進物
 一同老歩ト六匁九分
 たは粉
 一同老兩老歩三匁九分
 酒代
 一同拾五兩老歩五匁四分四厘
 夜具改口買高
 一同六兩ト老匁四分
 諸道具早々代
 一同四兩老歩ト拾老匁
 釘材木代
 一同式兩三歩ト老匁九分
 大工作料
 一同四兩式歩ト拾老匁式分五厘
 五ヶ月分宿賃拂
 一同七兩式歩
 市兵衛支配料

一同三兩老歩ト五匁
 仁兵衛給金
 一同三兩老歩ト五匁
 傳兵衛同断
 一同三歩ト七匁七分七厘
 惣兵衛遣イ
 一同三歩ト九匁三厘
 万蔵遣イ
 金百六兩老歩ト拾老匁六分九厘
 損徳指引
 金八拾式兩老歩ト拾匁四厘
 そん
 前後指引
 金老歩ト拾三匁六分七厘
 行違イ
 質貸方之部
 (c)
 申八月千五百拾五口
 一金五百七拾三兩老歩拾老匁八分三厘
 同九月九百拾老口
 一同四百式拾九兩四匁八分三厘
 同十月七百三拾口
 一同三百五拾五兩式歩九匁式分老厘
 同十一月五百七拾六口

一同三百七兩三歩五匁五分
 同十二月八百九拾九口
 一同千兩老歩四匁八分老厘
 四千六百三拾老口
 金式千六百六拾六兩老歩ト六匁老分八厘
 右之内
 受質之部
 (d)
 申八月百三拾七口
 一金式拾七兩式歩ト老匁式分八厘
 同九月式百六拾八口
 り金老歩ト七匁六分三厘
 一同九拾七兩ト九匁三分九厘
 同九月式百六拾八口
 り金式兩ト四匁五分
 申十月三百九拾七口
 一同百五拾老兩四匁式分四厘
 同十一月三百九拾六口
 り金三兩式歩ト六匁八分七厘
 一同百拾九兩老歩七匁六分七厘
 同十二月六百六拾七口
 り金三兩三歩ト三匁五分

一同三百六拾三兩貳步貳匁三分貳厘
り金拾四兩貳朱壹匁六分五厘七毛

〆金七百五拾八兩貳步卜九匁九分

口数〆千八百六拾五口

り足

〆金貳拾四兩卜壹匁六分五厘七毛

元り

〆金七百八拾貳兩貳步卜

拾壹匁五分五厘七毛

指引テ

〆金千八百八拾三兩貳步卜九匁六分貳厘

不足

改有質之部

(e)

申八月五百貳拾六口

一金貳百貳拾八兩九匁壹分六厘

同九月六百四拾貳口

一同三百三拾九兩貳步壹匁三分三厘

同十月四百拾三口

一同貳百五拾五兩三歩貳匁六厘

同十一月三百五拾七口

一同貳百八兩貳步壹匁壹分七厘

同十二月八百貳拾八口

一同八百七拾五兩貳步拾貳匁三分三厘

〆金千九百七兩貳步卜拾壹匁五厘

口数〆貳千七百六拾六口

指引残テ

〆金貳拾四兩卜壹匁四分三厘

とく

石ノ巻
日野屋源左衛門
江州日野
御本家様

【翻刻8】石巻店作成

享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録

癸 享和三年

戌 質店卸目録

亥 正月吉日

金指引之部

(a)

一金七千六百九拾兩壹步拾四匁七分九厘

仙台中井氏指引かり

一同拾九兩貳步六匁壹分 市兵衛元り預り

一同五兩七匁

傳兵衛元り預り

一同五兩壹步壹匁四分 仁兵衛元り預り

〆金七千七百貳拾兩壹步拾四匁貳分九厘

右へ

一金七千四百三拾八兩貳步五匁六分

有質〆高

又同百五拾四兩壹步四匁五分

出入尻

又同貳拾六兩壹步

古藏買金有物

↗金七千六百拾九兩拾匁分

指引

↗金百老兩老步四匁分九厘

不足

徳用之部

(b)

一金四百六拾六兩老步拾三匁分

利足

又同式兩七匁五分

流とく

↗金四百六拾八兩式步五匁六分

損之部

(c)

一金四百三拾式兩老步八分式厘

元方へ日合拂

一同百五拾三兩三步五匁八分

酉年損金

一同老兩式步七匁五分七厘

三人分り足拂

一同七兩式步七匁四分

紙墨筆

一同式兩四匁八分

麻木れ

一同三拾五兩老步七匁四分老厘

飯米

当年蔵普請仕候ニ付用意米買置共

一同三兩四匁七分

味噌塩

一同三步式匁四分

醤油

一同式兩三匁八分

薪木

一同老兩七匁五分

片炭

一同式兩老步拾老匁

油蠟燭

一同拾八兩式步拾匁分

諸造用

右之内手傳人相頼分候ニ付礼金共

一同五兩式步式匁

盆進物

一同老兩七匁五分

たば粉

一同老兩三步拾匁四分

酒代

一同三兩老步六匁三分

諸道具

一同老兩老步九匁八分

材木代

一同式兩三步拾老匁五分

肴代

一同五兩三步拾三匁

大工作料

一同拾老兩老步

宿賃

一同拾兩

市兵衛支配料

一同五兩

傳兵衛給金

一同五兩

仁兵衛給金

一同三兩三步六匁九分

卯蔵遣

一同老兩三步四匁五分

松蔵遣

一同老兩老步九分

吉蔵遣

一同三兩

寅八給金

↗金七百式拾四兩老步拾老匁分

損徳指引

↗金式百五拾五兩三步五匁五分

金百五拾三兩三步五匁八分 酉年そん

同百老兩三步拾四匁七分 戌年そん

前後指引

↗金式步卜拾匁五分老厘

行違

質貸方之部

(d)

六千三百八拾八口

一金三千七百九拾九兩三步式匁五分

酉年残り質↗高

一同四百拾八兩三步拾式匁五分

戊正月八百五拾三口

一同四百七兩三步拾老匁五分

同二月九百四拾口

一同四百五拾三兩老步三匁式分

同三月千九拾九口

一同四百式拾八兩三步式匁式分

同四月九百七拾九口

一 同七百三拾七兩八分
 同五月千四百八拾五口
 一 同九百拾七兩壹步九匁壹分
 同六月千八百五拾九口
 一 同七百九拾三兩壹步四匁四分
 同七月貳千九拾壹口
 一 同八百四兩壹步八匁七分
 同八月貳千八百八拾三口
 一 同千六拾五兩三匁八分
 同九月貳千六百廿四口
 一 同九百六拾五兩貳步拾匁五分
 同十月千七百六拾六口
 一 同千拾壹兩貳步七匁
 同十一月千六百廿壹口
 一 同貳千七百八拾九兩貳步貳匁三分
 同十二月貳千六百八拾三口
 一 金万四千五百九拾貳兩三步三匁五分
 口数 一 貳万六千六百七拾壹口
 右之内
 受質之部 (e)

一 金四百六拾兩壹步拾四匁六分
 戊正月六百三拾七口
 一 同四百拾五兩九匁壹分
 同二月七百四拾五口
 一 同六百貳拾六兩貳步六匁
 同三月千四拾七口
 一 同五百拾三兩六匁
 同四月九百拾七口
 一 同七百九拾八兩貳步壹匁三分
 同五月千四百九拾三口
 一 同六百八拾七兩貳步七匁六分
 同六月千五百三拾口
 一 同三百四拾兩三步八匁壹分
 同七月九百貳拾六口
 一 同四百四拾七兩貳步六匁三分
 同八月千貳百拾三口
 一 同貳千六兩貳步拾匁三分

一 同六百四拾兩三步三匁九分
 同九月千五百八拾壹口
 一 同五百貳拾三兩拾匁九分
 同十月千八拾六口
 一 同五百六兩拾貳匁八分
 同十一月千七百七拾三口
 一 同千八百八拾四兩拾三匁七分
 同十二月貳千貳百拾八口
 一 同七拾五兩貳步壹匁八分
 口数 一 一 万四千五百六拾六口
 一 同七千四百四拾四兩壹步拾匁三分
 口数 一 一 万四千五百九拾貳口
 一 同九兩貳步七匁五分 一 同拾六口 流質 一
 一 同金七千五百五拾四兩貳匁八分
 一 同金四百六拾六兩壹步拾三匁壹分
 一 同此売出し 一 同貳兩七匁五分 一 同流とく
 一 同利 一 同金四百六拾八兩貳步五匁六分

元利ノ金七千六百貳拾貳兩貳步八匁四分

指引残り

一金六千九百七拾兩拾匁壹分

改有質之部

(f)

一金五兩三步四匁

酉正月貳拾口

一同拾三兩壹步拾三匁五分

同二月二拾四口

一同貳拾三兩壹步拾壹匁六分

同三月六拾四口

一同拾六兩拾三匁壹分

同四月五拾六口

一同四拾四兩拾匁六分

同五月九拾六口

一同五拾六兩八匁壹分

同六月百八口

一同六拾五兩壹步九匁六分

同七月百七拾貳口

一同八拾壹兩八匁六分

同八月貳百四口

一同七拾九兩貳步拾壹匁六分

同九月貳百廿九口

一同六拾貳兩三匁五分

同十月貳百拾貳口

一同九拾八兩三步四匁三分

一同貳百貳兩壹步拾貳口

同十一月百七拾九口

一同百拾五兩八匁

同十二月三百四口

一同百八兩三步拾三匁五分

戌正月百八拾八口

一同百六拾八兩貳步六分

同二月百九拾壹口

一同百六拾三兩壹步八匁四分

同三月貳百七拾九口

一同貳百兩三步拾匁五分

同四月貳百八拾四口

一同三百拾七兩貳步拾壹匁五分

同五月四百八拾八口

一同三百貳拾九兩拾壹匁六分

同六月五百六拾壹口

一同四百三拾兩拾匁

同七月八百五拾口

一同七百拾八兩貳步三匁八分

同八月千九拾五口

一同六百五拾兩六匁五分

同九月千七百六拾口

一同八百三拾五兩壹匁八分

同十月千貳拾口

一同八百三拾五兩壹匁八分

同十一月千百拾八口

一同貳千六百五拾貳兩三匁八分

同十二月貳千三百七拾口

ノ金七千四百三拾八兩貳步五匁五分

口数ノ万貳千七拾貳口

指引残り

ノ金四百六拾八兩壹步拾匁四分

此誤

一金四百六拾六兩壹步拾三匁壹分

又同貳兩七匁五分

ノ金四百六拾八兩貳步卜五匁六分

引ノ拾匁貳分

引ノ拾匁貳分

利足
流売とく

行違

石ノ卷
日野屋源左衛門
江州日野
御本家様

【翻刻9】石巻店作成

享和三年癸亥正月吉日 戌質店卸目録

江州日野	石巻支配人
御本家様	市兵衛
戌質店卸目録	
癸享和三年	
亥正月吉日	

金指引之部

(a)

- 一金七千六百九拾兩壹歩卜拾四匁七分九厘 仙台中井氏指引かり
- 一同拾九兩貳歩六匁壹分 市兵衛元り預り
- 一同五兩七匁 傳兵衛元り預り
- 一同五兩壹歩壹匁四分 仁兵衛元り預り
- 一同百五拾兩 野村屋吉藏殿よりかり
- 金七千八百七拾兩壹歩拾四匁貳分九厘
- 右へ
- 一金七千四百三拾八兩貳歩五匁六分 有質

- 一同百五拾四兩壹歩四匁五分 出入尻
- 一同貳拾六兩壹歩 古藏買金有物
- 一同百五拾三兩三歩五匁壹分六厘 申酉損金

金七千七百七拾三兩貳分六厘

指引

金九拾七兩壹歩拾四匁三厘 不足

右へ

- 一金百壹兩三歩拾四匁七分 損徳指引そん
- 引金四兩貳歩六分七厘 行違過上

徳用之部

(b)

- 一金四百六拾六兩壹歩拾三匁壹分 利足
- 一同貳兩七匁五分 流とく

金四百六拾八兩貳歩五匁六分

損之部

- 一金四百三拾貳兩壹歩八分貳厘 元方へ日合拂
- 一同壹兩貳歩七匁五分七厘 三人預り金利足拂
- 一同七兩貳歩七匁四分 紙墨筆
- 一同貳兩四匁八分 麻木れ
- 一同三拾五兩壹歩七匁四分 飯米
- 一同三兩四匁七分 味噌塩
- 一同三歩二匁四分 醬油
- 一同貳兩三匁八分 薪木
- 一同壹兩七匁五分 片炭
- 一同貳兩壹歩拾壹匁 油蠟燭
- 一同拾八兩貳歩拾四匁壹分 諸造用
- 一同五兩貳歩貳匁 盆進物
- 一同壹兩七匁五分 たば粉
- 一同壹兩三歩拾四匁 酒代
- 一同三兩壹歩六匁三分 諸道具
- 一同壹兩壹歩九匁八分 材木代
- 一同貳兩三歩拾壹匁五分 肴代
- 一同五兩三歩拾三匁 大工作料
- 一同拾壹兩壹歩 宿賃
- 一同拾兩 市兵衛支配料
- 一同五兩 傳兵衛給金

一 同五兩
 一 同三兩三步六匁九分
 一 同老兩三步四匁五分
 一 同老兩老步九分
 一 同三兩
 一 金五百七拾兩貳步五匁三分
 指引
 一 金百老兩三步拾四匁七分
 質貸之部
 一 金三千七百九拾九兩三步貳匁五分
 一 同四百拾八兩三步拾貳匁五分
 一 同四百七兩三步拾壹匁五分
 一 同四百五拾三兩老步三匁貳分
 仁兵衛給金
 卯藏遣
 松藏遣
 吉藏遣
 寅八給金
 損
 六千三百八拾八口
 酉年殘質
 戌正月八百五拾三口
 同二月九百四拾口
 同三月千九拾九口

一 同四百貳拾八兩三步貳匁三分
 一 同七百三拾七兩八分
 一 同九百拾七兩老步九匁老分
 一 同七百九拾三兩老步四匁四分
 一 同八百四兩老步八匁七分
 一 同千六拾五兩三匁八分
 一 同九百六拾五兩貳步拾匁五分
 一 同千拾老兩貳步七匁
 一 同貳千七百八拾九兩貳步貳匁三分
 一 金老萬四千五百九拾貳兩三步三匁五分
 同四月九百七拾九口
 同五月千四百八拾五口
 同六月千八百五拾九口
 同七月貳千九拾老口
 同八月貳千八百八拾三口
 同九月貳千六百廿四口
 同十月千七百六拾六口
 同十一月千六百廿老口
 同十二月貳千六百八拾三口
 口數
 右之内

受質之部
 一 金四百六拾兩老步拾四匁六分
 一 同四百拾五兩九匁老分
 一 同六百貳拾六兩貳步六匁
 一 同五百拾三兩六匁
 一 同七百九拾八兩貳步老匁三分
 一 同六百八拾七兩貳步七匁六分
 一 同三百四拾兩三步八匁老分
 一 同四百四拾七兩貳步六匁三分
 同三月千四拾七口
 同四月九百拾七口
 同五月千四百九拾三口
 同六月千五百三拾口
 同七月九百廿六口

同八月千貳百拾三口
 り金 貳拾六兩貳步拾叵三分
 一同六百四拾兩三步三叵九分
 同九月千五百八拾壹口
 り金 三拾九兩拾貳叵壹分
 一同五百貳拾三兩拾叵九分
 同十月千八拾六口
 り金 貳拾九兩六叵五分
 一同五百六兩拾貳叵八分
 同十一月千百七拾三口
 り金 貳拾九兩貳步七叵五分
 一同千八百四兩拾三叵七分
 同十二月貳千貳百拾八口
 り金 七拾五兩貳步壹叵八分
 り金七千四百四拾四兩壹步拾叵三分
 口数 り万四千五百六拾六口
 一同九兩貳步七叵五分 貳拾六口流質 り高
 り金七千五百五拾四兩貳叵八分
 口数 り万四千五百九拾貳口
 利 り金四百六拾六兩壹步拾三叵壹分

一同貳兩七叵五分 流とく
 利 り金四百六拾八兩貳步五叵六分
 元利
 り金七千六百貳拾貳兩貳步八叵四分
 指引
 金六千九百七拾兩拾叵壹分
 改有質之部 (e)
 一金五兩三步四叵 西正月貳拾口
 一同拾三兩壹步拾三叵五分 同二月二拾四口
 一同貳拾三兩壹步拾壹叵六分 同三月六拾四口
 一同六兩拾三叵壹分 同四月五拾六口
 一同四拾四兩拾叵六分 同五月九拾六口
 一同五拾六兩八叵壹分 同六月百八口
 一同六拾五兩壹步九叵八分 同七月百七拾貳口
 一同八拾壹兩八叵六分 同八月貳百四口
 一同七拾九兩貳步拾壹叵六分 同九月貳百廿九口

一同六拾貳兩三叵五分 同十月貳百拾貳口
 一同九拾八兩三步四叵三分 同十一月百七拾九口
 一同貳百貳兩壹步拾貳叵
 同十二月三百四口
 一同百拾五兩八叵 戌正月百八拾八口
 一同百八兩三步拾三叵五分 同二月百九拾壹口
 一同百六拾八兩貳步六分 同三月貳百七拾九口
 一同百六拾三兩壹步八叵四分 同四月貳百八拾四口
 一同貳百兩三步拾叵五分 同五月四百八拾八口
 一同三百拾七兩貳步拾壹叵五分 同六月五百六拾壹口
 一同三百貳拾九兩拾壹叵六分 同七月八百五拾口
 一同四百三拾兩拾叵 同八月千九拾五口
 一同七百拾八兩貳步三叵八分 同九月千七百五拾口
 一同六百五拾兩六叵壹分 同十月千百貳拾口

一同八百三拾五兩壹匁八分

同十一月千拾八口

一同式千六百五拾貳兩三匁八分

同十二月式千三百七拾口

〆金七千四百三拾八兩貳步五匁六分

口数〆万式千七拾貳口

指引残り

〆金四百六拾八兩壹步拾匁五分

此訳

一金四百六拾六兩壹步拾三匁壹分 利足

又同式兩七匁五分 流売とく

〆金四百六拾八兩貳步ト五匁六分

引〆拾匁貳分

行違



金指引之部

(a)

一金七千六百九拾兩壹步ト拾四匁七分九厘

仙台中井氏指引かり

一同拾九兩貳步六匁壹分 市兵衛元り預り

一同五兩七匁 傳兵衛元り預り

一同五兩壹步壹匁四分 仁兵衛元り預り

一同百五拾兩 野村屋吉蔵殿よりかり

〆金七千八百七拾兩壹步拾四匁貳分九厘

右へ

一金七千四百三拾八兩貳步五匁六分 有質

一同百五拾四兩壹步四匁五分 出入尻

一同式拾六兩壹步 古蔵買金有物

一同百五拾三兩三歩五匁壹分六厘 申酉損金

〆金七千七百七拾三兩貳分六厘

指引

〆金九拾七兩壹步拾四匁三厘 不足

右へ

一金百壹兩三歩拾四匁七分 損徳指引そん

行違過上

徳用之部

(b)

一金四百六拾六兩壹步拾三匁壹分 利足

一同式兩七匁五分 流とく

〆金四百六拾八兩貳步五匁六分

損之部

一金四百三拾貳兩壹步八分貳厘

元方へ日合拂

一同壹兩貳步七匁五分七厘

三人預り金利足拂

一同七兩貳步七匁四分

紙墨筆

一同式兩四匁八分

麻木れ

一同三拾五兩壹步七匁四分

飯米

一同三兩四匁七分

味噌塩

一同三歩二匁四分

醬油

一同式兩三匁八分

薪木

一同老兩七匁五分 片炭
 一同貳兩老步拾壹匁 油蠟燭
 一同拾八兩貳步拾匁老分 諸造用
 一同五兩貳步貳匁 盆進物
 一同老兩七匁五分 たば粉
 一同老兩三歩拾匁四分 酒代
 一同三兩老步六匁三分 諸道具
 一同老兩老步九匁八分 材木代
 一同貳兩三歩拾匁五分 肴代
 一同五兩三歩拾三匁 大工作料
 一同拾老兩老步 宿賃
 一同拾兩 市兵衛支配料
 一同五兩 傳兵衛給金
 一同五兩 仁兵衛給金
 一同三兩三歩六匁九分 卯藏遣
 一同老兩三歩四匁五分 松藏遣
 一同老兩老步九分 吉藏遣
 一同三兩 寅八給金
 指引 損
 金五百七拾兩貳步五匁三分
 金百老兩三歩拾四匁七分 そん

質貸之部

一金三千七百九拾九兩三歩貳匁五分 六千三百八拾八口
 酉年殘質高
 一同四百拾八兩三歩拾貳匁五分
 一同四百七兩三歩拾壹匁五分 戊正月八百五拾三口
 一同二月九百四拾口
 一同四百五拾三兩老步三匁三分
 一同三月千九拾九口
 一同四百貳拾八兩三歩貳匁三分
 一同四月九百七拾九口
 一同七百三拾七兩八分
 一同五月千四百八拾五口
 一同九百拾七兩老步九匁老分
 一同六月千八百五拾九口
 一同七百九拾三兩老步四匁四分
 一同七月貳千百九拾老口
 一同八百四兩老步八匁七分
 同八月貳千八百八拾三口

(c)

一同千六拾五兩三匁八分 同九月貳千六百廿四口
 一同九百六拾五兩貳步拾匁五分 同十月千七百六拾六口
 一同千拾老兩貳步七匁 同十一月千六百廿老口
 一同貳千七百八拾九兩貳步貳匁三分 同十二月貳千六百八拾三口
 金老萬四千五百九拾貳兩三歩三匁五分 口数
 口数 貳万六千六百七拾老口
 右之内
 受質之部
 一金四百六拾兩老步拾四匁六分 戊正月六百三拾七口
 り金 貳拾六兩老步三匁
 一同四百拾五兩九匁老分 同二月七百四拾五口
 り金 貳拾貳兩老步六匁五分
 一同六百貳拾六兩貳步六匁 同三月千四拾七口

(d)

り金 三拾六兩壹歩三匁六分
 一同五百拾三兩六匁 同四月九百拾七口
 り金 三拾兩拾匁九分
 一同七百九拾八兩貳歩壹匁三分
 同五月千四百九拾三口
 り金 七拾兩八匁五分
 一同六百八拾七兩貳歩七匁六分
 同六月千五百三拾口
 り金 五拾七兩貳歩壹匁
 一同三百四拾兩三歩八匁壹分
 同七月九百廿六口
 り金 貳拾三兩貳歩壹匁四分
 一同四百四拾七兩貳歩六匁三分
 同八月千貳百拾三口
 り金 貳拾六兩貳歩拾匁三分
 一同六百四拾兩三歩三匁九分
 同九月千五百八拾壹口
 り金 三拾九兩拾貳匁九分
 一同五百貳拾三兩拾匁九分
 同十月千八拾六口
 り金 貳拾九兩六匁五分
 一同五百六兩拾貳匁八分
 同十一月千七百七拾三口

り金 貳拾九兩貳歩七匁五分
 一同千八百八拾四兩拾三匁七分
 同十二月貳千貳百拾八口
 り金 七拾五兩貳歩壹匁八分
 ゝ金 七千四百四拾四兩壹歩拾匁三分
 口数 ゝ万四千五百六拾六口
 一同九兩貳歩七匁五分 貳拾六口流質 ゝ高
 ゝ金 七千五百五拾四兩貳匁八分
 口数 ゝ万四千五百九拾貳口
 利 ゝ金 四百六拾六兩壹歩拾三匁壹分
 一同貳兩七匁五分 流とく
 利 ゝ金 四百六拾八兩貳歩五匁六分
 元利
 ゝ金 七千六百貳拾貳兩貳歩八匁四分
 指引
 金 六千九百七拾兩拾匁壹分
 改有質之部 (e)

一金 五兩三歩四匁 西正月貳拾口
 一同拾三兩壹歩拾三匁五分 同二月二拾四口
 一同貳拾三兩壹歩拾壹匁六分 同三月六拾四口
 一同拾六兩拾三匁壹分 同四月五拾六口
 一同四拾四兩拾匁六分 同五月九拾六口
 一同五拾六兩八匁壹分 同六月百八口
 一同六拾五兩壹歩九匁八分 同七月百七拾貳口
 一同八拾壹兩八匁六分 同八月貳百四口
 一同七拾九兩貳歩拾壹匁六分 同九月貳百廿九口
 一同六拾貳兩三匁五分 同十月貳百拾貳口
 一同九拾八兩三歩四匁三分 同十一月百七拾九口
 一同貳百貳兩壹歩拾貳匁 同十二月三百四口
 一同百拾五兩八匁 戊正月百八拾八口
 一同百八兩三歩拾三匁五分 同二月百九拾壹口
 一同百六拾八兩貳歩六分 同三月貳百七拾九口

- 一 同百六拾三兩壹歩八匁四分
- 同四月貳百八拾四口
- 一 同貳百兩三歩拾匁五分
- 同五月四百八拾八口
- 一 同三百拾七兩貳歩拾壹匁五分
- 同六月五百六拾壹口
- 一 同三百貳拾九兩拾壹匁六分
- 同七月八百五拾口
- 一 同四百三拾兩拾匁
- 同八月千九拾五口
- 一 同七百拾八兩貳歩三匁八分
- 同九月千七百五拾口
- 一 同六百五拾兩六匁壹分
- 同十月千百貳拾口
- 一 同八百三拾五兩壹匁八分
- 同十一月千拾八口
- 一 同貳千六百五拾貳兩三匁八分
- 同十二月貳千三百七拾口
- 〆金七千四百三拾八兩貳歩五匁六分
- 口数 〆万貳千七拾貳口
- 指引残り
- 〆金四百六拾八兩壹歩拾匁五分

此訳

- 一金四百六拾六兩壹歩拾三匁壹分 利足
- 又同貳兩七匁五分 流売とく
- 〆金四百六拾八兩貳歩ト五匁六分
- 引 〆拾匁貳分 行違

【翻刻10】

寛政三辛亥年 亥ノ正月改 戌店卸目録

寛政三辛亥年 近江屋源左衛門
 与兵衛
 戌店卸目録
 亥ノ正月改
 中井源左衛門様

- 一金四千兩也 中井 望性金
- 一金七百七十貳兩貳歩七匁三分八り 近正
- 一金廿貳兩三歩七匁八分三り しち方預
- 一金貳百八十八兩也 中井望性の利

- 一金廿八兩貳歩十一匁九分貳り
- なかれしちうり過預
- 一金五兩三歩八匁六分三り 八木屋かり
- 一金四十九兩三歩十匁六分九り 店積金
- 一金五十七兩三歩十四匁八分六り
- 江戸海上預
- 一金貳兩貳歩十一匁六分五り
- 下男惣八給金預
- 〆金五千貳百廿八兩貳歩十貳匁九分壹り
- 内
- 一金六十七兩貳歩三分三り 日野屋へかし
- 一金廿壹兩三歩十四匁三分九り 江口屋へかし
- 一金三百兩也 近正 品道中有
- 一金四百兩也 (空白ママ)
- 一金四百七兩 江戸為登
- 一金百八十兩也 上納金
- 一金百九十八兩貳匁七分七り
- 菊印日野屋前かし
- 一金六十一兩貳歩三匁七分貳り
- 残り古手有物

一金六百三十式兩老步十一匁六分八リ
 繰綿百廿本半又十八本海上有
 一金十九兩四匁四分九リ 小かしゞ高
 一金廿兩式匁式分六リ 石蔵老つ
 一金八十一兩三步十一匁五分九リ 買置物
 一金式百四十七兩三步三匁 米千五百俵
 一金式百十三兩老步五分五リ
 米千四百四十一俵半
 一金十八兩三步六匁老リ
 繰ワタ三本破舟損金拂有
 一金千七百三十六兩式步老匁九分式リ
 しち方かし
 一金百三十七兩老步 有金戌ノ大晦日帳尻
 一金百九十四兩三步式匁老分七リ
 有錢戌ノ大晦日帳尻
 千百四ゞ四百五十八文
 ゝ金四千九百三十八兩ト四匁八分八リ
 引ゞ金式百九十兩式步八匁三リ
 家内入用之部
 一金九兩式步老匁五分六リ 諸入用

一金三兩三步七匁五分 水油ろうそく
 一金式步式匁老分式厘 小遣
 一金十三兩式步四分六リ 飯米
 一金式兩六匁七分九リ 味噌塩醬油
 一金三兩三步三匁三分四リ 炭薪
 一金八兩六匁七分七リ 酒代
 (中略)
 一金八兩老步九匁五分式リ
 妙見社御祈進
 至川原御普請有物
 一金十兩三步十三匁三分 (中略) 小普請
 一金四兩三步八匁三分七リ 旅行
 一金七兩式匁老分四リ 筆墨
 ゝ金百九兩三步十三匁四分三リ
 与兵衛
 齋兵衛
 十兵衛
 八蔵
 寅蔵
 專吉
 安吉
 一金四兩老步式朱七匁九分
 一金九兩三步式朱六匁三リ
 一金四兩三步九匁三分六リ
 一金八兩式步拾匁五分四リ
 一金六兩老匁四分七リ
 一金式兩十四匁六分四リ
 一金老兩式步六匁

一金式兩式步九匁九分四リ 吉蔵
 一金式兩式步 下男 惣八
 ゝ金四十三兩五匁八分八リ
 二口ゞ金百五十三兩四匁三分老リ
 質貸之部
 一金四十三兩老步 正月 七百三十三
 九百十五ゞ九百五十六文
 一金百十一兩式步 貳月 九百十九
 千十九ゞ六百十文
 一金式兩三步式朱 三月 千四百六十一
 千七百四十一ゞ四百十文
 一金五十五兩式步 四月 千式百六十式
 千式百八十一ゞ八百文
 一金式十四兩式朱 五月 千九百五
 千八百五ゞ六百七十文
 (中略)
 惣ゞ金五百三十七兩式朱 万五千三百廿四
 万四千式百五ゞ五百七十六文
 此金 式千五百五兩老步八匁四分
 合テ
 金三千四十式兩老步式朱八匁四分

一金三百九十六兩貳步五匁四分四り
 五千四百六十口 酉ノ年引受
 七千八百九十九匁五百五十文
 此金千三百三兩貳步三匁壹分九り
 二口 金千七百兩ト八匁八分
 二口
 金四千七百四十貳兩貳步貳朱貳匁貳分
 貳万七百八十四口
 請質之部
 一金十三兩壹步貳朱 正月 五百五十九
 七百三十五匁五百廿七文
 り九十九匁九百三十文
 一金百廿兩壹步貳朱 貳月 五百九十一
 六百七十三匁九百三十文
 り金貳兩貳步百壹匁六百十三文
 一金十五兩壹步貳朱 三月 千貳百三十八
 り百六十壹匁貳百八十七文
 一金百三十三兩貳步 四月 千九十八
 千四百九十五匁五十文
 り金五兩三歩百七十貳匁五百貳十文
 一金三十九兩貳朱 五月 千六百四十七

千七百四十匁二百十文
 り金貳兩壹步貳朱貳百三十五匁
 四百廿貳文
 (中略)
 惣 金五百五十五兩三歩貳朱
 万三千七百六十五匁貳百七十貳文
 万三千四百八十四
 此金貳千四百廿七兩貳步十四匁貳分五り
 利 金十六兩貳步
 千七百四十四匁三百廿九文
 此金三百七兩貳步八匁五分
 元利
 金三千三百六兩三歩貳分五り
 一金四兩貳步七百七十匁八十貳文
 七百十九口 なかれしち
 此金百三十五兩三歩四匁壹り
 一九十八匁六百九十文 右うり出し
 此金十七兩壹歩八匁四分九り
 二口 金百五十七兩貳步十匁五分
 受流

金三千四百六十四兩壹歩
 十匁七分五り
 万四千貳百三
 指引而
 金千貳百七十八兩貳朱四匁四分五り
 六千五百八十一口
 内
 一四匁文 辰年分壹口
 り貳百八十八文 巳年分五口
 一百貳十壹匁文 午年分三口
 り八匁七百十貳文
 一六匁文 未之年分五口
 り四百七十五文
 一五十七匁五百文
 り四匁百四十文
 一金七十九兩三歩貳百四十九匁三百文 申年分廿貳口
 り金五兩貳步十四匁五分廿匁百十文
 一金九十一兩貳步貳朱三百廿七匁九百文 酉年分三十九口
 り金六兩貳步五匁八分貳り
 廿三匁六百九文

一廿式ノ貳百六十文 戌之正六口
り壹ノ六百廿七文

一金三兩百八十七ノ貳百文 二月百貳十口
り十一匁九分九ノ七百貳十八文

一金壹兩壹歩貳朱四百十五ノ五百五十文
三月 三百六十八

り四匁九分五り廿四ノ九百三十三文
一金六兩三歩貳朱五百三十ノ八百文

四月分四百貳十九
り金壹歩七匁貳分八り
廿八ノ六百六十三文

一金五兩三歩六百三十四ノ百七十文
五月分 五百四十五

り金壹歩壹匁五分六り三十ノ四百四十文
(中略)

惣ノ金三百六十式兩
七千四百三十九ノ八百十六文

六千五百七十四
此金千三百十式兩八匁貳分

口数勘定帳引合七口不足

利ノ金十六兩三歩六匁五分貳り
貳百六十一ノ七百七十九文

此金四十六兩拾匁分五り
元利ノ金千七百三十七兩ト九匁八分七り

指引
ノ金四百五十八兩三歩貳朱五匁四分貳り

内
一金三百廿四兩八匁五分 受しち利

一金十七兩壹歩八匁四分九り 流しち徳

一金六十式兩貳歩五匁七分貳り 残りしち徳

三口
ノ金四百四兩七匁七分壹り

又金五十四兩三歩五匁貳分壹り 代有物行違徳

惣ノ金四百五十八兩三歩貳朱五匁四分貳り
古手仕入之部

一十三ノ三百八十一匁七分貳り 近与殿四十式箇

一十四ノ八百七十七匁分七り 近正殿四十四箇

一八ノ五百廿三匁分七り 丸清殿廿壹箇
ノ三十六ノ七百廿貳匁分六り

五五四八
此金六百六十一兩三歩八匁分七り

一金貳百九十一兩貳朱七匁五り 松次殿九十六箇

一金百四十一兩壹歩十式匁六分三り 江口殿四十五箇

一金貳百六十五兩壹歩貳式匁分 松小殿九十三箇

一金貳百九十四兩六匁四分六り いせ次殿百箇

ノ金九百九十式兩五匁六分九り

二口ノ金千六百五十三兩三歩 十三匁九分六り

一金六十一兩貳歩六匁四分 右諸掛物

ノ金千七百十五兩貳歩五匁三分六り
古手勘定之部

一金千七百十五兩貳歩五匁三分六り 仕入高

一金千五兩貳步十四匁貳分

酉ノ残り古手引受

入金貳千七百廿壹兩壹步四匁八分六厘

内

入金十一兩貳步九匁五分五厘 近与殿五束

入金三十六兩七匁八分九厘 江口殿十一箇

入金貳兩貳步貳匁四分五厘 いせ次殿壹箇

入金八兩貳步八匁八分九厘 松小殿壹箇半

入金四十九兩三步九匁壹分七厘

入金六十一兩貳步三匁七分貳厘

引入金貳千六百五十九兩三步壹匁壹分四厘

此賣

一金貳千四百七十六兩貳匁九分壹厘 賣立

差引而

金百八十三兩貳步十三匁貳分三厘 損

繰綿仕入之部

繰綿仕入之部

繰綿仕入之部

繰綿仕入之部

繰綿仕入之部

八木屋殿十五本

入金

入金九百四十四匁分八厘 塚庄殿六本

入金九百六十六匁貳分四厘 葉七殿九本

(中略)

入金三十三匁五十六匁六分四厘 百廿六本

入金五百九十五兩三步壹匁三厘

入金四百十兩三步十三匁貳分貳厘

山二(屋号)殿(屋号)印引受綿八十一本

三口

入金千七十五兩三步五匁六厘 貳百廿貳本

入金四十九兩三步貳朱五匁貳厘 諸掛り

惣入金千百廿五兩壹步貳匁五分八厘

繰綿勘定之部

繰綿勘定之部

繰綿勘定之部

入金千百廿五兩壹步貳匁五分八厘

入金七百五十三兩壹步十匁七厘

酉ノ残綿 百十八本半

入金千八百七十八兩貳步十四匁六分五厘

三百四十本半

内

入金三百五十七匁四分七厘

海上有十八本

入金廿九匁百七十一匁 着有物百廿本半

入金三十三匁五百廿八匁四分七厘

入金六百四兩壹步四匁三分八厘

入金廿八兩ト七匁 百廿本半掛り物見詰

二口入金六百三十匁兩壹步十一匁六分八厘

引入金千貳百四十六兩壹步貳匁九分七厘

内

入金十九兩ト貳分六厘

大入三本なん舟捨り引

残而

入金千貳百廿七兩壹步貳匁七分壹厘

此賣

入金千百四十四兩三步貳朱四匁九分五厘

指引而

指引而

指引而

指引而

指引而

損

利足拂之部

一金貳百八十八兩也 日野中井望性金利足
 一金六十兩一步三匁分貳り 日野新へ
 一金六十三兩壹匁分壹り 近正へ
 一金貳兩十匁七分三り 江戸海上へ
 一金三兩壹歩六匁貳分 積金へ
 一金廿六兩貳歩七匁八分五り
 (仙台店) 印わた代り足拂
 〆金四百九十三兩壹歩貳朱六匁三分三り
 利足取之部
 一金壹歩十貳匁四分五り (仙台店) 印よ
 り
 一金三十兩十一匁八分 同
 一金八兩貳歩七匁五分九り 近正より
 一金壹歩十一匁九分三り 小り足
 一金十貳兩なり 殿色より
 一金六十七兩三歩三匁 同
 一金十八兩也 同
 〆金百三十七兩貳歩壹匁七分七り
 引〆金三百五十五兩三歩貳朱四匁五分六り

損之部

一金三百五十五兩三歩貳朱四匁五分六り 日合損
 一金百五十貳兩ト五分壹り 家内入用
 一十匁三分九り せん不足
 一金三兩壹歩七匁八分壹り 買置物うりそん
 一金貳兩五匁 反ものうり損
 〆金五兩壹歩十貳匁分五り 金たちん状ちん共
 一金百八十三兩貳歩十三匁分三り 古手うり損
 一金八十貳兩壹歩五匁分六り 綿うり損
 一金十九兩貳分六り くりわたなん舟損
 〆金八百四兩貳匁五分七り
 徳之部
 一金四百五十八兩三歩貳朱五匁四分貳り 質方
 損徳差引
 一金三百四十五兩四匁六分五り 損也

内金四十七兩壹歩九分五り

酉ノ年徳用に相出し間違

さし引而

〆金貳百九十七兩三歩三匁七分 不足

前後引

〆金七兩ト十六匁七り 行違



【翻刻11】

享和二年 戊正月吉日 酉年分店卸目録帳

享和元年酉年店卸

戊正月改

一金百五拾九兩貳歩ト壹厘

店積金

一金拾壹兩壹歩ト拾四匁四厘

右利足

〆金百七拾兩三歩ト拾四匁五厘

一金貳千五百兩也

望性金

一金百八拾兩也

右利足

一金壹兩三歩ト三匁三分九厘

預金

一金八兩ト拾四匁九分六厘

彌兵衛預金

一金貳歩ト拾貳匁四分七厘

右利足

〆金八兩三歩ト拾貳匁四分三厘

六式かへ

〆金貳千八百六拾壹兩貳歩ト

拾四匁八分七厘

内

一金貳百七拾三兩ト七匁貳分四厘

(仙台店屋号) 印貸

一金拾九兩貳歩ト六匁四分八厘

買置物

一金三兩也

帳紙買置也

一金貳兩壹歩ト六匁三分八厘

飯米拾六俵買置

一銀三拾匁貳分

目藥百五拾具買置

一金貳千三百拾九兩壹歩仁朱ト

拾匁六分四厘

有質〆高

一金百九拾五兩ト千四百八拾七〆八百文

帳尻金銭

此金貳百三拾九兩三歩ト拾三匁六厘

〆金四百三拾四兩三歩ト拾三匁六厘

惣 六式かへ

〆金三千五拾三兩ト六匁五分

差引

引

〆金百九拾壹兩壹歩ト六匁六分三厘

内 金拾九兩ト八匁壹分六厘 店積金引

引

〆金百七拾貳兩ト拾三匁四分七厘

酉ノ年徳用

徳用之部

質方徳用

一金五百三拾貳兩貳歩ト三匁五分九厘

一金貳拾九兩貳歩ト八分

(仙台店屋号) 印より利足取

一金壹歩ト四匁九分五厘

目藥徳用

六式かえ

〆金五百六拾貳兩壹歩仁朱ト壹匁八分四厘

損之部

一金百八拾兩也

酉ノ年分 望性金利足拂

一金拾壹兩壹歩ト拾四匁四厘

店積金利足

一金貳歩ト拾貳匁四分七厘

彌兵衛利足

一金壹歩ト拾三匁五分貳厘

錢不足

一金三拾八兩壹歩ト四匁五分三厘

(仙台店屋号) 印へ利足拂

六式かへ

〆金三百六拾八兩貳歩ト壹匁七分

家内入用

差引

〆金百九拾三兩三歩ト七匁六分四厘

前後差引

不足

〆金貳兩貳歩ト壹匁壹厘

家内入用之部

一金拾三兩老歩ト五匁なり 諸入用
 一金老兩ト六匁五分六厘 小遣也
 一金拾六兩老歩ト八匁式分七厘 飯米七拾五俵六升
 一金貳兩貳歩ト貳匁式分八厘 味噌醬油
 一金三兩老歩ト三匁五分四厘 炭薪
 一金五兩ト五匁九分五厘 酒の代
 一金七兩ト四匁四分三厘 魚の代
 一金貳兩貳歩ト拾老匁五分貳厘 八百や
 一金六兩三歩ト拾老匁式分貳厘 町入用
 一金貳兩ト拾貳匁三分五厘 小普請
 一金拾七兩ト七匁四分八厘 進物代
 一金三兩貳歩ト四匁老分五厘 旅行
 一金七兩貳歩ト老匁七厘 紙筆
 一金老兩ト拾四匁式分八厘 日用拂
 六式かえ
 〆金九拾九兩ト八匁老分也
 一金五兩貳歩ト七匁六分 十兵衛
 一金五兩也 弥兵衛給金
 一金九兩ト九匁四分六厘 權兵衛
 一金五兩ト六匁九厘 次兵衛

一金九兩貳歩ト拾貳匁七分四厘 久七
 一金老兩貳歩ト九匁八分三厘 清藏
 一金貳兩ト拾匁三分貳厘 下男 七郎次 平助 二人
 〆金三拾八兩老歩ト九匁四厘
 貳口 六式かへ
 〆金百三拾七兩貳歩ト貳匁老分四厘
 質貸之部
 西正月分 千百三拾四口
 一金拾六兩三歩ト千百五拾六〆五百文
 同二月分 千七百五十四口
 一金貳拾八兩貳歩仁朱ト
 千六百六拾五〆百文
 同三月分 貳千百口
 一金廿五兩老歩仁朱ト
 貳千百拾六〆八百五拾文
 同四月分 貳千三百貳拾口
 一金七拾三兩老歩仁朱ト
 貳千貳百九拾八兩九百五拾文
 同五月分 三千三百四拾三口

一金四拾九兩貳歩仁朱ト
 三千五百五拾七〆九百文
 同六月分 貳千六百八十八口
 一金二拾七兩老歩仁朱ト
 貳千四百九拾五〆五拾文
 同七月分 貳千五拾口
 一金五拾八兩仁朱ト千七百四拾五〆七百文
 同八月分 貳千五拾五口
 一金四拾七兩貳歩仁朱ト
 千九百拾五〆三百文
 同九月分 貳千五百拾六口
 一金七拾三兩仁朱ト
 貳千五百四拾八〆七百文
 同十月分 千七百九拾七口
 一金四拾兩三歩ト
 千七百五拾五〆四百五拾文
 同十一月分 千三百七拾八口
 一金五拾老兩仁朱ト千三百三拾九〆五拾文
 同十二月分 千六百廿八口
 一金八拾貳兩老歩仁朱ト千七百五拾〆文
 〆金五百七拾四兩老歩ト 貳万四千七百六拾三口

式万四千三百四拾五ノ百五拾文
 此金 三千九百式拾六兩式歩ト
 八匁式分式厘
 金に六式かへ
 ノ金四千五百兩三步ト八匁式分式厘
 酉正改引受 万千三百八拾四口
 一金三百拾九兩三步仁朱ト
 万式千九百八拾八ノ七百文
 此金 千九百六拾七兩式歩ト
 壹匁九分三厘
 六式かへ
 ノ金式千貳百八拾七兩壹歩仁朱ト
 壹匁九分三厘
 惣 三万六千四百七拾七口
 金に六式かへ
 ノ金六千七百八拾八兩仁朱ト拾匁壹分五厘
 受質之部
 西正月分 九百七拾式口
 一金拾八兩壹歩ト千三拾ノ九百五拾文
 り百四拾ノ百五拾九文

同二月分 千貳百七拾六口
 一金式拾七兩三步ト千貳百九拾ノ百九拾文
 り百八拾九ノ七百八拾六文
 同三月分 千六百三拾壹口
 一金式拾六兩仁朱ト千五百六拾四ノ四百文
 り貳百九ノ百拾七文
 同四月分 千八百八十五口
 一金五拾壹兩壹歩仁朱ト
 千八百四拾九ノ四百文
 り貳百六拾九ノ拾三文
 同五月分 三千百六拾口
 一金五拾八兩三步ト三千百四拾式ノ六百文
 り四百七拾ノ四百九文
 同六月分 千八百式拾九口
 一金式拾八兩壹歩ト
 千六百式拾ノ八百五拾文
 り貳百式拾三ノ三百式拾三文
 同七月分 千四百九拾式口
 一金三拾五兩ト千貳百五拾ノ七百五拾文
 り百五拾九ノ百六拾六文
 同八月分 貳千三拾六口
 一金四拾兩ト千八百四拾七ノ三百五拾文
 り貳百拾三ノ六百七拾四文

同九月分 貳千九百拾口
 一金五拾五兩仁朱ト
 貳千六百七拾六ノ八百五拾文
 り三百拾八ノ貳百八拾文
 同十月分 貳千六百三十九口
 一金五拾三兩式歩仁朱ト
 貳千六百三拾九ノ四百文
 り三百三拾ノ百七拾五文
 同十一月分 千七百三拾五口
 一金式拾五兩ト千七百五拾ノ三百文
 り貳百四拾五ノ五百三拾九文
 同十二月分 貳千三百六拾六口
 一金六拾三兩壹歩仁朱ト
 貳千五百四拾六ノ三百文
 り三百三拾六ノ三百八拾八文
 ノ 貳万三千九百三拾壹口
 一金四百八拾貳兩式歩仁朱ト
 貳万三千四百拾七ノ三百文
 此金三千七百七拾六兩三步ト拾四匁三厘
 金に六式かへ
 ノ金四千貳百五拾九兩壹歩仁朱ト
 拾四匁三厘

利

〆三千九拾九〆九百五拾九文

金に六式かへ

〆金四百九拾九兩三步卜拾四匁六分

元

千式百八拾八口

一金式拾兩壹歩卜千百七拾式〆百五拾文

月流質〆高

此金百八拾九兩卜三匁三分九厘

金に六式かへ

〆金式百九兩壹歩卜三匁三分九厘

一式百〆八百三拾七文

右売出〆高

此金三拾式兩壹歩卜八匁五分八厘

請流元

式万五千式百拾九口

〆金四千四百六拾八兩三步卜

九匁九分式厘

利

惣 六式かへ

〆金五百三拾式兩壹歩卜八匁壹分八厘

元利

惣 六式かへ

〆金五千壹兩壹歩卜三匁壹分

差引

万九百式拾八口

〆金千七百八拾六兩三步仁朱卜七匁五厘

有質之部

一四〆文

辰ノ年 壹口

一金壹兩也

戌ノ年 壹口

一金四兩也

子ノ年 壹口

一金四兩式歩也

丑ノ年 壹口

一三〆五百五拾文

卯ノ年 三口

一五〆式百文

後辰ノ年 四口

一三〆六百文

巳ノ年 壹口

一金八兩卜八〆三百文

午ノ年 七口

未申年分

四百式拾七口

一金六拾五兩仁朱卜四百四〆四百五拾文

酉正月分

百四拾六口

一金三兩仁朱卜百八拾九〆四百文

同二月分

三百九拾三口

一金拾兩壹歩仁朱卜三百九拾八〆式百文
同三月分 五百八拾七口

一金拾兩仁朱卜六百七拾式〆九百文
同四月分 六百七拾五口

一金三拾七兩卜八百式拾壹〆三百文
同五月分 八百七口

一金拾兩卜千百拾壹〆五拾文
同六月分 七百四拾四口

一金拾五兩卜八百五拾六〆七百元
同七月分 六百九拾九口

一金廿八兩仁朱卜六百三拾九〆六百元
同八月分 千式百壹口

一金式拾五兩壹歩卜千三百九拾四〆五百文
同九月分 千七百拾壹口

一金四拾壹兩壹歩仁朱卜
千七百九拾九〆五百五拾文
同十月分 千七百七十七口

一金式拾七兩式歩卜千百八拾式〆三百文
同十一月分 九百四拾七口

一金式拾四兩壹歩仁朱卜
九百三拾七〆九百五拾文
同十二月分 千四百壹口

一金七拾六兩式歩卜

千五百貳拾貳ノ百五拾文

万九百三拾四口

ノ 金三百九拾壹兩壹歩仁朱卜

万九百五拾四ノ七百文

此金千九百貳拾八兩卜拾匁六分四厘

金に六式かへ

ノ 金貳千三百拾九兩壹歩仁朱卜

拾匁六分四厘

差引

ノ 金五百三拾貳兩貳歩卜三匁五分九厘

過上

前後差引

口數六口分

ノ 銀拾匁四分壹厘

行違之過上

近江屋源左衛門

十兵衛

(44) 西 正改

近江屋源左衛門
中井良祐様

【翻刻12】仙台質店作成

安政七庚申歳正月

安政六己未年店御目錄

安政七庚申歳正月
安政六
店御目錄
己未年 仙墓
御本家様 質店

金指引之部

(a)

一金七千五百五拾兩也 本店無利足借用

一同八百四拾九兩卜銀九匁壹厘

同所新借用

一同三千百七拾三兩三歩卜

銀五匁八分七厘

巳年方午年迄

店御徳用積金差引元利

一同貳千六百貳拾六兩貳歩卜

銀六匁七分九厘 御本家納預り元利

一金四拾五兩卜銀拾匁五分貳厘

御本家 奥方預り元利

一同三拾壹兩三歩卜銀三匁

別段積金元利

ノ 金壹万四千貳百七拾六兩貳歩卜

銀五匁壹分九厘

右引当之部

一金三千五百六拾八兩三歩也 改有質ノ

一同千四百九兩貳歩卜銀拾壹匁分貳厘

出入尻有

此譯

一金五百八拾六兩三歩卜

銀一匁七分三厘

取次中差引殘貸ノ高

一同八百貳拾貳兩三歩卜

銀九匁三分九厘 出入尻正有

一金九百六拾三兩壹歩ト銀拾匁八分
 前年帳貸^ノ高
 一同千五百八拾壹兩ト銀四匁五厘
 大福帳貸差引^ノ高
 一同五千三百六拾七兩壹歩ト
 銀拾三匁九分四り
 亥正改 手形下^{共貴}口損有物
 一同壹歩也 流品有物
 一同四百五兩ト銀壹匁
 御上為替不渡り有物
 一同百拾八兩貳歩ト銀拾四匁四分三り
 辰店卸損有物
 一同五百九拾五兩貳歩ト銀四匁八分九り
 地古手買入有物
^ノ金壹万四千拾兩ト銀貳分三り
 前後差引
^ノ金貳百六拾六兩貳歩ト銀四匁九分六り
 不足
 此譯

一金貳百六拾五兩貳歩ト
 銀五匁貳分壹り
 損毛
 一同三歩ト銀拾四匁七分五り
 金差引不足
 徳用之部 (b)
 一金七百五拾壹兩三歩ト銀九匁五分壹り
 利足取揚^ノ
 一同七拾兩貳歩ト銀拾貳匁壹分
 本店返り日合
 一同三兩三歩ト銀三匁九分七り
 別利足取揚^ノ
 一同四兩三歩ト銀六匁七分六り
 作龍殿貸金利足
 一同三拾六兩也
 平兵衛 五郎兵衛貸金利足
 一金九兩三歩ト銀四匁九り
 鈴又殿貸金利足
 一同貳兩壹歩ト銀拾壹匁四分四り
 流品売出し徳用
^ノ金八百七拾九兩貳歩ト銀三匁七厘
 此譯

損之部
 一金百五拾四兩貳歩ト銀拾匁壹分五り
 本店日合拂
 一同百五兩也 同所蔵敷雜用拂
 一同貳拾七兩ト銀六匁四分 諸入拂
 一銀四分八厘 日々勘定不足
 一金百七拾九兩貳歩ト銀九匁壹分壹り
 積金利足拂
 一金百四拾八兩貳歩ト銀拾匁五分七り
 御本家預り利足拂
 一同三兩壹歩ト銀五匁七分八り
 同所奥方同拂
 一同壹歩ト銀拾壹匁八分五り
 五郎兵衛同拂
 一同貳歩也 午店卸改質行違不足
 一同壹歩ト銀貳匁壹分六り
 同金差引不足
 一同五百貳拾三兩貳歩ト銀八匁七分八り
 手形切替 打銀拂
 此譯ケ

一金三百七拾貳兩也 本店納金打銀

一同百五拾壹兩貳步卜銀八匁七分八リ

正金百九拾壹兩^{申査い}□步壹匁分打銀

一同壹兩三歩卜銀三匁 別段積金利息拂

〆金千百四拾五兩卜銀八匁貳分八リ

損徳差引

〆金貳百六拾五兩貳步卜銀五匁貳分壹リ

損毛

貸質之部

(c)

一金五百八拾五兩壹步也

八百七口 未正月分

一同六百七拾壹兩三歩卜銀七匁五分

七百九拾五口 同二月分

一同六百五拾六兩貳步卜銀七匁五分

八百八拾九口 同 三月分

一同七百七拾五兩三歩也

千八拾壹口 同四月分

一同千七百四拾壹兩卜銀七匁五分

貳千三拾貳口 同五月分

一同七百三拾四兩壹步卜銀七匁五分

八百九拾五口 同六月分

一同五百五拾貳兩卜銀七匁五分

六百七拾九口 同七月分

一金六百八拾八兩也 九百口 未八月分

一同千貳百壹兩壹步也

千五百拾四口 同九月分

一同三百八拾貳兩壹步也

五百壹口 同十月分

一同貳百壹兩三歩也

貳百七拾壹口 同十一月分

一同貳百四拾八兩壹步也

三百拾六口 同十二月分

〆金八千四百三拾八兩貳步卜銀七匁五分

口数

〆壹万六百人拾口

七千五百五十八口

一金六千五百六拾九兩卜銀七匁五分

午残質引受^〆高

貳口

〆金壹万五千七兩三歩也

口数

〆壹万七千八百三拾八口

受質之部

(d)

一金八百三拾貳兩貳步卜銀七匁五分

九百九拾口 未正月分

利金五拾四兩壹步卜銀拾壹匁五分壹リ

一同八百五拾八兩貳步也

八百四拾貳口 同二月分

利金四拾貳兩貳步卜銀三匁壹分五リ

一同七百八兩卜銀七匁五分

九百三拾五口 同三月分

利金四拾壹兩貳步卜銀九匁七分七リ

一同八百四拾貳兩壹步也

千七拾口 同四月分

利金五拾壹兩三歩卜銀八分〇厘

一金千九百貳拾五兩壹步也

貳千九拾口 未五月分

利金百貳拾三兩壹步卜銀三匁貳分八リ

一同八百九拾兩壹步卜銀七匁五分

千四拾七口 同六月分
 利金七拾九兩貳步ト銀拾三匁三分壹り
 一同六百貳拾壹兩壹步也
 七百四拾四口 同七月分
 利金四拾七兩貳步ト銀四分五り
 一同八百四拾七兩ト銀七匁五分
 千貳百貳拾壹口 同八月分
 利金五拾五兩ト銀拾匁四分五り
 一同千貳百八拾貳兩貳步ト銀七匁五分 千
 五百六拾五口 同九月分
 利金六拾五兩貳步ト銀拾三匁五分六り
 一同八百拾六兩貳步也
 千九口 同十月分
 利金五拾三兩銀五匁壹分五り
 一金六百六拾七兩貳步ト銀七匁五分
 八百貳拾口 未十一月分
 利金五拾三兩ト銀九匁五分六り
 一同千百四拾六兩三步也
 千貳百八拾七口 同十二月分
 利金八拾三兩三步ト銀三匁六分九り
 元
 金壹萬千四百三拾九兩也

口数
 壹萬三千七百貳拾口
 利
 金七百五拾壹兩三步ト銀九匁五分壹り
 改有質之部 (e)
 一金五百六拾八兩ト銀七匁五分
 四百拾六口 古質分
 一同百三拾兩ト銀七匁五分
 百貳拾九口 未正月分
 一同百三拾五兩壹步ト銀七匁五分
 百五拾三口 同二月分
 一同百貳拾壹兩也
 百七拾六口 同三月分
 一同百六拾六兩ト銀七匁五分
 貳百三拾貳口 同四月分
 一同三百七拾七兩三步也
 三百九拾八口 同五月分
 一同貳百七兩貳步也
 貳百拾五口 同六月分
 一同百六拾兩貳步也
 貳百拾四口 同七月分

一同三百拾壹兩三步也
 四百貳拾七口 同八月分
 一金七百九拾壹兩ト銀七匁五分
 千七口 未九月分
 一同貳百四拾七兩貳步ト銀七匁五分
 三百拾口 同十月分
 一同百四拾五兩壹步也
 百七拾八口 同十一月分
 一同貳百六兩貳步也
 貳百六拾四口 同十二月分
 金三千五百六拾八兩三步也
 口員
 四千百拾九口
 殘質改質差引
 出入なし
 口員差引
 壹口過上

享和二年 戊正月吉日 酉年分店卸目録帳

享和二年
酉ノ年分
店卸目録帳
戊正月吉日

享和元年酉年店卸

戊正月改

一金百五拾九兩貳歩ト壹厘 店積金
 一金拾壹兩壹歩ト拾四匁四厘 右利足
 〆金百七拾兩三歩ト拾四匁五り 望性金
 一金貳千五百兩也 右利足
 一金百八拾兩也 預金
 一金壹兩三歩ト三匁三分九り 弥兵衛預金
 一金八兩ト拾四匁九分六厘 右利足
 一金貳歩ト拾貳匁四分七り
 〆金八兩三歩ト拾貳匁四分三り
 六式かへ
 〆金貳千八百六拾壹兩貳歩ト
 拾四匁八分七厘

内

一金貳百七拾三兩ト七匁貳分四り
 (仙台店屋号) 印貸
 一金拾九兩貳歩ト六匁四分八厘 買置物
 一金三兩也 帳紙買置也
 一金貳兩壹歩ト六匁三分八り
 飯米拾六俵買置
 一銀三拾匁貳分 目薬百五拾具買置
 一金貳千三百拾九兩壹歩仁朱ト
 拾匁六分四り 有質〆高
 一金百九拾五兩ト千四百八拾七〆八百文 帳尻金錢
 此金貳百三拾九兩三歩ト拾三匁六厘
 〆金四百三拾四兩三歩ト拾三匁六厘 惣 六式かへ
 〆金三千五拾三兩ト六匁五分
 差引
 〆金百九拾壹兩壹歩ト六匁六分三厘
 内 金拾九兩ト八匁壹分六厘 店積金引
 引
 〆金百七拾貳兩ト拾三匁四分七厘

徳用之部

酉ノ年徳用

一金五百三拾貳兩貳歩ト三匁五分九り
 質方徳用
 一金貳拾九兩貳歩ト八分
 (仙台店屋号) 印より利足取
 一金壹歩ト四匁九分五り 目薬徳用
 六式かえ
 〆金五百六拾貳兩壹歩仁朱ト壹匁八分四厘
 損之部
 一金百八拾兩也 酉ノ年分 望性金利足拂
 一金拾壹兩壹歩ト拾四匁四厘 店積金利足
 一金貳歩ト拾貳匁四分七厘 弥兵衛利足
 一金壹歩ト拾三匁五分貳厘 錢不足
 一金三拾八兩壹歩ト四匁五分三厘
 (仙台店屋号) 印へ利足拂
 一金百三拾七兩貳歩ト貳匁壹歩四厘
 家内入用
 六式かへ
 〆金三百六拾八兩貳歩ト壹匁七分

差引

ノ金百九拾三兩三步ト七匁六分四厘

前後差引

ノ金貳兩貳歩ト壹匁壹厘

不足

家内入用之部

一金拾三兩壹歩ト五匁なり

諸入用

一金壹兩ト六匁五分六厘

小遣也

一金拾六兩壹歩ト八匁貳分七厘

飯米七拾五俵六升

一金貳兩貳歩ト貳匁貳分八厘

味噌醬油

一金三兩壹歩ト三匁五分四厘

炭薪

一金五兩ト五匁九分五厘

酒の代

一金七兩ト四匁四分三厘

魚の代

一金貳兩貳歩ト拾壹匁五分貳厘

八百や

一金六兩三步ト拾壹匁貳分貳厘

町入用

一金貳兩ト拾貳匁三分五厘

小普請

一金拾七兩ト七匁四分八厘

進物代

一金三兩貳歩ト四匁壹分五厘

旅行

一金七兩貳歩ト壹匁七厘

紙筆

一金壹兩ト拾四匁貳分八厘 日用拂
六式かえ

ノ金九拾九兩ト八匁壹分也

一金五兩貳歩ト七匁六分

十兵衛

一金五兩也

弥兵衛給金

一金九兩ト九匁四分六厘

權兵衛

一金五兩ト六匁九厘

次兵衛

一金九兩貳歩ト拾貳匁七分四り

久七

一金壹兩貳歩ト九匁八分三厘

清蔵

一金貳兩ト拾匁三分貳厘

下男 七郎次 平助 二人

ノ金三拾八兩壹歩ト九匁四厘

式口 六式かへ

ノ金百三拾七兩貳歩ト貳匁壹分四厘

質貸之部

酉正月分 千百三拾四口

一金拾六兩三步ト千百五拾六ノ五百文

同二月分 千七百五十四口

一金貳拾八兩貳歩仁朱ト

千六百六拾五ノ百文

同三月分 貳千百口
一金廿五兩壹歩仁朱ト

貳千百拾六ノ八百五拾文

同四月分 貳千三百貳拾口

一金七拾三兩壹歩仁朱ト

貳千貳百九拾八兩九百五拾文

同五月分 三千三百四拾三口

一金四拾九兩貳歩仁朱ト

三千五百五拾七ノ九百文

同六月分 貳千六百八十八口

一金二拾七兩壹歩仁朱ト

貳千四百九拾五ノ五拾文

同七月分 貳千五拾口

一金五拾八兩仁朱ト千七百四拾五ノ七百文

同八月分 貳千五拾五口

一金四拾七兩貳歩仁朱ト

千九百拾五ノ三百文

同九月分 貳千五百拾六口

一金七拾三兩仁朱ト

貳千五百四拾八ノ七百文

同十月分 千七百九拾七口

一金四拾兩三步ト

千七百五拾五ノ四百五拾文

同十一月分 千三百七拾八口
 一金五拾壹兩仁朱ト千三百三拾九ノ五拾文
 同十二月分 千六百廿八口
 一金八拾貳兩壹歩仁朱ト千七百五拾ノ文
 貳万四千七百六拾三口
 ノ金五百七拾四兩壹歩ト
 貳万四千三百四拾五ノ百五拾文
 此金 三千九百貳拾六兩貳歩ト
 八匁貳分貳厘
 金に六貳かへ
 ノ金四千五百兩三歩ト八匁貳分貳厘
 西正改引受 万千三百八拾四口
 一金三百拾九兩三歩仁朱ト
 万貳千九拾八ノ七百文
 此金 千九百六拾七兩貳歩ト
 壹匁九分三厘
 六貳かへ
 ノ金貳千貳百八拾七兩壹歩仁朱ト
 壹匁九分三厘
 惣 三万六千四百四拾七口
 金に六貳かへ

ノ金六千七百八拾八兩仁朱ト拾匁壹分五厘
 受質之部
 西正月分 九百七拾貳口
 一金拾八兩壹歩ト千三拾ノ九百五拾文
 り百四拾ノ百五拾九文
 同二月分 千貳百七拾六口
 一金貳拾七兩三歩ト千貳百九拾ノ百九拾文
 り百八拾九ノ七百八拾六文
 同三月分 千六百三拾壹口
 一金貳拾六兩仁朱ト千五百六拾四ノ四百文
 り貳百九ノ百拾七文
 同四月分 千八百八十五口
 一金五拾壹兩壹歩仁朱ト
 千八百四拾九ノ四百文
 り貳百六拾九ノ拾三文
 同五月分 三千百六拾口
 一金五拾八兩三歩ト三千百四拾貳ノ六百文
 り四百七拾ノ四百九文
 同六月分 千八百貳拾九口
 一金貳拾八兩壹歩ト
 千六百貳拾ノ八百五拾文

り貳百貳拾三ノ三百貳拾三文
 同七月分 千四百九拾貳口
 一金三拾五兩ト千貳百五拾ノ七百五拾文
 り百五拾九ノ百六拾六文
 同八月分 貳千三拾六口
 一金四拾兩ト千八百四拾七ノ三百五拾文
 り貳百拾三ノ六百七拾四文
 同九月分 貳千九百拾口
 一金五拾五兩仁朱ト
 貳千六百七拾六ノ八百五拾文
 り三百拾八ノ貳百八拾八文
 同十月分 貳千六百三十九口
 一金五拾三兩貳歩仁朱ト
 貳千六百三拾九ノ四百文
 り三百三拾ノ百七拾五文
 同十一月分 千七百三拾五口
 一金貳拾五兩ト千七百五拾ノ三百文
 り貳百四拾五ノ五百三拾九文
 同十二月分 貳千三百六拾六口
 一金六拾三兩壹歩仁朱ト
 貳千五百四拾六ノ三百文
 り三百三拾六ノ三百拾八文
 ノ 貳万三千九百三拾壹口

一金四百八拾貳兩貳歩仁朱ト
 貳万三千四百拾七〆三百文
 此金三千七百七拾六兩三歩ト拾四匁三厘
 金に六式かへ
 〆金四千貳百五拾九兩壹歩仁朱ト
 拾四匁三厘
 利
 〆三千九拾九〆九百五拾九文
 金に六式かへ
 〆金四百九拾九兩三歩ト拾四匁六分
 元
 千貳百八拾八口
 一金貳拾兩壹歩ト千百七拾貳〆百五拾文
 月流質〆高
 此金百八拾九兩ト三匁三分九厘
 金に六式かへ
 〆金貳百九兩壹歩ト三匁三分九厘
 一貳百〆八百三拾七文
 右売出〆高
 此金三拾貳兩壹歩ト八匁五分八厘

請流元
 貳万五千貳百拾九口
 〆金四千四百六拾八兩三歩ト
 九匁九分貳厘
 利
 惣 六式かへ
 〆金五百三拾貳兩壹歩ト八匁壹分八厘
 元利
 惣 六式かへ
 〆金五千壹兩壹歩ト三匁壹分
 差引
 万九百貳拾八口
 〆金千七百八拾六兩三歩仁朱ト七匁五厘
 有質之部
 一四〆文
 辰ノ年 壹口
 一金壹兩也
 戌ノ年 壹口
 一金四兩也
 子ノ年 壹口
 一金四兩貳歩也
 丑ノ年 壹口
 一三〆五百五拾文
 卯ノ年 三口
 一五〆貳百文
 後辰ノ年 四口

一三〆六百文
 巳ノ年 壹口
 一金八兩ト八〆三百文
 午ノ年 七口
 未申年分
 四百貳拾七口
 一金六拾五兩仁朱ト四百四〆四百五拾文
 酉正月分
 百四拾六口
 一金三兩仁朱ト百八拾九〆四百文
 同二月分
 三百九拾三口
 一金拾兩壹歩仁朱ト三百九拾八〆貳百文
 同三月分
 五百八拾七口
 一金拾兩仁朱ト六百七拾貳〆九百文
 同四月分
 六百七拾五口
 一金三拾七兩ト八百貳拾壹〆三百文
 同五月分
 八百七口
 一金拾兩ト千百拾壹〆五拾文
 同六月分
 七百四拾四口
 一金拾五兩ト八百五拾六〆七百文
 同七月分
 六百九拾九口
 一金廿八兩仁朱ト六百三拾九〆六百文
 同八月分
 千貳百壹口
 一金貳拾五兩壹歩ト千三百九拾四〆五百文
 同九月分
 千七百拾壹口
 一金四拾壹兩壹歩仁朱ト
 千七百九拾九〆五百五拾文

同十月分 千七百七十七口
 一金貳拾七兩貳歩ト千八百八拾貳ノ三百文
 同十一月分 九百四拾七口
 一金貳拾四兩壹歩仁朱ト
 九百三拾七ノ九百五拾文
 同十二月分 千四百壹口
 一金七拾六兩貳歩ト
 千五百貳拾貳ノ百五拾文
 万九百三拾四口
 金三百九拾壹兩壹歩仁朱ト
 万九百五拾四ノ七百文
 此金千九百貳拾八兩ト拾匁六分四厘
 金に六貳かへ
 金貳千三百拾九兩壹歩仁朱ト
 拾匁六分四厘
 差引
 金五百三拾貳兩貳歩ト三匁五分九厘
 過上
 前後差引
 口数六口分
 行違之過上
 銀拾匁四分壹厘
 近江屋源左衛門

西正改
 借入之部
 借入之部
 一金六千六百六十七兩九分壹り
 望性金元利差引借用
 同貳百四拾六兩貳歩ト拾匁八分四り
 右利足八ヶ月分借用
 同百廿七兩壹歩ト貳匁九分九り
 中新殿差引残り借用
 同七拾兩也
 村方備金預り
 同拾四兩ト九匁五り
 石蔵屋敷地代積金
 同九兩壹歩分四り
 三峯山積金
 同百拾壹兩貳歩ト拾三匁八分五り
 御扶持方積金
 一金七拾九兩三歩拾匁也
 村方利足積金
 同四兩也
 妙見宮積金
 同百七拾四兩三匁六分貳り
 赤子方御備金元り預り
 同百拾貳兩七匁四分五り
 湊店差引残り預り
 十兵衛

右江引当之部
 右者元方へ預ケ置申候事
 流売残り有物
 改有質 六十六口
 同四拾八兩壹歩三匁五分五り
 同四拾三兩ト拾貳匁三分貳り
 未年より亥年迄店卸損有物
 同九十四兩三歩八匁七分六り
 弥兵衛預り
 金七千貳百拾壹兩七匁六分壹り
 同六拾貳兩貳匁三分
 大福帳書拔
 同千百拾八兩壹歩八匁貳分八り
 永代帳ノ高
 同百拾貳兩七匁四分五り
 湊店差引残り預り
 留帳ノ高

一同三百三拾五兩壹歩ト九分壹り

出入尻有

一同拾兩ト拾匁也

改有錢

金六千四百拾貳兩壹歩ト四匁貳分四り

前後差引

金七百九拾八兩三歩三匁三分七り

此譯ケ

一金七百九拾六兩貳歩ト拾四匁八分壹り

引

金貳兩ト三匁五分六り

金差引不足

雜用之部

一金壹兩壹歩六匁三分五り

飯米

但し飯米拂方仕徳用差引如斯

一同貳歩ト七匁五分

味噌塩代

一同壹兩ト八匁六分八り

酢醬油代

一同四兩壹歩五匁五分

酒代

一同三兩壹歩三匁六り

肴代

一同貳歩ト九匁六分貳り

八百や代

但し漬物拂方差引仕如斯

一同壹兩壹歩七匁五分

薪代

一同貳兩也

炭代

一銀拾四匁七分

茶代

一金貳兩壹歩六匁壹分六り

煙草代

一同壹兩壹歩拾貳匁六分

油蠟燭代

一同貳兩壹歩拾三匁八分四り

諸入用

一同壹歩ト九匁九分八り

日雇代

一同壹兩三歩三匁九分八り

旅用

一同五兩ト九匁四分壹り

音進物

一同貳兩貳歩拾壹匁四分

村懸り

金三拾壹兩壹歩拾匁八り

家内雜用之部

一金拾六兩貳歩九匁九分六り

弥兵衛給金

但し八ヶ月分

一同三兩也

同人登り旅用

一同五兩壹歩五匁也

三郎兵衛八ヶ月分小遣

一同貳兩貳歩拾匁也

留蔵右同断

一同六兩也

同人初登り旅用

一同四兩壹歩五匁也

吉兵衛八ヶ月給金

一同貳兩貳歩拾匁也

仁助右同断

一同壹兩三歩八匁七分五り

永三郎三ヶ月半分給金

一銀四匁九分壹り

菓礼

金四拾貳兩貳歩八匁六分貳り

式口

金七拾四兩ト三匁七分

利足取之部

一金廿三兩三歩拾匁九分三り

質物利足

一同三兩ト拾四匁七分五り

別利足受取

一同三兩壹歩七匁貳分

元方帰りり足受取

金三拾兩貳歩ト貳匁八分八り

利足拂之部

- 一金式百四拾六兩式歩ト拾匁八分四り
- 望性金り足八ヶ月分拂
- 一同拾式兩壹歩拾三匁八分三り
- 中新殿り足拂
- 一同四兩式歩拾匁也
- 村方へり足拂
- 一式兩三歩六分
- 弥兵衛り足拂

金式百六拾六兩式歩五匁式分七り

徳用之部

- 一金三拾兩式歩式匁八分八り
- 利足高
- 一同式兩ト八分
- 流売出し徳
- 一同式兩ト拾壹匁四分八り
- 年中蔵にて行違過上

金三拾四兩三歩壹分六り

損之部

- 一金七拾四兩ト三匁七分
- 家内雜用
- 一同式百六拾六兩式歩ト五匁式分七り
- 利足拂

銀六匁三分六り

年中勘定不足

金四百八十八兩式歩式匁式分五り

切賃損

一同式兩ト拾式匁三分九り

亥年金差引不足

金八百三拾壹兩壹歩ト拾四匁九分七り

損得差引

金七百九拾六兩式歩拾四匁八分壹り

大福帳貸之部

金五拾兩也

關東河々御普請金立替かし

一同四拾兩也

家賃年賦拂残り有物

一同三拾兩也

赤子調達金引残り有物

一同五拾壹兩拾壹匁九分壹り

右赤子方上納後賞し迄諸入用

- 一同五百四拾四兩式歩ト拾壹匁四分九り
- 新八軒蔵普請入料有物
- 一同五百兩也
- 御上様へ献金
- 一同六拾五兩也
- 石蔵屋敷買代金有物
- 一同九拾兩式歩五匁也

近江屋茂兵衛殿造酒方元

鈴木屋清五郎殿右同断かし

金百八十七兩式歩式匁六分四り

一同式兩三歩五匁九分六り

小松屋弥惣左衛門殿右同断かし

一同百廿四兩壹歩五匁式分五り

和田屋豊吉殿三口差引かし

一同式百七拾五兩三歩四匁式分九り

加が三殿八口差引かし

一同拾七兩式歩五匁五分四り

京中殿かし

一同百四拾八兩壹歩ト十四匁四分三り

中長殿かし

一同拾壹兩式歩九匁式分三り

取次長吉殿かし

一同七兩三歩八匁四分三り

取次ノ四郎右衛門殿かし

一金廿兩式歩式匁三分壹り

345

六社丸小廻し売金残りかし

一同百拾六兩貳步拾三匁三分五厘

富士藏屋敷懸り

一同九拾九兩貳步拾貳匁五分六厘

屋敷三軒売拂損

金貳千三百八拾四兩貳步ト七匁三分九厘

大福帳書拔

一金五兩貳步七匁五分

残り米

一同四兩壹步七匁五分

同味噌

一同壹步

同塩

(中略)

一同拾兩ト拾貳匁五分八厘

吉兵衛かし

一同八兩ト拾四匁四分九厘

永三郎かし

一金五兩貳步六匁三分四厘

仁助預り

一金貳兩也

御本家預り

一同壹兩壹步四匁八分五厘

取次 秀安次口銭預り

一同壹兩壹步拾貳匁壹分壹厘

取次中 口銭預り

引金六拾貳兩ト貳匁三分

出入尻有物口

一金貳百七拾九兩三歩也

正有

但し此内貳百七拾五兩此度

八兵衛帰仙ニ相渡し元方へ

預ケ置申候事

一貳貫貳百五十文

正銭

申三月十七日

一五貫文 壹本

仲作殿かし

同六月十一日

一金三拾兩也

かが三殿正金かし

同十月十日

一五兩也

門藏殿かし

内 壹匁文 別引物

酉八月廿六日

一金壹兩貳步也

寛藏殿かし

同九月十六日

一同拾貳兩貳步也

かが三殿かし

(中略)

戌六月廿三日

一金三朱ト貳百五十七文

松吉殿かし

内同十一月十六日

金壹步貳朱也 八木清殿預り

(中略)

合 金三百三拾五兩壹步ト九分壹厘

永代帳貸

一金七百六拾五兩壹步ト六匁壹分貳厘

永代帳上ル

一同三百五拾三兩貳步ト六匁壹分六厘

及清殿かし

金千百拾八兩壹步八匁貳分八厘

右昨年同断

留帳貸

丑三月廿六日

一金拾兩也

青山屋崑三右衛門殿かし

卯正改

一同九兩壹步貳朱ト六匁四分七貫五拾文

忠作殿かし

(中略)

寅十二月卅日

一金貳朱也

善右衛門殿かし

卯正月十八日

一同壹歩也

久米吉殿かし

(中略)

卯二月五日

一貳百三拾八文

中町 毘惣八殿かし

辰十二月十二日

一金貳朱也

毘代蔵殿かし

巳八月廿日

一同貳歩貳朱ト六百五拾文

茂兵衛殿かし

同十二月四日

一同壹兩貳歩也

かが三殿かし

同十日

一同貳拾兩也

本町中へかし

(中略)

酉正改

一同六兩貳歩壹朱ト壹百六拾九文

出入大工 吉十郎殿かし

戌正改

一金貳兩貳歩貳匁壹分貳り 与八郎殿かし

午正改

一同三兩貳朱ト四百三十貳文 玄講様かし

亥正改

一同壹兩壹歩壹朱也 日雇ノ文六殿かし

子正改

一同壹兩壹歩也 洗濯や お冬どのかし

子正改

一同貳兩三步壹匁六分壹り

日雇ノ太助殿かし

(中略)

合 金七百九拾九兩三步ト六匁三り

右昨年ノ金八百廿八兩三步十壹匁貳分五り

【翻刻】柴谷家基礎帳簿

乙巳弘化二年三月吉日 金銭請拂小遣帳

金札錢拂方座

三月廿一日

一札貳匁 きぬいと廿四かけ

同

一壹匁 いもたね

同廿五日

一百文 小遣

同

一三十二文

集錢

廿六日

○壹匁五分貳り

昆布一ツ舟ちん

廿七日

一三匁

大安寺 法事香儀

廿八日

一金壹歩

わら代 西川遣ス

同廿九日

一百文

集錢

四月二日

一二百文

小遣

同三日

一四匁貳分

うらよし 年貢

四月三日

一金壹兩壹歩

村 こふノかけ金遣ス

同六日

○金壹兩二朱

中庄遣ス

但し此壹兩ハ除帳にて

□方下りの節残し置候

仍而二朱丈ハ請拂へ加へ可申事

同

一札貳匁 いも種 竹志や古 □貸

同 一金二朱 両替遣
 同 〇金五兩 上出 卯兵衛遣ス
 (中略)
 同十四日 中庄へ遣ス
 〇金壹歩 善照寺様 御香儀
 同十五日 一三匁
 同 一三匁 西宗寺様 法道具御祝儀
 一貳匁 同十四日 一丁印へ遣ス
 〇金四十三兩 同十六日 両替遣ス
 一金貳朱 同 かつ舟 舟ちん
 (中略)
 〇三百廿六文 十一日 カネ一妙好様 十三回忌ニ付
 一三匁 圓覚寺へ御布施

但しゞ高之内〇付分ハ
 売用向ニ付附込帳へ書抜
 差引致候事
 〆金七拾六兩貳歩
 札百七拾五匁五分五り
 錢五ゞ廿文
 十一月十四日改也 請取座へ差引入ル
 (後略)
 金錢受取座
 三月十七日改
 一金拾貳兩二朱 古帳方出ス差引残有物
 札九匁五分
 〇八百三拾四文
 同廿日 長藏方つり取
 一貳分 四月十一日 昆布代受取
 〇壹匁六分 同十七日 昆布代受取
 同四匁 同廿二日 昆布代受取
 一壹ゞ六百三十二文 五月七日 両替方受取

〇壹匁三分 するめ代受取
 六月朔日 昆布代受取
 〇壹匁 同 〇壹匁三分 するめ代受取
 六月五日 〇壹匁三分 するめ代受取
 同十七日 〇六分 こんぶ壹本代
 七月六日 一金貳朱 両替方受取
 代八匁 同六日 カネ一印方つり取
 一廿八文 同九日 両替方受取
 一二朱 代八匁 一七匁三分一り やなせ崑平方つり受取
 同十一日 同十二日 長そう方つり受取
 一五分 同 一四匁八分一り 孫善方つり受取

同
 一五匁二分四十三文 茂平方つり受取
 同十三日
 ○六匁七文 八兵衛方つり受取
 同
 一二匁十文 久十印方つり受取
 同
 一三分下十四文 山二印方つり受取
 同
 ○三匁三分 昆布代受取
 同
 一三匁 平藏方つり受取
 同
 ○二匁八分 するめ代受取
 同
 ○八分五り 同代受取
 (中略)
 八月三日
 ○式匁七分 昆布代受取
 同四日
 ○式匁五分 同代受取
 同四日

一八百文 両替方受取
 同九日
 ○式匁 昆布代受取
 同十四日
 ○金老歩二朱ト 身欠代 此数千五百
 札老匁八分 吉田方受取
 ○金二両老歩二朱ト
 札七匁ト
 錢十六文 サ 長藏方受取
 岡川ノ
 繫貝目形
 七匁六百九十匁 此貝式百十匁かへ
 八月十七日
 ○式匁二分 昆布代受取
 同十九日
 ○金十二両 サ 新七方身欠代受取
 同廿五日 身欠 九本
 ○金老歩ト 昆布 三本
 札五匁六分五り
 右之通り サ 新七方受取申候
 同廿五日
 ○金老兩ト老匁 サ 同新七方受取
 右繫貝目形三匁百目 廿一匁かへ

(中略)
 同廿二日
 一十三匁ト 数之子代受取
 錢百十八文
 此目形老匁九百廿目
 同廿三日
 一式匁 昆布代受取
 九月廿八日
 一五匁三分 本店方つり受取
 十月三日
 一五匁老分 山中ノ 弥右衛門方つり受取
 同十二日
 一式匁 昆布代受取
 十一月二日
 一老匁六百三十六文 両替方受取
 四月廿九日分
 一札四匁 完正講かけ銀口 丸二印方受取
 十一月九日
 一札式匁 鯨すし代受取
 十一月十四日改
 一金老兩式歩三匁九文 千次郎方取
 但し請取座拂方座○印分
 売用物故兩方書拔差引致候而

如此 虫損 しに成分請取

委細ハ辰年附込帳出ス也

十一月十四日改

一金五両 奥方

ズ金七拾七両三步二朱

札百六拾九匁六分八リ

錢六ズ六百九拾壹文

但しズ高之内〇付ハ売用物仍而

辰年附込帳ニ委細書抜候事

内

一金七拾六両貳步

表拂方口ズ高

札百七拾五匁五分三リ

錢五ズ廿文

差引 金壹両壹步二朱

錢壹ズ六百七拾壹文

但し札差引ニ而

五匁八分五リ 過上

又廿八匁五分 有物

ズ三拾四匁三分五リ 過上

此〇へ金二步不足定而兩替

附戻りト為見候加而此代

三拾貳匁引差引二匁三分五リ

過上此〇へ錢六十四文不足

是も札ト錢ト付違ト相見候

加而右引吉ニ而も壹匁七分壹リ過上

追而吟味可致事

十一月十四日改

一金三步二朱

差引尻正ミ有高也

札廿八匁五分

錢壹ズ六百七文

廿五日

一札八匁

兩替入ル

同

一金貳拾兩

千次郎方受取

...

(後略)

金錢受取座

三月十七日改

一金拾貳兩二朱

古帳方出ス差引残有物

札九匁五分

〇八百三拾四文

同廿日

一貳分

四月十一日

〇壹匁六分

同十七日

〇四匁

同廿二日

一壹ズ六百三十二文

五月七日

〇壹匁三分

六月朔日

〇壹匁

同

〇壹匁三分

六月五日

〇壹匁三分

同十七日

〇六分

七月六日

一金貳朱

代八匁

長藏方つり取

昆布代受取

昆布代受取

兩替方受取

するめ代受取

昆布代受取

するめ代受取

するめ代受取

こんぶ壹本代

兩替方受取

同六日		同	八月十七日	昆布代受取
一廿八文	カネ一印方つり取	○二匁八分	○式匁二分	
同九日		同	同十九日	
一二朱	両替方受取	○八分五り	○金十二両	サ 新七方身欠代受取
代八匁		十表代	同廿五日	身欠 九本
同十一日		(中略)	○金壹歩ト	昆布 三本
一七匁式分一り	やなせ昆平方つり受取	八月三日	札五匁六分五り	
同十二日		○式匁七分	右之通り サ 新七方受取申候	
一五分	長そう方つり受取	同四日	同廿五日	
同		○式匁五分	○金壹兩ト壹匁	サ 同新七方受取
一四匁八分一り	孫善方つり受取	同四日	右繫貝目形三匁百目	廿一匁かへ
同		一八百文	(中略)	
一五匁二分四十三文	茂平方つり受取	同九日	同廿二日	
同十三日		○式匁	一十三匁ト	数之子代受取
○六匁七文	八兵衛方つり受取	同十四日	錢百十八文	
同		○金壹歩二朱ト	此目形壹匁九百廿目	
一二匁十文	久十印方つり受取	札壹匁八分	同廿三日	
同		○金二兩壹歩二朱ト	一式匁	昆布代受取
一三分ト十四文	山二印方つり受取	札七匁ト	九月廿八日	
同		錢十六文	一五匁三分	本店方つり受取
○三匁式分	昆布代受取	岡川ノ	十月三日	
同		繫貝目形	一五匁壹分	山中ノ 弥右衛門方つり受取
一三匁	平蔵方つり受取	七匁六百九十匁	同十二日	
				此貝式百十匁かへ

一 式 匁 昆布代受取
 十一月二日
 一 老 匁 六百三十六文 兩替方受取
 四月廿九日分
 一 札 四 匁 完正講かけ銀口 丸二印方受取
 十一月九日
 一 札 式 匁 緋すし代受取
 十一月十四日改
 一 金 老 兩 式 步 三 匁 九 文 千次郎方取
 但し請取座拂方座○印分
 売用物故兩方書拔差引致候而
 如此 虫損 しに成分請取
 委細ハ辰年附込帳出ス也
 十一月十四日改
 一 金 五 兩 奥方
 一 金 七 拾 七 兩 三 步 二 朱
 一 札 百 六 拾 九 匁 六 分 八 り
 錢 六 匁 六 百 九 拾 老 文
 但し 一 高之内○付ハ売用物仍而
 辰年附込帳ニ委細書拔候事
 内
 一 金 七 拾 六 兩 式 步 表拂方口一高

一 札 百 七 拾 五 匁 五 分 三 り
 錢 五 匁 廿 文
 差引 金老兩老步二朱
 錢 老 匁 六 百 七 拾 老 文
 但し札差引ニ而
 五匁八分五り 過上
 又廿八匁五分 有物
 一 札 三 拾 四 匁 三 分 五 り 過上
 此口へ金二步不足定而兩替
 附戻りト為見候加而此代
 三拾式匁引差引二匁三分五り
 過上此口へ錢六十四文不足
 是も札ト錢ト付違ト相見候
 加而右引吉ニ而も老匁七分老り過上
 追而吟味可致事
 十一月十四日改
 一 金 三 步 二 朱 差引尻正ミ有高也
 一 札 廿 八 匁 五 分

錢 老 匁 六 百 七 文
 廿五日
 一 札 八 匁 兩替入ル
 同
 一 金 式 拾 兩 千次郎方受取
 …
 (後略)
 弘化四年丁未二月吉日 金錢受拂帳
 金錢請拂
 十一月晦日
 入金六拾八兩二步二朱錢老匁文 登りの節持参有高
 十二月朔日
 入金三兩ト錢百八拾六間 サトノ善之助方受取
 廿日
 入金拾兩 (屋号)印方取 物代内
 一 札 八 匁
 十八日
 出金式兩 嶋古卷の新助へかし

二月十八日改

出金十七兩三步四百九文

江指方柳川迄諸用小遣ノ高

三十小遣入ル

同

入金二朱ト三匁拾六文

印方かかり物取

同十一日

入金五拾兩

小水の清三郎方

廿二日

カネ上為替受取

入金七拾兩

京近仁へ払

廿三日

弥太郎へ渡遣ス

出金壹歩ト三匁ト三百五拾六文

たばこ十六包

小遣入ル

廿五日

一丁印渡

出金廿三兩三步

上出卯兵衛行分

二月廿六日

大庄へ払

出金拾兩壹歩二朱

大庄へ払

廿七日

カネ点印方取

入金四兩

カネ点印方取

同

入金壹兩ト八百八拾文

一丁印方取

□□□違二連払分取

三月朔日

たばこ五包

出七百五拾文

小遣 此内置売分引入ル

同十日

入金五拾三兩

一丁印方入

十一日

出金拾三兩ト二百文

近仁へ払

同

出金三十四兩二歩三百廿文

山久へ払

同

出金壹歩

両替代

同

入壹ノ六百文

両替入ル

同

出金壹歩二朱

御祭様 會所へ上ル

十五日

出金壹兩壹歩

川五へ払

十六日

出金壹歩二朱

骨居りわり合小遣也

小遣入ル

十八日

出金壹歩也

両替拂

同

入金壹ノ六百文

両替入ル

十九日

出金二歩二朱

井筒屋太郎兵衛払

ツリ百文取

折敷壹反代の□田分

廿日

入金二朱ト五百文

川崑方取

同

出錢百文

五焼香代

置

廿二日

入金二兩壹歩二朱ト八百八拾文

山さきノ崑藏方為登物かかり取

同

出金二朱ト式ノ九百拾七文 上行小遣ノ高

小遣入ル

入ノ 金百九拾式兩壹歩

錢六貫三百七拾文

出ノ 金百七拾四兩三步二朱

錢五貫式百五拾六文

差引 金拾七兩壹歩二朱ト

錢壹百拾四文

三月廿二日改候て有物

三月廿二日

出金拾壹兩貳歩ト六百三拾貳文 丸半へ払

三月廿六日

入四百文 棒たら代

同晦日

出金壹兩貳歩 △内へ渡ス

四月五日

出金壹兩 西川ノかがヤへ払

七日

出四百九文 花木屋払

十一日

入金三拾兩 一丁印方入ル 当店かり

十二日

入金二朱 かな代の払

小遣入ル

十三日

出金拾五兩 山久へ払

同

出金壹歩 北村太郎払

同

入錢三百六拾九文

同

出金壹歩二朱ト貳百文

十四日

出金壹兩貳歩

同

同

出金壹歩

同

入錢六百文

同

入金二朱ト九拾文

小遣入ル

同

入金

十五日

入金四兩二歩二朱三百廿二文

近惣方さし引尻取

(後略)

乙巳弘化二年三月吉日 金錢請拂小遣帳

金札錢拂方座

三月廿一日

一札貳匁

同

一壹匁

同廿五日

一百文

同

一三十二文

廿六日

○壹匁五分貳り

廿七日

一三匁

廿八日

一金壹歩

同廿九日

一百文

四月二日

一二百文

同三日

一四匁貳分

四月三日

一金壹兩壹歩

きぬいと廿四かけ

いもたね

小遣

集錢

昆布一ツ舟ちん

大安寺 法事香儀

わら代 西川遣ス

集錢

小遣

うらよし 年貢

村 こふノかけ金遣ス

同六日
 ◎金壹両二朱 中庄遣ス
 但し此壹両ハ除帳にて
 □下下りの節残し置候
 仍而二朱丈ハ請拂へ加へ可申事
 同
 一札貳匁 いも種 竹志や古 □貸
 四月朔日
 一札七匁三分 久二印へ□り三かけ代遣ス
 同十二日
 一百文 小遣
 同十六日
 一札貳匁 おこい おそて 彦根行小遣
 同十七日
 一百匁 ふろノ下立いと 壹まい
 同廿日
 一百文 小遣
 同廿日
 一四匁 大黒講かけ金
 同廿二日
 一金壹歩 両替二遣
 同
 一六十文 せんべ まん十

同
 一壹匁 白せんべ
 同廿九日
 一壹匁 春どし 甚四郎 香儀遣
 廿八日
 一六十五文 さい銭
 廿九日
 一金貳朱 さい正講かけ金
 此内札四匁丸二印を受取申候
 此分請取口へ入ル
 同廿九日
 一金貳両 久二印かし 受取
 同
 一二百文 小遣
 五月十三日
 一金貳歩 圓覚寺上る
 同
 一五分 そめちん
 同十六日
 一金壹歩貳朱ト札六匁 サ 佐右衛門 春之□代
 同十五日

一金壹両三步貳朱 □春小袖壹つ
 同廿日
 一百文 小遣
 晦日
 一金壹歩 内ノ仁平かし
 同
 一札六匁 ばん茶壹匁代嘉平二遣
 六月朔日
 (中略)
 同九日
 ◎金貳朱ト錢百十文 舟之いばらき屋遣
 同
 一五匁 たばこ五包
 同
 一五十文 小遣
 同十一日
 一三匁 しょう ほうき 壹本代
 同十四日
 一六分 かんさし
 同
 一貳百文 小遣
 同廿一日
 一金壹歩 のう田 利左衛門香儀遣ス

(中略)
 七月六日
 ○金貳両 大庄へ遣ス
 同
 一三匁 さしそばニさし
 同
 一二匁 こんこ 三そく うら付代
 同
 一金二朱 両替遣
 同
 ○金五両 上出 卯兵衛遣ス
 (中略)
 同十四日
 ○金壹歩 中庄へ遣ス
 同十五日
 一三匁 善照寺様 御香儀
 同
 一貳匁 西宗寺様 法道具御祝儀
 同十四日
 ○金四十三両 一丁印へ遣ス
 同十六日
 一金貳朱 両替遣ス
 同

○三百廿六文 かいつ舟 舟ちん
 (中略)
 十一日
 一三匁 カネ一妙好様 十三回忌ニ付 圓覚寺へ御布施
 但し、高之内○付分ハ
 売向ニ付附込帳へ書抜
 差引致候事
 〆金七拾六兩貳歩
 札百七拾五匁五分五り
 錢五〆廿文
 十一月十四日改也 請取座へ差引入ル
 (後略)
 金銭受取座
 三月十七日改
 一金拾貳兩二朱 古帳方出ス差引残有物
 札九匁五分
 ◎八百三拾四文
 同廿日
 一貳分 長藏方つり取

四月十一日
 ○壹匁六分 昆布代受取
 同十七日
 ○四匁 昆布代受取
 同廿二日
 一〆六百三十二文 両替方受取
 五月七日
 ○壹匁三分 するめ代受取
 六月朔日
 ○壹匁 昆布代受取
 同
 ○壹匁三分 するめ代受取
 六月五日
 ○壹匁三分 するめ代受取
 同十七日
 ○六分 こんぶ壹本代
 七月六日
 一金貳朱 両替方受取
 代八匁
 同六日
 一廿八文 カネ一印方つり取
 同九日
 一二朱 両替方受取

代八匁
 同十一日
 一七匁貳分一り やなせ毘平方つり受取
 同十二日
 一五分 長そう方つり受取
 同
 一四匁八分一り 孫善方つり受取
 同
 一五匁二分四十三文 茂平方つり受取
 同十三日
 〇六匁七文 八兵衛方つり受取
 同
 一二匁十文 久十印方つり受取
 同
 一三分下十四文 山二印方つり受取
 同
 〇三匁貳分 昆布代受取
 同
 一三匁 平蔵方つり受取
 同
 〇二匁八分 するめ代受取
 同
 〇八分五り 同代受取

(中略)
 八月三日
 〇貳匁七分 昆布代受取
 同四日
 〇貳匁五分 同代受取
 同四日
 一八匁文 両替方受取
 同九日
 〇貳匁 昆布代受取
 同十四日
 〇金壹歩二朱ト 身欠代 此数千五百
 札壹匁八分 吉田方受取
 〇金二両壹歩二朱ト
 札七匁ト
 錢十六文 サ 長蔵方受取
 岡川ノ
 繫貝目形
 七匁六百九十匁 此貝貳百十匁かへ
 八月十七日
 〇貳匁二分 昆布代受取
 同十九日
 〇金十二兩 サ 新七方身欠代受取

同廿五日 身欠 九本
 〇金壹歩ト 昆布 三本
 札五匁六分五り
 右之通り サ 新七方受取申候
 同廿五日
 〇金壹両ト壹匁 サ 同新七方受取
 右繫貝目形三匁百目 廿一匁かへ
 (中略)
 同廿二日
 一十三匁ト 数之子代受取
 錢百十八文
 此目形壹匁九百廿目
 同廿三日 昆布代受取
 一貳匁
 九月廿八日
 一五匁三分 本店方つり受取
 十月三日
 一五匁壹分 山中ノ 弥右衛門方つり受取
 同十二日
 一貳匁 昆布代受取
 十一月二日
 一壹匁六百三十六文 両替方受取
 四月廿九日分

一札四匁 完正講かけ銀口 丸二印方受取
十一月九日

一札貳匁 鮮すし代受取

十一月十四日改

一金壹兩貳歩三匁九文 千次郎方取

但し請取座拂方座○印分

売用物故兩方書拔差引致候而

如此 虫損 しに成分請取

委細ハ辰年附込帳出ス也

十一月十四日改

一金五兩 奥方

銀七拾七兩三步二朱

札百六拾九匁六分八り

錢六匁六百九拾壹文

但し銀高之内○付ハ売用物仍而

辰年附込帳ニ委細書拔候事

内

一金七拾六兩貳歩 表拂方口銀高

札百七拾五匁五分三り

錢五匁廿文

差引 金壹兩壹歩二朱

錢壹匁六百七拾壹文

但し札差引ニ而

五匁八分五り 過上

又廿八匁五分 有物

銀三拾四匁三分五り 過上

此口へ金二歩不足定而兩替

附戻りト為見候加而此代

三拾貳匁引差引二匁三分五り

過上此口へ錢六十四文不足

是も札ト錢ト付違ト相見候

加而右引吉ニ而も壹匁七分壹り過上

追而吟味可致事

十一月十四日改

一金三步二朱 差引尻正ミ有高也

札廿八匁五分

錢壹匁六百七文

廿五日

一札八匁

同 兩替入ル

一金貳拾兩

千次郎方受取

...

御目錄

一 五本

皆掛 六拾八貫八百目

内 直ハ 拾貳匁 笹目

壹貫匁 引目

三 三百九拾匁 錢引五分

正ミ 六拾四貫四百拾匁

代 七拾七匁貳分九厘

内

一 三匁六分三厘 両口錢

一 壹匁 藏入賃式分

銀 四匁六分三厘

殘而 七拾貳匁六分六厘

此金 壹兩貳朱壹匁五分貳厘

兩替六十三匁貳分四厘

...

...

右之通二御座候以上

丸屋半助(印)

弘化二年巳三月

柴谷文衛門殿

御註文目録

一 百拾貳匁

沓見筵貳拾束

直八五匁六分

一 四拾六匁

大間繩十丸

直八四匁六分

一 三拾貳匁

右之船賃

クツミ 壹匁貳分

大間 八分

〆百九拾匁

此金 三兩ト貳分八厘

兩かへ

六十三匁貳分四厘

右之通二御座候以上

丸屋半助(印)

弘化二年巳五月

木屋文治郎殿

売物御目録

一 六俵

大根種

升四斗貳合入

直八石二付五拾三匁

升〆貳石四斗一升貳合

代百廿七匁八分四厘

内

一五匁三分七厘

両口銭

一九分六厘

蔵入賃壹分収有

〆六匁三分三厘

残而 百貳拾壹匁五分壹厘

此金 壹兩三步貳朱貳匁九分四厘

外二

一壹兩貳朱壹匁五分貳厘

筐め代目録表

〆三兩四匁四分六厘

兩替六拾三匁貳分四厘

内

一三兩ト貳分八厘

覆物代目録表

差引

残銀四匁壹分八厘

右之通二御座候残銀慥預り置申候以上

丸屋半助(印)

弘化二年巳八月

柴谷文右衛門殿

弘化二年五月吉日

差引帳 木屋文右衛門

岩沢弥之丞殿

五月十五日

一廿壹貫百七拾六文

六八 中身欠

廿四日

二四入 拾本

一拾〆百五十二文

同

四七 白子貳本

四十三〆貳百匁

同

一五貫六十文

二貳 筐目三本

六月八日		四拾六貫匁
一三拾五匁貳百九十四文	一七	筒緋百束
同		
一五匁七百三拾七文	四五	フナ子壺本
同		拾七貫匁
同		
一拾匁八百七拾文	二五	ふな子貳本
		四拾四貫匁
八拾八貫貳百八拾九文		
内		
一四匁四百十四文	五分口セン引	
正ミ		
八拾三貫八百七拾五文		
内		
一百五拾六貫五百廿七文	書出帳匁高	
差引 七拾貳貫六百五拾貳文	不足かし	
書出帳入ル		
五月廿四日	嶋古卷 清太郎殿	
一三拾七貫九百三拾五文		

六月八日		四五	フナ子七本
一八貫八文		百十二匁	四百匁
同			
一九匁百六拾五文	四七	白子貳本	
同		三拾九匁目	
六月八日			
一七拾貳貫七百六文	一七	筒緋	
		貳百六束	
八拾七貫八百拾四文			
内			
一六匁三百九拾壺文	五分口セン引		
正ミ			
百廿三貫四百廿三文			
書出帳入ル			
六月八日	嶋古卷之 吉松殿		
一五匁五百五文	四五	走り方子壺本	
同		十七匁貳百目	

六月八日		一六匁六百九拾八文	四三	走身欠
一三拾七貫五拾九文			二四入	貳本
同				
廿五日	嶋古卷 圓助殿			
一七匁七百十七文	四九	フナ子壺本		
廿五匁	六八	中身欠		
廿五匁	二八入	拾五本		
同				
一十七匁七拾七文	三六	ふな子四本		

同 六十七〆貳百匁
 一九〆三百十二文 四八 白子貳本
 同 三拾八〆八百匁
 一六〆廿文 二八 笹目貳本
 七月二日 四拾三貫匁
 一七拾五〆文 一六 筒緋貳百束
 〆百五拾貳貫百八拾五文 老〆八百八十五匁
 内
 一七〆六百九文 五分口セン引
 正ミ
 百四拾四貫五百七拾六文
 内
 一貳百四〆文 書出帳〆高
 金三拾兩也
 差引 五拾九〆四百廿四文かし
 圓助殿 別差引
 一五拾五〆六百八拾文

十二― 黒四拾六〆四百匁
 正ミ
 一廿三貫百拾貳文
 同正ミ 十九〆貳百六拾匁
 崑代次分
 一六〆七百五拾文 十五― 同五百八十
 四〆五百目
 〆八拾五〆五百四拾貳文
 内
 一九拾五〆貳百文 金拾四兩渡ス
 差引 九〆六百五拾八文
 為登物買揚帳
 弘化二年乙巳九月吉日 為登物買揚帳
 為登物買揚ケ
 棒たら
 崑八
 一三拾六〆七百廿文 一三六―
 棒たら廿七連
 一△勘藏
 一五貫百文 一七一― 同三連
 惠次郎

一七拾貳貫八百五拾文 一五五―
 同四拾七連
 見金
 一八貫文 一六一― 同五連
 吉松
 一九〆六百文 同 同六連
 △三
 一百三貫百七拾文 一八老 同五拾七連
 (屋号)
 一千三百六拾〆文 一七一―
 同七百九十九連
 但し老連不足間違故其禮ニ渡ス
 崑八
 一拾六〆貳百文 一八一― 同九連
 亀太郎
 一五〆五百五拾文 一八五― 同三連
 〆千六百拾七貫百九拾文
 連〆九百五拾六連也
 右かかり物
 一拾〆六百廿五文 荷送り手間賃廿五人分
 一九〆六百八拾文 西野六藏船へ

廿七勺御口セン酒手
 一拾六ノ貳百九拾三文 南庄右衛門船へ
 四十勺御口セン酒手
 一拾老貫貳百九拾老文 田熊中与左衛門船
 四十勺右同断
 一九百文 中間繩二丸 カネ上
 一十四ノ四百廿九文 六六八
 杳見薙廿老束六反
 一四ノ貳百文 六〇 大間繩七丸
 一三百八拾文 中間繩老丸 一八十
 六拾七ノ七百九拾八文
 合千六百八拾四ノ九百八拾八文
 △三 繫貝
 一廿八貫八拾文 一五ノ 数二千七百四十
 十八ノ七百廿文
 長吉
 一六拾老貫貳百五拾文 十三五ノ
 数七千百り
 四十五ノ三百七拾文
 崧八

一九ノ四百九拾文 十三ノ 数二千八百八十
 七ノ三百目
 市五郎
 一廿八貫九百文 数六千八十
 廿六ノ七百目
 円助
 一七拾八貫七百九拾貳文 十二ノ
 数老万二百
 六十五ノ六百六拾文
 同人へ入 数七百 四ノ百文
 一六貫文
 一ノ貳百拾貳貫五百拾貳文
 数ノ二万九千也
 目形ノ百六拾七貫八百五拾文
 敦賀為登也
 外ニかかり物
 一三貫貳百文 一山千 船登
 右八本 手遣
 一凡四ノ四百七拾八文 直ノ五五ノ
 運賃百七拾老ノ目

一百五拾文 中遣老り 酒手右同断
 一三百六拾老文 右運賃十三ノ八百目
 一貳貫文 右御口セン
 一四百八拾文 尺長薙八反 一山十
 一五百三拾四文 六六八 杳見薙八反
 一三百文 六〇 大間繩五包
 一貳ノ貳百八十文 さげ老樽 円助ニ遣ス
 一貳貫文 御口セン 一山十へ払
 拾五ノ七百八拾三文
 合 貳百廿八貫貳百九拾五文
 此金三拾三兩貳歩ト四百九拾五文
 奥へ出ス
 大坂行繫貝
 市五郎
 一三拾七貫四百拾四文 十三ノ
 数四千九百五十
 廿八ノ七百八拾文
 崧八
 一三貫六拾文 十七ノ 数二百七十

同入 壹 八百匁
 一四拾貳貫五百六拾文 十四一
 数八千七百七十
 三拾 四百匁
 新五郎
 一百六拾四貫四百拾文 十七二五一
 数不知
 九十五 三百拾匁
 山二十印 口口分
 入壹 七百文 八百五拾匁 売取
 円助
 一六 七百五拾文 十五一 数五百八十
 四 五百匁
 同人へ入
 一八 八百文 十六一 数八百九十
 五 五百匁
 入五 貳百廿文 数千三 六百匁
 丸二印 売取
 入引 貳百五拾六貫七拾四文
 又かかり物

一 貳 六百文 右近酒手出ス
 一 五百五拾八文 右御口セン
 一 四百老文 六六八 沓見薙六反
 一 貳百四拾文 大間四包
 一 四百廿五文 右造手間賃
 四 貳百廿四文
 合 貳百六拾貫 貳百九拾八文
 此金三拾八両老歩ト
 上銀老匁八分五り
 又
 一 三拾八匁 壹分四り 運賃
 銀 三拾九匁 九分九り
 此金二歩二朱ト老匁貳分四り
 金三拾八両三歩二朱ト老匁貳分四り
 内
 一 金三拾七両二朱ト老匁四分 仕切表 高
 一 金二歩二朱 同切棄金
 三 拾七両三歩ト老匁四分
 差引 金壹兩ト七匁七分九り 不足損

六三六
 但し八 五百匁五り 口東不知
 大坂行身欠買揚
 一 廿老 百七拾六文 六八 中二四入拾本
 一 廿九 六百四拾七文 六八
 中二八入十二本
 五拾 八百廿三文
 又
 一 老 六百五十文 右近船中へ十一本酒手
 一 九百文 御口セン
 一 七百三拾五文 六六八 沓見薙十一反
 一 三百六拾文 六〇 大間六包
 一 四百廿五文 手間賃
 惣 五拾四 八百九拾三文
 此金八兩ト
 六四 銀四匁六分
 外二
 一 五拾八匁五分六り 大坂志運賃
 銀 六十三匁貳分四り

内金十一兩壹歩二朱七分六リ 仕切表ノ高

差引金二兩壹歩二朱ト九分弍リ 過上徳

敦賀行 身欠

一拾ノ貳百八拾六文 四二 走二四入三本
 一七ノ三百八拾五文 三九 同二四入二本
 一廿五ノ貳百文 四〇 同二四入七本
 一拾壹ノ七拾七文 三九 同二四入三本
 一三ノ七百八拾九文 三八 同二四入壹本
 ノ五拾七貫七百三拾七文

又

一壹ノ三拾三文 右三本運賃
 一四ノ百五拾文 右三本酒手
 一貳ノ三百六拾三文 右七本送賃
 一壹ノ五拾文 右酒手
 一六ノ百六拾八文 沓見筵壹束
 一三ノ百文 六〇 大間五包
 一壹ノ八百文 右御口セン 片金共
 三かし口

ノ七ノ六百六拾四文

合六拾五貫四百壹文

六八 六五

此上銀 六百廿五匁壹分六リ

又

一廿四匁八分八リ 山中ノ

政右衛門殿かかり物

一六匁五分

礮源殿右同断

ノ六百五拾六匁五分四リ

内

一六ノ百七拾五匁 サ□マ 新七へ九本売上
 一廿六匁壹分七リ 吉田仁へ千五百売上
 外遣用
 ノ七百壹匁壹分七リ
 差引 四拾四匁六分三リ 過上
 内丸半殿かかり物
 大坂フ方数子

一三拾七貫九百三拾九文 四五 方ふ七本

清兵衛 百拾弍ノ四百匁

一拾七ノ八百五十文 三九 本ふ方四本

弥 六十弍ノ目

一五ノ七百三拾七文 四五 方壹本

山太 拾七ノ目

一拾ノ八百七拾文 三五 方貳本

同人 四十四ノ目

一五ノ八百五文 四五 方壹本

吉松 十七ノ貳百匁

一七ノ七百拾七文 四九 方壹本

円助 廿壹ノ目

一拾七ノ七拾七文 方四本

同人 六十七ノ貳百匁

ノ百弍貫九百九拾六文

方ノ百六十七ノ六百匁

ふ本方ノ六拾弍貫匁

ふ方ノ百拾壹ノ貳百匁

ノ三百四拾ノ八百匁

内

△ 遣用

一 方 壹本

拾七 方 四百 匁

仁八

一三 方 百八拾 文

五三 方 八貫 匁

(屋号)

一六 方 五百拾 九文

同 方 壹本
拾六 方 四百 匁

利吉

一 壹 方 七百八拾 九文

五三

方 四 方 五百 匁

方 拾 壹 方 四百八拾 八文

目形 方 四拾 六 方 三百 匁

差引 九拾 壹 方 五百 三文

此目形 貳百九拾 四 方 五百 匁

此為 登高

一 方 七本 分内

皆濟 百六十六 方 六百

一 方 子 六本

百三拾 方 貳百 匁

但し 方 子 八本 分壹 方 目ツツ 見代 差引

此差引 目形 五 方 七百 匁

右為 登入 用 左二

一 五百三拾 四文

沓見 莖 八反

一 三百 文

大間 五包

一 貳 方 八百 文

右十四 本酒 手

一 壹 方 三百七拾 四文

御口 セン

一 四百廿五 文

手間 賃

方 五 方 四百三拾 三文

代 方 九拾 六 方 九百三十六 文

但し 平均 拾 方 目ニ付 三 方 五百廿八 文

外ニ大坂 迄運賃 かり物

ツルカ 行筒 躰

一 七拾 貳貫 文

一 六

筒 躰

百九十 貳連

一 貳 方 百三拾 八文

六六 八

沓見 莖

三十二 反

一 六百五拾 文

大間 壹丸

一 壹 方 四百五十四 文

御口 セン

一 五 方 九百五拾 九文

右運賃

塩方 傳藏 船拂

一 三 方 貳百 文

右同 船へ酒 手

二百 文づつ

方 八拾 五貫 四百 壹文

但し 敦賀 着壹 匁ニ付

五 方 三百三拾 七文五分 六り

花折 昆布

一 拾 貳 方 五百 文

花折 昆布 百包

一 壹 方 百三拾 六文

右同 目運賃

一 六百 文

右酒 手

一 四百 文

繩 莖 入用

方 拾 四 方 六百三拾 六文

此金 二兩 二朱 卜百八拾 六文

又

一 貳 匁 四分

礮源 殿 かり物

一 七 匁 九分 五り

山中 政右衛門 殿 かり物

二 口 方 金 二朱 卜二 匁 三分 五り

惣 方 金 二兩 壹 歩 卜四 匁 貳分 壹り

内

一 金 壹 兩 三 歩 二 朱 卜五 匁 壹り 三 匁

新七売上ノ高
差引金壹歩ト七匁三分六リ 不足
又 丸屋かかり物
但し壹匁残り有

敦賀為登繫貝
前方出ス

一金三拾三兩二歩ト四百九拾五文

繫貝八本ツルカ登ノ高

又

一拾九匁三分 山中ノ政右衛門殿かかり物

一壹匁六分壹リ 右同断

一八分五リ 礪源殿壹挺かかり物

一八匁四分 右同断一丁印へ拂

ノ金三拾三兩貳歩三拾五匁壹分壹リ

六四

此銀口金三拾四兩ト三匁壹分壹リ

内

一金二兩壹歩二朱ト七匁壹分六リ

長藏殿売上

二壹一 七ノ六百九十

一金四拾三兩壹歩ト八匁六リ 右同人へ

七本売上

ノ金四拾五兩三歩ト七匁壹分

差引

金拾壹兩三歩ト三匁九分九リ 過上

又壹本売上

内丸屋かかり物有也

弘化二年五月吉日

差引帳 木屋文右衛門

岩沢弥之丞殿

五月十五日

一廿壹貫百七拾六文 六八 中身欠

二四入 拾本

廿四日

一拾ノ百五十二文 四七 白子貳本

四十三ノ貳百匁

同

一五貫六十文 二貳 笹目三本

四拾六貫匁

六月八日

一三拾五ノ貳百九十四文 一七 筒鯡百束

同

一五ノ七百三拾七文 四五 フノ子壹本

拾七貫匁

同

一拾ノ八百七拾文 二五 フノ子貳本

四拾四貫匁

ノ八拾八貫貳百八拾九文

内

一四ノ四百十四文 五分口セン引

正ミ

八拾三貫八百七拾五文

内

一百五拾六貫五百廿七文 書出帳ノ高

差引 七拾貳貫六百五拾貳文 不足かし

書出帳入ル

嶋古卷 清太郎殿

五月廿四日

一三拾七貫九百三拾五文

四五 フノ子七本

同	百十二ノ四百匁
一八貫八文	四四 鯰ノ粕式本 三拾六ノ四百匁
同	四七 白子式本 三拾九ノ目
一九ノ百六拾五文	
六月八日	
一七拾貳貫七百六文	一七 筒鯰 貳百六束
ノ百廿七貫八百拾四文	
内	
一六ノ三百九拾壹文	五分口セン引
正ミ	
百廿三貫四百廿三文	
書出帳入ル	
鳴古卷之 吉松殿	
六月八日	
一五ノ五百五文	四五 走り方子壺本 十七ノ貳百目
同	
一六ノ六百九拾八文	四三 走身欠

同	二四入 式本
一九ノ六百元	一六 棒たら六束 二ノ四百匁二十
ノ廿貳貫百三文	
内	
一老ノ百五文	五分口セン引
正ミ	
廿ノ九百九拾八文	
内	
一廿七ノ四百八文	書出帳ノ高
差引 六ノ四百拾文	
鳴古卷 圓助殿	
六月八日	
一三拾七貫五拾九文	六八 中身欠 二八入 拾五本
廿五日	
一七ノ七百十七文	四九 フ方子壺本 廿老貫匁
同	
一十七ノ七拾七文	三六 ふ方子四本 六十七ノ貳百匁

同	同
一九ノ三百十二文	四八 白子式本 三拾八ノ八百匁
同	二八 篋目式本 四拾三貫匁
一六ノ廿文	
七月二日	
一七拾五ノ文	一六 筒鯰式百束
ノ百五拾貳貫百八拾五文	老ノ八百八十五匁
内	
一七ノ六百九文	五分口セン引
正ミ	
百四拾四貫五百七拾六文	
内	
一貳百四ノ文	書出帳ノ高 金三拾兩也
差引 五拾九ノ四百廿四文かし	
圓助殿 別差引	
一五拾五ノ六百八拾文	十二ノ 黒四拾六ノ四百匁

一廿三貫百拾弍文 正ミ

— 同正ミ 十九ノ弍百六拾弍

崑代次分

一六ノ七百五拾文 十五— 同五百八十

四ノ五百目

ノ八拾五ノ五百四拾弍文

内

一九拾五ノ弍百文

金拾四兩渡ス

差引 九ノ六百五拾八文

乙巳弘化二年三月吉日 金錢請拂小遣帳

金札錢拂方座

三月廿一日

一札弍匁

きぬいと廿四かけ

同

一匁匁

いもたね

同廿五日

一百文

小遣

同

一三十二文

集錢

廿六日

○壹匁五分弍り

昆布一ツ舟ちん

廿七日

一三匁

大安寺 法事香儀

廿八日

一金壹歩

わら代 西川遣ス

同廿九日

一百文

集錢

四月二日

一二百文

小遣

同三日

一四匁弍分

うらよし 年貢

四月三日

一金壹兩壹歩

村 こふノかけ金遣ス

同六日

○金壹兩二朱

中庄遣ス

但し此壹兩ハ除帳にて

□方下りの節残し置候

仍而二朱丈ハ請拂へ加へ可申事

同

一札弍匁

いも種 竹志や古 □貸

四月朔日

一札七匁三分 久二印へ□り三かけ代遣ス

同十二日

一百文

小遣

同十六日

一札弍匁

おこい おそて 彦根行小遣

同十七日

一百匁

ふろノ下立いと 壹まい

同廿日

一百文

小遣

同廿日

一四匁

大黒講かけ金

同廿二日

一金壹歩

兩替二遣

同

一六十文

せんべ まん十

同

一匁匁

白せんべ

同廿九日

一匁匁

春どし 甚四郎 香儀遣

廿八日

一六十五文

さい錢

廿九日

一金弍朱

さい正講かけ金

此内札四匁丸二印方受取申候

此分請取口へ入ル

同廿九日	同	○金式朱ト錢百十文	舟之いばらき屋遣	○金五兩	上出	卯兵衛遣ス
一金式兩	久二印かし 受取	同	たばこ五包	(中略)		
同	同	同	同	同十四日	○金壹歩	中庄へ遣ス
一二百文	小遣	同十一日	小遣	同十五日	同	
五月十三日	圓覺寺上る	一三匁	しょう ほうき 老本代	一三匁	善照寺様	御香儀
一金式歩	同	同十四日	一六分	同	一式匁	西宗寺様 法道具御祝儀
同	そめちん	同	かんさし	同十四日	同	
一五分	同	同	同	同十六日	○金四十三兩	一丁印へ遣ス
同十六日	一金壹歩式朱ト札六匁	一式百文	小遣	同十六日	同	兩替遣ス
同	サ 佐右衛門 春之□代	同廿一日	のう田 利左衛門香儀遣ス	同	○三百廿六文	かいつ舟 舟ちん
同十五日	同	一金壹歩	(中略)	(中略)		
同廿日	□春小袖壹つ	七月六日	大庄へ遣ス	十一日		
一百文	小遣	○金式兩	同	一三匁	カネ一妙好様	十三回忌ニ付
晦日	同	同	さしそばニさし	同	圓覺寺へ御布施	
一金壹歩	内ノ仁平かし	同	同	但し、高之内○付分ハ		
同	同	一二匁	こんこ 三そく うら付代	差引致候事		
一札六匁	ばん茶壹匁代嘉平ニ遣	同	同			
六月朔日	同	同	同			
(中略)	同	同	同			
同九日	同	同	同			

〆金七拾六兩貳歩
 札百七拾五匁五分五厘
 錢五〆廿文
 十一月十四日改也 請取座へ差引入ル
 (後略)
 金錢受取座
 三月十七日改
 一金拾貳兩二朱 古帳方出ス差引残有物
 札九匁五分
 ◎八百三拾四文
 同廿日
 一貳分 長藏方つり取
 四月十一日
 ◎壹匁六分 昆布代受取
 同十七日
 ◎四匁 昆布代受取
 同廿二日
 一壹〆六百三十二文 兩替方受取
 五月七日
 ◎壹匁三分 するめ代受取
 六月朔日
 ◎壹匁 昆布代受取

同
 ◎壹匁三分 するめ代受取
 六月五日
 ◎壹匁三分 するめ代受取
 同十七日
 ◎六分 こんぶ壹本代
 七月六日
 一金貳朱 兩替方受取
 代八匁
 同六日
 一廿八文 カネ一印方つり取
 同九日
 一二朱 兩替方受取
 代八匁
 同十一日
 一七匁貳分一り やなせ菟平方つり受取
 同十二日
 一五分 長そろう方つり受取
 同
 一四匁八分一り 孫善方つり受取
 同
 一五匁二分四十三文 茂平方つり受取
 同十三日

◎六匁七文 八兵衛方つり受取
 同
 一二匁十文 久十印方つり受取
 同
 一三分ト十四文 山二印方つり受取
 同
 ◎三匁七分 昆布代受取
 同
 一三匁 平藏方つり受取
 同
 ◎二匁八分 するめ代受取
 同
 ◎八分五厘 同代受取
 (中略) 十表〆代
 八月三日
 ◎貳匁七分 昆布代受取
 同四日
 ◎貳匁五分 同代受取
 同四日
 一八百文 兩替方受取
 同九日
 ◎貳匁 昆布代受取

同十四日

○金壹歩二朱ト

身欠代 此数千五百

札壹匁八分

吉田方受取

○金二両壹歩二朱ト

札七匁ト

錢十六文

サ 長藏方受取

岡川ノ

繫貝目形

七ノ六百九十匁

此貝貳百十匁かへ

八月十七日

○貳匁二分

昆布代受取

同十九日

○金十二両

サ 新七方身欠代受取

同廿五日

○金壹歩ト

身欠 九本
昆布 三本

札五匁六分五り

右之通り サ 新七方受取申候

同廿五日

○金壹両ト壹匁

サ 同新七方受取

右繫貝目形三ノ百目

廿一匁かへ

(中略)

同廿二日

一十三匁ト

数之子代受取

錢百十八文

此目形壹ノ九百廿目

同廿三日

一貳匁

昆布代受取

九月廿八日

一五匁三分

本店方つり受取

十月三日

一五匁壹分

山中ノ 弥右衛門方つり受取

同十二日

一貳匁

昆布代受取

十一月二日

一壹ノ六百三十六文

兩替方受取

四月廿九日分

一札四匁 完正講かけ銀□ 丸二印方受取

十一月九日

一札貳匁

鯡すし代受取

十一月十四日改

一金壹両貳歩三匁九文

千次郎方取

但し請取座拂方座○印分

売用物故両方書拔差引致候而

如此 虫損 〇しに成分請取

委細ハ辰年附込帳出ス也

十一月十四日改

一金五兩

奥方

ノ金七拾七兩三步二朱

札百六拾九匁六分八り

錢六ノ六百九拾壹文

但しノ高之内○付ハ売用物仍而

辰年附込帳ニ委細書拔候事

内

一金七拾六兩貳歩

表拂方口ノ高

札百七拾五匁五分三り

錢五ノ廿文

差引 金壹両壹歩二朱

錢壹ノ六百七拾壹文

但し札差引ニ而

五匁八分五り 過上

又廿八匁五分 有物

ノ三拾四匁三分五り 過上

此□へ金二歩不足定而兩替

附戻りト為見候加而此代

三拾貳匁引差引二匁三分五り

過上此□へ錢六十四文不足
是も札ト錢ト付違ト相見候
加而右引吉ニ而も老匁七分老り過上
追而吟味可致事

十一月十四日改

一金三步二朱 差引尻正ミ有高也

札廿八匁五分

錢老々六百七文

廿五日

一札八匁

同

一金貳拾兩

…

(後略)

文久二年 壬戌二月吉日 諸用録

柴谷芳剛

京

山崎屋久兵衛殿

一三〇四百八拾九匁七リ 差引尻かり

同

近江屋仁兵衛殿

一四〇四百七拾四匁五分 差引尻かり

子二月廿二日

内金拾兩渡す

同十一月晦日

又金拾兩渡す

又

上前村

上野卯兵衛殿

一金三拾六兩二歩 差引尻かり

亥二月十二日□□

内金拾老兩渡す

残 廿五兩貳歩

丑二月二日

内金拾兩渡す

残金拾五兩貳歩

内金五兩 寅正月十二日渡す

内金三兩 卯十二月廿八日渡す

金六兩 巳十二月十五日払

残りまけ済

大森ノ

紙屋店兵衛殿

一金拾八兩三歩 同断かり

内金五兩三歩 兩歩□□

残金拾三兩也

二月廿五日

内金三兩

残金拾兩也

内金三兩 寅三月六日渡

大坂

平松屋儀兵衛殿

一金拾五兩二朱ト六匁三分 同断かり

一金百拾九兩二歩 ほんしめ手当金

一老々貳百七拾五文 納屋新八

一三百四拾文 善四郎

一百三拾五文 勇次郎

森野弥右衛門殿

一金壹兩二朱ト五匁七分六厘

差引過上預り

内

一金三兩壹歩ト五匁

頼母子かけ金

差引

一金拾五兩

納屋敷

一金壹兩壹歩

御城下目録金

一金拾八兩

馬坂地代金

一金六拾八兩壹歩二朱ト三百九拾六文

引置金也

一金四拾四兩

山印別物

又金貳兩貳歩

長松方入ル 古金打共

内金十三兩市歩

九月改払

残金三拾三兩壹歩也

又金四兩

長松方入ル

又金四兩三歩

亥三月改入

戌春差引

金 七百貳兩一步三朱ト百七拾貳文 不足

亥七月

金貳兩

長松八代吉兩方入ル

〆金四拾四兩

又金二兩二歩二朱ト八十二文 八代吉大井

合 松前屋敷うり立金

又金壹歩二朱大井口

合四十七兩ト八十三文又金三歩 セン別入

一金 六百六拾六兩

亥四月迄〆

卯正月廿日

内廿兩一朱払

残金廿七兩二歩三朱也

古金分

内二兩三歩二朱払

引テ 金廿四兩三歩一朱也

一金拾八兩二歩

門口講当り

亥秋勘定

六百貳兩貳歩ト三百廿四文 不足

戌九月

一壹〆百七拾六文

□□□四十九

すや行うり立也

同

一九百八拾四文

同四十一欠

久十行

同亥

一百廿五文

覚金二口

〆二〆貳百八拾五文

此金壹歩壹朱ト百六十文 ほんしめ内へ渡

十二月十日かし

亥秋残り 六百貳兩貳歩三百廿四文

子秋同 五百七十三兩ト四百廿貳文

丑秋同 二百九十一兩貳歩ト八百八拾貳文

不足

卯秋同 二百八十二兩三歩三朱ト七十文

一金十一兩貳歩

利足預り

又十七兩三歩

同断卯年分

又五兩二朱

同断辰年分

又十四兩二歩二朱

巳年同断

〆四拾九兩

【翻刻17】柴谷家勘定帳

辛文久元年九月吉日 酉秋勘定帳

新貸有物

一金五拾兩ト五百四拾七〆百五拾壹文
 宮ノ歌 弥之丈

一百五拾八貫五百七拾九文
 嶋古卷 崑代次

一金三兩二歩
 大茂内 長九郎

一七拾四貫五拾四文
 同 山長

一金廿三兩三歩ト六百九拾文
 山三

一金貳拾兩ト百六拾〆七百三拾七文
 大茂内 徳兵衛

一廿九〆七百文
 茂尻 吉郎兵衛

一四拾壹貫二百五十文
 徳蔵

一金五兩
 熊石 小納

一六拾四貫二百五十文
 詰木石 孫六

一三百三拾〆文
 熊石 佐賀屋

一六拾四貫八百五文
 ツルカヤ長松

一八拾八貫九百拾八文

相沼内 藤蔵

一金八拾兩

山本 壹次

一金五兩

ミソヤ市太郎

一金五兩

大茂内 吉五郎

一金拾兩

釜屋ノ 幸太郎

一拾七〆三百三拾三文

甘ヨワリ 味噌四樽

十三〆目入 廿テ

一三百八拾文

中間繩 壹丸

十二月改

一金四拾貳兩壹分三朱ト貳百六拾四文

有金錢〆 請払帳

〆金貳百四拾四兩二分三朱ト

千五百七拾八〆百拾壹文

此金 貳百三拾貳兩ト五百拾壹文

合金 四百七拾六兩二分三朱ト五百拾壹文

内

一金貳百七拾貳兩三分三朱ト三百八拾文

奥引口〆高

差引金貳百三兩三歩ト百三拾壹文

新不定

一四百拾八貫九百廿八文

歌ノ 弥之丈

一百九拾貫百廿貳文

嶋古卷 崑代次

一貳百拾六貫九百八拾七文

茂尻 吉郎兵衛

一百廿八貫七百拾文

小納

一四〆貳百七拾壹文

市左衛門

〆九百五拾九貫〇拾八文

不定取口

一二〆五百五拾文

曰 崑八

一七〆四百八十文

蚊柱之 知三郎 網之賃

一三〆四百文

吉岡之 松右衛門

一六〆八百文

北村之 清七

一四〆貳百三拾七文

徳蔵

一三拾三〆七百廿五文

三

一壹〆八十文

綱相綱うり立

〆五拾九〆貳百七拾貳文

前卜差引

八百九拾九貫七百四拾六文

不定損

一金六拾六兩二朱ト三百三文 申残物及

不定貸

小遣帳ノ高

一五百五拾七貫六百拾壹文 歌ノ 弥之丈
一金三百拾兩卜三拾七ノ百六拾一文

嶋古卷 圓助

一三百拾五貫三百廿貳文 歌ノ 甚太郎

一十七拾五ノ八百十七文 同 藤二郎

一六百八拾五貫六百四拾九文 嶋古卷 清太郎

同 吉松

一八ノ三百三拾三文 同 吉五郎

一金百三拾兩二步卜八拾八ノ百五拾貳文 同 崑代次

一十二ノ四百七拾六文 同 金藏

一百六拾貫八百五拾六文 同 西松

一六拾六ノ五百九拾壹文 同 新助

一百四拾八貫三百六拾壹文 同 又平

一百四拾貫二百五拾貳文 □儀兵衛

一百七拾貳貫六百六拾貳文 大和屋 吉藏

一八拾貳貫六百三拾六文 イソヤ老右衛門

一九ノ七百八拾四文 同 長吉

一廿貳貫六百七文 小茂内 吉兵衛

一九ノ三百三拾三文 蚊柱ノ 与介

一廿ノ八百六拾六文 五勝手 老次郎

一百六拾三貫五百廿八文 歌ノ 治右衛門

一百八拾貳貫六百十七文 大工 長之助

一金拾三兩三步卜百廿四ノ四百十四文 山後之 利吉

(屋号)

一廿三ノ六百三拾四文 曰 崑八

一百五拾七ノ二百廿八文 大茂内 権平

一七拾六貫五百九拾九文 同 三次郎

一三拾三貫拾六文 同 長九郎

一二ノ九百九拾三文 山十一

一百九ノ七百七拾四文 幾藏

一廿七ノ九百十三文 中屋

一六拾壹ノ五百七拾九文 吉岡之 松右衛門

一拾三ノ貳百九拾八文 北村之 清七

一拾六ノ九百八十八文 かが与

一百三拾貳貫六百拾六文 久三ノ 政吉

一四ノ百四拾九文 茂尻 吉郎兵衛

一六拾貫七百廿六文 徳藏

一四拾四貫九百拾文 E印与吉共

一三拾四ノ貳百七拾五文 小納

一百廿八貫七百拾文 市左衛門

一四ノ貳百七拾壹文

一金四拾兩老歩卜百五拾九ノ百八拾貳文 不定口方々ノ高

ノ金四百九拾四兩二步卜 五千貳百四拾六ノ七百五拾六文

引ケ口 一二之 正藏

一百廿六文

凡 祝岩□代

一金貳兩 祝岩□代

五拾兩山久出 吉四郎

一三百四拾文 勇次郎

一百三拾五文 弥右衛門

一金壹兩二朱卜五匁七分六リ 札手当ノ

一金百拾九兩二步 納屋新

一老ノ貳百七拾五文 納屋藏

一金拾五兩 引置

一金六拾八兩老分二朱卜三百九拾六文 御城下 目六

一金壹兩老歩 馬坂 地代

一金拾八兩 山久別物也

一金廿七兩老歩一朱卜八拾貳文 冬中 小遣

一金拾兩

ノ金貳百七拾貳兩二步一朱卜

二ノ九百三拾文

此金壹歩二朱ト三百八十文

合金貳百七拾貳両三歩三朱ト三百八十文

惣勘定

一三ノ四百八拾九匁七リ

山久

一五ノ七百九拾目

近仁

一金拾九両二歩ト六匁八分四リ

近惣

一金三拾八両二歩ト拾貳匁

上卯

一金廿貳両二歩

大庄

一金拾五両二朱ト五匁六分九リ

平儀

ノ金九拾五両二歩二朱ト

銀九ノ三百三匁六分

此金百四拾三両ト九百文

合金貳百三拾八両二歩二朱ト九百文

内

一金貳百三両三歩ト百三拾壹文

前有物差引尻

差引金三拾四両三歩二朱ト七百六拾九文

又

一金六百六拾六両

松前屋敷地面金也

合金七百両三歩二朱ト七百六拾九文

但し申秋勘定方当

酉勘定迄金拾八両一歩

二朱ト百八拾文不足ニ成

全ク損分也

辰秋方酉年迄 惣勘定

一三ノ四百八拾九匁七リ

山久

一五ノ百廿四匁五分

近仁

内六百五拾目 金拾両 渡ス

殘四ノ四百七拾四匁五分

一金三拾六両二歩

上卯

一金拾八両三歩

大庄

一金拾五両二朱ト六匁三分

平儀

一金三拾両二歩一朱ト四百貳文

酉秋勘定之節方有金不足相定候テ出ス

一金拾六両二歩一朱ト三百八拾三文

古金打二口請払帳方出ス

引口山久口ニ口事

ノ金百拾七両二歩ト

銀七ノ九百七拾七匁七分式リ

六五

此金百廿貳両二歩三朱ト三匁三リ

合金貳百四拾両二歩三朱ト三匁〇三リ

内

一金貳百三両三歩ト百三拾壹文

前有物差引尻

差引

金三拾六両壹歩三朱ト壹匁七分式リ

又

一金六百六拾六両

松前屋敷地面金也

合金七百貳両壹歩三朱ト百七拾貳文

但し申秋勘定方当成

春勘定迄金拾九両三歩

二朱ト拾六文不足ニナル

全ク損分也

乙慶應元年九月吉日 丑秋勘定帳

新貨有物

一金百拾五兩ト四百六拾四ノ六百七拾文
宮ノ歌 弥之丈
一金廿九兩老歩 同 久次
一金百三拾兩ト九拾ノ九百八十七文
大茂内 徳兵衛
一廿四貫六拾八文 箱館徳蔵
一八拾貳貫百廿文 詰木石 孫六
一金拾兩ト二百四ノ七百七拾九文
大茂内 長松
一金八拾五兩ト五百廿四ノ百三拾老文
城下 壹次
一金貳拾兩ト八ノ貳百七拾四文
ミツヤ 市太郎
一金壹百兩ト百六拾七ノ八十文
釜屋 幸太郎
一金貳拾兩ト二百三拾老ノ九百廿七文
上ノ国 利右衛門
一六拾九貫八百九拾三文
蚊柱之 与左衛門
一金六兩二歩 大茂内 吉五郎
一金三兩ト拾九ノ五百十二文 同 長九郎
ノ金五百拾八兩三歩ト

千八百八拾七ノ四百四拾老文
六八 此金二百七拾七兩貳歩一朱ト
拾六文
又
一金廿兩老歩三朱ト百五十文
十一月十一日
請払帳有金錢
合金八百拾六兩三歩ト百六拾六文
又九ノ三百七拾老文 孫六分代口有
引ケ口
一三ノ四百八拾九匆七リ 京 山久
一三ノ百七拾四匆五分 同 近仁
一金拾五兩二歩 上前 上卯
一金拾兩 大庄
一金拾五兩二朱ト六匆三分 大坂 平儀
一金百拾九兩二歩 本ノ手当金
一金三朱 大津 納屋新
一三百四拾文 吉四郎
一百三拾五文 勇次郎
一金老兩二朱ト五匆七分六リ 森弥
一金拾五兩 西屋敷

一金壹兩老歩 御城下 目録金
一金拾八兩 馬坂地面金
一金六拾八兩老歩二朱ト三百九拾六文
△ノ引置金
一金四拾七兩ト八拾參三文 山印別物
古金打共
一金拾八兩二歩 川口講当り金
冬中小遣
一金六百六拾六兩 松前屋敷うり立金
ノ金千五兩二歩一朱ト
銀六ノ六百七拾五匆六分三リ
六五 此金百貳兩二歩三朱ト九拾四文
殘金 壹ノ四拾八文
合金千八百兩老歩ト老ノ四拾八文
前ト差引 金二百九拾老兩二歩ト
八百八拾貳文 不足
右子勘定方丑勘定迄金
二百八十兩老歩二朱ト三百九十文
過上 当年之利分也
不定取口
一八百六拾五ノ四百九拾老文 弥之丈
内四ノ六百五拾老文 過預リニナル

残 八百六拾八八四拾文
 一百七拾八貫二百六拾文 久次
 一百四拾廿五文 崑八
 一拾七文 長兵衛
 一金八兩二步二朱 山十一
 一金八兩二步二朱 山三
 一七四八八十文 知三郎網之賃
 一三拾四文 中屋
 一老七百元 かがや与兵衛
 一拾三百六拾四文 藤蔵
 金拾七兩壹歩下
 千貳百拾貫六拾九文
 内 新不定
 一八百五十文 棒三印
 一貳九百六拾八文 孫六
 三三八百拾八文
 差引 金拾七兩壹歩下
 千貳百六貫二百五拾壹文 過上取口
 不定貸
 一八百六拾八八四拾文 弥之丈
 一金三百十七兩二步二朱下

廿九六百三拾貳文 圓助
 一百三拾五貫三百廿貳文 甚太郎
 一百七拾五貫八百拾七文 藤次郎
 一百八拾五貫二百四拾九文 清太郎
 一百四拾九八八拾七拾五文 吉松
 一八三百三拾三文 吉五郎
 一金百三拾兩二步下五拾三百四拾六文 久次
 一十二四百七拾六文 金蔵
 一百六拾八八五拾六文 西松
 一六拾六貫五百九拾壹文 新助
 一百四拾八貫三百六拾壹文 又キ
 一百四拾貳二百五拾貳文 儀兵衛
 一百七拾貳貫六百六拾三文 大和屋
 一八拾貳六百三拾六文 イソヤ老右衛門
 一九七七八拾四文 同 長吉
 一廿貳貫六百七文 八五郎
 一九三百三拾三文 与助
 一廿八八六拾六文 老次郎
 一百六拾三五百廿八文 治右衛門
 一百八拾貳貫六百十七文 長之助
 一金拾三兩下百廿八百廿貳文 利吉
 一廿三貫六百三拾四文 棒

一百五拾五貫百七拾五文 崑八
 一七拾六五百九拾九文 権平
 一三拾三貫拾六文 三次郎
 一五拾四百七拾壹文 長兵衛
 一四拾老七百七拾四文 山十一
 一五拾八貫二百五拾貳文 山三
 一六拾老五百七拾九文 中屋
 一九八八拾八文 松右衛門
 一拾六九百八十文 清七
 一百三拾九百十六文 かがや与兵衛
 一六三拾四百廿六文 吉郎兵衛
 一三拾四七百八拾八文 棒三印
 一百五拾八五百拾五文 小西
 一二百九拾九文 正蔵
 一三拾三貫七百七拾三文 孫六
 一九拾貳貫七百六拾貳文 藤蔵
 一五七七百七拾貳文 吉平
 一九拾貳百六拾六文 石屋
 一金四拾兩二步二朱下
 百五拾九百八拾貳文 奥不定口之高
 金五百老兩三步下
 五千七百三拾三八百七拾八文

丙慶應二年九月吉日 寅秋勘定帳

新貸有物

一金百五拾兩ト八百八拾七ノ六百五拾四文
 歌ノ 弥之丈
 一六拾三ノ文 同 久次
 一金百三拾兩ト貳百貳貫六拾五文
 大茂内之 徳兵衛
 一金拾兩 熊石之 小西
 一二百廿四ノ九百六拾七文 詰木石 孫六
 一金三拾兩 長松
 一金廿兩ト拾八ノ八百五文 ミツヤ市太郎
 一金百兩ト千六ノ九百九拾貳文 釜屋ノ 幸太郎
 一四百九拾三ノ九十文 上ノ国 利右衛門
 一貳百八拾ノ四百八拾七文 蚊柱之 与右衛門
 一金拾兩 大茂内之 吉五郎
 一金拾兩 同 長九郎
 一金七兩 同 定八
 一金四拾兩 山り 二四分
 一貳拾四ノ文 味噌三樽

一金拾五兩壹朱ト
 一五ノ四百九拾九文 十一月二日
 請抄有金錢

ノ金五百廿二兩一朱ト

三千貳百六ノ五百五拾九文
 此金 四百七十一兩二步ト

三百五拾九文

合 金九百九十三兩二步一朱ト

三百五十九文

新不定

一二百廿三貫百四拾四文 歌ノ 久次
 一三拾六ノ七百五拾六文 詰木石 孫六
 一千貳百廿九ノ二百八十文 山本 壹次
 ノ千四百八拾九貫百八十文 奥取口
 差引
 千三百六拾壹ノ六百四拾七文 不定損
 不定取口
 一壹ノ七百文 曰 崑八
 一拾七ノ文 山本 長兵衛

一七ノ四百八十文 蚊柱之 知三郎
 一壹ノ七百文 かがや与兵衛
 一二ノ七百文 棒三

一九拾六貫九百五拾三文 小西
 ノ百廿七貫五百三拾三文

不定貸

一金三百拾七兩二步二朱ト
 廿九ノ六百三拾貳文 宮ノ歌 圓助
 一三百拾五貫三百廿貳貫 同 甚太郎
 一七拾五貫八百拾七文 同 藤次郎
 一六八拾五貫六百四拾九文 嶋古卷 清太郎
 一百四拾九貫八百七拾五文 同 吉松
 一八ノ三百三拾三文 同 吉五郎
 一六五拾九ノ四百八拾六文 歌ノ 久次
 一十一ノ七百七拾六文 嶋古卷 金蔵
 一百六拾貫八百五拾六文 同 西松
 一六拾六ノ五百九拾壹文 同 新助
 一百四拾八貫三百六拾壹文 又キ
 一四拾拾貫二百五拾貳文 福之兩 儀兵衛
 一百七拾貳貫六百六拾貳文 大和屋善蔵
 一八十二ノ六百三拾六文

一九〇七百八拾四文 ノトヤ 吉右衛門
 一廿貳貫六百七文 イソヤ 長吉
 一九〇三百三拾三文 小茂内之 八五郎
 一廿〇八百六拾六文 蚊柱之 与助
 五勝手之 吉次郎
 一百六拾三貫五百廿八文 歌ノ 治右衛門
 一百八拾貳貫六百拾七文 嶋古卷 長之助
 一金十三兩ト百廿八〇百廿貳文
 江州之 利吉
 一廿三貫六百三拾四文 棒
 一百五拾八貫壹百五十文 曰 崑八
 一七拾六貫五百九拾九文 大茂内之 權平
 一三拾三貫拾六文 同 三治郎
 一廿七〇五百七拾九文 五勝手 七右衛門
 一九〇八百九拾八文 上ノ国 松右衛門
 一拾六貫九百八拾文 北村之 清七
 一百廿九貫二百拾六文 九艘川 与兵衛
 一六〇三拾四〇百廿六文 茂尻 吉郎兵衛
 一三拾五〇六百三拾八文 棒三
 一二〇九拾九文 一二 正蔵
 一百五拾八〇五百拾文 小西
 一三拾七〇五百三拾五文 孫六
 一八十二〇三百九拾八文 藤蔵

一五〇七百七拾貳文 上ノ国 吉平
 一九拾〇貳百六拾六文 石屋
 一金四拾兩二步二朱ト
 百六拾三〇三百三拾壹文 方々口之〇高
 〇金三百七十一兩壹步ト
 五千貳百九十七〇五十五文
 引ケ口
 一拾四〇七百九拾七文 徳蔵
 一三〇四百八十九匆七リ 山久
 一三〇百七拾四匆五分 近仁
 一金拾兩貳步 上卯
 一金七兩 大庄
 一金拾五兩二朱ト六匆三分 平儀
 一金百拾九兩二步 本 〇手当金
 一〇〇貳百七拾五文 納屋新
 一三百四十文 吉四郎
 一百三拾五文 勇次郎
 一金壹兩二朱ト五匆七分六リ 森弥
 一金拾五兩 西屋敷
 一金壹兩壹步 御城下 目録金
 一金拾八兩 馬坂地面金
 一金六拾八兩壹步二朱ト三百九拾六文

引置金
 一金四拾七兩三步ト八十三文 別物
 一金拾八兩二步 川口講
 一金十一兩二步 利足預り
 一金七拾八兩二步 山久方かり
 一金拾三兩三朱 別物預り
 一五〇八百文 〇た ばこ代三十二匆
 一金六兩三步二朱 酒二丁代
 一金拾兩 冬中小遣
 一金六百六拾六兩 松前屋敷代
 〇金千八百三朱ト
 銀六〇六百七拾五匆六分三リ
 六五
 此金百貳兩二步三朱ト六十四文
 銀廿二〇八百廿六文
 此金三兩一步一朱ト三百壹文
 合金 千貳百拾四兩三朱ト三百六拾五文
 内
 一金九百九拾三兩二步一朱ト三百五拾九文
 前二有 新貸有物
 差引 金貳百廿兩二步二朱ト六文 不足
 右丑秋勘定方当寅秋
 勘定迄金七拾壹兩ト

二十六文過上ナル此分
利分也

【翻刻18】

庚明治十三年辰七月吉日

諸取引計算帳

松江藤兵衛殿

米差引西行

六月十七日

一拾五石七斗八升九合

十印上り

越後米貳拾八俵

四壺五五文かし

一四石九斗三升二合

(屋号)拾貳俵

十印上り 四壺

十印蔵より出ス

一□受取表

上印□

越後米五拾俵受取

貳拾壺石三斗七升五合

升四斗貳升七合五勺

差引テ

六斗五升四合

ズ

六月卅日

一三石三斗貳升一合五勺

十印上り

加賀米七俵 四七四五

内

一三石四斗三升

同七俵 四九

文 壺斗八合五勺

合テ 七斗六升貳合五勺

内

一七斗六升

八賜丸上り

越後米貳俵 三八

文 貳合五勺 かり

代金

山大印 布目五郎兵衛

八月十一日

一四拾圓〇〇九錢一り貳毛 七七五つつ

ズ粕 七拾貳匁

め貳千百十六ズ六百匁

□□□与三郎氏

内

七月九日

一金五拾圓

正金受取

七月十三日

一貳百拾貳圓三十一錢六り一毛 五五つつ

越後米五拾俵 四斗貳升入

ズ貳百六拾貳圓三拾一錢六り一毛

留引テ

ズ百四拾七圓七拾七錢五り一毛かし

鯡類帳より出買物帳より出ス

当座帳より出ス

内

百圓也

山一印より受取

五月十九日

留引

四十七圓七十七錢五り

正味受取済

敦賀屋長松殿

六月廿六日

一金百五拾八圓九拾六錢五り七毛

八百十五円也
 鯡ノ粕三拾本
 め七百八拾ノ貳百匁
 内
 一金七円九拾四銭八り貳毛
 五分口セン并ニ蔵しき
 留引
 正味 百五拾壹円〇壹銭七り五毛
 書出帳入ル
 山本孫六殿
 五月廿七日
 一金拾壹円貳拾七銭
 九八
 白子貳本壹内
 め四拾六匁
 五月十四日
 一三拾貳円三十銭
 百九十〇
 中身欠貳四ノ十七本
 五月廿七日
 一七拾六円八十六銭貳り五毛
 七百十五円
 筒鯡貳百十五束

此残 一束余り
 五月六日
 一拾円貳拾五銭五り貳毛五〇 五五五
 笹目四本
 め七拾四ノ貳百匁
 五月廿七日
 一拾五円九拾三銭九り三毛 円三三
 フノ数子三本
 め五拾貳ノ六百
 内
 金百四十六円六拾六銭七り
 一七円三拾六銭三り三毛
 五分口セン并ニ蔵敷
 留引
 正味百卅九円三拾三銭三り七毛
 書出し帳へ入ル
 工藤萬右衛門殿
 五月廿八日
 一九円八拾四銭九り
 九八〇
 白子貳本

め四十ノ貳百匁
 同断
 同貳本
 め三拾貳ノ四百匁
 六月四日
 一七円九拾三銭八り
 同断
 同貳本
 五月廿七日
 一三拾四円八拾銭 貳九一
 走身欠 貳四ノ十貳本
 六月四日
 一拾五円七拾五銭
 百七十五〇り
 後同 九本
 同
 一貳拾八円六拾銭
 七一五一
 筒鯡八拾束
 六月六日
 一五拾七円廿銭
 同
 同百六拾束
 六月十四日
 一三拾五円七十五銭
 同
 同百束
 外ニ 壹束入ル
 六月十七日
 一四円貳拾九銭
 同

同十式束

五月十三日 六月四日

一拾五円六十七銭八り七も 五五五つつ

笹目五本

め百十三ノ匆

六月十七日

一貳拾八円貳拾四銭貳り四も

より数子五本

め九拾三ノ貳百匆

六月十七日

一貳円拾七銭貳り五も

老本 め拾老ノ匆

同十四日

一拾九円三拾銭六り

七八八

鯡ノ粕 四本

め九拾四ノ匆

ノ貳百五拾九円五拾七銭六り一も

内

一十式円九拾七円八り八も

五分口セン并ニ蔵しき

正味貳百四拾六円五拾九銭七り三も

書出帳へ入ル

完八殿より

大村八兵衛殿より

辰之助殿

三上久五郎殿

麓與右衛門殿

畑中勝左衛門殿

湯岡與三郎殿

中山宇之松殿

伊勢屋口助殿

大茂内村ノ音松殿

六月十四日

一五円三拾六銭貳り五毛

筒鯡 拾五束

内

一貳拾六円八り一毛

五分口セン并ニ蔵しき

正味 五円九銭四り四も

う十一月八日

一金六円也 書出し帳より出木綿代かし

内又

辰九月六日

一金老円也

留り引テ

九銭四り四も 過

当事へまけ相済

大茂内村ノ藤左衛門殿

大茂内村ノ又左衛門殿

六月十九日

一老円七十八銭七り五毛

筒鯡五束

内

一八銭九り四も 五分口セン并ニ蔵敷

正味 老円六拾九銭八り一毛

一 壹円九十弍銭四り 木綿代ノ高かし
残 廿弍銭六り 不足かし
十月廿八日正受取済

(ママ)
大茂村ノ市五郎殿

六月廿三日

一 六円七拾九銭二り五毛

七一五つつ

筒緋拾九束

内

一 三拾三銭九り七毛

五分口セン并ニ蔵しき

正味 六円四拾五銭三り四毛

内

一 五円五拾六銭

木綿代ノ高かし

残 壹円十九銭三り四毛 過

内

一 壹円〇五銭

木綿代かし

残 十四銭三り 預り

本帳へ入ル

大茂内村ノ市兵衛殿

六月廿四日

一 七円八十六銭五り

七一五つつ

筒緋廿弍束

内

一 三拾九銭三り二毛

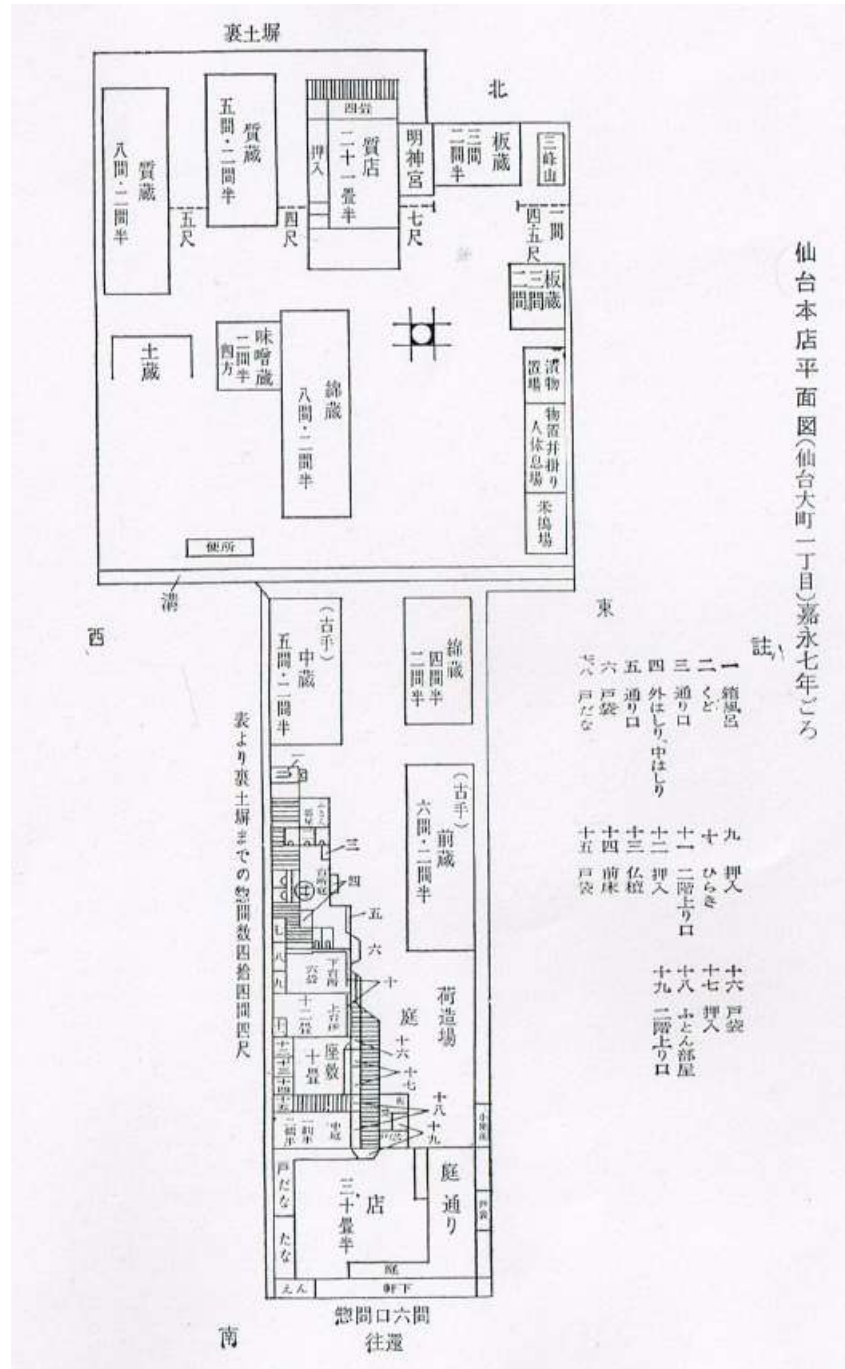
五分口セン并ニ蔵しき

留引

正味 七円四拾七銭一り八毛

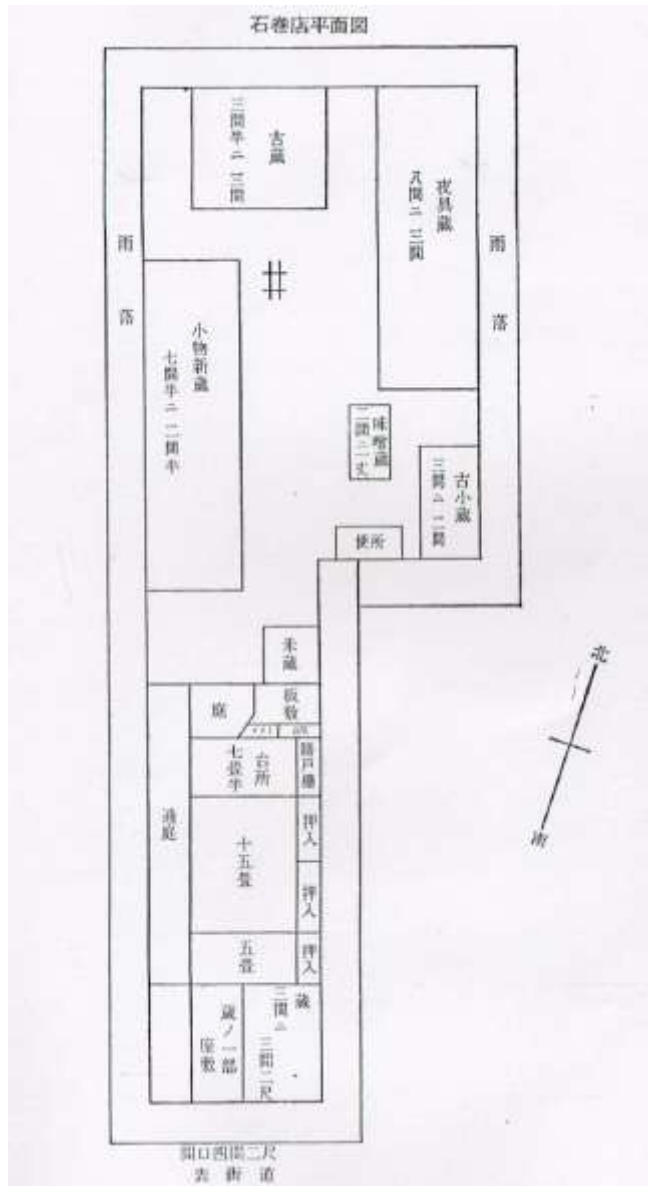
書出帳入ル

図表 2-7 仙台北店平面図 (安政元年頃)



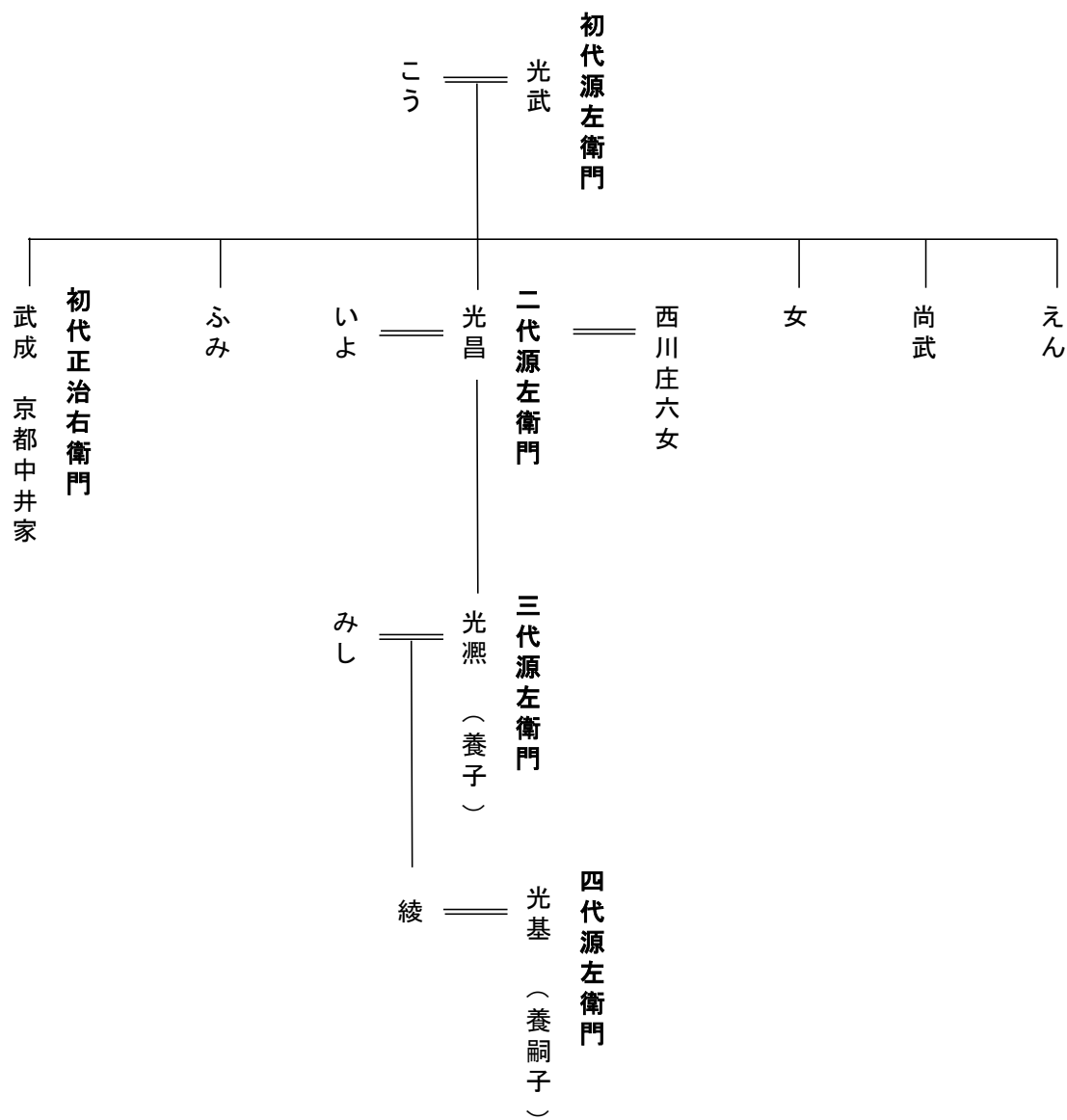
出所：江頭[1965] 973 頁。

図表 2-8 石巻店平面図



出所：江頭[1965] 973 頁。

中井家家系図（初代源左衛門から4代源左衛門まで）



出所：江頭[1965] 附録2「中井家略系図」をもとに筆者加筆修正。